



接続約款変更認可申請書

西設相制第/2号  
平成28年1月19日

総務大臣  
山本 早苗 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくぼんぽちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

むらお かずとし

代表取締役社長 村尾和俊

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

用 語	意 味
第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。	
1～15 (略)	(略)
16 活用型PHS事業者	PHS接続装置、PHS網制御局等当社又は特定端末系事業者の電気通信設備及びその機能を活用するPHS事業者
17 接続型PHS事業者	活用型PHS事業者以外のPHS事業者
18～60 (略)	(略)
61 基地局回線	当社の通信用建物に設置するPHS接続装置又は当社が指定する加入者交換機とPHS事業者の設置する無線接続装置又はPHS事業者の設置する伝送装置（当社の通信路設定伝送機能等に係る区間及びPHS事業者の設備に係る区間を経由して無線接続装置に接続する場合があります。）との間に設置される端末回線
62 PHS端末	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）に規定する移動電話端末であって、PHSの用に供するもの
63 PHS接続装置	位置登録、一斉呼出等PHSシステム特有の接続制御手順を実現するための当社の設備（遠隔装置及び遠隔装置までの伝送路設備を含みます。）であって、当社の加入者交換機と基地局回線との間に設置されるもの
64 サービス制御局	PHS端末の認証、位置登録の機能又は当社若しくは特定端末系事業者の契約約款等に基づくサービスを実現するための制御機能を受け持つ装置
65 サービス制御統括局	PHS用サービス制御局（サービス制御局であってPHS接続装置に当社若しくは特定端末系事業者の加入者交換機及び共通線信号網を介して接続されるもの又は当社若しくは特定端末系事業者が指定する加入者交換機に共通線信号網を介して接続されるものをいいます。以下「PHS用NSP」といいます。）への契約者情報の転送、PHS用NSPから送出されたトラヒック情報の収集、集計及び当社の料金明細センタへ料金情報の転送を行う機能又は当社若しくは特定端末系事業者の契約約款等に基づくサービスを実現するための管理機能を受け持ち、サービス制御局の制御等を行う装置
66 PHS網制御局	PHS用NSP及びPHS用サービス制御統括局（サービス制御統括局であってPHS用NSPと接続されるものをいいます。以下「PHS用NSSP」といいます。）

用 語	意 味
第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。	
1～15 (略)	(略)
16～17 削除	
18～60 (略)	(略)
61～66 削除	

第10章 料金等  
第4節 料金の計算及び支払い  
(通信時間の測定等)

第71条 通信回数、当社の電気通信設備が応答信号を受信した時点（その通信が番号案内機能等を利用するものであるときは、当社が課金信号を送信した時点とし、その通信が手動交換機能を利用するものであるときは、当社及び協定事業者双方の契約者回線等を通じて通信できる状態にした時点とします。）を1回として登録し、当社の機器により測定します。

ただし、信号伝送機能、加入者交換機能メメニユー利用機能、番号情報データベース登録機能及び番号情報データベース利用機能については、この限りではありません。

第13章 利用者への責任に関する事項  
(利用者料金の課金)

第92条 第90条（利用者料金の請求）に規定する電気通信事業者は、利用者が役務区間単位料金であるときは相互接続通信に係る利用者料金について、利用者が役務区間合算料金であるときは相互接続通信及び他社相互接続通信に係る利用者料金について、その課金を行うこととします。

ただし、当社から携帯・自動車電話事業者へ手動コネクタサービス取扱機能を利用して行った通信及び当社から無線呼出し事業者へ電気通信番号規則第9条第1項第4号に定める番号により接続する通信の場合には、当社が課金を行うこととし、国際系事業者、端末系事業者又は中継事業者との間の通信の場合には、その事業者が課金を行うことがあります。

第10章 料金等  
第4節 料金の計算及び支払い  
(通信時間の測定等)

第71条 通信回数は、当社の電気通信設備が応答信号を受信した時点（その通信が番号案内機能等を利用するものであるときは、当社が課金信号を送信した時点とします。）を1回として登録し、当社の機器により測定します。

ただし、信号伝送機能、加入者交換機能メメニユー利用機能、番号情報データベース登録機能及び番号情報データベース利用機能については、この限りではありません。

第13章 利用者への責任に関する事項  
(利用者料金の課金)

第92条 第90条（利用者料金の請求）に規定する電気通信事業者は、利用者が役務区間単位料金であるときは相互接続通信に係る利用者料金について、利用者が役務区間合算料金であるときは相互接続通信及び他社相互接続通信に係る利用者料金について、その課金を行うこととします。

ただし、当社から無線呼出し事業者へ電気通信番号規則第9条第1項第4号に定める番号により接続する通信の場合には、当社が課金を行うこととし、国際系事業者、端末系事業者又は中継事業者との間の通信の場合には、その事業者が課金を行うことがあります。

料金表  
第1表  
第1  
1  
接続料金  
網使用料  
適用

区分	内容
(1)～(3) (略)	(略)
(3)-2 事業法第33条第5項の機能に係る網使用料の適用年度	2 (料金額) 2-2第1欄、第7欄及び第8欄、2-3、2-4、2-5-1、2-5-2及び2-5-2の2、2-7並びに2-11第1欄から第4欄及び第6欄に規定する機能に係る料金額は、平成27年度に適用します。
(4) 公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能の適用	ア (略) イ 2 (料金額) 2-10-1第1欄又は第2欄に規定する機能については、2-10-1に掲げる料金額に、2-10-2に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、2-10-2に掲げる料金額の算定にあたっては、前年度の公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数及び算定対象需要実績(公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る実績トラフィックをいいます。以下同じとします。)を把握したときに、それらと前年度末に適用される合算番号単価(事業法第106条に基づき指定された基礎的電気通信役務支援機関(以下「支援機関」といいます。))において同法第110条に基づき総務大臣の認可を受けた負担金の額の算定に用いた合算番号単価(修正合算番号単価)をいいます。以下同じとします。)を把握したときに、それらと前年度末に適用される合算番号単価(事業法第106条に基づき指定された基礎的電気通信役務支援機関(以下「支援機関」といいます。))において同法第110条に基づき総務大臣の認可を受けた負担金の額の算定に用いた合算番号単価(修正合算番号単価)をいいます。以下同じとします。)を用いて料金額を再算定(2-10-1に掲げる料金額を変更するときに行うものとします。)としてその事業年度の4月1日に遡及して適用するものとし、各事業年度の公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数及び算定対象需要実績を把握したときは、その加算料と、その事業年度の各月に適用すべき合算番号単価に係る電気通信番号数を乗じて得た額の合計をその事業年度の算定対象需要実績(平成18年度にあっては年度の実績トラフィックの4分の1とします。)で除して得た額との差額を、協定事業者と精算するものとします。
(5) 機能ごとの網使用料の適用の特例	協定事業者は、2 (料金額) 2-8 (第4欄及び第5欄を除きます。)又は2-11 (第12欄から第20欄を除きます。)に規定する機能を利用したときは、その利用に関して料金表第1表第1に掲げる他の機能に係る料金の支払いを要しません。
(6) 特定機能の提供に係る特定協定事業者の網使用料の適用の特	協定事業者は、2 (料金額) 2-7又は2-8に規定する機能(以下「特定機能」といいます。)を利用したときは、当社にその料金を支払うものとし、特定機能を構成する特定協定事業者の電気通信設備の部分について支払いを要しません。協定事業者は、特定端末系事業者との接続により、特定端末系事業者の特定機能

料金表  
第1表  
第1  
1  
接続料金  
網使用料  
適用

区分	内容
(1)～(3) (略)	(略)
(3)-2 事業法第33条第5項の機能に係る網使用料の適用年度	2 (料金額) 2-1-1-1第1欄、2-2第1欄、第7欄及び第8欄、2-3、2-4、2-5-1、2-5-2及び2-5-2の2、2-7並びに2-11第1欄から第4欄及び第6欄に規定する機能に係る料金額は、平成27年度に適用します。
(4) 公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能の適用	ア (略) イ 2 (料金額) 2-10-1第1欄又は第2欄に規定する機能については、2-10-1に掲げる料金額に、2-10-2に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、2-10-2に掲げる料金額の算定にあたっては、平成18年度にあっては、当年度の1月に適用される合算番号単価(事業法第106条に基づき指定された基礎的電気通信役務支援機関(以下「支援機関」といいます。))において同法第110条に基づき総務大臣の認可を受けた負担金の額の算定に用いた合算番号単価(修正合算番号単価)をいいます。以下同じとします。)を用いた合算番号単価(修正合算番号単価)をいいます。以下同じとします。)を用いて料金額を再算定(2-10-1に掲げる料金額を変更するときに行うものとします。)としてその事業年度の4月1日に遡及して適用するものとし、各事業年度の公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数及び算定対象需要実績を把握したときは、その加算料と、その事業年度の各月に適用すべき合算番号単価に係る電気通信番号数を乗じて得た額の合計をその事業年度の算定対象需要実績(平成18年度にあっては年度の実績トラフィックの4分の1とします。)で除して得た額との差額を、協定事業者と精算するものとします。
(5) 機能ごとの網使用料の適用の特例	協定事業者は、2 (料金額) 2-8 (第4欄及び第5欄を除きます。)又は2-11 (第11欄から第21欄を除きます。)に規定する機能を利用したときは、その利用に関して料金表第1表第1に掲げる他の機能に係る料金の支払いを要しません。
(6) 特定機能の提供に係る特定協定事業者の網使用料の適用の特	協定事業者は、2 (料金額) 2-7、2-8、2-9又は2-11第11欄に規定する機能(以下「特定機能」といいます。)を利用したときは、当社にその料金を支払うものとし、特定機能を構成する特定協定事業者の電気通信設備の部分について支払いを要しません。協定事業者は、特定端末系事業者との接続により、特定端末系事業者の特定機能



例	協定事業者は、特定端末系事業者との接続により、特定端末系事業者の特定機能に含めて特定端末系事業者に料金を支払う当社の指定電気通信設備の部分については支払いを要しません。
(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2-1-1-1に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～チ (略) ツ 2-1-1-1第1欄又は第5欄に規定する機能については、2-1-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第5欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。
(8)-2 (略)	テ～ネ (略)
(13) 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ	ア (略) イ 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ欄に掲げる料金額に2-1-1-1-1第6欄ア欄又は2-1-1-1-1の2に掲げる料金額を加えた額を適用する場合は、2-1の4に掲げる料金額を組み合わせる場合があり、2-1の4において、2-1の4ア欄に規定する機能を利用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号回数及び光信号回線の数は4を限度とし(以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。)、2-1の4イ欄に規定する機能を利用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号回数及び光信号回線の数は8を限度とし(以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が8のもの」といいます。))。
(14)～(17)-3 (略)	(略)
(18) 手動交換機能の適用	ア 手動コレクトサービス取扱機能を利用した場合には、その料金に併せて手動交換サービス接続機能に係る料金の支払いを要します。 イ 協定事業者(携帯・自動車電話事業者に限り)が利用者料金を設定するときは、その利用者料金は、3分までの料金額及び3分を超える1分までのごとに料金とし、通話地域間距離の区分、時間帯の区分、土曜日・日曜日・祝日の区分を設定することはできません。 ウ その手動交換機能を利用する協定事業者(携帯・自動車電話事業者に限り)が2以上ある場合は、その協定事業者間で協議の上、1の利用者料金を設定することを要します。 エ 協定事業者(中継事業者に限り)が利用者料金を設定するときは、その利用者料金は、当社の契約約款等に規定する利用者料金と同一の設定とすることを要します。
(19)～(22) (略)	(略)
(23) PHS基地局回線管理機能、DSL回線管理機能、光回線管理機能、DSM回線管理機能、端末回線管理機能、光回線管理機能、光回線管理機能、光回線管理機能、光回線管理機能、光回線管理機能	PHS基地局回線管理機能、DSL回線管理機能、端末回線管理機能、光回線管理機能若しくは光信号分岐端末回線管理機能又はIP通信網回線管理機能又はIP通信網回線管理機能については、協定事業者が、それぞれ2 (料金額) 2-1-1-1第4欄、第5欄、第6欄ア欄若しくは2-1-1-1第5-3若しくは2-11第19欄、2-1-1-2第2欄ア欄又は2-13第1欄から第3欄に規定する機能を利用する場合に適用します。

例	含めて特定端末系事業者に料金を支払う当社の指定電気通信設備の部分については支払いを要しません。
(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2-1-1に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～チ (略) ツ 2-1-1-1第5欄に規定する機能については、2-1-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第5欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。
(8)-2 (略)	テ～ネ (略)
(13) 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ	ア (略) イ 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ欄に掲げる料金額に2-1-1-1-1第6欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1の4に掲げる料金額を組み合わせる場合があり、2-1の4において、2-1の4ア欄に規定する機能を利用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号回数及び光信号回線の数は4を限度とし(以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。))、2-1の4イ欄に規定する機能を利用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号回数及び光信号回線の数は8を限度とし(以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が8のもの」といいます。))。
(14)～(17)-3 (略)	(略)
(18) 削除	
(19)～(22) (略)	(略)
(23) DSL回線管理機能、DSL回線管理機能、DSL回線管理機能、DSL回線管理機能、DSL回線管理機能、DSL回線管理機能	DSL回線管理機能、端末回線管理機能、光回線管理機能又はIP通信網回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ2 (料金額) 2-1-1-1第4欄、第5欄、第6欄ア欄若しくは2-1-1-1第5-3若しくは2-11第19欄、2-1-1-2第2欄ア欄又は2-13第1欄から第3欄に規定する機能を利用する場合に適用します。

信号分岐端末回線  
管理機能又は I P  
通信機能回線管理機  
能に係る料金の適  
用

又は I P 通信網回  
線管理機能に係る  
料金の適用

2 料金額  
 2-1 端末回線伝送機能  
 2-1-1 基本額  
 2-1-1-1 基本料

月額

区分		単位	料金額	備考			
(1) PHS基地局回線機能	基地局回線により接続する	1 回線ごと	1,754円	PHS事業者 者に適用し ます。			
	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 回線ごと	1,754円				
(2) 端末回線伝送機能	ア～イ (略)	(略)	(略)	2-1の 4に係る 料金は含 みません。			
					ウ 光信号伝送装置により、1Gbit/sまでの符号	1 光信号 主 線 末 回 線 収 容 装 置 ごと に	1,389円
					ウ 光信号伝送装置により、1Gbit/sまでの符号	1 光信号 主 線 末 回 線 収 容 装 置 ごと に	1,389円
					ウ 光信号伝送装置により、1Gbit/sまでの符号	1 光信号 主 線 末 回 線 収 容 装 置 ごと に	1,431円
(3) 端末回線伝送機能	ア 2線式のもの	1 回線ごと	1,254円				
					ウ 光信号伝送装置により、1Gbit/sまでの符号	1 回線ごと	1,254円
					ウ 光信号伝送装置により、1Gbit/sまでの符号	1 回線ごと	1,292円
					ウ 光信号伝送装置により、1Gbit/sまでの符号	1 回線ごと	2,583円
(4) 端末回線伝送機能	ウ～エ (略)	(略)	(略)				
					ア イ以外のもの	1 回線ごと	105円

2 料金額  
 2-1 端末回線伝送機能  
 2-1-1 基本額  
 2-1-1-1 基本料

月額

区分		単位	料金額	備考			
(1) 削除							
					ア～イ (略)	(略)	(略)
(2) 端末回線伝送機能	ア～イ (略)	1 光信号 主 線 末 回 線 収 容 装 置 ごと に	1,463円	2-1の 4に係る 料金は含 みません。			
					ウ 光信号伝送装置により、1Gbit/sまでの符号	1 光信号 主 線 末 回 線 収 容 装 置 ごと に	1,463円
					ウ 光信号伝送装置により、1Gbit/sまでの符号	1 光信号 主 線 末 回 線 収 容 装 置 ごと に	1,507円
					ウ 光信号伝送装置により、1Gbit/sまでの符号	1 光信号 主 線 末 回 線 収 容 装 置 ごと に	1,507円
(3) 端末回線伝送機能	ア 2線式のもの	1 回線ごと	1,372円				
					ウ 光信号伝送装置により、1Gbit/sまでの符号	1 回線ごと	1,372円
					ウ 光信号伝送装置により、1Gbit/sまでの符号	1 回線ごと	1,413円
					ウ 光信号伝送装置により、1Gbit/sまでの符号	1 回線ごと	2,826円
(4) 端末回線伝送機能	ウ～エ (略)	(略)	(略)				
					ア イ以外のもの	1 回線ごと	130円

機能 条(標準的な接続箇所の表第1項第2欄で接続する場合)	機能	イ 第2群の伝送システムを用いるもの(収容に制限が設けられているものであつて、カード内に単独に収容さ	(4) 当社の局内スリットを利用しない場合	① ② 以外の場合	② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごと	105円
					A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごと	1,265円
					B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごと	1,265円
					C A B以外のもの	1回線ごと	1,303円
					A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごと	39円
					B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごと	39円
					① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごと	318円
					② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごと	318円
					A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごと	1,478円
					B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごと	1,478円
					C A B以外のもの	1回線ごと	1,516円

機能 条(標準的な接続箇所の表第1項第2欄で接続する場合)	機能	イ 第2群の伝送システムを用いるもの(収容に制限が設けられているものであつて、カード内に単独に収容さ	(4) 当社の局内スリットを利用しない場合	① ② 以外の場合	② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごと	130円
					A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごと	1,390円
					B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごと	1,390円
					C A B以外のもの	1回線ごと	1,432円
					A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごと	44円
					B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごと	44円
					① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごと	423円
					② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごと	423円
					A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごと	1,683円
					B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごと	1,683円
					C A B以外のもの	1回線ごと	1,725円



(4)-2 端末回線伝送機能(第5条標準的な接続所)第1項の表中第1-4欄で接続する場合)	下部端末回線により伝送を行う機能	れているものに限ります。)	② 電 話重 量す る場 合	A 保守の 区別がタ イプ1- 1のもの	1回線ご とに	252円	
				B 保守の 区別がタ イプ1- 2のもの	1回線ご とに	252円	
				ア 保守の区別がタイ プ1-1のもの	1回線ご とに	842円	
(5) 端末回線伝送機能(第5条標準的な接続所)第1項の表中第1-4欄で接続する場合)	下部端末回線により伝送を行う機能	れているものに限ります。)	② 電 話重 量す る場 合	イ 保守の区別がタイ プ1-2のもの	1回線ご とに	842円	
				ウ アイ以外のもの	1回線ご とに	867円	
				ア 端末回線により伝送を行 う機能(128kb it/sの符号伝 送が可能なものに限りま す。)	1回線ご とに	255円	
(6) 端末回線伝送機能(第5条標準的な接続所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	イ (略)	(略)		(イ) 保守の区別がタ イプ1-2のもの	1回線ご とに	255円	(略)
				(イ) 保守の区別がタ イプ1-1のもの	1回線ご とに	255円	

2-1-1-1-1の2 (略)

(4)-2 端末回線伝送機能(第5条標準的な接続所)第1項の表中第1-4欄で接続する場合)	下部端末回線により伝送を行う機能	れているものに限ります。)	② 電 話重 量す る場 合	A 保守の 区別がタ イプ1- 1のもの	1回線ご とに	337円	
				B 保守の 区別がタ イプ1- 2のもの	1回線ご とに	337円	
				ア 保守の区別がタイ プ1-1のもの	1回線ご とに	930円	
(5) 端末回線伝送機能(第5条標準的な接続所)第1項の表中第1-4欄で接続する場合)	下部端末回線により伝送を行う機能	れているものに限ります。)	② 電 話重 量す る場 合	イ 保守の区別がタイ プ1-2のもの	1回線ご とに	930円	
				ウ アイ以外のもの	1回線ご とに	958円	
				ア 端末回線により伝送を行 う機能(128kb it/sの符号伝 送が可能なものに限りま す。)	1回線ご とに	261円	
(6) 端末回線伝送機能(第5条標準的な接続所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	イ (略)	(略)		(イ) 保守の区別がタ イプ1-2のもの	1回線ご とに	261円	(略)
				(イ) 保守の区別がタ イプ1-1のもの	1回線ご とに	261円	

2-1-1-1-1の2 (略)

2-1-1-1-2 加算料

			月額	備考
区分		単位	料金額	
(1) 専用サービス契約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	42円	
	イ～ウ (略)	(略)	(略)	(略)
(2)～(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(4) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	292円	
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに 1メートルあたり	0.845円	
(5) 2-1-1-1-1 第1欄又は第5欄に規定するに係る加算料	事業法第110条に規定する負担金に係る加算料	1電気通信番号ごとに	合算番号 単価であ つて、基 本料の適 用時期に 現に適用 される額	

2-1-1-1-2の2 (略)

2-1-1-1-2 加算料

			月額	備考
区分		単位	料金額	
(1) 専用サービス契約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	62円	
	イ～ウ (略)	(略)	(略)	(略)
(2)～(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(4) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	301円	
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに 1メートルあたり	0.962円	
(5) 2-1-1-1 第5欄に規定するに係る加算料	事業法第110条に規定する負担金に係る加算料	1電気通信番号ごとに	合算番号 単価であ つて、基 本料の適 用時期に 現に適用 される額	

2-1-1-1-2の2 (略)

2-1-1-2 加算額

1 回線ごとに月額

区分		料金額	備考
(1) (略)		(略)	(略)
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)	(略)	(略)
	イ	174 円	(7) 保守の区別がタイプ 1-1 のもの
		182 円	(4) 保守の区別がタイプ 1-2 のもの
		190 円	(7) (7) (4) 以外のもの

2-1-1-2 加算額

1 回線ごとに月額

区分		料金額	備考
(1) (略)		(略)	(略)
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)	(略)	(略)
	イ	175 円	(7) 保守の区別がタイプ 1-1 のもの
		184 円	(4) 保守の区別がタイプ 1-2 のもの
		188 円	(7) (7) (4) 以外のもの

2-1-1-2 I S M折返し機能

月額

区分		料金額	備考
I S M折返し機能	I S M交換機により、デジタル非制限モード通信で I S M交換機に収容する特定の端末回線(専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限り、相互接続通信の通信路の設定を行う機能)	1,192 円	
	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの		
	(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	94,522 円	

2-1-1-2 I S M折返し機能

月額

区分		料金額	備考
I S M折返し機能	I S M交換機により、デジタル非制限モード通信で I S M交換機に収容する特定の端末回線(専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限り、相互接続通信の通信路の設定を行う機能)	1,238 円	
	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの		
	(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	98,201 円	

2-1-1の3 光信号電気信号変換機能

1 回線ごとに月額		料金額	備考
光信号電気信号変換機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号(100Mbit/s又は1Gbit/s)までの符号伝送が可能になります。)の相互変換を行う機能	123円	
		123円	
		127円	
		696円	
区分			
(1) 100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「100Mbit/sタイプ」といいます。)			
(2) 1Gbit/sタイプ			
ア	保守の区別がタイプ1-1のもの		
イ	保守の区別がタイプ1-2のもの		
ウ	アイ以外のもの		
ア	保守の区別がタイプ1-1のもの		
イ	保守の区別がタイプ1-2のもの		
ウ	アイ以外のもの		

2-1-1の3 光信号電気信号変換機能

1 回線ごとに月額		料金額	備考
光信号電気信号変換機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号(100Mbit/s又は1Gbit/s)までの符号伝送が可能になります。)の相互変換を行う機能	266円	
		266円	
		274円	
		632円	
区分			
(1) 100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「100Mbit/sタイプ」といいます。)			
(2) 1Gbit/sタイプ			
ア	保守の区別がタイプ1-1のもの		
イ	保守の区別がタイプ1-2のもの		
ウ	アイ以外のもの		
ア	保守の区別がタイプ1-1のもの		
イ	保守の区別がタイプ1-2のもの		
ウ	アイ以外のもの		

2-1-1の4 光信号多重分離機能

1 回線ごとに月額		料金額	備考
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	294円	
		294円	
		303円	
		706円	
区分			
ア 光信号端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号端末回線の最大収容数が4のもの			
イ 光信号端末回線の最大収容数が8のもの			
(7)	保守の区別がタイプ1-1のもの		
(4)	保守の区別がタイプ1-2のもの		
(7)	(4)以外のもの		
(7)	保守の区別がタイプ1-1のもの		
(4)	保守の区別がタイプ1-2のもの		
(7)	(4)以外のもの		

2-1-1の4 光信号多重分離機能

1 回線ごとに月額		料金額	備考
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	269円	
		269円	
		277円	
		694円	
区分			
ア 光信号端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号端末回線の最大収容数が4のもの			
イ 光信号端末回線の最大収容数が8のもの			
(7)	保守の区別がタイプ1-1のもの		
(4)	保守の区別がタイプ1-2のもの		
(7)	(4)以外のもの		
(7)	保守の区別がタイプ1-1のもの		
(4)	保守の区別がタイプ1-2のもの		
(7)	(4)以外のもの		

2-2 端末系交換機能

区分		単位	料金額	備考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 加入者交換機能メモニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機機能メモニューを利用し通信の交換を行う機能	1 加入者交換機機能メモニュー一利用ごとに	0.0596 円	
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能	1 通信ごとに	0.0441 円	
(4) 一般番号ポータビリテイ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリテイを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	月額	(略)	
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	ア 加入者交換機機能を利用する場合	0.00002110 円	
		イ 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)を利用する場合	0.00002375 円	
		ウ (略)	(略)	(略)
		エ 市内通信機能を利用する場合	0.00002806 円	
		オ リルレーティング通信機能を利用する場合	0.00003249 円	

2-2 端末系交換機能

区分		単位	料金額	備考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 加入者交換機能メモニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機機能メモニューを利用し通信の交換を行う機能	1 加入者交換機機能メモニュー一利用ごとに	0.0641 円	
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能	1 通信ごとに	0.0527 円	
(4) 一般番号ポータビリテイ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリテイを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	月額	(略)	
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	ア 加入者交換機機能を利用する場合	0.00002408 円	
		イ 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)を利用する場合	0.00002781 円	
		ウ (略)	(略)	(略)
		エ 市内通信機能を利用する場合	0.00003130 円	
		オ リルレーティング通信機能を利用する場合	0.00003636 円	

2-2の2 加入者交換機接続用伝送装置利用機能

区分		単位	料金額	備考
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	第5条第1項表中第3欄で接続する場合において、通信用建物に設置された加入者交換機との接続に限って協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備(50Mbit/s又は150Mbit/s)の符号伝送が可能なものに限り、以下2-2の2及び2-5-2の2において同じとします。)とその加入者交換機との間に設置する伝送装置により信号の調整を実現する機能	(略)	23,411円	(略)
	ア 加入者交換機(特定加入者交換機以外のものに限り、)と協定事業者の設置する接続用伝送路設備との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行うもの	672回線(50Mbit/s相当)ごと に月額		

2-3~2-4 (略)

2-5 中継伝送機能

2-5-1~2-5-2の2 (略)

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

区分		単位	料金額	備考
一般光信号中継伝送機能	一般光信号中継回線により1芯にて伝送を行う機能	1回線ごとに1メートルあたり月額	0,845円	—
	ア 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合 イ 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合		0,845円	

2-5-3-2 (略)

2-2の2 加入者交換機接続用伝送装置利用機能

区分		単位	料金額	備考
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	第5条第1項表中第3欄で接続する場合において、通信用建物に設置された加入者交換機との接続に限って協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備(50Mbit/s又は150Mbit/s)の符号伝送が可能なものに限り、以下2-2の2及び2-5-2の2において同じとします。)とその加入者交換機との間に設置する伝送装置により信号の調整を実現する機能	(略)	34,270円	(略)
	ア 加入者交換機(特定加入者交換機以外のものに限り、)と協定事業者の設置する接続用伝送路設備との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行うもの	672回線(50Mbit/s相当)ごと に月額		

2-3~2-4 (略)

2-5 中継伝送機能

2-5-1~2-5-2の2 (略)

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

区分		単位	料金額	備考
一般光信号中継伝送機能	一般光信号中継回線により1芯にて伝送を行う機能	1回線ごとに1メートルあたり月額	0,962円	—
	ア 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合 イ 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合		0,962円	

2-5-3-2 (略)



2-5-3-3 加算料

区分		単位	料金額	月額
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1 回線ごとに	292 円	備考
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1 回線ごとに 1 メートルあたり	0.845 円	

2-5-3-3 加算料

区分		単位	料金額	月額
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1 回線ごとに	301 円	備考
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1 回線ごとに 1 メートルあたり	0.962 円	



専用線ノード設備	区 分	料 金 額	1 回線ごとに見積備考
5. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスのもの エノミーグクラスのもの	175 650円 123 056円 88 894円 125 663円 130 477円 118 539円 148 709円 120 066円 123 640円 133 669円 133 663円 136 303円 141 641円 127 549円 130 095円 101 888円 135 186円 6 567円 5 367円 5 473円 5 686円 3 350円 3 426円 3 560円 482 187円 369 677円 231 257円 377 067円 391 841円 275 813円 290 814円 291 816円 1 222円 1 477円 1 307円 1 966円 634円 646円 679円 586 131円 495 131円 297 498円 505 027円 303 443円 524 824円 329 233円 335 814円 219 725円 348 976円	125 112円 96 959円 88 894円 125 663円 102 763円 94 700円 86 509円 100 369円 100 369円 134 578円 102 877円 104 930円 104 936円 99 865円 101 888円 105 843円 3 528円 2 918円 2 976円 3 083円 1 925円 1 963円 2 041円 289 816円 231 257円 235 818円 245 118円 184 571円 188 268円 185 631円 667円 793円 795円 826円 363円 370円 385円 345 665円 297 498円 333 443円 421 421円 725円 228 333円
6. 0Mbit/sから49. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 6. 0Mbit/sを超え る1. 0Mbit/sこと に クラスが下記以外のもの セカンドクラスのもの エノミーグクラスのもの	3 528円 2 918円 2 976円 3 083円 1 925円 1 963円 2 041円 289 816円 231 257円 235 818円 245 118円 184 571円 188 268円 185 631円 667円 793円 795円 826円 363円 370円 385円	3 528円 2 918円 2 976円 3 083円 1 925円 1 963円 2 041円 289 816円 231 257円 235 818円 245 118円 184 571円 188 268円 185 631円 667円 793円 795円 826円 363円 370円 385円
50. 0Mbit/sから134. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) クラスが下記以外のもの セカンドクラスのもの エノミーグクラスのもの	482 187円 369 677円 231 257円 377 067円 391 841円 275 813円 290 814円 291 816円 1 222円 1 477円 1 307円 1 966円 634円 646円 679円	289 816円 231 257円 235 818円 245 118円 184 571円 188 268円 185 631円 667円 793円 795円 826円 363円 370円 385円
134. 7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスのもの エノミーグクラスのもの	586 131円 495 131円 297 498円 505 027円 303 443円 524 824円 329 233円 335 814円 219 725円 348 976円	345 665円 297 498円 333 443円 421 421円 725円 228 333円

2-6-1-1-2 加算料

専用線ノード設備	区 分	料 金 額	1 回線ごとに見積備考
一般専用線に依るもの	通常0. 3kHzから3. 4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	70円	1 155円
アイ高速デジタル伝送に依るもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの クラスが下記以外のもの エノミーグクラスのもの	170円 70円 1 155円	1 137円 1 137円 1 137円
アイ高速デジタル伝送に依るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの エノミーグクラスのもの	70円 70円 1 090円	1 112円 1 112円 1 112円
アイ高速デジタル伝送に依るもの	128kbit/sの符号伝送が可能なもの クラスが下記以外のもの エノミーグクラスのもの	150円 140円 2 180円	2 311円 2 311円 2 311円
アイ高速デジタル伝送に依るもの	192kbit/sの符号伝送が可能なもの 256kbit/sの符号伝送が可能なもの 384kbit/sの符号伝送が可能なもの 576kbit/sの符号伝送が可能なもの 768kbit/sの符号伝送が可能なもの 1. 152Mbit/sの符号伝送が可能なもの 1. 336Mbit/sの符号伝送が可能なもの	150円 140円 2 224円 150円 200円 300円 450円 600円 800円 1 240円 1 730円	2 311円 2 311円 2 311円 2 311円 2 311円 2 311円 2 311円 2 311円 2 311円 2 311円
アイ高速デジタル伝送に依るもの	3. 072Mbit/sの符号伝送が可能なもの 4. 609Mbit/sの符号伝送が可能なもの 6. 144Mbit/sの符号伝送が可能なもの エノミーグクラスのもの	3 720円 4 530円 5 860円 2 370円 2 420円	48 577円 49 277円 59 487円 60 677円 63 056円

2-6-1-1-2 加算料

専用線ノード設備	区 分	料 金 額	1 回線ごとに見積備考
一般専用線に依るもの	通常0. 3kHzから3. 4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	130円	1 339円
アイ高速デジタル伝送に依るもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの クラスが下記以外のもの エノミーグクラスのもの	270円 130円 120円	1 339円 1 339円 1 288円
アイ高速デジタル伝送に依るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの エノミーグクラスのもの	130円 130円	1 339円 1 339円
アイ高速デジタル伝送に依るもの	128kbit/sの符号伝送が可能なもの クラスが下記以外のもの エノミーグクラスのもの	250円 240円 250円	2 678円 2 577円 2 678円
アイ高速デジタル伝送に依るもの	192kbit/sの符号伝送が可能なもの 256kbit/sの符号伝送が可能なもの 384kbit/sの符号伝送が可能なもの 576kbit/sの符号伝送が可能なもの 768kbit/sの符号伝送が可能なもの 1. 152Mbit/sの符号伝送が可能なもの 1. 336Mbit/sの符号伝送が可能なもの	250円 380円 510円 760円 1 020円 1 530円 2 200円	2 678円 2 678円 2 678円 2 678円 2 678円 2 678円 2 678円
アイ高速デジタル伝送に依るもの	3. 072Mbit/sの符号伝送が可能なもの 4. 609Mbit/sの符号伝送が可能なもの 6. 144Mbit/sの符号伝送が可能なもの エノミーグクラスのもの	7 660円 10 764円 4 740円 4 830円 5 020円	81 666円 105 764円 75 386円 76 873円 79 888円

ウ A T M専 用に係る もの	0.5Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスのもの エコノミークラスのもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスのもの エコノミークラスのもの	510円 240円 240円 250円 240円 240円 240円 260円 360円 480円 510円 480円 510円 490円	8,090円 3,810円 3,890円 3,890円 4,045円 3,816円 3,890円 3,890円 4,045円 360円 15,189円 7,785円 8,090円 7,632円 7,785円 8,090円 8,090円
	1.0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスのもの エコノミークラスのもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスのもの エコノミークラスのもの	1,780円 900円 900円 920円 920円 950円 840円 800円 890円 2,610円 1,260円 1,260円 2,000円 2,000円 19,480円 1,270円 3,310円 1,680円 1,780円 1,800円 28,315円 1,560円 25,300円 1,650円 3,880円 2,400円 2,080円 2,080円 34,382円 1,860円 1,900円 1,900円 1,610円 110円 110円 110円 110円 140円 229,551円 10,440円 10,440円 169,316円 11,070円 11,070円 6,780円 6,780円 107,958円 6,920円 7,190円 40円 50円 50円 60円 60円 200円 200円 200円 200円 17,810円 14,760円 15,060円 248,684円 15,650円 248,785円 3,400円 133,580円 3,400円 136,231円 8,900円 141,574円	
	0.5Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスのもの エコノミークラスのもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスのもの エコノミークラスのもの	1,780円 900円 900円 920円 920円 950円 840円 800円 890円 2,610円 1,260円 1,260円 2,000円 2,000円 19,480円 1,270円 3,310円 1,680円 1,780円 1,800円 28,315円 1,560円 25,300円 1,650円 3,880円 2,400円 2,080円 2,080円 34,382円 1,860円 1,900円 1,900円 1,610円 110円 110円 110円 110円 140円 229,551円 10,440円 10,440円 169,316円 11,070円 11,070円 6,780円 6,780円 107,958円 6,920円 7,190円 40円 50円 50円 60円 60円 200円 200円 200円 200円 17,810円 14,760円 15,060円 248,684円 15,650円 248,785円 3,400円 133,580円 3,400円 136,231円 8,900円 141,574円	

ウ A T M専 用に係る もの	0.5Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスのもの エコノミークラスのもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスのもの エコノミークラスのもの	250円 120円 120円 130円 130円 120円 120円 130円 120円 430円 240円 240円 250円 240円 240円 240円 240円 250円 390円 450円 450円 460円 460円 480円 480円 420円 430円 10,542円 430円 11,175円 1,300円 32,725円 660円 670円 670円 17,569円 700円 600円 15,089円 15,361円 640円 15,941円 1,650円 41,505円 340円 21,064円 860円 21,064円 890円 22,349円 780円 800円 19,970円 800円 20,753円 1,970円 49,477円 1,020円 25,602円 1,040円 26,114円 1,080円 27,138円 930円 23,343円 930円 23,810円 950円 24,444円 2,290円 57,469円 1,200円 30,172円 1,200円 30,172円 2,200円 56,420円 2,200円 56,420円 1,680円 31,927円 1,680円 31,927円 1,000円 27,609円 1,000円 27,609円 1,400円 28,754円 120円 2,975円 100円 2,386円 100円 2,444円 100円 2,540円 60円 1,403円 60円 1,431円 7,500円 1,488円 5,400円 188,370円 5,400円 188,370円 5,400円 188,370円 5,510円 138,251円 5,510円 138,251円 5,720円 143,672円 3,540円 88,854円 3,610円 90,631円 3,150円 84,185円 20円 554円 30円 662円 30円 666円 30円 723円 10円 266円 10円 266円 10円 211円 10円 211円 9,330円 235,463円 7,110円 184,524円 7,660円 197,381円 8,170円 205,132円 4,440円 111,444円 4,530円 113,673円 4,710円 118,131円
	1.0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスのもの エコノミークラスのもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスのもの エコノミークラスのもの	1,780円 900円 900円 920円 920円 950円 840円 800円 890円 2,610円 1,260円 1,260円 2,000円 2,000円 19,480円 1,270円 3,310円 1,680円 1,780円 1,800円 28,315円 1,560円 25,300円 1,650円 3,880円 2,400円 2,080円 2,080円 34,382円 1,860円 1,900円 1,900円 1,610円 110円 110円 110円 110円 140円 229,551円 10,440円 10,440円 169,316円 11,070円 11,070円 6,780円 6,780円 107,958円 6,920円 7,190円 40円 50円 50円 60円 60円 200円 200円 200円 200円 17,810円 14,760円 15,060円 248,684円 15,650円 248,785円 3,400円 133,580円 3,400円 136,231円 8,900円 141,574円
	0.5Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスのもの エコノミークラスのもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスのもの エコノミークラスのもの	1,780円 900円 900円 920円 920円 950円 840円 800円 890円 2,610円 1,260円 1,260円 2,000円 2,000円 19,480円 1,270円 3,310円 1,680円 1,780円 1,800円 28,315円 1,560円 25,300円 1,650円 3,880円 2,400円 2,080円 2,080円 34,382円 1,860円 1,900円 1,900円 1,610円 110円 110円 110円 110円 140円 229,551円 10,440円 10,440円 169,316円 11,070円 11,070円 6,780円 6,780円 107,958円 6,920円 7,190円 40円 50円 50円 60円 60円 200円 200円 200円 200円 17,810円 14,760円 15,060円 248,684円 15,650円 248,785円 3,400円 133,580円 3,400円 136,231円 8,900円 141,574円

2-6-2-2 分岐回線の部分の基本額

		1回線ごとに月額	
		料金額	備考
通信用回線に使用される機器の設置・保守・修理等に関する費用	ア 一般専用線に使用する機器の設置・保守・修理等に関する費用	7,473円	-
	イ 通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	8,092円	
	ロ 専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	70,168円	
	ハ 50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	77,589円	
	ニ 64kbit/sの符号伝送が可能なもの	84,882円	
	ホ 128kbit/sの符号伝送が可能なもの	92,260円	
	ヘ 192kbit/sの符号伝送が可能なもの	107,014円	
	ヘ 384kbit/sの符号伝送が可能なもの	121,770円	
	ヘ 512kbit/sの符号伝送が可能なもの	151,290円	
	ヘ 768kbit/sの符号伝送が可能なもの	195,546円	
	ヘ 1,536kbit/sの符号伝送が可能なもの	239,812円	
	ヘ 3,072kbit/sの符号伝送が可能なもの	372,608円	
ヘ 4,608kbit/sの符号伝送が可能なもの	512,782円		
ヘ 6,144kbit/sの符号伝送が可能なもの	645,580円		

2-6-2-2 分岐回線の部分の基本額

		1回線ごとに月額	
		料金額	備考
通信用回線に使用される機器の設置・保守・修理等に関する費用	ア 一般専用線に使用する機器の設置・保守・修理等に関する費用	9,160円	-
	イ 通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	9,677円	
	ロ 専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	79,956円	
	ハ 50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	88,731円	
	ニ 64kbit/sの符号伝送が可能なもの	97,376円	
	ホ 128kbit/sの符号伝送が可能なもの	106,108円	
	ヘ 192kbit/sの符号伝送が可能なもの	123,571円	
	ヘ 384kbit/sの符号伝送が可能なもの	141,033円	
	ヘ 512kbit/sの符号伝送が可能なもの	175,957円	
	ヘ 768kbit/sの符号伝送が可能なもの	228,345円	
	ヘ 1,536kbit/sの符号伝送が可能なもの	280,733円	
	ヘ 3,072kbit/sの符号伝送が可能なもの	437,994円	
ヘ 4,608kbit/sの符号伝送が可能なもの	603,788円		
ヘ 6,144kbit/sの符号伝送が可能なもの	760,950円		

2-6の2 データ伝送機能  
2-6の2-1 基本料

		1 回線ごとに月額		
		料金額	備考	
データ伝送機能	中継局セルリレー装置、設備及び端末回線を取容する伝送装置(端末回線を終端するのための装置を除きます。)。により通信路の設定並びに伝送を行う機能	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	2,533円	
		上限伝送速度が128Kbit/sのもの	4,585円	
		上限伝送速度が192Kbit/sのもの	6,579円	
		上限伝送速度が256Kbit/sのもの	8,629円	
		上限伝送速度が384Kbit/sのもの	12,693円	
		上限伝送速度が500Kbit/sのもの	16,757円	
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの	28,949円	
		上限伝送速度が2Mbit/sのもの	57,397円	
		上限伝送速度が3Mbit/sのもの	93,813円	
		上限伝送速度が4Mbit/sのもの	106,165円	
		上限伝送速度が5Mbit/sのもの	126,485円	
		上限伝送速度が6Mbit/sのもの	146,805円	
		上限伝送速度が7Mbit/sのもの	154,933円	
		上限伝送速度が8Mbit/sのもの	161,029円	
		上限伝送速度が9Mbit/sのもの	171,189円	
		上限伝送速度が10Mbit/sのもの	177,285円	
		ク	上限伝送速度が100Kbit/sのもの	5,439円
		ラス	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	11,108円
		2	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	7,126円
のもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの	18,870円		
	最低伝送速度が200Kbit/sのもの	13,669円		
	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	32,647円		
	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	20,049円		
	最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	48,721円		
	最低伝送速度が400Kbit/sのもの	26,085円		
	最低伝送速度が2Mbit/sのもの	64,794円		
	最低伝送速度が500Kbit/sのもの	31,814円		
	最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	79,729円		
	最低伝送速度が600Kbit/sのもの	36,630円		
	最低伝送速度が3Mbit/sのもの	94,643円		
	最低伝送速度が700Kbit/sのもの	40,979円		
	最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	107,283円		
	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	44,311円		
	最低伝送速度が4Mbit/sのもの	119,902円		
	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	47,521円		
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	131,382円		
	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	51,139円		
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	142,862円		

2-6の2 データ伝送機能  
2-6の2-1 基本料

		1 回線ごとに月額		
		料金額	備考	
データ伝送機能	中継局セルリレー装置、設備及び端末回線を取容する伝送装置(端末回線を終端するのための装置を除きます。)。により通信路の設定並びに伝送を行う機能	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	3,357円	
		上限伝送速度が128Kbit/sのもの	5,830円	
		上限伝送速度が192Kbit/sのもの	8,303円	
		上限伝送速度が256Kbit/sのもの	10,776円	
		上限伝送速度が384Kbit/sのもの	15,722円	
		上限伝送速度が500Kbit/sのもの	20,668円	
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの	35,506円	
		上限伝送速度が2Mbit/sのもの	70,128円	
		上限伝送速度が3Mbit/sのもの	102,277円	
		上限伝送速度が4Mbit/sのもの	129,480円	
		上限伝送速度が5Mbit/sのもの	151,737円	
		上限伝送速度が6Mbit/sのもの	176,467円	
		上限伝送速度が7Mbit/sのもの	186,359円	
		上限伝送速度が8Mbit/sのもの	193,778円	
		上限伝送速度が9Mbit/sのもの	203,670円	
		上限伝送速度が10Mbit/sのもの	211,089円	
		ク	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	7,265円
		ラス	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	13,966円
		2	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	9,688円
のもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの	23,684円		
	最低伝送速度が200Kbit/sのもの	18,343円		
	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	40,798円		
	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	26,800円		
	最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	60,755円		
	最低伝送速度が400Kbit/sのもの	34,714円		
	最低伝送速度が2Mbit/sのもの	80,712円		
	最低伝送速度が500Kbit/sのもの	42,035円		
	最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	99,261円		
	最低伝送速度が600Kbit/sのもの	48,242円		
	最低伝送速度が3Mbit/sのもの	117,783円		
	最低伝送速度が700Kbit/sのもの	53,930円		
	最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	133,461円		
	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	58,184円		
	最低伝送速度が4Mbit/sのもの	149,165円		
	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	62,215円		
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	161,975円		
	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	66,542円		
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	174,811円		



2-6の2-2 加算料

1回線ごとに月額		料金額	備考
データ伝送機能	中継局セルリレー装置、中継伝送路設備及び端末回線装置(端末回線を終端するための装置を除き、す。)により通信路の設定並びに伝送を行う機能	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	789円
		上限伝送速度が128Kbit/sのもの	1,578円
		上限伝送速度が192Kbit/sのもの	2,367円
		上限伝送速度が256Kbit/sのもの	3,156円
		上限伝送速度が384Kbit/sのもの	4,734円
		上限伝送速度が500Kbit/sのもの	6,312円
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの	11,046円
		上限伝送速度が2Mbit/sのもの	22,092円
		上限伝送速度が3Mbit/sのもの	32,349円
		上限伝送速度が4Mbit/sのもの	41,728円
		上限伝送速度が5Mbit/sのもの	48,918円
		上限伝送速度が6Mbit/sのもの	56,808円
		上限伝送速度が7Mbit/sのもの	59,964円
		上限伝送速度が8Mbit/sのもの	62,331円
		上限伝送速度が9Mbit/sのもの	66,276円
上限伝送速度が10Mbit/sのもの	68,643円		
クラス1のもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	1,917円	
	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	4,119円	
	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	2,572円	
	最低伝送速度が500Kbit/sのもの	7,133円	
	最低伝送速度が200Kbit/sのもの	5,113円	
	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	12,482円	
	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	7,590円	
	最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	18,723円	
	最低伝送速度が400Kbit/sのもの	9,934円	
	最低伝送速度が2Mbit/sのもの	24,964円	
	最低伝送速度が500Kbit/sのもの	12,158円	
	最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	30,783円	
	最低伝送速度が600Kbit/sのもの	14,028円	
	最低伝送速度が3Mbit/sのもの	36,554円	
	最低伝送速度が700Kbit/sのもの	15,717円	
最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	41,462円		
最低伝送速度が800Kbit/sのもの	17,011円		
最低伝送速度が4Mbit/sのもの	46,362円		
最低伝送速度が900Kbit/sのもの	18,287円		
最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	50,819円		
最低伝送速度が1Mbit/sのもの	19,662円		
最低伝送速度が5Mbit/sのもの	55,277円		

2-6の2-2 加算料

1回線ごとに月額		料金額	備考
データ伝送機能	中継局セルリレー装置、中継伝送路設備及び端末回線装置(端末回線を終端するための装置を除き、す。)により通信路の設定並びに伝送を行う機能	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	951円
		上限伝送速度が128Kbit/sのもの	1,902円
		上限伝送速度が192Kbit/sのもの	2,853円
		上限伝送速度が256Kbit/sのもの	3,804円
		上限伝送速度が384Kbit/sのもの	5,706円
		上限伝送速度が500Kbit/sのもの	7,608円
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの	13,314円
		上限伝送速度が2Mbit/sのもの	26,628円
		上限伝送速度が3Mbit/sのもの	38,991円
		上限伝送速度が4Mbit/sのもの	49,452円
		上限伝送速度が5Mbit/sのもの	58,011円
		上限伝送速度が6Mbit/sのもの	67,521円
		上限伝送速度が7Mbit/sのもの	71,325円
		上限伝送速度が8Mbit/sのもの	74,178円
		上限伝送速度が9Mbit/sのもの	77,982円
上限伝送速度が10Mbit/sのもの	80,835円		
クラス2のもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	2,454円	
	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	5,031円	
	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	3,386円	
	最低伝送速度が500Kbit/sのもの	8,768円	
	最低伝送速度が200Kbit/sのもの	6,714円	
	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	15,349円	
	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	9,966円	
	最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	23,024円	
	最低伝送速度が400Kbit/sのもの	13,010円	
	最低伝送速度が2Mbit/sのもの	30,698円	
	最低伝送速度が500Kbit/sのもの	15,825円	
	最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	37,831円	
	最低伝送速度が600Kbit/sのもの	18,212円	
	最低伝送速度が3Mbit/sのもの	44,954円	
	最低伝送速度が700Kbit/sのもの	20,399円	
最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	50,983円		
最低伝送速度が800Kbit/sのもの	22,035円		
最低伝送速度が4Mbit/sのもの	57,022円		
最低伝送速度が900Kbit/sのもの	23,585円		
最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	61,948円		
最低伝送速度が1Mbit/sのもの	25,249円		
最低伝送速度が5Mbit/sのもの	66,884円		

2-8 番号案内機能等

2-8 番号案内機能等

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 番号案内 サービス 接続機能 (中継交 換機等接 続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項 の表中第4欄又は第5欄に規定す る箇所での接続により、番号案内台 (オペレータ)を含みます。以下同じ とします。)、その附帯設備(特定 協定事業者の伝送路設備及び特定 端末事業者の番号案内データベ ース設備を含みます。以下2-8に おいて同じとします。))を利用し、 当社又は他事業者の契約者の契約 者回線番号等を案内する機能	1案内ごと に	114円	携帯・自動車電話事 業者、特定中継事業 者又は端末系事業 者に適用します。
(2) 番号案内 サービス 接続機能 (端末回 線線端等 接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項 の表中第1欄に規定する箇所での 接続により、番号案内台及びその附 帯設備を利用し、当社又は他事業 者の契約者の契約者回線番号等を案 内する機能	1案内ごと に	117円	第4条(端末回線線 端接続事業者の料 金及び技術的条件 等)に規定する端末 回線線端接続事業 者に適用します。
(2)-2 NP S交換機利 用機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項 の表中第5-3欄に規定する箇所 での接続により、NPS交換機(番 号案内サービスを提供するために 必要となる交換設備をいいます。以 下同じとします。))及び伝送路設備 を利用する機能	1案内ごと に	18円	特定端末系事業者 に適用します。
(3) 番号デー タベース 接続機能	ア イ ウ 第5条(標準的な接続箇所)第 1項の表中第5-3欄に規定す る箇所での接続により、番号案 内データベース設備及びその附 帯設備を利用し、当社又は他事 業者の契約者の契約者回線番号 等の案内情報を提供する機能 (略)	(略)	(略)	(略)
(4) 番号情 報データ ベース登 録機能	ウ 当社の番号情報データベースに協 定事業者の契約者の番号情報を登 録する機能	(略) 1番号ご とに	10.82円 4.82円	特定端末系事業者 に適用します。

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 番号案内 サービス 接続機能 (中継交 換機等接 続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項 の表中第4欄又は第5欄に規定す る箇所での接続により、番号案内台 (オペレータ)を含みます。以下同じ とします。)、その附帯設備(特定 協定事業者の伝送路設備及び特定 端末事業者の番号案内データベ ース設備を含みます。以下2-8に おいて同じとします。))を利用し、 当社又は他事業者の契約者の契約 者回線番号等を案内する機能	1案内ごと に	166円	携帯・自動車電話事 業者、特定中継事業 者又は端末系事業 者に適用します。
(2) 番号案内 サービス 接続機能 (端末回 線線端等 接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項 の表中第1欄に規定する箇所での 接続により、番号案内台及びその附 帯設備を利用し、当社又は他事業 者の契約者の契約者回線番号等を案 内する機能	1案内ごと に	170円	第4条(端末回線線 端接続事業者の料 金及び技術的条件 等)に規定する端末 回線線端接続事業 者に適用します。
(2)-2 NP S交換機利 用機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項 の表中第5-3欄に規定する箇所 での接続により、NPS交換機(番 号案内サービスを提供するために 必要となる交換設備をいいます。以 下同じとします。))及び伝送路設備 を利用する機能	1案内ごと に	22円	特定端末系事業者 に適用します。
(3) 番号デー タベース 接続機能	ア イ ウ 第5条(標準的な接続箇所)第 1項の表中第5-3欄に規定す る箇所での接続により、番号案 内データベース設備及びその附 帯設備を利用し、当社又は他事 業者の契約者の契約者回線番号 等の案内情報を提供する機能 (略)	(略)	(略)	(略)
(4) 番号情 報データ ベース登 録機能	ウ 当社の番号情報データベースに協 定事業者の契約者の番号情報を登 録する機能	(略) 1番号ご とに	35.61円 6.82円	特定端末系事業者 に適用します。

(5) 番号情報データベース利用機能	当社の番号データベースに収録された契約者の番号情報を利用する機能	ア イ以外の場合 イ 番号情報データベースに契約者の番号情報が登録された日から当社が別に定める期間内の日を指定して、当該指定日に番号情報データベースに登録された番号情報のみを利用する場合	1 番号ごとに 1 番号ごとに	3.75 円 4.53 円	番号情報データベース利用事業者に適用します。 番号情報データベース利用事業者に適用します。
(6) 番号案内先への通信実現機能	番号案内台及びその附帯設備を利用し、番号案内に係る通信を切断することなく、その案内先への通信を実現するための機能		1 番号ごとに	16 円	

2-9 手動交換機能

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1) 手動交換 サービス 接続機能	手動接続台(オペレータを含みます。以下同じとします。)及びその附帯設備(特定協定事業者の伝送路設備を含みます。以下2-9において同じとします。)と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信又は特定中継事業者から発信(その特定中継事業者の契約約款等に規定するものに限ります。以下2-9において同じとします。)する通信の手動交換を行う機能	1 通信ごとに	907 円	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用しません。
(2) 手動コネクトサービス取扱機能	手動接続台及びその附帯設備と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信又は特定中継事業者から発信する通信について、着信課金の取扱いを行う機能	1 通信ごとに	216 円	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用しません。
(3) 削除				

(5) 番号情報データベース利用機能	当社の番号データベースに収録された契約者の番号情報を利用する機能	ア イ以外の場合 イ 番号情報データベースに契約者の番号情報が登録された日から当社が別に定める期間内の日を指定して、当該指定日に番号情報データベースに登録された番号情報のみを利用する場合	1 番号ごとに 1 番号ごとに	6.27 円 6.77 円	番号情報データベース利用事業者に適用します。 番号情報データベース利用事業者に適用します。
--------------------	----------------------------------	--	--------------------	------------------	--

2-9 削除

2-1-10 公衆電話機能  
2-1-10-1 基本料

区分		単位	料金額	備考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	1,4521円	—
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	1,4880円	—

2-1-10-2 (略)

2-1-11 その他の機能

区分		単位	料金額	備考
(1)~(10) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(11) 削除				
(12) DSL 回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網を使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	57円	—
(13) DSL 回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するための対応機能	1回線ごとに月額	27円	—
(14) 削除				
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線又は1波長ごとに月額	66円	—
(16) I P通信網回線管理機能	協定事業者のI P通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	66円	—

2-1-10 公衆電話機能  
2-1-10-1 基本料

区分		単位	料金額	備考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	1,3485円	—
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	1,3847円	—

2-1-10-2 (略)

2-1-11 その他の機能

区分		単位	料金額	備考
(1)~(10) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(11) 自動コネクトサービス接続機能	中継交換機及びその附帯設備と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信する通信について、着信課金による交換を行う機能	1通信ごとに	206円	特定中継事業者に適用します。
(12) DSL 回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網を使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	55円	—
(13) DSL 回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するための対応機能	1回線ごとに月額	30円	—
(14) PHS 基地局回線管理機能	協定事業者の基地局回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	69円	PHS事業者に適用します。
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線又は1波長ごとに月額	69円	—
(16) I P通信網回線管理機能	協定事業者のI P通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	69円	—

(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続するものに限ります。）の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごと1回線ごとに月額	69円	
(17)-2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごと1回線ごとに月額	69円	
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1光信号分岐端末回線ごとに月額	69円	
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯に伝送を行う機能 ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごと1回線ごとに月額	292円	
		1回線ごとに1メートルあたり月額	0.845円	
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごと1回線ごとに月額	69円	

2-12 (略)

(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続するものに限ります。）の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごと1回線ごとに月額	66円	
(17)-2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごと1回線ごとに月額	66円	
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1光信号分岐端末回線ごとに月額	66円	
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯に伝送を行う機能 ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごと1回線ごとに月額	301円	
		1回線ごとに1メートルあたり月額	0.962円	
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごと1回線ごとに月額	66円	

2-12 (略)

2-1-3 ルーティング伝送機能

区分		単位	料金額	備考
(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 特別 収容局ル ータ接続 ルーティ ング伝送 機能	第5条(略)	(略)	(略)	(略)
	標準的な 接続箇所 )第1項 の表中第 8欄のう ち特別収 容局ルー ータで接続 し、IP 通信網を 利用した 交換及び 伝送を行 う機能	1ポートごとに 月額	144,263円	—
	エ ATMインタフェ ースにより符号伝送 が可能なもの	1ポートごとに 月額	147,699円	—
	オ ISDN一次群速 度ユーザ・網インタフ ェースにより符号伝 送が可能なもの	1ポートごとに 月額	3,631円	—

2-1-3 ルーティング伝送機能

区分		単位	料金額	備考
(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 特別 収容局ル ータ接続 ルーティ ング伝送 機能	第5条(略)	(略)	(略)	(略)
	標準的な 接続箇所 )第1項 の表中第 8欄のう ち特別収 容局ルー ータで接続 し、IP 通信網を 利用した 交換及び 伝送を行 う機能	1ポートごとに 月額	192,678円	—
	エ ATMインタフェ ースにより符号伝送 が可能なもの	1ポートごとに 月額	157,181円	—
	オ ISDN一次群速 度ユーザ・網インタフ ェースにより符号伝 送が可能なもの	1ポートごとに 月額	8,016円	—

2-1-4 網同期クロック供給機能

区分		単位	料金額	備考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能		15,767円	—

2-1-4 網同期クロック供給機能

区分		単位	料金額	備考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能		16,973円	—



第2 網改造料

2 料金額

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区分	内容
取付費比率	交換機械設備 0.303 電力設備 0.888 伝送機械設備 0.250 無線機械設備 0.082 土地及び通信用建物 0.077 土地及び通信用建物以外 0.005 共通割掛費比率 0.083

第2 網改造料

2 料金額

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区分	内容
取付費比率	交換機械設備 0.303 電力設備 0.888 伝送機械設備 0.250 無線機械設備 0.082 土地及び通信用建物 0.077 土地及び通信用建物以外 0.005 共通割掛費比率 0.083

2-3 年額料金の算定に係る比率

区分	内容
設備管理運営費比率	(1) (2)以外の場合 合 端末回線伝送機能 0.034 端末系交換機能 (略) 中継系交換機能 0.052 中継伝送機能 (略) 通信料対応設備合計 (略) データ系設備合計 0.082 端末回線伝送機能 0.031 端末系交換機能 0.043 中継系交換機能 0.046 中継伝送機能 (略) 通信料対応設備合計 (略) データ系設備合計 0.080
繰延資産比率	0.0099
投資等比率	0.0016
貯蔵品比率	0.0072
他人資本比率	0.466
自己資本比率	0.534
他人資本利子率	0.0115
自己資本利益率	0.0086
有利子負債以外の負債の比率	0.067
有利子負債以外の負債の利子相当率	0.0102
利益対応税率	0.4728
貸倒率	(略)

2-3 年額料金の算定に係る比率

区分	内容
設備管理運営費比率	(1) (2)以外の場合 合 端末回線伝送機能 0.035 端末系交換機能 (略) 中継系交換機能 0.046 中継伝送機能 (略) 通信料対応設備合計 (略) データ系設備合計 0.079 端末回線伝送機能 0.033 端末系交換機能 0.044 中継系交換機能 0.044 中継伝送機能 (略) 通信料対応設備合計 (略) データ系設備合計 0.077
繰延資産比率	0.0099
投資等比率	0.0016
貯蔵品比率	0.0072
他人資本比率	0.466
自己資本比率	0.534
他人資本利子率	0.0115
自己資本利益率	0.0086
有利子負債以外の負債の比率	0.067
有利子負債以外の負債の利子相当率	0.0102
利益対応税率	0.4728
貸倒率	(略)

第2表 工事費及び手続き費  
第1 工事費  
1 適用

区分	内容
(1)～(2) (略)	(略)
(3) 工事費の見直し	当社は、2（工事費の額）2－1第10欄、第15欄から第21欄まで、並びに2－2第1欄及び第3欄に掲げる工事費の算定に用いられる作業時間を改めようとするときは、協定事業者と事前に協議を行うよう努めることとします。 協定事業者が現に契約している当社の電気通信サービスに係る契約の解除（当社と協定事業者との間で締結された協定等（相互接続協定及び卸電気通信業務の提供に関する契約をいいます。）における、当社の契約約款により提供される当社の電気通信サービスの契約の解除に相当するものを含みます。）と同時に、その場所で新たに相互接続を行う場合には、2（工事費の額）2－1第11欄及び第13欄の支払いについては、それぞれ電話サービス契約約款又は専用サービス契約約款に定める施設設置負担金の差額負担の規定を準用します。
(4) PHS基地局回線設置工事費及び通信路設定伝送機能等設置工事費の適用	

第2表 工事費及び手続き費  
第1 工事費  
1 適用

区分	内容
(1)～(2) (略)	(略)
(3) 工事費の見直し	当社は、2（工事費の額）2－1第10欄、第15欄から第21欄まで、及び2－2第1欄に掲げる工事費の算定に用いられる作業時間を改めようとするときは、協定事業者と事前に協議を行うよう努めることとします。 協定事業者が現に契約している当社の電気通信サービスに係る契約の解除（当社と協定事業者との間で締結された協定等（相互接続協定及び卸電気通信業務の提供に関する契約をいいます。）における、当社の契約約款により提供される当社の電気通信サービスの契約の解除に相当するものを含みます。）と同時に、その場所で新たに相互接続を行う場合には、2（工事費の額）2－1第13欄の支払いについては、専用サービス契約約款に定める施設設置負担金の差額負担の規定を準用します。
(4) 通信路設定伝送機能等設置工事費の適用	

2 工事費の額  
2-1 工事費

区分		単位	工事費の額	備考
(1)~(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(10) VP N 工事費	ア 当社の加入者交換機にVP Nサービス機能を登録する工事 イ 当社の加入者交換機に登録されたVP Nサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVP Nサービス機能に登録する工事及びVP Nサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1 回線ごとに 1 回線ごとに	2,569 円 3,199 円	中継事業者(特定中継事業者を除き)に適用します。
(11)~(12) 削除				

2 工事費の額  
2-1 工事費

区分		単位	工事費の額	備考
(1)~(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(10) VP N 工事費	ア 当社の加入者交換機にVP Nサービス機能を登録する工事 イ 当社の加入者交換機に登録されたVP Nサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVP Nサービス機能に登録する工事及びVP Nサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1 回線ごとに 1 回線ごとに	2,565 円 3,194 円	中継事業者(特定中継事業者を除き)に適用します。
(11) PHS 基地局回線設置工事費	PHS事業者が基地局回線を設置する工事に要する費用	1 基地局回線ごとに	電話サービス契約款に規定する施設設置負担金に相当する額	PHS事業者に適用于。。
(12) PHS 基地局回線移転工事・収容替え工事費	PHS事業者が、基地局回線を移転又は収容替えする工事に要する費用	1 基地局回線ごとに	電話サービス契約款に規定する工事費に相当する額	ア PHS事業者に適用します。 イ 移転元又は収容先及び移転先又は収容先それぞれの工事の適用します。 ウ PHS事業者が事業許可を受けた業務区域内であって、PHS接続装置の回線の増設を伴わない場合に限りま

(13) 通信路 設定伝送 機能等設 置工事費	第5条(標準的接続箇所)表 中第1欄の相互接続点(その 場所がその専用回線の終端に 対向する装置が設置される専 用サービス取扱所である場合 を除きます。)ごとに専用サ ービス契約款に規定する施 設設置負担金に相当する額	料金表第1表第1(網使用料)2(料金額) の2-1-1-1-1に規定する機能及び2- 6に規定する機能により接続する専用回線 であって専用サービス契約款に施設設置 負担金の規定があるものを利用するとき に、相互接続点にその両端が終端する専用 回線を設置する工事に要する費用	1回線ごとに	1,749円	特定中継 事業者に 適用しま す。	
				相互接続点ごとに専用サービ ス契約款に規定する工事費 に相当する額		
(14) 通信路 設定伝送 機能等提 供工事費	第5条(標準的接続箇所)表 中第1欄の相互接続点(その 場所がその専用回線の終端に 対向する装置が設置される専 用サービス取扱所である場合 を除きます。)ごとに専用サ ービス契約款に規定する額	料金表第1表第1(網使用料)2(料金額) の2-1-1-1-1及び2-6に規定する 機能により接続する専用回線であって利用 者料金が役員区間合算料金であるものを利 用するときに、相互接続点にその両端又は 片端が終端する専用回線を設置する工事に 要する費用	1回線ごとに	1,747円	特定中継 事業者に 適用しま す。	
				相互接続点ごとに専用サービ ス契約款に規定する工事費 に相当する額		
(15) テレド ームサー ビス登録 工事費	(16) 地域指 定着信課 金機能用 迷惑電話 おことわ り機能登 録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契 約款等に規定する地域指定着信課金機能 用迷惑電話おことわり機能を登録する工事 に要する費用	1回線ごとに	1,747円	特定中継 事業者に 適用しま す。	
				2,137円		
(17) グルー プセキュ リティサ ービス登 録工事費	新設の場合 廃止の場合	当社の加 入者交換 機にグル ープセキ ュリティ サービスを 登録す る工事に 要する費 用	1回線ごとに	1,484円	特定中継 事業者に 適用しま す。	
				1,350円		
(18) メンバ ースネッ トサービ ス登録工 事費	新設の場合	当社の加 入者交換 機に特定 中継事業 者の契約 約款等に 規定する	1回線 ごとに	4,159円	特定中継 事業者に 適用しま す。	
				平日昼 間		4,795円
				平日夜 間		5,524円

(13) 通信路 設定伝送 機能等設 置工事費	第5条(標準的接続箇所)表 中第1欄の相互接続点(その 場所がその専用回線の終端に 対向する装置が設置される専 用サービス取扱所である場合 を除きます。)ごとに専用サ ービス契約款に規定する額	料金表第1表第1(網使用料)2(料金額) の2-1-1-1-1(PHS基地局回線機能 を除きます。)に規定する機能及び2-6 に規定する機能により接続する専用回線 であって専用サービス契約款に施設設置負 担金の規定があるものを利用するとき に、相互接続点にその両端が終端する専用回線 を設置する工事に要する費用	1回線ごとに	1,747円	特定中継 事業者に 適用しま す。	
				相互接続点ごとに専用サービ ス契約款に規定する工事費 に相当する額		
(14) 通信路 設定伝送 機能等提 供工事費	第5条(標準的接続箇所)表 中第1欄の相互接続点(その 場所がその専用回線の終端に 対向する装置が設置される専 用サービス取扱所である場合 を除きます。)ごとに専用サ ービス契約款に規定する額	料金表第1表第1(網使用料)2(料金額) の2-1-1-1-1(PHS基地局回線機 能を除きます。)及び2-6に規定する機 能により接続する専用回線であって利用者 料金が役員区間合算料金であるものを利 用するときに、相互接続点にその両端又は 片端が終端する専用回線を設置する工事に 要する費用	1回線ごとに	1,747円	特定中継 事業者に 適用しま す。	
				相互接続点ごとに専用サービ ス契約款に規定する工事費 に相当する額		
(15) テレド ームサー ビス登録 工事費	(16) 地域指 定着信課 金機能用 迷惑電話 おことわ り機能登 録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契 約款等に規定する地域指定着信課金機能 用迷惑電話おことわり機能を登録する工事 に要する費用	1回線ごとに	1,484円	特定中継 事業者に 適用しま す。	
				2,137円		
(17) グルー プセキュ リティサ ービス登 録工事費	新設の場合 廃止の場合	当社の加 入者交換 機にグル ープセキ ュリティ サービスを 登録す る工事に 要する費 用	1回線ごとに	1,484円	特定中継 事業者に 適用しま す。	
				1,350円		
(18) メンバ ースネッ トサービ ス登録工 事費	新設の場合	当社の加 入者交換 機に特定 中継事業 者の契約 約款等に 規定する	1回線 ごとに	4,153円	特定中継 事業者に 適用しま す。	
				平日昼 間		4,788円
				平日夜 間		5,514円

メンバースタッフ機能(以下「メンバーズネットサービス」といいます。)を登録する工事に要する費用	廃止の場合	1回線ごとに	土日祝日昼夜間	4,977円	特定中継事業者に適用します。
			土日祝日深夜間	5,703円	
			平日昼間	3,284円	
			平日夜間	3,787円	
			平日深夜	4,360円	
			土日祝日昼夜間	3,930円	
			土日祝日深夜間	4,504円	
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに		752円	特定中継事業者に適用します。
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに		(略)	特定中継事業者に適用します。
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用	1工事ごとに		6,881円	特定端末系事業者に適用します。
(22)～(24)(略)		(略)		(略)	(略)
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録する工事に要する費用	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,119円	移転先事業者に適用します。
	ア 基本額	(7)(イ)以外の場合	平日夜間	1,291円	
			平日深夜	1,486円	
			土日祝日昼夜間	1,339円	
			土日祝日深夜間	1,535円	
	(イ) 当社が指定した電気通信	1ルーティング	平日昼間	685円	

メンバースタッフ機能(以下「メンバーズネットサービス」といいます。)を登録する工事に要する費用	廃止の場合	1回線ごとに	土日祝日昼夜間	4,969円	特定中継事業者に適用します。
			土日祝日深夜間	5,696円	
			平日昼間	3,279円	
			平日夜間	3,781円	
			平日深夜	4,355円	
			土日祝日昼夜間	3,924円	
			土日祝日深夜間	4,498円	
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに		751円	特定中継事業者に適用します。
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに		(略)	特定中継事業者に適用します。
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用	1工事ごとに		6,870円	特定端末系事業者に適用します。
(22)～(24)(略)		(略)		(略)	(略)
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録する工事に要する費用	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,118円	移転先事業者に適用します。
	ア 基本額	(7)(イ)以外の場合	平日夜間	1,289円	
			平日深夜	1,484円	
			土日祝日昼夜間	1,337円	
			土日祝日深夜間	1,533円	
	(イ) 当社が指定した電気通信	1ルーティング	平日昼間	684円	

	回線設備を通じて申込みを行う場合	グ番号ごとに	平日夜間	790円	(略)
			平日深夜	909円	
			土日祝日昼夜間	820円	
			土日祝日深夜	939円	
	(7) (イ)以外の場合	1ルーンティーング番号ごとに	平日昼間	1,119円	(略)
			平日夜間	1,291円	
			平日深夜	1,486円	
			土日祝日昼夜間	1,339円	
	(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーンティーング番号ごとに	平日昼間	581円	(略)
			平日夜間	670円	
			平日深夜	771円	
			土日祝日昼夜間	695円	
	(7) (イ)以外の場合	1ルーンティーング番号及び契約者回線番号等に	平日昼間	1,254円	(略)
			平日夜間	1,446円	
			平日深夜	1,665円	
			土日祝日昼夜間	1,500円	
	(イ) 当社が指定した電気通信	1ルーンティーン	平日昼間	581円	(略)
			平日深夜		
			土日祝日	1,719円	
			平日夜間		

	回線設備を通じて申込みを行う場合	グ番号ごとに	平日夜間	789円	(略)
			平日深夜	908円	
			土日祝日昼夜間	818円	
			土日祝日深夜	938円	
	(7) (イ)以外の場合	1ルーンティーング番号ごとに	平日昼間	1,118円	(略)
			平日夜間	1,289円	
			平日深夜	1,484円	
			土日祝日昼夜間	1,337円	
	(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーンティーング番号ごとに	平日昼間	580円	(略)
			平日夜間	669円	
			平日深夜	770円	
			土日祝日昼夜間	694円	
	(7) (イ)以外の場合	1ルーンティーング番号及び契約者回線番号等に	平日昼間	1,252円	(略)
			平日夜間	1,443円	
			平日深夜	1,662円	
			土日祝日昼夜間	1,498円	
	(イ) 当社が指定した電気通信	1ルーンティーン	平日昼間	580円	(略)
			平日深夜		
			土日祝日	1,717円	
			平日夜間		



(26)-2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に記録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (4)以外の場合	回線設備を通じて申込みを行う場合	グ番号及び契約者回線番号等ごとに	平日夜間	670 円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用于します。
						平日深夜	771 円	
						土日祝日昼夜間	695 円	
						土日祝日深夜	797 円	
			(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合		1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	2,238 円	
						平日夜間	2,581 円	
						平日深夜	2,972 円	
						土日祝日昼夜間	2,679 円	
						土日祝日深夜	3,070 円	
						平日昼間	1,009 円	
						平日夜間	1,164 円	
						平日深夜	1,340 円	
						土日祝日昼夜間	1,208 円	
						土日祝日深夜	1,384 円	
(27) (略)	(略)	イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(27)-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形により設置する）	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	回線設備を通じて申込みを行う場合	1 工事ごとに	平日昼間	14,527 円	(略)
						平日夜間	16,368 円	
						平日深夜	18,469 円	
						土日祝日昼間	16,893 円	
						土日祝日深夜	16,931 円	

(26)-2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に記録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (4)以外の場合	回線設備を通じて申込みを行う場合	グ番号及び契約者回線番号等ごとに	平日夜間	669 円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用于します。
						平日深夜	770 円	
						土日祝日昼夜間	694 円	
						土日祝日深夜	796 円	
			(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合		1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	2,235 円	
						平日夜間	2,577 円	
						平日深夜	2,968 円	
						土日祝日昼夜間	2,675 円	
						土日祝日深夜	3,066 円	
						平日昼間	1,008 円	
						平日夜間	1,162 円	
						平日深夜	1,338 円	
						土日祝日昼夜間	1,206 円	
						土日祝日深夜	1,382 円	
(27) (略)	(略)	イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(27)-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形により設置する）	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	回線設備を通じて申込みを行う場合	1 工事ごとに	平日昼間	14,568 円	(略)
						平日夜間	16,406 円	
						平日深夜	18,506 円	
						土日祝日昼間	16,931 円	
						土日祝日深夜	16,931 円	

ものに限り ます。)に 係る工事 に費用 要する	イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	土日祝 日深夜	18,994円
		平日昼 間	10,807円
		平日夜 間	12,461円
		平日深 夜	14,348円
		土日祝 日昼間	12,933円
		土日祝 日昼間	12,933円
		土日祝 日夜間	14,820円
		土日祝 日深夜	14,820円
		平日昼 間	6,056円
		平日夜 間	6,477円
平日深 夜	6,958円		
土日祝 日昼間	6,598円		
土日祝 日昼間	6,598円		
土日祝 日夜間	7,078円		
土日祝 日深夜	7,995円		
平日昼 間	8,713円		
平日夜 間	9,532円		
平日深 夜	8,918円		
土日祝 日昼間	8,918円		
土日祝 日夜間	9,737円		
土日祝 日深夜	6,882円		
平日昼 間	7,443円		
平日夜 間	8,084円		
平日深 夜	8,084円		

ものに限り ます。)に 係る工事 に費用 要する	イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	土日祝 日深夜	19,032円
		平日昼 間	10,791円
		平日夜 間	12,441円
		平日深 夜	14,329円
		土日祝 日昼間	12,913円
		土日祝 日昼間	12,913円
		土日祝 日夜間	14,800円
		土日祝 日深夜	14,800円
		平日昼 間	6,548円
		平日夜 間	6,968円
平日深 夜	7,449円		
土日祝 日昼間	7,089円		
土日祝 日昼間	7,089円		
土日祝 日夜間	7,569円		
土日祝 日深夜	8,484円		
平日昼 間	9,200円		
平日夜 間	10,020円		
平日深 夜	9,405円		
土日祝 日昼間	9,405円		
土日祝 日夜間	10,224円		
土日祝 日深夜	7,330円		
平日昼 間	7,891円		
平日夜 間	8,531円		
平日深 夜	8,531円		



(32) 光信号電気信号変換装置の設置データ変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用	1 工事ごとに	8,770円	(略)
(33) ~ (34) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(35) 光信号分岐端末回線接続工事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに 平日昼間 平日夜間 平日深夜 土日祝日昼間 土日祝日夜間 土日祝日深夜	4,245円 4,785円 5,402円 4,910円 4,910円 5,557円	(略)
(36) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置(既設未利用のものを新たに利用する場合を含みます。)する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに 平日昼間 平日夜間 平日深夜 土日祝日昼間 土日祝日夜間 土日祝日深夜	1,406円 1,489円 1,584円 1,505円 1,505円 1,608円	(略)
(37) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合は加算する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに 平日昼間 平日深夜 土日祝日昼間 土日祝日夜間 土日祝日深夜	913円 1,954円 1,173円 1,173円	(略)
(38) 融着接続工事費	光信号分岐端末回線(光局外スプリッタを含む)との接続を申し込む	1 回線ごとに 平日昼間 平日夜間 平日深夜 土日祝日昼間 土日祝日夜間 土日祝日深夜	3,217円	(略)

(32) 光信号電気信号変換装置の設置データ変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用	1 工事ごとに	8,757円	(略)
(33) ~ (34) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(35) 光信号分岐端末回線接続工事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに 平日昼間 平日夜間 平日深夜 土日祝日昼間 土日祝日夜間 土日祝日深夜	4,333円 4,869円 5,482円 5,025円 5,025円 5,635円	(略)
(36) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置(既設未利用のものを新たに利用する場合を含みます。)する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに 平日昼間 平日夜間 平日深夜 土日祝日昼間 土日祝日夜間 土日祝日深夜	1,450円 1,539円 1,641円 1,564円 1,564円 1,666円	(略)
(37) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合は加算する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに 平日昼間 平日深夜 土日祝日昼間 土日祝日夜間 土日祝日深夜	917円 1,965円 1,179円 1,179円	(略)
(38) 融着接続工事費	光信号分岐端末回線(光局外スプリッタを含む)との接続を申し込む	1 回線ごとに 平日昼間 平日夜間 平日深夜 土日祝日昼間 土日祝日夜間 土日祝日深夜	3,212円	(略)

	場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事（光ファイバケーブル同士を融着して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事をを行う場合に限り。）により接続する場合に要する費用	土日祝日昼間	3,844円	
--	--	--------	--------	--

2-2 2-1以外の工事費

区分	単位	備考
(1)~(2) (略)	(略)	(略)
(3) PHS接続装置に係る収容替え工事費	1工事ごとに	PHS事業者に係る基地局回線を遠隔装置からPHS接続装置に収容替えする場合、その遠隔装置を撤去する場合、基地局回線をPHS接続装置から当社が指定する加入者交換機に収容替えする場合、そのPHS接続装置を撤去する場合、基地局回線を遠隔装置から当社が指定する加入者交換機に収容替えする場合又はその遠隔装置を撤去する場合に要する費用

2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

区分	単位	内容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6,107円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	7,041円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,109円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	7,308円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,376円

	場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事（光ファイバケーブル同士を融着して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事をを行う場合に限り。）により接続する場合に要する費用	土日祝日昼間	3,850円	
--	--	--------	--------	--

2-2 2-1以外の工事費

区分	単位	備考
(1)~(2) (略)	(略)	(略)
(3) 削除		

2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

区分	単位	内容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6,116円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	7,052円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,120円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	7,319円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,387円

第2 手続費  
2 手続費の額  
2-1 手続費

区分		単位	手続費の額	備考
(1) 削除				
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 電話帳掲載手続費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用 ア 50 音別電話帳に掲載する場合 イ 職業別電話帳に掲載する場合	1 発行ごとに1 掲載あたり 1 発行ごとに1 掲載あたり	89 円 219 円	
(4) 番号情報データベース登録手続費	協定事業者から契約者の番号情報を番号情報データベースに登録するよう書面により請求された場合に、当該番号情報を番号情報データベースに登録するに要する費用	1 登録ごとに1 番号あたり	229 円	
(5) お客様情報照会書作成手続費	第98条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）又は第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合は要する費用	1 件ごとに	(略)	中継事業者又は国際系事業者に適用于します。
(6) 利用契約締結手続費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用	1 件ごとに	(略)	みなし契約事業者に適用于します。
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(8) みなし契約者に関する宛名情報提供手続費	第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報等を磁気媒体により提供する場合は要する費用	1 件ごとに	15.30 円	みなし契約事業者に適用于します。
(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(10) 立会費	当社が指定する立会者が立会いに要する費用 ア (略) イ 第95条の3（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であつ	1 平日 1 日 1 平日 1 日間 1 平日 1 日間 1 平日 1 深夜	9,737 円 11,227 円 12,927 円	

第2 手続費  
2 手続費の額  
2-1 手続費

区分		単位	手続費の額	備考
(1) PHS基地局回線設置手続費	PHS事業者が、基地局回線を設置する場合の手続きに要する費用	1 回線ごとに		PHS事業者に適用于します。
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 電話帳掲載手続費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用 ア 50 音別電話帳に掲載する場合 イ 職業別電話帳に掲載する場合	1 発行ごとに1 掲載あたり 1 発行ごとに1 掲載あたり	94 円 211 円	
(4) 番号情報データベース登録手続費	協定事業者から契約者の番号情報を番号情報データベースに登録するよう書面により請求された場合に、当該番号情報を番号情報データベースに登録するに要する費用	1 登録ごとに1 番号あたり	222 円	
(5) お客様情報照会書作成手続費	第98条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）又は第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合は要する費用	1 件ごとに	(略)	中継事業者又は国際系事業者に適用于します。
(6) 利用契約締結手続費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用	1 件ごとに	(略)	みなし契約事業者に適用于します。
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(8) みなし契約者に関する宛名情報提供手続費	第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報等を磁気媒体により提供する場合は要する費用	1 件ごとに	15.01 円	みなし契約事業者に適用于します。
(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(10) 立会費	当社が指定する立会者が立会いに要する費用 ア (略) イ 第95条の3（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であつ	1 平日 1 日 1 平日 1 日間 1 平日 1 日間 1 平日 1 深夜	9,722 円 11,209 円 12,910 円	

て、その装置等（電力設備及び空気調整設備を除きます。）を当社の通信用建物において搬出入する場合	ウ 第95条の第1号の項に規定するに必要となる装置等に作業を行う場合であつて、その装置の建物の内において通信用の電気設備は電線、光配線、中継盤又は光主配線に接続し又は切断する場合	1 回ごとに	11,634 円	土日 祝日 昼夜 間	(7) (4)以外の場合	1 回ごとに	11,652 円	土日 祝日 昼夜 間	て、その装置等（電力設備及び空気調整設備を除きます。）を当社の通信用建物において搬出入する場合
			13,335 円	土日 祝日 深夜			13,352 円	土日 祝日 深夜	
			10,290 円	平日 昼間			10,305 円	平日 昼間	
			11,864 円	平日 夜間			11,883 円	平日 夜間	
			13,664 円	平日 深夜			13,682 円	平日 深夜	
			12,314 円	土日 祝日 昼夜 間			12,333 円	土日 祝日 昼夜 間	
			14,114 円	土日 祝日 深夜			14,132 円	土日 祝日 深夜	
			7,768 円	平日 昼間			7,780 円	平日 昼間	
			8,956 円	平日 夜間			8,970 円	平日 夜間	
			10,315 円	平日 深夜			10,329 円	平日 深夜	
9,296 円	土日 祝日 昼夜 間	9,310 円	土日 祝日 昼夜 間						
10,654 円	土日 祝日 深夜	10,668 円	土日 祝日 深夜						
て、その装置等（電力設備及び空気調整設備を除きます。）を当社の通信用建物において搬出入する場合	ウ 第95条の第3号の項に規定するに必要となる装置等に作業を行う場合であつて、その装置の建物の内において通信用の電気設備は電線、光配線、中継盤又は光主配線に接続し又は切断する場合	1 回ごとに	11,634 円	土日 祝日 昼夜 間	(7) (4)以外の場合	1 回ごとに	11,652 円	土日 祝日 昼夜 間	て、その装置等（電力設備及び空気調整設備を除きます。）を当社の通信用建物において搬出入する場合
			13,335 円	土日 祝日 深夜			13,352 円	土日 祝日 深夜	
て、その装置等（電力設備及び空気調整設備を除きます。）を当社の通信用建物において搬出入する場合	ウ 第95条の第3号の項に規定するに必要となる装置等に作業を行う場合であつて、その装置の建物の内において通信用の電気設備は電線、光配線、中継盤又は光主配線に接続し又は切断する場合	1 回ごとに	10,290 円	平日 昼間	(7) (4)以外の場合	1 回ごとに	10,305 円	平日 昼間	て、その装置等（電力設備及び空気調整設備を除きます。）を当社の通信用建物において搬出入する場合
			11,864 円	平日 夜間			11,883 円	平日 夜間	
て、その装置等（電力設備及び空気調整設備を除きます。）を当社の通信用建物において搬出入する場合	ウ 第95条の第3号の項に規定するに必要となる装置等に作業を行う場合であつて、その装置の建物の内において通信用の電気設備は電線、光配線、中継盤又は光主配線に接続し又は切断する場合	1 回ごとに	13,664 円	平日 深夜	(7) (4)以外の場合	1 回ごとに	13,682 円	平日 深夜	て、その装置等（電力設備及び空気調整設備を除きます。）を当社の通信用建物において搬出入する場合
			12,314 円	土日 祝日 昼夜 間			12,333 円	土日 祝日 昼夜 間	
て、その装置等（電力設備及び空気調整設備を除きます。）を当社の通信用建物において搬出入する場合	ウ 第95条の第3号の項に規定するに必要となる装置等に作業を行う場合であつて、その装置の建物の内において通信用の電気設備は電線、光配線、中継盤又は光主配線に接続し又は切断する場合	1 回ごとに	14,114 円	土日 祝日 深夜	(7) (4)以外の場合	1 回ごとに	14,132 円	土日 祝日 深夜	て、その装置等（電力設備及び空気調整設備を除きます。）を当社の通信用建物において搬出入する場合
			7,768 円	平日 昼間			7,780 円	平日 昼間	
て、その装置等（電力設備及び空気調整設備を除きます。）を当社の通信用建物において搬出入する場合	ウ 第95条の第3号の項に規定するに必要となる装置等に作業を行う場合であつて、その装置の建物の内において通信用の電気設備は電線、光配線、中継盤又は光主配線に接続し又は切断する場合	1 回ごとに	8,956 円	平日 夜間	(7) (4)以外の場合	1 回ごとに	8,970 円	平日 夜間	て、その装置等（電力設備及び空気調整設備を除きます。）を当社の通信用建物において搬出入する場合
			10,315 円	平日 深夜			10,329 円	平日 深夜	
て、その装置等（電力設備及び空気調整設備を除きます。）を当社の通信用建物において搬出入する場合	ウ 第95条の第3号の項に規定するに必要となる装置等に作業を行う場合であつて、その装置の建物の内において通信用の電気設備は電線、光配線、中継盤又は光主配線に接続し又は切断する場合	1 回ごとに	9,296 円	土日 祝日 昼夜 間	(7) (4)以外の場合	1 回ごとに	9,310 円	土日 祝日 昼夜 間	て、その装置等（電力設備及び空気調整設備を除きます。）を当社の通信用建物において搬出入する場合
			10,654 円	土日 祝日 深夜			10,668 円	土日 祝日 深夜	
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第1号の規定により、当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。）に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1 回ごとに	9,667 円	1 回ごとに	(7) (4)以外の場合	1 回ごとに	9,682 円	1 回ごとに	て、その装置等（電力設備及び空気調整設備を除きます。）を当社の通信用建物において搬出入する場合
			1,020 円	1 回ごとに			1,021 円	1 回ごとに	



(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供) 第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報を提供する費用	1回線ごと	642円	
(13) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(13)-2 DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用 イ 第52条 (協定事業者の切分責任等) 第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用	1回線ごと	697円	
(13)-3 DSL回線換算線路長等調査費	当社が線路条件 (所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限りません。) に関する情報を調査する費用	1回線ごと	722円	申告事業者に適用します。
(14) 優先接続受付手続費	優先接続の受付に要する費用	1変更ごとに	36円	
(15) 光回線設備線路条件調査費	第99条の6 (光回線設備に係る情報の提供) の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報を提供する費用 ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用 イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備 (光信号分岐端末回線を除きます。) の経過年数の調査に要する費用 ウ 同条第2項に規定する光信号端末回線の概要提供可能時期の調査に要する費用	①利用者の建物で測定を行う場合 ②当社の通信用建物で測定を行う場合 (イ) 伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合 1地点ごとの1調査ごとに 1地点ごとの1調査ごとに 1回線ごとの1調査ごとに 1区間ごとに	6,214円 716円 813円 1,633円	
(16)~(20) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供) 第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報を提供する費用	1回線ごと	641円	
(13) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(13)-2 DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用 イ 第52条 (協定事業者の切分責任等) 第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用	1回線ごと	696円	
(13)-3 DSL回線換算線路長等調査費	当社が線路条件 (所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限りません。) に関する情報を調査する費用	1回線ごと	721円	申告事業者に適用します。
(14) 優先接続受付手続費	優先接続の受付に要する費用	1変更ごとに	213円	
(15) 光回線設備線路条件調査費	第99条の6 (光回線設備に係る情報の提供) の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報を提供する費用 ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用 イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備 (光信号分岐端末回線を除きます。) の経過年数の調査に要する費用 ウ 同条第2項に規定する光信号端末回線の概要提供可能時期の調査に要する費用	①利用者の建物で測定を行う場合 ②当社の通信用建物で測定を行う場合 (イ) 伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合 1地点ごとの1調査ごとに 1地点ごとの1調査ごとに 1回線ごとの1調査ごとに 1区間ごとに	6,205円 715円 812円 1,631円	
(16)~(20) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置可否について調査する場合又は第10条の2(事前照会)第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する費用	接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック(それを設置するたに要するスペースが1基準を越えないものであつて、当社が別に定める設置基準を満たすものに限ります。)を協定事業者が設置する場合 イ 光信号局内伝送路のみを当社の通信用建物内に協定事業者が設置する場合	1 通信用建物のごとに	9,637円	
(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2(事前照会)第2項第9号又は第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する事項の調査に要する費用	光信号端末回線に関する情報(第10条の2(事前照会)第2項第8号に係るものに限ります。)を提供する場合に要する費用	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計、工事調整、接続に	1 区間ごと	1,936円	
(23) 光信号端末回線に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報(第10条の2(事前照会)第2項第8号に係るものに限ります。)を提供する場合に要する費用	光信号端末回線(既に設置された当社の光屋内配線を除きます。)に係る情報を提供する場 イ 伝送損失の調査に要する費用	接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	1 区間ごと	4,183円	
(24) 自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計、工事調整、接続に	接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合 イ 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	1 通信用建物のごとに	48,874円	
				1 区間ごと	2,797円	
				1 区間ごと	12,416円	
				1 区間ごと	2,801円	
				1 区間ごと	48,946円	
				1 通信用建物のごとに	33,955円	

(略)	(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置可否について調査する場合又は第10条の2(事前照会)第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する費用	接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック(それを設置するたに要するスペースが1基準を越えないものであつて、当社が別に定める設置基準を満たすものに限ります。)を協定事業者が設置する場合 イ 光信号局内伝送路のみを当社の通信用建物内に協定事業者が設置する場合	1 通信用建物のごとに	9,651円	
(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2(事前照会)第2項第9号又は第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する事項の調査に要する費用	光信号端末回線に関する情報(第10条の2(事前照会)第2項第8号に係るものに限ります。)を提供する場合に要する費用	接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合 イ 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1 区間ごと	1,939円	
(23) 光信号端末回線に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報(第10条の2(事前照会)第2項第8号に係るものに限ります。)を提供する場合に要する費用	光信号端末回線(既に設置された当社の光屋内配線を除きます。)に係る情報を提供する場 イ 伝送損失の調査に要する費用	接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	1 区間ごと	4,189円	
(24) 自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計、工事調整、接続に	接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合 イ 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	1 通信用建物のごとに	48,946円	
				1 区間ごと	2,801円	
				1 区間ごと	12,434円	
				1 区間ごと	2,801円	
				1 区間ごと	48,946円	
				1 通信用建物のごとに	34,005円	

必要な装置等の設置又は撤去の結果、その確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1 通信用建築物の1件ごとに	20,397 円	—
		(エ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1 通信用建築物の1件ごとに	18,238 円	—
		(オ) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1 通信用建築物の1件ごとに	8,581 円	—
		(カ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1 通信用建築物の1件ごとに	8,299 円	—
		(キ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1 通信用建築物の1件ごとに	6,544 円	—
		(ク) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1 通信用建築物の1件ごとに	6,452 円	—
		(コ) (イ)以外の場合	1 通信用建築物の1件ごとに	6,318 円	—

必要な装置等の設置又は撤去の結果、その確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1 通信用建築物の1件ごとに	20,367 円	—
		(エ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1 通信用建築物の1件ごとに	18,211 円	—
		(オ) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1 通信用建築物の1件ごとに	8,568 円	—
		(カ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1 通信用建築物の1件ごとに	8,287 円	—
		(キ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1 通信用建築物の1件ごとに	6,534 円	—
		(ク) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1 通信用建築物の1件ごとに	6,443 円	—
		(コ) 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	1 通信用建築物の1件ごとに	6,309 円	—

		工 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用	1 通信用 建物ごと の1件ごと に	5,392 円	
			(略)	(略)	(略)
(25) (略)	(26) 光配線区域情報調査 費	第99条の6 (光回線設備に係る情報の提供) 第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する費用	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する費用	10,409 円	
			イ 第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する費用 ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等施設数に係る情報を提供する費用	18,527 円	
(27) ルーティング番号等登録工事受付手続費		当社が指定した電気通信回線設備を通じてルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	1 通信用 建物ごと に	2,747 円	
			1 件ごと に	41 円	
(28) 同一番号移転可否情報調査費		同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	1 電気通信番号ごとの1件ごとに	750 円	
			1 電気通信番号ごとの1件ごとに	294 円	

		去の結果の確認に要する費用 工 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用	1 通信用 建物ごと の1件ごと に	2,856 円	
(25) (略)	(26) 光配線区域情報調査 費	第99条の6 (光回線設備に係る情報の提供) 第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する費用	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する費用	7,840 円	
			イ 第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する費用 ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等施設数に係る情報を提供する費用	1,244 円	
(27) ルーティング番号等登録工事受付手続費		当社が指定した電気通信回線設備を通じてルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	1 通信用 建物ごと に	2,331 円	
			1 件ごと に	46 円	
(28) 同一番号移転可否情報調査費		同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	1 電気通信番号ごとの1件ごとに	751 円	
			1 電気通信番号ごとの1件ごとに	301 円	

(29) き線点 情報調査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供) 第2項の規定により、当社がき線点情報を提供 する場合の調査に要する費用	1 通信用 建物ごと に	17,446 円	
(30) き線点 換算線路長 調査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供) 第3項の規定により、き線点換算線路長を調査 する場合に要する費用	1 電柱ご とに	722 円	
(31) メタリ ック加入者 線と電柱に 設置する接 続に必要な 装置等との 接続可否調 査費	第99条の3 (DSL 回線等に係る情報 の提供) 第4項の規 定により、当社がメ タリック加入者線 とDSLサービス を提供する協定事 業者が電柱に設置 するDSLサービ スに係る接続に必 要な装置等との接 続可否に係る情報 を提供する場合の 調査に要する費用	1 電柱ご とに	1,449 円	
(32) 接続工 事等時刻指 定手続費	第99条の3 (DSL 回線等に係る情報 の提供) 第4項の規 定により、当社がメ タリック加入者線 とDSLサービス を提供する協定事 業者が電柱に設置 するDSLサービ スに係る接続に必 要な装置等との接 続可否に係る情報 を提供する場合の 調査に要する費用	1 電柱ご とに	13,045 円	
(33) 端末回 線情報提 供手続費	指定時刻に接続工事等を行う場所に着する ための手続に要する費用	1 平日昼 間 1 平日夜 間 1 平日深 夜 1 土日祝 日昼間 1 土日祝 日夜間 1 土日祝 日深夜	6,807 円 16,763 円 27,884 円 8,146 円 17,397 円 28,801 円	
(34) テーブ 分散による 光信号 端末回線 の確認及 びテーブ 分散可否 調査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供) 第2項の規定により、当社がき線点情報を提供 する場合の調査に要する費用	月額	1,651,000 円	

(29) き線点 情報調査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供) 第2項の規定により、当社がき線点情報を提供 する場合の調査に要する費用	1 通信用 建物ごと に	17,457 円	
(30) き線点 換算線路長 調査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供) 第3項の規定により、き線点換算線路長を調査 する場合に要する費用	1 電柱ご とに	721 円	
(31) メタリ ック加入者 線と電柱に 設置する接 続に必要な 装置等との 接続可否調 査費	第99条の3 (DSL 回線等に係る情報 の提供) 第4項の規 定により、当社がメ タリック加入者線 とDSLサービス を提供する協定事 業者が電柱に設置 するDSLサービ スに係る接続に必 要な装置等との接 続可否に係る情報 を提供する場合の 調査に要する費用	1 電柱ご とに	1,447 円	
(32) 接続工 事等時刻指 定手続費	第99条の3 (DSL 回線等に係る情報 の提供) 第4項の規 定により、当社がメ タリック加入者線 とDSLサービス を提供する協定事 業者が電柱に設置 するDSLサービ スに係る接続に必 要な装置等との接 続可否に係る情報 を提供する場合の 調査に要する費用	1 電柱ご とに	13,026 円	
(33) 端末回 線情報提 供手続費	指定時刻に接続工事等を行う場所に着する ための手続に要する費用	1 平日昼 間 1 平日夜 間 1 平日深 夜 1 土日祝 日昼間 1 土日祝 日夜間 1 土日祝 日深夜	6,797 円 16,736 円 27,846 円 8,134 円 17,371 円 28,763 円	
(34) テーブ 分散による 光信号 端末回線 の確認及 びテーブ 分散可否 調査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供) 第2項の規定により、当社がき線点情報を提供 する場合の調査に要する費用	月額	1,496,000 円	



	イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごと	2,095円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごと	2,608円	
	ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごと	2,095円	
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごと	2,919円	
(35) 申込者情報確認結果即時通知手続費	第99条の13(申込者情報確認結果の即時通知)第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合の手続きに要する費用		月額	1,290,659円	

2-2-2-3 (略)

	イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごと	2,098円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごと	2,612円	
	ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごと	2,098円	
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごと	2,923円	
(35) 申込者情報確認結果即時通知手続費	第99条の13(申込者情報確認結果の即時通知)第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合の手続きに要する費用		月額	1,431,480円	

2-2-2-3 (略)

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額  
1 算出式

(略)		
(1)～(5) (略)		
(6) (略)	区 分	内 容
	一般管理費比率	0.110

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額  
1 算出式

(略)		
(1)～(5) (略)		
(6) (略)	区 分	内 容
	一般管理費比率	0.106

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額  
第1 通信用建物に係る負担額  
1 算出式

(略)		
(1) (略)		
ア (略)		
①～③ (略)		
④ (略)	区 分	内 容
	設備管理運営費比率	0.296
	減価償却率	(略)
イ (略)		
(2) (略)		
ア～イ (略)		
ウ (略)	区 分	内 容
	受電設備	1.076
	発電設備	0.679
	電源設備及び蓄電池設備	0.865
	空気調整設備	1.952
	設備管理運営費比率	0.039
	自己資本利益率	0.0341
(3) (略)		

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額  
第1 通信用建物に係る負担額  
1 算出式

(略)		
(1) (略)		
ア (略)		
①～③ (略)		
④ (略)	区 分	内 容
	設備管理運営費比率	0.302
	減価償却率	(略)
イ (略)		
(2) (略)		
ア～イ (略)		
ウ (略)	区 分	内 容
	受電設備	1.069
	発電設備	0.383
	電源設備及び蓄電池設備	0.854
	空気調整設備	1.927
	設備管理運営費比率	0.032
	自己資本利益率	0.0429
(3) (略)		



2. 接続に必要な表置等の設置に要するスペース相当の保管料  
 2-1 (略)  
 2-2 料金額

1 平方メートルごとに年額		土地	通信用建物
通信用建物が所属する行政区域	通信用建物名		
富山県	富山	917円	17,857円
	富山南	670円	20,190円
	和合	175円	9,976円
	水原	457円	23,428円
	鳥羽	766円	4,651円
	富山水橋	315円	9,400円
	富山北	570円	24,192円
	高岡	393円	20,843円
	高岡市外	327円	11,836円
	高岡立野	480円	7,087円
	戸出機線	411円	18,673円
	新湊機線	394円	16,142円
	堀岡	227円	15,020円
	魚津	347円	16,048円
	水原	398円	8,052円
	富山清川	458円	12,855円
	黒部別	463円	11,885円
	横波	636円	11,932円
	小矢部	380円	9,877円
	大沢野別	352円	6,206円
	上市	202円	7,645円
	入善	226円	7,801円
	婦中	405円	5,538円
	小杉	309円	12,317円
	太閤山	417円	8,607円
	大門	442円	3,939円
	富山平	490円	15,048円
	井波	79円	12,464円
	福野	209円	5,792円
	福野	433円	12,866円
	富山福光	444円	6,524円
	富山岩瀬2	413円	9,117円
	高岡伏木	381円	10,226円
	高岡中田	308円	11,034円
	富山柳田	541円	21,763円
	榊野	122円	13,400円
	富山立山	228円	14,478円
	宇奈月	127円	16,517円
	富山朝日	134円	34,270円
	越中八尾	264円	16,491円
	富山百里	466円	18,302円
	城端	337円	7,118円
	富山福岡別	453円	5,570円
	津沢	244円	20,324円
	入善南	271円	23,040円
	鳴和	913円	22,796円
	金石	805円	10,916円
	金沢弥生	906円	13,008円
	入江	1,107円	14,212円
	額	1,095円	13,670円
	金沢森本	622円	19,681円
	粟ヶ崎	1,236円	8,749円
	金沢3	327円	28,374円
	七尾	406円	27,817円
	徳田	253円	13,642円
	和倉	776円	11,322円
	石川小松	576円	21,482円
	中瀬	428円	14,194円
	輪島	503円	8,234円
	珠洲	262円	22,813円
	石川加賀	252円	10,226円
	片山津	340円	10,571円
	山代	218円	8,570円
	羽咋	266円	19,119円
	色知	459円	16,285円
	松任	277円	15,954円
	山中	464円	14,464円
	山上別	916円	7,875円
	寺井2	403円	13,929円
	口	448円	11,572円
	龍美	609円	5,045円
	金沢西	926円	18,130円
	額	383円	18,797円

2. 接続に必要な表置等の設置に要するスペース相当の保管料  
 2-1 (略)  
 2-2 料金額

1 平方メートルごとに年額		土地	通信用建物
通信用建物が所属する行政区域	通信用建物名		
富山県	富山	973円	17,875円
	富山南	735円	15,846円
	和合	215円	13,054円
	水原	517円	21,733円
	鳥羽	870円	6,369円
	富山水橋	337円	10,404円
	富山北	664円	27,846円
	高岡	429円	21,287円
	高岡市外	359円	9,501円
	高岡立野	563円	7,736円
	戸出機線	471円	18,277円
	新湊機線	459円	19,057円
	堀岡	268円	18,140円
	魚津	412円	20,596円
	水原	475円	10,507円
	富山清川	575円	12,416円
	黒部別	511円	13,718円
	横波	704円	13,992円
	小矢部	435円	10,492円
	大沢野別	404円	8,488円
	上市	258円	10,947円
	入善	264円	9,478円
	婦中	427円	5,691円
	小杉	314円	7,670円
	太閤山	420円	7,269円
	大門	487円	5,981円
	富山平	532円	17,006円
	井波	117円	13,197円
	福野	218円	7,374円
	福野	551円	17,065円
	富山福光	323円	7,501円
	富山岩瀬2	447円	11,613円
	高岡伏木	439円	11,287円
	高岡中田	356円	13,664円
	富山柳田	618円	26,330円
	榊野	135円	16,398円
	富山立山	264円	18,308円
	宇奈月	146円	19,517円
	富山朝日	165円	38,218円
	越中八尾	276円	15,815円
	富山百里	550円	21,644円
	城端	401円	9,507円
	富山福岡別	590円	9,477円
	津沢	333円	22,725円
	入善南	147円	27,096円
	鳴和	1,032円	22,740円
	金石	875円	12,418円
	金沢弥生	1,058円	13,203円
	入江	1,276円	16,988円
	額	1,297円	16,794円
	金沢森本	696円	12,381円
	粟ヶ崎	1,403円	11,134円
	金沢3	899円	26,799円
	七尾	510円	28,819円
	徳田	312円	16,538円
	和倉	928円	8,245円
	石川小松	673円	23,304円
	中瀬	468円	6,829円
	輪島	573円	10,122円
	珠洲	373円	25,150円
	石川加賀	553円	17,869円
	片山津	396円	13,225円
	山代	262円	10,569円
	羽咋	291円	18,131円
	色知	549円	19,063円
	松任	300円	7,800円
	山中	530円	14,708円
	山上別	1,065円	9,607円
	寺井2	467円	15,911円
	口	529円	13,063円
	龍美	669円	8,065円
	金沢西	1,015円	9,690円
	額	1,015円	11,761円

野々市	751円	11,378円
津幡	554円	7,883円
石川河北	901円	16,382円
志雄	184円	18,525円
沖水	184円	13,442円
田鶴浜	375円	19,241円
鳥屋	371円	19,043円
石川中島	234円	20,166円
石川鹿島	290円	18,366円
能都	661円	9,302円
鷹川	504円	21,840円
粟津	272円	19,588円
兼川	488円	13,367円
七塚木津	214円	16,203円
内灘	601円	24,266円
石川	302円	14,181円
石川高松別	294円	5,369円
富来	205円	24,726円
八水	380円	14,442円
羽咋志賀別	324円	13,161円
宝立	184円	12,530円
久江	239円	12,721円
廣西	398円	23,349円
門前	47円	24,133円
柳田	286円	17,346円
石川内浦	151円	19,762円
能都小木	288円	10,922円
金沢2	399円	42,281円
町野	489円	12,870円
鹿島能登島	138円	26,907円
福井2	647円	17,890円
福井南	851円	12,489円
麻生津	711円	10,032円
敦賀	790円	17,652円
菅生島倉2	336円	10,543円
福井小浜2	715円	13,117円
真小浜	482円	28,568円
福井大野	351円	9,215円
福井勝山	390円	17,506円
福井	572円	16,366円
鯖江	260円	32,270円
鯖江西	636円	7,327円
福井松岡別	432円	9,890円
福井三国	233円	9,501円
芦原	504円	7,710円
丸岡	530円	10,924円
養江別	653円	61,763円
山重	421円	19,944円
上中	812円	13,144円
福井高浜別	874円	14,231円
福井東別	509円	5,401円
福井森田	287円	29,662円
西安居	197円	12,103円
福井坂井	334円	16,039円
福井朝日別	215円	18,273円
福井清水	647円	31,884円
福井	383円	9,437円
足羽別	253円	15,132円
河和田	462円	20,090円
永平寺	356円	10,115円
金津別	463円	8,628円
今立別	180円	14,369円
福井三方別	308円	17,504円
美浜	677円	18,962円
大飯	459円	21,611円
今庄	255円	4,227円
福井河合	308円	12,100円
福井驛	580円	18,854円
五分市	285円	26,536円
上荒比	504円	23,283円
龍奈	832円	24,746円
福井雲崎	172円	28,229円
名田庄	205円	19,896円
越前	1,135円	14,032円
荒土	281円	21,540円
細呂木	120円	17,814円
織田	357円	25,819円
岐阜	823円	58,780円
岐阜本庄	843円	16,342円
長良	1,116円	25,628円
長森	1,093円	27,838円

福井県

岐阜県

野々市	720円	8,808円
津幡	481円	13,407円
石川河北	789円	18,048円
志雄	144円	15,409円
沖水	128円	13,728円
田鶴浜	302円	15,764円
鳥屋	326円	15,805円
石川中島	212円	16,170円
石川鹿島	243円	15,566円
能都	499円	25,834円
鷹川	392円	17,718円
粟津	220円	15,617円
兼川	417円	10,362円
七塚木津	198円	13,114円
内灘	525円	20,714円
石川	200円	17,828円
石川高松別	205円	10,397円
富来	139円	20,659円
八水	332円	45,173円
羽咋志賀別	225円	10,394円
宝立	118円	10,810円
久江	201円	11,424円
廣西	318円	16,504円
門前	38円	20,020円
柳田	220円	12,720円
石川内浦	136円	16,529円
能都小木	204円	8,038円
金沢2	927円	38,760円
町野	294円	9,295円
鹿島能登島	378円	22,819円
福井2	564円	15,831円
福井南	799円	11,147円
麻生津	554円	9,255円
敦賀	703円	14,881円
菅生島倉2	312円	9,063円
福井小浜2	682円	14,515円
真小浜	375円	29,938円
福井大野	281円	9,826円
福井勝山	304円	11,132円
福井	448円	13,206円
鯖江	210円	26,486円
鯖江西	535円	4,647円
福井松岡別	337円	7,665円
福井三国	163円	4,647円
芦原	748円	14,963円
丸岡	416円	8,819円
養江別	417円	16,323円
山重	438円	58,516円
上中	348円	16,323円
福井高浜別	703円	10,928円
福井東別	786円	17,463円
福井森田	418円	8,456円
西安居	130円	26,377円
福井坂井	164円	9,095円
福井朝日別	258円	16,006円
福井清水	184円	18,694円
福井	564円	32,218円
足羽別	347円	6,990円
河和田	194円	11,639円
永平寺	396円	17,306円
金津別	200円	10,844円
今立別	409円	7,807円
福井三方別	169円	16,986円
美浜	190円	27,074円
大飯	606円	30,319円
今庄	413円	18,297円
福井河合	229円	3,222円
福井驛	259円	15,650円
五分市	505円	15,719円
上荒比	251円	21,538円
福井池田	364円	18,792円
龍奈	564円	19,912円
福井雲崎	141円	23,855円
名田庄	168円	15,820円
越前	883円	11,578円
荒土	221円	23,384円
細呂木	97円	19,880円
織田	192円	21,880円
岐阜	782円	42,181円
岐阜本庄	757円	15,179円
長良	1,015円	23,885円
長森	1,041円	22,744円

福井県

岐阜県

岐阜加納	1,511円	22,688円
巣野	732円	13,688円
赤鳥	488円	7,168円
大垣南	908円	14,588円
大垣西	549円	20,879円
大垣丸ノ内南	536円	11,768円
高山第一	2,002円	13,965円
東濃B	428円	20,962円
岐阜根木	718円	14,796円
岐阜園	616円	8,648円
小金田	430円	5,373円
岐阜中津川	499円	15,240円
瑞浪	348円	11,756円
岐阜羽島	688円	13,494円
藤那	598円	28,400円
藤那B	598円	18,961円
武並	324円	16,978円
中濃	737円	22,127円
土岐	540円	14,576円
各務原	560円	23,335円
瀬沼	797円	8,501円
可児	549円	23,614円
笠松	691円	8,204円
佐波	539円	22,183円
養老	462円	16,854円
養老	289円	14,804円
揖斐川	157円	10,906円
岐阜北方	918円	11,559円
穂積	1,043円	15,519円
高富	691円	11,448円
郡上八幡	710円	17,106円
美濃白川	261円	11,293円
下呂	621円	18,949円
荘川	511円	17,209円
飛騨古川	793円	7,009円
岐阜神岡	365円	19,637円
一宮山島	474円	8,611円
岐阜藤美	342円	12,214円
岐阜赤坂	528円	7,048円
美濃坂本	265円	14,473円
第一落合	321円	35,421円
美濃	444円	9,210円
羽島南	449円	15,166円
下石	215円	9,204円
新緑知	371円	15,726円
美濃平田	495円	77,237円
養老東	284円	23,087円
岐阜神戸	525円	20,439円
輪之内	303円	86,086円
美濃池田	419円	7,933円
岐阜川辺	335円	15,171円
御常	297円	15,341円
笠原	344円	7,422円
岡	238円	5,882円
久々利	222円	14,887円
春里	341円	12,814円
海津	406円	79,562円
南濃	393円	13,276円
岐阜石津	404円	23,911円
逢妻大野	169円	13,889円
本巣	201円	11,855円
武芸川	292円	12,178円
岐阜大和	633円	11,726円
富加	352円	11,687円
八百津	313円	11,506円
美濃坂下	159円	14,729円
付知	266円	10,614円
美濃福圃	306円	12,468円
岩村	372円	5,416円
山岡	335円	15,955円
明郷	688円	16,782円
岐阜萩原	1,113円	6,302円
飛騨国府	659円	11,241円
美濃加茂北	107円	19,037円
前宮	403円	8,278円
関ヶ原	365円	34,036円
岐阜白鳥	626円	29,599円
飛騨細江	271円	42,847円
岐阜粟野	566円	7,262円
美濃牧谷	119円	37,577円
森戸	200円	18,531円

岐阜加納	1,474円	21,053円
巣野	616円	18,713円
赤鳥	381円	14,200円
大垣南	819円	13,772円
大垣西	430円	17,561円
大垣丸ノ内南	496円	11,106円
高山第一	1,881円	12,799円
東濃B	407円	20,383円
岐阜根木	688円	31,972円
岐阜園	561円	13,037円
小金田	364円	13,918円
岐阜中津川	414円	15,620円
瑞浪	320円	10,058円
岐阜羽島	595円	16,600円
藤那	544円	24,549円
藤那B	544円	17,294円
武並	277円	15,092円
中濃	793円	15,702円
土岐	523円	15,226円
各務原	523円	30,226円
瀬沼	779円	8,086円
可児	487円	22,183円
笠松	652円	8,671円
佐波	473円	21,134円
養老	370円	13,987円
養老	246円	13,812円
揖斐川	140円	10,206円
岐阜北方	916円	9,555円
穂積	1,000円	15,099円
高富	610円	9,382円
郡上八幡	659円	13,740円
美濃白川	245円	11,227円
下呂	499円	16,932円
荘川	40円	13,515円
飛騨古川	635円	7,386円
岐阜神岡	266円	17,965円
一宮山島	551円	6,426円
岐阜藤美	306円	16,359円
岐阜赤坂	500円	7,632円
美濃坂本	249円	12,321円
第一落合	253円	30,498円
美濃	404円	8,192円
羽島南	363円	12,212円
下石	253円	8,847円
新緑知	271円	11,460円
美濃平田	434円	64,241円
養老東	265円	19,499円
岐阜神戸	489円	20,184円
輪之内	273円	74,815円
美濃池田	314円	6,530円
岐阜川辺	301円	16,990円
御常	266円	14,894円
笠原	308円	5,477円
岡	192円	5,407円
久々利	197円	11,037円
春里	283円	9,922円
海津	366円	67,393円
南濃	340円	13,024円
岐阜石津	341円	20,974円
逢妻大野	159円	11,600円
本巣	131円	29,651円
武芸川	243円	16,764円
岐阜大和	578円	11,936円
富加	311円	11,357円
八百津	267円	11,574円
美濃坂下	148円	13,541円
付知	238円	9,201円
美濃福圃	267円	12,623円
岩村	353円	4,284円
山岡	289円	14,810円
明郷	591円	13,901円
岐阜萩原	954円	3,867円
飛騨国府	748円	8,106円
美濃加茂北	16,373円	16,373円
前宮	381円	22,477円
関ヶ原	316円	30,984円
岐阜白鳥	549円	27,708円
飛騨細江	171円	35,919円
岐阜粟野	486円	5,279円
美濃牧谷	89円	31,961円
森戸	177円	17,246円

鶴里	144円	11,041円
上石津	203円	12,861円
名森	389円	24,222円
墨俣	576円	11,531円
坂草美山	407円	9,634円
谷合	286円	16,363円
武蔵	391円	18,931円
高鷲	94円	8,606円
美並	380円	17,423円
七宗	485円	14,525円
真白川	212円	17,236円
加子母	245円	18,606円
蛸川	272円	14,840円
上佐作	188円	18,491円
飛騨小坂	490円	9,400円
飛騨竹原	336円	16,128円
坂草美山	820円	17,532円
町方	549円	15,734円
久々野	420円	12,868円
奥飛騨温泉	741円	20,954円
相尾	194円	21,988円
篠原	242円	18,086円
奥南	225円	14,697円
坂草美山	261円	16,015円
飛騨河合	171円	23,611円
伊長	1,182円	12,483円
静岡長沼	1,453円	10,693円
城北	2,598円	27,405円
静岡八幡	2,327円	22,088円
静岡大谷	588円	14,875円
静岡電々	6,406円	25,918円
浜松	1,120円	28,238円
精志	594円	14,765円
浜松住吉	1,287円	12,226円
三方原	1,018円	7,454円
神久呂	501円	9,171円
中野町	632円	8,544円
白羽	448円	7,771円
芳川	619円	12,234円
郡田	578円	29,660円
向宿別	770円	22,872円
増楽	925円	8,352円
下香貫	1,110円	11,138円
沼津高島	1,520円	11,806円
沼津原	1,070円	30,507円
江ノ浦	689円	17,567円
沼津第二	1,718円	18,300円
沼津北	1,994円	35,713円
静岡清水	863円	29,178円
相度	911円	14,402円
江原	1,704円	11,268円
三保	810円	8,377円
南熱海	552円	8,131円
第二熱海	1,042円	17,981円
三島中郷	1,042円	9,633円
北田町	1,980円	11,323円
富士宮	629円	12,086円
伊東	507円	18,662円
静岡伊東2	502円	12,556円
八幡野	635円	15,449円
静岡島田	1,608円	11,731円
富士	633円	13,818円
平埜	620円	11,093円
富士新川	642円	4,414円
富士岡	790円	9,290円
鷹岡	502円	8,785円
磐田	879円	26,927円
焼津	664円	10,332円
大宮	719円	15,879円
掛川	528円	29,570円
伊達方	228円	16,877円
藤枝	1,013円	7,184円
兵太夫	387円	7,630円
御殿場	946円	17,515円
玉穂	619円	10,562円
袋井	1,154円	11,397円
天童	669円	8,868円
浜北	625円	13,979円
伊東下田	765円	19,084円
裾野	1,240円	10,544円
湖西	308円	15,756円

静岡県

鶴里	124円	9,959円
上石津	176円	11,085円
名森	337円	12,349円
墨俣	476円	11,615円
坂草美山	353円	9,041円
谷合	276円	25,989円
武蔵	325円	18,272円
高鷲	78円	12,302円
美並	332円	15,845円
七宗	390円	11,293円
真白川	158円	13,999円
加子母	207円	21,801円
蛸川	239円	11,693円
上佐作	146円	14,758円
飛騨小坂	428円	30,856円
飛騨竹原	239円	13,942円
坂草美山	735円	16,469円
町方	415円	23,359円
久々野	361円	11,309円
奥飛騨温泉	346円	16,810円
相尾	170円	19,240円
篠原	208円	19,108円
奥南	267円	17,458円
坂草美山	221円	17,944円
飛騨河合	131円	19,659円
伊長	1,149円	10,619円
静岡長沼	1,887円	6,448円
城北	2,544円	24,159円
静岡八幡	2,408円	19,509円
静岡大谷	480円	12,185円
静岡電々	5,940円	32,881円
浜松	1,078円	25,399円
精志	576円	15,037円
浜松住吉	1,262円	10,574円
三方原	985円	6,324円
神久呂	463円	6,955円
中野町	650円	6,803円
白羽	423円	6,771円
芳川	594円	10,321円
郡田	552円	45,507円
向宿別	760円	16,476円
増楽	882円	10,603円
下香貫	942円	9,428円
沼津高島	1,509円	10,238円
沼津原	1,169円	27,454円
江ノ浦	548円	13,043円
沼津第二	1,541円	16,677円
沼津北	1,819円	34,183円
静岡清水	1,811円	34,183円
相度	779円	23,258円
江原	296円	12,740円
三保	1,650円	9,456円
南熱海	604円	14,946円
第二熱海	503円	7,091円
三島中郷	999円	16,399円
北田町	1,015円	19,755円
富士宮	1,915円	10,868円
富士岡	430円	13,166円
伊東	479円	23,239円
静岡伊東2	479円	16,914円
八幡野	538円	12,566円
静岡島田	1,016円	11,692円
富士	334円	13,216円
平埜	563円	10,576円
富士新川	535円	3,567円
富士岡	658円	6,476円
鷹岡	470円	6,472円
磐田	847円	18,918円
焼津	527円	7,599円
大宮	689円	14,985円
掛川	497円	31,786円
伊達方	216円	13,389円
藤枝	1,008円	13,010円
兵太夫	386円	8,510円
御殿場	930円	15,041円
玉穂	573円	9,465円
袋井	1,103円	11,289円
天童	625円	6,734円
浜北	599円	12,919円
伊東下田	668円	14,601円
裾野	1,223円	9,660円
湖西	389円	13,209円

静岡県

河津	645円	17,422円
南伊豆	256円	21,155円
仁紅	1,429円	8,402円
伊豆長岡	1,120円	13,710円
修善寺六仁	857円	19,773円
新函南	1,194円	23,598円
中土狩	1,657円	9,071円
大井川	473円	23,468円
榛原	491円	15,038円
吉田町	532円	10,629円
浜岡	354円	22,790円
掛川菊川	820円	18,884円
引佐	643円	11,009円
静岡美和	549円	9,729円
駿織	1,622円	47,168円
静岡沼津	1,659円	24,092円
富士大洲	471円	12,111円
湯ヶ島	897円	13,226円
青羽根	1,385円	19,805円
静岡岡部	941円	11,323円
静岡金谷	443円	10,703円
舞阪	612円	13,552円
新居	632円	13,778円
細江	494円	10,021円
伊左地	500円	10,566円
静岡興津	436円	18,443円
富士山寺	1,186円	8,843円
小島	1,238円	24,739円
上野北山	339円	21,549円
川奈	665円	19,168円
宇佐美	822円	15,568円
富戸	877円	20,790円
初倉	558円	15,626円
富士鼻台	682円	15,018円
大藤	504円	20,703円
原谷	423円	11,683円
葉輪	584円	18,524円
御殿場神山	696円	13,042円
静岡山梨	604円	12,208円
中瀬	627円	11,652円
宮口	671円	7,143円
沼津御香	851円	18,015円
新所原	1,005円	9,824円
熱川	328円	15,870円
補取	464円	26,176円
丹那	310円	13,575円
葦山	1,302円	20,949円
大仁	2,297円	9,164円
石伊豆	287円	4,130円
須走	389円	13,914円
静岡小山	729円	8,565円
芝川	405円	8,869円
御前崎	308円	19,792円
相良	459円	12,281円
地頭方	229円	18,781円
小笠	397円	13,695円
森町	495円	5,474円
津羽	403円	18,943円
静岡福田	315円	5,814円
善洋	393円	24,800円
駿織	774円	16,179円
静岡水落	2,181円	24,930円
伊豆山	833円	23,611円
猪之頭	225円	17,961円
上井出	215円	14,133円
眞作	755円	15,574円
入出	259円	12,225円
白須賀	240円	19,164円
伊東松崎	1,595円	20,688円
西伊豆	952円	11,244円
伊豆善茂	494円	56,631円
静岡戸田	208円	15,987円
土肥	301円	7,853円
富士松野	268円	8,272円
蒲原	1,149円	10,527円
由比	889円	10,332円
静岡川根	898円	21,295円
大須賀	1,067円	18,155円
静岡豊岡	483円	35,424円
三ヶ日	675円	16,564円

河津	584円	14,255円
南伊豆	224円	22,366円
仁紅	1,232円	6,801円
伊豆長岡	1,111円	23,595円
修善寺六仁	724円	16,666円
新函南	1,209円	19,729円
中土狩	1,676円	8,283円
大井川	437円	20,392円
榛原	377円	11,828円
吉田町	528円	10,276円
浜岡	325円	22,128円
掛川菊川	764円	16,745円
引佐	613円	24,232円
静岡美和	509円	22,624円
駿織	1,154円	43,452円
静岡沼津	1,468円	21,392円
富士大洲	472円	9,183円
湯ヶ島	754円	10,885円
青羽根	1,175円	15,822円
静岡岡部	875円	20,948円
静岡金谷	272円	8,868円
舞阪	505円	11,064円
新居	607円	26,305円
細江	433円	7,072円
伊左地	449円	10,120円
静岡興津	401円	16,519円
富士山寺	1,120円	8,059円
小島	1,045円	16,788円
上野北山	302円	20,052円
川奈	624円	18,568円
宇佐美	803円	11,690円
富戸	797円	19,593円
初倉	13,238円	3,238円
富士鼻台	595円	11,856円
大藤	462円	18,608円
原谷	388円	10,735円
葉輪	439円	12,922円
御殿場神山	655円	10,546円
静岡山梨	548円	9,879円
中瀬	604円	10,721円
宮口	626円	6,057円
沼津御香	823円	17,632円
新所原	1,024円	9,133円
熱川	236円	15,151円
補取	404円	24,052円
丹那	275円	11,620円
葦山	1,207円	16,888円
大仁	2,177円	8,651円
石伊豆	269円	38,681円
須走	337円	13,417円
静岡小山	680円	6,889円
芝川	224円	23,354円
御前崎	266円	15,913円
相良	378円	11,167円
地頭方	98円	14,634円
小笠	370円	12,732円
森町	478円	4,152円
津羽	309円	24,690円
静岡福田	205円	4,582円
善洋	324円	24,561円
駿織	732円	19,402円
静岡水落	2,207円	20,559円
伊豆山	719円	13,676円
猪之頭	169円	19,995円
上井出	181円	26,041円
眞作	659円	13,384円
入出	242円	10,208円
白須賀	219円	16,206円
伊東松崎	1,331円	17,554円
西伊豆	1,276円	9,647円
伊豆善茂	403円	55,196円
静岡戸田	171円	21,782円
土肥	237円	7,121円
富士松野	607円	6,235円
蒲原	214円	11,569円
由比	948円	7,699円
静岡川根	838円	9,034円
大須賀	692円	18,088円
静岡豊岡	865円	17,098円
三ヶ日	440円	23,522円
	581円	13,837円

郷築	463円	18,517円
空口2	626円	13,971円
掛山城東	184円	19,783円
重山高原	103円	10,348円
月次	420円	11,794円
中川根	497円	10,130円
子頭	305円	11,178円
掛川大東	230円	18,071円
気多	273円	12,991円
天童佐久間	379円	9,608円
静岡西浦	369円	14,945円
南崎	245円	7,343円
玉童森野	254円	19,557円
玉積堂玉山	2,471円	26,609円
名古屋東山	1,721円	14,675円
子頭第二	1,938円	12,178円
名古屋新東	3,444円	93,364円
布池	(略)	22,579円
矢田	1,978円	12,545円
大曾根	1,430円	23,549円
味噌	1,351円	12,860円
名古屋山田	1,097円	20,137円
湧心	1,600円	13,107円
笠島	2,467円	44,763円
前蔵	2,212円	17,328円
名古屋中村	2,225円	21,842円
畑菜地	2,130円	15,463円
名古屋中	1,296円	56,449円
名古屋金山	3,052円	40,363円
新広小路	2,746円	57,910円
漣子	2,025円	15,596円
瑞穂通	1,813円	26,241円
八事	3,319円	18,752円
名古屋中川	1,183円	10,024円
下之色	1,230円	26,619円
名古屋港	1,001円	29,515円
名古屋	914円	10,133円
蓮徳	1,712円	10,168円
安寺	1,071円	13,224円
大同	1,381円	13,235円
名古屋守山	924円	15,647円
名古屋緑	1,204円	21,985円
平手	2,351円	18,768円
鳴子第一	2,241円	14,675円
名東	1,639円	21,343円
猪子石	1,947円	19,662円
猪苗	2,376円	29,016円
天台	2,307円	24,434円
豊橋岩田	1,194円	11,670円
豊橋花田	1,334円	19,656円
豊橋南条	1,194円	15,674円
豊橋二川	1,010円	8,028円
老津	666円	5,563円
榑田	669円	5,772円
札木	559円	15,101円
岡崎	772円	31,758円
羽根	1,923円	20,933円
佐作	571円	8,570円
藤川	876円	4,094円
岩津	1,230円	13,970円
尾張一宮	535円	22,333円
一宮神山	1,577円	6,608円
一宮羽根	592円	19,623円
一宮萩原	494円	13,213円
浅井	535円	9,611円
瀬戸陶楽	423円	7,826円
愛知半田	705円	15,903円
春日井	894円	14,195円
藤川	1,536円	17,728円
瀬藤寺分室	585円	20,886円
豊橋寺	1,412円	11,137円
春日井坂下	678円	23,366円
愛知豊川	1,049円	9,494円
御油	1,019円	4,785円
津島藤浪	1,089円	11,240円
碧南2	792円	10,563円
刈谷	785円	17,168円
刈谷境	871円	13,793円
愛知豊田	904円	17,748円
豊田高上	1,836円	11,852円
豊田舞	833円	11,591円

愛知県

郷築	535円	19,182円
空口2	671円	17,681円
掛山城東	208円	21,623円
重山高原	130円	13,646円
月次	454円	17,290円
中川根	537円	11,441円
子頭	426円	11,806円
掛川大東	257円	21,138円
気多	318円	12,984円
天童佐久間	503円	11,652円
静岡西浦	524円	18,902円
南崎	299円	8,439円
玉童森野	264円	20,903円
玉積堂玉山	2,465円	29,413円
名古屋東山	1,787円	18,355円
子頭第二	2,049円	14,838円
名古屋新東	3,389円	101,629円
布池	(略)	17,308円
矢田	1,947円	15,621円
大曾根	1,520円	25,887円
味噌	1,430円	11,999円
名古屋山田	1,132円	19,534円
湧心	1,635円	14,890円
笠島	2,294円	47,072円
前蔵	2,049円	19,059円
名古屋中村	2,151円	25,810円
畑菜地	2,167円	17,691円
名古屋中	1,293円	58,361円
名古屋金山	2,326円	45,600円
新広小路	2,930円	63,779円
漣子	1,959円	18,303円
瑞穂通	1,745円	28,518円
八事	3,217円	17,839円
名古屋中川	1,226円	11,520円
下之色	1,308円	13,953円
名古屋港	1,037円	29,761円
名古屋	974円	9,075円
蓮徳	1,748円	11,489円
安寺	1,105円	12,338円
大同	1,461円	12,838円
名古屋守山	915円	15,093円
名古屋緑	1,282円	25,185円
平手	2,236円	15,837円
鳴子第一	2,211円	17,884円
名東	1,418円	22,339円
猪子石	2,001円	20,094円
猪苗	2,335円	37,934円
天台	2,256円	28,878円
豊橋岩田	1,259円	9,686円
豊橋花田	1,538円	19,739円
豊橋南条	1,200円	17,781円
豊橋二川	1,057円	7,459円
老津	688円	6,120円
榑田	691円	8,307円
札木	579円	17,457円
岡崎	536円	21,259円
羽根	1,949円	14,033円
佐作	491円	11,357円
藤川	888円	4,327円
岩津	1,223円	14,663円
尾張一宮	751円	16,463円
一宮神山	1,589円	8,394円
一宮羽根	618円	14,072円
一宮萩原	536円	15,025円
浅井	553円	11,145円
瀬戸陶楽	472円	9,818円
愛知半田	753円	19,372円
春日井	941円	17,416円
藤川	1,555円	17,925円
瀬藤寺分室	616円	19,354円
豊橋寺	1,646円	12,100円
春日井坂下	727円	6,859円
愛知豊川	1,051円	10,489円
御油	1,030円	7,636円
津島藤浪	1,191円	13,611円
碧南2	796円	12,553円
刈谷	807円	18,675円
刈谷境	867円	16,754円
愛知豊田	893円	20,712円
豊田高上	1,856円	13,446円
豊田舞	833円	11,373円

愛知県

猿投2	1,020円	7,289円
豊田臺岡	896円	14,470円
豊田上郷	728円	12,809円
刈谷安城2	694円	14,436円
今村	3,651円	7,094円
西尾寄住	1,780円	10,288円
蒲郡2	1,238円	5,944円
大山B	652円	12,821円
大山羽黒	744円	6,156円
常滑	852円	11,814円
一宮江南2	(略)	6,518円
江南宮田	649円	7,468円
尾西	972円	9,884円
小牧機械棟	649円	28,187円
篠岡	546円	11,937円
小牧桜井	749円	48,143円
稲沢	1,839円	21,753円
豊橋新城	887円	13,244円
上野町	1,045円	8,541円
尾張横須賀B	652円	24,050円
大府	1,411円	7,922円
知多	734円	7,634円
知立2	1,682円	15,592円
尾張旭	1,082円	11,901円
豊知高浜	935円	6,649円
岩倉	1,449円	6,388円
豊明	840円	11,987円
東阿野	1,131円	14,991円
名古屋東郷	1,086円	8,681円
名古屋白蓮	687円	14,796円
長久手B	1,184円	19,457円
豊山	1,278円	42,642円
西春B	1,693円	8,683円
新川清洲	1,159円	19,536円
江南大口	894円	16,522円
扶桑	886円	5,360円
大岡川B	609円	10,161円
祖父江	638円	14,118円
海部	661円	12,847円
舞江B	1,110円	15,021円
津島弥富	814円	8,876円
東浦	586円	8,649円
阿久比	799円	10,411円
幸田	1,218円	19,204円
三好	1,589円	7,403円
豊美	1,136円	12,203円
豊知御津	579円	6,681円
豊知田原2	1,108円	28,591円
瀬美	954円	7,495円
瓜小路	2,930円	24,846円
名古屋万場	892円	16,046円
志段味	780円	12,348円
名古屋大森	1,770円	24,510円
河合	567円	12,247円
矢合	578円	10,313円
平和	565円	18,291円
幸沢	728円	14,266円
豊橋石巻	456円	15,704円
豊橋	589円	16,046円
六ヶ美	1,091円	50,797円
品野	1,721円	12,332円
水野	497円	18,329円
飯山	828円	16,842円
豊崎	885円	8,472円
松平	552円	17,416円
保良	610円	4,951円
豊田駒場	752円	17,388円
刈谷桜井	1,554円	15,683円
刈谷明治	772円	20,528円
平坂	925円	17,280円
豊橋	586円	12,410円
三河大塚	866円	15,186円
形原	817円	6,097円
小新谷	406円	19,296円
尾張大野	900円	10,804円
大瀬	467円	8,731円
新城富岡	236円	14,803円
加木屋	1,343円	8,897円
永和	781円	10,836円
武豊	916円	8,732円
一色2	585円	11,852円

猿投2	1,088円	10,334円
豊田臺岡	913円	11,469円
豊田上郷	736円	9,803円
刈谷安城2	803円	26,781円
今村	2,693円	6,036円
西尾寄住	1,768円	8,128円
蒲郡2	1,191円	4,572円
大山B	650円	10,894円
大山羽黒	732円	12,152円
常滑	709円	11,530円
一宮江南2	(略)	5,750円
江南宮田	620円	5,381円
尾西	951円	13,329円
小牧機械棟	26,173円	26,173円
篠岡	527円	15,950円
小牧桜井	698円	39,444円
稲沢	1,746円	21,617円
豊橋新城	789円	11,670円
上野町	1,001円	21,743円
尾張横須賀B	623円	15,647円
大府	1,367円	6,734円
知多	694円	4,681円
知立2	1,514円	12,133円
尾張旭	1,052円	9,352円
豊知高浜	924円	5,434円
岩倉	1,466円	12,110円
豊明	811円	10,326円
東阿野	1,128円	11,980円
名古屋東郷	1,091円	6,460円
名古屋白蓮	683円	16,177円
長久手B	1,199円	15,984円
豊山	1,198円	38,685円
西春B	1,664円	19,350円
新川清洲	1,217円	25,821円
江南大口	885円	15,286円
扶桑	945円	4,630円
大岡川B	468円	8,181円
祖父江	613円	12,356円
海部	638円	20,247円
舞江B	1,093円	13,840円
津島弥富	745円	6,529円
阿久比	551円	7,221円
東浦	782円	9,992円
幸田	1,168円	16,450円
三好	1,744円	6,377円
豊美	966円	10,500円
豊知御津	551円	5,656円
豊知田原2	1,059円	29,176円
瀬美	630円	6,679円
瓜小路	2,746円	22,972円
名古屋万場	876円	12,652円
志段味	769円	9,762円
名古屋大森	1,756円	19,383円
河合	550円	9,515円
矢合	553円	16,229円
平和	546円	19,028円
幸沢	698円	11,654円
豊橋石巻	427円	13,256円
豊橋	564円	11,281円
六ヶ美	1,072円	43,536円
品野	1,648円	19,286円
水野	468円	18,921円
飯山	719円	21,360円
豊崎	799円	7,092円
松平	625円	16,867円
保良	584円	3,587円
豊田駒場	735円	15,090円
刈谷桜井	1,509円	15,936円
刈谷明治	725円	20,590円
平坂	867円	14,728円
豊橋	567円	9,064円
三河大塚	801円	10,865円
形原	766円	4,560円
小新谷	314円	16,228円
尾張大野	848円	9,569円
大瀬	384円	62,278円
新城富岡	242円	13,044円
加木屋	1,299円	5,717円
永和	775円	9,438円
武豊	736円	7,360円
一色2	500円	10,301円



上構須賀	654円	18,114円
三好ヶ丘	1,143円	22,003円
豊田藤岡	5,745円	10,921円
三河一宮	1,739円	18,621円
小坂井	873円	6,233円
東海栄東西	5,513円	28,990円
豊橋	5,795円	29,711円
南海部	467円	9,460円
木場	609円	18,342円
額田	311円	16,901円
八開	299円	19,222円
蒲知多	498円	9,647円
師崎	343円	13,325円
愛知豊浜	5,005円	10,101円
愛知美浜	320円	9,805円
野間	736円	28,991円
呂良	593円	10,571円
豊田	2,607円	14,247円
豊富	318円	15,691円
下山	90円	11,873円
鳳来大野	1,207円	6,670円
愛知野田	2,655円	10,984円
赤羽根	2,691円	20,580円
伊良湖御	2,145円	18,748円
刈谷安城	694円	19,366円
豊根機須賀	652円	24,172円
篠島	1,248円	10,997円
白面賀	550円	33,354円
小原	107円	14,524円
小渡	476円	15,814円
東栄	460円	8,641円
稲武	393円	11,445円
鳳来	441円	10,472円
菊井	1,570円	23,765円
足助	900円	13,292円
片田	236円	7,610円
高茶屋	717円	43,070円
高身田	321円	11,576円
津丸之内第4	461円	29,613円
四日市B	531円	14,474円
三ツ谷B	621円	9,073円
四日市富田	789円	11,165円
四日市水沢	310円	19,677円
埴浜	606円	17,820円
壱山	569円	9,038円
伊勢志摩2	583円	22,211円
伊勢大湊	496円	10,903円
松阪港	654円	24,685円
松阪南	329円	7,722円
松阪新座	497円	6,255円
桑名	468円	19,600円
七和	713円	9,628円
伊賀上野	615円	28,321円
鈴鹿白飯	845円	33,357円
鈴鹿白子	446円	21,932円
庄野	510円	7,900円
名張	529円	13,725円
尾鷲	923円	29,833円
三重亀山	232円	8,791円
鳥羽第2	332円	11,263円
熊野第2	332円	23,740円
久居	1,029円	9,689円
真奔	476円	15,008円
真奔	345円	21,340円
菟野	561円	6,974円
三重関	236円	20,674円
伊勢大湊	236円	14,323円
大台	281円	15,252円
阿原	563円	20,195円
津丸之内第3	461円	19,335円
小山田	309円	16,254円
県	305円	11,276円
津々	292円	30,008円
下野	550円	11,572円
伊勢豊浜	230円	16,823円
伊勢南	287円	21,366円
天名	244円	10,141円
伊勢若松	477円	15,873円
重昌	207円	30,022円
河津	387円	18,870円
多気	165円	23,238円

三重県

上構須賀	845円	28,226円
三好ヶ丘	1,096円	18,613円
豊田藤岡	543円	7,840円
三河一宮	1,583円	12,943円
小坂井	794円	5,236円
東海栄東西	5,413円	26,034円
豊橋	559円	27,442円
南海部	458円	8,381円
木場	577円	14,882円
額田	344円	27,598円
八開	397円	20,990円
蒲知多	404円	12,413円
師崎	306円	11,961円
愛知豊浜	408円	8,664円
愛知美浜	250円	7,423円
野間	697円	20,686円
呂良	690円	8,710円
豊田	1,958円	48,428円
豊富	289円	13,690円
下山	78円	10,360円
鳳来大野	872円	5,989円
愛知野田	241円	9,569円
赤羽根	209円	17,355円
伊良湖御	175円	17,830円
刈谷安城	803円	19,069円
豊根機須賀	623円	20,966円
篠島	917円	7,116円
白面賀	403円	25,907円
小原	101円	10,616円
小渡	436円	9,362円
東栄	415円	7,089円
稲武	407円	9,975円
鳳来	352円	16,639円
菊井	1,526円	21,390円
足助	968円	10,714円
片田	210円	6,691円
高茶屋	623円	37,411円
高身田	530円	8,495円
津丸之内第4	437円	32,882円
四日市B	509円	16,313円
三ツ谷B	623円	6,808円
四日市富田	680円	8,905円
四日市水沢	282円	22,565円
埴浜	558円	15,873円
壱山	522円	7,223円
伊勢志摩2	508円	18,628円
伊勢大湊	445円	17,922円
松阪港	560円	16,195円
松阪南	269円	16,639円
松阪新座	440円	7,846円
桑名	429円	17,828円
七和	673円	7,554円
伊賀上野	524円	23,710円
鈴鹿白飯	716円	28,925円
鈴鹿白子	406円	17,459円
庄野	494円	7,131円
名張	447円	15,171円
尾鷲	776円	26,125円
三重亀山	213円	7,309円
鳥羽第2	269円	9,112円
熊野第2	269円	18,683円
久居	524円	9,398円
久居	449円	13,043円
真奔	325円	18,705円
菟野	532円	5,582円
三重関	213円	17,834円
伊勢大湊	209円	19,457円
大台	227円	13,570円
阿原	520円	18,475円
津丸之内第3	437円	15,745円
小山田	282円	14,823円
県	282円	9,152円
津々	269円	26,939円
下野	521円	12,703円
伊勢豊浜	199円	14,900円
伊勢南	239円	18,361円
天名	206円	13,673円
伊勢若松	429円	17,131円
重昌	193円	26,358円
河津	337円	17,643円
多気	144円	28,222円

三重県

高野尾	111円	20,750円
横田	431円	12,869円
伊勢寺	41円	14,925円
松阪東黒部	296円	25,580円
松阪大石	123円	19,673円
桑名深谷	442円	14,120円
三重上野南	150円	65,552円
石薬師	23円	15,958円
三重長沢	19円	25,182円
比奈和	356円	35,567円
桔梗ヶ丘第一	624円	22,720円
菅田	249円	26,396円
北輪内	558円	17,148円
野森	122円	26,464円
三重長岡	122円	35,080円
音志島	349円	16,123円
柳原	85円	16,999円
多度	183円	17,063円
伊勢長島	677円	15,256円
北勢	412円	7,788円
大安	138円	12,346円
朝明	167円	35,431円
四日市楠	582円	12,168円
四日市朝日	438円	12,925円
橋本	223円	13,281円
安濃	238円	20,095円
志	170円	10,894円
三重白山	82円	55,653円
三重磯野	194円	12,546円
三雲	312円	10,943円
明和	348円	9,612円
伊勢玉城	443円	13,049円
伊勢二阜	441円	17,814円
内城田	619円	16,779円
伊賀	175円	9,716円
伊賀平田	205円	59,048円
三重青山	342円	11,740円
大玉	360円	7,423円
三重志摩	399円	23,203円
中賀	560円	12,042円
紀伊長島	589円	11,445円
三重御浜	422円	11,632円
大安東	263円	14,458円
三重藤原	301円	16,095円
三重美里	316円	23,764円
香良洲	349円	11,358円
飯南	385円	16,872円
勢和	290円	14,068円
勢和	410円	19,663円
三重菟原	319円	18,572円
畑田曹	487円	23,809円
五ヶ所	354円	22,682円
南港	280円	11,149円
鳥ヶ原	119円	20,044円
浜島	365円	32,626円
安兼	436円	25,613円
三重磯部	288円	20,163円
三重九里	218円	29,762円
三重飛鳥	363円	18,087円
新鹿	227円	17,162円
大島	432円	33,942円
美杉	216円	16,529円
三重興津	253円	19,339円
飯高	387円	14,648円
伊勢志摩3	583円	31,170円
菅島	843円	42,718円
飯高川原	206円	20,222円
阿山	96円	17,856円
衣口桂城	477円	30,755円
紀宝磯殿	899円	16,204円
入道	166円	16,288円
海山	1,011円	19,206円
滋賀大津	1,021円	48,374円
塚田2	89円	21,937円
滋賀瀬田	1,270円	25,498円
石山	584円	13,935円
大津坂本2	963円	10,178円
におの浜	1,640円	37,779円
彦根3	636円	36,987円
河瀬	359円	13,487円
稲枝	372円	8,146円

滋賀県

高野尾	100円	21,662円
横田	349円	10,934円
伊勢寺	363円	13,484円
松阪東黒部	255円	22,355円
松阪大石	103円	16,653円
桑名深谷	403円	18,057円
三重上野南	135円	56,470円
石薬師	210円	18,347円
三重長沢	164円	22,090円
比奈和	272円	34,411円
桔梗ヶ丘第一	560円	19,938円
菅田	18円	24,193円
北輪内	422円	14,402円
野森	95円	21,719円
三重長岡	92円	24,441円
音志島	240円	13,979円
柳原	78円	15,214円
多度	168円	15,932円
伊勢長島	615円	12,506円
北勢	358円	6,422円
大安	125円	22,562円
朝明	523円	23,028円
四日市楠	399円	10,852円
四日市朝日	17,444円	17,444円
橋本	155円	10,994円
安濃	205円	18,626円
志	157円	12,140円
三重白山	75円	33,195円
三重磯野	173円	11,058円
三雲	254円	9,787円
明和	314円	5,964円
伊勢玉城	395円	10,462円
伊勢二阜	360円	15,313円
内城田	552円	15,445円
伊賀	154円	9,066円
伊賀平田	174円	51,191円
三重青山	266円	29,403円
大玉	281円	24,627円
三重志摩	316円	22,377円
中賀	494円	18,379円
紀伊長島	497円	14,532円
三重御浜	309円	10,896円
大安東	254円	12,975円
三重藤原	257円	14,453円
三重美里	282円	21,457円
香良洲	323円	10,171円
飯南	328円	27,972円
勢和	275円	18,054円
勢和	339円	17,443円
三重菟原	249円	20,866円
畑田曹	407円	21,868円
五ヶ所	282円	19,018円
南港	232円	7,961円
鳥ヶ原	105円	16,775円
浜島	317円	23,720円
安兼	380円	16,597円
三重磯部	263円	16,750円
三重九里	151円	25,781円
三重飛鳥	262円	15,456円
新鹿	154円	14,574円
大島	231円	36,629円
美杉	229円	14,577円
三重興津	197円	23,410円
飯高	304円	12,880円
伊勢志摩3	508円	27,275円
菅島	592円	79,587円
飯高川原	141円	23,853円
阿山	90円	17,813円
衣口桂城	323円	25,786円
紀宝磯殿	651円	13,230円
入道	116円	14,427円
海山	922円	16,613円
滋賀大津	884円	41,230円
塚田2	921円	19,639円
滋賀瀬田	1,306円	27,905円
石山	559円	12,627円
大津坂本2	866円	9,012円
におの浜	1,409円	33,485円
彦根3	547円	30,996円
河瀬	339円	12,318円
稲枝	329円	6,199円

滋賀県

滋賀尾浜	475円	22,953円
近江八幡	574円	22,992円
大教禰別館	389円	16,039円
八日市	782円	24,141円
草津	708円	35,781円
常盤	320円	11,190円
近江守山	527円	23,221円
守山北	1,008円	20,949円
栗東	604円	30,064円
野洲2	965円	24,475円
甲西	613円	27,018円
水口	317円	16,175円
滋賀甲賀	430円	13,211円
信楽	232円	29,668円
安土	560円	7,483円
近江日野	231円	22,509円
滋賀膳川	340円	24,969円
五箇荘	462円	13,057円
龍谷川	862円	21,354円
湖東	71円	8,669円
秦荘	129円	12,461円
愛知川	158円	16,744円
滋賀多賀	840円	13,995円
滋賀山東	61円	28,286円
米原	782円	11,704円
虎姫	186円	42,636円
滋賀湖北	237円	12,888円
心石	319円	17,728円
近江高月	167円	18,022円
木之本	191円	28,495円
今津	254円	16,446円
安曇川	536円	24,101円
高島	397円	10,466円
新旭	221円	24,921円
関ノ津	149円	25,951円
滋賀志賀	203円	16,832円
和流	155円	7,440円
金勝	613円	6,272円
中圭	707円	21,720円
石部	233円	6,012円
下田	509円	18,947円
菩提寺	578円	19,719円
近江甲南	299円	13,578円
滋賀蒲生	75円	9,472円
童王	69円	27,585円
豊郷	211円	19,882円
甲良	150円	9,839円
龍ヶ井	276円	29,226円
滋賀淺井	333円	21,103円
比叡牛	319円	15,124円
小松	260円	83,321円
長浜高倉2	441円	41,884円
土山	260円	23,464円
滋賀大野	133円	18,965円
雲井	138円	21,986円
柏原別館	185円	18,519円
朝日	183円	5,741円
中之郷	293円	19,695円
又キノ沢	218円	15,435円
船木	264円	23,484円
彦根	166円	9,094円
マキノ	237円	18,734円
彦中	201円	14,795円
上田上別館	285円	51,049円
滋賀伊吹	122円	9,230円
近江大浦	52円	25,269円
紫野	3,183円	15,804円
京都北野	9,880円	9,818円
西陣別館	4,192円	32,247円
烏丸	3,920円	15,444円
京都吉田	3,462円	39,362円
壬生別館	4,110円	31,744円
京都	12,097円	29,291円
七条	1,985円	31,097円
京都南	2,486円	31,798円
嵯峨2	2,584円	11,361円
朱雀	2,521円	23,129円
深草	2,281円	11,863円
京都醍醐	2,013円	11,900円
伏見	3,000円	24,868円

京都府

滋賀尾浜	513円	26,304円
近江八幡	642円	27,837円
大教禰別館	961円	16,835円
八日市	831円	18,504円
草津	704円	24,781円
常盤	335円	14,738円
近江守山	537円	28,092円
守山北	1,059円	23,362円
栗東	633円	34,864円
野洲2	935円	29,342円
甲西	674円	14,185円
水口	342円	18,329円
滋賀甲賀	418円	13,221円
信楽	272円	38,633円
安土	407円	8,066円
近江日野	287円	24,749円
滋賀膳川	367円	29,774円
五箇荘	574円	14,365円
龍谷川	1,015円	25,486円
湖東	92円	11,137円
秦荘	155円	15,136円
愛知川	182円	19,311円
滋賀多賀	923円	18,412円
滋賀山東	68円	33,843円
米原	835円	11,337円
虎姫	210円	41,046円
滋賀湖北	314円	13,462円
心石	321円	21,209円
近江高月	158円	25,346円
木之本	207円	33,942円
今津	228円	20,966円
安曇川	555円	29,548円
高島	424円	13,774円
新旭	242円	29,118円
関ノ津	156円	26,288円
滋賀志賀	228円	18,817円
和流	168円	12,678円
金勝	629円	7,456円
中圭	699円	21,023円
石部	250円	7,236円
下田	529円	14,971円
菩提寺	664円	20,103円
近江甲南	327円	10,815円
滋賀蒲生	95円	2,945円
童王	75円	14,540円
豊郷	206円	24,565円
甲良	160円	11,148円
龍ヶ井	251円	22,209円
滋賀淺井	361円	24,855円
比叡牛	449円	10,368円
小松	292円	95,453円
長浜高倉2	428円	43,325円
土山	293円	27,685円
滋賀大野	148円	20,828円
雲井	158円	16,964円
柏原別館	202円	22,091円
朝日	209円	7,548円
中之郷	328円	25,208円
又キノ沢	265円	19,302円
船木	284円	29,313円
彦根	206円	11,774円
マキノ	260円	29,102円
彦中	232円	17,667円
上田上別館	321円	56,768円
滋賀伊吹	132円	13,485円
近江大浦	60円	27,260円
紫野	3,343円	18,141円
京都北野	9,654円	12,245円
西陣別館	3,898円	37,844円
烏丸	2,939円	18,606円
京都吉田	3,650円	38,741円
壬生別館	3,891円	14,970円
京都	11,245円	32,755円
醍醐	2,186円	28,604円
七条	1,989円	32,854円
京都南	2,364円	32,368円
嵯峨2	2,554円	13,462円
朱雀	2,454円	24,345円
深草	2,401円	12,819円
京都醍醐	2,263円	15,560円
伏見	3,141円	28,420円

京都府

深	1,296円	15,262円	11,929円	1,210円	11,929円
山科	1,750円	22,124円	1,687円	1,687円	18,150円
京都桂	3,195円	30,123円	3,200円	3,200円	25,473円
大原野	1,397円	16,736円	1,343円	1,343円	13,554円
前田	751円	11,644円	700円	700円	9,265円
福知山	1,703円	32,099円	1,340円	1,340円	33,154円
京都舞鶴	1,128円	18,137円	936円	936円	15,519円
舞鶴西	518円	25,365円	449円	449円	24,598円
綾部	1,127円	25,151円	925円	925円	22,366円
宇治2	1,509円	18,517円	1,450円	1,450円	18,697円
京都新田	2,057円	20,400円	1,747円	1,747円	15,503円
宮津	411円	21,650円	340円	340円	24,483円
亀岡	1,624円	18,518円	1,532円	1,532円	16,426円
成陽	1,051円	16,944円	1,033円	1,033円	12,618円
京都西山	5,623円	20,402円	5,353円	5,353円	16,212円
長岡京	3,068円	44,618円	2,707円	2,707円	37,396円
京都八幡	1,006円	16,503円	958円	958円	12,366円
山城田辺	1,239円	26,002円	1,114円	1,114円	21,946円
精華2	1,003円	19,510円	994円	994円	15,497円
園部	1,205円	17,816円	1,120円	1,120円	23,806円
岩瀬	320円	9,212円	270円	270円	6,042円
加茂谷	1,49円	13,712円	132円	132円	16,044円
嵯山	220円	21,879円	208円	208円	19,436円
丹後大宮	1,33円	27,718円	120円	120円	17,917円
網野	448円	27,261円	365円	365円	18,412円
鞍馬	1,208円	24,303円	1,037円	1,037円	20,061円
木幡	1,430円	16,534円	1,404円	1,404円	21,254円
山城木津	1,286円	20,323円	1,187円	1,187円	16,631円
福知山上川口	393円	15,446円	352円	352円	13,716円
宮前	263円	19,812円	233円	233円	15,243円
井手	528円	23,174円	517円	517円	22,841円
山城町	669円	17,701円	611円	611円	14,064円
山城加茂	858円	23,633円	815円	815円	19,685円
京都八木	1,209円	18,701円	1,009円	1,009円	15,670円
丹波町	335円	27,686円	286円	286円	20,104円
京都弥生	435円	31,131円	414円	414円	26,784円
京都吉田別館	3,650円	25,660円	3,462円	3,462円	21,091円
山城大原	1,755円	45,689円	1,527円	1,527円	38,790円
醍醐別館	1,326円	20,203円	2,226円	2,226円	15,423円
八田	1,18円	20,527円	92円	92円	22,515円
三和	206円	13,488円	180円	180円	15,552円
朱雀・桂2	3,195円	17,676円	3,290円	3,290円	16,000円
河北	87円	19,379円	64円	64円	17,864円
天ノ橋立	278円	29,311円	266円	266円	25,015円
和東	129円	19,645円	118円	118円	26,184円
京北	709円	6,686円	534円	534円	7,617円
京都善山	502円	21,937円	443円	443円	18,402円
京都下山	320円	15,141円	256円	256円	12,605円
京都白吉	400円	4,518円	339円	339円	12,130円
瑞穂	377円	13,768円	201円	201円	10,941円
和知	327円	24,388円	273円	273円	28,764円
夜久野	99円	18,746円	89円	89円	16,112円
丹後木津	54円	32,648円	508円	508円	26,684円
丹後町	464円	28,792円	385円	385円	18,660円
神野	350円	30,594円	308円	308円	25,861円
久美浜	750円	27,791円	619円	619円	25,299円
舞鶴八雲2	113円	203,288円	107円	107円	182,128円
宇治田原	471円	18,567円	445円	445円	26,002円
舞鶴岡田	194円	20,663円	174円	174円	20,504円
京都大江	370円	22,282円	354円	354円	19,481円
半野	218円	24,745円	204円	204円	22,711円
伊根	124円	44,330円	101円	101円	41,108円
都島	2,490円	31,021円	2,620円	2,620円	36,619円
此花	1,666円	27,499円	1,626円	1,626円	31,163円
大阪新町新	2,390円	26,914円	2,415円	2,415円	22,778円
西	2,953円	26,914円	2,750円	2,750円	19,366円
大阪港	1,813円	36,161円	1,728円	1,728円	33,010円
大阪大正別館	1,797円	19,196円	1,714円	1,714円	15,631円
天王寺	2,312円	14,585円	2,330円	2,330円	11,872円
大阪桜川	1,608円	37,549円	1,427円	1,427円	36,093円
日本橋北館	2,038円	20,165円	2,083円	2,083円	16,633円
西淀川	1,669円	19,138円	1,552円	1,552円	14,007円
東淀川	3,083円	46,762円	2,964円	2,964円	53,303円
東成	3,443円	18,734円	3,357円	3,357円	13,363円
生野	1,642円	23,285円	1,534円	1,534円	24,476円
箕	1,670円	21,693円	1,614円	1,614円	18,991円
大阪旭	2,783円	20,551円	2,661円	2,661円	17,851円
大阪城東	2,244円	22,528円	2,099円	2,099円	20,038円
鶴野	2,728円	19,708円	2,600円	2,600円	19,955円
森津	2,323円	17,744円	2,322円	2,322円	15,214円
阿倍野	3,397円	19,912円	3,494円	3,494円	25,116円

大阪府

深	1,296円	15,262円	11,929円	1,210円	11,929円
山科	1,750円	22,124円	1,687円	1,687円	18,150円
京都桂	3,195円	30,123円	3,200円	3,200円	25,473円
大原野	1,397円	16,736円	1,343円	1,343円	13,554円
前田	751円	11,644円	700円	700円	9,265円
福知山	1,703円	32,099円	1,340円	1,340円	33,154円
京都舞鶴	1,128円	18,137円	936円	936円	15,519円
舞鶴西	518円	25,365円	449円	449円	24,598円
綾部	1,127円	25,151円	925円	925円	22,366円
宇治2	1,509円	18,517円	1,450円	1,450円	18,697円
京都新田	2,057円	20,400円	1,747円	1,747円	15,503円
宮津	411円	21,650円	340円	340円	24,483円
亀岡	1,624円	18,518円	1,532円	1,532円	16,426円
成陽	1,051円	16,944円	1,033円	1,033円	12,618円
京都西山	5,623円	20,402円	5,353円	5,353円	16,212円
長岡京	3,068円	44,618円	2,707円	2,707円	37,396円
京都八幡	1,006円	16,503円	958円	958円	12,366円
山城田辺	1,239円	26,002円	1,114円	1,114円	21,946円
精華2	1,003円	19,510円	994円	994円	15,497円
園部	1,205円	17,816円	1,120円	1,120円	23,806円
岩瀬	320円	9,212円	270円	270円	6,042円
加茂谷	1,49円	13,712円	132円	132円	16,044円
嵯山	220円	21,879円	208円	208円	19,436円
丹後大宮	1,33円	27,718円	120円	120円	17,917円
網野	448円	27,261円	365円	365円	18,412円
鞍馬	1,208円	24,303円	1,037円	1,037円	20,061円
木幡	1,430円	16,534円	1,404円	1,404円	21,254円
山城木津	1,286円	20,323円	1,187円	1,187円	16,631円
福知山上川口	393円	15,446円	352円	352円	13,716円
宮前	263円	19,812円	233円	233円	15,243円
井手	528円	23,174円	517円	517円	22,841円
山城町	669円	17,701円	611円	611円	14,064円
山城加茂	858円	23,633円	815円	815円	19,685円
京都八木	1,209円	18,701円	1,009円	1,009円	15,670円
丹波町	335円	27,686円	286円	286円	20,104円
京都弥生	435円	31,131円	414円	414円	26,784円
京都吉田別館	3,650円	25,660円	3,462円	3,462円	21,091円
山城大原	1,755円	45,689円	1,527円	1,527円	38,790円
醍醐別館	1,326円	20,203円	2,226円	2,226円	15,423円
八田	1,18円	20,527円	92円	92円	22,515円
三和	206円	13,488円	180円	180円	15,552円
朱雀・桂2	3,195円	17,676円	3,290円	3,290円	16,000円
河北	87円	19,379円	64円	64円	17,864円
天ノ橋立	278円	29,311円	266円	266円	25,015円
和東	129円	19,645円	118円	118円	26,184円
京北	709円	6,686円	534円	534円	7,617円
京都善山	502円	21,937円	443円	443円	18,402円
京都下山	320円	15,141円	256円	256円	12,605円
京都白吉	400円	4,518円	339円	339円	12,130円
瑞穂	377円	13,768円	201円	201円	10,941円
和知	327円	24,388円	273円	273円	28,764円
夜久野	99円	18,746円	89円	89円	16,112円
丹後木津	54円	32,648円	508円	508円	26,684円
丹後町	464円	28,792円	385円	385円	18,660円
神野	350円	30,594円	308円	308円	25,861円
久美浜	750円	27,791円	619円	619円	25,299円
舞鶴八雲2	113円	203,288円	107円	107円	182,128円
宇治田原	471円	18,567円	445円	445円	26,002円
舞鶴岡田	194円	20,663円	174円	174円	20,504円
京都大江	370円	22,282円	354円	354円	19,481円
半野	218円	24,745円	204円	204円	22,711円
伊根	124円	44,330円	101円	101円	41,108円
都島	2,490円	31,021円	2,620円	2,620円	36,619円
此花	1,666円	27,499円	1,626円	1,626円	31,163円
大阪新町新	2,390円	26,914円	2,415円	2,415円	22,778円
西	2,953円	26,914円	2,750円	2,750円	19,366円
大阪港	1,813円	36,161円	1,728円	1,728円	33,010円
大阪大正別館	1,797円	19,196円	1,714円	1,714円	15,631円
天王寺	2,312円	14,585円	2,330円	2,330円	11,872円
大阪桜川	1,608円	37,549円	1,427円	1,427円	36,093円
日本橋北館	2,038円	20,165円	2,083円	2,083円	16,633円
西淀川	1,669円	19,138円	1,552円	1,552円	14,007円
東淀川	3,083円	46,762円	2,964円	2,964円	53,303円
東成	3,443円	18,734円	3,357円	3,357円	13,363円
生野	1,642円	23,285円	1,534円	1,534円	24,476円
箕	1,670円	21,693円	1,614円	1,614円	18,991円
大阪旭	2,783円	20,551円	2,661円	2,661円	17,851円
大阪城東	2,244円	22,528円	2,099円	2,099円	20,038円
鶴野	2,728円	19,708円	2,600円	2,600円	19,955円
森津	2,323円	17,744円	2,322円	2,322円	15,214円
阿倍野	3,397円	19,912円	3,494円	3,494円	25,116円

大阪府

尾屋	3,841円	31,455円
大阪住吉	2,600円	18,373円
天下茶屋	1,959円	11,222円
大阪淀川3	1,792円	54,375円
大阪三国	1,846円	20,878円
大阪鶴見	4,299円	19,828円
住之江	2,841円	20,697円
南港	1,421円	29,753円
大阪平野	2,999円	25,980円
北平野	2,264円	10,238円
大阪北	2,672円	31,366円
北	2,691円	30,066円
堀川	3,466円	31,096円
豊崎	4,140円	27,185円
高津	2,394円	22,964円
大阪東	2,239円	59,195円
大阪中央ビル	3,894円	50,357円
咲	1,842円	26,776円
大阪石津	1,782円	20,365円
金岡	2,239円	16,070円
鳳	1,801円	31,956円
浜寺	1,977円	12,732円
登美丘	4,873円	13,146円
東北	1,585円	18,534円
深井	1,688円	14,975円
初芝	1,840円	6,100円
南大阪2	1,851円	14,277円
東岸和田	2,913円	29,981円
山直	854円	4,540円
豊中	3,357円	28,720円
服部	3,233円	17,189円
庄内	3,092円	17,255円
池田石橋	2,738円	14,122円
池田別館	3,010円	18,584円
西吹田	2,696円	19,501円
吹田	1,715円	11,952円
千里	2,699円	18,924円
万博	2,604円	10,361円
東大津	1,624円	19,441円
高槻	1,987円	34,930円
南高槻	2,143円	19,522円
茨木富田	1,311円	16,697円
安国寺	2,163円	24,300円
上牧	1,801円	28,603円
水間	648円	7,306円
大阪守口	1,719円	35,835円
枚方	1,975円	33,611円
枚野	3,294円	14,495円
柏野	1,925円	7,470円
（略）		
豊里丘	1,791円	20,956円
津田	4,192円	22,785円
菅里	1,841円	11,397円
茨木	1,841円	51,161円
豊貝	2,597円	26,392円
郡	2,088円	8,122円
平田	2,263円	27,781円
八尾	2,612円	12,383円
荻原	2,321円	23,733円
生野	1,565円	13,640円
泉佐野	905円	22,508円
大阪田尻	892円	30,924円
白根野2	678円	21,115円
富田林	783円	29,185円
金剛	3,440円	8,185円
佐藤	1,930円	25,925円
藤原川	1,426円	22,597円
池田	2,384円	22,111円
河内長野	1,959円	16,951円
三田市街	1,317円	14,825円
大阪松原	2,719円	26,571円
大阪大東	2,647円	23,961円
大阪和泉	1,393円	17,876円
三林	1,175円	7,294円
真面	3,678円	21,379円
白島	2,104円	15,967円
柏原	1,611円	13,745円
柏原国分	1,360円	19,591円
羽曳野	1,334円	12,322円
門真	2,080円	13,103円
大和田	1,352円	11,666円
摂津	2,038円	14,503円

尾屋	3,799円	27,328円
大阪住吉	2,441円	14,255円
天下茶屋	1,490円	9,696円
大阪淀川3	1,686円	46,373円
大阪三国	1,900円	17,682円
大阪鶴見	4,024円	16,056円
住之江	2,651円	25,868円
南港	1,301円	24,822円
大阪平野	2,882円	21,275円
北平野	2,045円	9,031円
大阪北	2,572円	27,803円
北	2,639円	26,981円
堀川	3,625円	25,634円
豊崎	4,072円	22,847円
高津	2,380円	23,048円
大阪東	2,187円	29,526円
大阪中央ビル	3,405円	45,536円
咲	1,524円	21,834円
大阪石津	1,534円	22,935円
金岡	2,198円	13,033円
鳳	1,403円	27,753円
浜寺	1,846円	10,396円
登美丘	4,570円	13,558円
東北	1,377円	22,718円
深井	1,549円	21,713円
初芝	1,729円	10,238円
南大阪2	1,492円	11,550円
東岸和田	2,461円	22,098円
山直	3,194円	25,763円
豊中	3,032円	13,935円
服部	2,934円	18,679円
庄内	2,606円	34,855円
池田石橋	3,088円	16,232円
池田別館	2,731円	16,553円
西吹田	2,648円	15,577円
吹田	2,603円	15,677円
千里	2,447円	10,287円
万博	1,540円	21,313円
東大津	1,982円	33,522円
高槻	1,956円	17,008円
南高槻	1,766円	12,498円
茨木富田	1,889円	20,843円
安国寺	1,678円	23,780円
上牧	603円	9,266円
水間	1,620円	32,311円
大阪守口	2,990円	29,633円
枚方	3,105円	12,621円
枚野	1,730円	14,795円
柏野	（略）	
豊里丘	1,776円	22,314円
津田	1,776円	18,529円
菅里	3,953円	19,951円
茨木	1,805円	49,709円
豊貝	2,406円	22,323円
郡	1,819円	5,950円
平田	2,182円	23,338円
八尾	2,424円	9,780円
荻原	2,128円	16,855円
生野	1,362円	28,611円
泉佐野	864円	27,530円
大阪田尻	541円	27,844円
白根野2	618円	16,764円
富田林	739円	26,419円
金剛	3,403円	5,974円
佐藤	1,408円	22,077円
藤原川	1,286円	21,221円
池田	2,159円	18,156円
河内長野	1,668円	21,280円
三田市街	1,030円	10,869円
大阪松原	2,118円	38,442円
大阪大東	2,547円	20,357円
大阪和泉	1,317円	17,433円
三林	1,174円	6,526円
真面	3,465円	20,959円
白島	1,914円	13,187円
柏原	1,460円	13,992円
柏原国分	1,258円	15,870円
羽曳野	1,161円	19,510円
門真	2,040円	10,802円
大和田	1,339円	10,916円
摂津	1,910円	11,347円

深川鳥飼	1,587円	19,991円
富砂	709円	17,731円
藤井寺	1,704円	14,406円
東大阪	2,695円	26,661円
北布師	2,504円	18,868円
大畷河内	2,130円	19,390円
枚田	2,633円	19,457円
湊池	1,849円	11,094円
泉南	809円	7,533円
四条畷	2,694円	13,535円
交野	2,060円	19,057円
大阪狭山	1,542円	9,979円
大阪長崎	687円	26,834円
山崎	1,917円	18,582円
藤取	76円	16,538円
大畷碑	618円	3,327円
太子別館	792円	4,661円
美原	1,046円	10,219円
土佐堀	3,452円	27,799円
北浜RT	4,486円	14,043円
島之内南	3,131円	74,956円
西面	1,803円	17,866円
大岩	419円	11,671円
藤原川高宮	2,254円	35,947円
大阪内田	876円	6,465円
森作	517円	20,855円
豊中吉川	2,036円	30,436円
河南	712円	6,094円
内池	208円	15,009円
大畷福山	196円	23,998円
多奈川	312円	19,779円
赤阪	363円	30,538円
茨木2	1,841円	15,910円
茨木3	1,841円	18,475円
田原別館	592円	26,610円
東船場	460円	50,547円
船場中	215円	34,049円
船勢	283円	23,163円
茨輪	475円	22,776円
兵庫御影	3,853円	37,189円
御影営業所	3,853円	38,718円
東灘	2,439円	16,277円
灘2	2,981円	6,424円
湊川	2,124円	23,965円
兵庫	1,834円	18,689円
神戸西	1,355円	27,079円
須磨	2,451円	16,262円
妙法寺	2,543円	12,765円
名谷	1,948円	18,782円
舞子	1,767円	11,474円
福田	2,029円	16,774円
塩屋	2,081円	10,940円
鈴蘭台	1,022円	20,759円
有馬	1,435円	17,274円
有馬温泉	738円	12,392円
山田2	620円	20,972円
北神別館	941円	70,035円
神戸港	2,833円	96,891円
葦合	1,701円	17,418円
港島	2,056円	36,428円
兵庫三宮	3,914円	20,135円
神戸中壘	2,701円	24,911円
岩岡	1,771円	8,531円
神出	161円	8,339円
伊谷	159円	28,449円
押部谷	199円	7,740円
伊川谷	1,342円	19,259円
姫路	982円	20,390円
姫路西	1,513円	28,695円
龍崎	837円	22,181円
正池	729円	13,864円
網子	995円	13,135円
姫路白浜	1,087円	13,222円
御着	722円	5,637円
飾西	1,020円	16,138円
太市	810円	11,133円
兵庫姫路	1,044円	13,547円
尼崎	1,749円	40,529円
尼崎西	2,224円	18,333円
尼崎東	2,368円	16,628円
尼崎北	3,146円	16,388円

兵庫県

深川鳥飼	1,410円	16,983円
富砂	600円	13,854円
藤井寺	1,463円	18,838円
東大阪	2,503円	22,823円
北布師	2,326円	18,969円
大畷河内	1,920円	14,539円
枚田	2,300円	14,622円
湊池	1,633円	12,547円
泉南	756円	5,541円
四条畷	2,304円	12,375円
交野	1,900円	16,064円
大阪狭山	1,524円	12,055円
大阪長崎	650円	23,772円
山崎	1,577円	12,579円
藤取	737円	14,020円
大畷碑	596円	10,609円
太子別館	642円	5,416円
美原	906円	8,406円
土佐堀	3,650円	22,544円
北浜RT	4,302円	13,171円
島之内南	2,855円	76,782円
西面	1,046円	17,830円
大岩	398円	9,661円
藤原川高宮	1,972円	31,928円
大阪内田	851円	5,742円
森作	515円	18,826円
豊中吉川	1,400円	27,810円
河南	218円	3,864円
内池	186円	13,162円
大畷福山	170円	18,896円
多奈川	303円	18,024円
赤阪	306円	27,079円
茨木2	1,805円	13,702円
茨木3	1,805円	14,302円
田原別館	541円	23,949円
東船場	409円	44,499円
船場中	182円	32,297円
船勢	233円	18,865円
茨輪	472円	20,651円
兵庫御影	3,984円	36,453円
御影営業所	3,984円	33,526円
東灘	2,348円	13,593円
灘2	3,272円	6,488円
湊川	2,031円	16,544円
兵庫	1,729円	17,429円
神戸西	1,679円	23,252円
須磨	2,540円	10,350円
妙法寺	2,249円	9,484円
名谷	1,650円	16,320円
舞子	1,509円	11,326円
福田	1,767円	14,321円
塩屋	1,918円	9,830円
鈴蘭台	991円	16,929円
有馬	1,071円	14,529円
有馬温泉	744円	8,836円
山田2	635円	16,890円
北神別館	886円	60,606円
神戸港	2,843円	85,745円
葦合	1,607円	14,415円
港島	1,855円	30,941円
兵庫三宮	4,151円	19,044円
神戸中壘	2,774円	21,321円
岩岡	1,634円	6,290円
神出	138円	6,789円
伊谷	140円	23,601円
押部谷	155円	14,780円
伊川谷	1,255円	15,849円
姫路	971円	22,390円
姫路西	1,348円	38,441円
龍崎	655円	19,652円
正池	703円	10,936円
網子	993円	12,287円
姫路白浜	1,094円	16,967円
御着	674円	10,407円
飾西	978円	12,932円
太市	691円	33,878円
兵庫姫路	1,011円	10,917円
尼崎	1,597円	38,925円
尼崎西	2,010円	16,477円
尼崎東	2,260円	15,497円
尼崎北	3,259円	14,158円

兵庫県

武庫之荘	3,576円	13,070円
明石2	1,985円	28,304円
太久保	1,769円	10,218円
二見	1,151円	14,373円
明石西	1,426円	13,739円
江井ヶ島	1,085円	16,772円
西宮	2,914円	38,418円
夙木	3,253円	16,998円
甲子園	3,336円	14,847円
仁川	5,539円	12,696円
夙川	3,102円	8,218円
夙木南別館	3,129円	33,359円
洲本	714円	16,026円
武庫別館	3,833円	10,105円
伊丹	2,617円	21,062円
兵庫相生	386円	16,244円
豊岡	873円	29,681円
別府	1,026円	22,983円
加古川1	1,424円	18,377円
竜野	5,49円	22,059円
赤穂	615円	21,797円
西脇別館	495円	20,429円
宝塚	1,539円	15,920円
宝塚別館	1,728円	14,805円
三木	687円	7,970円
兵庫高砂	328円	20,160円
兵庫川西	2,457円	34,618円
兵庫小野	806円	14,699円
兵庫三田	782円	23,975円
加西	73円	22,404円
社	613円	43,926円
播磨八千代	82円	4,283円
福崎	1,013円	17,644円
播磨山崎	912円	11,112円
日高	187円	15,890円
出石	337円	23,314円
浜坂	283円	18,298円
八鹿	398円	26,355円
和田山	726円	22,269円
丹波相原	169円	23,074円
水上別館	207円	25,453円
春日	154円	6,647円
兵庫津名	322円	11,729円
緑	354円	24,474円
淡路三原	174円	7,280円
西神中央	173円	7,718円
名張	1,144円	27,466円
宝塚山本	2,645円	51,611円
溝和台	875円	18,694円
須名川	231円	9,613円
六甲山	132円	24,598円
仁豊野	181円	9,533円
播磨山田	161円	5,923円
谷内	202円	7,507円
林田	465円	9,442円
淡路由良	332円	4,761円
安平	435円	11,600円
美蔭野	182円	18,691円
佐野	177円	21,949円
津島山	233円	10,671円
志方	150円	13,095円
半荘	125円	5,641円
宝殿	2,124円	14,730円
国包	78円	14,146円
神岡	286円	29,925円
播西	170円	18,124円
西構	247円	12,136円
坂越	294円	18,334円
有年	255円	21,906円
宝塚西谷	137円	14,503円
口吉川	115円	18,941円
緑ヶ丘	1,725円	10,297円
大連	765円	8,314円
曹原	1,082円	14,212円
兵庫山下	1,377円	20,750円
多田	1,150円	22,228円
青野ヶ原	87円	26,978円
小田	74円	4,501円
広野	430円	5,606円
相野	140円	62,166円
高平	103円	10,449円

武庫之荘	3,175円	13,713円
明石2	1,878円	23,850円
太久保	1,804円	9,240円
二見	1,172円	11,636円
明石西	1,306円	11,833円
江井ヶ島	1,049円	18,190円
西宮	2,730円	33,116円
夙木	3,508円	22,301円
甲子園	3,387円	15,052円
仁川	4,943円	11,046円
夙川	2,887円	8,007円
夙木南別館	2,803円	29,157円
洲本	21,42円	21,42円
武庫別館	3,800円	13,46円
伊丹	2,504円	18,661円
兵庫相生	361円	18,146円
豊岡	734円	28,102円
別府	1,007円	33,085円
加古川1	1,387円	16,620円
竜野	504円	20,624円
赤穂	559円	18,752円
西脇別館	432円	17,599円
宝塚	1,492円	19,538円
宝塚別館	1,457円	11,422円
三木	625円	15,549円
兵庫高砂	631円	17,903円
兵庫川西	1,973円	39,198円
兵庫小野	700円	12,647円
兵庫三田	720円	21,890円
加西	716円	18,593円
社	593円	38,826円
播磨八千代	70円	9,375円
福崎	814円	14,597円
播磨山崎	864円	9,029円
日高	145円	11,506円
出石	256円	14,544円
浜坂	236円	15,832円
八鹿	307円	22,663円
和田山	577円	17,004円
丹波相原	122円	20,280円
水上別館	151円	20,758円
春日	133円	22,605円
兵庫津名	274円	9,150円
緑	293円	21,447円
淡路三原	136円	7,987円
西神中央	147円	5,191円
名張	257円	18,967円
宝塚山本	2,318円	44,143円
溝和台	719円	12,252円
須名川	212円	8,341円
六甲山	181円	22,923円
仁豊野	169円	15,659円
播磨山田	151円	10,253円
谷内	184円	11,507円
林田	414円	13,046円
淡路由良	256円	3,263円
安平	364円	21,151円
美蔭野	169円	12,968円
佐野	155円	14,975円
津島山	172円	7,765円
志方	138円	8,403円
半荘	108円	4,914円
宝殿	1,980円	12,291円
国包	65円	11,347円
神岡	245円	24,238円
播西	141円	14,246円
西構	212円	14,614円
坂越	259円	15,894円
有年	237円	32,435円
宝塚西谷	113円	12,920円
口吉川	104円	13,285円
緑ヶ丘	1,559円	8,717円
大連	437円	5,969円
曹原	994円	11,692円
兵庫山下	1,257円	26,454円
多田	1,054円	19,252円
青野ヶ原	80円	17,444円
小田	61円	9,156円
広野	373円	10,011円
相野	120円	56,773円
高平	91円	9,126円



北条新薨	87円	27,652円
姫路下里	78円	4,497円
在田	320円	8,388円
和泉	89円	1,288円
富合	98円	15,081円
中野	312円	18,210円
瀬野	663円	39,642円
稲美	164円	10,783円
母里	(略)	9,413円
兵庫市川	667円	17,580円
香寺	899円	17,670円
播保川	771円	7,989円
太子	809円	7,815円
上郡	297円	16,909円
佐用	733円	20,893円
内岡	606円	21,590円
兵庫養父	150円	7,474円
朝采	699円	25,719円
水上	207円	14,912円
山南	115円	3,848円
篠山	399円	11,991円
篠山城東	156円	10,920円
篠山福住	138円	6,149円
兵庫宮田	154円	12,499円
丹南	586円	55,603円
去市	276円	8,378円
今田	701円	12,561円
淡路阿万	135円	13,942円
木津	141円	12,989円
加古川吉川	154円	14,641円
吉川西	202円	6,674円
兵庫鶴川	93円	21,574円
上久米	79円	23,919円
兵庫東条	107円	10,915円
中重条	102円	10,846円
中野	277円	7,112円
加美	69円	10,441円
杉原谷	52円	5,089円
黒田庄	69円	10,768円
家島	373円	19,198円
家島坊勢	262円	38,916円
夢前	205円	21,090円
菅野	193円	4,999円
粟賀	480円	10,653円
瀬加	364円	5,784円
鶴居	613円	5,739円
幸前	91円	20,165円
播磨新宮	742円	10,304円
香島	129円	6,207円
播磨御津	1,396円	10,922円
船坂	89円	17,033円
上月	91円	24,344円
久崎	125円	21,088円
徳久	104円	20,111円
三日月	196円	5,687円
安富	172円	20,412円
播磨一宮	173円	9,474円
三方	101円	16,850円
波羅	91円	11,403円
播磨千種	48円	10,988円
坂崎	1,281円	12,466円
竹野	295円	20,740円
菅住	369円	14,787円
神鍋	94円	15,850円
栗山	87円	20,492円
但東中山	113円	27,690円
小代	183円	29,847円
溝村	227円	10,776円
大屋	92円	18,687円
側宮	225円	27,168円
竹田	244円	20,527円
兵庫生野	159円	28,118円
兵庫山東	125円	18,741円
菅理	91円	15,061円
真中	85円	17,741円
西脇和田	80円	9,135円
市島	112円	22,213円
中竹田	73円	15,505円
生穂	158円	16,764円
淡路岩屋	450円	9,853円
北淡	350円	32,882円

北条新薨	70円	18,866円
姫路下里	68円	8,778円
在田	289円	7,390円
和泉	73円	14,001円
富合	79円	13,264円
中野	297円	13,921円
瀬野	617円	34,139円
稲美	138円	8,426円
母里	(略)	6,682円
兵庫市川	547円	20,935円
香寺	826円	21,014円
播保川	700円	5,605円
太子	771円	14,728円
上郡	266円	17,244円
佐用	628円	14,442円
内岡	328円	17,732円
兵庫養父	138円	7,031円
朝采	578円	18,224円
水上	151円	11,385円
山南	91円	21,467円
篠山	317円	15,347円
篠山城東	144円	9,813円
篠山福住	124円	5,323円
兵庫宮田	137円	10,539円
丹南	493円	48,660円
去市	238円	6,078円
今田	778円	10,778円
淡路阿万	174円	11,988円
木津	177円	10,339円
加古川吉川	145円	8,938円
吉川西	179円	10,183円
兵庫鶴川	73円	17,654円
上久米	72円	16,826円
兵庫東条	92円	9,769円
中重条	90円	9,697円
中野	233円	10,824円
加美	65円	13,933円
杉原谷	50円	9,320円
黒田庄	58円	12,503円
家島	219円	16,236円
家島坊勢	166円	31,380円
夢前	162円	17,421円
菅野	160円	8,586円
粟賀	414円	9,449円
瀬加	321円	9,891円
鶴居	520円	9,823円
幸前	87円	18,401円
播磨新宮	593円	13,974円
香島	118円	10,696円
播磨御津	1,280円	9,562円
船坂	83円	12,908円
上月	69円	16,867円
久崎	73円	18,248円
徳久	86円	15,229円
三日月	159円	9,639円
安富	165円	14,373円
播磨一宮	139円	8,568円
三方	85円	11,396円
波羅	74円	10,055円
播磨千種	42円	7,869円
坂崎	1,168円	9,167円
竹野	150円	14,995円
菅住	328円	11,518円
神鍋	63円	11,997円
栗山	80円	16,524円
但東中山	87円	23,000円
小代	93円	28,508円
溝村	163円	13,017円
大屋	72円	12,189円
側宮	167円	17,194円
竹田	221円	15,725円
兵庫生野	114円	22,910円
兵庫山東	109円	12,733円
菅理	82円	32,097円
真中	77円	15,504円
西脇和田	73円	8,606円
市島	101円	34,185円
中竹田	62円	12,640円
生穂	103円	12,731円
淡路岩屋	351円	8,943円
北淡	257円	25,141円

淡路寄津	143円	7,399円
淡路一宮	218円	13,069円
江井	90円	4,154円
五色	173円	10,087円
島原	162円	1,396円
洲本鳥飼	119円	15,928円
淡路東浦	523円	11,230円
西淡	620円	16,774円
西淡阿那賀	281円	15,662円
南淡	310円	6,250円
沼島	149円	32,537円
奈良2	2,383円	20,042円
西奈良	2,498円	30,980円
大宮	1,834円	29,017円
大和郡山	1,148円	28,782円
大和郡山	1,272円	48,366円
昭和2	695円	17,282円
天理	87円	35,173円
二階堂	479円	25,640円
樺本2	81円	8,435円
大和橿原2	1,231円	24,385円
歌傍	5,137円	18,911円
奈良桜井2	744円	12,166円
五條	438円	21,442円
御所	820円	18,944円
奈良名柄	366円	31,429円
生駒	2,004円	41,068円
高山第一	1,147円	30,699円
普賢	1,266円	17,857円
斑鳩	913円	7,311円
田原本	1,040円	20,658円
大和橿原	436円	14,989円
高取別館	513円	15,242円
大和新庄	935円	21,818円
王寺	1,036円	21,618円
佐藤	709円	9,166円
奈良吉野	405円	14,960円
奈良下市別館	736円	41,220円
十津川	94円	30,138円
上北山	114円	15,788円
平城	1,041円	14,115円
大和高田	674円	28,492円
南生駒2	1,193円	15,353円
平群	914円	6,350円
鷹島	958円	6,109円
天理中山	491円	13,082円
山西	241円	16,649円
明日香	784円	10,385円
奈良当麻2	946円	16,098円
大要寺別館	1,107円	29,772円
大字陀	356円	22,804円
初瀬	412円	19,571円
葛	109円	16,553円
菟田野	124円	5,694円
御杖	236円	13,641円
大柳生	95円	10,219円
都祁	191円	13,556円
聖生	243円	9,129円
和歌山3	877円	25,101円
和歌山東	1,018円	32,508円
和歌山別館	1,271円	9,670円
和歌山別館	906円	18,213円
海南	642円	20,239円
和歌山橋本	558円	19,937円
真島	965円	13,840円
御坊	306円	13,821円
田辺	1,111円	64,776円
和歌山新宮	625円	21,015円
岩出	422円	20,617円
岩出	189円	13,815円
かつらぎ	319円	11,823円
湯淺	305円	23,845円
和歌山南郡	398円	24,477円
和歌山白浜	259円	61,024円
串本	1,006円	29,388円
京橋別館2	155円	16,980円
和歌山山真	235円	23,096円
安原	681円	12,420円
紀伊	913円	39,922円
紀伊	225円	16,027円
打田		

奈良県

和歌山県

淡路寄津	119円	8,927円
淡路一宮	165円	8,951円
江井	78円	10,892円
五色	149円	7,717円
島原	139円	6,465円
洲本鳥飼	89円	12,530円
淡路東浦	393円	13,415円
西淡	486円	12,990円
西淡阿那賀	199円	10,140円
南淡	208円	4,266円
沼島	104円	15,228円
奈良2	2,306円	22,373円
西奈良	2,474円	35,479円
大宮	1,725円	23,806円
大和郡山	1,013円	30,689円
大和郡山	1,144円	48,739円
昭和2	699円	34,062円
天理	787円	37,062円
二階堂	463円	28,378円
樺本2	724円	7,132円
大和橿原2	1,175円	21,133円
歌傍	5,288円	15,968円
奈良桜井2	695円	28,258円
五條	382円	18,499円
御所	651円	17,873円
奈良名柄	333円	29,633円
生駒	1,884円	27,821円
高山第一	1,077円	25,921円
普賢	1,200円	15,256円
斑鳩	848円	10,106円
田原本	990円	17,344円
大和橿原	381円	20,433円
高取別館	439円	21,971円
大和新庄	810円	21,560円
王寺	958円	18,858円
佐藤	698円	6,698円
奈良吉野	220円	12,954円
奈良下市別館	307円	41,668円
十津川	79円	18,828円
上北山	87円	25,532円
平城	1,024円	11,911円
大和高田	619円	23,230円
南生駒2	841円	12,045円
平群	853円	12,542円
鷹島	878円	6,138円
天理中山	416円	7,457円
山西	223円	19,064円
明日香	726円	13,720円
奈良当麻2	852円	12,500円
大要寺別館	1,522円	33,054円
大字陀	318円	21,843円
初瀬	371円	17,875円
葛	95円	14,776円
菟田野	145円	12,403円
御杖	192円	12,834円
大柳生	88円	16,847円
都祁	176円	11,671円
聖生	200円	7,089円
和歌山3	829円	20,748円
和歌山東	381円	32,414円
和歌山別館	1,197円	7,656円
和歌山別館	808円	17,874円
海南	537円	49,378円
和歌山橋本	491円	16,919円
真島	741円	12,408円
御坊	648円	14,043円
田辺	928円	48,071円
和歌山新宮	522円	17,089円
岩出	390円	20,398円
岩出	157円	11,119円
かつらぎ	235円	18,492円
湯淺	259円	22,118円
和歌山南郡	340円	22,638円
和歌山白浜	186円	43,522円
串本	186円	25,902円
京橋別館2	952円	15,817円
和歌山山真	125円	47,955円
安原	179円	30,466円
紀伊	601円	13,521円
紀伊	438円	33,162円
紀伊	740円	14,308円
打田	185円	

奈良県

和歌山県

勢河	493円	7,417円	385円	5,439円
楢山	210円	50,586円	160円	45,014円
善吉川	250円	22,397円	210円	18,651円
高野口	416円	30,044円	364円	33,708円
大地	388円	12,929円	281円	9,791円
和庄	188円	19,373円	164円	16,489円
三輪崎	529円	30,981円	503円	25,153円
下津	629円	11,210円	514円	9,120円
野上	717円	17,101円	603円	15,519円
那賀	400円	16,055円	313円	14,910円
九度山	391円	31,279円	303円	28,807円
和歌山吉備	811円	18,121円	705円	14,430円
上富田	236円	19,705円	200円	32,757円
那智勝浦	398円	24,546円	306円	16,942円
和歌山加太	330円	19,333円	420円	15,418円
糸我	469円	24,668円	380円	33,639円
名田	690円	18,357円	556円	14,473円
美里	513円	17,599円	482円	15,071円
金屋	977円	18,343円	931円	14,794円
印南	1,295円	20,148円	1,021円	18,490円
田辺下里	423円	24,185円	340円	19,672円
宇久井	273円	23,616円	193円	20,245円
本宮	427円	19,982円	341円	16,594円
和歌山由良	230円	26,414円	176円	23,401円
白鷹川	265円	24,828円	237円	22,357円
富貴	227円	16,469円	180円	8,300円
和歌山清水	779円	28,028円	802円	21,747円
和歌山白鷹	790円	32,690円	611円	27,502円
南郡川	840円	19,249円	712円	19,022円
すさみ	416円	21,561円	362円	18,231円
古産	411円	23,170円	307円	19,222円
鳥取寺町2	937円	31,273円	717円	31,347円
鳥取霞	691円	41,017円	570円	38,683円
鳥取叶	154円	14,779円	137円	55,401円
米子3	689円	31,659円	548円	29,903円
米子灘	444円	16,718円	359円	14,237円
米子河崎	213円	17,609円	180円	15,082円
倉吉	608円	22,129円	364円	31,019円
鳥吉上井	930円	20,357円	792円	29,344円
瑞穂	205円	8,732円	165円	5,181円
朝家	234円	35,933円	199円	23,842円
三朝	597円	37,771円	482円	23,879円
岸本	580円	31,573円	584円	24,114円
相商	445円	28,631円	282円	23,577円
永恒	530円	14,524円	394円	12,090円
米子大鷲津	95円	20,528円	76円	26,432円
米子箱市	299円	6,227円	265円	40,513円
米子稲光	79円	12,447円	72円	25,738円
鳴尾糸子	137円	24,259円	120円	20,145円
岩美	152円	14,696円	131円	12,497円
浜村	101円	18,387円	84円	14,457円
曹谷	162円	20,590円	116円	20,139円
羽合	174円	24,336円	154円	24,589円
倉吉泊	121円	14,792円	97円	14,887円
倉吉松崎	171円	53,455円	144円	32,116円
倉吉北条	151円	16,063円	109円	15,083円
重伯	120円	13,825円	98円	9,831円
西伯	633円	29,702円	480円	18,241円
深江	188円	32,489円	154円	20,881円
伊瀬	103円	21,850円	71円	14,902円
備理	266円	11,749円	187円	13,653円
鳥取鹿野	127円	14,099円	109円	12,951円
佐見	344円	17,091円	251円	17,932円
米子大山	213円	16,612円	159円	13,391円
大山寺	266円	58,776円	174円	69,166円
溝口	523円	18,396円	433円	18,936円
河原	93円	10,991円	72円	23,378円
由良	187円	14,457円	104円	13,456円
重伯赤崎	162円	29,407円	126円	20,235円
御来屋	327円	17,008円	238円	22,875円
若狭	99円	27,787円	65円	22,709円
生山	444円	34,547円	258円	39,125円
八東	300円	13,928円	204円	17,467円
園金	49円	20,046円	47円	19,392円
倉吉下市	462円	21,448円	290円	14,833円
松江	489円	34,409円	392円	30,235円
松江古江	97円	14,636円	884円	14,060円
鳥根浜田	434円	31,814円	358円	22,215円
出雲	609円	24,262円	474円	24,055円
菟田	345円	13,815円	233円	12,720円
石見大田	241円	8,141円	199円	19,275円

鳥取県

鳥取県

勢河	493円	7,417円	385円	5,439円
楢山	210円	50,586円	160円	45,014円
善吉川	250円	22,397円	210円	18,651円
高野口	416円	30,044円	364円	33,708円
大地	388円	12,929円	281円	9,791円
和庄	188円	19,373円	164円	16,489円
三輪崎	529円	30,981円	503円	25,153円
下津	629円	11,210円	514円	9,120円
野上	717円	17,101円	603円	15,519円
那賀	400円	16,055円	313円	14,910円
九度山	391円	31,279円	303円	28,807円
和歌山吉備	811円	18,121円	705円	14,430円
上富田	236円	19,705円	200円	32,757円
那智勝浦	398円	24,546円	306円	16,942円
和歌山加太	330円	19,333円	420円	15,418円
糸我	469円	24,668円	380円	33,639円
名田	690円	18,357円	556円	14,473円
美里	513円	17,599円	482円	15,071円
金屋	977円	18,343円	931円	14,794円
印南	1,295円	20,148円	1,021円	18,490円
田辺下里	423円	24,185円	340円	19,672円
宇久井	273円	23,616円	193円	20,245円
本宮	427円	19,982円	341円	16,594円
和歌山由良	230円	26,414円	176円	23,401円
白鷹川	265円	24,828円	237円	22,357円
富貴	227円	16,469円	180円	8,300円
和歌山清水	779円	28,028円	802円	21,747円
和歌山白鷹	790円	32,690円	611円	27,502円
南郡川	840円	19,249円	712円	19,022円
すさみ	416円	21,561円	362円	18,231円
古産	411円	23,170円	307円	19,222円
鳥取寺町2	937円	31,273円	717円	31,347円
鳥取霞	691円	41,017円	570円	38,683円
鳥取叶	154円	14,779円	137円	55,401円
米子3	689円	31,659円	548円	29,903円
米子灘	444円	16,718円	359円	14,237円
米子河崎	213円	17,609円	180円	15,082円
倉吉	608円	22,129円	364円	31,019円
鳥吉上井	930円	20,357円	792円	29,344円
瑞穂	205円	8,732円	165円	5,181円
朝家	234円	35,933円	199円	23,842円
三朝	597円	37,771円	482円	23,879円
岸本	580円	31,573円	584円	24,114円
相商	445円	28,631円	282円	23,577円
永恒	530円	14,524円	394円	12,090円
米子大鷲津	95円	20,528円	76円	26,432円
米子箱市	299円	6,227円	265円	40,513円
米子稲光	79円	12,447円	72円	25,738円
鳴尾糸子	137円	24,259円	120円	20,145円
岩美	152円	14,696円	131円	12,497円
浜村	101円	18,387円	84円	14,457円
曹谷	162円	20,590円	116円	20,139円
羽合	174円	24,336円	154円	24,589円
倉吉泊	121円	14,792円	97円	14,887円
倉吉松崎	171円	53,455円	144円	32,116円
倉吉北条	151円	16,063円	109円	15,083円
重伯	120円	13,825円	98円	9,831円
西伯	633円	29,702円	480円	18,241円
深江	188円	32,489円	154円	20,881円
伊瀬	103円	21,850円	71円	14,902円
備理	266円	11,749円	187円	13,653円
鳥取鹿野	127円	14,099円	109円	12,951円
佐見	344円	17,091円	251円	17,932円
米子大山	213円	16,612円	159円	13,391円
大山寺	266円	58,776円	174円	69,166円
溝口	523円	18,396円	433円	18,936円
河原	93円	10,991円	72円	23,378円
由良	187円	14,457円	104円	13,456円
重伯赤崎	162円	29,407円	126円	20,235円
御来屋	327円	17,008円	238円	22,875円
若狭	99円	27,787円	65円	22,709円
生山	444円	34,547円	258円	39,125円
八東	300円	13,928円	204円	17,467円
園金	49円	20,046円	47円	19,392円
倉吉下市	462円	21,448円	290円	14,833円
松江	489円	34,409円	392円	30,235円
松江古江	97円	14,636円	884円	14,060円
鳥根浜田	434円	31,814円	358円	22,215円
出雲	609円	24,262円	474円	24,055円
菟田	345円	13,815円	233円	12,720円
石見大田	241円	8,141円	199円	19,275円

鳥取県

鳥取県

安英	694円	14,676円
江津	298円	24,485円
出雲平田	471円	25,683円
木次	335円	20,465円
斐川	712円	39,632円
大社	331円	50,049円
川本2	196円	12,994円
西郷	917円	39,801円
松江八雲	674円	17,394円
多伎	315円	21,009円
温泉津	453円	23,451円
鞆淵	105円	14,991円
都賀	41円	14,306円
山本瑞穂	69円	18,164円
石見	73円	31,366円
松江	157円	24,282円
笠岡	107円	19,319円
石見旭	193円	18,371円
匹見	92円	26,394円
津和野	648円	18,041円
瀬士	140円	16,523円
西ノ島	131円	82,785円
浜田西	422円	18,260円
森田橋田	509円	19,530円
森田南	273円	8,722円
森田東	615円	20,551円
安来荒島	478円	15,785円
江津西	405円	17,559円
鹿野	684円	12,110円
美保園	472円	14,884円
揖屋	462円	16,419円
松江玉造	37,633円	17,590円
穴道	423円	17,990円
鳥根広瀬	299円	13,625円
伯太	534円	15,039円
仁多	309円	10,336円
出雲橋田	242円	18,876円
木次加茂	217円	15,440円
三刀屋	334円	20,043円
仁方	268円	19,492円
浜田三隅	486円	33,139円
六日市	191円	17,278円
津和野七日市	183円	23,276円
西郷布施	302円	245,741円
西郷五箇	275円	20,212円
都方	414円	22,287円
掛合	350円	11,992円
松江本庄	264円	23,449円
秋鹿	157円	23,186円
神西	363円	21,013円
出雲柳原	319円	18,376円
大根島	338円	13,634円
朝原	232円	31,135円
赤米	314円	20,289円
松江馬湯	752円	27,077円
浜田東	408円	21,288円
出雲長浜	347円	31,291円
石見大田三瓶	85円	15,416円
木次大東	399円	19,631円
江津東	101円	21,634円
半田河下	135円	11,823円
岡山東	1,295円	24,891円
岡山南	782円	19,750円
岡山西	1,027円	27,857円
妹尾	666円	8,867円
岡山今村	1,379円	31,417円
興除	307円	17,802円
吉備	1,037円	36,549円
三郷2	1,326円	37,307円
岡山唐岡	642円	10,904円
西大寺	314円	15,461円
倉敷	607円	29,736円
児島	621円	13,371円
水島	75円	24,978円
玉島	386円	8,693円
新倉町	1,319円	20,850円
茶屋町	610円	12,676円
倉敷東	661円	18,494円
倉敷西	792円	16,070円
俣島琴浦	511円	5,201円
水島東	598円	19,311円

岡山県

安英	576円	15,332円
江津	246円	38,936円
出雲平田	412円	20,792円
木次	292円	25,859円
斐川	671円	34,795円
大社	314円	33,077円
川本2	151円	23,685円
松江八雲	725円	42,263円
多伎	270円	16,025円
温泉津	393円	21,630円
鞆淵	70円	13,926円
都賀	35円	18,807円
山本瑞穂	48円	19,016円
石見	51円	20,355円
松江	141円	19,383円
笠岡	86円	15,782円
石見旭	141円	16,639円
匹見	73円	18,663円
津和野	513円	16,587円
瀬士	108円	38,110円
西ノ島	119円	73,460円
浜田西	297円	30,915円
森田橋田	443円	15,731円
森田南	258円	21,050円
森田東	507円	20,678円
安来荒島	400円	12,178円
江津西	362円	13,011円
鹿野	599円	17,021円
美保園	397円	22,674円
揖屋	540円	25,281円
松江玉造	551円	35,217円
穴道	379円	10,112円
鳥根広瀬	282円	12,162円
伯太	393円	12,778円
仁多	234円	15,510円
出雲橋田	123円	31,271円
木次加茂	195円	20,344円
三刀屋	204円	32,905円
仁方	204円	17,707円
浜田三隅	402円	27,839円
六日市	130円	14,659円
津和野七日市	118円	17,973円
西郷布施	241円	183,480円
西郷五箇	244円	21,984円
都方	329円	18,178円
掛合	321円	10,266円
松江本庄	248円	20,226円
秋鹿	140円	18,701円
神西	315円	15,010円
出雲柳原	276円	17,966円
大根島	302円	15,845円
朝原	200円	25,544円
赤米	249円	14,710円
松江馬湯	626円	25,226円
浜田東	332円	26,902円
出雲長浜	311円	24,194円
石見大田三瓶	65円	18,725円
木次大東	348円	14,857円
江津東	79円	17,768円
半田河下	172円	16,243円
岡山東	1,198円	24,532円
岡山南	725円	16,494円
岡山西	992円	28,636円
妹尾	629円	11,062円
岡山今村	1,394円	35,468円
興除	275円	27,445円
吉備	884円	33,946円
三郷2	1,169円	30,441円
岡山唐岡	623円	18,830円
西大寺	305円	15,083円
倉敷	489円	27,385円
児島	541円	22,192円
水島	665円	22,746円
玉島	340円	13,866円
新倉町	1,218円	17,084円
茶屋町	566円	18,203円
倉敷東	614円	15,678円
倉敷西	677円	12,802円
俣島琴浦	430円	16,211円
水島東	533円	42,940円

岡山県

津山	398日	22,840日
津山院庄	360日	9,580日
玉野	467日	4,172日
笠岡	874日	19,453日
笠岡吉浜	502日	29,381日
笠岡西大島	872日	15,728日
井原	812日	8,965日
総社	753日	13,879日
高梁	702日	50,791日
新見	507日	18,755日
備前	252日	13,266日
岡山瀬戸	573日	10,762日
倉久	1,062日	16,310日
早島	712日	19,396日
吉備高原	208日	54,669日
美作勝山	417日	11,818日
久世落合	411日	18,329日
久世	577日	11,512日
鏡野	292日	6,428日
日本原	473日	19,848日
美作大原	224日	22,469日
美作	367日	15,244日
岡山高島	1,258日	20,985日
甲浦	350日	26,529日
野谷	350日	21,683日
尾守	449日	31,665日
備前一宮	737日	4,527日
備中高松	430日	24,577日
西大寺上南	274日	11,062日
岡山郷内	512日	17,806日
玉島黒崎	296日	36,687日
玉野西	499日	5,784日
玉野荘内	790日	24,260日
瀬崎	913日	24,409日
金光	726日	15,321日
龍方	552日	22,453日
真備	594日	12,382日
岡山藤田	397日	25,541日
吉備線路2	1,037日	17,018日
上通	590日	21,380日
岡山下津井	438日	19,510日
津山山北	953日	27,059日
津山河辺	345日	14,799日
津山一宮	524日	19,276日
玉野山田	846日	16,380日
玉野八浜	481日	21,771日
総社新本	434日	23,707日
総社御津	873日	17,444日
福渡	1,129日	23,973日
山陽	516日	8,015日
日生	379日	16,944日
和気	169日	34,122日
長船	887日	56,912日
玉島船越	496日	17,286日
里庄	417日	16,398日
女掛	556日	11,467日
成羽	293日	29,864日
高梁川上	389日	10,262日
ひなせん	88日	28,879日
勝央	352日	6,834日
真中	421日	16,461日
福渡池	158日	24,166日
津山久米	148日	11,308日
糟	266日	16,783日
井原高屋	393日	9,455日
美星	243日	15,332日
初西	547日	49,582日
瀬原	173日	26,307日
瀬新	30日	22,847日
津山加茂	528日	12,270日
備前備生	443日	32,932日
笠岡北	344日	17,725日
総社豪興	555日	17,936日
美袋	142日	19,354日
高貴	262日	22,884日
備前香登	281日	22,698日
備前三石	189日	34,962日
備前伊里	254日	17,602日
加茂川	133日	12,457日
瀬戸万壽	711日	33,456日
岡山瀬戸赤坂	659日	30,757日

津山	341日	21,482日
津山院庄	312日	8,377日
玉野	406日	17,932日
笠岡	63日	22,847日
笠岡吉浜	243日	22,140日
笠岡西大島	501日	12,967日
井原	717日	13,212日
総社	666日	10,147日
高梁	598日	41,579日
新見	642日	15,318日
備前	217日	11,776日
岡山瀬戸	525日	9,437日
倉久	975日	19,318日
早島	600日	11,796日
吉備高原	201日	49,611日
美作勝山	344日	9,394日
久世落合	356日	15,729日
久世	497日	11,080日
鏡野	261日	7,530日
日本原	364日	14,429日
美作大原	194日	16,820日
美作	333日	14,710日
岡山高島	1,172日	24,543日
甲浦	437日	30,364日
野谷	305日	19,309日
尾守	393日	27,526日
備前一宮	670日	5,867日
備中高松	339日	25,736日
西大寺上南	230日	8,960日
岡山郷内	477日	15,663日
玉島黒崎	260日	33,228日
玉野西	470日	8,848日
玉野荘内	699日	20,990日
瀬崎	836日	21,502日
金光	618日	12,538日
龍方	497日	18,344日
真備	526日	20,137日
岡山藤田	351日	22,665日
吉備線路2	834日	14,343日
上通	530日	19,273日
岡山下津井	358日	29,030日
津山山北	773日	25,614日
津山河辺	298日	34,705日
津山一宮	462日	14,127日
玉野山田	757日	13,598日
玉野八浜	406日	19,180日
総社新本	382日	27,408日
総社御津	804日	14,245日
福渡	916日	18,223日
山陽	477日	5,512日
日生	327日	14,729日
和気	164日	34,747日
長船	814日	52,632日
玉島船越	488日	24,732日
里庄	373日	13,272日
女掛	402日	9,976日
成羽	243日	25,414日
高梁川上	115日	8,590日
ひなせん	70日	22,149日
勝央	327日	8,005日
真中	367日	17,916日
福渡池	148日	16,111日
津山久米	106日	18,423日
糟	225日	10,605日
井原高屋	352日	14,489日
美星	170日	11,579日
初西	481日	32,105日
瀬原	126日	18,572日
瀬新	22日	24,092日
津山加茂	368日	9,932日
備前備生	300日	19,254日
笠岡北	291日	13,787日
総社豪興	436日	10,213日
美袋	120日	14,731日
高貴	204日	15,439日
備前香登	253日	18,057日
備前三石	165日	31,015日
備前伊里	221日	15,247日
加茂川	121日	12,922日
瀬戸万壽	627日	25,668日
岡山瀬戸赤坂	543日	28,119日

熊山	331円	25,963円
熊原	862円	19,344円
宇永	482円	17,072円
磯前佐伯	278円	17,405円
芳井	99円	21,133円
實陽	435円	10,056円
備中	182円	16,571円
大佐	23円	13,137円
英田	272円	28,242円
種渡弓削	683円	16,769円
岡山原	973円	32,591円
西大寺神崎	231円	20,466円
生峯	1,118円	17,183円
北畠	107円	27,006円
作良	324円	13,268円
宇佐	424円	10,807円
新島	688円	20,869円
有漢	232円	15,778円
種原	417円	25,174円
広島西	2,263円	21,400円
広島南2	3,008円	19,646円
広島中	4,052円	29,970円
広島大州	1,679円	26,151円
宇品	2,178円	19,001円
広島西蟹屋	1,868円	17,683円
仁保	2,108円	49,691円
広島庚午	2,539円	18,149円
広島三養	1,485円	12,731円
安古市	1,217円	18,514円
安芸鞆園	1,650円	19,729円
可部	1,111円	28,652円
高陽	963円	16,409円
蒲田	1,799円	26,113円
五日市廿日2	1,483円	15,107円
呉東	1,197円	16,394円
呉吉浦	375円	19,740円
呉天彦	564円	23,617円
総原	597円	14,621円
呉2	1,168円	13,943円
竹原	441円	18,832円
尾道	597円	5,683円
尾道高須	574円	22,169円
尾道美ノ郷	386円	48,403円
尾道東	1,669円	7,755円
因島	247円	10,316円
因島中庄	662円	21,041円
因島重井	321円	21,128円
福山	86円	23,047円
福山東	866円	25,507円
松永	451円	20,133円
新福山	1,298円	15,006円
福山西	605円	11,413円
福山北	516円	64,715円
福山水香	600円	36,300円
福山南	583円	14,657円
福山坪生	541円	11,441円
駅家	634円	42,278円
福山加茂	386円	49,339円
福山熊野	253円	14,817円
府中	811円	23,406円
府中本町	566円	10,795円
三次	1,293円	19,947円
三次塩町	180円	21,741円
庄原	705円	15,351円
東広島	864円	24,303円
八木松	269円	46,011円
八木松原	244円	20,445円
廿日市	1,298円	7,806円
五日市地御前	740円	41,061円
江田島	636円	15,047円
安芸大野1	435円	12,631円
安芸大野2	1,432円	15,568円
安芸吉田	623円	16,266円
黒瀬	359円	60,779円
甲山	323円	23,533円
神辺電話交2	523円	18,052円
神辺御領	157円	16,566円
神辺中条	629円	13,319円
新市	457円	7,577円
広島中山	902円	28,194円
広島戸坂	1,251円	21,252円

広島県

熊山	287円	12,833円
熊原	270円	16,285円
宇永	433円	33,988円
磯前佐伯	226円	17,958円
芳井	32円	12,297円
實陽	384円	8,566円
備中	147円	13,237円
大佐	197円	13,341円
英田	243円	19,950円
種渡弓削	544円	15,681円
岡山原	903円	32,904円
西大寺神崎	213円	24,634円
生峯	887円	10,037円
北畠	112円	22,960円
作良	275円	10,739円
宇佐	392円	15,824円
新島	616円	17,624円
有漢	143円	12,319円
種原	345円	21,982円
広島西	2,210円	21,014円
広島南2	3,001円	18,246円
広島中	3,995円	31,100円
広島大州	1,547円	23,713円
宇品	2,201円	17,291円
広島西蟹屋	1,864円	14,249円
仁保	1,952円	38,709円
広島庚午	2,379円	17,940円
広島三養	1,466円	17,212円
安古市	1,322円	18,516円
安芸鞆園	1,567円	29,272円
可部	940円	27,184円
高陽	851円	13,681円
蒲田	1,640円	21,540円
五日市廿日2	1,347円	13,168円
呉東	1,117円	15,458円
呉吉浦	311円	31,654円
呉天彦	471円	21,260円
総原	469円	14,416円
呉2	1,081円	13,287円
竹原	323円	18,069円
尾道	497円	23,405円
尾道高須	455円	19,119円
尾道美ノ郷	305円	42,847円
尾道東	1,430円	5,315円
因島	200円	9,170円
因島中庄	548円	17,165円
因島重井	266円	17,304円
福山	246円	23,069円
福山東	788円	20,315円
松永	416円	18,046円
新福山	992円	13,088円
福山西	540円	9,377円
福山北	434円	56,245円
福山水香	506円	32,227円
福山南	529円	12,488円
福山坪生	481円	9,722円
駅家	560円	58,793円
福山加茂	350円	36,116円
福山熊野	224円	30,548円
府中	741円	49,823円
府中本町	473円	8,297円
三次	1,177円	32,159円
三次塩町	157円	18,577円
庄原	526円	14,941円
東広島	844円	22,941円
八木松	239円	40,636円
八木松原	120円	16,300円
廿日市	1,291円	6,852円
五日市地御前	642円	35,093円
江田島	432円	10,701円
安芸大野1	397円	10,081円
安芸大野2	1,293円	13,331円
安芸吉田	592円	14,458円
黒瀬	276円	54,108円
甲山	246円	15,212円
神辺電話交2	315円	38,369円
神辺御領	141円	14,372円
神辺中条	576円	11,664円
新市	394円	5,456円
広島中山	808円	23,227円
広島戸坂	1,148円	18,052円

広島県

安古市安2	1,420円	25,720円
八木	862円	31,628円
俵	1,228円	46,787円
坂	1,443円	20,242円
榑木	855円	19,480円
戸山	479円	19,538円
高藤野小川	826円	22,026円
白木井原	472円	22,160円
蒲田畑實	819円	15,131円
新矢野	1,574円	14,435円
五日廿日寺田	1,534円	14,302円
五日廿日石内	986円	20,800円
畠仁方	691円	30,002円
畠嶺山	892円	19,339円
大竹	1064円	7,846円
志和	210円	44,734円
三水	1,472円	18,461円
五日廿日管内	816円	27,905円
安芸熊野	149円	43,484円
安佐	699円	22,887円
眞響固屋	21,968円	21,968円
竹原忠海	441円	20,615円
三原幸崎	1,212円	31,004円
三原幸谷	149円	28,605円
松永藤江	263円	36,718円
福山善田	304円	14,897円
大竹玖波	471円	21,074円
高藤	738円	44,168円
菅戸	417円	28,975円
菅戸先奥	170円	28,975円
倉橋	697円	18,549円
倉橋室尾	835円	12,887円
安芸佐伯	521円	18,658円
安芸佐伯友和	281円	16,172円
能兼	1,065円	36,627円
木橋	348円	13,246円
八千代	811円	29,399円
甲田	1,471円	12,721円
東広島福富	225円	19,224円
東広島豊栄	396円	11,125円
甲山大和	239円	20,647円
東広島河内	174円	18,386円
河内河内	215円	22,074円
本郷	617円	15,329円
安芸津	510円	19,164円
安浦	265円	52,404円
畠山居	439円	14,245円
瀬戸田	368円	17,641円
久井	195円	4,988円
尾道向島	1,787円	11,711円
東郷	697円	12,176円
尾道三原2	1,197円	22,940円
宮島	682円	13,251円
御調	151円	23,426円
安佐久地	765円	14,729円
安佐後山	754円	12,672円
可部三人	643円	24,622円
瀬野川	1,001円	25,753円
瀬野	581円	44,777円
竹原荏野	497円	14,405円
新	488円	17,502円
松永本郷	363円	18,909円
庄原山内	122円	19,046円
蓮賀	142円	16,288円
砂谷	96円	35,404円
沖美	688円	20,482円
加計	384円	17,140円
戸河内	610円	36,990円
大朝	463円	17,136円
佐藤千代田	357円	45,686円
豊平	363円	16,210円
都志見	277円	14,107円
高宮	210円	18,501円
福山内海	533円	17,700円
沼隈	456円	20,955円
沼隈山南	515円	30,791円
吉舎	143円	15,063円
三良坂	257円	16,435円
郷田	236円	24,466円
新向原	1,379円	129,106円
莪北	211円	30,097円

安古市安2	1,331円	21,967円
八木	661円	26,459円
俵	1,421円	40,338円
坂	1,339円	16,490円
榑木	747円	15,370円
戸山	411円	14,108円
高藤野小川	644円	17,051円
白木井原	407円	16,614円
蒲田畑實	728円	11,611円
新矢野	1,551円	11,634円
五日廿日寺田	1,104円	13,212円
五日廿日石内	1,283円	17,068円
畠仁方	116円	15,921円
畠嶺山	535円	15,417円
大竹	746円	7,218円
志和	83円	36,539円
三水	156円	12,289円
五日廿日管内	1,138円	25,753円
安芸熊野	690円	38,242円
安佐	113円	18,544円
眞響固屋	570円	18,823円
竹原忠海	366円	17,373円
三原幸崎	1,013円	25,769円
三原幸谷	141円	25,201円
松永藤江	229円	26,456円
福山善田	255円	27,871円
大竹玖波	392円	16,861円
高藤	639円	38,594円
菅戸	304円	11,114円
菅戸先奥	102円	11,114円
倉橋	461円	16,313円
倉橋室尾	573円	9,099円
安芸佐伯	560円	14,861円
安芸佐伯友和	171円	12,657円
能兼	71円	30,027円
木橋	255円	12,265円
八千代	597円	25,604円
甲田	516円	10,720円
東広島福富	161円	16,342円
東広島豊栄	311円	13,132円
甲山大和	157円	15,558円
東広島河内	146円	21,991円
河内河内	176円	21,549円
本郷	554円	12,465円
安芸津	384円	19,847円
安浦	230円	46,830円
畠山居	323円	12,161円
瀬戸田	282円	19,384円
久井	191円	12,925円
尾道向島	1,419円	8,757円
東郷	417円	10,881円
尾道三原2	1,006円	18,569円
宮島	542円	7,755円
御調	136円	73,925円
安佐久地	573円	11,152円
安佐後山	540円	13,407円
可部三人	502円	20,848円
瀬野川	907円	21,298円
瀬野	494円	38,152円
竹原荏野	395円	9,526円
新	426円	18,712円
松永本郷	297円	15,449円
庄原山内	97円	11,367円
蓮賀	114円	9,791円
砂谷	75円	30,420円
沖美	510円	15,661円
加計	324円	16,255円
戸河内	520円	33,424円
大朝	306円	43,668円
佐藤千代田	306円	52,668円
豊平	281円	13,232円
都志見	218円	11,307円
高宮	178円	13,708円
福山内海	433円	13,312円
沼隈	394円	15,880円
沼隈山南	405円	17,867円
吉舎	113円	12,263円
三良坂	222円	13,624円
郷田	210円	19,423円
新向原	992円	115,010円
莪北	170円	21,668円

比和	190円	39,712円
本江白水	77円	42,324円
正倉山島	320円	23,268円
三原木原	44円	33,188円
浦崎	389円	29,012円
坂小瀬浦	962円	24,430円
下浦刈	697円	13,230円
湯采	98円	19,419円
木江大崎	574円	23,291円
木江	576円	16,647円
真城三和	302円	26,142円
上下	291円	37,185円
三次三和	169円	15,236円
下備重	417円	17,044円
下備北	327円	20,401円
下備中	415円	14,711円
下備王司	590円	22,826円
下備勝山	989円	19,188円
宇部3	305円	16,633円
宇部	305円	46,246円
宇部西	453円	12,654円
宇部床波	407円	15,435円
宇部東渡波	506円	40,676円
山口2	604円	37,801円
二島	85円	21,919円
萩	746円	19,144円
徳山	788円	26,216円
徳山南	824円	18,584円
防府	407円	13,922円
防府2	407円	5,174円
下松	408円	12,271円
岩国支店3棟	511円	7,879円
岩国4	511円	20,078円
岩国西	887円	6,907円
新岩国南	1,169円	38,745円
宇部小野田	206円	17,462円
光	357円	20,455円
長門	408円	12,577円
柳井	264円	9,546円
美祿	168円	14,232円
新南陽1	599円	38,086円
小郡	331円	14,024円
山口大内	459円	33,742円
下関安固	467円	24,944円
小月	472円	14,733円
山口下関	427円	22,713円
厚東	114円	20,171円
山口仁保	472円	19,555円
四辻	159円	30,207円
嘉川	206円	12,555円
秋大井	465円	27,049円
真島	140円	45,724円
徳山櫛ヶ浜	713円	12,349円
徳山戸田	321円	20,469円
都漣	356円	18,327円
防府西の浦	212円	15,141円
防府大瀬	262円	16,991円
防府善濃	345円	20,562円
五松久保	369円	17,816円
岩国鍾津	369円	33,007円
御庄	689円	16,709円
岩国河内	265円	20,760円
西ノ浜	275円	43,791円
光室精	482円	15,074円
光島田	414円	12,910円
久賀	782円	18,533円
大島	310円	18,799円
久賀橋	590円	18,478円
由宇	578円	30,787円
坂河	241円	17,971円
角東	430円	17,292円
若田	149円	13,488円
田布施	390円	3,006円
田布施南	359円	19,369円
平生	224円	20,663円
下松熊毛	188円	19,113円
徳山鹿野	345円	60,115円
秋穂	209円	12,579円
宇部橋	163円	19,926円
下関菊川	445円	13,449円

山口県

比和	180円	41,206円
本江白水	492円	26,469円
正倉山島	216円	17,341円
三原木原	372円	29,825円
浦崎	341円	25,607円
坂小瀬浦	799円	19,824円
下浦刈	432円	11,658円
湯采	81円	16,372円
木江大崎	436円	19,769円
木江	436円	12,443円
真城三和	254円	21,965円
上下	235円	40,004円
三次三和	139円	11,660円
下備重	358円	19,639円
下備北	307円	18,659円
下備中	239円	26,729円
下備王司	322円	20,098円
下備勝山	514円	20,098円
宇部3	792円	13,943円
宇部	321円	16,157円
宇部西	402円	40,568円
宇部床波	344円	13,434円
宇部東渡波	393円	37,041円
山口2	503円	37,045円
二島	68円	20,077円
萩	130円	20,316円
徳山	644円	21,727円
徳山南	678円	28,616円
防府	326円	12,407円
防府2	326円	5,627円
下松	328円	12,445円
岩国支店3棟	450円	7,853円
岩国4	450円	49,138円
岩国西	921円	11,275円
新岩国南	969円	41,273円
宇部小野田	176円	14,400円
光	316円	19,414円
長門	335円	17,116円
柳井	228円	12,817円
美祿	145円	14,817円
新南陽1	593円	32,619円
小郡	274円	15,046円
山口大内	393円	32,952円
下関安固	284円	19,540円
小月	407円	19,631円
山口下関	404円	22,611円
厚東	87円	42,024円
山口仁保	386円	17,883円
四辻	131円	27,496円
嘉川	168円	25,281円
秋大井	316円	24,215円
真島	91円	51,039円
徳山櫛ヶ浜	603円	10,651円
徳山戸田	239円	17,340円
都漣	284円	27,362円
防府西の浦	216円	24,991円
防府大瀬	197円	19,833円
防府善濃	192円	26,849円
五松久保	236円	15,022円
岩国鍾津	236円	27,016円
御庄	672円	13,111円
岩国河内	204円	16,326円
西ノ浜	234円	37,566円
光室精	427円	14,703円
光島田	302円	11,883円
久賀	665円	160,892円
大島	273円	17,923円
久賀橋	489円	15,939円
由宇	498円	23,455円
坂河	211円	15,438円
角東	391円	16,568円
若田	131円	14,739円
田布施	333円	7,853円
田布施南	293円	17,404円
平生	186円	19,843円
下松熊毛	141円	16,014円
徳山鹿野	263円	55,198円
秋穂	169円	11,856円
宇部橋	144円	17,837円
下関菊川	464円	18,617円

山口県



豊浦	300円	4,087円
豊北	416円	18,924円
特生	416円	14,806円
長門三隅	137円	16,256円
長門山崎	236円	26,949円
美祿豊田	389円	16,491円
阿月	133円	10,642円
新南陽2	491円	10,752円
久賀下田	362円	12,731円
久賀和田	232円	12,384円
額町	291円	13,828円
大島	403円	12,047円
上関	404円	21,729円
徳地	206円	14,191円
豊築殖生	188円	20,178円
秋芳	79円	16,630円
長門古市	248円	13,983円
油谷	284円	16,669円
油谷久津	98円	13,546円
下関吉見	204円	19,880円
阿知須	309円	25,195円
美東	197円	20,832円
阿東	259円	16,787円
長門津本	171円	15,676円
岩国坂上	356円	18,024円
豊築	162円	24,427円
阿波津田	285円	61,861円
阿波川内	208円	77,147円
八方	640円	21,787円
地蔵橋	688円	12,443円
沖洲	748円	10,913円
徳島西	945円	33,214円
鳴門	301円	27,187円
小松島	524円	16,057円
阿波阿南	296円	22,010円
阿波石井	409円	19,417円
那賀川	324円	10,745円
松茂	510円	9,698円
北島	719円	22,616円
藤住	558円	27,133円
姦野	449円	17,544円
上板	406円	9,934円
阿波	642円	3,621円
鳴島	747円	6,087円
山川	430円	5,588円
脇町	372円	13,606円
阿波池田	379円	30,984円
徳島白	208円	31,853円
阿波屋府	540円	22,208円
多家良	295円	11,827円
成神	371円	7,512円
阿波大塚	189円	8,754円
堂浦	215円	7,049円
鳴門公園	181円	14,810円
新赤石	472円	19,479円
阿波橋	465円	14,828円
桑野	534円	12,334円
阿波福井	376円	12,419円
新野	474円	10,438円
阿波橋	357円	15,965円
阿波二宮	241円	8,717円
羽ノ浦	488円	9,109円
丹生谷	449円	10,434円
阿波海神	471円	7,721円
阿波吉野	439円	13,397円
土成	456円	10,679円
市場	350円	9,865円
阿波川島	455円	4,735円
善馬	125円	10,962円
徳光	324円	7,034円
三野	312円	12,609円
阿波三好	263円	12,883円
三輪	449円	9,386円
阿波井川	644円	10,559円
三加茂	165円	23,015円
車岐	392円	30,944円
阿波勝浦	153円	17,782円
日和佐	243円	9,220円
阿波半田	80円	10,881円
穴吹	76円	16,130円
山城	22円	17,641円

徳島県

豊浦	312円	5,223円
豊北	484円	19,383円
特生	554円	14,748円
長門三隅	187円	18,395円
長門山崎	314円	24,936円
美祿豊田	432円	17,942円
阿月	155円	12,296円
新南陽2	658円	13,574円
久賀下田	428円	15,931円
久賀和田	289円	14,231円
額町	369円	20,588円
大島	454円	13,660円
上関	510円	24,935円
徳地	280円	18,551円
豊築殖生	250円	21,627円
秋芳	98円	24,484円
長門古市	331円	16,436円
油谷	356円	20,859円
油谷久津	120円	16,052円
下関吉見	262円	17,607円
阿知須	353円	24,547円
美東	225円	18,353円
阿東	125円	19,109円
長門津本	239円	23,640円
岩国坂上	424円	22,110円
豊築	194円	23,300円
阿波津田	872円	66,153円
阿波川内	719円	62,226円
八方	769円	25,631円
地蔵橋	817円	15,192円
沖洲	880円	13,756円
徳島西	1,183円	36,195円
鳴門	373円	33,303円
小松島	657円	18,033円
阿波阿南	371円	24,575円
阿波石井	541円	21,635円
那賀川	396円	13,389円
松茂	646円	13,278円
北島	804円	14,133円
藤住	542円	31,513円
姦野	628円	20,148円
上板	588円	13,217円
阿波	716円	5,638円
鳴島	1,023円	7,463円
山川	557円	8,872円
脇町	451円	17,588円
阿波池田	461円	19,439円
徳島白	767円	38,646円
阿波屋府	646円	25,342円
多家良	318円	16,091円
成神	441円	10,738円
阿波大塚	257円	11,796円
堂浦	300円	9,550円
鳴門公園	234円	18,547円
新赤石	612円	23,750円
阿波橋	564円	17,195円
桑野	649円	15,951円
阿波福井	484円	15,363円
新野	624円	11,669円
阿波橋	499円	9,451円
阿波二宮	271円	8,494円
羽ノ浦	563円	11,973円
丹生谷	552円	12,571円
阿波海神	552円	10,591円
阿波吉野	623円	17,838円
土成	595円	12,259円
市場	398円	11,204円
阿波川島	572円	7,027円
善馬	153円	13,639円
徳光	447円	8,817円
三野	367円	16,503円
阿波三好	326円	15,411円
三輪	479円	10,397円
阿波井川	742円	12,982円
三加茂	213円	3,383円
車岐	661円	51,871円
阿波勝浦	272円	18,623円
日和佐	302円	11,301円
阿波半田	101円	13,330円
穴吹	107円	20,258円
山城	25円	22,379円

徳島県

阿波神山	94円	11,137円
阿波広野	87円	9,407円
讃岐三条	744円	27,807円
高松北2	604円	4,082円
鷹島	879円	16,778円
香西	1,217円	16,604円
伊予2	694円	30,816円
讃岐川島	378円	14,825円
讃岐川島	417円	49,706円
西瀬田	323円	5,780円
新仏生山	1,004円	30,452円
丸龜	509円	10,124円
讃岐郡家	253円	5,702円
折出	329円	14,243円
讃岐加茂	622円	50,068円
讃岐林田	323円	3,391円
善通寺	934円	18,735円
観音寺	784円	17,900円
引田	396円	57,913円
三本松	241円	23,938円
讃岐津田	252円	19,393円
讃岐大川	323円	13,405円
志度	320円	30,005円
草履	523円	16,901円
内海	392円	19,935円
土庄	553円	16,417円
讃岐三木	460円	24,809円
讃岐牟礼	506円	13,651円
香川	606円	31,818円
讃岐	787円	11,191円
讃岐国分寺	453円	21,115円
宇多津	671円	38,515円
琴平	478円	18,501円
多度津	528円	29,288円
讃岐高瀬	416円	29,974円
讃岐豊浜	293円	5,236円
本島	151円	33,639円
与島	265円	23,761円
木之郷	321円	4,328円
伊吹	194円	23,122円
鳴部	551円	5,077円
庵治	289円	49,059円
縁上	689円	2,708円
讃岐昭和	547円	7,637円
讃岐	338円	12,101円
讃岐師山	475円	15,575円
讃岐吉野	186円	7,157円
大野原	496円	10,966円
讃岐豊中	314円	3,670円
仁尾	213円	14,036円
三本松2	241円	12,123円
山本	454円	10,668円
讃岐神山	285円	7,233円
壇江	590円	10,259円
麻二宮	356円	4,423円
窪間	326円	22,587円
財田	352円	18,276円
喜松	649円	49,510円
讃岐池田	482円	6,034円
西須賀	925円	4,272円
吉田浜	717円	5,127円
壇江	574円	7,970円
伊予石井2	1,178円	16,358円
久谷	1,017円	9,149円
新久米	1,282円	17,284円
山越本	825円	27,969円
松山3	1,473円	30,075円
今治	672円	36,612円
伊予桜井2	994円	12,723円
幸和島	727円	14,749円
八幡浜	605円	12,278円
新居浜3	732円	20,768円
来川	402円	6,906円
多喜浜	432円	11,958円
伊予西条	877円	8,693円
大洲	453円	8,787円
新谷	466円	14,432円
川之江	813円	5,432円
伊予三島西	882円	8,483円
伊予2	759円	13,680円
伊予北条	712円	6,102円

香川県

愛媛県

阿波神山	75円	9,598円
阿波広野	69円	6,284円
讃岐三条	636円	24,842円
高松北2	431円	12,851円
鷹島	637円	13,722円
香西	929円	13,691円
伊予2	589円	22,961円
讃岐前田	344円	13,288円
讃岐川島	337円	48,615円
西瀬田	264円	26,168円
新仏生山	760円	27,490円
丸龜	450円	8,236円
讃岐郡家	662円	4,841円
折出	296円	12,830円
讃岐加茂	463円	47,877円
讃岐林田	308円	3,394円
善通寺	699円	16,618円
観音寺	22,885円	22,885円
引田	353円	32,463円
三本松	167円	21,373円
讃岐津田	207円	17,156円
讃岐大川	237円	12,171円
志度	268円	26,176円
草履	436円	17,550円
内海	310円	17,199円
土庄	493円	13,632円
讃岐三木	360円	19,031円
讃岐牟礼	420円	10,879円
香川	471円	28,797円
讃岐	692円	10,218円
讃岐国分寺	397円	18,644円
宇多津	518円	33,548円
琴平	374円	16,542円
多度津	470円	17,696円
讃岐高瀬	330円	25,217円
讃岐豊浜	272円	4,929円
本島	124円	28,536円
与島	219円	16,332円
木之郷	466円	16,199円
伊吹	149円	15,417円
鳴部	364円	23,747円
庵治	241円	46,914円
縁上	428円	25,855円
讃岐昭和	386円	27,155円
讃岐	297円	10,018円
讃岐師山	392円	13,833円
讃岐吉野	149円	5,911円
大野原	449円	8,961円
讃岐豊中	286円	16,504円
仁尾	215円	24,023円
三本松2	167円	9,654円
山本	299円	9,787円
讃岐神山	217円	24,690円
壇江	280円	7,788円
麻二宮	308円	26,386円
窪間	267円	44,370円
財田	286円	16,845円
喜松	591円	44,593円
讃岐池田	439円	5,190円
西須賀	304円	4,440円
吉田浜	663円	3,876円
壇江	523円	5,442円
伊予石井2	1,111円	14,242円
久谷	903円	8,066円
新久米	1,152円	33,220円
山越本	766円	23,134円
松山3	1,523円	27,138円
今治	453円	31,674円
伊予桜井2	832円	9,936円
幸和島	564円	14,738円
八幡浜	385円	9,883円
新居浜3	660円	19,216円
来川	400円	4,419円
多喜浜	378円	9,247円
伊予西条	651円	7,655円
大洲	418円	8,682円
新谷	420円	11,311円
川之江	742円	12,122円
伊予三島西	849円	6,771円
伊予2	649円	11,245円
伊予北条	594円	5,384円

香川県

愛媛県

壬生川2	554円	19,722円
伊予土居	366円	10,209円
大西	1,091円	10,849円
重信	1,251円	13,880円
松前2	1,040円	13,381円
砥部	1,345円	9,587円
宇和	408円	4,466円
広見	402円	52,701円
御荘2	216円	7,335円
瀨山	2,908円	31,018円
波止浜交換2	535円	13,372円
来	749円	12,738円
日土	1,054円	16,409円
穴井	870円	28,586円
伊予水島	845円	10,887円
伊予豊岡	888円	20,040円
伊予三方	665円	12,094円
粟井	523円	16,104円
伊予小松	852円	10,424円
丹原	569円	11,433円
伊予玉川	518円	13,021円
須間	283円	51,264円
吉海	477円	14,506円
伯方	1,078円	8,151円
伊予川内	663円	10,183円
久万	257円	15,770円
穴内	865円	17,403円
伊予吉田	594円	46,166円
伊予津島	549円	49,809円
今治支店旧	622円	14,287円
大洲新橋	453円	11,473円
伊予長浜	371円	70,532円
内子	804円	6,601円
伊予三瓶	484円	8,169円
愛媛野村	633円	57,171円
三間	222円	2,992円
伊予朝倉	371円	51,511円
宮窪	444円	2,612円
伊予上浦	82円	13,038円
伊予小田	374円	17,178円
伊予中山樺塚	995円	11,150円
伊予松野	136円	3,015円
生名	71円	17,946円
一本松	173円	14,587円
伊予引削	108円	54,973円
双海	811円	11,406円
伊予	293円	12,017円
城川交換機	103円	9,246円
重信2	1,241円	33,947円
伊予中島	602円	14,527円
高知東	1,238円	24,144円
瀨江	1,314円	47,256円
土佐朝倉	1,134円	17,833円
土佐一宮	1,115円	32,328円
種崎	598円	7,328円
土佐大津	987円	17,999円
安芸	236円	15,512円
南國	462円	12,278円
須崎	628円	34,528円
土佐中村	315円	21,132円
赤岡	439円	8,513円
土佐山田	360円	9,746円
伊野	807円	9,015円
池川	498円	28,859円
土佐春野	592円	16,231円
土佐羽根	689円	26,494円
片山	1,033円	7,459円
土佐国府	660円	18,100円
戸波	351円	18,410円
員岡	416円	25,468円
窪毛	531円	63,469円
片島	111円	10,338円
土佐長浜	404円	17,499円
小良	1,588円	37,471円
室戸	518円	19,840円
土佐	519円	16,080円
土佐宇佐	339円	12,737円
野市	538円	8,592円
兼良布	533円	18,705円
中土佐	519円	20,325円
佐川	344円	17,090円

高知県

壬生川2	329円	15,481円
伊予土居	311円	9,173円
大西	889円	8,493円
重信	1,014円	13,583円
松前2	870円	10,634円
砥部	1,389円	8,546円
宇和	367円	3,747円
広見	311円	29,060円
御荘2	177円	4,675円
瀨山	2,697円	28,093円
波止浜交換2	470円	10,633円
来	623円	33,079円
日土	778円	8,312円
穴井	602円	21,832円
伊予水島	715円	9,870円
伊予豊岡	800円	18,479円
伊予三方	518円	9,154円
粟井	435円	13,381円
伊予小松	743円	9,401円
丹原	481円	9,925円
伊予玉川	451円	11,071円
須間	226円	48,443円
吉海	413円	12,477円
伯方	833円	5,392円
伊予川内	600円	7,172円
久万	196円	14,119円
穴内	428円	13,427円
伊予吉田	491円	44,201円
伊予津島	457円	27,519円
今治支店旧	453円	9,738円
大洲新橋	418円	8,449円
伊予長浜	304円	64,106円
内子	665円	26,981円
伊予三瓶	446円	6,097円
愛媛野村	563円	31,623円
三間	174円	25,622円
伊予朝倉	316円	49,000円
宮窪	90円	23,314円
伊予上浦	62円	11,163円
伊予小田	230円	14,750円
伊予中山樺塚	740円	9,708円
伊予松野	66円	25,645円
一本松	57円	15,292円
生名	137円	13,263円
伊予引削	104円	27,454円
双海	674円	10,012円
伊予	151円	11,506円
城川交換機	67円	6,895円
重信2	1,074円	32,257円
伊予中島	553円	13,700円
高知東	1,072円	22,074円
瀨江	1,042円	28,134円
土佐朝倉	883円	17,132円
土佐一宮	974円	30,580円
種崎	409円	8,058円
土佐大津	838円	14,112円
安芸	158円	21,553円
南國	386円	10,553円
須崎	446円	21,278円
土佐中村	243円	17,691円
赤岡	347円	7,861円
土佐山田	314円	6,672円
伊野	743円	5,910円
池川	383円	24,449円
土佐春野	357円	13,467円
土佐羽根	500円	22,971円
片山	825円	6,161円
土佐国府	596円	16,060円
戸波	275円	15,323円
員岡	311円	20,485円
窪毛	403円	36,962円
片島	123円	8,256円
土佐長浜	274円	14,424円
小良	1,184円	30,158円
室戸	372円	14,389円
土佐	272円	12,192円
土佐宇佐	171円	11,674円
野市	520円	7,210円
兼良布	493円	15,660円
中土佐	324円	14,426円
佐川	290円	13,804円

高知県

葦西	81.3円	17,899円
妻川	686円	34,380円
藤知	496円	3,476円
土佐日高	616円	24,267円
吉良川	11.3円	23,598円
大新	150円	18,989円
吾北	102円	23,294円
仁波	96円	3,944円
高知	848円	21,013円
大杉	143円	14,219円
土佐平田	71円	21,934円
土佐清水	391円	77,018円
窪川	288円	8,435円
大方	277円	12,486円
土佐大月	168円	12,795円
野原	187円	17,439円
野原	186円	11,799円
土佐佐賀	176円	17,702円
土佐田野	175円	14,060円
東津野	108円	3,442円
門司恒阜	617円	10,318円
門司大里	421円	9,792円
福岡美松	1,081円	11,749円
若松三島	742円	3,523円
若松三島	650円	10,515円
戸畑	642円	14,845円
小倉南	1,203円	14,413円
小倉西	883円	11,848円
北九州古船場	732円	24,188円
北九州1	967円	28,496円
北九州2	967円	3,372円
北九州3	967円	10,645円
小倉南曹根	819円	6,783円
小倉南徳力	1,774円	14,784円
八幡操田	671円	14,270円
北九州八幡2	468円	15,576円
折戸3	712円	14,270円
八幡黒崎	533円	12,953円
八幡上津役	772円	8,765円
八幡香月別館	1,175円	15,033円
福岡東	2,498円	22,752円
香椎	2,217円	20,336円
二股瀬	1,171円	18,920円
和臼	1,177円	12,808円
博多	4,816円	19,929円
土居町	1,199円	36,241円
福岡南	1,196円	27,989円
福岡中央2	13,960円	26,257円
福岡平尾	1,975円	9,783円
筑紫力丘	1,444円	14,797円
鷹形原	845円	15,799円
埴浜	1,625円	13,566円
金武	2,064円	14,434円
今宿2	1,120円	12,785円
七隈	1,697円	17,588円
福岡西新	2,878円	19,060円
大牟田	472円	11,923円
久留米	546円	26,409円
善本	581円	10,383円
御井町	1,012円	16,076円
久留米上津	1,012円	19,811円
久留米2	956円	18,077円
直方2	312円	15,238円
飯塚3	546円	12,039円
田川	367円	9,507円
福岡山田	97円	14,580円
甘木	642円	11,731円
八女	177円	14,872円
筑後	365円	9,780円
福岡木川	343円	25,943円
行橋2	352円	10,701円
中間	290円	14,592円
福岡小郡	705円	20,076円
二日市	738円	17,929円
二日市原田	784円	10,384円
福岡南大野	1,763円	16,712円
乙金	1,721円	19,183円
宗像	484円	7,038円
日の里	1,620円	14,082円
前原営業所	415円	19,637円
宇美	777円	18,643円

福岡県

葦西	594円	12,932円
妻川	566円	28,296円
藤知	317円	11,082円
土佐日高	488円	20,128円
吉良川	77円	19,012円
大新	117円	18,455円
吾北	91円	19,249円
仁波	75円	12,411円
高知	673円	47,028円
大杉	103円	12,160円
土佐平田	58円	17,249円
土佐清水	278円	47,037円
窪川	246円	7,221円
大方	168円	9,804円
土佐大月	142円	14,077円
野原	69円	19,094円
野原	154円	7,894円
土佐佐賀	114円	17,876円
土佐田野	127円	14,459円
東津野	102円	12,367円
門司恒阜	597円	9,360円
門司大里	380円	18,004円
福岡美松	985円	11,559円
福岡美松	642円	15,802円
若松三島	595円	8,321円
戸畑	696円	17,654円
小倉南	1,074円	15,556円
小倉西	806円	9,409円
北九州古船場	633円	21,166円
北九州1	849円	29,440円
北九州2	849円	11,827円
北九州3	849円	32,170円
小倉南曹根	748円	4,730円
小倉南徳力	1,546円	12,484円
八幡操田	554円	11,913円
北九州八幡2	423円	13,504円
折戸3	611円	11,800円
八幡黒崎	467円	9,800円
八幡上津役	707円	6,781円
八幡香月別館	1,001円	11,947円
福岡東	2,293円	25,842円
香椎	2,118円	23,892円
二股瀬	1,111円	16,158円
和臼	1,147円	9,889円
博多	6,405円	19,824円
土居町	1,179円	35,148円
福岡南	1,163円	22,685円
福岡中央2	15,157円	23,640円
福岡平尾	2,076円	13,919円
筑紫力丘	1,404円	11,906円
鷹形原	784円	12,779円
埴浜	1,602円	10,176円
金武	1,971円	11,875円
今宿2	1,654円	8,137円
七隈	1,841円	14,680円
福岡西新	3,234円	18,224円
大牟田	379円	8,369円
久留米	489円	24,432円
善本	513円	7,335円
御井町	377円	30,258円
久留米上津	378円	16,123円
久留米2	801円	14,704円
直方2	255円	9,067円
飯塚3	408円	10,093円
田川	302円	7,418円
福岡山田	82円	13,041円
甘木	522円	9,138円
八女	132円	12,812円
筑後	332円	7,846円
福岡木川	272円	21,722円
行橋2	312円	7,376円
中間	249円	12,668円
福岡小郡	621円	15,613円
二日市	720円	14,494円
二日市原田	670円	8,558円
福岡南大野	1,648円	14,166円
乙金	1,532円	16,020円
宗像	457円	4,928円
日の里	1,461円	11,340円
前原営業所	373円	16,678円
宇美	665円	15,457円

福岡県

荒巻	1,052円	12,205円
古瀬新宮	654円	40,720円
土倉	753円	6,949円
長者原	2,330円	24,420円
福間	366円	8,120円
福岡戸屋	377円	11,146円
折尾水巻	402円	17,785円
折尾海老津	416円	16,257円
直方鞍手	194円	11,664円
田主丸	365円	13,777円
瀬高	271円	10,813円
柳川	314円	13,988円
近田	800円	10,177円
行橋鷹川	436円	39,315円
行橋豊津	604円	39,684円
日向黒川	642円	34,663円
若松小島	302円	29,944円
西谷石原	163円	43,475円
多々良	969円	25,316円
早良内野	727円	34,172円
倉永	364円	20,903円
善導寺	332円	15,991円
福岡三国	417円	18,061円
篠栗	897円	36,083円
久山	605円	8,487円
折尾渡賀川	499円	45,854円
柳川大和	415円	20,477円
江浦	342円	14,193円
西戸崎	489円	14,711円
北崎	967円	20,624円
直方小竹	222円	22,978円
直方宮田	363円	17,188円
稲養	352円	28,785円
前原志摩	796円	16,199円
田主丸吉井	445円	10,716円
大刀洗	161円	11,298円
佐川	391円	10,760円
豊前	604円	9,809円
津屋崎	352円	11,365円
宗像玄海	311円	15,130円
直方若宮	126円	16,416円
飯塚桂川	265円	15,611円
飯塚雄井	151円	31,519円
飯塚大隈	381円	17,606円
飯塚筑穂	434円	16,032円
飯塚庄内	272円	19,700円
杷木	557円	11,564円
甘本朝倉	324円	12,965円
夜須	258円	25,063円
三叉	456円	28,202円
福吉	274円	5,339円
芥屋	242円	22,668円
浮羽	185円	29,331円
久留米北野	915円	17,473円
大木	547円	14,493円
三瀬	399円	11,990円
黒木	369円	20,617円
瀬高山川	474円	10,387円
田川桑養	460円	12,616円
田川漆田	352円	18,206円
田川塚田	418円	11,116円
田川赤田	412円	21,398円
田川豊前川崎	299円	12,524円
田川赤池	204円	18,929円
田川大任	356円	22,282円
田川油須原	297円	25,800円
友枝	236円	20,384円
直方裏	427円	30,736円
福岡大川2	343円	5,076円
那珂山別	610円	18,103円
若宮吉川	80円	18,916円
城島	631円	11,804円
行橋勝山	628円	24,536円
行橋築城	456円	13,789円
上勝	550円	21,524円
光友	228円	29,687円
星野	287円	10,906円
行橋榎田	342円	12,421円
高木瀬	682円	31,280円
唐津	508円	20,582円
佐賀鳥栖	801円	30,135円

佐賀県

荒巻	984円	8,678円
古瀬新宮	592円	22,360円
土倉	774円	9,324円
長者原	2,259円	21,329円
福間	319円	9,128円
福岡戸屋	335円	7,724円
折尾水巻	392円	14,138円
折尾海老津	365円	13,072円
直方鞍手	178円	11,137円
田主丸	303円	11,209円
瀬高	223円	15,858円
柳川	298円	13,294円
近田	250円	7,293円
行橋鷹川	391円	27,470円
行橋豊津	442円	16,073円
日向黒川	524円	32,120円
若松小島	268円	26,072円
西谷石原	132円	30,870円
多々良	898円	14,408円
早良内野	632円	29,811円
倉永	319円	19,076円
善導寺	285円	30,872円
福岡三国	375円	14,707円
篠栗	817円	30,304円
久山	560円	15,662円
折尾渡賀川	432円	26,816円
柳川大和	314円	18,412円
江浦	262円	15,642円
西戸崎	462円	19,719円
北崎	943円	17,327円
直方小竹	177円	21,152円
直方宮田	318円	14,158円
稲養	321円	25,726円
前原志摩	720円	13,022円
田主丸吉井	356円	14,651円
大刀洗	141円	10,209円
佐川	310円	13,612円
豊前	437円	8,132円
津屋崎	327円	21,214円
宗像玄海	275円	12,566円
直方若宮	104円	14,884円
飯塚桂川	226円	13,862円
飯塚雄井	116円	27,771円
飯塚大隈	424円	14,979円
飯塚筑穂	353円	15,066円
飯塚庄内	258円	16,333円
杷木	424円	10,529円
甘本朝倉	269円	11,183円
夜須	274円	19,373円
三叉	381円	21,892円
福吉	186円	3,585円
芥屋	204円	18,968円
浮羽	154円	20,458円
久留米北野	807円	14,405円
大木	480円	15,216円
三瀬	366円	10,628円
黒木	244円	18,042円
瀬高山川	344円	7,545円
田川桑養	352円	11,350円
田川漆田	257円	16,445円
田川塚田	377円	8,946円
田川赤田	343円	18,500円
田川豊前川崎	254円	9,577円
田川赤池	187円	16,868円
田川大任	331円	20,101円
田川油須原	272円	23,235円
友枝	232円	18,254円
直方裏	353円	23,620円
福岡大川2	272円	3,252円
那珂山別	552円	15,261円
若宮吉川	66円	16,903円
城島	465円	9,252円
行橋勝山	560円	25,138円
行橋築城	411円	12,735円
上勝	432円	19,812円
光友	148円	26,967円
星野	252円	8,390円
行橋榎田	295円	11,338円
高木瀬	654円	29,734円
唐津	351円	17,646円
佐賀鳥栖	669円	28,092円

佐賀県

多久	374円	26,046円
伊万里	362円	16,420円
伊万里黒川	208円	15,679円
武雄	255円	18,965円
佐賀鹿島	292円	9,534円
川副南	411円	21,523円
神埼	557円	16,934円
基山	462円	23,397円
小城	445円	35,200円
小城	497円	25,332円
玄海	459円	25,624円
嬉野電交局舎	561円	17,606円
有田	499円	21,199円
蒲池	133円	12,450円
川久保	166円	12,551円
唐津山本	478円	19,038円
唐津驛	419円	30,288円
裏多久	131円	22,670円
久原	241円	13,355円
波多津	249円	28,665円
伊万里松浦	106円	23,496円
大川野	85円	30,567円
南波多	113円	25,490円
藤波	460円	37,329円
佐賀千代田	720円	10,243円
鳥栖中原	988円	19,506円
北茂安	489円	17,287円
呼子	283円	12,638円
西有田	341円	36,872円
武雄北方	694円	19,904円
佐賀大町	580円	9,337円
佐賀白石	321円	23,853円
鹿島埴田	572円	31,657円
久保田	532円	12,724円
佐賀大和	518円	14,577円
江北	530円	16,740円
佐賀福富	570円	22,208円
有明	600円	21,119円
久良	550円	29,200円
若木	300円	13,158円
浜崎	606円	17,413円
武雄山内	238円	28,528円
三根	795円	24,789円
入野	447円	25,993円
西川登	418円	35,095円
七山	329円	10,669円
藤木	210円	25,287円
藤木	247円	11,055円
相知	160円	32,106円
久良大浦	303円	12,932円
浦上	(略)	24,759円
新長	1,275円	20,735円
小ヶ貫	466円	10,469円
相佐	1,839円	356円
深堀	417円	14,022円
重長崎	1,216円	10,621円
清石	1,273円	11,388円
佐世保別	956円	16,678円
早崎	532円	16,358円
佐世保大和	605円	25,755円
佐世保大野	797円	46,256円
神木	385円	6,922円
相浦	322円	21,847円
島原	554円	21,377円
藤原	609円	17,607円
西諫早	533円	20,868円
大村	285円	14,995円
福江	240円	12,485円
長崎平戸	513円	44,423円
嵯津	1,008円	15,244円
香川	419円	30,924円
香波	653円	18,702円
藤原	393円	21,070円
大瀬戸	349円	15,545円
長崎小浜	272円	16,860円
豆蔵	116円	32,702円
竹松	503円	15,855円
長崎茂木	780円	17,946円
木鉢	727円	10,923円
長崎三重	458円	15,307円
鹿子前	488円	15,624円

長崎県

多久	290円	22,186円
伊万里	279円	16,174円
伊万里黒川	145円	12,156円
武雄	202円	16,546円
佐賀鹿島	241円	6,665円
川副南	362円	18,567円
神埼	498円	20,145円
基山	407円	23,407円
小城	387円	23,709円
玄海	307円	21,727円
嬉野電交局舎	441円	11,666円
有田	322円	32,205円
蒲池	125円	10,807円
川久保	105円	11,138円
唐津山本	319円	16,539円
唐津驛	361円	21,358円
裏多久	98円	19,164円
久原	166円	11,454円
波多津	189円	23,812円
伊万里松浦	78円	19,928円
大川野	63円	27,134円
南波多	70円	22,713円
藤波	394円	34,513円
佐賀千代田	616円	9,799円
鳥栖中原	703円	19,572円
北茂安	379円	15,736円
呼子	175円	9,379円
西有田	272円	32,854円
武雄北方	524円	24,179円
佐賀大町	358円	8,638円
佐賀白石	287円	21,489円
鹿島埴田	353円	28,267円
久保田	547円	63,539円
佐賀大和	456円	12,533円
江北	403円	14,041円
佐賀福富	528円	18,236円
有明	591円	23,633円
久良	500円	22,526円
若木	244円	10,766円
浜崎	358円	13,329円
武雄山内	216円	25,286円
三根	598円	20,134円
入野	270円	21,475円
西川登	340円	30,661円
七山	236円	23,737円
藤木	287円	23,625円
藤木	154円	9,684円
相知	132円	29,687円
久良大浦	245円	10,723円
浦上	(略)	21,339円
新長	1,201円	20,660円
小ヶ貫	428円	7,711円
相佐	1,670円	8,498円
深堀	358円	12,717円
重長崎	1,160円	11,078円
清石	1,185円	9,805円
佐世保別	893円	25,278円
早崎	420円	12,571円
佐世保大和	438円	24,534円
佐世保大野	592円	44,128円
神木	347円	5,922円
相浦	281円	21,478円
島原	405円	19,008円
藤原	590円	15,229円
西諫早	475円	17,571円
大村	251円	11,594円
福江	185円	13,193円
長崎平戸	421円	32,401円
嵯津	860円	15,109円
香川	317円	27,102円
香波	523円	16,158円
藤原	334円	43,329円
大瀬戸	170円	13,983円
長崎小浜	224円	13,578円
豆蔵	103円	27,289円
竹松	455円	26,883円
長崎茂木	681円	15,796円
木鉢	639円	10,872円
長崎三重	378円	12,348円
鹿子前	323円	12,498円

長崎県

針屋	332円	13,920円
松浦	321円	17,644円
御厨	299円	6,735円
長崎三和	399円	25,139円
多良見	507円	10,718円
長与	759円	20,860円
琴浦	310円	26,657円
西彼	256円	12,001円
東彼村	257円	10,505円
川棚	241円	11,865円
波佐良	177円	12,918円
瀬江	315円	19,758円
小島井	240円	15,033円
島原有明	175円	6,584円
島原国見	175円	8,365円
藤原吉妻	310円	14,386円
愛野森山	357円	16,442円
十々石	253円	10,454円
有家	278円	12,569円
島原深江	949円	8,740円
田平	95円	8,058円
江迎	193円	17,866円
江々	376円	18,068円
佐世保吉井	123円	16,851円
山口	182円	16,365円
徳茂	687円	13,981円
島原瑞穂	565円	13,832円
鹿町	316円	23,389円
小佐々	279円	15,087円
楠泊	222円	13,250円
式見	703円	12,796円
三川内	810円	11,211円
三川内	244円	20,919円
津吉	109円	18,120円
今宿	162円	35,248円
西彼本串	351円	27,278円
南風崎	704円	17,303円
有喜	142円	16,003円
菊池	547円	27,196円
崎戸	109円	20,802円
雲仙	111円	47,604円
伊方里福島	274円	13,415円
鷹島	271円	28,974円
野母崎	553円	40,674円
加津佐	121円	10,381円
長崎口之津	208円	11,652円
南有馬	253円	14,760円
雲江	213円	13,340円
青方	218円	13,182円
東	1,357円	14,230円
煙軍	9,358円	47,717円
立田	(略)	18,208円
田迎	1,213円	19,465円
桜町	733円	20,596円
熊本清水	846円	11,351円
北部	468円	23,638円
葉山	1,066円	20,102円
狂鹿別館	1,152円	28,797円
新川居	176円	17,874円
熊本南部	399円	20,544円
郡菜	174円	18,107円
人吉別館	172円	14,596円
水俣	1,073円	10,670円
玉名	308円	18,805円
本渡	499円	19,740円
山鹿	224円	11,793円
牛深	157円	13,663円
菊池	550円	17,389円
松橋	432円	9,437円
松橋小川	113円	11,191円
植木岩野	519円	14,447円
熊本大津	177円	21,737円
西合志	190円	10,550円
一の宮	219円	12,084円
熊本小国	623円	24,889円
高森	441円	23,018円
南阿蘇	71円	34,629円
木山	727円	45,378円
女部別館	463円	23,503円
葦原	156円	10,386円
宇土	332円	20,291円

熊本県

針屋	388円	16,470円
松浦	393円	21,507円
御厨	297円	7,395円
長崎三和	427円	28,314円
多良見	604円	11,961円
長与	367円	23,969円
琴浦	389円	46,788円
西彼	304円	13,662円
東彼村	479円	12,609円
川棚	267円	10,812円
波佐良	208円	14,655円
瀬江	368円	11,228円
小島井	276円	11,737円
島原有明	179円	6,727円
島原国見	170円	9,172円
藤原吉妻	379円	15,978円
愛野森山	1,061円	17,773円
十々石	355円	11,212円
有家	307円	14,048円
島原深江	926円	9,540円
田平	108円	11,092円
江迎	216円	9,917円
江々	354円	21,645円
佐世保吉井	145円	18,238円
山口	216円	18,172円
徳茂	832円	16,750円
島原瑞穂	647円	20,271円
鹿町	397円	14,314円
小佐々	340円	17,690円
楠泊	272円	15,677円
式見	812円	14,586円
三川内	1,008円	17,606円
三川内	311円	28,282円
津吉	145円	20,541円
今宿	212円	38,332円
西彼本串	419円	48,789円
南風崎	365円	23,908円
有喜	160円	20,102円
菊池	722円	30,527円
崎戸	119円	24,620円
雲仙	140円	53,278円
伊方里福島	378円	17,635円
鷹島	337円	31,266円
野母崎	697円	20,764円
加津佐	155円	13,214円
長崎口之津	273円	12,855円
南有馬	397円	16,061円
雲江	328円	14,782円
青方	387円	16,780円
東	1,432円	15,614円
煙軍	753円	11,338円
立田	(略)	21,344円
田迎	1,178円	22,604円
桜町	768円	23,540円
熊本清水	830円	13,906円
北部	517円	28,171円
葉山	977円	23,957円
狂鹿別館	1,276円	33,255円
新川居	829円	20,652円
熊本南部	494円	21,699円
郡菜	192円	21,183円
人吉別館	205円	15,070円
水俣	1,385円	13,703円
玉名	350円	21,369円
本渡	550円	23,538円
山鹿	263円	12,976円
牛深	204円	16,720円
菊池	743円	20,895円
松橋	489円	12,775円
松橋小川	132円	13,410円
植木岩野	625円	20,485円
熊本大津	198円	26,787円
西合志	205円	7,366円
一の宮	240円	12,625円
熊本小国	756円	29,113円
高森	554円	19,359円
南阿蘇	80円	67,032円
木山	790円	51,783円
女部別館	636円	30,918円
葦原	189円	13,261円
宇土	435円	23,034円

熊本県

合志	137円	14,934円
熊本小島	649円	15,479円
玉明	95円	23,490円
白奈久	355円	8,145円
府本	94円	10,347円
荒尾緑ヶ丘	473円	14,767円
瀬田	221円	17,041円
三角	582円	10,629円
松橋城南	258円	23,178円
笠志田	189円	16,964円
底用	137円	15,010円
代明	54円	10,759円
壬水	308円	25,797円
南園	209円	13,240円
熊本長洲	208円	11,392円
熊本	412円	49,474円
菊陽	360円	15,368円
泗水	248円	15,118円
南小国	479円	18,277円
熊本西原	451円	20,214円
嘉島	256円	43,073円
甲佐	620円	15,888円
坂本	239円	10,812円
熊本鐵	190円	14,643円
宮原	202円	15,884円
重信	244円	15,156円
湯浦	213円	22,378円
津奈木	299円	17,540円
錦	256円	14,089円
多良木	195円	53,573円
大矢野	954円	10,003円
本渡松島	401円	11,847円
赤崎	292円	35,760円
駒田	539円	81,901円
竜崎	358円	12,873円
松橋豊野	32円	14,296円
玉東	330円	11,238円
菊水	361円	9,791円
坊中	162円	34,619円
御船	267円	23,902円
千丁	437円	14,412円
水原田浦	193円	21,501円
熊本河内	457円	14,622円
水源	142円	19,789円
郡浦	146円	19,383円
熊本	221円	17,611円
菊鹿	140円	15,749円
鹿央	88円	21,813円
旭志	194円	19,675円
矢部清和	96円	22,599円
戸北	463円	16,810円
湯前	157円	16,338円
姫戸	313円	14,882円
三加和	110円	26,099円
阿蘇	233円	75,341円
本渡富岡	376円	21,441円
河浦	284円	49,961円
葦園	218円	16,204円
免田	261円	15,211円
一勝地	141円	21,644円
龍ノ岳	370円	23,282円
五和	572円	46,300円
玉名大浜	254円	19,995円
大分	1,575円	36,875円
鶴崎	296円	18,035円
大分東	752円	19,897円
大分滝尾	351円	30,457円
大分大浦	850円	24,858円
大分市外	637円	23,255円
大分別府	418円	19,078円
別府北	477円	8,845円
如水	81円	16,563円
新中津	386円	21,094円
日田三本松	372円	32,196円
佐伯	597円	18,744円
臼杵	441円	22,770円
津久喜	228円	14,138円
大分竹田	242円	17,143円
豊後高田	315円	22,451円
杵築別館	329円	21,683円
大分宇佐	260円	21,880円

大分県

合志	149円	19,538円
熊本小島	726円	18,384円
玉明	105円	28,346円
白奈久	458円	8,788円
府本	115円	11,253円
荒尾緑ヶ丘	605円	16,841円
瀬田	306円	19,037円
三角	583円	13,160円
松橋城南	222円	15,653円
笠志田	210円	19,927円
底用	179円	18,030円
代明	67円	13,714円
壬水	400円	29,803円
南園	358円	13,278円
熊本長洲	248円	13,397円
熊本	464円	34,231円
菊陽	922円	13,248円
泗水	297円	16,213円
南小国	540円	19,902円
熊本西原	486円	23,133円
嘉島	289円	49,593円
甲佐	744円	18,230円
坂本	310円	12,673円
熊本鐵	221円	16,627円
宮原	229円	9,568円
重信	302円	7,514円
湯浦	289円	19,727円
津奈木	381円	24,842円
錦	303円	15,936円
多良木	255円	31,031円
大矢野	1,244円	10,727円
本渡松島	478円	15,817円
赤崎	326円	33,378円
駒田	588円	87,681円
竜崎	437円	15,706円
松橋豊野	39円	18,825円
玉東	378円	7,480円
菊水	415円	8,577円
坊中	188円	38,058円
御船	319円	28,988円
千丁	488円	18,053円
水原田浦	270円	26,019円
熊本河内	552円	16,930円
水源	183円	22,975円
郡浦	195円	23,987円
熊本	260円	13,322円
菊鹿	163円	18,330円
鹿央	103円	12,680円
旭志	232円	22,923円
矢部清和	150円	20,160円
戸北	586円	17,690円
湯前	180円	18,864円
姫戸	392円	16,388円
三加和	136円	21,733円
阿蘇	274円	83,830円
本渡富岡	456円	18,074円
河浦	428円	52,673円
葦園	237円	19,846円
免田	309円	18,457円
一勝地	173円	19,428円
龍ノ岳	482円	30,143円
五和	609円	21,054円
玉名大浜	276円	16,706円
大分	1,935円	32,763円
鶴崎	318円	21,700円
大分東	880円	23,300円
大分滝尾	400円	19,862円
大分大浦	951円	22,015円
大分市外	742円	21,610円
大分別府	410円	19,004円
別府北	572円	7,726円
如水	95円	18,667円
新中津	521円	21,870円
日田三本松	376円	31,223円
佐伯	650円	22,077円
臼杵	633円	27,006円
津久喜	332円	12,530円
大分竹田	310円	20,078円
豊後高田	432円	11,036円
杵築別館	410円	25,612円
大分宇佐	342円	26,002円

大分県



国東	301円	15,426円
日出	642円	14,991円
由布院	683円	14,239円
大分三重	263円	22,624円
玖珠	574円	22,400円
大分種田	772円	16,860円
大分中津	789円	17,240円
大分杵臼	892円	50,494円
鶴崎松岡	436円	28,293円
豊後	327円	18,866円
豊後高田田原	78円	14,172円
大分智栄	826円	19,928円
坂ノ市別館	646円	25,061円
湯崎	104円	16,208円
保戸島	550円	70,095円
宇佐八幡	263円	14,599円
山香	359円	16,532円
大分探間	337円	23,608円
大分庄内	318円	12,019円
佐賀関	220円	37,514円
幸崎	192円	18,445円
佐伯弥生	527円	31,639円
野津	399円	14,437円
緒方	222円	22,681円
三重大野	397円	11,963円
三重千歳	72円	17,115円
天ヶ瀬	794円	20,641円
三光	203円	15,780円
大分野津原	420円	27,078円
直川	331円	15,834円
本院内	329円	16,583円
院内	134円	24,682円
安心院	232円	15,806円
真玉	163円	25,666円
国東国皇	157円	30,522円
国東智栄	294円	21,027円
佐伯鶴見	486円	19,571円
竹田莪	109円	15,071円
白田天山	327円	10,698円
大分大野	262円	14,313円
大分吉野	102円	17,687円
安岐	22円	13,432円
武蔵	401円	14,015円
宇目	338円	20,055円
瀬江	328円	15,452円
那馬溪下郷	238円	80,871円
山国	185円	25,376円
香々地	158円	27,086円
三重清川	69円	14,424円
久住	545円	13,710円
藤良	772円	10,349円
津江	367円	28,604円
那馬溪	484円	14,445円
合河	215円	23,035円
生目	350円	28,572円
宮崎大淀	774円	22,428円
木花	826円	23,367円
都峰	579円	14,049円
都城荘内	90円	15,022円
津水	208円	15,788円
都城中郷	345円	37,924円
土々呂	482円	21,398円
延岡市外	616円	19,039円
日南	253円	12,784円
宮崎小林	360円	16,114円
日向別館	249円	62,879円
西都	435円	22,640円
高城	239円	18,068円
宮崎住吉	612円	16,435円
瀬瀬	329円	33,684円
宮崎本郷	653円	26,698円
志和池	95円	38,697円
大聖津	231円	28,892円
医肥	192円	17,197円
西小林	190円	23,423円
串間	368円	21,422円
三財	216円	18,988円
えびの宮機楯	235円	23,009円
飯野野前	185円	17,678円
溝武	1,545円	36,233円
宮崎田野	235円	12,771円

宮崎県

国東	263円	13,812円
日出	566円	12,785円
由布院	558円	12,631円
大分三重	228円	20,783円
玖珠	501円	18,871円
大分種田	693円	13,940円
大分中津	619円	9,986円
大分杵臼	737円	44,093円
鶴崎松岡	383円	25,367円
豊後	278円	19,665円
豊後高田田原	64円	10,140円
大分智栄	747円	22,244円
坂ノ市別館	523円	25,014円
湯崎	90円	13,939円
保戸島	285円	60,151円
宇佐八幡	240円	12,711円
山香	286円	13,765円
大分探間	318円	22,124円
大分庄内	276円	10,789円
佐賀関	167円	26,199円
幸崎	162円	16,328円
佐伯弥生	463円	27,350円
野津	357円	14,952円
緒方	186円	19,737円
三重大野	306円	13,190円
三重千歳	58円	15,282円
天ヶ瀬	648円	27,826円
三光	184円	13,457円
大分野津原	366円	23,678円
直川	246円	14,211円
本院内	261円	14,088円
院内	120円	32,526円
安心院	210円	13,025円
真玉	162円	22,064円
国東国皇	139円	31,869円
国東智栄	181円	18,631円
佐伯鶴見	439円	21,076円
竹田莪	99円	16,015円
白田天山	448円	9,968円
大分大野	254円	12,413円
大分吉野	78円	14,608円
安岐	180円	11,073円
武蔵	321円	22,137円
宇目	221円	15,576円
瀬江	243円	12,501円
那馬溪下郷	214円	72,620円
山国	151円	18,992円
香々地	116円	21,871円
三重清川	51円	16,857円
久住	302円	12,777円
藤良	227円	15,842円
津江	265円	23,888円
那馬溪	238円	13,037円
合河	194円	22,841円
生目	295円	23,506円
宮崎大淀	645円	21,624円
木花	693円	19,386円
都城	510円	13,416円
都城荘内	81円	12,618円
津水	171円	13,928円
都城中郷	34円	34,376円
土々呂	438円	18,428円
延岡市外	489円	17,696円
日南	213円	11,207円
宮崎小林	307円	13,338円
日向別館	231円	60,593円
西都	365円	19,319円
高城	212円	33,980円
宮崎住吉	541円	14,080円
瀬瀬	287円	40,840円
宮崎本郷	493円	23,409円
志和池	84円	23,519円
大聖津	169円	23,552円
医肥	177円	15,101円
西小林	168円	16,405円
串間	308円	18,140円
三財	248円	15,550円
えびの宮機楯	190円	20,751円
飯野野前	171円	16,008円
溝武	1,287円	29,787円
宮崎田野	219円	10,551円

宮崎県

佐土原	182円	24,386円
西佐土原	236円	15,144円
日南北郷	376円	16,338円
日南南郷	286円	34,776円
三股	233円	21,004円
都城高崎	192円	18,629円
高原	224円	22,711円
小林野尻	239円	19,220円
紙屋	136円	22,600円
宮崎高岡	204円	15,971円
国富	218円	19,562円
綾	189円	18,242円
高鍋営業所1	320円	22,086円
新郷	442円	20,984円
木城	475円	23,073円
川南	147円	11,093円
都農	179円	15,917円
門川	328円	19,913円
大東	134円	12,714円
都城山田	171円	22,547円
高千穂別館	294円	23,007円
都城高野	183円	25,588円
兼々津	236円	26,410円
岩屋	213円	22,192円
重葎	210円	30,226円
山陰	193円	22,778円
神門	326円	18,718円
日向西郷	152円	19,088円
宇納間	100円	19,787円
曹木	168円	16,876円
北川	291円	22,717円
延岡北浦	497円	29,983円
宮崎東	902円	36,126円
曹島	294円	64,879円
都城山之口	206円	18,303円
日之影	155円	17,059円
五ヶ瀬	285円	8,189円
宮崎内海	478円	25,911円
諸球	139円	28,976円
鴨池甲南新館	3,023円	25,345円
谷山	1,237円	20,153円
伊敷	1,138円	27,786円
原良	3,474円	24,548円
佐木	3,516円	27,462円
坂之上	1,924円	16,698円
龍原島川内	613円	23,679円
龍原	407円	28,146円
牧崎	288円	10,424円
名瀬	802円	7,765円
出水	229円	10,504円
指宿	397円	20,518円
加世田	392円	18,416円
国分	654円	25,975円
種子島	258円	10,304円
加治木	616円	18,091円
帖佐	453円	34,095円
丸屋	154円	22,601円
幸布志	158円	12,213円
慶久島	126円	23,476円
徳之島	296円	19,745円
鹿兒島吉野	651円	18,834円
鹿兒島春日	1,689円	20,462円
鹿兒島大口	385円	11,752円
隼人	584円	55,055円
河頭	123円	22,832円
高須	122円	28,032円
大始良	124円	22,404円
龍原南	37円	17,721円
豊木野	333円	16,321円
阿久根	320円	24,368円
米之津	130円	25,602円
倉之浜	82円	13,408円
鹿兒島垂水	205円	27,834円
指宿山川	74円	9,866円
開聞	89円	22,257円
知覧	333円	20,257円
知覧瀬世	38円	15,469円
加世田川辺	196円	27,573円
市来	329円	17,378円
重市英	188円	25,925円
伊集院	391円	16,702円

鹿兒島県

佐土原	282円	20,629円
西佐土原	224円	13,989円
日南北郷	339円	22,843円
日南南郷	253円	22,125円
三股	207円	23,893円
都城高崎	191円	14,917円
高原	188円	18,901円
小林野尻	258円	14,594円
紙屋	99円	23,248円
宮崎高岡	189円	15,948円
国富	262円	17,190円
綾	177円	28,457円
高鍋営業所1	293円	18,509円
新郷	326円	16,142円
木城	370円	20,575円
川南	149円	21,004円
都農	171円	14,564円
門川	279円	16,744円
大東	106円	15,265円
都城山田	156円	20,418円
高千穂別館	220円	19,108円
都城高野	139円	18,373円
兼々津	193円	22,441円
岩屋	184円	17,496円
重葎	199円	26,354円
山陰	159円	18,741円
神門	240円	14,563円
日向西郷	121円	16,140円
宇納間	83円	16,309円
曹木	136円	16,508円
北川	225円	20,838円
延岡北浦	358円	24,980円
宮崎東	663円	32,205円
曹島	244円	60,730円
都城山之口	179円	17,386円
日之影	152円	14,499円
五ヶ瀬	224円	6,762円
宮崎内海	340円	22,111円
諸球	117円	23,011円
鴨池甲南新館	2,771円	22,252円
谷山	1,115円	24,613円
伊敷	1,073円	28,696円
原良	3,039円	20,279円
佐木	3,006円	20,364円
坂之上	1,478円	13,154円
龍原島川内	627円	22,217円
龍原	321円	23,175円
牧崎	211円	15,423円
名瀬	717円	16,216円
出水	181円	8,866円
指宿	335円	25,460円
加世田	246円	15,211円
国分	524円	22,249円
種子島	144円	8,060円
加治木	519円	14,568円
帖佐	377円	29,656円
丸屋	112円	20,309円
幸布志	106円	12,093円
慶久島	84円	19,585円
徳之島	247円	17,959円
鹿兒島吉野	366円	12,737円
鹿兒島春日	1,538円	17,660円
鹿兒島大口	294円	16,935円
隼人	399円	51,694円
河頭	103円	20,671円
高須	75円	22,919円
大始良	79円	19,837円
龍原南	25円	14,144円
豊木野	210円	14,528円
阿久根	256円	20,079円
米之津	91円	23,110円
倉之浜	70円	12,286円
鹿兒島垂水	148円	24,661円
指宿山川	72円	19,379円
開聞	76円	19,299円
知覧	282円	17,847円
知覧瀬世	29円	13,945円
加世田川辺	217円	24,099円
市来	237円	15,543円
重市英	197円	23,635円
伊集院	327円	13,233円

鹿兒島県

松元	243円	30,497円
伊集院郡山	300円	25,294円
金森	245円	15,001円
八束	99円	24,514円
宮之城	157円	22,138円
高尾野	132円	13,802円
粟刈	113円	9,722円
浦生	122円	19,175円
十三塚原	101円	19,609円
加治木横川	147円	66,595円
栗野	435円	21,978円
吉松	125円	30,183円
霧島	78円	15,754円
岩川	197円	14,392円
伊都	62円	17,183円
郡城末吉	407円	10,597円
志布志有明	220円	26,039円
蓮原	125円	16,312円
志布志大崎	122円	12,654円
菱田	78円	33,931円
串良	106円	23,546円
鹿屋高山	225円	24,511円
基平	153円	23,453円
大根占	221円	22,823円
根占	152円	26,818円
吉江	263円	17,105円
川内東郷	291円	29,366円
篠ノ原	151円	18,866円
自引	142円	18,133円
志布志松山	36円	28,314円
大根占田代	133円	23,612円
川内西方	39円	20,136円
城上	116円	25,681円
高隈	244円	17,757円
阿久根臨本	154円	14,201円
阿久根大川	65円	11,031円
鹿屋新城	77円	23,529円
生熟	431円	27,901円
西後島	300円	18,108円
喜人	166円	24,290円
瀬々串	159円	15,634円
頼住	274円	14,162円
石垣	53円	12,126円
笠沙	102円	15,806円
加世田大浦	306円	32,101円
樋原	113円	19,447円
市比野	188円	24,958円
宮野城鶴田	298円	16,647円
藤原	257円	16,292円
郡寺院	207円	18,981円
出水野田	319円	17,341円
牧園	129円	16,359円
細山田	129円	25,328円
内の浦	419円	23,270円
佐多	220円	20,527円
喜島	554円	29,865円
鹿見島吉田	338円	16,527円
伊集院吹上	99円	13,429円
出水鹿業	439円	22,766円
指江	293円	29,977円
霧郷	14円	31,695円
笠利	682円	27,948円
天城	119円	38,324円
伊仙	389円	32,449円
与論島	61円	26,733円
川内羽島	326円	21,075円
山門野	227円	20,161円
瀬戸内	1,581円	17,086円
知名	288円	28,463円
木蒸	79円	57,560円
勝能	92円	140,318円
管靴	119円	65,746円
与路島	121円	295,914円
隼島	192円	204,978円
籠子	359円	77,870円
生見	106円	11,534円
中種子	304円	20,146円
南種子	810円	17,261円

松元	188円	26,277円
伊集院郡山	280円	21,569円
金森	194円	12,968円
八束	69円	21,834円
宮之城	97円	25,087円
高尾野	101円	12,124円
粟刈	83円	8,213円
浦生	111円	16,286円
十三塚原	76円	15,638円
加治木横川	103円	57,315円
栗野	248円	18,048円
吉松	21円	26,548円
霧島	59円	13,832円
岩川	151円	12,841円
伊都	65円	23,919円
郡城末吉	353円	17,304円
志布志有明	140円	20,820円
蓮原	107円	13,610円
志布志大崎	82円	15,662円
菱田	53円	29,304円
串良	89円	20,822円
鹿屋高山	146円	21,726円
基平	89円	20,058円
大根占	165円	19,733円
根占	101円	23,771円
吉江	203円	14,546円
川内東郷	314円	24,846円
篠ノ原	120円	13,297円
自引	108円	20,387円
志布志松山	28円	23,998円
大根占田代	93円	18,889円
川内西方	30円	15,940円
城上	91円	21,093円
高隈	188円	14,805円
阿久根臨本	123円	12,226円
阿久根大川	50円	9,152円
鹿屋新城	59円	18,576円
生熟	246円	23,499円
西後島	237円	17,880円
喜人	178円	21,382円
瀬々串	144円	14,555円
頼住	128円	11,536円
石垣	52円	10,437円
笠沙	77円	12,836円
加世田大浦	255円	25,910円
樋原	82円	16,266円
市比野	159円	20,891円
宮野城鶴田	249円	13,218円
藤原	201円	13,349円
郡寺院	176円	15,333円
出水野田	239円	14,810円
牧園	107円	14,050円
細山田	19,641円	(略)
内の浦	170円	19,752円
佐多	194円	16,599円
喜島	268円	22,867円
鹿見島吉田	245円	15,485円
伊集院吹上	74円	11,599円
出水鹿業	263円	18,405円
指江	224円	25,367円
霧郷	13円	26,312円
笠利	538円	27,721円
天城	109円	41,223円
伊仙	343円	27,945円
与論島	54円	28,307円
川内羽島	233円	19,462円
山門野	173円	16,083円
瀬戸内	1,131円	14,291円
知名	229円	23,621円
木蒸	66円	47,662円
勝能	72円	122,632円
管靴	99円	54,731円
与路島	95円	263,020円
隼島	135円	178,375円
籠子	267円	67,805円
生見	71円	10,065円
中種子	214円	19,448円
南種子	440円	14,059円

母間	63円	20,997円
沖之永良部	260円	28,442円
坊	237円	16,324円
寄宮	1,830円	20,793円
牧志	2,362円	26,972円
小濠	1,540円	17,355円
首里	4,651円	21,224円
田場	312円	19,677円
大謝名	928円	22,731円
普天間	549円	18,784円
沖繩宮古	455円	24,153円
八重山	778円	26,466円
浦添別	1,998円	32,974円
名護別館	928円	21,005円
照屋	672円	21,038円
コサ	675円	43,066円
胡座	659円	21,279円
コサ北谷	1,361円	35,735円
豊原城	1,104円	23,075円
与那原	789円	23,300円
南風原	1,064円	52,641円
久辺	100円	101,433円
蕭手納	1,363円	38,268円
沖繩石川別	435円	20,621円
具志川	681円	16,399円
仲鷹次	172円	33,789円
米須	293円	31,960円
今帰仁	959円	24,406円
本部	510円	16,675円
コサ金武	580円	19,163円
与那城	475円	16,443円
読谷	833円	32,398円
中城	696円	25,394円
重慶平	272円	25,034円
与那原玉城	176円	33,372円
佐敷	300円	29,140円
本部山川	104円	36,280円
北中城	1,196円	30,692円
南大東	55円	87,212円
北大東	65円	117,394円
久米島	812円	36,272円
城辺	177円	19,846円
沖繩上野	122円	64,549円
平安座	147円	39,659円
座間味	27円	33,845円
伊良部	264円	24,018円
渡照間	74円	35,424円
与那国	365円	51,520円
國頭別	347円	30,813円

沖繩県

母間	48円	21,201円
沖之永良部	172円	23,406円
坊	188円	15,334円
寄宮	1,639円	17,358円
牧志	1,788円	26,528円
小濠	1,467円	14,639円
首里	4,057円	18,543円
田場	282円	16,139円
大謝名	1,071円	20,547円
普天間	450円	14,257円
沖繩宮古	419円	21,120円
八重山	738円	22,122円
浦添別	1,705円	29,287円
名護別館	781円	17,113円
照屋	567円	17,190円
コサ	605円	42,152円
胡座	591円	23,332円
コサ北谷	1,267円	28,948円
豊原城	1,063円	19,593円
与那原	928円	19,420円
南風原	970円	41,314円
久辺	90円	75,454円
蕭手納	1,307円	28,540円
沖繩石川別	373円	16,752円
具志川	554円	20,702円
仲鷹次	159円	28,652円
米須	261円	26,709円
今帰仁	305円	29,852円
本部	437円	14,502円
コサ金武	526円	19,070円
与那城	442円	13,733円
読谷	746円	28,187円
中城	655円	23,360円
重慶平	325円	20,983円
与那原玉城	166円	28,730円
佐敷	264円	19,011円
本部山川	95円	30,309円
北中城	1,270円	27,379円
南大東	50円	71,808円
北大東	50円	98,536円
久米島	748円	29,679円
城辺	172円	17,511円
沖繩上野	110円	57,891円
平安座	127円	33,789円
座間味	17円	28,914円
伊良部	231円	20,489円
渡照間	69円	29,298円
与那国	283円	49,413円
國頭別	298円	26,644円

沖繩県

第2 とう道又は管路に係る負担額  
 2 とう道又は管路に係る料金額  
 2-1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額	
適用する行政区域	内容
富山県	31,287円
石川県	31,165円
福井県	21,755円
岐阜県	24,363円
静岡県	41,869円
愛知県	44,333円
三重県	27,816円
滋賀県	33,495円
京都府	33,384円
大阪府	54,910円
兵庫県	50,506円
奈良県	29,487円
和歌山県	18,182円
鳥取県	58,976円
島根県	22,237円
岡山県	51,218円
広島県	47,486円
山口県	34,638円
徳島県	59,501円
香川県	35,655円
愛媛県	45,403円
高知県	27,124円
福岡県	54,904円
佐賀県	19,116円
長崎県	13,678円
熊本県	31,249円
大分県	40,913円
宮崎県	30,782円
鹿児島県	40,501円
沖縄県	29,681円

第2 とう道又は管路に係る負担額  
 2 とう道又は管路に係る料金額  
 2-1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額	
適用する行政区域	内容
富山県	29,051円
石川県	28,280円
福井県	20,200円
岐阜県	21,523円
静岡県	38,900円
愛知県	40,367円
三重県	29,924円
滋賀県	30,070円
京都府	30,291円
大阪府	50,381円
兵庫県	46,374円
奈良県	26,432円
和歌山県	17,329円
鳥取県	53,555円
島根県	20,622円
岡山県	47,376円
広島県	42,683円
山口県	31,599円
徳島県	59,231円
香川県	32,611円
愛媛県	42,096円
高知県	36,515円
福岡県	49,977円
佐賀県	16,120円
長崎県	15,873円
熊本県	28,678円
大分県	37,679円
宮崎県	28,593円
鹿児島県	36,431円
沖縄県	27,823円

2-2 管路に係る料金額

適用する行政区域	内容	1条あたり1メートルごとに年額
富山県		140円
石川県		138円
福井県		144円
岐阜県		157円
静岡県		169円
愛知県		176円
三重県		162円
滋賀県		172円
京都府		235円
大阪府		213円
兵庫県		243円
奈良県		201円
和歌山県		213円
鳥取県		159円
島根県		170円
岡山県		156円
広島県		170円
山口県		149円
徳島県		168円
香川県		162円
愛媛県		157円
高知県		126円
福岡県		212円
佐賀県		164円
長崎県		132円
熊本県		170円
大分県		192円
宮崎県		134円
鹿児島県		162円
沖縄県		165円

第3 電柱に係る負担額  
電柱に係る負担額は、1使用箇所ごとに年額655円とします。

2-2 管路に係る料金額

適用する行政区域	内容	1条あたり1メートルごとに年額
富山県		131円
石川県		129円
福井県		129円
岐阜県		141円
静岡県		154円
愛知県		162円
三重県		154円
滋賀県		156円
京都府		213円
大阪府		195円
兵庫県		223円
奈良県		184円
和歌山県		210円
鳥取県		145円
島根県		155円
岡山県		145円
広島県		153円
山口県		138円
徳島県		158円
香川県		151円
愛媛県		143円
高知県		129円
福岡県		194円
佐賀県		150円
長崎県		125円
熊本県		169円
大分県		178円
宮崎県		127円
鹿児島県		147円
沖縄県		154円

第3 電柱に係る負担額  
電柱に係る負担額は、1使用箇所ごとに年額687円とします。

第4表 光信号引込等設備に係る負担額  
第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額  
2 負担額

区 分		単 位	負担額	備考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するため要する負担額	1 光信号引込等設備ごとに月額	(略)	—

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額  
(略)

(1) (略)  
未償却残高 = { (光信号引込等設備の取得固定資産価額 (27,578円) - 光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 + 光信号引込等設備の残存価額} × (1 + 貸倒率)  
ア～イ (略)

区 分		内 容
ア	光信号引込等設備を撤去する場合	10,853 円
イ	当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	239 円

第4表 光信号引込等設備に係る負担額  
第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額  
2 負担額

区 分		単 位	負担額	備考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するため要する負担額	1 光信号引込等設備ごとに月額	(略)	—

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額  
(略)

(1) (略)  
未償却残高 = { (光信号引込等設備の取得固定資産価額 (26,837円) - 光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 + 光信号引込等設備の残存価額} × (1 + 貸倒率)  
ア～イ (略)

区 分		内 容
ア	光信号引込等設備を撤去する場合	10,653 円
イ	当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	238 円

別表1 接続により提供する機能  
1-1 1-2以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備考
端末回線伝送機能	(略)	
ISM折返し機能	(略)	
端末系交換機能	(略)	
光信号電気信号変換機能	(略)	
光信号多重分離機能	(略)	
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	(略)	
市内伝送機能	(略)	
中継系交換機能	(略)	
中継伝送機能	(略)	
通信路設定伝送機能	通信路の設定の機能を有する電気通信設備(加入者交換機と中継交換機を除きます。)及び伝送路設備により通信路の設定並びに伝送を行う機能(手動によるものを除きます。)	
データ伝送機能	(略)	
イーサネットフレーム伝送機能	(略)	
信号伝送機能	(略)	
番号案内機能	(略)	(略)
手動交換機能	手動により相互接続通信の交換等を行う機能	この機能の接続可否については、技術的条件集別表1に規定します。
公衆電話機能	(略)	
端末間伝送等機能	(略)	
ルーティング伝送機能	(略)	
網同期クロック供給機能	(略)	
上記以外の機能	(略)	

別表2~4 (略)

別表1 接続により提供する機能  
1-1 1-2以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備考
端末回線伝送機能	(略)	
ISM折返し機能	(略)	
端末系交換機能	(略)	
光信号電気信号変換機能	(略)	
光信号多重分離機能	(略)	
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	(略)	
市内伝送機能	(略)	
中継系交換機能	(略)	
中継伝送機能	(略)	
通信路設定伝送機能	通信路の設定の機能を有する電気通信設備(加入者交換機と中継交換機を除きます。)及び伝送路設備により通信路の設定並びに伝送を行う機能	
データ伝送機能	(略)	
イーサネットフレーム伝送機能	(略)	
信号伝送機能	(略)	
番号案内機能	(略)	(略)
公衆電話機能	(略)	
端末間伝送等機能	(略)	
ルーティング伝送機能	(略)	
網同期クロック供給機能	(略)	
上記以外の機能	(略)	

別表2~4 (略)



別表5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区分	単位	精算額	備考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1 回線ごとに	3,800 円	—

別表5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区分	単位	精算額	備考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1 回線ごとに	3,304 円	—

附 則 (平成11年7月1日西相制第2号)  
(網改造料に関する特例措置)

第14条 特定中継事業者の契約約款等に規定するフリーダイヤルサービス、地域指定特定番号着信機能(以下「ナビダイヤルサービス」といいます。)、メンバーズネットサービスに規定する加入者交換機能メニュー利用機能を利用したとみなして取扱うこととします。

(通信路設定伝送機能に関する経過措置)

第18条 (略)

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

区分		料金額		備考
		右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能(一般専用に係るものに限ります。以下の条において同じとします。)	1,200bit/sの符号伝送が可能なもの	8,890円	1回線ごとに月額
		48kbit/sの符号伝送が可能なもの	7,778円	

イ. 加算料

区分		料金額		備考
		通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	70円	1,155円	1回線ごとに月額
		1,200bit/sの符号伝送が可能なもの		
			48kbit/sの符号伝送が可能なもの	

附 則 (平成11年7月1日西相制第2号)  
(網改造料に関する特例措置)

第14条 特定中継事業者の契約約款等に規定するフリーダイヤルサービス、メンバーズネットサービスに係る網改造料については、料金表第1表第2(網改造料)の規定にかかわらず、料金表第1表第1(網使用料)に規定する加入者交換機能メニュー利用機能を利用したとみなして取扱うこととします。

(通信路設定伝送機能に関する経過措置)

第18条 (略)

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

区分		料金額		備考
		右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能(一般専用に係るものに限ります。以下の条において同じとします。)	1,200bit/sの符号伝送が可能なもの	11,268円	1回線ごとに月額
		48kbit/sの符号伝送が可能なもの	9,601円	

イ. 加算料

区分		料金額		備考
		通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	130円	1,339円	1回線ごとに月額
		1,200bit/sの符号伝送が可能なもの		
			48kbit/sの符号伝送が可能なもの	

(2) 分岐回線の部分の基本額

1 回線ごとに月額	
区分	料金額
専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	1,200bit/sの符号伝送が可能なもの 48kbit/sの符号伝送が可能なもの
通信路設定伝送機能	7,473 円
	備考

(2) 分岐回線の部分の基本額

1 回線ごとに月額	
区分	料金額
専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	1,200bit/sの符号伝送が可能なもの 48kbit/sの符号伝送が可能なもの
通信路設定伝送機能	9,160 円
	備考

附 則 (平成23年3月31日西相制第144号)

(経過措置)

2 (略)

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1 回線ごとに月額	
区分	料金額
専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	2,400bit/sの符号伝送が可能なもの 4,800bit/sの符号伝送が可能なもの 9,600bit/sの符号伝送が可能なもの
通信路設定伝送機能	8,890 円
	右欄以外の場合 通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終了する場合 7,778 円
	備考

附 則 (平成23年3月31日西相制第144号)

(経過措置)

2 (略)

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1 回線ごとに月額	
区分	料金額
専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	2,400bit/sの符号伝送が可能なもの 4,800bit/sの符号伝送が可能なもの 9,600bit/sの符号伝送が可能なもの
通信路設定伝送機能	11,268 円
	右欄以外の場合 通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終了する場合 9,601 円
	備考

イ. 加算料

1 回線ごとに月額

通信路設定送機能	料金額		備考
	右欄以外の場合	通信路設定送機能が利用する単一位料金区域に終始する場合	
専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	70円	—
	4,800bit/sの符号伝送が可能なもの	1,155円	
	9,600bit/sの符号伝送が可能なもの		

イ. 加算料

1 回線ごとに月額

通信路設定送機能	料金額		備考
	右欄以外の場合	通信路設定送機能が利用する単一位料金区域に終始する場合	
専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	130円	—
	4,800bit/sの符号伝送が可能なもの	1,339円	
	9,600bit/sの符号伝送が可能なもの		

(2)分岐回線の部分の基本額

1 回線ごとに月額

通信路設定送機能	料金額		備考
	右欄以外の場合	通信路設定送機能が利用する単一位料金区域に終始する場合	
専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	7,473円	—
	4,800bit/sの符号伝送が可能なもの		
	9,600bit/sの符号伝送が可能なもの		

(2)分岐回線の部分の基本額

1 回線ごとに月額

通信路設定送機能	料金額		備考
	右欄以外の場合	通信路設定送機能が利用する単一位料金区域に終始する場合	
専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	9,160円	—
	4,800bit/sの符号伝送が可能なもの		
	9,600bit/sの符号伝送が可能なもの		

附 則 (平成 26 年 4 月 9 日西設相制第 115 号)

- 1 ～ 3 (略)
- (経過措置)
- 4 (略)
- (1) 網使用料
- ア (略)

附 則 (平成 26 年 4 月 9 日西設相制第 115 号)

- 1 ～ 3 (略)
- (経過措置)
- 4 (略)
- (1) 網使用料
- ア (略)

イ 端末回線伝送機能  
(7) 基本料

月額

区分		単位	料金額	備考
端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第2項の表中第2欄で接続する場合)	① 光回線伝送装置による、100Mbit/sまでの符号伝送可能なもの	1 光信号端末回線収容装置ごとに	1,161円	料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)第2(料金額)2-1の4及び(1)網使用料は工欄に係る料金は含まれません。
	② 固定無線通信網による、46Mbit/sまでの符号伝送可能なもの	1 固定無線通信網終端装置ごとに	22,523円	
端末回線伝送装置(固定無線通信装置を含む)及び端末回線により伝送を行う機能	A 保守が別タイプの1のもの B 保守が別タイプの2のもの C AB以外のもの	1 光信号端末回線収容装置ごとに	1,196円	

イ 端末回線伝送機能  
(7) 基本料

月額

区分		単位	料金額	備考
端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第2項の表中第2欄で接続する場合)	① 光回線伝送装置による、100Mbit/sまでの符号伝送可能なもの	1 光信号端末回線収容装置ごとに	1,136円	料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)第2(料金額)2-1の4及び(1)網使用料は工欄に係る料金は含まれません。
	② 固定無線通信網による、46Mbit/sまでの符号伝送可能なもの	1 固定無線通信網終端装置ごとに	26,316円	
端末回線伝送装置(固定無線通信装置を含む)及び端末回線により伝送を行う機能	A 保守が別タイプの1のもの B 保守が別タイプの2のもの C AB以外のもの	1 光信号端末回線収容装置ごとに	1,170円	

(イ) 加算料

月額

区分		単位	料金額	備考
(1) 網使用料イ(7)②欄に規定する機能に係る加算料	固定無線宅内設備の追加に係る加算料	1 固定無線宅内設備ごとに	168円	
	① 保守が別タイプの1のもの ② 保守が別タイプの2のもの	1 固定無線宅内設備ごとに	168円	

(イ) 加算料

月額

区分		単位	料金額	備考
(1) 網使用料イ(7)②欄に規定する機能に係る加算料	固定無線宅内設備の追加に係る加算料	1 固定無線宅内設備ごとに	772円	
	① 保守が別タイプの1のもの ② 保守が別タイプの2のもの	1 固定無線宅内設備ごとに	772円	

ウ 光信号電気信号変換機能

1 回線ごとに月額

区分		料金額	備考
光信号電気信号変換機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号(100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものに限ります。)の相互変換を行う機能	1,523 円	
	最大16の光信号端末回線を接続するもの	1,523 円	
	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの (4) 保守の区別がタイプ1-2のもの (7)(4)以外のもの	1,569 円	

ウ 光信号電気信号変換機能

1 回線ごとに月額

区分		料金額	備考
光信号電気信号変換機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号(100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものに限ります。)の相互変換を行う機能	2,216 円	
	最大16の光信号端末回線を接続するもの	2,216 円	
	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの (4) 保守の区別がタイプ1-2のもの (7)(4)以外のもの	2,282 円	

エ 光信号多重分離機能

月額

区分		料金額	備考
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社が光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	706 円	
	光信号主端末回線の最大収容数が8のもの	706 円	
	(4) 保守の区別がタイプ1-1のもの (7)(4)以外のもの	727 円	

エ 光信号多重分離機能

月額

区分		料金額	備考
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社が光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	694 円	
	光信号主端末回線の最大収容数が8のもの	694 円	
	(4) 保守の区別がタイプ1-1のもの (7)(4)以外のもの	715 円	

オ 固定無線宅内設備管理機能

区分		料金額	備考
固定無線宅内設備管理機能	協定事業者の固定無線宅内設備の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	69 円	1 固定無線宅内設備ごとに月額

オ 固定無線宅内設備管理機能

区分		料金額	備考
固定無線宅内設備管理機能	協定事業者の固定無線宅内設備の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	66 円	1 固定無線宅内設備ごとに月額

(接続料金等の実績に基づく精算用料金)  
3 第 74 条の 2 (手続費の実績に基づく精算) の規定により精算を行う平成 25 年度の精算用料金は以下のとおりです。

区分	単 位	料金額	備 考
みなし契約者に関する宛名情報提供手続費	1 件ごとに	15,14 円	
優先接続受付手続費	1 変更ごとに	172 円	
光回線設備線路条件調査費	(7) 1 番号又は 1 住所ごとの 1 成功検索ごとに	0.02 円	
	(4) 1 番号又は 1 住所ごとの 1 成功検索ごとに	0.01 円	
光配線区域情報調査費	1 通信用建物ごとに	8,161 円	
ルーティング番号登録工事等受付手続費	1 件ごとに	40 円	
	1 件ごとに	94 円	
同一番号移転可否情報調査費	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに	751 円	
	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに	296 円	

(手続費の遡及適用)

4 料金表第 2 表 (工事費及び手続費) 第 2 (手続費) 2 (手続費の額) 2-1 (手続費) 第 32 欄、第 34 欄ウ(4)欄及び第 35 欄に規定する手続費については、以下に定める期間について、それぞれの料金額を適用します。

区分	単 位	料金額	備 考
接続工事等時刻指定手続費	平日夜間 1 件ごと	16,694 円	平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。
	平日深夜	27,740 円	
	土日祝日夜間 土日祝日深夜	17,319 円 28,646 円	
テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ウ(4) 1 区間ごとに	2,915 円	平成 26 年 5 月 28 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。
	申込者情報確認結果即時通知手続費	月額 1,593,402 円	平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。

附 則  
(実施時期)

- 1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。ただし、この改正規定のうち、料金表（第75条（工事費及び手続費等の遡及適用）に規定する工事費、手続費及び負担額（第4表（光信号引込等設備に係る負担額）第2（光信号引込等設備の撤去に係る負担額）第1号に規定する光信号引込等設備の未償却残高の算定にあたっては、改正後の第1表（接続料金）第2（網改造料）2（料金額）2-3（年額料金の算定に係る比率）に規定する貸倒率によることとします。）を除きます。）、別表5（既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額）、附則第18条、附則（平成23年3月31日西相制第144号）及び附則（平成26年4月9日西設相制第115号）に係るものについては、平成28年4月1日から適用します。  
(調整額の算定に係る経過措置)
- 2 料金表第1表第2（網改造料）2-1（算出式）の規定に基づき算定する料金における調整額の算定及び料金表第3表第1（通信用建物に係る負担額）1（算出式）の規定に基づき、料金表第1表第2（網改造料）2-1（算出式）に規定する算出式を準用して算定する料金における調整額の算定に用いる利益対応税（平成28年度に適用するものに限ります。）は、利益対応税率を0.5298として算定します。  
(接続料金等の実績に基づく精算用料金)
- 3 第74条の2（手続費の実績に基づく精算）の規定により精算を行う平成26年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分		単 位	料金額	備 考
みなし契約者に関する宛名情報提供手続費		1件ごとに	15.31円	
優先接続受付手続費		1変更ごとに	218円	
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	1番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに	0.02円	
		1番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに	0.01円	
光配線区域情報調査費	ア欄	1通信用建物ごとに	7.901円	
	イ欄	1通信用建物ごとに	1.247円	
	ウ欄	1通信用建物ごとに	2.337円	
ルーティング番号登録工事等受付手続費	ア欄	1件ごとに	43円	
	イ欄	1件ごとに	96円	
同一番号移行可否情報調査費	ア欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに	760円	
	イ欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに	297円	



技術的条件集

第1章 通則  
(用語の定義)  
第1条 (略)

用語	意味
(略)	
(2) 分類	<p>接続番号を電気通信番号規則に規定する電気通信番号ごとに区分した概念</p> <p>分類と電気通信番号の対応は次のとおり</p> <p>分類1 設置中継系番号：電気通信番号規則第5条第1項に規定する電気通信番号を有する中継事業者（当社及び特定端末系事業者を除きます。）が利用する電気通信回線設備を識別するための電気通信番号</p> <p>(略)</p> <p>分類5 接続型PHS系番号：電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を有する接続型PHS事業者が利用するPHSに係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号</p> <p>分類6 活用型PHS系番号：電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を有する活用型PHS事業者が利用するPHSに係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号</p> <p>分類7 無線呼出し系番号：電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号を有する無線呼出し事業者が利用する端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号</p> <p>(略)</p> <p>(3) 発信種別</p> <p>形態3-3及び形態4-6において、接続番号を当社発信時の端末回線の利用条件と利用者料金の課金機能により区分した概念</p> <p>発信種別毎の接続条件は技術的条件集別表1及び別表2を参照</p> <p>(略)</p> <p>発信種別4：加入電話、公衆電話等からの発信時に、当社が、課金を行うための情報を決定し、又は協定事業者網から課金のための情報を受信し、利用者料</p>

技術的条件集

第1章 通則  
(用語の定義)  
第1条 (略)

用語	意味
(略)	
(2) 分類	<p>接続番号を電気通信番号規則に規定する電気通信番号ごとに区分した概念</p> <p>分類と電気通信番号の対応は次のとおり</p> <p>分類1 設置中継系番号：電気通信番号規則第5条第1項に規定する電気通信番号を有する中継事業者（当社及び特定端末系事業者を除きます。）が利用する電気通信回線設備を識別するための電気通信番号</p> <p>(略)</p> <p>分類5 PHS系番号：電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を有するPHS事業者が利用するPHSに係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号</p> <p>分類6 削除</p> <p>分類7 無線呼出し系番号：電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号を有する無線呼出し事業者が利用する端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号</p> <p>(略)</p> <p>(3) 発信種別</p> <p>形態3-3及び形態4-6において、接続番号を当社発信時の端末回線の利用条件と利用者料金の課金機能により区分した概念</p> <p>発信種別毎の接続条件は技術的条件集別表1及び別表2を参照</p> <p>(略)</p> <p>発信種別4：加入電話、公衆電話等からの発信時に、当社が、課金を行うための情報を決定し、又は協定事業者網から課金のための情報を受信し、利用者料</p>

	金の課金と回収を行う発信区分（当社発信時の電気通信番号は分類4、分類5、分類6、分類7に限り、当社発信時の有効最大受信桁数は11桁とします。）
(略)	(略)
(12) 端末回線端接続インタフェース(活用型P用インタフェース)	活用型PHS事業者が端末回線端接続する時に適用するインタフェース種別
(略)	(略)
(34) 公衆用基地局	活用型PHS事業者の設置する無線接続装置
(略)	(略)
(47) 接続型PHS系端末機器	接続型PHS系番号を有する端末機器
(48) 活用型PHS系端末機器	活用型PHS系番号を有する端末機器
(49) PHS系端末機器	接続型PHS系端末機器及び活用型PHS系端末機器
(略)	(略)
(75) 活用型PHSサービス接続機能	活用型PHS事業者へ接続するために必要な番号変換、位置登録、端末認証等の情報をサービス制御局へ中継する機能
(略)	(略)
(略)	(略)

	金の課金と回収を行う発信区分（当社発信時の電気通信番号は分類4、分類5、分類7に限り、当社発信時の有効最大受信桁数は11桁とします。）
(略)	(略)
(12) 削除	削除
(略)	(略)
(34) 削除	削除
(略)	(略)
(47) PHS系端末機器	PHS系番号を有する端末機器
(48) 削除	削除
(49) 削除	削除
(略)	(略)
(75) 削除	削除
(略)	(略)
(略)	(略)

第2章 形態別技術的条件  
第1節 形態1-1

(網構成)

第4条 当社の加入者交換機（以下「LS」といいます。）と公衆用基地局との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。

2 方路選択の方法は次のとおりとします。

- (1) 直接協定事業者網から当社網への発信時は当社網と直接協定事業者網とはPHS接続装置とその公衆用基地局との間の相互接続点で接続されま
- (2) 当社網から直接協定事業者網への着信時は当社網と直接協定事業者網とは接続番号が示す着信先のPHS端末機器番号について、当社網にて導出した位置登録先に対して一斉呼出しを行った際に選択された公衆用基地局とPHS接続装置との間の相互接続点で接続します。

(接続方式)

第5条 分類1による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりと

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

了 当社網と直接協定事業者網間での基本接続（電話系付加サービスの番号によらず、付加的な機能及び付帯するサービスに関わる電気通信役務が提供される場合を除きます。）において使用される接続番号（以下「一般ダイヤル」といいます。）の構成は次のとおりとします。

00XY + 0 + ABCDE + FGHJ

事業者識別番号 市外番+市内局番 加入者番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する上記の着信番号の有効受信桁数は13桁から14桁とします。

ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

00XY + 0A0 + CDE + FGH

JK  
事業者識別番号 サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する上記の着信番号の有効受信桁数は15桁とします。

ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出され

第2章 形態別技術的条件  
第1節 形態1-1

第4条 削陸

第5条 削陸

る場合があります。

00XY + X~X

事業者識別番号 国際公衆電気通信番号等

当社網と直接協定事業者網間で転送する上記の着信番号の有効受信桁数は5桁から19桁とします。

ただし有効受信桁数未滿の着信番号がタイミンングアウトにより送出される場合があります。

イ 当社網と直接協定事業者網間での基本接続以外の接続において使用される接続番号（以下「特殊ダイヤル」といいます。）の構成は次のとおりとします。

00XY + X~X + (β1~βn)

事業者識別番号 サービスコード

(ア) 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は事業者識別番号からサービスコードまでの5桁から26桁とします。

ただし有効受信桁数未滿の着信番号がタイミンングアウトにより送出される場合があります。

(イ) β1~βnは当社網から公衆用基地局へ接続後、直接協定事業者網からのセカンドダイヤルトーン（以下「SDDT」といいます。）や音声ガイダンス等に従い加入契約者がPB信号により送出するものとし、その情報内容や送出桁数等については当社は関与しません。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。  
ア 当社網と直接協定事業者網間はTTC標準に準拠したPHS公衆用基地局—デジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表7に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号ディジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：網特有番号、番号ディジット：00X Y+X~X

発番号 Calling Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号ディジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号 番号ディジット：A0+C～J 又は A0+C～K
事業者情報 Carrier Information	逆方向	○	1. 事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 経由情報転送表示：転送なし 事業者情報名：着事業者情報 事業者識別コード：事業者識別コード
CA情報 Charge Area Information	逆方向	○	1. 情報識別表示と料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード 2. 国際系端末機器への接続時、本情報は設定されません。
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	=	
課金情報 Charge Information	逆方向	=	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます -：設定されません

ウ 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスの内、分類1で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。  
ただし、接続シーケンスは公衆用基地局とデジタル網間のみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局間及び、端末機器とデジタル網間については、公衆用基地局とデジタル網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信/着信端末機器種別	コネクシオンタイプ	シーケンスパターン
1	PHS 端末機器発信 → ア ナログ端末機器着信	音声、3.1kHz オアデイト	PT-M1
2	PHS 端末機器発信 → I SDN 端末機器着信	音声、3.1kHz オアデイト	PT-M2

3	PHS端末機器発信 → I SDN端末機器着信	64 kbit/s 非制限	PT-M3
4	PHS端末機器発信 (不完了)	音声、3.1kHz オアゲイ	PT-M13
5	PHS端末機器発信 (不完了)	64 kbit/s 非制限	PT-M14
6	PHS端末機器発信 (ハンドオーバー)	二	PT-M11
7	PHS端末機器発信 (位置登録)	二	PT-M12

2 分類2による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

00X (Y) + X~X

事業者識別番号 国際公衆電気通信番号等(010から始まる番号も含む)さらに接続番号を次のとおり区分します。

(ア) 00XY<sub>1</sub>系: 00XYに続き国際公衆電気通信番号等が存在する接続番号

(イ) 00XY<sub>4</sub>系: 00XYに続き国際公衆電気通信番号等が存在しない接続番号

(ウ) その他: (ア) (イ) のうち当社が指定する接続番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は4桁から26桁とします。

ただし有効受信桁数未滿の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間はTTC標準に準拠したPHS公衆用基地局一デジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表

7に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報(課金の観点から特記すべき

パラメータのみ記述します。) は、次のとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号ディジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：網特有番号、番号ディジット：00X(Y)十X～X
発番号 Calling Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号ディジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号 番号ディジット：A0+C～J 又は A0+C～K
事業者情報 Carrier Information	逆方向	○	1. 事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 経由情報転送表示：転送なし 事業者情報名：着事業者情報 事業者識別コード：事業者識別コード
CA情報 Charge Area Information	逆方向	=	
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	=	
課金情報 Charge Information	逆方向	=	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます -：設定されません  
 ① 技術的条件集別表5に示す接続シークエンスの内、分類2で規定する接続シークエンスの一覧は次のとおりとします。  
 ただし、接続シークエンスは公衆用基地局とデジタル網間のみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局間及び、端末機器とデジタル網間については、公衆用基地局とデジタル網間の接続シークエンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信/着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	PHS 端末機器発信 → ア ナログ 端末機器着信 国際 レジット コール 以外	音声、3.1kHz オア デイ	PT-M4
2	PHS 端末機器発信 → ア ナログ 端末機器着信 国際 レジット コール	音声、3.1kHz オア デイ	PT-M5
3	PHS 端末機器発信 → ISDN 端末機器着信	音声、3.1kHz オア デイ	PT-M2
4	PHS 端末機器発信 → ISDN 端末機器着信	64 kbit/s 非制限	PT-M3
5	PHS 端末機器発信 (不完 了)	音声、3.1kHz オア デイ	PT-M13
6	PHS 端末機器発信 (不完 了)	64 kbit/s 非制限	PT-M14
7	PHS 端末機器発信 (ハン ドオーバー)	二	PT-M11
8	PHS 端末機器発信 (位置 登録)	二	PT-M12

3 分類3による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

0 + ABCDE + FGHJ  
国内プレフィックス 市外局番 + 市内局番 加入者番号  
イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は国内プレフィックスを除いた4桁から9桁とします。

ただし有効受信桁数未滿の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間はTTC標準に準拠したPHS公衆用基地局—デジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表



7に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、番号デジット：A～J
発番号 Calling Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号 番号デジット：A0+C～J 又は A0+C～K
事業者情報 Carrier Information	逆方向	○	1. 事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 經由情報転送表示：転送なし 事業者情報名：着事業者情報 事業者識別コード：事業者識別コード
CA情報 Charge Area Information	逆方向	○	1. 情報識別表示と料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	=	
課金情報 Charge Information	逆方向	=	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます -：設定されません  
ウ 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスの内、分類3で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは公衆用基地局とデジタル網間のみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局間及び、端末機器とデジタル網間については、公衆用基地局とデジタル網間の接続シーケンスの解

釈を補助する位置づけとし、規定しません。

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	PHS 端末機器発信 → アナログ端末機器着信	音声、3.1kHz オート	PT-M1
2	PHS 端末機器発信 → ISDN 端末機器着信	音声、3.1kHz オート	PT-M2
3	PHS 端末機器発信 → ISDN 端末機器着信	64 kbit/s 非制限	PT-M3
4	PHS 端末機器発信 → 音声蓄積装置	音声、3.1kHz オート	PT-M15
5	PHS 端末機器発信 (完了)	音声、3.1kHz オート	PT-M13
6	PHS 端末機器発信 (完了)	64 kbit/s 非制限	PT-M14
7	PHS 端末機器発信 (ハンドオーバー)	—	PT-M11
8	PHS 端末機器発信 (位置登録)	—	PT-M12

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は次のとおりとします。

ア 着側網は端末機器等からの応答を受信した場合は、発側網に対し直ちに応答信号を返送します。

イ 本則の通信時間の測定等に規定する当社の電気通信設備が応答信号を受信した時点は ANM を受信した時点とします。本則の通信時間の測定等に規定する当社の電気通信設備が切断信号を受信した時点は REL を受信した時点、DISC を受信した時点、又は着信端末機器の切断時の SUS を受信したのちに REL を送信した時点とします。

4 分類 4 による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ア 直接協定事業者が提供するサービスに関わる制御呼(以下「サービス制御呼」といいます。)を除いて、当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

0 A 0 + C D E + F G H J K

キャリア識別番号 事業者識別番号 加入者番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で使用するサービス制御呼に関わる接続番号構成は次のとおりとします。

0 A 0 + C D E + 1 4 0 (X)
0 A 0 + C D E + 1 4 1 (X)
0 A 0 + C D E + 1 4 2 (X)
0 A 0 + C D E + 1 4 3 (X)
0 A 0 + C D E + 1 6 1 (X)
0 A 0 + C D E + 1 8 1 (X)

ウ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の1桁目の0を除いた8桁から10桁とします。

ただし有効受信桁数未滿の着信番号がタイムミングアウトにより送出される場合があります。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間はTTC標準に準拠したPHS公衆用基地局—デジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表7に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、番号デジット：A 0 + C ~ K
発番号 Calling Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号 番号デジット：A 0 + C ~ J 又は A 0 + C ~ K
事業者情報 Carrier Information	逆方向	○	1. 事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 經由情報転送表示：転送なし 事業者情報名：着事業者情報 事業者識別コード：事業者識別コード

CA情報 Charge Area Information	逆方向	○	1. 情報識別表示と料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	＝	
課金情報 Charge Information	逆方向	＝	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ー：設定されません  
 技術的条件集別表5に示す接続シークエンスの内、分類4で規定する接続シークエンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シークエンスは公衆用基地局とデジタル網間のみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局間及び、端末機器とデジタル網間については、公衆用基地局とデジタル網間の接続シークエンスの解を補助する位置づけとし、規定しません。

項番	発信/着信端末機器種別	コネクシヨンタイプ	シークエンスパターン
1	PHS 端末機器発信 → アナログ端末機器着信	音声、3.1kHz オートイ	PT-M1
2	PHS 端末機器発信 → ISDN 端末機器着信	音声、3.1kHz オートイ	PT-M2
3	PHS 端末機器発信 (不完了)	音声、3.1kHz オートイ	PT-M13
4	PHS 端末機器発信 (不完了)	64 kbit/s 非制限	PT-M14
5	PHS 端末機器発信 (ハンドオーバー)	＝	PT-M11
6	PHS 端末機器発信 (位置登録)	＝	PT-M12

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は次のとおりとします。

着側網は端末機器等からの応答を受信した場合は、発側網に対し直ちに応答信号を返送します。

イ 本則の通信時間の測定等に規定する当社の電気通信設備が応答信号を受信した時点はANMを受信した時点とします。本則の通信時間の測定等に規定する当社の電気通信設備が切断信号を受信した時点はRELを受信した時点、又は着信端末機器の切断時のSUSを受信したのちにRELを送信した時点とします。

5 分類5による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

O A O + C D E + F G H J K

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の1桁目の0を除いた6桁から10桁とします。

ただし有効受信桁数未滿の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。  
ア 当社網と直接協定事業者網間はTTC標準に準拠したPHS公衆用基地局一デジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表7に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報(課金の観点から特記すべきパラメータのみ記述します。)は、次のとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、番号デジット：A0+C～ K
発番号 Calling Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号 番号デジット：A0+C～J 又は A0+C～

		<u>K</u>	
事業者情報 Carrier Information	逆方向	○	1. 事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 經由情報転送表示：転送なし 事業者情報名：事業者情報 事業者識別コード：事業者識別コード
CA情報 Charge Area Information	逆方向	○	1. 情報識別表示と料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	＝	
課金情報 Charge Information	逆方向	＝	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます －：設定されません  
 ウ 技術的条件集別表 5 に示す接続シーケンスの内、分類 5 で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。  
 ただし、接続シーケンスは公衆用基地局とデジタル網間のみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局間、及び端末機器とデジタル網間については、公衆用基地局とデジタル網間の接続シーケンスの解積を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	PHS 端末機器発信 → ISDN 端末機器着信	音声、3.1kHz オデーバ	PT-M2
2	PHS 端末機器発信 → ISDN 端末機器着信	6.4 kbit/s 非制限	PT-M3
3	PHS 端末機器発信 (不完 了)	音声、3.1kHz オデーバ	PT-M13
4	PHS 端末機器発信 (不完 了)	6.4 kbit/s 非制限	PT-M14

5	PHS端末機器発信 (ハンドオーバー)	二	PT-M11
6	PHS端末機器発信 (位置登録)	二	PT-M12

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は第4項(3)の規定を準用します。

6 分類6による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社及び特定端末系事業者に通知することを要します。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

OA0 + CD + EFGHJ  
 サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号  
 OA0 + CDE + FGHJK  
 サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の1桁目の0を除いた9桁から10桁とします。

ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミンングアウトにより送出不れる場合があります。

ウ 当社網が間接協定事業者網から有効受信桁数外の着信番号を受信した場合は、イの限りではありません。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間はTTC標準に準拠したPHS公衆用基地局-デジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表7に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報(課金の観点から特記すべきパラメータのみ記述します。)は、次のとおりとします。

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party	順方向	●	1. 番号種別と番号データの設定条件は次のとおりとします。

<u>Number</u>			番号種別：国内番号 番号ディジット：A0+C~J 又は A0+C ~K
<u>発番号 Calling Party Number</u>	順方向	○	1. 番号種別と番号ディジットの設定条件は次のとおりとします。 (1) 当社および端末系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、番号ディジット：A~J (2) 国際系端末機器発信の場合 番号種別：網特有番号または国際番号、番号ディジット：n~n (加入者電話番号番号による) ※ただし、本情報は設定されないことがあります。 (3) 携帯・自動車電話系、接続型PHS系、活用型PHS系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、番号ディジット：A0+C ~K (4) IP電話 (050C~K) 端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、番号ディジット：50+C ~K
<u>事業者情報 Carrier Information</u>	逆方向	二	
<u>CA情報 Charge Area Information</u>	逆方向	二	
<u>課金情報種別 Charge Information Category</u>	逆方向	=	
<u>課金情報 Charge Information</u>	逆方向	=	
(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます -：設定されません 呼の方向：直接協定事業者網→当社網			
<u>情報名</u>	方向	適用	記事



着番号 Called Party Number	●	1. 番号種別と番号ディジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、番号ディジット：A0+C ～K
発番号 Calling Party Number	●	1. 番号種別と番号ディジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号 番号ディジット：A0+C～J 又は A0+C ～K
事業者情報 Carrier Information	○	1. 事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 経由情報転送表示：転送なし 事業者情報名：着事業者情報 事業者識別コード：事業者識別コード
CA情報 Charge Area Information	○	1. 情報識別表示と料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
課金情報種別 Charge Information Category	=	
課金情報 Charge Information	=	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます =：設定されません

ウ 技術的条件集別表5に示す接続シークエンスの内、分類6で規定する接続シークエンスの1覧は次のとおりとします。

ただし、接続シークエンスは公衆用基地局とデジタル網間のみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局間、及び端末機器とデジタル網間については、公衆用基地局とデジタル網間の接続シークエンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

項番	発信／着信端末機器種別	コネクショントタイプ	シークエンスパターン
1	アナログ端末機器発信 → PHS 端末機器着信	音声、3.1kHz オート	PT-M6
2	ISDN 端末機器発信 → PHS 端末機器着信	音声、3.1kHz オート	PT-M7

3	I SDN 端末機器発信 → PHS 端末機器着信	6 4 k bit/s 非制限	PT-M8
4	I P 電話網発信 → PHS 端末機器着信	音声、3.1kHz オートイ	PT-M20
5	アナログ 端末機器発信 → PHS 端末機器着信 圏外・電源断 トークの送出	音声、3.1kHz オートイ	PT-M9
6	I SDN 端末機器発信 → PHS 端末機器着信 圏外・電源断 トークの送出	音声、3.1kHz オートイ	PT-M10
7	I P 電話網発信 → PHS 端末機器着信 圏外・電源断 トークの送出	音声、3.1kHz オートイ	PT-M21
8	PHS 端末機器発信 (ハン ドオーバー)	＝	PT-M11
9	PHS 端末機器発信 (位置 登録)	＝	PT-M12

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信/着信 端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	PHS 端末機器発信 → I SDN 端末機器着信	音声、3.1kHz オートイ	PT-M2
2	PHS 端末機器発信 → I SDN 端末機器着信	6 4 k bit/s 非制限	PT-M3
3	PHS 端末機器発信 (不完 了)	音声、3.1kHz オートイ	PT-M13
4	PHS 端末機器発信 (不完 了)	6 4 k bit/s 非制限	PT-M14
5	PHS 端末機器発信 (ハン ドオーバー)	＝	PT-M11
6	PHS 端末機器発信 (位置 登録)	＝	PT-M12

当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は次のとおりと  
します。

ア 着側網は端末機器等からの応答を受信した場合は、発側網に対し直ちに  
応答信号を返送します。

イ 本則の通信時間の測定等に規定する当社の電気通信設備が応答信号を

受信した時点はANMを受信した時点又はCONNを受信した時点とします。本則の通信時間の測定等に規定する当社の電気通信設備が切断信号を受信した時点はRELを受信した時点、DISCを受信した時点又は着信端末機器の切断時のSUSを受信したのちにRELを送信した時点とします。

7 分類8による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電話通信番号は電気通信番号規則を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を通知することを要します。

ア 当社網と直接協定事業者網間の基本接続（電話系付加サービスの番号によらず、付加的な機能及び付帯するサービスに関わる電気通信役務が提供される場合を除きます。）において使用される接続番号の構成は以下のとおりとします。

0091N1N2 + X～X

事業者識別番号 国際公衆電気通信番号等

当社網と直接協定事業者網で転送する上記の着信番号の有効受信桁数は8桁から26桁とします。

ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

イ 当社網と直接協定事業者網での基本接続以外の接続において使用される接続番号構成は次のとおりとします。

0091N1N2 + X～X + (β1～βn)

事業者識別番号 サービスコード

(ア) 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は事業者識別番号からサービスコードまでの7桁から26桁とします。

ただし、有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

(イ) β1～βnは当社網から公衆用基地局へ接続後、直接協定事業者網からのSDTや音声ガイダンス等に従い加入契約者がPB信号により送出するものとし、その情報内容や送出桁数等については当社は関与しません。

(2) 当社網と直接協定事業者網間の使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間はTTC標準に準拠したPHS公衆用基地局-デジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表7に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した

場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。  
 イ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号ディジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：網特有番号、番号ディジット：0091 N1N2+X~X
発番号 Calling Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号ディジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号 番号ディジット：A0+C~J 又は A0+C~K
事業者情報 Carrier Information	逆方向	○	1. 事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 経由情報転送表示：転送なし 事業者情報名：着事業者情報 事業者識別コード：事業者識別コード
CA情報 Charge Area Information	逆方向	○	1. 情報識別表示と料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	=	
課金情報 Charge Information	逆方向	=	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます -：設定されません  
 ウ 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスの内、分類8で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。  
 ただし、接続シーケンスは公衆用基地局とデジタル網間のみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局間及び、端末機器とデジタル網

間については、公衆用基地局とデジタル網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクシオンタイプ	シーケンスパターン
1	PHS 端末機器発信 → ア ナログ端末機器着信	音声、3.1kHz オデーイ	PT-M1
2	PHS 端末機器発信 → I SDN 端末機器着信	音声、3.1kHz オデーイ	PT-M2
3	PHS 端末機器発信 → I P 電話網着信	音声、3.1kHz オデーイ	PT-M19
4	PHS 端末機器発信 (不完 了)	音声、3.1kHz オデーイ	PT-M13
5	PHS 端末機器発信 (ハン ドオーバー)	二	PT-M11
6	PHS 端末機器発信 (位置 登録)	二	PT-M12

8 分類9による当社網と直接協定事業者網間を使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

050 + CDEF + GHJK  
サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号  
イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の1桁目の0を除いた最大10桁とします。

ただし有効受信桁数未滿の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。  
ア 当社網と直接協定事業者網間はTTC標準に準拠したPHS公衆用基地局→デジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表7に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	記事
着番号 Called Party Number	順方向	● 1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のとおりと します。 番号種別：国内番号、番号デジット：50+C~K
発番号 Calling Party Number	順方向	● 1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のとおりと します。 番号種別：国内番号 番号デジット：A0+C~J 又は A0+C~K
事業者情報 Carrier Information	逆方向	○ 1. 事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次 のとおりとします。 經由情報転送表示：転送なし 事業者情報名：着事業者情報 事業者識別コード：事業者識別コード
CA情報 Charge Area Information	逆方向	○ 1. 情報識別表示と料金区域情報の設定条件は次のと おりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	＝
課金情報 Charge Information	逆方向	＝

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ー：設定されません

ウ 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスの内、分類9で規定する接  
続シーケンスの一例は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは公衆用基地局とデジタル網間のみを規定す  
ることとし、端末機器と公衆用基地局間、及びデジタル網と着側網に  
ついては、公衆用基地局とデジタル網間の接続シーケンスの解釈を補  
助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクシヨントタイプ	シーケンスパターン
1	PHS 端末機器発信 → I P 電話網着信	音声、3.1kHz オートイ	P T - M 1 9
2	PHS 端末機器発信 (不定 了)	音声、3.1kHz オートイ	P T - M 1 3
3	PHS 端末機器発信 (ハン ドオーバー)	二	P T - M 1 1
4	PHS 端末機器発信 (位置 登録)	二	P T - M 1 2

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は第3項(3)の規定を準用します。

9 警察接続機能及び消防接続機能への接続方式は次のとおりとします。  
(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

1 1 0

緊急・公共的なサービス(警察)に利用する番号

1 1 9

緊急・公共的なサービス(消防)に利用する番号

イ 直接協定事業者網から当社網へ転送される着信番号の有効受信桁数は3桁とします。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。  
ア 当社網と直接協定事業者網間はTTC標準に準拠したPHS公衆用基地局-デジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表7に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報(課金の観点から特記すべきパラメータのみ記述します。)は、次のとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号ディジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：網特有番号、番号ディジット：1 1 0

		／ 1 1 9	
発番号 Calling Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号ディジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号 番号ディジット：A0+C～J 又は A0+C～K
事業者情報 Carrier Information	逆方向	○	1. 事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 經由情報転送表示：転送なし 事業者情報名：着事業者情報 事業者識別コード：事業者識別コード
CA情報 Charge Area Information	逆方向	○	1. 情報識別表示と料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	＝	
課金情報 Charge Information	逆方向	＝	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます －：設定されません  
 ウ 技術的条件集別表5に示す接続シークエンスの内、警察接続機能及び消防接続機能への接続で規定する接続シークエンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シークエンスは公衆用基地局とデジタル網間のみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局間、及び端末機器とデジタル網間については、公衆用基地局とデジタル網間の接続シークエンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

項番	発信／着信端末機器種別	コネクショントाइプ	シークエンスパターン
1	PHS 端末機器発信 → 受付台	音声、3.1kHz オフセット	PT-M1
2	PHS 端末機器発信 (ハンドオーバー)	＝	PT-M11



3	PHS端末機器発信 (位置登録)	二	PT-M12
---	------------------	---	--------

10 番号案内サービス接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

104

オペレータサービス(番号案内[各事業者の網内番号を中心とするサービス])に利用する番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は3桁とします。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間はTTC標準に準拠したPHS公衆用基地局-デジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表7に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報(課金の観点から特記すべきパラメータのみ記述します。)は、次のとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：網特有番号、番号デジット：104
発番号 Calling Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号 番号デジット：A0+C~J 又は A0+C~K
事業者情報 Carrier Information	逆方向	○	1. 事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 經由情報転送表示：転送なし 事業者情報名：着事業者情報

事業者識別コード：事業者識別コード			
事業者識別コード			
1.情報識別表示と料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。			
情報識別表示：CAコード			
料金区域情報：CAコード			
1.課金情報種別			
(1) 活用型PHS系端末機器発信の場合			
課金情報種別：事業者間相互接続柔軟課金			
課金情報種別			
1.課金情報の設定条件は次のとおりとします。			
(1) 活用型PHS系端末機器発信の場合			
信号要素種別：起動			
オペレーションクラス：クラス1（報告なし）			
オペレーション種別：即時課金指示			
課金者識別：発信者課金			
料金収集方法：加入者請求ー正常			
料金/レート表示：料金/レート情報なし			

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます -：設定されません

ウ 別表5に示す接続シークエンスの内、番号案内サービス接続機能への接続で規定する接続シークエンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シークエンスは公衆用基地局とデジタル網間のみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局及び、端末機器とデジタル網間については、公衆用基地局とデジタル網間の接続シークエンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信/着信端末機器種別	コネクシオンタイプ	シークエンスパターン
1	PHS 端末機器発信 → 案内台	音声、3.1kHz オート	PT-M16
2	PHS 端末機器発信 → 案内台 (ガイドダンス)	音声、3.1kHz オート	PT-M17
3	PHS 端末機器発信 (不定了)	音声、3.1kHz オート	PT-M13
4	PHS 端末機器発信 (ハンドオーバー)	二	PT-M11

5	PHS端末機器発信 (位置登録)	二	PT-M12
---	------------------	---	--------

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は次のとおりとします。

- ア 当社網からCONNを直接協定事業者網に返送します。
- イ 本則の通信時間の測定等に規定する課金信号を送信した時点とは1電話番号を案内する毎に当社網からFACILITYを送信した時点とします。
- ウ 1通話における最大案内回数は15回とします。

### 11 災害時伝言ダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は次のとおりとします。

- ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

171

網サービスの選択・制御(災害対策用連絡)に利用する番号

イ 直接協定事業者網から当社網へ転送される着信番号の有効受信桁数は3桁とします。

ウ 接続後、当社網からの音声ガイダンス等に従い直接協定事業者網からPB信号により送出する情報内容や送出桁数等については、次のとおりとします。

171ダイヤル後のインチャネル追加ダイヤル手順と、当社網からの音声ガイダンス等に従い直接協定事業者網からPB信号により投入される番号の条件は次のとおりとします。

操作内容	ダイヤル手順(注)
伝言録音	(171)●処理識別コード(1)●BOX番号(0A~J)
伝言再生	(171)●処理識別コード(2)●BOX番号(0A~J)
暗証番号有り伝言録音	(171)●処理識別コード(3)●暗証番号(XXXX)●BOX番号(0A~J)
暗証番号有り伝言再生	(171)●処理識別コード(4)●暗証番号(XXXX)●BOX番号(0A~J)

凡例 ●：当社網からの音声ガイダンスを示します。

注一 協定事業者網から投入する番号の条件は次のとおりとします。

処理識別コード：1 (伝言登録)、2 (伝言再生)、3 (暗証番号有り伝言録音)、4 (暗証番号有り伝言再生)

暗証番号 : XXXX(0～9までの任意の数字による4桁の番号)

BOX番号 : 被災地の電話番号(端末系番号(0A～J))

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。  
ア 当社網と直接協定事業者網間はTTC標準に準拠したPHS公衆用基地局-デジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表7に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報(課金の観点から特記すべきパラメータのみ記述します。)は、次のとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：網特有番号、番号デジット：171
発番号 Calling Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号 番号デジット：A0+C～J 又は A0+C～K
事業者情報 Carrier Information	逆方向	○	1. 事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 經由情報転送表示：転送なし 事業者情報名：着事業者情報 事業者識別コード：事業者識別コード
CA情報 Charge Area Information	逆方向	○	1. 情報識別表示と料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	=	
課金情報 Charge Information	逆方向	=	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ー：設定されません  
 ウ 技術的条件集別表 5 に示す接続シークエンスの内、災害時伝言ダイヤル接続機能への接続で規定する接続シークエンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シークエンスは公衆用基地局とデジタル網間のみのみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局及び、端末機器とデジタル網間については、公衆用基地局とデジタル網間の接続シークエンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクシヨントタイプ	シークエンスパターン
1	PHS 端末機器発信 → 音声蓄積装置	音声、3.1kHz オートダイヤ	PT-M15
2	PHS 端末機器発信 (不完了)	音声、3.1kHz オートダイヤ	PT-M13
3	PHS 端末機器発信 (ハンドオーバー)	ー	PT-M11
4	PHS 端末機器発信 (位置登録)	ー	PT-M12

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は第 3 項 (3) の規定を準用します。

12 気象情報提供機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。  
 ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

177  
 網内情報提供サービス (天気予報) に利用する番号  
 イ 直接協定事業者網から当社網へ転送される着信番号の有効桁数は 3 桁とします。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。  
 ア 当社網と直接協定事業者網間は TTC 標準に準拠した PHS 公衆用基地局-デジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表 7 に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：網特有番号、番号デジット：177
発番号 Calling Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号 番号デジット：A0+C~J 又は A0+C~K
事業者情報 Carrier Information	逆方向	○	1. 事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 經由情報転送表示：転送なし 事業者情報名：着事業者情報 事業者識別コード：事業者識別コード
CA情報 Charge Area Information	逆方向	○	1. 情報識別表示と料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	=	
課金情報 Charge Information	逆方向	=	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます =：設定されません

ウ 別表5に示す接続シーケンスの内、気象情報提供機能への接続で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは公衆用基地局とデジタル網間のみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局間及び、端末機器とデジタル網間については、公衆用基地局とデジタル網間の接続シーケンスの解積を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	PHS 端末機器発信 → 音源装置	音声、3.1kHz オデーバ	PT-M1 PT-M2
2	PHS 端末機器発信 (不定了)	音声、3.1kHz オデーバ	PT-M13
3	PHS 端末機器発信 (ハンドオーバー)	＝	PT-M11
4	PHS 端末機器発信 (位置登録)	＝	PT-M12

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は第3項(3)の規定を準用します。

13 機能メメニュー接続機能への接続方式は次のとおりとします。ただし、番号ポータビリティ接続機能により第14項のフリーダイヤル接続機能への接続となる場合があります。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします

0 A B 0 + D E F + G H J (K)  
サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する上記の着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の1桁目の0を除いた9桁から10桁とします。

0 A 0 + C D E + F G H J K  
サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する上記の着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の1桁目の0を除いた6桁から10桁とします。

0 0 X Y + X 1 X 2 ~ X n  
事業者識別番号 サービスコード

当社網と直接協定事業者網間で転送する上記の着信番号の有効受信桁数は5桁から16桁とします。

ただし有効受信数未滿の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

イ 当社網と直接協定事業者網間で使用する番号ポータビリティ接続機能への接続番号構成は次のとおりとします。

0 1 2 0 + D E F + G H J

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する上記の着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の1桁目の0を除いた9桁とします。

0 8 0 0 + D E F + G H J K

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する上記の着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の1桁目の0を除いた10桁とします。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する番号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間はTTC標準に準拠したPHS公衆用基地局—デジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表7に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号ディジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、 番号ディジット：A B 0 + D ~ J (K) 又はA 0 + C ~ K 番号種別：網特有番号、番号ディジット：0 0 X Y + X ~ X
発番号 Calling Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号ディジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号 番号ディジット：A 0 + C ~ K



事業者情報 Carrier Information	○	2. 事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 經由情報転送表示：転送なし 事業者情報名：着事業者情報 事業者識別コード：事業者識別コード
CA情報 Charge Area Information	○	1. 情報識別表示と料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード 2. 国際系端末機器への接続時、本情報は設定されません。
課金情報種別 Charge Information Category	＝	
課金情報 Charge Information	＝	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ー：設定されません  
 ① 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスの内、加入者交換機能メ  
 ニュー接続機能への接続で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおり  
 とします。

ただし、接続シーケンスは公衆用基地局とデジタル網間のみを規定す  
 ることとし、端末機器と公衆用基地局間及び、端末機器とデジタル網  
 間については、公衆用基地局とデジタル網間の接続シーケンスの解釈  
 を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパター ン
1	PHS 端末機器発信 → アナログ端 末機器着信	音声、3.1kHz オデー イ	PT-M1 PT-M5
2	PHS 端末機器発信 → ISDN 端 末機器着信	音声、3.1kHz オデー イ	PT-M2 PT-M18
3	PHS 端末機器発信 → ISDN 端 末機器着信	6.4 kbit/s 非制限	PT-M3

<u>4</u>	<u>PHS 端末機器発信 (不完了)</u>	<u>音声、3.1kHz オデーバ</u>	<u>P T - M 1 3</u>
<u>5</u>	<u>PHS 端末機器発信 (不完了)</u>	<u>6.4 kbit/s 非制限</u>	<u>P T - M 1 4</u>
<u>6</u>	<u>PHS 端末機器発信 (ハンドオーバー)</u>	<u>二</u>	<u>P T - M 1 1</u>
<u>7</u>	<u>PHS 端末機器発信 (位置登録)</u>	<u>二</u>	<u>P T - M 1 2</u>

(活用型 PHS 特有機能)

第 6 条 活用型 PHS 特有機能は技術的条件集別表 8 に示すとおりとします。

(その他接続に必要な事項)

第 7 条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 6 条 削除

第 7 条 削除

第2節 形態 1－2  
(網構成)

第8条 (略)  
(接続方式)

第9条 (略)  
(略)

3 警察接続機能及び消防接続機能への接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第5条(接続方式)第9項(1)の規定を準用します。

(2)～(4) (略)

4 番号案内サービス接続機能への接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第5条(接続方式)第10項(1)の規定を準用します。

(2)～(4) (略)

5 分類2による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第5条(接続方式)第2項(1)の規定を準用します。

第2節 形態 1－2  
(網構成)

第8条 (略)  
(接続方式)

第9条 (略)  
(略)

3 警察接続機能及び消防接続機能への接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

110

緊急・公共的なサービス(警察)に利用する番号

119

緊急・公共的なサービス(消防)に利用する番号

イ 直接協定事業者網から当社網へ転送される着信番号の有効受信桁数は3桁とします。

(2)～(4) (略)

4 番号案内サービス接続機能への接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

104

オペレーターサービス(番号案内[各事業者の網内番号を中心とするサービス])に利用する番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は3桁とします。

(2)～(4) (略)

5 分類2による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

00X(Y) + X～X

事業者識別番号 国際公衆電気通信用番号等（010から始まる番号も含む）

さらに接続番号を次のとおりに区分します。

（ア）00XY<sub>1</sub>系：00XYに続き国際公衆電気通信用番号等が存在する接続番号

（イ）00XY<sub>4</sub>系：00XYに続き国際公衆電気通信用番号等が存在しない接続番号

（ウ）その他：（ア）（イ）のうち当社が指定する接続番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は4桁から26桁とします。

ただし有効受信桁数未滿の着信番号がタイミンングアウトにより送出される場合があります。

（2）～（4）（略）

（その他接続に必要な事項）

第10条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

（2）～（4）（略）  
（その他接続に必要な事項）  
第10条 その他接続に必要な事項については第7条（その他接続に必要な事項）の規定を準用します。

第3節 形態1—3

(網構成)

第11条 (略)

(接続方式)

第12条 (略)

2 (略)

3 警察接続機能及び消防接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第5条(接続方式)第9項(1)の規定を準用します。

(2)～(4) (略)

4 (略)

(その他接続に必要な事項)

第13条 その他接続に必要な事項については第7条(その他接続に必要な事項)の規定を準用します。

第3節 形態1—3

(網構成)

第11条 (略)

(接続方式)

第12条 (略)

2 (略)

3 警察接続機能及び消防接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第9条(接続方式)第3項(1)の規定を準用します。

(2)～(4) (略)

4 (略)

(その他接続に必要な事項)

第13条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第4節 形態1-4  
(網構成)

第14条 (略)

(インタフェース仕様)

第15条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第16条 その他接続に必要な事項については第7条(その他接続に必要な事項)の規定  
を準用します。

第4節 形態1-4  
(網構成)

第14条 (略)

(インタフェース仕様)

第15条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第16条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事  
業者間で別途協議の上、決定することとします。

第4節の2 形態1-5  
(網構成)

第16条の2 (略)

(インタフェース仕様)

第16条の3 (略)

(その他の接続点に必要な事項)

第16条の4 その他接続に必要な事項については第7条 (その他の接続に必要な事項)  
の規定を準用します。

第4節の2 形態1-5  
(網構成)

第16条の2 (略)

(インタフェース仕様)

第16条の3 (略)

(その他接続に必要な事項)

第16条の4 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協  
定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第4節の3 形態1-6  
(網構成)

第16条の5 (略)

(インタフェース仕様)

第16条の6 (略)

(その他接続に必要な事項)

第16条の7 その他接続に必要な事項については第7条 (その他の接続に必要な事項)  
の規定を準用します。

第4節の3 形態1-6  
(網構成)

第16条の5 (略)

(インタフェース仕様)

第16条の6 (略)

(その他接続に必要な事項)

第16条の7 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協  
定事業者間で別途協議の上、決定することとします。



第4節の4 形態1-7  
(網構成)

第16条の8 (略)

(インタフェース仕様)

第16条の9 (略)

(その他接続に必要な事項)

第16条の10 その他接続に必要な事項は第7条(その他接続に必要な事項)の規定を  
準用します。

第4節の4 形態1-7  
(網構成)

第16条の8 (略)

(インタフェース仕様)

第16条の9 (略)

(その他接続に必要な事項)

第16条の10 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接  
協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第4節の5 形態1-8  
(網構成)

第16条の11 (略)  
(インタフェース仕様)

第16条の12 (略)  
(その他接続に必要な事項)

第16条の13 その他接続に必要な事項については第7条(その他接続に必要な事項)の規定を準用します。

第4節の5 形態1-8  
(網構成)

第16条の11 (略)  
(インタフェース仕様)

第16条の12 (略)  
(その他接続に必要な事項)

第16条の13 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第5節の3 形態2-3  
(網構成)

第19条の5 (略)  
(インタフェース仕様)

第19条の6 (略)  
(その他接続に必要な事項)

第19条の7 その他接続に必要な事項については第7条(その他接続に必要な事項)の  
規定を準用します。

第5節の3 形態2-3  
(網構成)

第19条の5 (略)  
(インタフェース仕様)

第19条の6 (略)  
(その他接続に必要な事項)

第19条の7 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協  
定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第5節の4 形態2-4  
(網構成)

第19条の8 (略)

(インタフェース仕様)

第19条の9 (略)

(その他接続に必要な事項)

第19条の10 その他接続に必要な事項については第7条(その他接続に必要な事項)の  
規定を準用します。

第5節の4 形態2-4  
(網構成)

第19条の8 (略)

(インタフェース仕様)

第19条の9 (略)

(その他接続に必要な事項)

第19条の10 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協  
定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第5節の5 形態2-5  
(網構成)

第19条の11 (略)

(インタフェース仕様)

第19条の12 (略)

(その他接続に必要な事項)

第19条の13 その他接続に必要な事項については第7条(その他接続に必要な事項)の規定を準用します。

第5節の5 形態2-5  
(網構成)

第19条の11 (略)

(インタフェース仕様)

第19条の12 (略)

(その他接続に必要な事項)

第19条の13 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第7節 形態3-2  
(網構成)

第26条 (略)  
(接続方式)

第27条 (略)

2 分類4による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第5条(接続方式)第4項(1)の規定を準用します。

第7節 形態3-2  
(網構成)

第26条 (略)  
(接続方式)

第27条 (略)

2 分類4による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ア 直接協定事業者が提供するサービスに関わる制御呼(以下「サービス制御呼」といいます。)を除いて、当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

0A0	+	CDE	+	F G H J K
サービス識別番号		事業者識別番号		加入者番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で使用するサービス制御呼に関わる接続番号構成は次のとおりとします。

0A0	+	CDE	+	140	(X)
0A0	+	CDE	+	141	(X)
0A0	+	CDE	+	142	(X)
0A0	+	CDE	+	143	(X)
0A0	+	CDE	+	161	(X)
0A0	+	CDE	+	181	(X)

ウ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の1桁目の0を除いた8桁から10桁とします。

ただし有効受信桁数未滿の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

ただし、試験番号については本項(4)の規定を準用します。

- (2) ~ (4) (略)

(伝送装置間インタフェース仕様)

第28条 (略)

(網同期クロックインタフェース仕様)

第29条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第30条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第7節 形態3-2  
(網構成)

第26条 (略)  
(接続方式)

第27条 (略)

2 分類4による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第5条(接続方式)第4項(1)の規定を準用します。

ただし、試験番号については本項(4)の規定を準用します。

- (2) ~ (4) (略)

(伝送装置間インタフェース仕様)

第28条 (略)

(網同期クロックインタフェース仕様)

第29条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第30条 その他接続に必要な事項については第7条(その他接続に必要な事項)の規定を準用します。

第11節 形態4-3  
(網構成)

第49条 (略)  
(接続方式)

第50条 分類3による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第5条(接続方式)第3項(1)の規定を準用します。

ただし試験番号については本項(4)に規定します。

- (2) ~ (4) (略)

2 分類4による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第5条(接続方式)第4項(1)の規定を準用します。

ただし、試験番号は本項(4)に規定します。

また、当社網が間接協定事業者網から有効受信桁数外の着信番号を受信した場合は、当社網から直接協定事業者網へ有効な受信桁数外の着信番号を転送する場合があります。

- (2) (略)

ア、イ (略)

ウ I S U P仕様は、技術的条件集別表4をベースドキメントとし、分類4で設定する次の表で示す事項を含んだものとします。なお、次の表の項番は、技術的条件集別表4のNTT-Q763に対応していますが、パラメータの項番(3. I S D Nユーザ部のパラメータに規定する項番とします。)の内で規定のない項番については、使用しないこととします。

ただし、当社が中継接続を行う多数事業者間接続において、本I S U P仕様で規定されていないメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を当社網が間接協定事業者網より受信した場合、それらを直接協定事業者

第11節 形態4-3  
(網構成)

第49条 (略)  
(接続方式)

第50条 分類3による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

0 + A B C D E + F G H J

国内プレフィックス 市外局番+市内局番 加入者番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は国内プレフィックスを除いた4桁から9桁とします。

ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

ただし試験番号については本項(4)に規定します。

- (2) ~ (4) (略)

2 分類4による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第27条(接続方式)第2項(1)の規定を準用します。

ただし、試験番号は本項(4)に規定します。

また、当社網が間接協定事業者網から有効受信桁数外の着信番号を受信した場合は、当社網から直接協定事業者網へ有効な受信桁数外の着信番号を転送する場合があります。

- (2) (略)

ア、イ (略)

ウ I S U P仕様は、技術的条件集別表4をベースドキメントとし、分類4で設定する次の表で示す事項を含んだものとします。なお、次の表の項番は、技術的条件集別表4のNTT-Q763に対応していますが、パラメータの項番(3. I S D Nユーザ部のパラメータに規定する項番とします。)の内で規定のない項番については、使用しないこととします。

ただし、当社が中継接続を行う多数事業者間接続において、本I S U P仕様で規定されていないメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を当社網が間接協定事業者網より受信した場合、それらを直接協定事業者

者網に対して透過中継することがあります。この場合と当社網が直接協定事業者網から本 I S U P 仕様で規定された以外のメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

項番 (略)	項 目 (略)	仕 様 (略)	記事 (略)
-----------	------------	------------	-----------

- 注 1：当社端末機器発信時のみ“00001001”、“00001111”を使用します。  
 注 2：当社端末機器発信時のみ“10”を使用します。  
 注 3：活用型 P H S 系及び接続型 P H S 系端末機器発信時は“1”を使用します。  
 注 4：活用型 P H S 系及び接続型 P H S 系端末機器発信時は使用しません。  
 注 5：C Q M については当社網→直接協定事業者網方向では 0～29 を使用します。  
 注 6：活用型 P H S 系及び接続型 P H S 系端末機器発信時は、信号の向きが順方向の中断／再開表示パラメータを使用しません。  
 注 7：当社端末機器発信時及び活用型 P H S 系端末機器発信時のみ“0000011”を使用します。

注 8：活用型 P H S 系及び接続型 P H S 系端末機器発信時は、信号の向きが順方向の S U S / R E S を使用しません。

エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報(課金の観点から特記すべき I S U P パラメータのみ記述します。)は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：A 0 + C ~ K
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとする。 (1) 当社及び端末系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A ~ J (2) 活用型 P H S 系及び接続型 P H S 系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A 0 + C ~ K
(略)	(略)	(略)	(略)

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます -：設定されません

者網に対して透過中継することがあります。この場合と当社網が直接協定事業者網から本 I S U P 仕様で規定された以外のメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

項番 (略)	項 目 (略)	仕 様 (略)	記事 (略)
-----------	------------	------------	-----------

- 注 1：当社端末機器発信時のみ“00001001”、“00001111”を使用します。  
 注 2：当社端末機器発信時のみ“10”を使用します。  
 注 3：P H S 系端末機器発信時は“1”を使用します。  
 注 4：P H S 系端末機器発信時は使用しません。  
 注 5：C Q M については当社網→直接協定事業者網方向では 0～29 を使用します。  
 注 6：P H S 系端末機器発信時は、信号の向きが順方向の中断／再開表示パラメータを使用しません。  
 注 7：当社端末機器発信時のみ“0000011”を使用します。

注 8：P H S 系端末機器発信時は、信号の向きが順方向の S U S / R E S を使用しません。

エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報(課金の観点から特記すべき I S U P パラメータのみ記述します。)は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：A 0 + C ~ K
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとする。 (1) 当社及び端末系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A ~ J (2) P H S 系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A 0 + C ~ K
(略)	(略)	(略)	(略)

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます -：設定されません



3 分類5による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第5条(接続方式)第5項(1)ア及びイの規定を準用します。

ただし試験番号については(4)に規定します。

- (2)～(4)(略)

4 分類6による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第5条(接続方式)第6項(1)ア及びイの規定を準用します。

ただし試験番号については(4)に規定します。

- (2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC標準に準拠したNo.7信号方式を適用します。

イ MTP仕様は、技術的条件集別表3に示すとおりとします。

ウ ISUP仕様は、技術的条件集別表4をベースドキュメントとし、分類6で設定する次の表で示す事項を含んだものとします。なお、次の表の項番は、技術的条件集別表4のNTT-Q763に対応していますが、パラメータの項番(3. ISDNユーザ部のパラメータに規定する項番とします。)の内規定のない項番については、使用しないこととします。

ただし、当社が中継接続を行う多数事業者間接続において、本ISUP仕様で規定されていないメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を当社網が間接協定事業者網より受信した場合、それらを直接協定事業者網に対して透過中継することがあります。この場合と当社網が直接協定事業者網から本ISUP仕様で規定された以外のメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

3 分類5による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

OA0 + CDE + FGHJK  
ビジネス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

- イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の1桁目の0を除いた6桁から10桁とします。

ただし有効受信桁数未滿の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

ただし試験番号については(4)に規定します。

- (2)～(4)(略)

4 削除

項番	項目	仕様	記事
1.	概要	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
1.0	本標準の範囲、参考文献、定義、 略語		
1.0.1	本標準の範囲		
1.0.2	参考文献		
1.0.3	用語と定義		
1.0.4	略語		
1.0.5	コーディング原則の概要		
1.1	ルーチングラベル		
1.2	回線番号	C I C 設定フィールドは13ビットと します	
1.3	メッセージ種別	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
1.4	フォーマットティングの原則		
1.5	固定長必須部		
1.6	可変長必須部		
1.7	オプション部		
1.8	オプションパラメータの終了 表示 オクテット		
1.9	送出順序		
1.10	予備ビットのコーディング		
1.11	国内用信号種別とパラメータ		
1.12	メッセージ種別コードとパラ メータコードの割当		
1.13	「予備」コードと「留保」コー ドの意味		
2.	パラメータのコード		
2.1	メッセージ種別のコード	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
2.2	長さ表示のコーディング		
2.3	ポインタのコーディング		
3.	I S D N ユーザ部のパラメー タ		

3.1	パラメータ名	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
3.3	アクセス転送	します	
3.5	逆方向呼表示		
	BA：課金表示	ACMでは技術的条件集別表 4 に示すとおりとします ANMでは“01, 10”を使用します	
	DC：着ユーザ状態表示 (CLS)	ACMでは“00”を使用します ANMでは“00, 01”を使用します	
	FE：着ユーザ種別表示	“00, 01”を使用します	
	HG：エンド・エンド法表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
	I：相互接続表示		
	J：エンド・エンド情報表示		
	K：ISUPリンク表示		
	L：保留表示		
	M：ISDNアクセス表示 (IAI)	“1”を使用します	
	N：エコー制御装置表示	“0”を使用します	
	P0：SCCP法表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
3.9	着番号		
	a) 奇数/偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
	b) 番号種別表示	“0000011”を使用します	
	c) 網内番号表示 (INN表示)	“0”を使用します	
	d) 番号計画表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
	e) アドレス情報		
	f) フライヤー		
3.10	発番号		
	a) 奇数/偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
	b) 番号種別表示	“0000011”を使用します	
	c) 発番号不完全表示 (NI)	“0”を使用します	
	d) 番号計画表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	

			します	
	e) 表示識別		“00, 01” を使用します	
	f) 網検証識別		技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	g) アドレス情報			
	h) ファイラー			
3.11	発ユーザ種別		“00001010, 00001011, 00001101, 00001111” を使用します	
3.12	理由表示			
	a) 拡張表示		“1” を使用します	
	b) コーディング標準		“00” を使用します	
	c) 生成源		“0000, 0011, 0100, 0101, 1010” を 使用します	
	e) 理由種別		“0000001, 0000010, 0000011, 0000100 0000101, 0010000, 0010001, 0010010 0010011, 0010100, 0010101, 0010110 0011011, 0011100, 0011101, 0011111 0100010, 0100110, 0101001, 0101010 0101011, 0101111, 0110010, 0110111 0111001, 0111010, 0111111, 1000001 1000101, 1000110, 1001111, 1010111 1011000, 1011011, 1011111, 1100001 1100011, 1101111, 1111111” を使 用します	
	f) 診断情報		“新しい相手先/着番号のコーディン グ, 属性識別のコーディング” を使用 します	
3.14	回線状態表示 (国内用)		技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
3.20	オプションパラメータ終了表 示			
3.21	イベント情報			
	GA: イベント表示		“0000001, 0000010, 0000011” を使 用します	
	H: イベント提示制限表示		“0” を使用します	
3.23	順方向呼表示			
	A: 国内/国際呼表示		“0” を使用します	
	CB: エンド・エンド法表示		技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	

			します	
	D: 相互接続表示			
	E: エンド・エンド情報表示			
	F: I SUP I リンク表示			
	HG: I SUP I リンク希望表示		“10” を使用します	
	I: I SDNアクセス表示		技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
	KJ: SCCP 法表示		します	
	L: 予備			
	M-P: 国内使用に留保			
3.26	汎用番号			
	a) 番号情報識別子		“0000110” を使用します	
	b) 奇数/偶数表示		技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
	c) 番号種別表示		“000011” を使用します	
	d) 番号不完全表示		“0” を使用します	
	e) 番号計画表示		“001” を使用します	
	f) 表示識別		“00, 01” を使用します	
	g) 網検証識別		“01, 11” を使用します	
	h) アドレス情報		技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
	i) ファイラー		します	
3.35	接続特性表示			
	BA: 衛星回線表示		“00, 01” を使用します	
	DC: 導通試験表示		“00” を使用します	
	E: エコロー制御装置表示		技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
	F-H: 予備		します	
3.37	オプション逆方向呼表示			
	A: インバンド情報表示		“1” を使用します	
	B: 着信転送可能性表示		“0” を使用します	
	C-D: 予備		技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
	E-H: 国内使用に留保		します	
3.43	範囲と状態			

	a) <u>範囲</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します 範囲コード： CQR (0～31) GRA (1～11) GRS (1～11) CQM (0～31)	<u>注 1</u>
	b) <u>状態</u>	CQR、GRS、CQMは使用しません GRAは技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
3.54	<u>通信路要求表示</u>	“00000000, 00000011” を使用します	
3.57	<u>ユーザーサービス情報</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
3.103	<u>料金区域情報</u>		
	a) <u>奇数／偶数</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	b) <u>情報識別表示</u>	“0000001” を使用します	
	c) <u>料金区域情報</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	d) <u>ファイラー</u>		
3.110	<u>発信者番号非通知理由</u>		
	a) <u>拡張表示</u>	“1” を使用します	
	b) <u>発信者番号非通知理由</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
3.112	<u>付加ユーザー種別</u>		
	<u>HA:付加ユーザー種別名</u>	“11111100, 11111101” を使用します	
	<u>PI:移動系付加ユーザー種別 2</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	<u>PI:移動系付加ユーザー種別 1</u>		
3.114	<u>事業者情報転送</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
4.	<u>I SDNユーザー部信号とコード</u>		
4.1	<u>概説</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
表4-1	<u>ACM</u>	逆方向呼表示、オプション逆方向呼表示、理由表示、料金区域情報、事業者	

表4-2	<u>ANM</u>	情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します
表4-3	<u>CPG</u>	逆方向呼表示、アクセス転送、オプションパラメータ終了表示を使用します
表4-4	<u>CQR</u>	イベント情報、理由表示、アクセス転送、オプションパラメータ終了表示を使用します
表4-5	<u>GRA</u>	技術的条件集別表4に示すとおりとします
表4-12	<u>IAM</u>	接続特性表示、順方向呼表示、発ユーザ種別、通信路要求表示、着番号、発番号、アクセス転送、ユーザサービス情報、料金区域情報、汎用番号、発信者番号非通知理由、付加ユーザ種別、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します
表4-13	<u>REL</u>	理由表示、オプションパラメータ終了表示を使用します
表4-14	<u>RLC</u>	技術的条件集別表4に示すとおりとします
表4-18	<u>SUS, RES</u>	使用しません
表4-19	<u>BLO, BLA, RSC, UB L, UBA</u>	技術的条件集別表4に示すとおりとします
表4-21	<u>GRS, CQM</u>	
表4-34	<u>CHG</u>	使用しません

注1：CQMについては当社網→直接協定事業者網方向では、0～29を使用します。  
 エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきISUPパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：A0+C～K
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A0+C～K
料金区域情報	順方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
契約者番号	順方向	二	
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	順方向	○	1. 付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別1 付加ユーザ種別1：移動通信(自動車・携帯電話サービス)、または 移動通信(船舶電話サービス)、 または 移動通信(航空機電話サービス) 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別2 付加ユーザ種別2：移動通信(大容量方式)、または
料金区域情報	逆方向	●	※ただし、本情報は設定されません。 1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード



課金情報種別	二	逆方向	二
課金情報	二	逆方向	二
課金情報遅延	二	逆方向	二
事業者情報転送	●	逆方向	別途協議とします。
付加ユーザ種別	二	逆方向	二

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ー：設定されません

オ 技術的条件集別表5に示す接続シークエンスの内、分類6で規定する接続シークエンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シークエンスは発側網と着側網間のみを規定することとし、端末機器と発側網間及び、端末機器と着側網間については、発側網と着側網間の接続シークエンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクシヨンタイプ	シークエンスパターン
1	アナログ端末機器発信 → ISDN端末機器着信	3.1kHz オデーイ	PT-A 2
2	ISDN端末機器発信 → ISDN端末機器着信	音声、3.1kHz オデーイ	PT-A 4
3	アナログ端末機器発信(不 完了)	3.1kHz オデーイ	PT-B 1
4	ISDN端末機器発信(不 完了)	音声、3.1kHz オデーイ	PT-B 2
5	アナログ端末機器発信(着 側切断)	3.1kHz オデーイ	PT-I 1 (4)
6	ISDN端末機器発信(着 側切断)	音声、3.1kHz オデーイ	PT-I 2 (4)

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は第1項 (3)の規定を準用します。

(4) 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は第1項 (4)の規定を準用します。

5 (略)

6 番号案内サービス接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第5条 (接続方式) 第10項 (1)の規定を準用します。

ただし試験番号については本項 (4) に規定します。

(2) ～ (4) (略)

7 災害時伝言ダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。

5 (略)

6 番号案内サービス接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第9条 (接続方式) 第4項 (1)の規定を準用します。

ただし試験番号については本項 (4) に規定します。

(2) ～ (4) (略)

7 災害時伝言ダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第5条(接続方式)第11項(1)の規定を準用します。

ただし試験番号については本項(4)に規定します。

(2)～(4) (略)

(輻輳制御方式)

第51条 (略)

(伝送装置間インタフェース仕様)

第52条 (略)

(網同期クロックインタフェース仕様)

第53条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第54条 その他接続に必要な事項は第36条(その他接続に必要な事項)の規定を準用します。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は次のとおりとします。  
ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

171

網サービスの選択・制御(災害対策用連絡)に利用する番号

イ 直接協定事業者網から当社網へ転送される着信番号の有効受信桁数は3桁とします。

ただし試験番号については本項(4)に規定します。

(2)～(4) (略)

(輻輳制御方式)

第51条 (略)

(伝送装置間インタフェース仕様)

第52条 (略)

(網同期クロックインタフェース仕様)

第53条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第54条 通信回線、共通線信号リンクの新設・増設単位及び共通線信号局番号、C I C、TGNの付与方法その他の接続に必要な事項のうち細目に渡るものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第14節 形態4-6  
(網構成)

第66条 (略)  
(接続方式)

第67条 (略)

2 番号案内サービス接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第5条(接続方式)第10項(1)の規定を準用します。

ただし試験番号については本項(4)に規定します。

(2) ~ (4) (略)

3 災害時伝言ダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第5条(接続方式)第11項(1)の規定を準用します。

ただし試験番号については本項(4)に規定します。

(2) (略)

ア~ウ (略)

エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報(課金の観点から特記すべきISUPパラメータのみ記述します。)は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号	(略)	(略)	(略)
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系、接続型PHS系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A0+C ~K (2) (略)
料金区域情報	(略)	(略)	(略)
契約者番号	(略)	(略)	(略)
事業者情報転送	(略)	(略)	(略)
付加ユーザ種別	順方向	○	1. 付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) (略)

第14節 形態4-6  
(網構成)

第66条 (略)  
(接続方式)

第67条 (略)

2 番号案内サービス接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第9条(接続方式)第4項(1)の規定を準用します。

ただし試験番号については本項(4)に規定します。

(2) ~ (4) (略)

3 災害時伝言ダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第50条(接続方式)第7項(1)の規定を準用します。

ただし試験番号については本項(4)に規定します。

(2) (略)

ア~ウ (略)

エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報(課金の観点から特記すべきISUPパラメータのみ記述します。)は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号	(略)	(略)	(略)
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系、PHS系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A0+C ~K (2) (略)
料金区域情報	(略)	(略)	(略)
契約者番号	(略)	(略)	(略)
事業者情報転送	(略)	(略)	(略)
付加ユーザ種別	順方向	○	1. 付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) (略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(2)接続型 PHS 系端末機器および端末系端末機器発信の場合、本情報は設定されません。
-----	-----	-----	-----	--

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます -：設定されません

オ (略)

(3) ~ (4) (略)

4 他事業者アクセス短桁ダイヤル機能〔他事業者仮想私設網サービス〕に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) (略)

ア (略)

イ 直接協定事業者網から当社網へ接続する場合に使用する接続番号構成は第 5 条 (接続方式) 第 3 項 (1) および第 4 項 (1) (ただし、イ項のサービス制御呼に関わる接続先番号は除く) の規定を準用します。

ウ〜ケ (略)

(2) ~ (5) (略)

5、6 (略)

7 加入者交換機能メニュー接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) (略)

(2) (略)

ア〜ウ (略)

エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報 (課金の観点から特記すべき IS UP パラメータのみ記述します。) は、次のとおりとします。なお、事業者間情報転送の經由事業者情報の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
(略)	(略)	(略)	(略)
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1) 端末系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A〜J (2) 携帯・自動車電話系、接続型 PHS 系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A0 + C〜K

(略)	(略)	(略)	(略)	(2) PHS 系端末機器および端末系端末機器発信の場合、本情報は設定されません。
-----	-----	-----	-----	---

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます -：設定されません

オ (略)

(3) ~ (4) (略)

4 他事業者アクセス短桁ダイヤル機能〔他事業者仮想私設網サービス〕に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) (略)

ア (略)

イ 直接協定事業者網から当社網へ接続する場合に使用する接続番号構成は第 50 条 (接続方式) 第 1 項 (1) および第 27 条 (接続方式) 第 2 項 (1) (ただし、イ項のサービス制御呼に関わる接続先番号は除く) の規定を準用します。

ウ〜ケ (略)

(2) ~ (5) (略)

5、6 (略)

7 加入者交換機能メニュー接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) (略)

(2) (略)

ア〜ウ (略)

エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報 (課金の観点から特記すべき IS UP パラメータのみ記述します。) は、次のとおりとします。なお、事業者間情報転送の經由事業者情報の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
(略)	(略)	(略)	(略)
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1) 端末系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A〜J (2) 携帯・自動車電話系、PHS 系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A0 + C〜K

(略)	(略)	(3) (略)
(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ー：設定されません 才 (略)		
(3) ～ (4) (略)		
8 ～ 10 (略)		
(輻輳制御方式)		
第 68 条 (略)		
(伝送装置間インタフェース仕様)		
第 69 条 (略)		
(網同期クロックインタフェース仕様)		
第 70 条 (略)		
(その他接続に必要な事項)		
第 71 条 その他接続に必要な事項は第 36 条 (その他接続に必要な事項) の規定を準用し ます。		

(略)	(略)	(3) (略)
(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ー：設定されません 才 (略)		
(3) ～ (4) (略)		
8 ～ 10 (略)		
(輻輳制御方式)		
第 68 条 (略)		
(伝送装置間インタフェース仕様)		
第 69 条 (略)		
(網同期クロックインタフェース仕様)		
第 70 条 (略)		
(その他接続に必要な事項)		
第 71 条 通信回線、共通線信号リンクの新設・増減設単位及び共通線信号局番号、C I C、TGNの付与方法その他の接続に必要な事項のうち細目に渡るものについ ては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。		

第16節 形態5

(専用回線ノード装置インタフェース仕様)

第77条 (略)

(伝送装置間インタフェース仕様)

第78条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第79条 その他接続に必要な事項については第7条(その他接続に必要な事項)の規定を準用します。

第16節 形態5

(専用回線ノード装置インタフェース仕様)

第77条 (略)

(伝送装置間インタフェース仕様)

第78条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第79条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第16節の2 形態5—2  
(網構成)

第79条の2 (略)

(インタフェース仕様)

第79条の3 (略)

(伝送装置間インタフェース仕様)

第79条の4 (略)

(その他接続に必要な事項)

第79条の5 その他接続に必要な事項は第7条(その他接続に必要な事項)の規定を準用します。

第16節の2 形態5—2  
(網構成)

第79条の2 (略)

(インタフェース仕様)

第79条の3 (略)

(伝送装置間インタフェース仕様)

第79条の4 (略)

(その他接続に必要な事項)

第79条の5 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。



第18節 形態6-2

(網構成)

第84条 (略)  
(接続方式)

第85条 ナビダイヤル接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) (略)
  - (2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第5条(接続方式)第3項(1)の規定を準用します。
  - (3)～(7) (略)
- 2 テレドーム接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) (略)
- (2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第5条(接続方式)第3項(1)の規定を準用します。
- (3)～(7) (略)

3 ファクシミリ通信サービス接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) (略)
- (2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第5条(接続方式)第3項(1)の規定を準用します。
- (3)～(7) (略)

4 削除

5 災害時伝言ダイヤル接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号は第5条(接続方式)第11項(1)ア及びビの規定を準用します。
- (2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第5条(接続方式)第3項(1)の規定を準用します。
- (3)～(7) (略)

6 伝言ダイヤル通話接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) (略)
- (2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第5条(接続方式)第3項(1)の規定を準用します。
- (3)～(7) (略)

7 グループセキュリティアサービス接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

第18節 形態6-2

(網構成)

第84条 (略)  
(接続方式)

第85条 ナビダイヤル接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) (略)
  - (2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第50条(接続方式)第1項(1)の規定を準用します。
  - (3)～(7) (略)
- 2 テレドーム接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) (略)
- (2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第50条(接続方式)第1項(1)の規定を準用します。
- (3)～(7) (略)

3 ファクシミリ通信サービス接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) (略)
- (2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第50条(接続方式)第1項(1)の規定を準用します。
- (3)～(7) (略)

4 削除

5 災害時伝言ダイヤル接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号は第50条(接続方式)第7項(1)ア及びビの規定を準用します。
- (2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第50条(接続方式)第1項(1)の規定を準用します。
- (3)～(7) (略)

6 伝言ダイヤル通話接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) (略)
- (2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第50条(接続方式)第1項(1)の規定を準用します。
- (3)～(7) (略)

7 グループセキュリティアサービス接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。



(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第50条（接続方式）第3項（1）の規定を準用します。

(2) ～ (6) (略)  
 8、9 (略)  
 10 削除

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第5条（接続方式）第3項（1）の規定を準用します。

(2) ～ (6) (略)  
 8、9 (略)  
 10 活型PHSサービス接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号は第5条（接続方式）第6項（1）ア及びイの規定を準用します。

(2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第5条（接続方式）第3項（1）の規定を準用します。

(3) 当社網と直接協定事業者網間で回線非対応信号を使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC標準に準拠したNo.7信号方式を適用します。

イ MTP仕様は、技術的条件集別表3または技術的条件集別表3.1に示すとおりとします。

ウ SCCP仕様は、技術的条件集別表12.1に示すとおりとします。

エ TTC仕様は、技術的条件集別表13又は技術的条件集別表13.1に示すとおりとします。

オ INAP仕様又は網特有ASE仕様を適用します。INAP仕様は、技術的条件集別表19.1に示すとおりとします。当社網と直接協定事業者網間の転送情報（各信号に設定されるパラメータを記述します。）は次のとおりとします。

信号の方向：当社網→SCP（ActivationReceivedAndAuthorized）

情報名	適用
callUnrelatedDpSpecificCommonParameters	●
serviceAddressInformation	●
serviceKey	○
miscCallInfo	●
callingPartyNumber	○
terminalType	●
componentType	○
componentCorrelationID	○
extensions	○
component	○

信号の方向：SCP→当社網（RequestReportBCUSMEvent）

情報名	適用
<u>bcsmEvents</u>	●
<u>ComponentType</u>	●
<u>componentCorrelationID</u>	○
<u>monitorDuration</u>	○

信号の方向：S C P → 当社網 (SendComponent)

情報名	適用
<u>ComponentType</u>	○
<u>componentCorrelationID</u>	○
<u>message</u>	●
<u>component</u>	○

信号の方向：当社網 → S C P (ComponentReceived)

情報名	適用
<u>callUnrelatedDpSpecificCommonParameters</u>	●
<u>serviceAddressInformation</u>	●
<u>serviceKey</u>	○
<u>miscCallInfo</u>	●
<u>callingPartyNumber</u>	○
<u>terminalType</u>	●
<u>componentType</u>	○
<u>componentCorrelationID</u>	○
<u>component</u>	○

信号の方向：S C P → 当社網 (InitialDP)

情報名	適用
<u>serviceKey</u>	●
<u>dialledDigits</u>	○
<u>calledPartyNumber</u>	○
<u>callingPartyCategory</u>	○
<u>miscCallInfo</u>	●
<u>originalCalledPartyID</u>	○
<u>terminalType</u>	●
<u>extension</u>	○
<u>forwardCallIndicator</u>	○
<u>bearerCapability</u>	○

<u>eventTypeBCSM</u>	<input type="radio"/>
<u>redirectingPartyID</u>	<input type="radio"/>
<u>redirectionInformation</u>	<input type="radio"/>
<u>cause</u>	<input type="radio"/>

信号の方向：SCP→当社網 (AuthorizeOrigination)

情報名	適用
<u>callingTerminalEncipherKey</u>	<input type="radio"/>
<u>authenticationCategory</u>	<input type="radio"/>
<u>pSubscriberData</u>	<input type="radio"/>
<u>originalCalledPartyID</u>	<input type="radio"/>
<u>natureOfConnectionIndicators</u>	<input type="radio"/>
<u>iSDNAccessrelatedInformation</u>	<input type="radio"/>
<u>transitNetworkSelection</u>	<input type="radio"/>
<u>forwardCallIndicators</u>	<input type="radio"/>
<u>authenticationInformationSet</u>	<input type="radio"/>

信号の方向：SCP→当社網 (Connect)

情報名	適用
<u>destinationRoutingAddress</u>	<input checked="" type="radio"/>
<u>alertingPattern</u>	<input type="radio"/>
<u>iSDNAccessrelatedInformation</u>	<input type="radio"/>
<u>originalCalledPartyID</u>	<input type="radio"/>
<u>extension</u>	<input type="radio"/>
<u>forwardCallIndicator</u>	<input type="radio"/>

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます

網特有ASE仕様は、技術的条件集別表 16 に示すとおりとします。当社網と直接協定事業者網間の転送情報（各信号に設定されるパラメータを記述します。）は次のとおりとします。

信号の方向：当社網→NSP (PRIS)

情報名	適用
<u>発番号</u>	<input type="radio"/>

発信地域情報	○
発ユーザ番号	●
着番号	●
ユーザサービス情報	○
順方向呼表示	●
発ユーザ種別	●
隣接網形態識別	○
網機能種別	○
交換機間ハンドオーバー表示	●
付加ユーザ種別	○
第2網機能種別	○
事業者情報転送	○

信号の方向：NSP→当社網 (SDIF)

情報名	適用
制御対象	●
ARE情報	●
情報送信制御	●
次オペレーション実行契機	●

信号の方向：NSP→当社網 (CNET)

情報名	適用
着番号	●
順方向呼表示	●
網機能種別	●
着ユーザ番号	●
第2網機能種別	○

信号の方向：NSP→当社網 (RLSE)

情報名	適用
理由表示	●
ARE情報	○
局内トランク種別	○
リダイレクション理由	●
転送先番号	●
網機能種別	●
着ユーザ番号	●

信号の方向：当社網→NSP (RPEV)

情報名	適用
呼状態	●
理由表示	●
通信時間	○
通信開始時刻	○
通信終了時刻	○
信号局番号	●
案内回数	○
保守情報	○
着番号	○
課金情報	○
料金算定区間MB I	○
料金明細情報	○

信号の方向：NSP→当社網（QCHG）

情報名	適用
課金形態	●
課金情報	●
料金算定区間	●

信号の方向：NSP→当社網（RVIF）

情報名	適用
情報受信法表示	●
情報受信桁数	●

信号の方向：当社網←→NSP（DSET）

情報名	適用
サービスクラス	●
対象情報種別	●
暗証番号	●
暗証番号誤り回数	●
サービス提供状態	○
転送先番号	○
サービス契約者番号	●
発番号	●
着番号	●
発ユーザ番号	●
トーカーパターン	○

信号の方向：NSP←→当社網（DSETの不成功応答）

情報名	適用
エラー表示	●
信号の方向：当社網→直接協定事業者網 (DGET)	
情報名	適用
サービスクラス	●
対象情報種別	●
着番号	●
発ユーザ番号	●
信号の方向：直接協定事業者網→当社網 (DGETの成功応答)	
情報名	適用
アプリケーション転送	●
認証種別	●
ハンドオーバー用演算結果	●
信号の方向：直接協定事業者網→当社網 (DGETの不成功応答)	
情報名	適用
エラー表示	●
信号の方向：当社網↔NSP (DGET)	
情報名	適用
サービスクラス	●
発ユーザ番号	●
対象情報種別	●
サービス契約者番号	●
着番号	●
信号の方向：NSP↔当社網 (DGETの成功応答)	
情報名	適用
暗証番号	●
付加サービス契約情報	●
設定用コード	●
暗証番号誤り回数	●
転送先番号	●
転送先番号2	●
P用加入者データ	●
信号の方向：NSP↔当社網 (DGETの不成功応答)	
情報名	適用

エラー表示

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます

カ 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスの内、活用型P H Sサービスタ接続機能に関わる接続で規定する接続シーケンス例はP T-O10又はP T-O11のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは、発側網とN S P又はS C P間のみを規定することとし、その他については、発側網とN S P又はS C P間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

(4) 当社網と直接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第32条(接続方式)第1項の分類3の規定を準用します。

(5) 本則の共通線信号網利用機能(ア欄)に関わる料金の適用の信号はS C C Pメッセージをいいます。

(6) 当社網と直接協定事業者間で使用する試験方式は、第1項(7)の規定を準用します。

1 1 削除

1 2 電報接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) (略)

(2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第5条(接続方式)第3項(1)の規定を準用します。

(3) ～(7) (略)

1 3 フリーダイヤル接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号は電気通信番号規則を準用することとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は届出接続約款中第2条(接続方式)第2項(1)の規定を準用します。ただし、番号ポータビリティ接続機能において使用する接続番号は次のとおりとします。

(ア) 当社網から移転元事業者となる直接協定事業者網のN S Pへ問い合わせを行う接続番号は届出接続約款中第2条(接続方式)第2項(1)の規定を準用します。

(イ) (略)

イ (略)

(2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第5条(接続方式)第3項(1)の規定を準用します。ただし、番号ポータビリティ接続機能において使用する接続番号は次のとおりとします。



1 1 削除

1 2 電報接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) (略)

(2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第50条(接続方式)第1項(1)の規定を準用します。

(3) ～(7) (略)

1 3 フリーダイヤル接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号は電気通信番号規則を準用することとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は届出接続約款中第6条(接続方式)第1項(1)の規定を準用します。ただし、番号ポータビリティ接続機能において使用する接続番号は次のとおりとします。

(ア) 当社網から移転元事業者となる直接協定事業者網のN S Pへ問い合わせを行う接続番号は届出接続約款中第6条(接続方式)第1項(1)の規定を準用します。

(イ) (略)

イ (略)

(2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第50条(接続方式)第1項(1)の規定を準用します。ただし、番号ポータビリティ接続機能において使用する接続番号は次のとおりとします。

(3) ~ (7) (略)

14~15 (略)

(伝送装置間インタフェース仕様)

第86条 (略)

(網同期クロックインタフェース仕様)

第87条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第88条 その他接続に必要な事項は第7条(その他接続に必要な事項)の規定を準用します。

(3) ~ (7) (略)

14~15 (略)

(伝送装置間インタフェース仕様)

第86条 (略)

(網同期クロックインタフェース仕様)

第87条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第88条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。



第18節の2 形態6-3

(網構成)

第88条の2 (略)

(接続方式)

第88条の3 NTT-CSS 2. 1による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1)～(8) (略)

2 NTT-CSS 2. 2による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1)～(5) (略)

(6) 当社網と直接協定事業者網間又は間接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第32条(接続方式)第1項の分類1から分類6の規定を準用します。

(7) (8) (略)

3 NTT-CSS 2. 3による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1)～(5) (略)

(6) 当社網と直接協定事業者網間又は間接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第32条(接続方式)第1項の分類1から分類6の規定を準用します。

(7) (8) (略)

(輻輳制御方式)

第88条の4 (略)

(伝送装置間インタフェース仕様)

第88条の5 (略)

(網同期クロックインタフェース仕様)

第88条の6 (略)

(その他接続に必要な事項)

第88条の7 その他接続に必要な事項は、技術的条件集第7条(その他接続に必要な事項)の規定を準用します。

第18節の2 形態6-3

(網構成)

第88条の2 (略)

(接続方式)

第88条の3 NTT-CSS 2. 1による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1)～(8) (略)

2 NTT-CSS 2. 2による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1)～(5) (略)

(6) 当社網と直接協定事業者網間又は間接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第32条(接続方式)第1項の分類1から分類5の規定を準用します。

(7) (8) (略)

3 NTT-CSS 2. 3による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1)～(5) (略)

(6) 当社網と直接協定事業者網間又は間接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第32条(接続方式)第1項の分類1から分類5の規定を準用します。

(7) (8) (略)

(輻輳制御方式)

第88条の4 (略)

(伝送装置間インタフェース仕様)

第88条の5 (略)

(網同期クロックインタフェース仕様)

第88条の6 (略)

(その他接続に必要な事項)

第88条の7 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第19節 形態7  
(網構成)

第89条 (略)

(番号案内データベース接続インタフェース仕様)

第90条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第91条 その他接続に必要な事項については第7条(その他接続に必要な事項)の規定  
を準用します。

第19節 形態7  
(網構成)

第89条 (略)

(番号案内データベース接続インタフェース仕様)

第90条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第91条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事  
業者間で別途協議の上、決定することとします。

第19節の2 形態7-2  
(網構成)

第91条の2 (略)  
(インタフェース仕様)

第91条の3 (略)  
(その他接続に必要な事項)

第91条の4 その他接続に必要な事項については第7条(その他接続に必要な事項)の規定を準用します。

第19節の2 形態7-2  
(網構成)

第91条の2 (略)  
(インタフェース仕様)

第91条の3 (略)  
(その他接続に必要な事項)

第91条の4 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第20節 形態8  
(網構成)

第92条 (略)  
(接続方式)

第93条 (略)  
(その他接続に必要な事項)

第94条 その他接続に必要な事項については第7条(その他接続に必要な事項)の規定を準用します。

第20節 形態8  
(網構成)

第92条 (略)  
(接続方式)

第93条 (略)  
(その他接続に必要な事項)

第94条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第21節 形態9  
(網構成)

第95条 (略)  
(インタフェース仕様)

第96条 (略)

(その他の接続点に必要な事項)

第97条 その他接続に必要な事項については、第7条(その他の接続に必要な事項)の規定を準用します。

第21節 形態9  
(網構成)

第95条 (略)  
(インタフェース仕様)

第96条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第97条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 22 節 形態 1 0  
(網構成)

第 98 条 (略)  
(接続方式)

第 99 条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 100 条 その他接続については第 7 条 (その他接続に必要な事項) の規定を準用します。

第 22 節 形態 1 0  
(網構成)

第 98 条 (略)  
(接続方式)

第 99 条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 100 条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定  
事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第23節 形態11  
(網構成)

第101条 (略)  
(インタフェース仕様)

第102条 (略)

(その他の接続に必要な事項)

第103条 その他接続に必要な事項については、第7条(その他の接続に必要な事項)の規定を準用します。

第23節 形態11  
(網構成)

第101条 (略)  
(インタフェース仕様)

第102条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第103条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定  
事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第24節 形態12  
(網構成)

第104条 (略)

(インタフェース仕様)

第105条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第106条 その他接続に必要な事項については、第7条(その他の接続に必要な事項)の規定を準用します。

第24節 形態12  
(網構成)

第104条 (略)

(インタフェース仕様)

第105条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第106条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定  
事業者間で別途協議の上、決定することとします。



第25節 形態13  
(網構成)

第107条 (略)

(インタフェース仕様)

第108条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第109条 その他接続に必要な事項については、第7条(その他の接続に必要な事項)の規定を準用します。

第25節 形態13  
(網構成)

第107条 (略)

(インタフェース仕様)

第108条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第109条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定  
事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 25 節の 2 形態 1 3 - 2  
(網構成)

第 109 条の 2 (略)

(インタフェース仕様)

第 109 条の 3 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 109 条の 4 その他接続に必要な事項については、第 7 条(その他の接続に必要な事項)の規定を準用します。

第 25 節の 2 形態 1 3 - 2  
(網構成)

第 109 条の 2 (略)

(インタフェース仕様)

第 109 条の 3 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 109 条の 4 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 26 節 形態 1 4  
(網構成)

第 110 条 (略)

(インタフェース仕様)

第 111 条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 112 条 その他接続に必要な事項については第 7 条 (その他接続に必要な事項) の規定を準用します。

第 26 節 形態 1 4  
(網構成)

第 110 条 (略)

(インタフェース仕様)

第 111 条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 112 条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定  
事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 26 節の 2 形態 1 4 - 2  
(網構成)

第 112 条の 2 (略)

(インタフェース仕様)

第 112 条の 3 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 112 条の 4 その他接続に必要な事項については第 7 条 (その他接続に必要な事項)  
の規定を準用します。

第 26 節の 2 形態 1 4 - 2  
(網構成)

第 112 条の 2 (略)

(インタフェース仕様)

第 112 条の 3 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 112 条の 4 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接  
協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 27 節 形態 1 5  
(網構成)

第 113 条 (略)

(インタフェース仕様)

第 114 条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 115 条 その他接続に必要な事項については第 7 条 (その他接続に必要な事項) の規定を準用します。

第 27 節 形態 1 5  
(網構成)

第 113 条 (略)

(インタフェース仕様)

第 114 条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 115 条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定  
事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 28 節 形態 1 6  
(網構成)

第 116 条 (略)

(インタフェース仕様)

第 117 条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 118 条 その他接続に必要な事項は第 7 条 (その他接続に必要な事項) の規定を準用  
します。

第 28 節 形態 1 6  
(網構成)

第 116 条 (略)

(インタフェース仕様)

第 117 条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 118 条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定  
事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第31節 形態19  
(網構成)

第128条 (略)

(インタフェース仕様)

第129条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第130条 その他接続に必要な事項については第7条 (その他接続に必要な事項) の規定を準用します。

第31節 形態19  
(網構成)

第128条 (略)

(インタフェース仕様)

第129条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第130条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定  
事業者間で別途協議の上、決定することとします。

技術的条件集別表 1 相互接続箇所毎の接続番号

1. 直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号  
(略)

インタフェース種別	端末回線接続インタフェース						形態 1-8 (き線点近傍の電柱等の端子盤接続インタフェース (DSL 用インタフェース))
	形態 1-1 (電話サービス契約を準用したインタフェース)	形態 1-2 (総合デジタル通信サービス契約を準用したインタフェース)	形態 1-3 (専用線インタフェース)	形態 1-4 (DSL 用インタフェース)	形態 1-5 (光信号端末回線用インタフェース)	形態 1-6 (IP 通信ネットワーク接続用ルータ接続インタフェース)	
接続番号	△	△	△	△	△	△	△
分類 1 (00XY ~) 設置中継系番号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
分類 2 (00XY ~) 国際系番号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
分類 3 (0A ~ J) 端末系番号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
分類 4 (0A0-CDE ~) 携帯・自動車電話系番号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
分類 5 (0A0-CDE ~) 接続型 PHS 系番号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(1/6)

技術的条件集別表 1 相互接続箇所毎の接続番号

1. 直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号  
(略)

インタフェース種別	端末回線接続インタフェース						形態 1-8 (き線点近傍の電柱等の端子盤接続インタフェース (DSL 用インタフェース))
	形態 1-1 (電話サービス契約を準用したインタフェース)	形態 1-2 (総合デジタル通信サービス契約を準用したインタフェース)	形態 1-3 (専用線インタフェース)	形態 1-4 (DSL 用インタフェース)	形態 1-5 (光信号端末回線用インタフェース)	形態 1-6 (IP 通信ネットワーク接続用ルータ接続インタフェース)	
接続番号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
分類 1 (00XY ~) 設置中継系番号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
分類 2 (00XY ~) 国際系番号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
分類 3 (0A ~ J) 端末系番号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
分類 4 (0A0-CDE ~) 携帯・自動車電話系番号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
分類 5 (0A0-CDE ~) PHS 系番号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)



分類 6 (0A0-CDE ~) 活用型 PHS 系番号	出	入	二	二					
分類 7 (0A0-CDE ~) 無線呼出し系 番号	二	(略)	(略)	(略)					
分類 8 (0091 ~) 非設置中 継系番号	△	(略)	(略)	(略)					
分類 9 (050C ~K) I P 電話 番号	△	(略)	(略)	(略)					

(2/6)

インタフェース種別	端末回線 接続インタフェース		加入者交換機 接続インタフェース	
	形態 2-3 (光信号伝送装置 接続 インタフェース)	形態 2-4 (光信号電気信 号変換装置接続 インタフェース)	形態 3-2 (MF 用 インタフェース)	形態 3-3 (多数事業者 間接続用 インタフェース)
接続番号 (略)			(略)	(略)
分類 5 (0A0-CDE ~) 接続型 PHS 系番号	(分類によらな い)		(略)	(略)
分類 6 (0A0-CDE ~) 活用型 PH S 系番号	(分類によらな い)		二	△

分類 7 (0A0-CDE ~) 無線呼出し系 番号	(略)	(略)							
分類 8 (0091 ~) 非設置中 継系番号	(略)	(略)							
分類 9 (050C ~K) I P 電話 番号	(略)	(略)							

(2/6)

インタフェース種別	端末回線 接続インタフェース		加入者交換機 接続インタフェース	
	形態 2-3 (光信号伝送装置 接続 インタフェース)	形態 2-4 (光信号電気信 号変換装置接続 インタフェース)	形態 3-2 (MF 用 インタフェース)	形態 3-3 (多数事業者 間接続用 インタフェース)
接続番号 (略)	(分類によらな い)		(略)	(略)
分類 5 (0A0-CDE ~) PHS 系番号	(分類によらな い)		(略)	(略)

分類 7 (0A0-CDE～) 無線呼出し 系番号	(略)	(略)	(略)	(略)

(3/6)

インタフェース種別	中継交換機接続インタフェース		形態 4-3 (M用 インタフェース)	形態 4-6 (多数事業者 間接続用 インタフェース)
	接続番号 (略)	(略)		
分類 5 (0A0-CDE～) 接続型 P H S 系番号	(略)	(略)	(略)	(略)
分類 6 (0A0-CDE～) 活用型 P H S 系番号	△	△	△	△
分類 7 (0A0-CDE～) 無線呼出し 系番号	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3/6)

インタフェース種別	中継交換機接続インタフェース		形態 4-3 (M用 インタフェース)	形態 4-6 (多数事業者 間接続用 インタフェース)
	接続番号 (略)	(略)		
分類 5 (0A0-CDE～) P H S 系番 号	(略)	(略)	(略)	(略)
分類 7 (0A0-CDE～) 無線呼出し 系番号	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

分類 7 (0A0-CDE～) 無線呼出し 系番号	(略)	(略)	(略)	(略)

インタフェース種別	専用線接続インタフェース	形態5	形態5 -2 (IP通信網I SP接続用ルータ接続インタフェース)	信号網接続インタフェース	形態6-2	形態6 -3 (加入者交換機高度ルータ接続用インタフェース)	番号案内データベース接続インタフェース	NPS交換機接続インタフェース	ケーブル制御包括接続インタフェース	端末回線 MDF 接続インタフェース	(4/6)
		形態5	形態6 -2 (加入者交換機高度ルータ接続用インタフェース)		形態6 -3 (加入者交換機高度ルータ接続用インタフェース)	形態9 (DSL用インタフェース)					
接続番号	略	分類5 (0A0-C DE~)	接続型 PHS 系番号	分類6 (0A0-C DE~) 適用型 PHS 系番号	分類7 (0A0-C DE~) 無線呼出し系番号	略	略	略	略	略	略

インタフェース種別	専用線接続インタフェース	形態5	形態5 -2 (IP通信網I SP接続用ルータ接続インタフェース)	信号網接続インタフェース	形態6-2	形態6 -3 (加入者交換機高度ルータ接続用インタフェース)	番号案内データベース接続インタフェース	NPS交換機接続インタフェース	ケーブル制御包括接続インタフェース	端末回線 MDF 接続インタフェース	(4/6)
		形態5	形態6 -2 (加入者交換機高度ルータ接続用インタフェース)		形態6 -3 (加入者交換機高度ルータ接続用インタフェース)	形態9 (DSL用インタフェース)					
接続番号	略	分類5 (0A0-C DE~) PHS 系番号	略	分類7 (0A0-C DE~) 無線呼出し系番号	略	略	略	略	略	略	略

インタフェース種別	ISM 折返し接続 タフエース	形態1	形態1 0	形態1 1 (電話サービス契約 標準用インタフェース)	形態1 2	形態1 3	形態1 3-2	形態1 4	形態1 4-2	(5/6)
		分類5 (0A0-CDE ～) PHS系番号								
インタフェース種別	ISM 折返し接続 タフエース	形態1	形態1 0	形態1 1 (電話サービス契約 標準用インタフェース)	形態1 2	形態1 3	形態1 3-2	形態1 4	形態1 4-2	(5/6)
接続番号 (略)	(略)	(略)	(略)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	
接続番号 (略)	(略)	(略)	(略)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	
接続番号 (略)	二	(略)	(略)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	
接続番号 (略)	(略)	(略)	(略)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	

インタフェース種別	ISM 折返し接続 タフエース	形態1	形態1 0	形態1 1 (電話サービス契約 標準用インタフェース)	形態1 2	形態1 3	形態1 3-2	形態1 4	形態1 4-2	(5/6)
		分類5 (0A0-CDE ～) PHS系番号								
インタフェース種別	ISM 折返し接続 タフエース	形態1	形態1 0	形態1 1 (電話サービス契約 標準用インタフェース)	形態1 2	形態1 3	形態1 3-2	形態1 4	形態1 4-2	(5/6)
接続番号 (略)	(略)	(略)	(略)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	
接続番号 (略)	(略)	(略)	(略)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	
接続番号 (略)	(略)	(略)	(略)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	

(6/6)

インターネット種別 接続番号	インターネット接続サービス	中継局継続サービス	IP通信網中継局インターネット接続サービス	中継局インターネット接続サービス
	形態1 5 (IP通信網 収容局 ルータ 接続イ ンタフ ェース)	形態16	形態17	形態19
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
分類5 (0A0-CDE~) 接続型PHS 系番号	(分類 によら ない)	(分類 によら ない)	—	(分類に よらな い)
分類6 (0A0-CDE~) 活用型PHS 系番号	(分類 によら ない)	(分類 によら ない)	—	(分類に よらな い)
分類7 (0A0-CDE~) 無線呼出し系 番号	(分類 によら ない)	(分類 によら ない)	—	(分類に よらな い)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

凡例 ー：未規定

(注) 番号ポータビリティ接続機能は、分類3の当社入接続、形態6-2及び形態6-3での直接協定事業者網のNSP又はSCPから信号により通知する接続番号が0A~Jでの接続及び形態4-6での分類3の当社出接続において提供する。

2. サービス番号への接続条件  
サービス番号への接続条件は、次のとおりとする。

(6/6)

インターネット種別 接続番号	インターネット接続サービス	中継局継続サービス	IP通信網中継局インターネット接続サービス	中継局インターネット接続サービス
	形態1 5 (IP通信網 収容局 ルータ 接続イ ンタフ ェース)	形態16	形態17	形態19
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
分類5 (0A0-CDE~) PHS系番号	(分類 によら ない)	(分類 によら ない)	—	(分類に よらな い)
分類7 (0A0-CDE~) 無線呼出し系 番号	(分類 によら ない)	(分類 によら ない)	—	(分類に よらな い)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

凡例 ー：未規定

(注) 番号ポータビリティ接続機能は、分類3の当社入接続、形態6-2及び形態6-3での直接協定事業者網のNSP又はSCPから信号により通知する接続番号が0A~Jでの接続及び形態4-6での分類3の当社出接続において提供する。

2. サービス番号への接続条件  
サービス番号への接続条件は、次のとおりとする。

(1) 1XY系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。

ア 手動交換サービス接続機能(接続番号は100)の接続先は、形態4-3及び形態4-6での分類4及び形態4-6での分類3の当社出接続において提供する。

イ 番号案内サービス接続機能は、形態1-1、形態1-2、形態4-3及び形態4-6での接続番号が104の当社入接続において提供する。

ウ 手動コレクタサービス接続機能(接続番号は106)の接続先は、形態4-3及び形態4-6での分類4及び形態4-6での分類3の当社出接続において提供する。

エ 警察接続機能は、形態1-1、形態1-2及び形態1-3での接続番号が110の当社入接続の当社入接続において提供する。

オ 消防接続機能は、形態1-1、形態1-2及び形態1-3での接続番号が119の当社入接続の当社入接続において提供する。

カ (略)

キ でんわ会議接続機能は、形態1-1、形態1-2、形態1-3、形態3-3、形態4-3及び形態4-6での分類3の当社入接続において提供する。

ク 災害時伝言ダイヤル接続機能は、形態1-1、形態4-3及び形態4-6での接続番号が171の当社入接続及び形態6-2での接続番号が171の当社出接続において提供する。

ケ 気象情報提供機能は、形態1-1での接続番号が177の当社入接続において提供する。

コ 自動コレクタサービス接続機能(接続番号は108)の接続先は、形態4-6での分類3の当社出接続において提供する。

サ～セ (略)

ソ 番号案内先への通信実現機能(接続番号は104)の接続先は、形態4-6での分類3の当社出接続において提供する。

タ、チ (略)

(2) 市外局番+1XY系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。

ア 気象情報提供機能は、形態1-1、形態1-2、形態1-3、形態3-2、形態4-3及び形態4-6での接続番号が0+市外局番+177(分類3とする)の当社入接続及び形態3-3及び形態4-6での接続番号が0+市外局番+177(分類3とする)の当社出接続において提供する。なお、中継事業者網経由の気象情報提供機能は、形態3-3及び形態4-6での接続番号が00XY+0+市外局番+177(分類1及び分類8とする)の当社出接続において提供する。

(3) 0AB0系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。

ア～オ (略)

(1) 1XY系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。

ア (略)

イ 番号案内サービス接続機能は、形態1-2、形態4-3及び形態4-6での接続番号が104の当社入接続において提供する。

ウ (略)

エ 警察接続機能は、形態1-2及び形態1-3での接続番号が110の当社入接続の当社入接続において提供する。

オ 消防接続機能は、形態1-2及び形態1-3での接続番号が119の当社入接続の当社入接続において提供する。

カ (略)

キ でんわ会議接続機能は、形態1-2、形態1-3、形態3-3、形態4-3及び形態4-6での分類3の当社入接続において提供する。

ク 災害時伝言ダイヤル接続機能は、形態4-3及び形態4-6での接続番号が171の当社入接続及び形態6-2での接続番号が171の当社出接続において提供する。

ケ (略)

コ (略)

サ～セ (略)

ソ (略)

タ、チ (略)

(2) 市外局番+1XY系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。

ア 気象情報提供機能は、形態1-2、形態1-3、形態3-2、形態4-3及び形態4-6での接続番号が0+市外局番+177(分類3とする)の当社入接続及び形態3-3及び形態4-6での接続番号が0+市外局番+177(分類3とする)の当社出接続において提供する。なお、中継事業者網経由の気象情報提供機能は、形態3-3及び形態4-6での接続番号が00XY+0+市外局番+177(分類1及び分類8とする)の当社出接続において提供する。

(3) 0AB0系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。

ア～オ (略)

カ 加入者交換機能メニュー接続機能は、形態1-1及び形態4-6での接続番号が0AB0+DEFGHJ(K)の当社入接続及び形態6-3での接続番号が0AB0+DEFGHJ(K)の当社出接続において提供する。ただし、移転元事業者網への番号ポータビリティ接続機能は、形態1-1及び形態4-6での接続番号が0120+DEFGHJまたは0800+DEFGHJの当社入接続及び形態6-3での接続番号が0120+DEFGHJまたは0800+DEFGHJの当社出接続において提供し、移転先事業者網への番号ポータビリティ接続機能は、形態4-6での接続番号が0120+DEF(GHJK)または0800+DEF(GHJK)の当社入接続及び形態6-3での接続番号が0120+DEF(GHJK)または0800+DEF(GHJK)の当社出入接続において提供する。

キ〜ク (略)

(4) 00XY系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。  
ア 加入者交換機能メニュー接続機能は、形態1-1及び形態4-6での接続番号が00XY+Xの当社入接続及び形態6-3での接続番号が00XY+Xの当社出接続において提供する。

(5) 0A0系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。  
ア 加入者交換機能メニュー接続機能は、形態1-1及び形態4-6での接続番号が0A0+CDEFGHJKの当社入接続及び形態6-3での接続番号が0A0+CDEFGHJKの当社出接続において提供する。

カ 加入者交換機能メニュー接続機能は、形態4-6での接続番号が0AB0+DEFGHJ(K)の当社入接続及び形態6-3での接続番号が0AB0+DEFGHJ(K)の当社出接続において提供する。ただし、移転元事業者網への番号ポータビリティ接続機能は、形態4-6での接続番号が0120+DEFGHJまたは0800+DEFGHJの当社入接続及び形態6-3での接続番号が0120+DEFGHJまたは0800+DEFGHJの当社出接続において提供し、移転先事業者網への番号ポータビリティ接続機能は、形態4-6での接続番号が0120+DEF(GHJK)または0800+DEF(GHJK)の当社入接続及び形態6-3での接続番号が0120+DEF(GHJK)または0800+DEF(GHJK)の当社出入接続において提供する。

キ〜ク (略)

(4) 00XY系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。  
ア 加入者交換機能メニュー接続機能は、形態4-6での接続番号が00XY+Xの当社入接続及び形態6-3での接続番号が00XY+Xの当社出接続において提供する。

(5) 0A0系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。  
ア 加入者交換機能メニュー接続機能は、形態4-6での接続番号が0A0+CDEFGHJKの当社入接続及び形態6-3での接続番号が0A0+CDEFGHJKの当社出接続において提供する。



技術的条件集別表 2 付加サービス等の利用条件

1. 電話サービスの利用条件

当社の電話サービス契約約款に基づき付加サービス等の利用条件は次のとおりとする。

(1) 端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

接続条件 電話サービスの 端末回線の種別	(1/2)								
	分類1 による 当社 からの 発信	分類2 による 当社 からの 発信	分類3 による 当社 からの 発信	分類4 による 当社 からの 発信	分類5 による 当社 からの 発信	分類6 による 当社 からの 発信	分類7 による 当社 からの 発信	分類9 による 当社 からの 発信	分類3 による 当社 からの 発信
加入電話(単独電話)	○(注1)	○(注2)	○(注3)	○(注3)	○(注3)	○(注3)	○(注3)	○(注3)	○(注3)
加入電話(事業所 集団電話)	○(注4)	○(注5)	○(注6)	○(注6)	○(注6)	○(注6)	○(注6)	○(注6)	○(注6)
支店代行電話	○	○	○	○	○	○	○	○	○
着信用電話									
有線放送電話 接続 電話	×	×	×	×	×	×	×	×	×
公衆電話	○(注7)	○(注8)	○	○	○	○	○	○	×

(2/2)

接続条件 電話サービスの 端末回線の種別 (略)	(2/2)								
	発信種別1 による当社 からの 発信	発信種別2 による当社 からの 発信	発信種別3 による当社 からの 発信	発信種別4 による当社 からの 発信	発信種別1 による当社 からの 発信	発信種別2 による当社 からの 発信	発信種別3 による当社 からの 発信	発信種別4 による当社 からの 発信	発信種別1 による当社 からの 発信
接続条件	○	○	○	○	○	○	○	○	○
電話サービスの 端末回線の種別 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

凡例 ○：利用できる、×：利用できない、斜線：対象外  
注1～注9 (略)

(2) 付加機能の利用条件

付加機能(電話サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件
----------------------	--------------

技術的条件集別表 2 付加サービス等の利用条件

1. 電話サービスの利用条件

当社の電話サービス契約約款に基づき付加サービス等の利用条件は次のとおりとする。

(1) 端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

接続条件 電話サービスの 端末回線の種別	(1/2)								
	分類1 による 当社 からの 発信	分類2 による 当社 からの 発信	分類3 による 当社 からの 発信	分類4 による 当社 からの 発信	分類5 による 当社 からの 発信	分類7 による 当社 からの 発信	分類9 による 当社 からの 発信	分類3 による 当社 からの 発信	分類9 による 当社 からの 発信
加入電話(単独電話)	○(注1)	○(注2)	○(注3)	○(注3)	○(注3)	○(注3)	○(注3)	○(注3)	○(注3)
加入電話(事業所 集団電話)	○(注4)	○(注5)	○(注6)	○(注6)	○(注6)	○(注6)	○(注6)	○(注6)	○(注6)
支店代行電話	○	○	○	○	○	○	○	○	○
着信用電話									
有線放送電話 接続 電話	×	×	×	×	×	×	×	×	×
公衆電話	○(注7)	○(注8)	○	○	○	○	○	○	×

(2/2)

接続条件 電話サービスの 端末回線の種別 (略)	(2/2)								
	発信種別1 による当社 からの 発信	発信種別2 による当社 からの 発信	発信種別3 による当社 からの 発信	発信種別4 による当社 からの 発信	発信種別1 による当社 からの 発信	発信種別2 による当社 からの 発信	発信種別3 による当社 からの 発信	発信種別4 による当社 からの 発信	発信種別1 による当社 からの 発信
接続条件	○	○	○	○	○	○	○	○	○
電話サービスの 端末回線の種別 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

凡例 ○：利用できる、×：利用できない、斜線：対象外  
注1～注9 (略)

(2) 付加機能の利用条件

付加機能(電話サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件
----------------------	--------------



発着信専用機能 (略)	1. 分類1、分類2、分類3、分類4、分類5、分類6、 分類7、発信種別1、発信種別2、発信種別3及び発 信種別4の接続番号への発信時、及び協定事業者網か らの着信時に本機能を利用可能とする。 (略)											
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2. 総合デジタル通信サービスの利用条件  
当社の総合デジタル通信サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件  
は、次のとおりとする。

- (1) 端末回線の利用条件  
端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

接続条件 総合デジタル 通信サービスの 端末回線の種別	分類1 よる当社 網からの 発信	分類2 よる当社 網からの 発信	分類3 よる当社 網からの 発信	分類4 よる当社 網からの 発信	分類5 よる当社 網からの 発信	分類6 よる当社 網からの 発信	分類7 よる当社 網からの 発信	分類9 よる当社 網からの 発信	分類3 よる当社 網への 着信
	○								
第1種総合デジタル通信 サービス	○								
第2種総合デジタル通信 サービス	○								
デジタル公衆電話サービ ス	○ (注1)	○ (注2)	○	○	○	○	○	○	×

(2/2)

接続条件 総合デジタル 通信サービスの 端末回線の種別 (略)	発信種別1 による当社 網からの 発信	発信種別2 による当社 網からの 発信	発信種別3 による当社 網からの 発信	発信種別4 による当社 網からの 発信
	(略)			

発着信専用機能 (略)	1. 分類1、分類2、分類3、分類4、分類5、分類7、 発信種別1、発信種別2、発信種別3及び発信種別4 の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信 時に本機能を利用可能とする。 (略)											
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2. 総合デジタル通信サービスの利用条件  
当社の総合デジタル通信サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件  
は、次のとおりとする。

- (1) 端末回線の利用条件  
端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

接続条件 総合デジタル 通信サービスの 端末回線の種別	分類1 よる当社 網からの 発信	分類2 よる当社 網からの 発信	分類3 よる当社 網からの 発信	分類4 よる当社 網からの 発信	分類5 よる当社 網からの 発信	分類7 よる当社 網からの 発信	分類9 よる当社 網からの 発信	分類3 よる当社 網への 着信
	○							
第1種総合デジタル通信 サービス	○							
第2種総合デジタル通信 サービス	○							
デジタル公衆電話サービ ス	○ (注1)	○ (注2)	○	○	○	○	○	×

(2/2)

接続条件 総合デジタル 通信サービスの 端末回線の種別 (略)	発信種別1 による当社 網からの 発信	発信種別2 による当社 網からの 発信	発信種別3 による当社 網からの 発信	発信種別4 による当社 網からの 発信
	(略)			

凡例 ○：利用できる、×：利用できない  
注1～注3（略）

(2) 通信種別の利用条件  
通信種別の利用条件は次に示すとおりとする。

接続条件	形態 1-1に おける 接続	形態 3-3に おける 接続	形態 4-3に おける 接続	形態 4-6に おける 接続
総合デジタル 通信サービスの 通信種別				
通話モード	○	○	○	○
デジタル通信モード(64kb/s)	○	○	×	○

凡例 ○：利用できる、×：利用できない

(3) 付加機能の利用条件  
付加機能(総合デジタル通信サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件
発信者番号通知機能	1. 分類1、分類2、分類3、分類4、分類5、分類6、 <u>分類7</u> 、発信種別1、発信種別2、発信種別3及び発信種別4の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの発信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
サブアドレス通知機能	1. 分類1、分類2、分類3、分類4、分類5、分類6、 <u>分類7</u> 、発信種別1、発信種別2、発信種別3及び発信種別4の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの発信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
通信中機器移動機能	1. 分類1、分類2、分類3、分類4、分類5、分類6、 <u>分類7</u> 、発信種別1、発信種別2、発信種別3及び発信種別4の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの発信時に本機能を利用可能とする。
発信専用制御機能	1. 分類1、分類2、分類3、分類4、分類5、 <u>分類6</u> 、 <u>分類7</u> 、発信種別1、発信種別2、発信種別3及び発信種別4の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。
(略)	(略)

凡例 ○：利用できる、×：利用できない  
注1～注3（略）

(2) 通信種別の利用条件  
通信種別の利用条件は次に示すとおりとする。

接続条件	形態3-3 における 接続	形態4-3 における 接続	形態4-6 における 接続
総合デジタル 通信サービスの 通信種別			
通話モード	○	○	○
デジタル通信モード(64kb/s)	○	×	○

凡例 ○：利用できる、×：利用できない

(3) 付加機能の利用条件  
付加機能(総合デジタル通信サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件
発信者番号通知機能	1. 分類1、分類2、分類3、分類4、分類5、分類7、 <u>分類4</u> の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの発信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
サブアドレス通知機能	1. 分類1、分類2、分類3、分類4、分類5、分類7、 <u>分類4</u> の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの発信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
通信中機器移動機能	1. 分類1、分類2、分類3、分類4、分類5、分類7、 <u>分類4</u> の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの発信時に本機能を利用可能とする。
発信専用制御機能	1. 分類1、分類2、分類3、分類4、分類5、 <u>分類7</u> 、 <u>分類4</u> の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。
(略)	(略)

発着信専用機能	1.分類1、分類2、分類3、分類4、分類5、分類6、分類7、発信種別1、発信種別2、発信種別3及び発信種別4の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの発信時に本機能を利用可能とする。
(略)	(略)

3. 音声利用 I P 通信網サービスの利用条件  
 当社の音声利用 I P 通信網サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。

(1) 端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

接続条件	分類3	分類4	分類6	分類7	分類9	分類3
	による当社網からの発信	による当社網からの発信	による当社網からの発信	による当社網からの発信	による当社網からの発信	による当社網からの発信
	○	○	○	○	○	○
	(1/3)					
	音声利用 I P 通信網サービスの端末回線					
	○					
	着信					

(2/3)

接続条件	発信種別1による当社網からの発信	発信種別4による当社網からの発信
	○	○
音声利用 I P 通信網サービスの端末回線		

(3/3)

接続条件	形態4-6における接続	形態6-2における接続	形態6-3における接続	形態17における接続
	※	※	※	※
音声利用 I P 通信網サービスの端末回線				
○				

※第1種サービスを除く

発着信専用機能	1.分類1、分類2、分類3、分類4、分類5、分類7、発信種別1、発信種別2、発信種別3及び発信種別4の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの発信時に本機能を利用可能とする。
(略)	(略)

3. 音声利用 I P 通信網サービスの利用条件  
 当社の音声利用 I P 通信網サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。

(1) 端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

接続条件	分類3	分類4	分類5	分類7	分類9	分類3
	による当社網からの発信	による当社網からの発信	による当社網からの発信	による当社網からの発信	による当社網からの発信	による当社網からの発信
	○	○	○	○	○	○
	(1/3)					
	音声利用 I P 通信網サービスの端末回線					
	○					
	着信					

(2/3)

接続条件	発信種別1による当社網からの発信	発信種別4による当社網からの発信
	○	○
音声利用 I P 通信網サービスの端末回線		

(3/3)

接続条件	形態4-6における接続	形態6-2における接続	形態6-3における接続	形態17における接続
	※	※	※	※
音声利用 I P 通信網サービスの端末回線				
○				

※第1種サービスを除く

凡例 ○：利用できる ×：利用できない

4. 特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの利用条件  
 当社の特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの利用条件に基づき付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。

(1) 端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

接続条件	分類3	分類4	分類6	分類7	分類9	分類3
	による当社からの発信	による当社からの発信	による当社からの発信	による当社からの発信	による当社からの発信	による当社からの発信
	○	○	○	○	○	○
特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの端末回線						

(2/3)

接続条件	発信種別1による当社からの発信	発信種別4による当社からの発信
特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの端末回線	○	○

(3/3)

接続条件	形態 4-6 における接続	形態 6-2 における接続	形態 6-3 における接続	形態 17 における接続
特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの端末回線	○	○	○	※

※第1種サービスを除く

凡例 ○：利用できる ×：利用できない

凡例 ○：利用できる ×：利用できない

4. 特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの利用条件  
 当社の特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの利用条件に基づき付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。

(1) 端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

接続条件	分類3	分類4	分類5	分類7	分類9	分類3
	による当社からの発信	による当社からの発信	による当社からの発信	による当社からの発信	による当社からの発信	による当社からの発信
	○	○	○	○	○	○
特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの端末回線						

(2/3)

接続条件	発信種別1による当社からの発信	発信種別4による当社からの発信
特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの端末回線	○	○

(3/3)

接続条件	形態 4-6 における接続	形態 6-2 における接続	形態 6-3 における接続	形態 17 における接続
特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの端末回線	○	○	○	※

※第1種サービスを除く

凡例 ○：利用できる ×：利用できない

技術的条件集別表 4 ISUP仕様

技術的条件集別表 4 (ISUP仕様) の記述に関する留意事項 (略)

NTT-Q761 No.7 信号方式 ISDNユーザ部の機能 (略)

NTT-Q762 信号と信号情報の機能概要 (略)

NTT-Q763 フォーマット及びコード

1～2 (略)

3. ISDNユーザ部のパラメータ

3. 1～3. 103 (略)

3. 104 課金情報

課金情報パラメータフィールドのフォーマットを、図3-98/NTT-Q763に示す。

図3-98/NTT-Q763 課金情報パラメータフィールド【JT-Q763に準拠する】

フィールド構成は、課金情報種別パラメータの値がNTT-Q763で規定されている以外の場合は、網毎に規定する。

(1)～(4) (略)

▼ (5) 課金情報種別パラメータ値が00001000の場合

課金情報パラメータフィールドのフォーマットを、図3-99M/NTT-Q763に示す。

8	7	6	5	4	3	2	1
予 備				信号要素種別			
奇数/ 偶数		予 備					
第2情報			第1情報				
着信地域情報							
フイラー (必要な場合)				第n情報			

図3-99M/NTT-Q763 課金情報パラメータフィールド

a) 信号要素種別：一対の信号のやりとりを識別するために送信される情報である。

000 予備

001 予備

010 起動 : 実行すべきオペレーションを実行する。

011 成功応答 : 起動によって要求されたオペレーションの正常な終了を通知する。

技術的条件集別表 4 ISUP仕様

技術的条件集別表 4 (ISUP仕様) の記述に関する留意事項 (略)

NTT-Q761 No.7 信号方式 ISDNユーザ部の機能 (略)

NTT-Q762 信号と信号情報の機能概要 (略)

NTT-Q763 フォーマット及びコード

1～2 (略)

3. ISDNユーザ部のパラメータ

3. 1～3. 103 (略)

3. 104 課金情報

課金情報パラメータフィールドのフォーマットを、図3-98/NTT-Q763に示す。

図3-98/NTT-Q763 課金情報パラメータフィールド【JT-Q763に準拠する】

フィールド構成は、課金情報種別パラメータの値がNTT-Q763で規定されている以外の場合は、網毎に規定する。

(1)～(4) (略)

(5) 削除

$\frac{100}{111}$  } 予備

b) 奇数／偶数表示

- 0 着信地域情報桁数が偶数
- 1 着信地域情報桁数が奇数

c) 着信地域情報

コーディング側がBCDの場合、着信地域情報は次の様に4ビット情報に分割される。

	デジット0
0000	1
0001	2
0010	3
0011	4
0100	5
0101	6
0110	7
0111	8
1000	9
1001	

d) フイラー

桁数が奇数の着信地域情報の場合、フイラーコード“0000”が最後の着信地域情報の後に挿入される。▲

【JT-Q763では▼▲を規定していない】

3. 105 課金情報種別

課金情報種別パラメータフィールドのフィールドを、図3-100/NTT-Q763に示す。

図3-100/NTT-Q763 【JT-Q763に準拠する】

3. 105 課金情報種別

課金情報種別パラメータフィールドのフィールドを、図3-100/NTT-Q763に示す。

図3-100/NTT-Q763 【JT-Q763に準拠する】

次のコードが課金情報種別パラメータフィールドで使用される。

▼ 00000000 網固有情報  
00000001 国際自即公衆  
00000010 柔軟課金  
00000011 応用課金レート転送  
00000100 NTT網接続型PHS  
00000101  
10000000 } 網固有情報  
10000001 } 予備  
11111101  
11111110 課金レート転送  
11111111 予備▲

【JT-Q763では▼▲の規定が異なる】

3. 106~3. 117 (略)

次のコードが課金情報種別パラメータフィールドで使用される。

▼ 00000000 網固有情報  
00000001 国際自即公衆  
00000010 柔軟課金  
00000011 応用課金レート転送  
00000100  
10000000 } 網固有情報  
10000001 } 予備  
11111101  
11111110 課金レート転送  
11111111 予備▲

【JT-Q763では▼▲の規定が異なる】

3. 106~3. 117 (略)



技術的条件集別表 4. 1 I SUP仕様 (網内信号部)

技術的条件集別表 4.1 (I SUP仕様 網内信号部) の記述に関する留意事項 (略)

NTT-Q761-1 No.7 信号方式 I SDNユーザ部の機能 (略)

NTT-Q762-1 信号と信号情報の機能概要

- 1、 2 (略)
- 3. 信号パラメータ
- 3. 1～3. 90 (略)
- 3. 91 通信路要求表示 【技別4に準拠する】
- 3. 91. 1～3. 91. 6 (略)
- 3. 91. 7 従属パラメータ
- 3. 91. 7. 1～3. 91. 7. 36 (略)
- 3. 91. 7. 37 交換機間ハンドオーバー表示

PHS接続装置間ハンドオーバー呼であることを識別するための情報。また、要求されたオペレーション種別に対する、応答、エラー情報の転送にも使用される。

- 3. 91. 9～3. 116 (略)
- 4. パラメータ情報 (略)

NTT-Q763-1 フォーマット及びびコード

- 1、 2 (略)
- 3. I SDNユーザ部のパラメータ
- 3. 1 パラメータ名

パラメータ名のコードを、パラメータの内容を規定している章番号と併せて、表3-1/NTT-Q763-1に示す。

表3-1/NTT-Q763-1

パラメータ名	節番号	コード	記事
(略)	(略)	(略)	
オペレータサービス特有情報	3.91.7.36	00100101	
交換機間ハンドオーバー表示	3.91.7.37	00100110▲	

【技別4では▼▲を規定していない】

- 3. 2～3. 91. 6 (略)
- 3. 91. 7 従属パラメータ  
グローバル情報パラメータ、エンド情報転送パラメータのサブフィールドで使用される従属パラメータは表Xに示される。

技術的条件集別表 4. 1 I SUP仕様 (網内信号部)

技術的条件集別表 4.1 (I SUP仕様 網内信号部) の記述に関する留意事項 (略)

NTT-Q761-1 No.7 信号方式 I SDNユーザ部の機能 (略)

NTT-Q762-1 信号と信号情報の機能概要

- 1、 2 (略)
- 3. 信号パラメータ
- 3. 1～3. 90 (略)
- 3. 91 通信路要求表示 【技別4に準拠する】
- 3. 91. 1～3. 91. 6 (略)
- 3. 91. 7 従属パラメータ
- 3. 91. 7. 1～3. 91. 7. 36 (略)
- 3. 91. 7. 37 削除

- 3. 91. 9～3. 116 (略)
- 4. パラメータ情報 (略)

NTT-Q763-1 フォーマット及びびコード

- 1、 2 (略)
- 3. I SDNユーザ部のパラメータ
- 3. 1 パラメータ名

パラメータ名のコードを、パラメータの内容を規定している章番号と併せて、表3-1/NTT-Q763-1に示す。

表3-1/NTT-Q763-1

パラメータ名	節番号	コード	記事
(略)	(略)	(略)	
オペレータサービス特有情報	3.91.7.36	00100101▲	

【技別4では▼▲を規定していない】

- 3. 2～3. 91. 6 (略)
- 3. 91. 7 従属パラメータ  
グローバル情報パラメータ、エンド情報転送パラメータのサブフィールドで使用される従属パラメータは表Xに示される。



表X 従属パラメータ一覧

従属パラメータコード	従属パラメータ	設定されるパラメータ	参 照
(略)	(略)	(略)	(略)
00100101	オペレータサービス特有 情報	エンド情報転送	3. 91. 7. 36
00100110	交換機間ハンドオーバー表 示	エンド情報転送	3. 91. 7. 37

3. 91. 7. 1~3. 91. 7. 32 (略)

3. 91. 7. 33 隣接網形態識別

隣接網形態識別従属パラメータのフォーマットは、図3-81-7. 33/NTT-Q763-1で示される。

8	7	6	5	4	3	2	1
従属パラメータ名 (00100010)							
従属パラメータ長							
隣接網形態識別表示							

図3-81-7. 33/NTT-Q763-1  
隣接網形態識別従属パラメータフィールド

- a) 従属パラメータ名  
隣接網形態識別 (00100010) が設定される。
- b) 従属パラメータ長  
従属パラメータの内容部のオクテット長を2進数で表わす。

次のコードが隣接網形態識別従属パラメータの内容部のフィールドで使用される。

c) 隣接網形態識別表示

00000000	予備
00000001	PHS事業者網 (依存型)
00000010	PHS事業者網 (接続型)
00000011	移動体網
00000100	国際網
00000101	地域網
00000110	中継網

表X 従属パラメータ一覧

従属パラメータコード	従属パラメータ	設定されるパラメータ	参 照
(略)	(略)	(略)	(略)
00100101	オペレータサービス特有 情報	エンド情報転送	3. 91. 7. 36

3. 91. 7. 1~3. 91. 7. 32 (略)

3. 91. 7. 33 隣接網形態識別

隣接網形態識別従属パラメータのフォーマットは、図3-81-7. 33/NTT-Q763-1で示される。

8	7	6	5	4	3	2	1
従属パラメータ名 (00100010)							
従属パラメータ長							
隣接網形態識別表示							

図3-81-7. 33/NTT-Q763-1  
隣接網形態識別従属パラメータフィールド

- a) 従属パラメータ名  
隣接網形態識別 (00100010) が設定される。
- b) 従属パラメータ長  
従属パラメータの内容部のオクテット長を2進数で表わす。

次のコードが隣接網形態識別従属パラメータの内容部のフィールドで使用される。

c) 隣接網形態識別表示

00000000	予備
00000001	予備
00000010	PHS事業者網
00000011	移動体網
00000100	国際網
00000101	地域網
00000110	中継網

00000111 総合通信事業者網  
予備

3. 91. 7. 34～3. 91. 7. 36 (略)

3. 91. 7. 37 交換機間ハンドオーバ表示

交換機間ハンドオーバ表示従属パラメータのフォーマットの例は、図3-81-7. 37/NTT-Q763-1で示される。

8	7	6	5	4	3	2	1														
従属パラメータ名 (00100110)																					
従属パラメータ長																					
予備	F	E	D	C	B	A															
<table border="1"> <tr> <td>付加情報名</td> </tr> <tr> <td>付加情報長</td> </tr> <tr> <td>付加情報1</td> </tr> <tr> <td colspan="8" style="text-align: center;">...</td> </tr> <tr> <td>付加情報名</td> </tr> <tr> <td>付加情報長</td> </tr> <tr> <td>付加情報m</td> </tr> </table>								付加情報名	付加情報長	付加情報1	...								付加情報名	付加情報長	付加情報m
付加情報名																					
付加情報長																					
付加情報1																					
...																					
付加情報名																					
付加情報長																					
付加情報m																					
n																					

図3-81-7. 37/NTT-Q763-1 交換機間ハンドオーバ表示従属パラメータフィールド

注) 「付加情報名」以降の4～nオクテットは繰り返し設定されることがある。なお、この場合のコード順序は特に規定しない。

00000111 総合通信事業者網  
その他

3. 91. 7. 34～3. 91. 7. 36 (略)

3. 91. 7. 37 削除

- a) 従属パラメータ名  
交換機間ハンドオーバー表示 (00100110) が設定される。
- b) 従属パラメータ長  
従属パラメータの内容部のオクテット長を2進数で表す。

次のコードが交換機間ハンドオーバー表示従属パラメータの内容部のフィールドで使用される。

c) 信号要素種別

ビットBA

00	起動
01	成功応答
10	失敗応答
11	予備

d) オペレーション種別

ビットFEDC

0000	予備
0001	ハンドオーバー呼接続要求
0010	ハンドオーバー呼解放要求
その他	予備

e) 付加情報名

00000000	予備
00000001	ハンドオーバー演算結果
00000010	予備
00000011	認証キー (非反転)
00000100	ハンドオーバー用在圏エリア番号
00000101	ハンドオーバー用認証エラー表示
00000110	認証種別
その他	予備

f) 付加情報長

付加情報のオクテット長を2進数で表す。

g) 付加情報

(1) 付加情報名が00000001: ハンドオーバー演算結果の場合

8	7	6	5	4	3	2	1
ハンドオーバー用演算結果							
6							
:							
n							

図3-81-7. 37A/NTT-Q763-1 付加情報名がハンドオーバー用演算結果の場合の付加情報フィールド

接続装置間ハンドオーバーで端末認証を行うための情報。

- i) ハンドオーバー用演算結果  
64ビットのビット列で表現される。

(2) 削除

(3) 付加情報名が00000011:認証キー(非反転)の場合

8	7	6	5	4	3	2	1
認証キー (非反転)							
6							
:							
n							

図3-81-7. 37C/NTT-Q763-1 付加情報名が認証キー(非反転)の場合の付加情報フィールド

PHSサービスで端末認証を行う場合に利用されるキー情報。

- i) 認証キー(非反転)  
64ビットのビット列で表現される。

(4) 付加情報名が00000100:ハンドオーバー用在圏エリア番号の場合

8	7	6	5	4	3	2	1
予備							
第2アドレス情報				第1アドレス情報			
-							
ファイラー (必要な場合)				第Nアドレス情報			

図3-8 1-7. 3 7 D / N T T - Q 7 6 3 - 1 付加情報名がハンドオーバー用在圏エリア番号の場合の付加情報フィールド

接続装置間ハンドオーバー時の在圏エリア情報。

i) 奇数/偶数表示

- 0 アドレス情報の桁数が偶数
- 1 アドレス情報の桁数が奇数

ii) アドレス情報

- 0 0 0 0 デイジット0
- 0 0 0 1 デイジット1
- 0 0 1 0 デイジット2
- 0 0 1 1 デイジット3
- 0 1 0 0 デイジット4
- 0 1 0 1 デイジット5
- 0 1 1 0 デイジット6
- 0 1 1 1 デイジット7
- 1 0 0 0 デイジット8
- 1 0 0 1 デイジット9
- その他 予備

iii) ファイラー

アドレス情報の桁数が奇数の場合、ファイラーコード“0000”が最後のアドレス情報の後に挿入される。

(5) 付加情報名が00000101：ハンドオーバー用認証エラー表示の場合

8	7	6	5	4	3	2	1
クラス		形式	エラーバリエータグ				
0	0	0	0	0	0	1	0
		パラメータ長					
0	0	0	0	0	0	0	1
ハンドオーバー用認証エラー値							

図3-81-7. 37E/NTT-Q763-1 付加情報名がハンドオーバー用認証エラー表示の場合の付加情報フィールド

接続装置間ハンドオーバー時の認証実施時におけるエラー表示。

- i) ハンドオーバー用認証エラー値  
 6～8オクテットについては、JT-Q950の規定に基づき以下のリターンエラー値を設定する。
- |   |   |   |   |   |   |   |         |
|---|---|---|---|---|---|---|---------|
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 利用不可    |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 情報内容不十分 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 無効な呼状態  |

(6) 付加情報名が00000110：認証種別の場合

8	7	6	5	4	3	2	1
認証種別							

図3-81-7. 37F/NTT-Q763-1 付加情報名が認証種別の場合の付加情報フィールド

PHSサービスで端末認証を行う場合の認証方法を指定するための情報。

- i) 認証種別  
 0000001 NTT  
 その他 予備

3. 91. 9～3. 103 (略)

3. 104 課金情報

課金情報パラメータフィールドのフォーマットを、図3-98/NTT-Q763-1に示す。

図3-98/NTT-Q763-1 【技別4に準拠する】

フィールド構成は、課金情報種別パラメータの値がNTT-Q763-1で規定されている以外の場合は、網毎に規定する。

(1)～(4) (略)

(5) 課金情報種別パラメータ値が0000100の場合 【技別4に準拠する】

(6) 課金情報種別パラメータ値が0000101の場合

課金情報パラメータフィールドのフォーマットを、図3-99N/NTT-Q763-1に示す。

8	7	6	5	4	3	2	1
予備				情報送信/受信種別			
1				料金算定情報種別			
2				料金算定情報種別長			
3				料金算定情報			
4				予備			
n				予備			

図3-99N/NTT-Q763-1 課金情報パラメータフィールド

a) 情報送信/受信種別

000 予備

001 情報送信 (受信時報告必要)

010 情報送信 (報告不要)

011 情報受信

その他 予備

b) 料金算定情報種別

0000000 予備

0000001 着POI-MAC (正規化MACコード)

0000010 端末在圏MA

1111111 料金算定情報なし

その他 予備

3. 91. 9～3. 103 (略)

3. 104 課金情報

課金情報パラメータフィールドのフォーマットを、図3-98/NTT-Q763-1に示す。

図3-98/NTT-Q763-1 【技別4に準拠する】

フィールド構成は、課金情報種別パラメータの値がNTT-Q763-1で規定されている以外の場合は、網毎に規定する。

(1)～(4) (略)

(5) 削除

(6) 削除

(注) 「料金算定情報種別」以降が同一パラメータ内に繰り返し設定される  
ことがある。

- c) 料金算定情報種別長  
料金算定情報のオクテット長をバイナリで表す。
- d) 料金算定情報  
1. 料金算定情報種別が00000001の場合

8	7	6	5	4	3	2	1
着POI-MAC (LSB)							
4 a	予備						
4 b	(MSB)						

図3-990/NTT-Q763-1 料金算定情報フィールド

- 2. 料金算定情報種別が00000010の場合

8	7	6	5	4	3	2	1
4 a	予備						
4 b	第2情報			第1情報			
4 n	ファイラー (必要な場合)			端末在圏MA 第n情報			

図3-99P/NTT-Q763-1 料金算定情報フィールド

- a) 着POI-MAC  
着ユーザの在圏MACが2オクテットのバイナリで表現される。
- b) 奇数/偶数表示  
0 端末在圏MA桁数が偶数  
1 端末在圏MA桁数が奇数
- c) 端末在圏MA  
0000 デイジット0  
└  
1001 デイジット9
- d) ファイラー

桁数が奇数の着信地域情報の場合、ファイラーコード“0000”が最後の端末



在圈MAの後に挿入される。▲

【技別4では▼▲を規定していない】

3. 105 課金情報種別

課金情報種別パラメータフィールドのフィールドを、図3-100/NTT-Q763-1に示す。

図3-100/NTT-Q763-1 【技別4に準拠する】

次のコードが課金情報種別パラメータフィールドで使用される。

00000000 ▼KDD・国際自即公衆▲

【技別4とは▼▲の規定が異なる】

00000001 国際自即公衆

00000010 柔軟課金

00000011 応用課金レート転送

00000100 NTT網接続型PHS

00000101 ▼料金算定情報

00000110

網固有情報

10000000 ▲

【技別4とは▼▲の規定が異なる】

(略)

3. 106~3. 111. 1 (略)

3. 111. 2 リダイレクション理由

リダイレクション理由パラメータのフォーマットは、図3-81-10/NTT-Q763-1で示される。

8	7	6	5	4	3	2	1
H	G	F	E	D	C	B	A

図3-81-10/NTT-Q763-1 リダイレクション理由パラメータフィールド

リダイレクション理由  
ビットGFEDCBA

3. 105 課金情報種別

課金情報種別パラメータフィールドのフィールドを、図3-100/NTT-Q763-1に示す。

図3-100/NTT-Q763-1 【技別4に準拠する】

次のコードが課金情報種別パラメータフィールドで使用される。

00000000 ▼KDD・国際自即公衆▲

【技別4とは▼▲の規定が異なる】

00000001 国際自即公衆

00000010 柔軟課金

00000011 応用課金レート転送

00000100

網固有情報

10000000

(略)

3. 106~3. 111. 1 (略)

3. 111. 2 リダイレクション理由

リダイレクション理由パラメータのフォーマットは、図3-81-10/NTT-Q763-1で示される。

8	7	6	5	4	3	2	1
H	G	F	E	D	C	B	A

図3-81-10/NTT-Q763-1 リダイレクション理由パラメータフィールド

リダイレクション理由  
ビットGFEDCBA

0 0 0 0 0 0 0 0 予備  
 0 0 0 0 0 0 0 1 予備  
 1 1 1 1 0 1 1  
 1 1 1 1 1 0 0 災害対策用全国利用型伝言ダイヤル  
 1 1 1 1 1 0 1 依存型PHS接続  
 1 1 1 1 1 1 0 番号ポータビリテイ  
 1 1 1 1 1 1 1 予備

ビットH：予備 ▲

【技別4では▼▲を規定していない】

3. 1 1 2 ~ 3. 1 1 7 (略)

4. I SDNユーザ部メッセージとコード  
 (略)

表4-1/NTT-Q763-1 (略)

表4-2/NTT-Q763-1  
 メッセージ種別：応答 (ANM)

パラメータ (略)	参照節 (略)	タイプ (略)	長さ (オクテット) (略)
エンド情報転送 (従属パラメータ)	3.91.6	O	3~128
N SP 設定情報	3.91.7.25		3~64
番号変換履歴	3.91.7.26		3~64
着ユーザ付加サービス情報	3.91.7.30		4
交換機間ハンドオーバー表示	3.91.7.37		3~89
グローバル情報 (従属パラメータ)	3.91.5	O	3~128
第1衛星チャネル表示	3.91.7.8		7~30
第2衛星チャネル表示	3.91.7.9		7~30
着信拒否遭遇呼	3.91.7.21		3
第2網機能種別	3.91.7.7		4
(略)	(略)	(略)	(略)

(注1) 35オクテットまでのみを提供する網がある。

(注2) このパラメータは最大10回繰り返されることがある。

【技別4では▼▲を規定していない】

0 0 0 0 0 0 0 0 予備  
 0 0 0 0 0 0 0 1 予備  
 1 1 1 1 0 1 1  
 1 1 1 1 1 0 0 災害対策用全国利用型伝言ダイヤル  
 1 1 1 1 1 0 1 予備  
 1 1 1 1 1 1 0 番号ポータビリテイ  
 1 1 1 1 1 1 1 予備

ビットH：予備 ▲

【技別4では▼▲を規定していない】

3. 1 1 2 ~ 3. 1 1 7 (略)

4. I SDNユーザ部メッセージとコード  
 (略)

表4-1/NTT-Q763-1 (略)

表4-2/NTT-Q763-1  
 メッセージ種別：応答 (ANM)

パラメータ (略)	参照節 (略)	タイプ (略)	長さ (オクテット) (略)
エンド情報転送 (従属パラメータ)	3.91.6	O	3~128
N SP 設定情報	3.91.7.25		3~64
番号変換履歴	3.91.7.26		3~64
着ユーザ付加サービス情報	3.91.7.30		4
グローバル情報 (従属パラメータ)	3.91.5	O	3~128
第1衛星チャネル表示	3.91.7.8		7~30
第2衛星チャネル表示	3.91.7.9		7~30
着信拒否遭遇呼	3.91.7.21		3
第2網機能種別	3.91.7.7		4
(略)	(略)	(略)	(略)

(注1) 35オクテットまでのみを提供する網がある。

(注2) このパラメータは最大10回繰り返されることがある。

【技別4では▼▲を規定していない】

表4-3/NTT-Q763-1～表4-11/NTT-Q763-1 (略)

表4-12/NTT-Q763-1  
メッセージ種別：アドレス (I AM)

パラメータ (略)	参照節 (略)	タイプ (略)	長さ (オクテット) (略)
エンド情報転送 (従属パラメータ)	3.91.6	O	3～128
機能レベル表示	3.91.7.1		3
CUG接続制御	3.91.7.6		3
通信中発信呼表示	3.91.7.10		3
発ユーザ番号	3.91.7.11		4～12
着ユーザ番号	3.91.7.12		4～14
オプション転送情報	3.91.7.13		3
転送元ユーザ番号	3.91.7.14		4～12
着信指示用音源種別	3.91.7.15		3～5
第1着ユーザ番号	3.91.7.20		4～14
隣接網形態種別	3.91.7.33		3
クラス符号	3.91.7.24		3
オペレータサービス特有情 報	3.91.7.36		3～17
交換機間ハンドオーバー表示	3.91.7.37		3～89
グローバル情報 (従属パラメータ)	3.91.5	O	3～128
第2網機能種別	3.91.7.7		4
第1衛星チャネル表示	3.91.7.8		7～30
第2衛星チャネル表示	3.91.7.9		7～30
閉番号区域内呼表示	3.91.7.16		3
回線優先クラス	3.91.7.29		3
網特有ロケーション番号	3.91.7.28		5～14
ポータビリティ番号	3.91.7.32		4～14
(略)	(略)	(略)	(略)

【注】このパラメータは最大10回繰り返されることがある。

【技別4では▼▲を規定していない】

表4-3/NTT-Q763-1～表4-11/NTT-Q763-1 (略)

表4-12/NTT-Q763-1  
メッセージ種別：アドレス (I AM)

パラメータ (略)	参照節 (略)	タイプ (略)	長さ (オクテット) (略)
エンド情報転送 (従属パラメータ)	3.91.6	O	3～128
機能レベル表示	3.91.7.1		3
CUG接続制御	3.91.7.6		3
通信中発信呼表示	3.91.7.10		3
発ユーザ番号	3.91.7.11		4～12
着ユーザ番号	3.91.7.12		4～14
オプション転送情報	3.91.7.13		3
転送元ユーザ番号	3.91.7.14		4～12
着信指示用音源種別	3.91.7.15		3～5
第1着ユーザ番号	3.91.7.20		4～14
隣接網形態種別	3.91.7.33		3
クラス符号	3.91.7.24		3
オペレータサービス特有情 報	3.91.7.36		3～17
グローバル情報 (従属パラメータ)	3.91.5	O	3～128
第2網機能種別	3.91.7.7		4
第1衛星チャネル表示	3.91.7.8		7～30
第2衛星チャネル表示	3.91.7.9		7～30
閉番号区域内呼表示	3.91.7.16		3
回線優先クラス	3.91.7.29		3
網特有ロケーション番号	3.91.7.28		5～14
ポータビリティ番号	3.91.7.32		4～14
(略)	(略)	(略)	(略)

【注】このパラメータは最大10回繰り返されることがある。

【技別4では▼▲を規定していない】

表 4-13/NTT-Q 763-1  
メッセージ種別：切断 (REL)

パラメータ (略)	参照節 (略)	タイプ (略)	長さ (オクテット) (略)
エンド情報転送 (従属パラメータ)	3.91.6	O	3～128
CUG接続制御	3.91.7.6		3
着ユーザ番号	3.91.7.12		4～14
ガイダンス通知拒否表示	3.91.7.23		4
網特有事業者情報	3.91.7.34		5～64
交換機間ハンドオーバー表示	3.91.7.37		3～89
グローバル情報 (従属パラメータ)	3.91.5	O	3～242
網状態	3.91.7.17		6～16
詳細理由	3.91.7.18		3～16
I AM情報	3.91.7.27		33～240
ポータビリティ番号	3.91.7.32		4～14▲
(略)	(略)	(略)	(略)

▼ (注1) 国内用のみ

(注X) 関門局 (IGS、SZC) が、他事業者網内で生成されたRELを中継する時に当社/

他事業者切り分けのため本パラメータを設定する。 ▲

(注▼Y▲) サービス活性化パラメータのファイチャーコードが「リルーチング要求」の場合に、本パラメータが設定される。

【技別 4 では▼▲を規定していない】

(略)

表 4-13/NTT-Q 763-1  
メッセージ種別：切断 (REL)

パラメータ (略)	参照節 (略)	タイプ (略)	長さ (オクテット) (略)
エンド情報転送 (従属パラメータ)	3.91.6	O	3～128
CUG接続制御	3.91.7.6		3
着ユーザ番号	3.91.7.12		4～14
ガイダンス通知拒否表示	3.91.7.23		4
網特有事業者情報	3.91.7.34		5～64
グローバル情報 (従属パラメータ)	3.91.5	O	3～242
網状態	3.91.7.17		6～16
詳細理由	3.91.7.18		3～16
I AM情報	3.91.7.27		33～240
ポータビリティ番号	3.91.7.32		4～14▲
(略)	(略)	(略)	(略)

▼ (注1) 国内用のみ

(注X) 関門局 (IGS、SZC) が、他事業者網内で生成されたRELを中継する時に当社/

他事業者切り分けのため本パラメータを設定する。 ▲

(注▼Y▲) サービス活性化パラメータのファイチャーコードが「リルーチング要求」の場合に、本パラメータが設定される。

【技別 4 では▼▲を規定していない】

(略)

技術的条件集別表5 接続シーケンス

シーケンスパスパターン一覧

シーケンス パターン	シーケンス分類	記事
(略)	(略)	(略)
PT-LX	(略)	(略)
PT-MX	公衆用基地局-デジタル網間	活用型PHS系端末機器接続
PT-OX	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

\*1、\*2 (略)

PT-A1~PT-L12 (略)

技術的条件集別表5 接続シーケンス

シーケンスパスパターン一覧

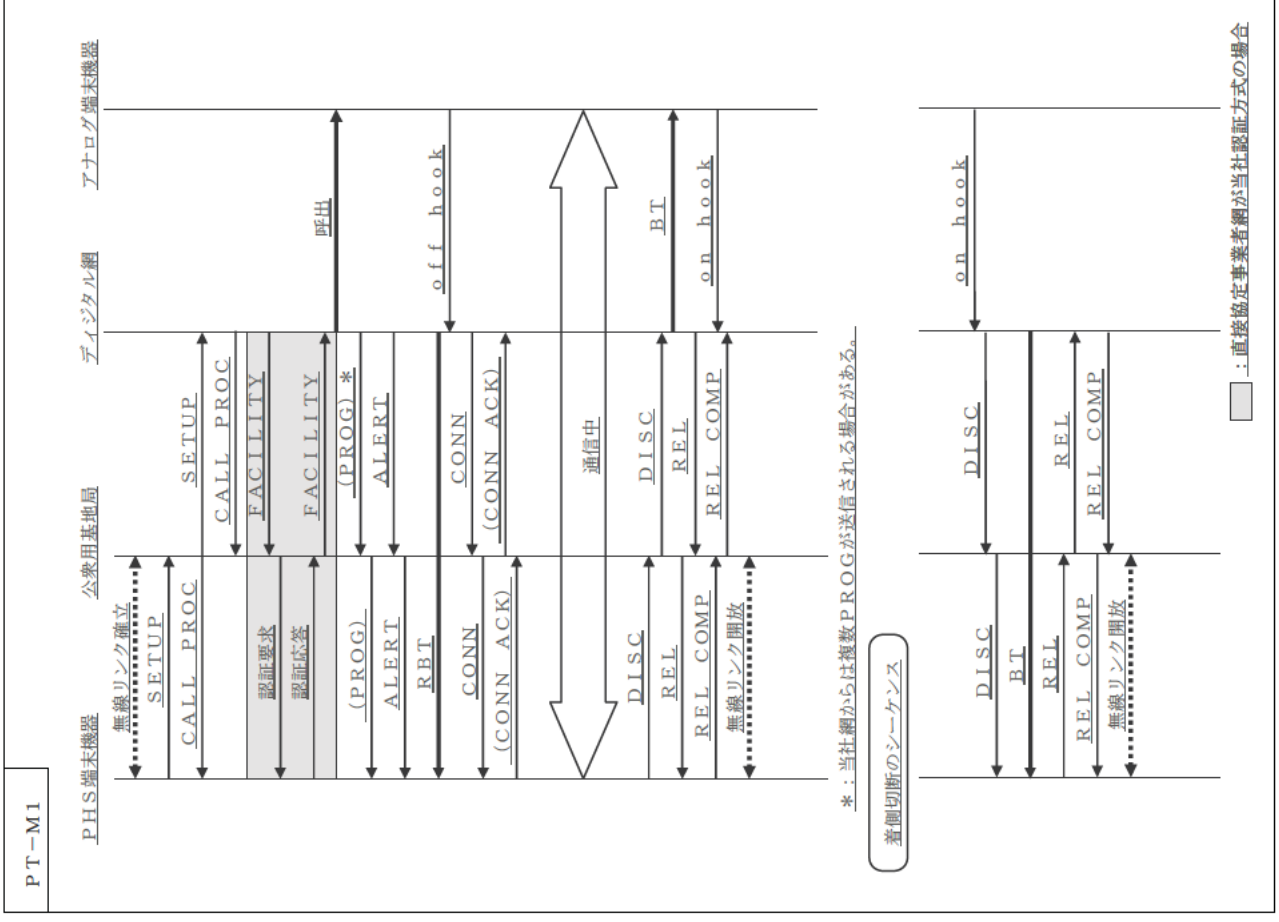
シーケンス パターン	シーケンス分類	記事
(略)	(略)	(略)
PT-LX	(略)	(略)
PT-MX	削除	削除
PT-OX	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

\*1、\*2 (略)

PT-A1~PT-L12 (略)

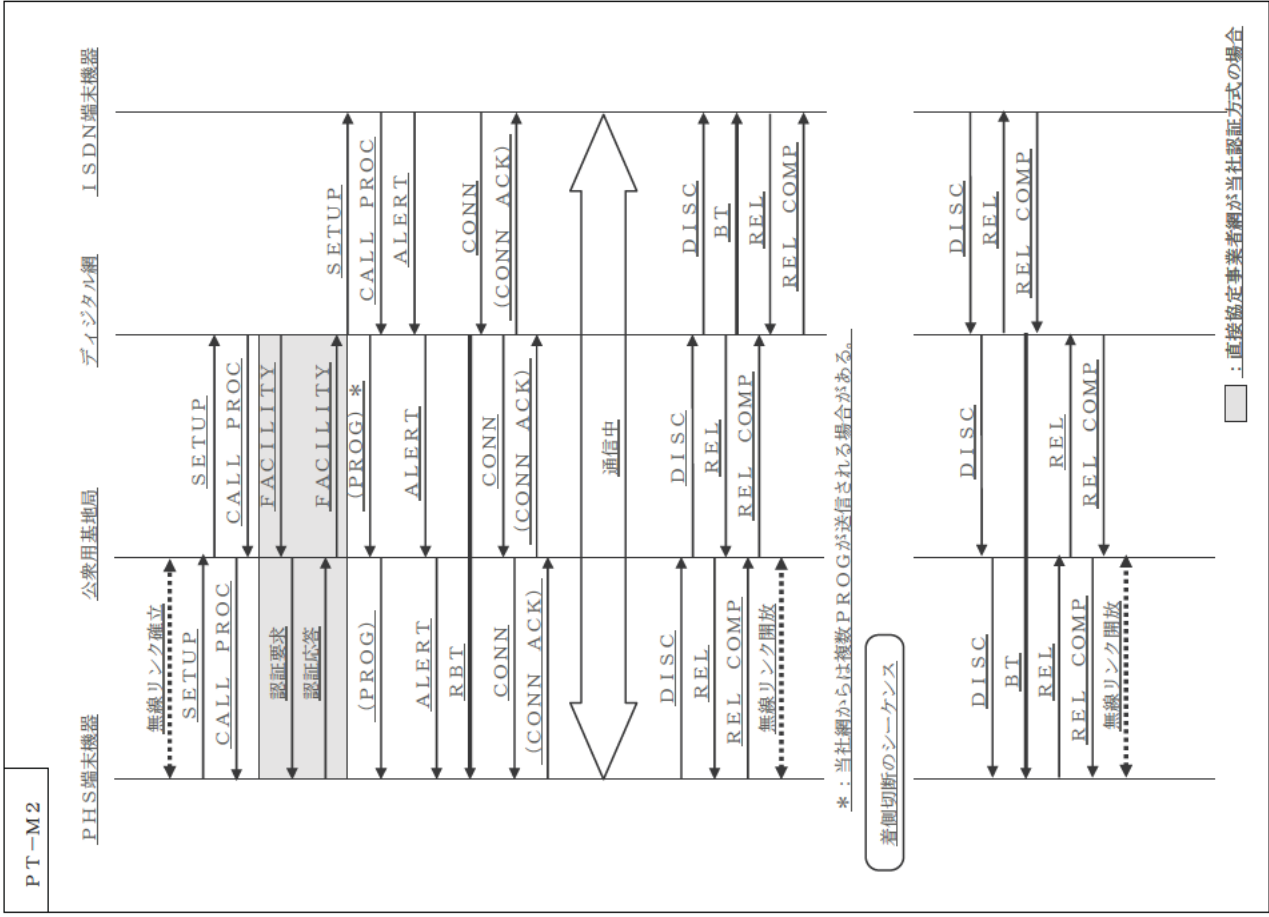
PT-M1

削除



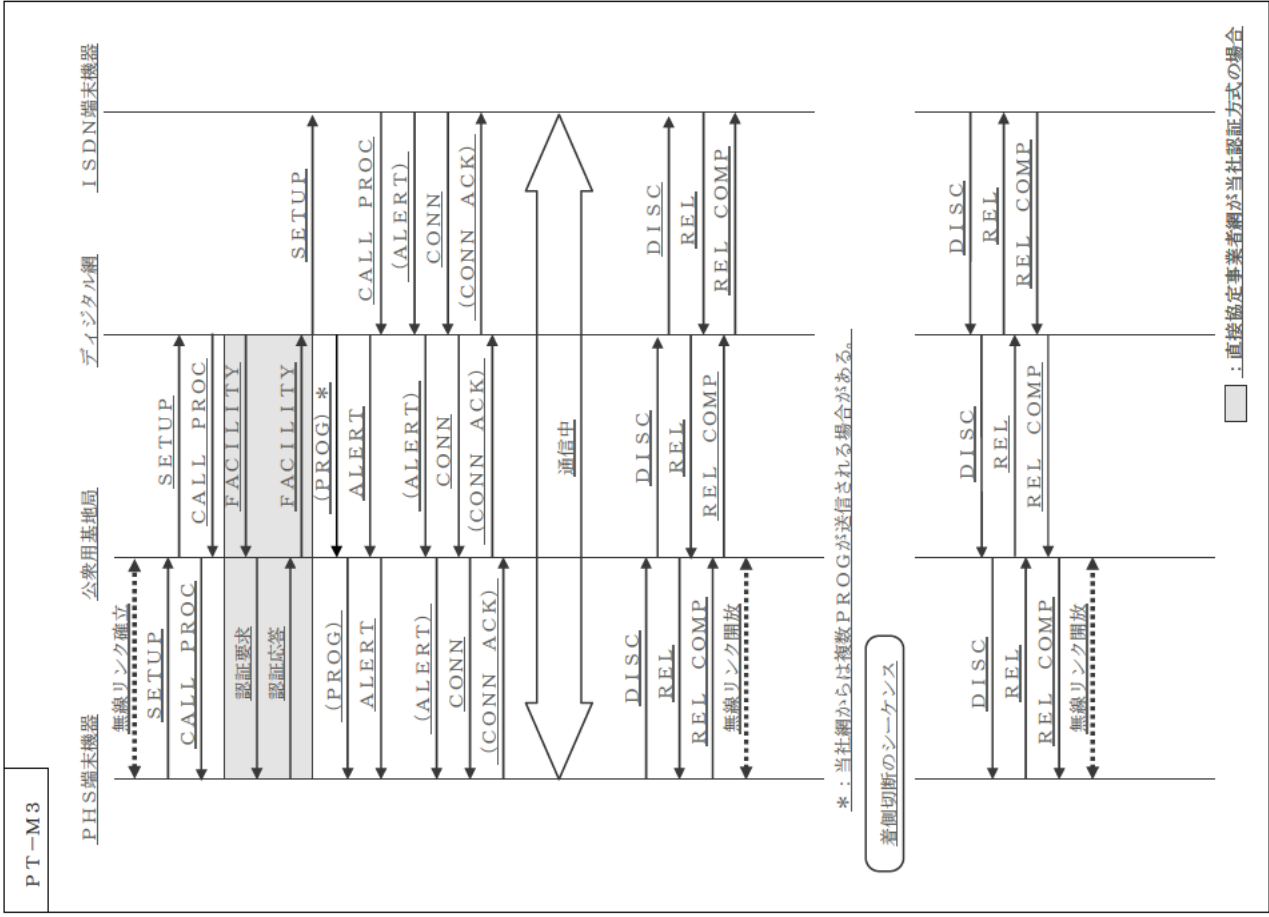
PT-M2

削除



PT-M3

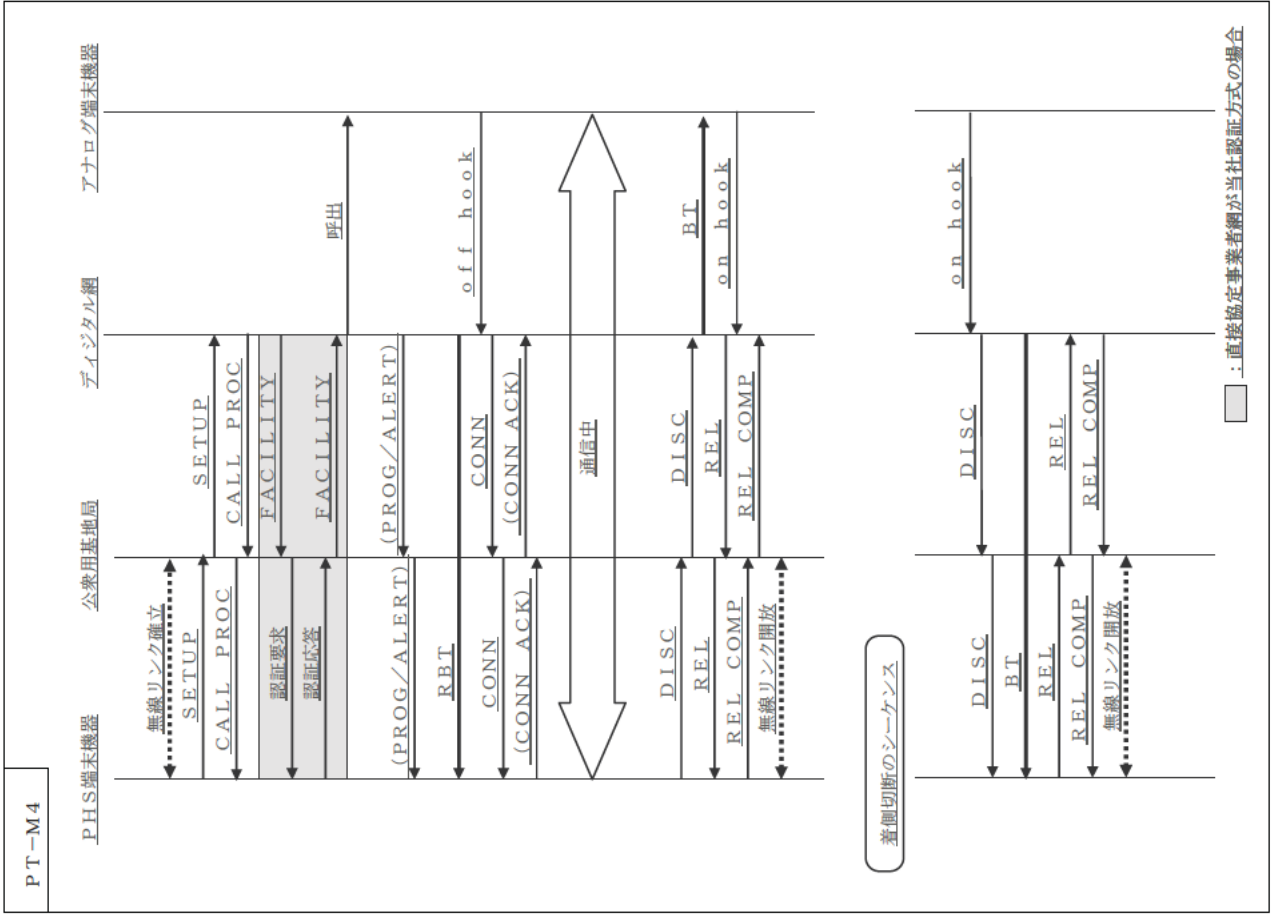
削除





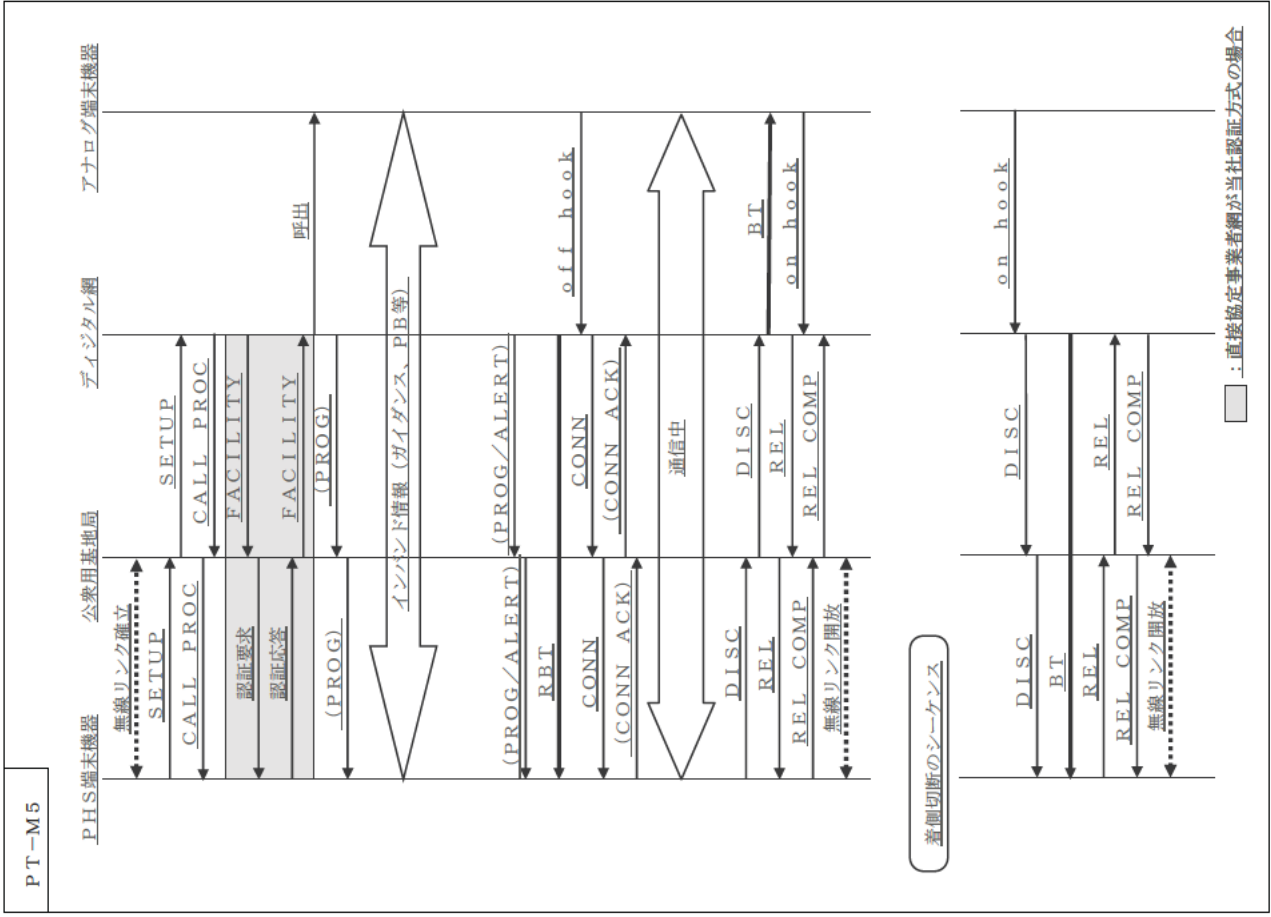
PT-M4

削除



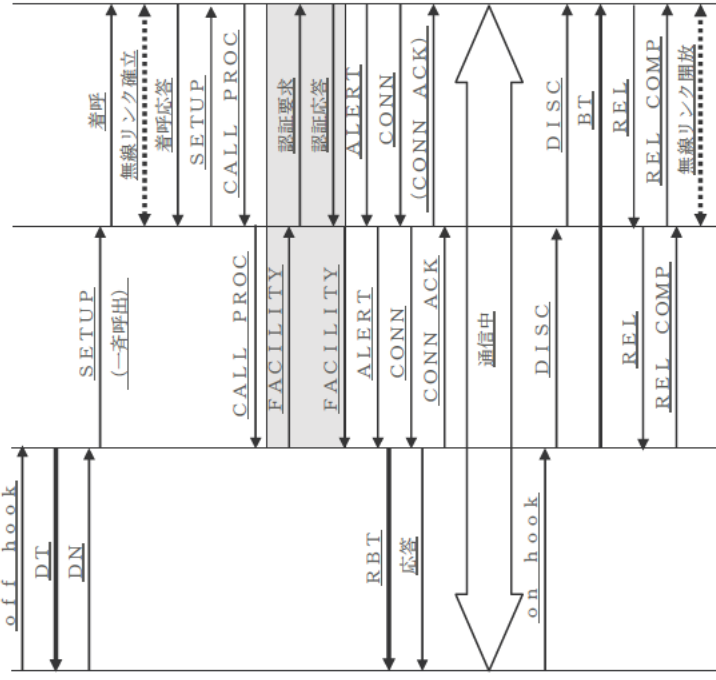
PT-M5

削除

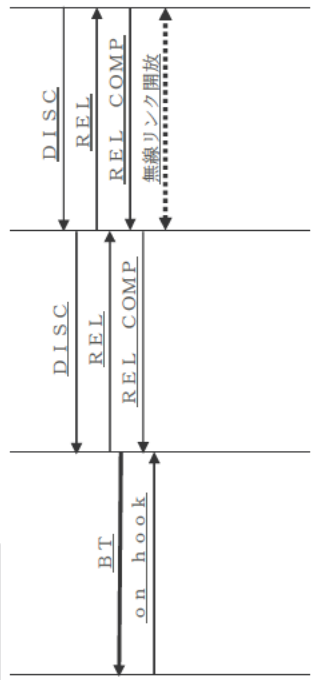


PT-M6

アナログ端末機器    デジタル網    公用基地局    PHS端末機器



着側切断のシーケンス



■ : 直接協定事業者網が当社認証方式の場合

PT-M6

削除

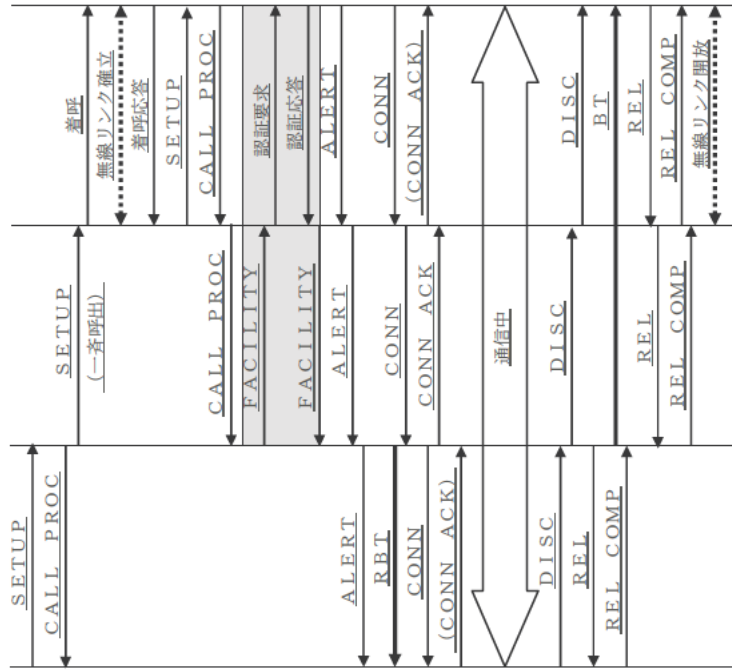
PT-M7

I SDN端末機器

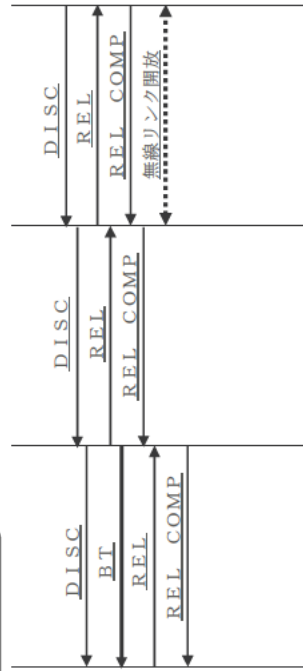
デジタル網

公衆用基地局

PHS端末機器



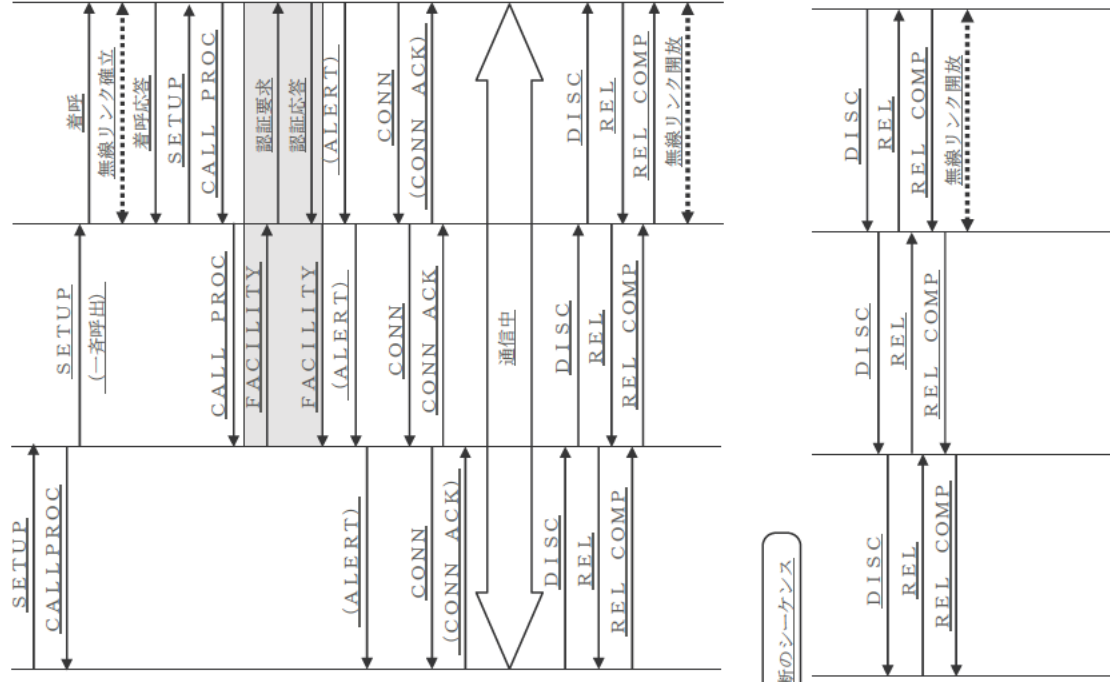
着信切断のシーケンス



■ : 直接協定事業者網が当社認証方式の場合

PT-M7

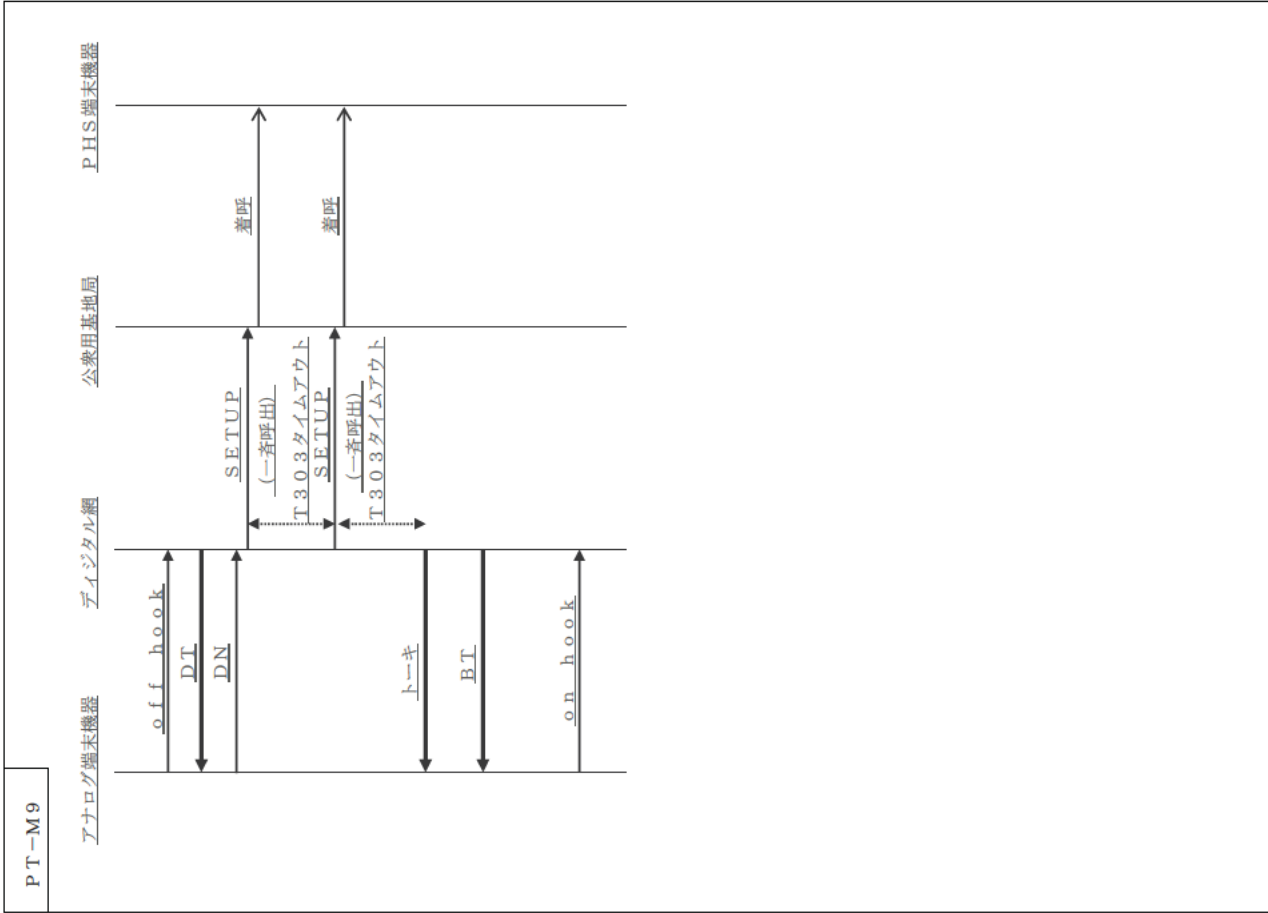
削陸



着側切断のシーケンス

■ : 直接協定事業者網が当社認証方式の場合

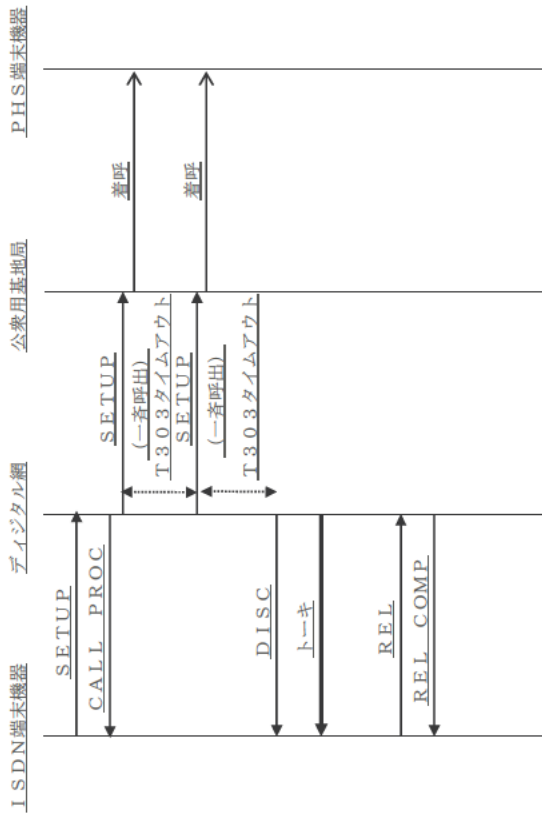
PT-M9  
削除



PT-M10

削除

PT-M10



PT-M11

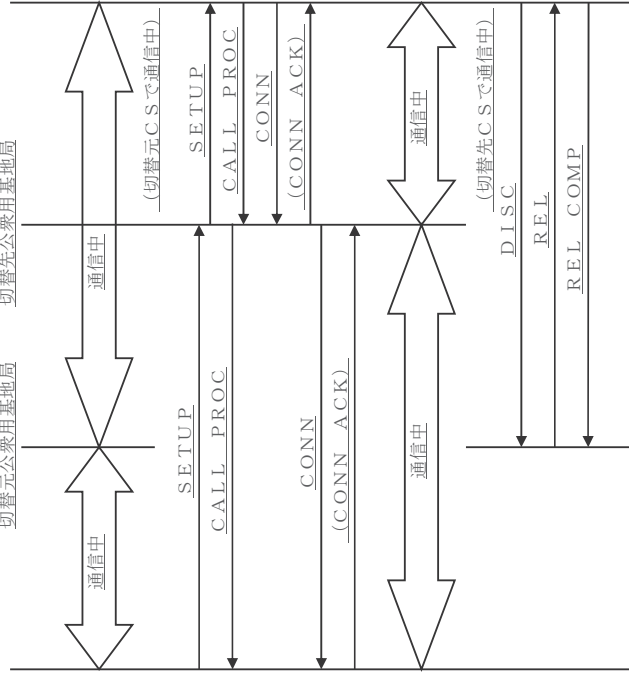
PHS端末機器

切替元公衆用基地局

直接協定事業者網

切替先公衆用基地局

デジタル網



以下のシーケンスは各適用型PHS網発信のシーケンスに同じ

PT-M11

削除

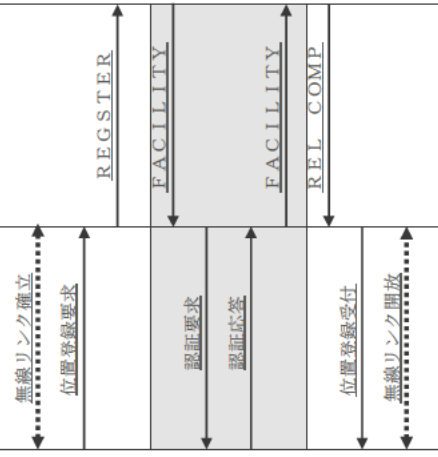


PT-M12

削除

PT-M12

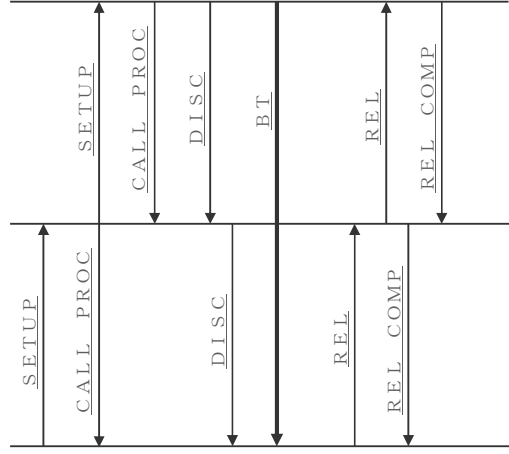
PHS端末機器 公衆用基地局 デジタル網



■ : 直接協定事業者網が当社認証方式の場合

PT-M13

PHS 端末機器      公衆用基地局      デジタル網

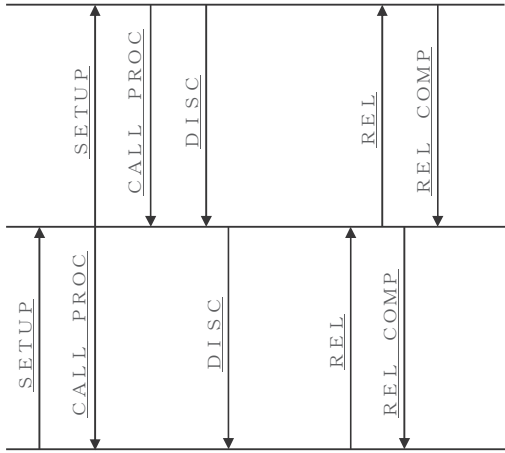


PT-M13

削除

PT-M14

PHS 端末機器      公衆用基地局      デジタル網

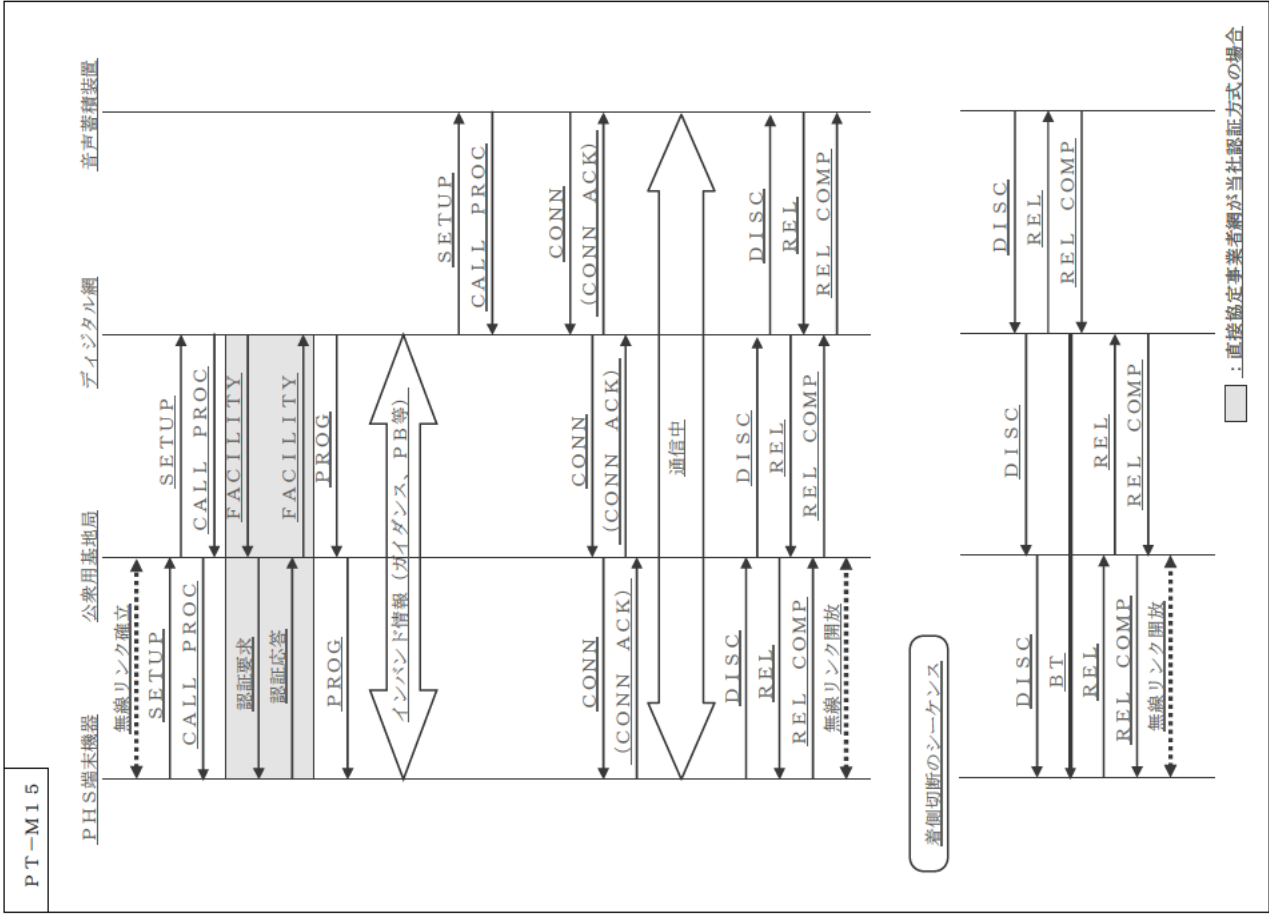


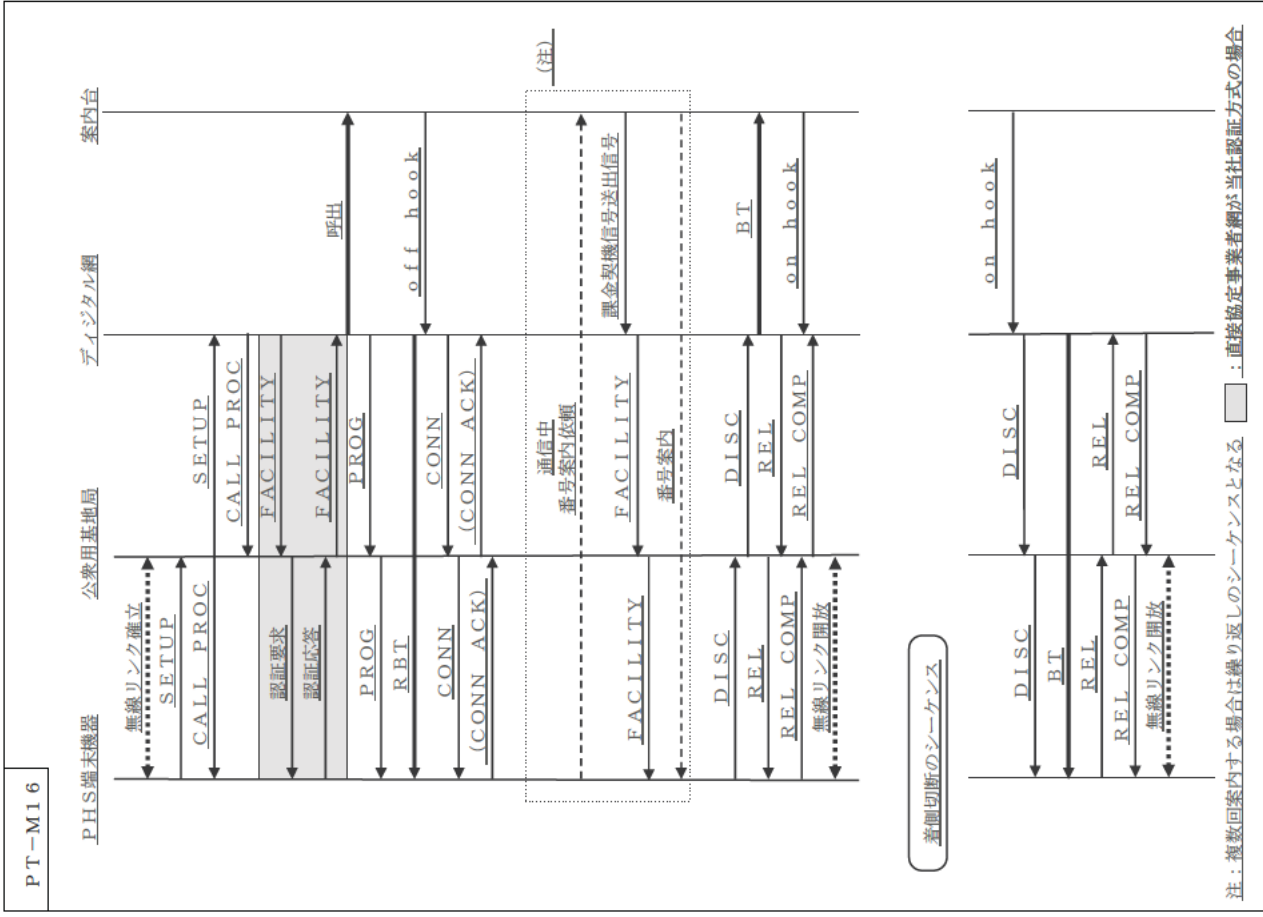
PT-M14

削除

PT-M15

削除





PT-M17

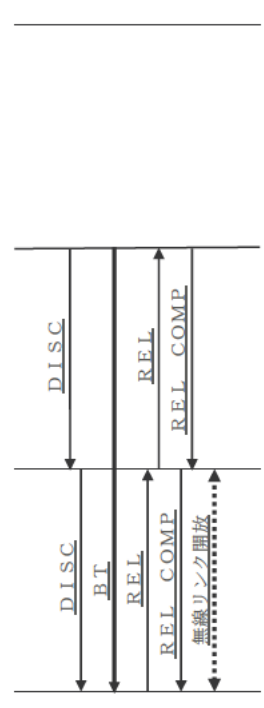
削除

PT-M17

PHS端末機器 公衆用基地局 デジタル網 案内台



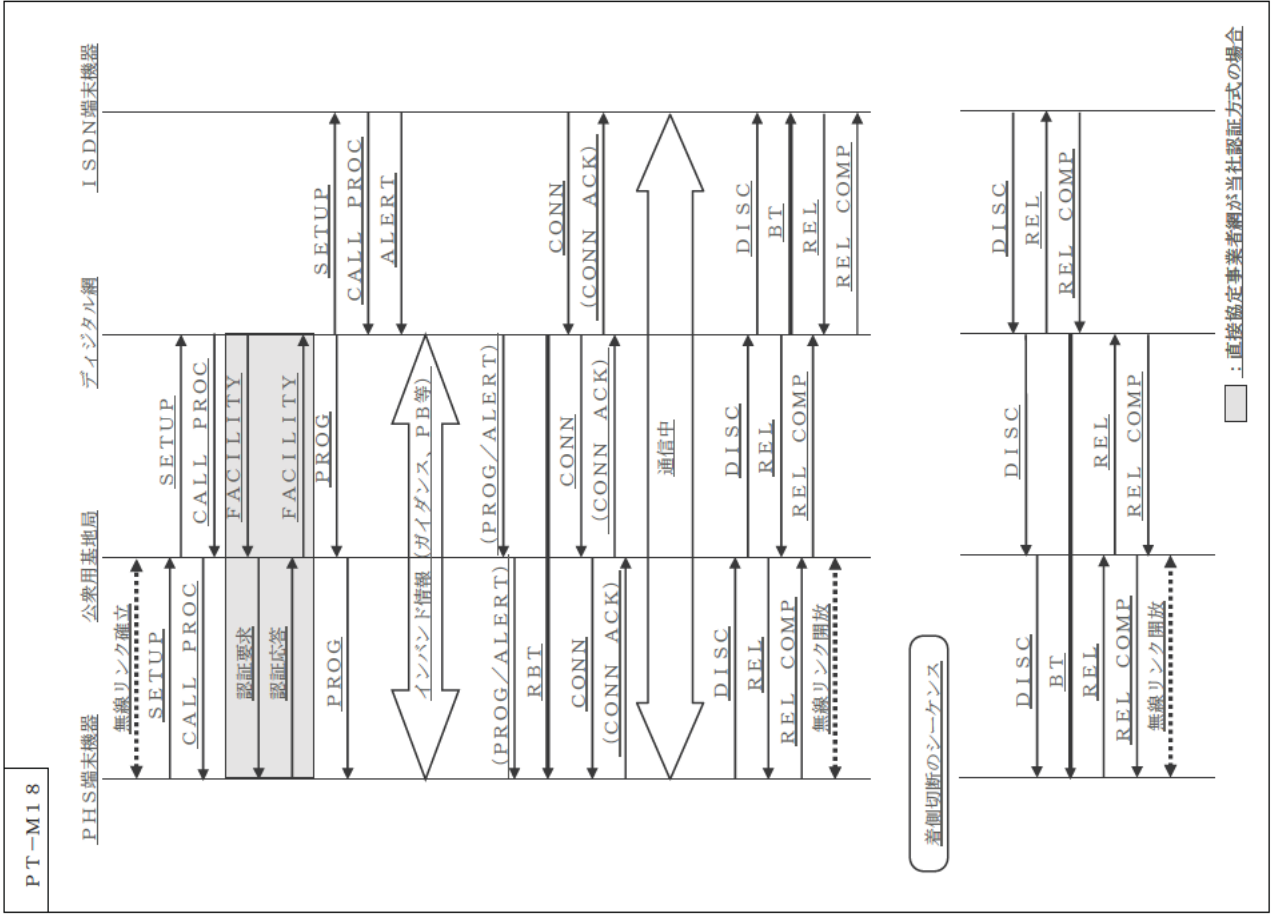
着御切断のシーケンス



■ : 直接協定事業者網が当社認証方式の場合

PT-M18

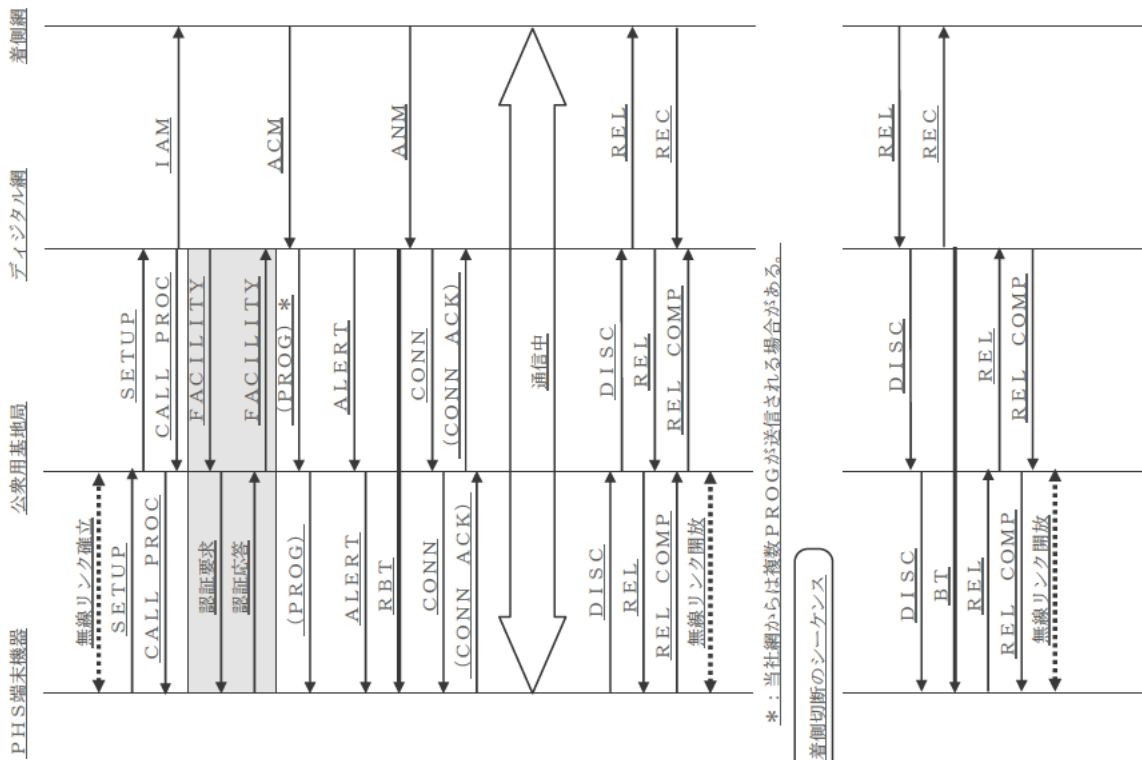
削除



PT-M19

削除

PT-M19



\* : 当社網からは複数PROGが送信される場合がある。

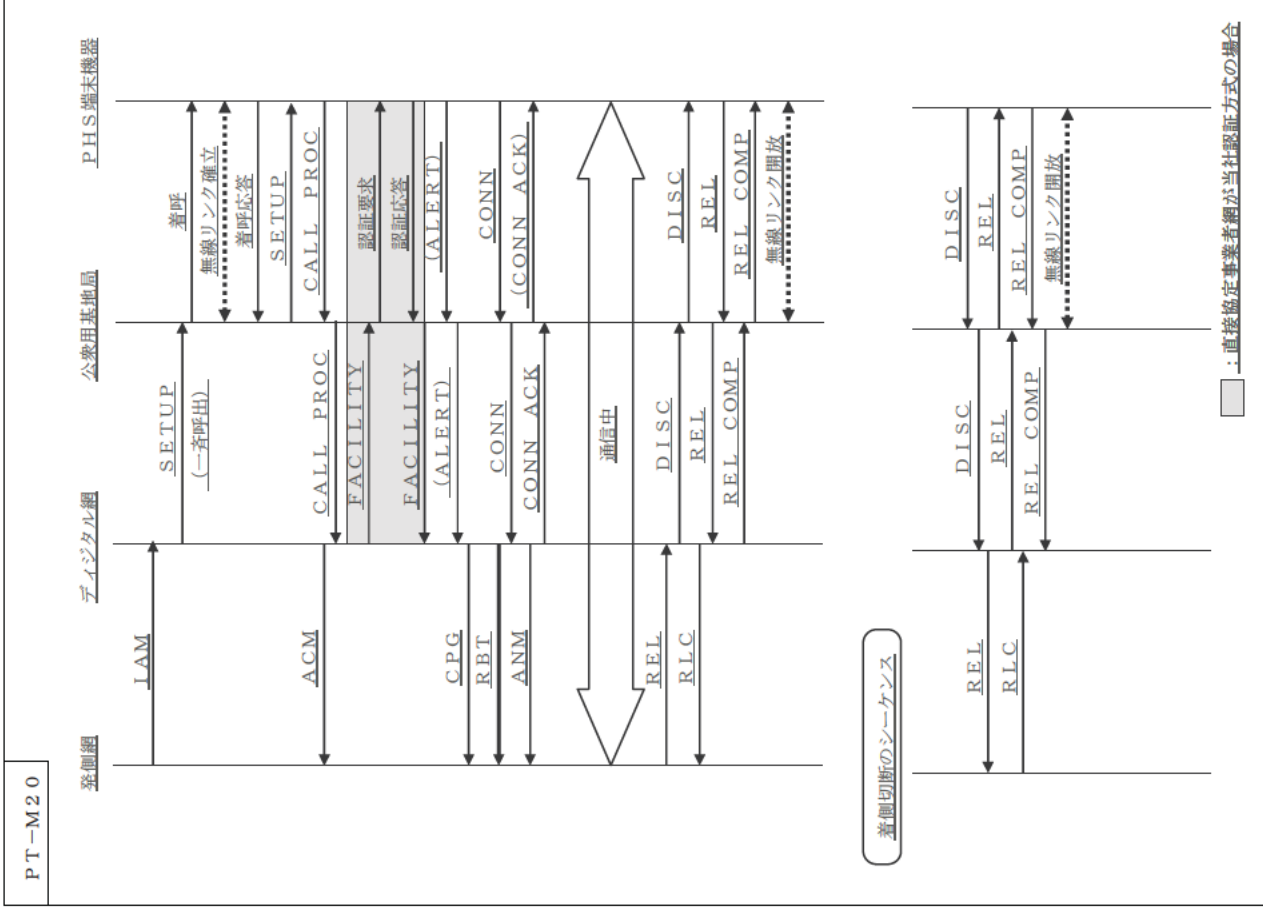
着側切断のシーケンス

■ : 直接協定事業者網が当社認証方式の場合



PT-M20

削除



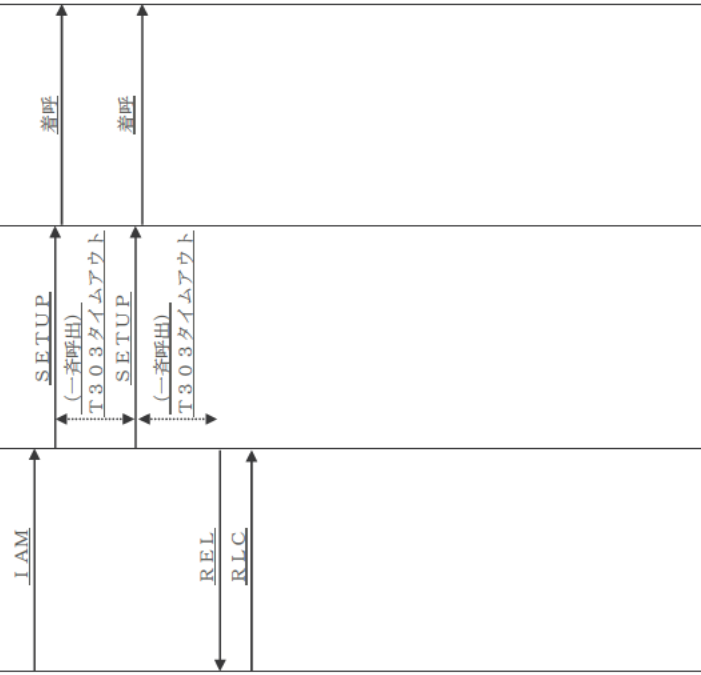
PT-M21

発側網

デジタル網

公衆用基地局

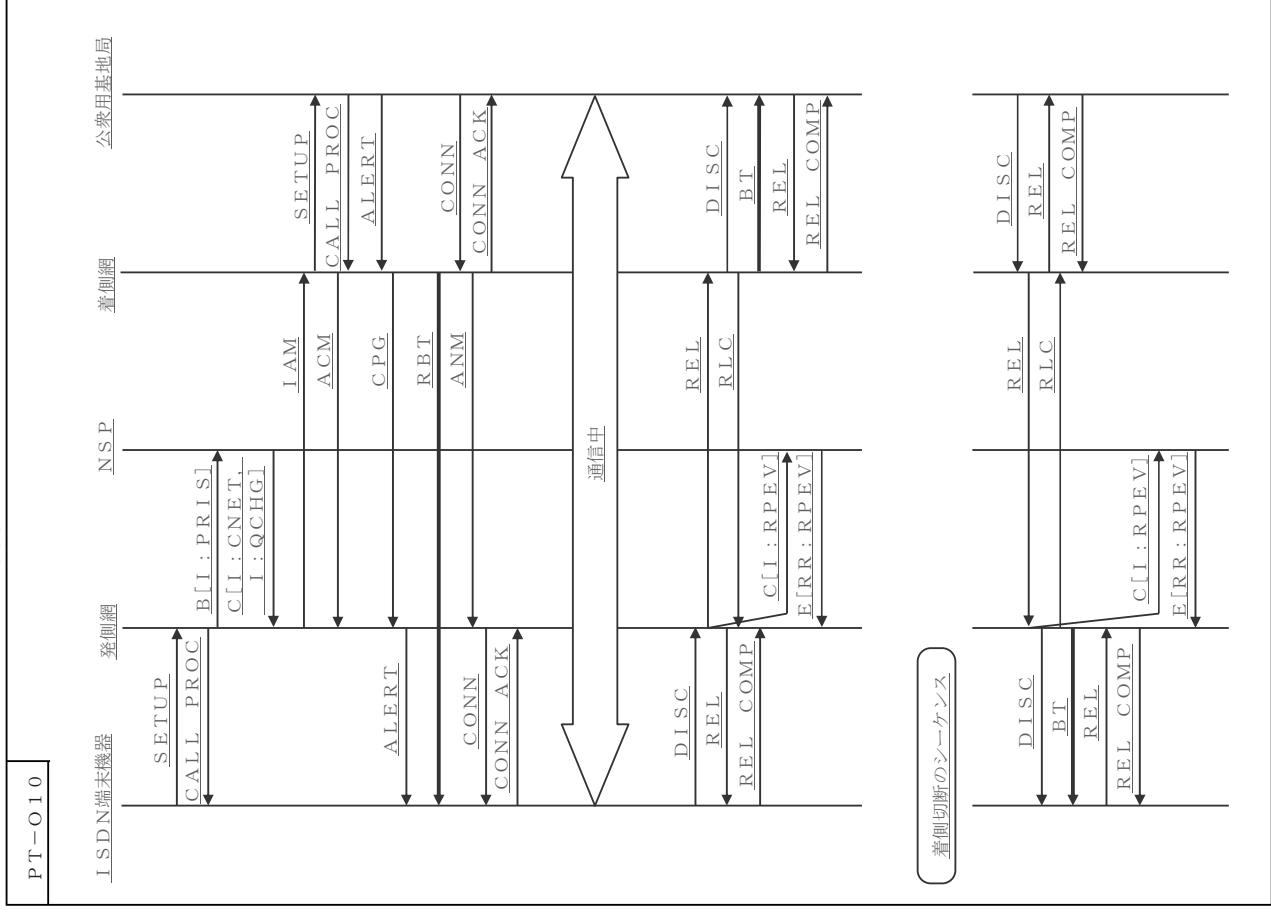
PHS端末機器



PT-M21

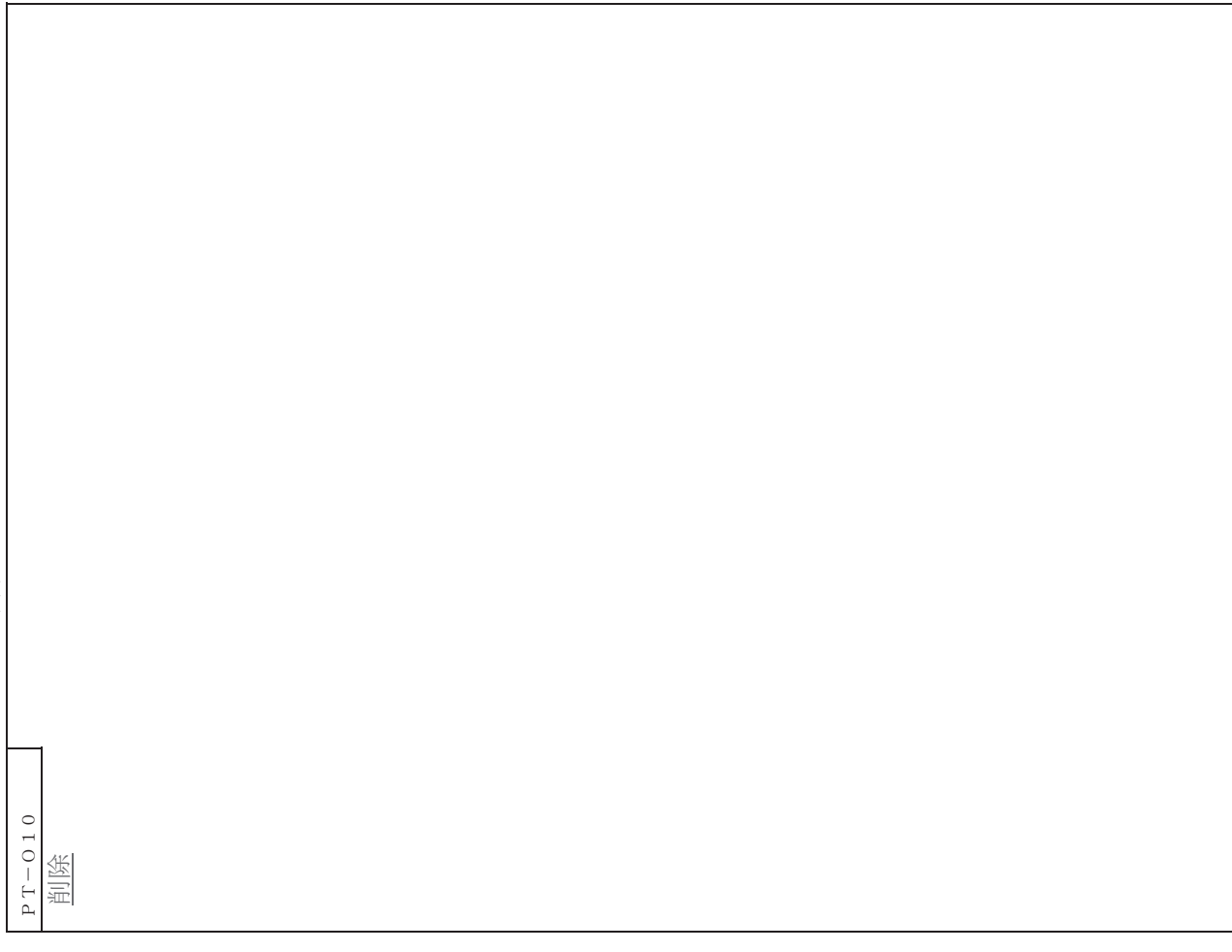
削除

PT-01~PT-09 (略)



着側網のシーケンス

PT-01~PT-09 (略)



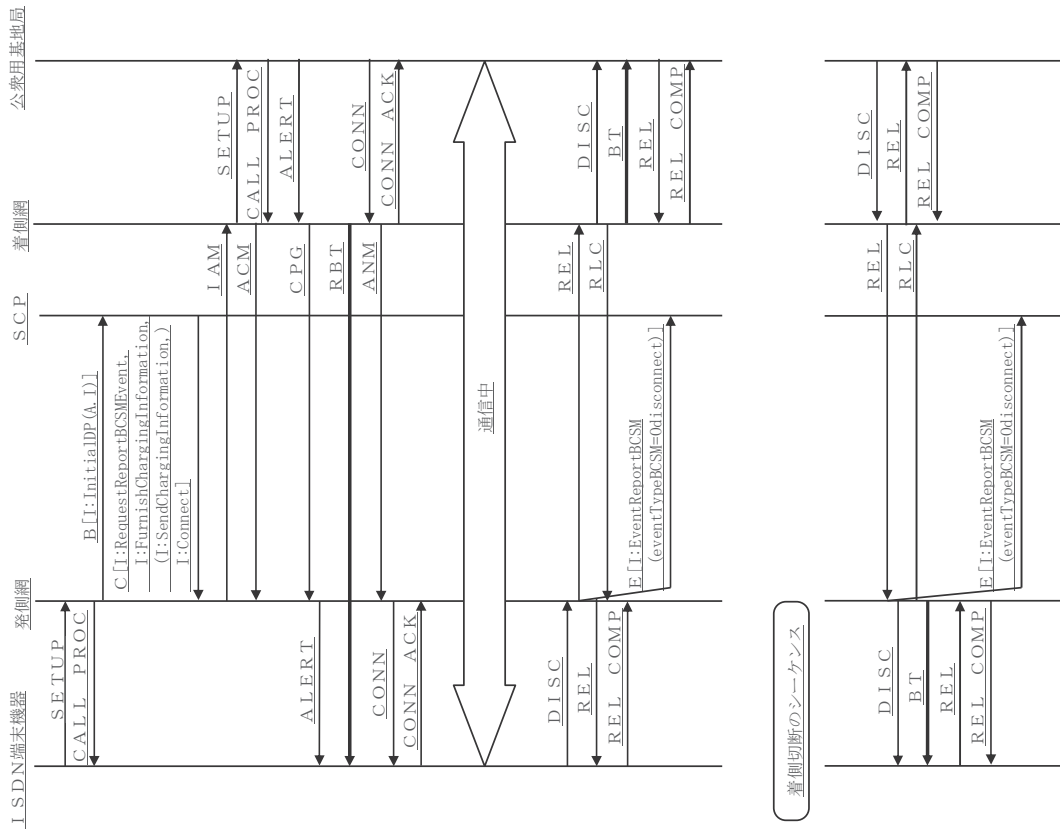
PT-010  
削除

PT-O11

削除

(略)

PT-O11



(略)

技術的条件集別表 7 (公衆用基地局—デジタル網間インタフウェア仕様) の記述に関する留意事項

1. 本別表は、以下に示す T T C 標準をベースドキュメントとし参照している。

本別表の標準番号	T T C 標準の標準番号及び版数 (制定月日)
<u>N T T - G 9 6 1</u>	<u>J T - G 9 6 1 第 5 . 1 版 ( 2 0 0 1 年 9 月 5 日 )</u>
<u>N T T - I 4 3 0</u>	<u>J T - I 4 3 0 第 6 . 2 版 ( 2 0 0 0 年 2 月 1 日 )</u>
<u>N T T - Q 9 2 1 - b</u>	<u>J T - Q 9 2 1 - b 第 2 版 ( 2 0 0 0 年 4 月 2 0 日 )</u>
<u>N T T - Q 9 3 1 - b</u>	<u>J T - Q 9 3 1 - b 第 6 版 ( 2 0 0 0 年 4 月 2 0 日 )</u>
<u>N T T - X 2 5</u>	<u>J T - X 2 5 第 3 版 ( 1 9 9 3 年 1 月 2 6 日 )</u>
<u>N T T - Q 9 3 2 - a</u>	<u>J T - Q 9 3 2 - a 第 5 版 ( 2 0 0 0 年 4 月 2 0 日 )</u>
<u>N T T - Q 9 5 7 . 1 - a</u>	<u>J T - Q 9 5 7 . 1 - a 第 2 版 ( 2 0 0 1 年 1 1 月 2 7 日 )</u>
<u>N T T - Q 9 5 1 . 3 - b</u>	<u>J T - Q 9 5 1 . 3 - b 第 1 版 ( 1 9 9 9 年 1 1 月 2 5 日 )</u>
<u>N T T - Q 9 5 1 . 4 - b</u>	<u>J T - Q 9 5 1 . 4 - b 第 1 版 ( 1 9 9 9 年 1 1 月 2 5 日 )</u>
<u>N T T - Q 9 5 2 - b</u>	<u>J T - Q 9 5 2 - b 第 1 版 ( 1 9 9 9 年 1 1 月 2 5 日 )</u>

2. 本別表では、T T C 標準の規定と当社の規定に差分がある場合についてのみ、その具体的内容を記述している。以下に T T C 標準の規定に準拠した事項及び、T T C 標準の規定との間に差分がある事項の表記方法を示す。

1) 当社の規定が T T C 標準の規定に準拠している事項

【JT-\*\*\*\*\*に準拠する】

2) 当社では規定していないが、TTC標準では規定している事項

【JT-\*\*\*\*\*では▽△を規定している】

▽ ～TTC標準規定の記述～ △

3) 当社では規定しているが、TTC標準では規定していない事項

▼ ～当社規定の記述～ ▲

【JT-\*\*\*\*\*では▼▲を規定していない】

4) 当社の規定とTTC標準の規定が異なる事項

▼ ～当社規定の記述～ ▲

【JT-\*\*\*\*\*では▼▲の規定が異なる】

5) TTC標準では規定しているが、当社網、直接協定事業者網間では使用、あるいは適用しない事項

【規定しない】

3. 本別表で用いられる、用語、語句の意味は、TTC標準の内容に準拠している。

4. 本別表のセクション番号は、TTC標準のセクション番号に対応している。

ただし、TTC標準のセクション番号はITU-Tのセクション番号に対応しており、またITU-Tでのみ規定されていて、TTC標準、当社のどちらにも規定していない事項については、その記述を全て割愛してあるため、セクション番号が連続しない場合がある。

NTT-G961 ISDN基本アクセスメタリック加入者伝送方式

1. 概要【JT-G961に準拠する】

2. 機能【JT-G961に準拠する】

▼ただし、適用機器の違いにより、TE（端末）をCS（公衆用基地局）に、DSUをNTに読み変える必要がある。▲

【JT-G961では▼▲を規定していない】

2.1 Bチャネル【JT-G961に準拠する】

2.2 Dチャネル【JT-G961に準拠する】

2. 3 ビットタイミング【JT-G961に準拠する】

2. 4 オクテットタイミング【JT-G961に準拠する】

2. 5 フレーム同期【JT-G961に準拠する】

2. 6 LTまたはNT1からの起動

本機能は、LTとNT1間のデジタル伝送システム(DTS)をノーマル運用状態へ復帰させる。本機能を実行するために必要な手順は、本標準の6章で記述される。LTからの起動は、DTSのみか、またはDTSに宅内機器を加えたものに行える。宅内機器が接続されていない場合は、DTSは常時、起動状態を維持することが可能である。  
▼本システムでは、デジタル網はレイヤ1を常時起動状態で運用する。▲

【JT-G961では▼▲を規定していない】

注 NT1の運用保守と起動/停止手順に要求される機能は、2B+Dチャネルと同時に伝送される付加的な伝送容量を用いて伝送される。この伝送容量はC  
Lチャネルと名付けられる。

2. 7 停止

本機能は、低消費電力モードにすること、あるいは他システムへのシステム間漏話を減少させることをNT1において可能とするために記述されている。手順と情報交換は、本標準の6章で記述されている。停止はET(回線接続)によってのみ実行される。2.6節の(注)参照。▼本システムでは、デジタル網はレイヤ1を常時起動状態で運用する。▲

【JT-G961では▼▲を規定していない】

2. 8 給電【JT-G961に準拠する】

2. 9 運用保守【JT-G961に準拠する】

3. 伝送媒体【JT-G961に準拠する】

4. システム性能【JT-G961に準拠する】

5. 伝送方式【JT-G961に準拠する】

6. 起動/停止【JT-G961に準拠する】

7. 運用保守【JT-G961に準拠する】

8. 給電

8. 1 概要

本節はNT1への給電およびTTC標準JT-I430に従ったユーザネットワークへの電力の供給について取り扱うものである。

起動/停止手順が適用される時、NT1、およびLTでのパワーダウンモードが定義される。▼起動/停止本システムでは、デジタル網はレイヤ1を常時起動状態で運用する。▲

【JT-G961では▼▲を規定していない】

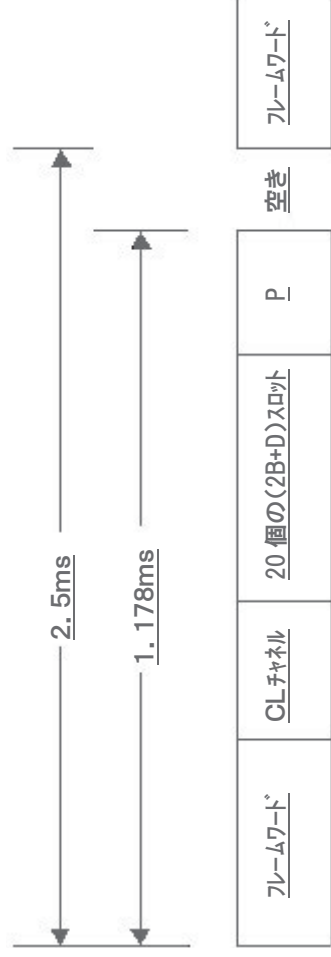
- 8. 2 NT1への給電【JT-G961に準拠する】
- 8. 3 給電および受電方式【JT-G961に準拠する】
- 8. 4 DLL抵抗【JT-G961に準拠する】
- 8. 5 ウェット電流【JT-G961に準拠する】
- 8. 6 LTアスペクト【JT-G961に準拠する】
- 8. 7 NT1の電力要求条件【JT-G961に準拠する】
- 8. 8 過渡電流制限【JT-G961に準拠する】

9. 環境条件【JT-G961に準拠する】

- 10. 電気的特性【JT-G961に準拠する】
- 10. 1 伝送路符号【JT-G961に準拠する】
- 10. 2 符号速度【JT-G961に準拠する】
- 10. 3 フレーム構成

1つのフレームは377ビットで、1.178ms間隔以内である。フレームの繰り返し周期は2.5msとする。

それぞれのフレームは、1つのフレームワード、(2B+D)チャネル、CLチャネルと1つのパリティビットを含んでおり、以下の図に示す通りである。



Pパリティビット:

Pビットは1つのフレームにおける2進“1”の数が偶数個となるように用いられる。

従って、1つのフレームにおける2進“1”の数が奇数個のとき、Pビットには“1”が、偶数個のとき“0”がセットされる。

▼本システムでは、Dチャネル共用機能のため、Dチャネルを使用しない物理インタ



フェースが存在する。この場合でも、物理的にはフレーム内にDチャネルのビットが存在する。▲

【JT-G961では▼▲を規定していない】

10.3.1 フレーム長【JT-G961に準拠する】

10.3.2 LT-NT1方向のビット割り当て【JT-G961に準拠する】

10.3.3 NT1-LT方向のビット割り当て【JT-G961に準拠する】

10.4 フレームワード【JT-G961に準拠する】

10.5 フレーム同期手順【JT-G961に準拠する】

10.6 マルチフレーム【JT-G961に準拠する】

10.7 LT-NT1およびNT1-LTのフレーム間のフレームオフセット

【JT-G961に準拠する】

10.8 CLチャネル【JT-G961に準拠する】

10.9 スクランプリング【JT-G961に準拠する】

10.10 起動/停止

本節では、起動/停止の手順と、起動/停止に使用される信号について記述する。

以下の定義は、ここで定義されたラインシステムの起動/停止の要求を明確化させる目的のものである。

【JT-G961では▽△を規定している】

▽また本節の内容を以下の様に読み替えることにより、ユーザ・網インタフェースとしてJT-I430-aを提供する専用線基本アクセスメタリック伝送方式に適用することができ。

(a) 10.10.1節でSIG1及びユーザ側から起動時のSIG2の適用を除外する。

(b) 10.10.2節でタイムT2の適用を除外する。

(c) 表10-3/JT-G961でFE1、FE2、FE5及びFE6の適用を除外する。

(d) 図10-11/JT-G961のユーザ側からの起動、図10-12/JT-G961の網側からの停止、図10-13/JT-G961から図10-16/JT-G961までの適用を除外する。

(e) NT1の状態遷移表として、表10-4/JT-G961の代わりに表10-4/JT-G961を適用する。

(f) LTの状態遷移表として、表10-5/JT-G961の代わりに表10-7/JT-G961を適用する。△

(1) このラインシステムの手順は、TTC標準JT-I430に従う呼制御のためのT参照点インタフェース上の手順と、またループバック1(LT内)、ループバック2(NT1内)の制御、そしてITU-T勧告I.603に従うその他のループバックをサポートする。ループバック1と2は非透過である。

注1 非透過ルーブバック1は、いかなるライン信号もLT-NT1方向に送信しないことよって提供される。

注2 非透過ルーブバック2は、NT1からT参照点インタフェースに対し無信号(INF00)を送信することよって提供される。

(2) システムはラインシステムとT参照点インタフェースの両者の起動を提供し、またラインシステムとT参照点インタフェース両者の停止も提供する。

T参照点インタフェースが停止したままでの、全情報転送能力が可能であるようなラインシステムだけの起動は提供されていない。

しかしながらこの起動モードを提供するためには、NT1からネットワークへのINFO1受信表示が、10.8.3.2節(10),(b)で定義されるNT1-LT方向の予備CLチャネルによつて実施されるときに可能である。

(3) NT1がLTからのローカルラインを介して給電されるような場合に、起動/停止によりパワーダウン状態が可能となる。

パワーダウン状態は、停止状態に等しく、この停止状態の下では、いかなる信号もローカルライン上に存在しない。

しかし、T参照点インタフェースに提供される給電は、指定されたTEからの発呼を考慮して、ローカルライン給電が停止している状態でも、TTC標準JT-I430に定義される制限給電状態が提供される。

停止状態でのT参照点インタフェースへの最低給電電力は420mWとなるべきである。

停止状態では、NT1はLTからのSIG3 (ウェグ信号)とT参照点インタフェースからのINFO1を検出するための最低限の電力のみを消費する。

起動した状態でも、T参照点インタフェースに提供する給電電力はTTC標準JT-I430で定義される制限給電値に従つて提供される。

NT1がLTからのローカルラインを介して給電される場合、NT1のラインからの最大の許容給電消費量はT参照点のインタフェースへの制限モード給電を合めて1000mW以下である。

(4) TTC標準JT-I430の5.5節で定義されるウォームスタートとコントロールスタートのような起動プロセスの2つのタイプは定義されない。

ウォームスタートの採用は、停止した状態から起動した状態まで、より短い起動時間を実現する。

コントロールスタートとウォームスタートの両方が提供されると、ETのレイヤ1は2つのタイムアウトの値を扱うことが要求される。

ここで定義されるラインシステムは、10.10.6節で定義されるローカルラインを介してのLTからNT1の初期給電を含み、ウォームスタートの起動時間値を満足しなければならぬ。

(5) LTとNT1の間にはマスター/スレーブ関係があり、NT1の起動要求開始時でも、LT(ETの了解により)が手順および通信を継続する主導権を持つ。

(6) 起動中には、ある固有な信号がイコライザの収束、ビット同期およびフレーム同期の高速化のために送信される。

(7) T参照点インタフェースへのINFO2は、LT-NT1間およびNT1-LT間のラインシステムの同期後に送信される。

これは、TTC標準JT-G696の5.3.1.6節の(b)に指定される。この場合、早まったINFO4の送信を避けるために、遅延時間(INFO3の受信による)がETのレイヤ1にて制御される。そして、付加的な機能要素FE13がラインシステムINFO4送信許可を通知するために定義されている。表6-3/NT-I430の(注4)とTTC標準JT-G960の5.3.1.4節を参照のこと。

(8) ユーザ側からの起動時には、瞬時のラインの短絡または開放によるNT1の一瞬の電源断後において、短絡または開放障害解除後TEがINFO送信状態に陥っている場合には、ラインシステムは障害前の動作状態を復旧しないかも知れない。

これは、NT1がユーザ側からの起動によってINFO2が送信されたという前歴情報を喪失するためである。

このような状態を避けるために、ユーザ側からの起動時でもETがLTから起動開始表示要素FE2を受信後にETがLTに対して機能要素FE1による起動要求が行われるかもしれない。これは、ネットワーク側からの起動と同じ状態をラインシステムに見せることとなる。

▼本システムでは、デジタル網はレイヤ1を常時起動状態で運用する。▲

【JT-G961では▼▲を規定していない】  
10.10.1 起動に使用する信号

起動/停止手順の間、以下の特定信号(SIG)がLTとNT1間のローカルラインの上で交換される。3種類の信号が存在する。

一つ目は10.3節で定義されるフレーム構成を持たない信号であり、二つ目はフレーム構成を形成し、ラインシステムの同期確立の前(CLチャネルビットが使

用不可能)に通信される信号である。三つ目はフレーム構成を形成し、ラインシステムがフレーム同期状態(CLチャネルビットが使用可能)にて通信される信号である。

信号の定義は以下に与えられており、フレーム構成に従うSIGのリストは表10-1/NTT-G961と表10-2/NTT-G961に示される。

(1) フレーム構造を持たない信号

【JT-G961では▽△を規定している】

▽SIG0 LTからNT1、NT1からLT  
無信号

SIG1 LTからNT1  
ラインシステムの停止信号

NT1のレイヤ1エンティティにパワーダウン状態への以降を要求する信号。

この信号は、ラインシステムとT参照点インタフェースの両者を停止する。

この信号はSIG3が現れるまで連続する。

この信号は、NT1がローカルラインを介してLTから給電される場合に、ローカルライン上のDC給電電圧極性を使用することにより実現される。△

SIG2a NT1からLT  
アウェク(了解)信号

LTとETのレイヤ1を起動する信号であり、ラインシステムとT参照点インタフェースの起動を開始する。

この信号は、NT1でT参照点インタフェースを介してのINFO1の受信によって実行される。

また、この信号はSIG3のアウェク了解信号としても使用される。

この信号はSIG3が存在している限り連続する。

この信号は、NT1がローカルラインを経てLTから給電される場合に、ローカルライン上のDC給電電流を使用することにより実現される。

【JT-G961では▽△を規定している】

▽SIG2b NT1からLT

SIG2a

SIG2a存在しないことに対応する

SIG3 LTからNT1

## アウェーク（了解）信号

NT1のレイヤ1を起動させる信号であり、NT1は電源投入状態となり、LT側からの信号に対して同期をとる準備を行う。

また、この信号はSIG2aのアウェーク了解としても使用される。

この信号はSIG1が出現するまで連続する。

この信号は、NT1がローカルラインを経てLTから給電される場合に、ローカルライン上のDC給電圧極性を使用することにより実現される。

SIG0、SIG1およびユーザ側からの起動時のSIG2の適用を除外する。

表10-3/NTT-G961はFE2、FE5、FE6の適用を除外する。

この信号の電圧極性はSIG1とは逆である。

## (2) フレーム構成を形成する信号

(CLチャネルビットは使用不可能である。)

### SIG4 LTからNT1

トレーニング信号

NT1でのラインインコライザの収束、ビット同期およびフレーム同期の高速化のための信号である。

信号構成はフレーム構成に従い、またフレームワードを含むものとする。

CLチャネルビットは“0”に設定される。

この信号の実現方法例は、図10-8/NTT-G961に示される。

また、この信号は起動要求が寄せられている状態で、LTがフレーム同期外れ状態のときに送信される。

### SIG5 NT1からLT

トレーニング信号

LTでのラインインコライザの収束、ビット同期およびフレーム同期の高速化のための信号である。

信号構成はフレーム構成に従い、またフレームワードを含むものとする。

CLチャネルビットは“0”に設定されるものとする。

この信号の実現方法例は、図10-9/NTT-G961に示される。

この信号で、NT1がSIG4により同期確立したことをLTに通知する。

## (3) フレーム構成を持つ信号

(CLチャネルビットは有効である)

## SIG6 LTからNT1

ラインシステム起動表示信号：

ラインシステム起動確立をNT1に通知する信号

この信号は、NT1に対し、INFO2を送信させることによりT参照点インタフェースの起動開始を指示するものである。

この信号はフレームワード、CLチャネルのマルチフレームワードとCRCビットを含んでいる。

CLチャネルのOFFSビットは“1”に設定される。

起動要求機能要素FE1がLTで受信されるとCLチャネルのARビットは“1”に設定され、または起動要求機能要素FE1がLTで受信されなければARビットは“0”に設定される。

Sビットを除いて、他のCLチャネルビットは“0”に設定される。

Sと2B+Dチャネルビットは、無効データかもしれない。

## SIG7 LTからNT1

通常信号

NT1がINFO3受信の状態でT参照点インタフェースに対しINFO4を送信することにより、TEとET間に完全なレイヤ1情報転送能力を確立することを許可する信号である。

この信号はフレームワード、CLチャネルのマルチフレームワード、CRCビットを含む。

CLチャネルのOFFSとAPビットは“1”に設定される。

起動要求機能要素FE1がLTで受信されると、CLチャネルのARビットは“1”に設定され、また起動要求機能要素FE1がLTで受信されないとARビットは“0”に設定される。

ネットワークがSビットの転送機能を提供するならば、V1参照点インタフェースを通過するSビットはCLチャネルのSビットにそのまま転送される。

他のCLチャネルビットは“0”に設定される。

2B+Dチャネルビットは有効データである。

## SIG8 NT1からLT

INFO3受信表示信号：

NT1がINFO3の受信を示し、LTとETに対し、TEとETの間の完全なレイヤ1情報転送能力を要求する信号。

この信号は、T参照点インタフェースからのINFO3の受信によって送信され

る。  
また、この信号はループバック 2 の停止動作中信号としても使用される。  
この信号は、フレームワード、CLチャネルのマルチフレームワード、FEBEビット、CRCビットを含む。

CLチャネル上のAIビットは“1”に設定され、CLチャネル上のQ1、Q2、Q3、Q4ビットは“1”に設定される。基本ループバック 2 のみをサポートするNT1にあっては、IDIは“0”に設定される。

他のCLチャネルビットは“0”に設定される。  
2B+Dチャネルビットは、すべて“1”に設定されるだろう。

#### SIG9 LTからNT1 ループバック 2 指示信号

ラインシステム起動確立をNT1に通知し、NT1にループバック 2 を要求する信号。

この信号はフレームワード、CLチャネルのマルチフレームワード、Sビット、CRCビットを含んでいる。

CLチャネルのOFSとH1、H2、H3ビットは“1”に設定される。  
基本ループバック 2 シーケンスのみを提供するLTにあってはAPは“0”に、拡張ループバック 2 シーケンスも提供するLTにあってはAPは“1”に設定される。

他のCLチャネルビットは“0”に設定される。  
2B+Dチャネルビットは有効データである。

#### SIG10 NT1からLT ループバック 2 動作信号

NT1がループバック 2 中であることを示す信号

この信号はフレームワード、CLチャネルのマルチフレームワード、FEBEビット、及びCRCビットを含む。

CLチャネルのT1、T2、T3及びAIビットは“1”に設定される。  
2B+DチャネルのQ1、Q2、Q3、Q4ビットは有効データである。  
基本ループバック 2 のみをサポートするNT1にあっては、IDIは“0”に設定される。

他のCLチャネルビットは“0”に設定される。

NT1内にてループバックが正常に動作している時には、2B+D信号はNT1の受信したデータが折り返り、Q1、Q2、Q3、Q4ビットはNT1が受信したSビットが折り返る。

Q1、Q2、Q3、Q4ビットおよびSビットの使用はオプションである。

### SIG11 NT1からLT

#### 通常の動作信号

#### SIG7の受信により送信される信号

この信号はフレームワード、CLチャネルのマルチフレームワード、FEBEビット、CRCビットを含む。

CLチャネルのAIビットは“1”に設定される。

2B+DのチャネルとQ1, Q2, Q3, Q4ビットは有効データである。

基本ループバック2のみをサポートするNT1にあっては、IDIは“0”に設定される。

他のCLチャネルビットは“0”に設定される。

### SIG12 NT1からLT

#### ループバック2起動信号中表示信号：

NT1がループバック2起動要求を受信中であることを示して、ループバック2が起動中であることを表示する信号

この信号はフレームワード、CLチャネルのマルチフレームワード、FEBEビット、CRCビットを含む。

CLチャネルのT1, T2, T3, T4, Q1, Q2, Q3, Q4は“1”に設定される。

基本ループバック2のみをサポートするNT1にあっては、IDIは“0”に設定される。

他のCLチャネルビットは“0”に設定される。

2B+Dチャネルビットは、すべて“1”に設定されるだろう。

### SIG13 LTからNT1

#### Tインタフェース停止信号

INFO0を送ることによって、T参照点インタフェースの停止を要求する信号  
この信号はフレームワード、CLチャネルのマルチフレームワード、CRCビットを含む。

CLチャネルのOFS, DRビットは“1”に設定される。

Sビットを除いて、他のCLチャネルビットは“0”に設定される。

Sと2B+Dチャネルビットは無効データかもしれない。

この信号の使用はネットワークオプションである。

この信号は、ラインシステムを停止しないでT参照点インタフェースを停止する



事を可能にし、この状態からネットワークはループバック 2 または T 参照点のインタフェース再起動を行うことが可能となる。

ユーザ側からの起動は、この信号を NT 1 が受信している間は受け付けられない。

。

#### SIG 14 NT 1 から LT INFO 2 送信中表示信号 :

NT 1 が、INFO 2 を送信することにより、T 参照点インタフェースを起動中であることを示す信号。

この信号は、インタフェースの起動が開始された時、またはラインシステムが起動状態であるがインタフェースのフレーム同期外れ状態に入った時に送信される。またこの信号は、T インタフェース停止信号 SIG 13 の了解としても使用される。

SIG 14 が SIG 13 の了解として使用されるとき、INFO 2 の送信は SIG 13 により禁止され、INFO 0 が T 参照点インタフェースに向けて送信される。

この信号はフレームワード、CL チャネルのマルチフレームワード、FE BE ビット、CRC ビットを含んでいる。

CL チャネルの Q 1, Q 2, Q 3, Q 4 ビットは “1” に設定される。  
基本ループバック 2 のみをサポートする NT 1 にあつては、IDI は “0” に設定される。

他の CL チャネルビットは “0” に設定される。

2B + D チャネルビットは、すべて “1” に設定されるだろう。

この信号は、起動手順の早期段階で FE BE を通知するためだろう。

起動手順の早期の FE BE 機能の通知が必要とされないならば、この信号を SIG 5 に置き換えることが可能である。

#### SIG 15 LT から NT 1 ループバック 2 停止信号

ループバック 2 の停止を要求する信号

この信号はフレームワード、CL チャネルのマルチフレームワード、CRC ビットを含んでいる。

CL チャネルの OFS ビットは “1” に設定される。

S ビットを除いて、他の CL チャネルビットは “0” に設定される。

S と 2B + D チャネルビットは、無効データかもしれない。

この信号の使用はネットワークオプションである。

この信号はラインシステムの停止なしにNT1がループバック2を停止させるのを可能にし、ネットワークはT参照点インタフェースの起動、あるいはループバック2の再起動を行うことができる。

INFO1がNT1に受信された時、ユーザ側からの起動が行われるだろう。

#### 10.10.2 タイマの定義

TTC標準JT-I430に定義されるタイマT1とタイマT2が使用される。

タイマの位置は次の通りである。

タイマT1: ETレイヤ1

**【JT-G961では▽△を規定している】**

▽タイマT2: LT△

タイマT1▽とタイマT2△の値は、TTC標準JT-I430の6.2.5節に定められる仕様に従う。

タイマT1の値の一例は1秒であり、ラインシステムの起動時間はこの値を考慮すべきである。

注 実現上のオプションとして、タイマT2はETのレイヤ1にて所有されるかも知れない。

この場合、追加の機能要素が、ラインシステムのタイマT2の満了を通知するために定義される必要がある。

#### 10.10.3 起動手順の詳細

起動と停止手順は以下のダイアグラムに示される。  
ダイアグラムは正常時の状態について示される。

(1) ネットワーク側からの起動

図10-10/NTT-G961を参照

**【JT-G961では▽△を規定している】**

▽(2)ユーザ側からの起動

図10-11/JT-G961を参照

(3) ネットワーク側からの停止

図10-12/JT-G961を参照△

(4) 基本ループバック2の起動

図10-13/NTT-G961を参照

(5) 拡張ループバック2の起動

図10-14/NTT-G961を参照

【JT-G961では▽△を規定している】

▽(6)基本ループバック2の起動

図10-15/JT-G961、図10-16/JT-G961を参照

△

注 V1参照点を通する機能要素(FE)の定義は、TTC標準JT-G960の5章にて与えられる。

起動/停止に使用されるFEは表10-3/NTT-G961に示される。

10.10.4 NT1状態遷移表【JT-G961に準拠する】

10.10.5 LTの状態遷移表【JT-G961に準拠する】

10.10.6 起動時間【JT-G961に準拠する】

表10-1/NTT-G961 LT-NT1方向の信号のフレーム構成【JT-G961に準拠する】

表10-2/NTT-G961 NT1-LT方向の信号のフレーム構成【JT-G961に準拠する】

表10-3/NTT-G961 起動/停止手順に関する機能要素の定義  
(ITU-T G.961)

FEs	方向	定義
FE1	LT←ET	ラインシステムおよび参照点Tインタフェース起動要求
FE3	LT→ET	ラインシステム起動完了表示
FE4	LT→ET	Tインタフェースまたはループバック起動完了表示
FE7	LT→ET	フレーム同期はずれまたはラインシステム異常表示ループバック2起動要求
FE8	LT←ET	ループバック1起動要求
FE9	LT←ET	ループバック2起動要求
FE12	LT→ET	Tインタフェースにおけるフレーム同期はずれ、またはNT1のインタフェースでのループバック信号フレーム同期はずれ
FE13 (注)	LT←ET	参照点Tに対するINFO4送信許可

注 表6-3/JT-I4300(注4)またはTTC標準JT-G960の5.3.1.4節を参照

図10-10/NTT-G961 (ITU-T G. 961) 網側からの起動【JT-G961に準拠する】

表10-4/NTT-G961 (ITU-T G. 961) 状態遷移表 NT【JT-G961に準拠する】

表10-5/NTT-G961 (ITU-T G. 961) 状態遷移表 LT【JT-G961に準拠する】

10.1.1 ジッタ【JT-G961に準拠する】

10.1.2 NT1とLTの送信部出力特性【JT-G961に準拠する】

10.1.3 送信部/送信部の終端【JT-G961に準拠する】

付属資料A TCM方式を用いたラインシステムの拡張機能および必要条件【JT-G961に準拠する】

付録I 妨害波規定【JT-G961に準拠する】

付録II 用語【JT-G961に準拠する】

NTT-I430 ISDN基本ユーザ・網インタフェース レイヤ1仕様

1. 本標準の規定範囲【JT-I430に準拠する】

2. レイヤ間のサービス特性

2.1 伝送媒体に要求するサービス【JT-I430に準拠する】

2.2 レイヤ2に提供するサービス【JT-I430に準拠する】

2.2.1 伝送能力【JT-I430に準拠する】

2.2.2 起動停止

レイヤ1は、ユーザのTE、NTを要求に応じて停止、再起動させる信号能力及び必要な手順を提供する。起動、停止手順については6.2節に規定する。

▼本システムでは、デジタル網はレイヤ1を常時起動状態で運用する。このため、デジタル網は状態G2 (起動動作中)、G3 (起動)のみをとり、PH-起動一要求、MPH-停止要求プリミティブは使用しない。ただし、公衆用基地局側のインプリメントは自由であり、呼毎起動に対応した処理でも問題ない。▲  
【JT-I430では▼▲を規定していない】

2.2.3 Dチャネルアクセス【JT-I430に準拠する】

2.2.4 保守【JT-I430に準拠する】

2.2.5 状態表示【JT-I430に準拠する】

2. 3 レイヤ1と他のエンティティ間のプリミティブ

プリミティブとは、レイヤ1と他のエンティティ間における情報と制御の論理的やり取りを抽象的に表すものである。それらはエンティティやインタフェースの実現方法を規定したり制約するものではない。

レイヤ1とレイヤ2の境界において又はマネジメントエンティティに対して授受されるプリミティブ及びこれらのプリミティブに関連するパラメータ値を表2-1/JT-I 430にまとめ定義する。シンタックスの記述やプリミティブの使用方法は、ITU-T勧告X. 211及び本標準の6章における関連の詳細な記述を参照すること。

表2-1/NTT-I 430 レイヤ1に関連するプリミティブ (ITU-T I. 430)

一般名	種別		パラメータ		メッセージユニットの内容
	要求	表示	優先順位 識別子	メッセージ ユニット	
レイヤ1とレイヤ2間					
PH-データ	X (注2)	X	X (注3)	X	レイヤ2相互間のメッセージ
PH-起動	X	X	二	二	
PH-停止	二	X	二	二	
マネジメントエンティティとレイヤ1間					
MPH-エラー	二	X	二	X	エラーあるいは前のエラーからの復旧タイプ
MPH-起動	二	X	二	二	
MPH-停止	X	X	二	二	
MPH-情報	二	X	二	X	接続/非接続

注1 上表でxはプリミティブ又はそのパラメータが存在することを、二は存在しないことを示す。

注2 PH-データ要求は、データ受領のためレイヤ1とレイヤ2との間に伏在する交渉を含む。

注3 優先表示は要求プリミティブのみに適用する。

- 3. 動作モード【JT-I430に準拠する】
- 4. 配線構成の形式【JT-I430に準拠する】
- 5. 機能特性【JT-I430に準拠する】
- 5.1 基本インタフェースの機能【JT-I430に準拠する】
- 5.1.1 Bチャネル【JT-I430に準拠する】
- 5.1.2 ビットタイミング【JT-I430に準拠する】
- 5.1.3 オクテットタイミング【JT-I430に準拠する】
- 5.1.4 フレーム同期【JT-I430に準拠する】
- 5.1.5 Dチャネル【JT-I430に準拠する】
- 5.1.6 Dチャネルアクセス手順【JT-I430に準拠する】
- 5.1.7 給電【JT-I430に準拠する】
- 5.1.8 停止

呼が無いとき、TEとNTが低消費電力モードになることを可能とするため、本機能を規定する。給電部1からインタフェースを通して電力を供給されているTEと、リモートに電力を供給されているNTを、停止によって低消費電力モード(9章参照)にする。停止が起きる手順と正確な条件については6.2節に規定する。(ある状況では、NTは常に起動状態のままでもよい。)

▼本システムでは、デジタル網はレイヤ1を常時起動状態で運用する。このため、デジタル網は状態G2(起動動作中)、G3(起動)のみをとり、PH-起動-要求、MPH-停止要求プリミティブは使用しない。ただし、公衆用基地局側のインプリメンは自由であり、呼毎起動に対応した処理で問題ない。▲  
【JT-I430では▼▲を規定していない】

#### 5.1.9 起動

本機能は、停止の間、低消費電力モードになっていたTEやNTの全ての機能を、通常給電状態か制限給電状態にかかわらず、動作電力モード(9章参照)に回復する。起動が起きる手順と正確な条件については6.2節に規定する。(ある状況では、NTは常に起動状態のままでもよい。)

▼本システムでは、デジタル網はレイヤ1を常時起動状態で運用する。このため、デジタル網は状態G2(起動動作中)、G3(起動)のみをとり、PH-起動-要求、MPH-停止要求プリミティブは使用しない。ただし、公衆用基地局側のインプリメンは自由であり、呼毎起動に対応した処理で問題ない。▲  
【JT-I430では▼▲を規定していない】

- 5.2 相互接続回路【JT-I430に準拠する】
- 5.3 接続/非接続表示【JT-I430に準拠する】

#### 5. 4 フレーム構成

伝送の各方向でビット列はそれぞれ48ビットのフレームから構成されている。フレームの構成は全ての構成（ポイント・ポイント、ポイント・マルチポイント）について同一である。

▼本システムでは、Dチャネル共用機能のため、Dチャネルを使用しない物理インタフェースが存在する。この場合でも、物理的にはフレーム内にDチャネルのビットが存在する。▲

【JT-I 430では▼▲を規定していない】

5. 5 伝送路符号【JT-I 430に準拠する】

5. 6 タイミングの考え方【JT-I 430に準拠する】

6. インタフェース手順

6. 1 Dチャネルアクセス手順【JT-I 430に準拠する】

6. 2 起動停止

▼本システムでは、デジタル網はレイヤ1を常時起動状態で運用する。このため、デジタル網は状態G2（起動動作中）、G3（起動）のみをとり、PH-起動-要求、MPH-停止要求プリミティブは使用しない。ただし、公衆用基地局側のインプリメン

トは自由であり、呼毎起動に対応した処理で問題ない。▲

【JT-I 430では▼▲を規定していない】

6. 2. 1 定義【JT-I 430に準拠する】

6. 2. 2 信号【JT-I 430に準拠する】

6. 2. 3 TE側の起動/停止の手順【JT-I 430に準拠する】

6. 2. 4 NT側の起動/停止【JT-I 430に準拠する】

6. 2. 5 タイマ値【JT-I 430に準拠する】

6. 2. 6 起動時間【JT-I 430に準拠する】

6. 3 フレーム同期手順【JT-I 430に準拠する】

6. 4 Bチャネル上の空きチャネルコード【JT-I 430に準拠する】

7. レイヤ1の保守【JT-I 430に準拠する】

8. 電気的特性【JT-I 430に準拠する】

9. 給電【JT-I 430に準拠する】

10. 接続コネクタ及び端子配置【JT-I 430に準拠する】

付属資料A TE、NT起動/停止のSDLL表示及び状態遷移表【JT-I 430に準拠する】

付属資料B 試験構成【JT-I 430に準拠する】

付録I 電気的特性の基本として用いられる配線構成と一巡遅延の考察【JT-I 430に準拠する】

付録Ⅱ 基本ユーザ・インターネットフエースに定義する試験ルーパバック【JT-I430に準拠する】

付録Ⅲ 用語リスト【JT-I430に準拠する】

付録Ⅳ 試験方法【JT-I430に準拠する】

付録Ⅴ 装置のためのガイドライン【JT-I430に準拠する】

NTT-Q921-b PHS公衆用基地局-デジタル網間インタフエース レイヤ  
2仕様

【JT-Q921-bに準拠する】

NTT-Q931-b PHS公衆用基地局 デジタル網間インタフエース レイヤ  
3仕様

1. 概要【JT-Q931-bに準拠する】

2. 呼制御の概説【JT-Q931-bに準拠する】

3. メッセージの機能定義と内容

本章は、JT-Q931-bメッセージ構成の概要について、各メッセージの機能の定義及び内容（すなわち意味）に注目して述べています。各規定は、以下を含む。

a) メッセージの転送方向、定義区間および使用法の簡潔な記述を示す。定義区間としては以下の用語が使われている。

1. 定義区間「ローカル」とは、発アクセス又は着アクセスのどちらから一方のみに関連すること。

2. 定義区間「アクセス」とは、デジタル網内に関連せず、発アクセス及び着アクセスに関連すること。

3. 定義区間「デュアル」とは、発アクセスまたは着アクセスに関連しかつデジタル網内に関連すること。

4. 定義区間「グローバル」とは、発アクセス及び着アクセスに関連しかつデジタル網に関連すること。

b) メッセージ内のコード群：0の情報要素を出現順（全てのメッセージ種別に共通）に示した表。各情報要素に対して、表は以下のものを示す。

1. 情報要素を規定する本仕様の項番。

2. 情報要素が送信される方向。例：公衆用基地局からデジタル網（‘c → n’）、デジタル網から公衆用基地局（‘n → c’）、もしくは（‘両方向’）。

3. 必須（M）もしくはオプション（O）指定の各場合において、対応する注釈は情報要素が含まれる環境を記述している。



【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽4. 情報長欄の‘\*’は情報要素長の最大オクテット数を規定せず、デジタル網またはサービスに依存し得ることを示す。△

(注) 全てのメッセージは、他のコード群5, 6, 7の情報要素と4.5.2~4.5.4節で記述されたコーディングルールに従った固定シフトと一時シフト情報要素を含む場合があります。これらは、第3章の各表には含まれていない。

c) 必要に応じた詳細な注釈。

3. 1 回線交換モード接続制御用メッセージ【JT-Q931-bに準拠する】

3. 1. 1 「呼出」(ALERTing)

本メッセージは、着信公衆用基地局の呼出が開始されたことを示すために、着信公衆用基地局から転送され、そしてデジタル網から発信公衆用基地局に転送される。

(参照 表 3-2/NTT-Q931-b)



表 3-2/NTT-Q931-b

「呼出」(ALERT)メッセージ内容

メッセージ種別： 呼出

定義区間： グローバル

方向： 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
チャネル識別子	4.5.13	c→n	O (注1)	2~4
ファシリテイ	付加サービス編	n→c	O (注2)	(注3)
経過識別子	4.5.23	n→c	O (注4)	2~4

注1 『呼設定受付』(CALL PROC)メッセージの「チャネル識別子」と同内容のもののみ許容されます。

注2 一付加サービスのファンクショナル手順に用いられます。本メッセージにおいて、本

情報要素は繰り返すことができませぬ。

注3—アプリケーションに依存します。

注4—インタローキングの事象の場合、本メッセージに含まれる。デジタル網から公衆用基地局の方向で、インバンド情報/パターンを提供する接続の場合、本メッセージに含まれる。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

### 3. 1. 2 「呼設定受付」 (CALL PROCEEDING)

本メッセージは、要求された呼設定が開始され、これ以上の呼設定情報は受け付けられないことを表示するためにデジタル網から発信公衆用基地局にあるいは着信公衆用基地局からデジタル網へ転送される。(参照 表3-3/NTT-Q931-b)

▼

表3-3/NTT-Q931-b

「呼設定受付」 (CALL PROC) メッセージ内容

メッセージ種別： 呼設定受付

定義区間： ローカル

方向： 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
チャネル識別子	4.5.13	両方向	O (注1)	2~4
経過識別子	4.5.23	n→c	O (注2)	2~4

注1—デジタル網から公衆用基地局の方向で本メッセージが『呼設定』 (SETUP) メッセージに対する最初の応答メッセージである場合、チャネル識別子情報要素は必須である。

公衆用基地局からデジタル網の方向で本メッセージが『呼設定』 (SETUP) メッセージに対する最初のメッセージで、公衆用基地局が『呼設定』 (SETUP) メッセージで指示されたBチャネルを受け付けけない場合は本情報要素は必須である。

注2—インタローキングの事象の場合、本メッセージに含まれる。デジタル網から公衆用基地局の方向で、インバンド情報/パターンを提供する接続の場合、本メッセージに含まれる。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3.1.3 「応答」 (CONNECT)  
 ージは着信公衆用基地局が呼を受け付けたことを通知するために着信公衆用基地局からデ  
 イジタル網に、またデジタル網から発信公衆用基地局に送られる。

(参照 表3-4/NTT-Q931-b)



表3-4/NTT-Q931-b

「応答」 (CONN) メッセージ内容

メッセージ種別： 応答

定義区間： グローバル

方向： 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
チャネル識別子	4.5.13	c→n	O (注1)	2~4
ファシリテイ	付加サービス 編	n→c	O (注2)	(注3)
経過識別子	4.5.23	n→c	O (注4)	2~4
低位レイヤ整合性	4.5.19	両方向	O (注5)	2~18

注1-『呼設定受付』 (CALL PROC) メッセージの「チャネル識別子」と同内容の  
 ものみ許容される。

注2-付加サービスのファンクショナル手順に用いられる。本メッセージにおいて、  
 本情報要素は繰り返し返すことができない。

注3-アプリケーションに依存する。

注4-インタラクティングの事象の場合、本メッセージに含まれます。デジタル網から公  
 衆用基地局の方向で、インバンド情報/パターンを提供する場合、本メッセージに  
 含まれる。

注5-応答する側が発信側に対して低位レイヤ整合性情報を返送したい場合、公衆用基地  
 局の方からデジタル網の方向において本メッセージに含まれる。着信側が低位レ  
 イヤ整合性情報要素を含んだ応答を行った場合に、デジタル網から公衆用基地局

の方向において含まれる。低位レイヤ整合性交渉に対してオプションとして含まれる。

(付属資料 J 参照) ▲

【JT-Q931-b では ▼▲ の規定が異なる】

3. 1. 4 「応答確認」 (CONNECT ACKnowledge) 【JT-Q931-b に準拠する】

3. 1. 5 「切断」 (DISConnect)

本メッセージはエンド・エンド接続を切断復旧することを、デジタル網に要求するため、公衆用基地局より、もしくははエンド・エンド接続が切断復旧されたことを表示するためにデジタル網により送られる。

(参照 表 3-6/NTT-Q931-b)



表 3-6 / NTT-Q931-b

「切断」 (DISC) メッセージ内容

メッセージ種別： 切断

定義区間： グローバル

方向： 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
理由表示	4.5.12	両方向	M	4~3.2
フアシリテイ	付加サービス編	n→c	O (注1)	(注2)
経過識別子	4.5.23	n→c	O (注3)	2~4

注1 付加サービスのフランクショナル手順に用いられます。本メッセージにおいて、本情報要素は繰り返し返すことができる。

注2 アプ리케이션に依存する。

注3 デジタル網から公衆用基地局の方向ではデジタル網がインバンドトーンを提供する場合、本メッセージに含まれる。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3. 1. 7 「通知」 (NOTIFY) 【JT-Q931-bに準拠する】

3. 1. 8 「経過表示」 (PROGress)

本メッセージは、インタローキングが生じた時、またはインバンド情報／パターンを提供する時、これらの事象を呼の過程として表示するのにデジタル網から転送される。(参照 表3-9/NTT-Q931-b)



表3-9/NTT-Q931-b  
「経過表示」 (PROG) メッセージ内容

メッセージ種別： 経過表示

定義区間： グローバル

方向： 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
理由表示	4.5.12	両方向	O (注1)	2～32
ファシリテイ	付加サービス 編	n →c	O (注2)	(注3)
経過識別子	4.5.23	両方向	M	4

注1 デジタル網がインバンド情報／パターンの提供に関する付加的な情報を提供するため  
に本メッセージに含まれる。

注2 付加サービスのファンクション手順に用いられます。本メッセージにおいて、本情報  
要素は繰り返すことができない。

注3 アプリケーションに依存する。



【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3. 1. 9 「解放」 (RELease)

本メッセージは公衆用基地局またはデジタル網のいずれか一方から送信され、本メッ  
セージを送信している装置が情報チャネル (もしあれば) を既に切断了事を示し、チャ

ネルと呼番号を解放するために送信される。さらに「解放」(REL)メッセージを受信した装置ではチャネルを解放し、さらに「解放完了」(REL COMP)メッセージを送信したあと呼番号を解放する準備をする。(参照 表 3-10/NTT-Q931-b)

表 3-10/NTT-Q931-b  
「解放」(REL)メッセージ内容

メッセージ種別: 解放

定義区間: ローカル (注1)

方向: 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
理由表示	4.5.12	両方向	O (注2)	2~32
フアシリテイ	付加サービス 編	両方向	O (注3)	(注4)

注1-本メッセージは、ローカルな意味を持つ。しかしながら、最初の呼切断復旧メッセージとして使用される時は、グローバルな意味を持つ情報を転送し得る。

注2-本メッセージが最初の呼切断復旧メッセージである場合は必須である。また、エラー処理条件の結果として「解放」(REL)メッセージが送信される場合も本メッセージに含まれる。

注3-付加サービスのフランクショナル手順に用いられる。本メッセージにおいて、本情報要素は繰り返し戻すことができる。

注4-アプリケーションに依存する。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

### 3.1.10 「解放完了」(Release Complete)

本メッセージは、公衆用基地局もしくはディジタル網のいずれか一方から送信される。本メッセージを送信している装置が情報チャネル(もしあれば)及び呼番号を解放したことを示す。解放された情報チャネルは、再利用が可能となり、さらに本メッセージを受信した装置は呼番号を解放する。(参照 表 3-11/NTT-Q931-b)

表 3-1-1 / NTT-Q931-b  
「解放完了」 (REL\_COMP) メッセージ内容

メッセージ種別： 解放完了

定義区間： ローカル (注1)

方向： 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
理由表示	4.5.12	両方向	O (注2)	2~3.2
フアシリティ	付加サービス 編	両方向	O (注3)	(注4)

注1-本メッセージは、ローカルな意味を持つ。しかしながら、最初の呼切断復旧メッセージとして使用される時はグローバルな意味を持つ情報を転送することがある。

注2-本メッセージが最初の呼切断復旧メッセージである場合は必須である。また、エラー処理条件の結果として「解放完了」メッセージが送信される場合も本メッセージに含まれる。

注3-付加サービスのフアংশション手順に用いられる。本メッセージにおいて、本情報要素は繰り返し返すことができる。

注4-アプリケーションに依存する。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

### 3. 1. 1 4 「呼設定」 (SETUP)

本メッセージは、発信公衆用基地局からデジタル網へ、もしくはデジタル網から着信公衆用基地局に呼設定を開始するために転送される。(参照 3-15/NTT-Q931-b)

表 3-1-5 / NTT-Q931-b  
「呼設定」 (SETUP) メッセージ内容

メッセージ種別： 呼設定

定義区間： グローバル

方向： 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
伝達能力	4.5.5	両方向	M	4～10
チャネル識別子	4.5.13	両方向	O (注1)	2～4
フアシリテイ	付加サービス編	c→n	O (注2)	(注3)
経過識別子	4.5.23	n→c	O (注4)	2～4
発番号	4.5.10	両方向	O (注5)	2～36
発サブアドレス	4.5.11	両方向	O (注6)	2～23
着番号	4.5.8	両方向	M	2～35
着サブアドレス	4.5.9	両方向	O (注7)	2～23
低位レイヤ整合性	4.5.19	両方向	O (注8)	2～18
高位レイヤ整合性	4.5.17	両方向	O (注9)	2～5

注1－本情報要素はデジタル網から公衆用基地局へ方向において必須。公衆用基地局からデジタル網へ方向においては、公衆用基地局がチャネルを表示することを要求する場合、本メッセージに含まれる。

注2－付加サービスのファンクショナル手順に用いられる。本メッセージにおいて、本情報要素は繰り返し返すことができる。

注3－アプリケーションに依存する。

注4－インタローキングの事象の場合、本メッセージに含まれる。デジタル網から公衆用基地局方向でインバンド情報/パターンを提供する場合、本メッセージに含まれる。

注5－発信側の識別のために、発信公衆用基地局またはデジタル網からの本メッセージに含まれる。基本制御では、デジタル網から公衆用基地局方向には含まれないことがある。

注6－発信側が発サブアドレスの表示を行わない場合は、公衆用基地局からデジタル



網への方向で本メッセージに含まれる。基本呼制御において、デジタル網から公衆用基地局方向に含まれる。

注7ー発信公衆用基地局が着サブアドレスの表示を行いたい場合は、公衆用基地局からデジタル網への方向で本メッセージに含まれる。「呼設定」(SETUP)メッセージの中に着サブアドレス情報要素を含めているならば、デジタル網から公衆用基地局の方向で、本メッセージに含まれる。

注8ー発信側が、着信側に対して低位レイヤ整合性情報を与えたい場合、公衆用基地局からデジタル網の方向で本メッセージに含まれる。もし、発信側が低位レイヤ整合性情報要素を含んだ発信を行うならば、デジタル網から公衆用基地局の方向で本メッセージに含まれる。

注9ー発信側が、着信側に対して高位レイヤ整合性情報を与えたい場合、公衆用基地局からデジタル網の方向で本メッセージに含まれる。もし、発信側が高位レイヤ整合性情報要素を含んだ発信を行うならば、デジタル網から公衆用基地局の方向で本メッセージに含まれる。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3. 1. 1. 6 「状態表示」 (STATUS) 【JT-Q931-bに準じる】

3. 1. 1. 7 「状態問合せ」 (STATUS ENquiry) 【JT-Q931-bに準じる】

3. 2 パケットモードアクセスコネクション用メッセージ

表3-22/NTT-Q931-bに、X. 31パケットモードアクセスコネクション用メッセージを要約する。

表3-22/NTT-Q931-bは6章で定義されるケースB (ISDNバーチャルサーキット・サービスへのパケット交換アクセス) に対して用いられる。ケースA (PSPDNサービスへの回線交換アクセス) に対しては、節3. 1の表3-1/NTT-Q931-bが用いられる。



表3-22/NTT-Q931-b

パケットモードアクセスコネクション用メッセージ

参 照

<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>アクセスコネクション設定用メッセージ</u></li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li> <ul style="list-style-type: none"> <li>呼出 (ALERTing)</li> </ul> </li> </ul>	<u>3.2.1</u>
<ul style="list-style-type: none"> <li> <ul style="list-style-type: none"> <li>呼設定受付 (CALL PROCEEDing)</li> </ul> </li> </ul>	<u>3.2.2</u>
<ul style="list-style-type: none"> <li> <ul style="list-style-type: none"> <li>応答 (CONNECT)</li> </ul> </li> </ul>	<u>3.2.3</u>
<ul style="list-style-type: none"> <li> <ul style="list-style-type: none"> <li>応答確認 (CONNECT ACKnowledge)</li> </ul> </li> </ul>	<u>3.2.4</u>
<ul style="list-style-type: none"> <li> <ul style="list-style-type: none"> <li>呼設定 (SETUP)</li> </ul> </li> </ul>	<u>3.2.9</u>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>アクセスコネクション切断復旧用メッセージ</u></li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li> <ul style="list-style-type: none"> <li>切断 (DISConnect)</li> </ul> </li> </ul>	<u>3.2.5</u>
<ul style="list-style-type: none"> <li> <ul style="list-style-type: none"> <li>解放 (RELease)</li> </ul> </li> </ul>	<u>3.2.7</u>
<ul style="list-style-type: none"> <li> <ul style="list-style-type: none"> <li>解放完了 (RELease COMPLete)</li> </ul> </li> </ul>	<u>3.2.8</u>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>その他のメッセージ</u></li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li> <ul style="list-style-type: none"> <li>状態表示 (STATUS)</li> </ul> </li> </ul>	<u>3.2.10</u>
<ul style="list-style-type: none"> <li> <ul style="list-style-type: none"> <li>状態問合せ (STATUS ENQuiry)</li> </ul> </li> </ul>	<u>3.2.11</u>

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】▲

3.2.1 「呼出」(ALERTing)

本メッセージは、着信公衆用基地局の呼出が開始されたことを示すために、着信公衆用基地局からデジタル網に転送される。(参照 表3-23/NTT-Q931-b)



表3-23/NTT-Q931-b  
「呼出」(ALERT)メッセージ内容

メッセージ種別 : 呼出  
定義区間 : ローカル  
方向 : 公衆用基地局からデジタル網へ

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	c → n	M	1
呼番号	4.3	c → n	M	2～3
メッセージ種別	4.4	c → n	M	1
チャネル識別子	4.5.13	c → n	O (注)	2～*

注一 本メッセージが「呼設定」(SETUP)メッセージに対する応答の最初のメッセージで公衆用基地局が「呼設定」(SETUP)メッセージで指示されたチャネルを受付けない場合はチャネル識別子情報要素は必須である。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

### 3. 2. 2 「呼設定受付」(CALL PROCEEDING)

本メッセージは、要求されたアクセスコネクション設定が開始されたことを表示するためにデジタル網から発信公衆用基地局にありは着信公衆用基地局からデジタル網へ転送される。(参照 表3-24/NTT-Q931-b)

▼

表3-24/NTT-Q931-b

「呼設定受付」(CALL PROC)メッセージ内容

メッセージ種別 : 呼設定受付

定義区間 : ローカル

方向 : 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	c → n	M	1
呼番号	4.3	c → n	M	2～3
メッセージ種別	4.4	c → n	M	1
チャネル識別子	4.5.13	c → n	O (注)	2～*

注一 デジタル網から公衆用基地局の方向で本メッセージが「呼設定」(SETUP)メッセージに対する応答の最初のメッセージである場合、チャネル識別子情報要素は必須で

ある。  
 公衆用基地局からデジタル網の方向で本メッセージが「呼設定」(SETUP)メッセージに対する応答の最初のメッセージで、かつ、公衆用基地局が「呼設定」(SETUP)メッセージの中で指示されたB-チャネルを受付けない場合、チャネル識別子情報要素は必須である。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

### 3. 2. 3 「応答」(CONNECT)

本メッセージは、アクセスコネクションを受付けたことを通知するために着信公衆用基地局からデジタル網に、またデジタル網から発信公衆用基地局に転送される。  
 (参照 表3-25/NTT-Q931-b)



表3-25/NTT-Q931-b  
 「応答」(CONN)メッセージ内容

メッセージ種別 : 応答  
 定義区間 : ローカル  
 方向 : 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	2~3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
チャネル識別子	4.5.13	両方向	O (注)	2~*

注一 本メッセージが「呼設定」(SETUP)メッセージに対する応答の最初のメッセージで公衆用基地局が「呼設定」(SETUP)メッセージで指示されたチャネルを受付けない場合はチャネル識別子情報要素は必須である。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

### 3. 2. 4 「応答確認」(CONNECT\_Acknowledge)

本メッセージはどの公衆用基地局がアクセスコネクションを与えられたかを示すためにデジタル網から着信公衆用基地局に送られる。また、対称なアクセスコネクション制御手順を可能とするために発信公衆用基地局からデジタル網に送信され得る。(参照 表3-26/NTT-Q931-b)

▼ 表 3-26 / NTT-Q931-b

「応答確認」(CONN ACK) メッセージ内容

メッセージ種別 : 応答確認  
 定義区間 : ローカル  
 方向 : 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	2~3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1

▲【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3.2.5 「切断」(DISConnect)

本メッセージはアクセスコネクションを切断復旧することをデジタル網に要求するため、公衆用基地局より、もしくはアクセスコネクションが切断復旧されたことを表示するためにデジタル網により公衆用基地局へ転送される。(参照 表 3-27 / NTT-Q931-b)

▼ 表 3-27 / NTT-Q931-b

「切断」(DISC) メッセージ内容

メッセージ種別 : 切断  
 定義区間 : ローカル  
 方向 : 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	2~3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
理由表示	4.5.12	両方向	M	4~32

▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3. 2. 6 「経過表示」 (PROGress) 【規定しない】

3. 2. 7 「解放」 (RELease)

本メッセージは公衆用基地局もしくはデジタル網のいずれか一方から送信され、本メッセージを送信している装置がチャネル (もしあれば) を既に切断したことを示し、チャネルと呼番号を解放するために送信される。さらに「解放」 (REL) メッセージを受信した側ではチャネルを解放し、さらに「解放完了」 (REL COMP) メッセージを送信したあと呼番号を解放する準備をする。本メッセージは、アクセスコネクションが、Dチャネル又は存在するチャネル上で与えられたこと及び、デジタル網が呼番号を解放する意図があることを表示するためにデジタル網から公衆用基地局へ送出される。(参照 表3-29/NTT-Q931-b)



表3-29/NTT-Q931-b

「解放」 (REL) メッセージ内容

メッセージ種別 : 解放

定義区間 : ローカル (注1)

方向 : 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	2~3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
理由表示	4.5.12	両方向	O (注2)	2~32

注1-本メッセージはローカルな意味を持つ。しかしながら、最初の切断復旧メッセージとして使用される場合はグローバルな意味をもつ情報を転送し得る。

注2-本メッセージが最初の切断復旧メッセージである場合は必須である。また、エラー処理条件の結果として「解放」 (REL) メッセージが送信される場合も本メッセージに含まれる。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3. 2. 8 「解放完了」 (RELease COMPlete)

本メッセージは公衆用基地局もしくはデジタル網のいずれか一方から送信され、本メッセージを送信している装置がチャネル（もしあれば）および呼番号を解放したことを示す。解放されたチャネルは再利用が可能となり、さらに本メッセージを受信した装置は呼番号を解放する。（参照 表3-30/NTT-Q931-b）



表3-30/NTT-Q931-b  
「解放完了」(REL COMP)メッセージ内容

メッセージ種別 : 解放完了  
定義区間 : ローカル (注1)  
方向 : 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	2~3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
理由表示	4.5.12	両方向	O (注2)	2~32

注1-本メッセージはローカルな意味を持つが、最初の切断復旧メッセージとして使用される時はグローバルな意味をもつ情報を転送し得る。

注2-本メッセージが最初の切断復旧メッセージである場合は必須である。また、エラー処理条件の結果として「解放完了」(REL COMP)メッセージが送信される場合も本メッセージに含まれる。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

### 3.2.9 「呼設定」(SETUP)

本メッセージは発信公衆用基地局からデジタル網へ、もしくはデジタル網から着信公衆用基地局にアクセシオン設定を開始するために転送される。（参照 表3-31/NTT-Q931-b）



表3-31/NTT-Q931-b  
「呼設定」(SETUP)メッセージ内容

メッセージ種別 : 呼設定  
定義区間 : ローカル  
方向 : 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	2～3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
伝達能力	4.5.5	両方向	M (注1)	4～13
チャネル識別子	4.5.13	両方向	O (注2)	2～*
情報速度	4.6.3	n→c	O (注3)	2～6
エンド・エンド中継遅延	4.6.2	n→c	O (注4)	2～11
中継遅延選択表示	4.6.9	n→c	O (注5)	2～5
パケットバイトパラメータ	4.6.4	n→c	O (注6)	2～3
パケットバイトサイズ	4.6.5	n→c	O (注7)	2～4
パケットサイズ	4.6.6	n→c	O (注8)	2～4
発番号	4.5.10	n→c	O (注9)	2～36
発サブアドレス	4.5.11	n→c	O (注10)	2～23
着番号	4.5.8	n→c	O (注11)	2～35
着サブアドレス	4.5.9	n→c	O (注12)	2～23
ユーザ・ユーザ	4.5.30	n→c	O (注13)	(注14)

注1－伝達能力情報要素は、もし適当であれば、パケットモードのアクセスコネクションを含むITU-Tテレコミュニケーション・サービスを記述するのに用いることができる。

注2－本情報要素はデジタル網から公衆用基地局への方向において必須。公衆用基地局からデジタル網への方向においては、公衆用基地局がチャネルを表示することを要求する場合、本メッセージに含まれる。

注3－デジタル網がNTT-X 2.5/NTT-Q 9.3 1-b情報要素マッピングをインプリメントしており、かつ呼に対する情報転送速度を着信公衆用基地局へ表示する場合には、デジタル網から公衆用基地局への方向で本メッセージに含まれる。

注4－デジタル網がNTT-X 2.5/NTT-Q 9.3 1-b情報要素マッピングをインプリメントしており、かつ呼に対するエンド・エンド中継遅延を着信公衆用基地局へ表示する場合には、デジタル網から公衆用基地局への方向で本メッセージに含まれる。

注5－デジタル網がNTT-X 2.5/NTT-Q 9.3 1-b情報要素マッピングをインプリメントしており、かつ呼に対する最大許容中継遅延を着信公衆用基地局へ表示する場合には、デジタル網から公衆用基地局への方向で本メッセージに含まれる。



注6—デジタル網がNTT-X25/NTT-Q931-b情報要素マッピングをインプリメントしており、かつ呼に対するパケットレイヤバイナリパラメータを着信公衆用基地局へ表示する場合には、デジタル網から公衆用基地局への方向で、本メッセージに含まれる。

注7—デジタル網がNTT-X25/NTT-Q931-b情報要素マッピングをインプリメントしており、かつ呼に対するパケットレイヤウィンドウサイズを着信公衆用基地局へ表示する場合には、デジタル網から公衆用基地局への方向で、本メッセージに含まれる。

注8—デジタル網がNTT-X25/NTT-Q931-b情報要素マッピングをインプリメントしており、かつ呼に対するパケットサイズを着信公衆用基地局へ表示する場合には、デジタル網から公衆用基地局の方向で、本メッセージに含まれる。

注9—公衆用基地局・デジタル網間での公衆用基地局識別が必要な場合に、公衆用基地局からデジタル網の方向で、本メッセージに含まれる。デジタル網がNTT-X25/NTT-Q931-b情報要素マッピングをインプリメントしており、かつ発番号を着信公衆用基地局への表示を行う場合に、デジタル網から公衆用基地局の方向で、本メッセージに含まれる。

注10—公衆用基地局・デジタル網間での公衆用基地局識別が必要な場合に、公衆用基地局からデジタル網の方向で、本メッセージに含まれる。デジタル網がNTT-X25/NTT-Q931-b情報要素マッピングをインプリメントしており、かつ発サブアドレスを着信公衆用基地局への表示を行う場合に、デジタル網から公衆用基地局の方向で、本メッセージに含まれる。

注11—デジタル網がNTT-X25/NTT-Q931-b情報要素マッピングをインプリメントしており、かつ着番号を着信公衆用基地局への表示を行う場合に、デジタル網から公衆用基地局の方向で、本メッセージに含まれる。

注12—デジタル網がNTT-X25/NTT-Q931-b情報要素マッピングをインプリメントしており、かつ着サブアドレスを着信公衆用基地局への表示を行う場合に、デジタル網から公衆用基地局の方向で、本メッセージに含まれる。

注13—発信公衆用基地局が、公衆用基地局情報を含み、かつデジタル網が、NTT-X25/NTT-Q931-b情報要素マッピングをインプリメントする場合には、デジタル網から公衆用基地局の方向で、本メッセージに含まれる。

注14—最小の長さは2オクテットである。また、標準の最大デフォルト長は131オクテットである。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

### 3.2.10 「状態表示」(STATUS)

本メッセージは「状態問合せ」(STATUS ENQ)メッセージに対する応答として、または節5.8に示されるエラー状態を通知するために任意の時点で公衆用基地局またはデ

▼ インジタル網から送信される。(参照 表 3-3-2/NTT-Q931-b)

表 3-3-2/NTT-Q931-b  
「状態表示」(STATUS)メッセージ内容

メッセージ種別 : 状態表示  
定義区間 : ローカル  
方向 : 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	2~3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
理由表示	4.5.12	両方向	M	4~32
呼状態	4.5.7	両方向	M	3

▲ 【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3. 2. 1.1 「状態問合せ」(STATUS ENquiry)

本メッセージは、公衆用基地局もしくはデイジタル網によって、レイヤ3の同位エンティティからの「状態表示」(STATUS)メッセージ要求がある場合いつでも送信される。また、「状態問合せ」(STATUS ENQ)メッセージに対する応答としての「状態表示」(STATUS)メッセージ送付は必須である。(参照 表 3-3-3/NTT-Q931-b)

▼ 表 3-3-3/NTT-Q931-b  
「状態問合せ」(STATUS ENQ)メッセージ内容

メッセージ種別 : 状態問合せ  
定義区間 : ローカル  
方向 : 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
------	----	----	----	-----

プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	2～3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1

▲【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3. 4 グローバル呼番号を用いたメッセージ【JT-Q931-bに準じる】

3. 4. 1 「初期設定」 (REStart)

本メッセージは、公衆用基地局もしくは、デジタル網から表示されたチャネル、又はインタフェースの初期設定 (アイドル状態に戻す) を要求するために転送される。(参照 表 3-49/NTT-Q931-b)

▼  
表 3-49/NTT-Q931-b  
「初期設定」 (REST) メッセージ内容

メッセージ種別： 初期設定  
定義区間： ローカル  
方向： 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M (注1)	3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
チャネル識別子	4.5.13	両方向	O (注2)	2～4
初期状態表示	4.5.25	両方向	M	3

注1-本メッセージは、節 4.3 で定義されるグローバル呼番号と共に送られる。  
注2-初期設定対象の特定のチャネルを表示する必要がある場合、本メッセージに含まれる。▲

▲【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3. 4. 2 「初期設定確認」 (REStart ACKnowledge)

本メッセージは、『初期設定』メッセージの受信を確認するため及び要求された初期設定が完了したことを示すため転送される。(参照 表 3-50/NTT-Q931-b)



表 3-50/NTT-Q931-b

「初期設定確認」(REST ACK)メッセージ内容

メッセージ種別： 初期設定確認

定義区間： ローカル

方向： 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M(注1)	3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
チャネル識別子	4.5.13	両方向	O(注2)	2~4
初期状態表示	4.5.25	両方向	M	3

注1-本メッセージは、節4.3で定義されるグローバル呼番号と共に送られる。

注2-初期設定対象の特定のチャネルを表示する必要がある場合、本メッセージに含まれる。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3. 4. 3 「状態表示」(STATUS) 【JT-Q931-bに準拠する】

4. 1-メッセージフォーマットと情報要素のコーディング【JT-Q931-bに準拠する】

4. 1 概要【JT-Q931-bに準拠する】

4. 2 プロトコル識別子【JT-Q931-bに準拠する】

4. 3 呼番号【JT-Q931-bに準拠する】

4. 4 メッセージ種別

メッセージ種別は、送出されるメッセージの機能を識別するために用いる。

メッセージ種別は、各メッセージの3番目に配置され、図4-6/NTT-Q931-bや表4-2/NTT-Q931-bに示されているようにコード化する。

ビット8は拡張ビットとして、将来の使用のため予約されている。

ビット 8 7 6 5 4 3 2 1 オクテオク  
 テット  
 0 1  
 メッセージ種別

図4-6/NTT-Q931-b メッセージ種別

表4-2/NTT-Q931-b メッセージ種別

8	7	6	5	4	3	2	1	
0	0	0	-	-	-	-	-	呼設定用メッセージ
0	0	0	0	0	1			呼出 (ALERTing)
0	0	0	1	0				呼設定受付 (CALL_PROCEEDing)
0	0	1	1	1	1			応答 (CONNECT)
0	1	1	1	1	1			応答確認 (CONNECT_ACKnowledge)
0	0	0	1	1	1			経過表示 (PROGress)
0	0	1	0	1				呼設定 (SETUP)
0	1	0	-	-	-	-	-	呼切断用メッセージ
0	0	1	0	0	1			切断 (DISConnect)
0	1	1	0	1				解放 (RELease)
1	1	0	1	0				解放完了 (RELease_COMPLete)
0	0	1	1	0				初期設定 (REStart)
0	1	1	1	0				初期設定確認 (REStart_ACKnowledge)
0	1	1	-	-	-	-	-	その他のメッセージ
0	1	1	1	1	0			通知 (NOTIFY)
1	1	1	0	1				状態表示 (STATus)
1	0	1	0	1				状態問合せ (STATus_ENQuiry)

注1—これが使用された場合メッセージ種別は、国内規定に基づき、次のオクテットで定義される。

注2—付加サービスのプロファンクショナル手順に用いられるファシリティ [FACILITY] および登録 [REGISTER] に関しては付加サービス仕様を示す。▲

【JT-Q931-b では▼▲の規定が異なる】

#### 4. 5 他の情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

##### 4. 5. 1 コーデイング規定

他の情報要素のコーデイングは、以下に述べるコーデイング規定に従う。これらの規定は、メッセージ処理をする各装置が、処理上、必要である情報要素を見つけ、必要でないものを無視するように考えられたものである。

2種類の情報要素を規定する。

- (1) 単一固定長情報要素 図4-7 (a) / NTT-Q931-b 及び図4-7 (b) / NTT-Q931-b
- (2) 可変長情報要素 図4-7 (c) / NTT-Q931-b

以下の情報要素に関して、情報要素識別子ビットのコーデイングを表4-3 / NTT-Q931-bに示す。

メッセージ中の各情報要素には特定な順番がある。可変長フォーマットの情報要素識別子のコード値は、メッセージ中の各情報要素の現れる順番に従い、小さい方から割り付けられる。これは、受信装置が全体のメッセージを見ずに特別の情報要素の有無を判断できなくなるためである。

単一固定長情報要素は、メッセージ内の任意の場所に設置される。

単一固定長情報要素は2つのタイプがある。タイプ1の情報要素は、ビット7, 6, 5で示す。ビット7, 6, 5が‘010’はタイプ2単一固定長情報要素として予約済である。

ここでは、情報要素についての記述に、予備ビットを含んでいる場合、これらの予備ビットは、0に設定されている。将来の実用を考えると、予備ビットが1に設定されているからといって、メッセージを拒否すべきではない。可変長情報要素の第2のオクテットは、最初のオクテットのコーデイングに関係なくその情報要素内容(オクテット3以下)の総オクテット長を示している。情報要素内容のオクテットの数はバイナリでコード化され、最下位はビット1 (2<sup>0</sup>) です。

オプションルになっている可変長情報要素は、存在し得るが、内容を持たない。例えば、「呼設定」(SETUP) メッセージは、オクテット長ゼロのチャネル識別子情報要素を含んでいることもある。これは受信側に情報要素が“存在していない”ものとして処理される。同様に、情報要素がない場合は、“情報要素内容をもたない”として処理される。次の規定は可変長情報要素のコーデイングに適用する。

- (a) オクテット番号における最初の数字は、1つのオクテットあるいはオクテット

- のグループである。
- (b) 各オクテットグループは、情報要素内の独立した単位である。オクテットグループの内部構造は以下に示す方法とは別の方法で定義されることもあり得る。
- (c) オクテットグループは、何らかの拡張法の使用により形成される。拡張ビットとしてビット8を使用し、オクテット(N)を次にくるオクテット(Na, Nb, …)へ拡張できる方法が望ましい。
- ビット‘0’は、オクテットが次のオクテットへ継続していることを示す。
- ビット‘1’は、このオクテットがオクテットグループの最後のオクテットであることを示す。
- 1つのオクテット(Nb)が存在すれば、前のオクテット(NとNa)もまた存在する。
- 4.5.5節などの記述では、別のオクテットがあとに続く場合、ビット8は“0/1拡張”と書かれている。これが拡張領域上最後のオクテットであれば、ビット8は“1拡張”と書かれている。
- 仕様を追加する場合、追加オクテットが、それ以前の最後のオクテットのあとで定義されうる（その場合、“1拡張”という記述を“0/1拡張”に変更）ので、装置はそのような追加オクテットを受け入れる準備をする必要がある。ただし、これらのオクテットをその装置が解釈したり、その内容に従い機能したりする必要はない。
- (d) 上で定義された拡張法に加えて、オクテット(N)のビット7～1の表示により次のオクテット(N<sub>1</sub>, N<sub>2</sub>, …)へ拡張される。
- (e) (c)と(d)の拡張法は組み合わせで使用されうる。拡張法(c)は順序の上で優先権をもつ。従って、全てのオクテットNa, Nb, …は必ずオクテットN<sub>1</sub>, N<sub>2</sub>, …の前に現れる。この規則は、オクテットN<sub>1</sub>, N<sub>2</sub>, …がオクテットNa, Nb, …の拡張法を用いて拡張される場合にも適用される。
- (f) 同様な規則は、拡張法(d)が繰り返される場合にも適用されうる。即ちオクテットN<sub>1</sub>, N<sub>2</sub>, …はオクテットN<sub>2</sub>の前に現れる。
- (g) オプションナルのオクテットは、アスタリスク(\*)の印をつける。
- 注1—拡張法(c)は、繰り返し使用できない。即ち、オクテット4bになるべきオクテットにオクテット4aの拡張法を組み込むことはできない。
- 注2—プロトコル設計者は、複数の拡張法の使用をする場合、結果としてのコーディングが唯一の解釈となることを保証するよう注意すべきである。
- 注3—幾つかの情報要素には、コーディング標準フィールドが規定されています。情報要素がコーディング標準の国内標準で規定される場合、情報要素の構造を本仕様の規定と同様に規定することを推奨する。

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1	オクテット
	1	情報要素識別子 情報要素内容							1

(a) 単一固定長情報要素フォーマット (タイプ1)

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1	オクテット
	1	情報要素識別子							1

(b) 単一固定長情報要素フォーマット (タイプ2)

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1	オクテット
	0	情報要素識別子							1
		情報要素内容長							2
		情報要素内容							3

(c) 可変長情報要素フォーマット

図4-7/NTT-Q931-b 情報要素フォーマット

▼ 表4-3/NTT-Q931-b 情報要素識別子コーディング

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1	参照	最大長 (オクテット)
1	:	:	:	:	:	:	:	:	単一固定長情報要素	1 (注1)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	予約済	
0	:	:	:	:	:	:	:	:	可変長情報要素	
0	0	0	0	1	0	0	0	0	伝達能力 [Bearer Capability]	4.5.5 1 0
0	0	0	1	0	0	0	0	0	理由表示 [Cause] (注2)	4.5.12 3 2
0	0	1	0	1	0	0	0	0	呼状態 [Call state]	4.5.7 3
0	0	1	0	0	0	0	0	0	チャネル識別子 [Channel identification]	4.5.13 4
0	0	1	1	1	0	0	0	0	経過識別子 [Progress indicator] (注2)	4.5.23 4
0	1	0	0	1	1	1	0	0	通知識別子 [Notification indicator]	4.5.22 3
1	0	0	0	0	0	0	0	0	情報速度 [Information rate]	4.6.3 6
1	0	0	0	0	1	0	0	0	エンド・エンド中継遅延 [End-to-end transit delay]	4.6.2 1 1
1	0	0	0	0	1	1	0	0	中継遅延選択表示 [Transit delay selection and indication]	4.6.9 5
1	0	0	0	1	0	0	0	0	パケットレイヤバイナリパラメータ [Packet layer binary parameters]	4.6.4 3
1	0	0	0	1	0	1	0	0	パケットレイヤワードサイズ	4.6.5 4



1	0	0	0	1	1	0	パケットサイズ [Packet size]	4.6.6	4
1	1	0	1	1	0	0	発番号 [Calling party number]	4.5.10	3 6
1	1	0	1	1	0	1	発着アドレス [Calling party subaddress]	4.5.11	2 3
1	1	1	0	0	0	0	着番号 [Called party number]	4.5.8	3 5
1	1	1	0	0	0	1	着着アドレス [Called party subaddress]	4.5.9	2 3
1	1	1	1	0	0	1	初期設定表示 [Restart indicator]	4.5.25	3
1	1	1	1	1	0	0	低位レイヤ整合性情報 [Low layer compatibility]	4.5.19	1 8
1	1	1	1	1	0	1	高位レイヤ整合性情報 [High layer compatibility]	4.5.17	5

上記以外  
予約済 (注3)

(注1) 可変長情報要素の最大長制限は、現在の TTC 標準のコーデイング値だけを考慮している。本標準の今後の拡張は、これらの制限に制約されない。

(注2) 本情報要素は、繰り返され得る。

(注3) 予約済の値の内ビット5～8が‘0000’にコード化されたものは、受信側によって理解する必要がある。(節5.8.7.1 参照)。

(注4) 付加サービスのファンクションナル手順に用いられるファシリテイ情報要素については付加サービス仕様を示す。



【JT-Q931-bでは▼の規定が異なる】

4.5.2 コード群の拡張【規定しない】

4.5.3 固定シフト手順【規定しない】

4.5.4 一時シフト手順【規定しない】

4.5.5 伝達能力 [Bearer capability]

伝達能力情報要素の目的は、デジタル網が提供する伝達サービス要求を表示することである。本情報要素は、デジタル網によって使用される可能性のある情報のみを含む。付属資料I参照のこと。通信可能性確認に関連している伝達能力情報要素の使用法は、付属資料Bで記述している。

伝達能力情報要素は、図4-11/NTT-Q931-bと表4-6.a/NTT-Q931-b～表4-6.i/NTT-Q931-bに示されているようにコード化する。

本情報要素がない場合には、伝達能力のデフォルトは想定されない。要素の最大長はTTC標準を使用している場合は、10オクテットである。



ビット 8 7 6 5 4 3 2 1 オクテット上



情報転送能力 (オクテット 3)

ビット	5	4	3	2	1
	0	0	0	0	0
	0	1	0	0	0
	1	0	0	0	0
上記以外	予約済 ▲				

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

転送モード (オクテット 4) 【JT-Q931-bに準拠する】



表 4-6 b / NTT-Q931-b 伝達能力情報要素

情報転送速度 (オクテット 4)

ビット	5	4	3	2	1	回線交換モード	パケット交換
	0	0	0	0	0	—	このコードはパケット交換モードの呼に使用する。
	1	0	0	0	0	64 kbit/s	—
上記以外	予約済						

(注) 付加属性を表 4-7 / NTT-Q931-b に定義する。

ユーザ情報レイヤ 1 プロトコル (オクテット 5)

ビット	5	4	3	2	1
	0	0	0	0	1
	0	0	0	1	0
	0	0	0	1	0
上記以外	予約済				

TTC 標準速度整合 (JT-V110/JT-X30) : これは下記に定義されたオクテット 5 a が存在することを表している。

標準 JT-G711  $\mu$ -law

(注) 転送モードが回線交換モードであり情報転送能力が非制限デジタル情報の場合に、ユーザ情報レイヤ 1 プロトコルが網に明示されない場合が存在し、その際にはオクテット 5 は省略した場合のみ許容し、その他の場合は、オクテット 5 は必須である。もし、転送モードがパケット交換モードであれば、オクテット 5 は省略されることがある。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】



表4-6c/NTT-Q931-b 伝達能力情報要素

同期/非同期 (オクテット5a)
ビット
7
0
同期

(注) 同期ユーザ速度の場合、オクテット5b-5dは省略可能。  
インバンド交渉 (オクテット5a)

ビット
6
0
インバンド交渉不可

(注) 標準JT-V110及びJT-X30あるいはモデムタイプ勧告参照▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】



表4-6d/NTT-Q931-b 伝達能力情報要素

ユーザ速度 (オクテット5a)
ビット
5 4 3 2 1
0 1 1 0 0
0 1 1 1 1
32 kbit/s 標準 JT-I460
56 kbit/s 勧告 V.6
上記以外
予約済▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】



表4-6k/NTT-Q931-b 伝達能力情報要素

ユーザ情報レイヤ2プロトコル (オクテット6)
ビット
5 4 3 2 1
0 0 0 1 0
0 0 1 1 0
標準 JT-Q921-b [3]
標準 JT-X25リンクレイヤ

上記以外 予約済

(注) 転送モードがパケット交換モードであればオクテット6は存在すべきである。他のケースではユーザレイヤ2プロトコルがデジタル網に識別される場合、オクテット6は存在すべきである。そうでなければオクテット6は省略すべきである。

▲【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

▼ 表4-61/NTT-Q931-b 伝達能力情報要素

ユーザ情報レイヤ3プロトコル (オクテット7)

ビット	
5	4 3 2 1
0	0 0 1 0 標準JT-Q931-b
0	0 1 1 0 標準JT-X25パケットレイヤ
上記以外 予約済	

(注) ユーザ情報レイヤ3プロトコルがデジタル網に識別される場合オクテット7は存在すべきである。そうでなければオクテット7は省略すべきである。▲

▲【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

▼ 表4-7/JT-Q931-b 伝達能力属性

伝達能力属性		付 加 属 性			
転送モード	情報転送能力	構 造	通信形態	呼設定法	対称性
回線交換	音 声	8 kHz 構造	ポイント・ポイント 上	即時	両方向対称
回線交換	非制限データ	8 kHz 構造	ポイント・ポイント 上	即時	両方向対称
回線交換	3.1kHzオーディオ	8 kHz 構造	ポイント・ポイント 上	即時	両方向対称

▲【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

4. 5. 7 呼状態 [Call state]

呼状態情報要素は、現在の呼のステータス状態 (節 2. 1 参照) やグローバルインタフェース状態 (節 2. 4 参照) を記述するために用いられる。

呼状態情報要素は図 4-13 / NTT-Q931-b や表 4-8 / NTT-Q931-b に示されているようにコード化する。

TTC 標準コーディングを使用すると本情報要素の最大長は 3 オクテットである。

ビット 8 7 6 5 4 3 2 1 オクテット

0	0	0	1	0	1	0	0
呼状態 情報要素識別子							
呼状態内容長							
コーディング標準	呼状態値 / グローバルラインタフェース状態 (状態値はバイナリでコード化する)						
	2						
	3						

図 4-13 / JT-Q931-b 呼状態情報要素

表 4-8 a / NTT-Q931-b 呼状態情報要素

コーディング標準 (オクテット 3)

ビット  
8 7

0 0 TTC 標準▲

【JT-Q931-b では▼▲の規定が異なる】

表 4-8 b / NTT-Q931-b 呼状態情報要素

呼状態値 (オクテット 3)

ビット

6 5 4 3 2 1 公衆用基地局状態 デジタル網状態  
0 0 0 0 0 0 C0 -空 N0 -空

0	0	0	0	0	1	C1	-	発呼	N1	-	発呼
0	0	0	0	1	1	C3	-	発呼受付	N3	-	発呼受付
0	0	0	1	0	0	C4	-	呼出通知	N4	-	呼出通知
0	0	0	1	1	0	C6	-	着呼	N6	-	着呼
0	0	0	1	1	1	C7	-	呼出中	N7	-	呼出中
0	0	1	0	0	0	C8	-	応答	N8	-	応答
0	0	1	0	0	1	C9	-	着呼受付	N9	-	着呼受付
0	0	1	0	1	0	C10	-	通信中	N10	-	通信中
0	0	1	0	1	1	C11	-	切断要求	N11	-	切断要求
0	0	1	1	0	0	C12	-	切断通知	N12	-	切断通知
0	1	0	0	1	1	C19	-	解放要求	N19	-	解放要求
0	1	0	1	1	0	-	-		N22	-	呼廃棄
上記以外										予約済	

グローバルインタフェース状態値 (オクテット3)

ビット										
6	5	4	3	2	1	状態				
0	0	0	0	0	0	REST	0	-	空	
1	1	1	1	0	1	REST	1	-	初期設定要求	
1	1	1	1	1	0	REST	2	-	初期設定	
上記以外										予約済▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

4. 5. 8 着番号 [Called party number]

着番号情報要素は、通信相手を指定し、図4-14/NTT-Q931-b及び表4-9/NTT-Q931-bに示すようにコード化する。本情報要素の最大長は▼35オクテットである。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

図4-14/NTT-Q931-b 【JT-Q931-bに準じる】



表4-9/NTT-Q931-b 着番号情報要素

番号種別 (オクテット3) (注1)

7 6 5

0 1 0 国内番号 (注2)

0 1 1 網特有番号 (注3)

上記以外 予約済

注1-国内番号の定義は、ITU-T勧告I. 330を参照。

注2-プレフィクスやエスケープを含まない。

注3-番号種別“網特有番号”は、サービスを提供する網特有の管理番号あるいはサービス番号を示すことに使われる。例えば、オペレータをアクセスする場合に使用される。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

番号計画識別子 (オクテット3)

4 3 2 1

0 0 0 1 ISDN/電話番号計画 (勧告E.164)

上記以外 予約済

番号ディジット (オクテット4以上)

このフィールドは、適当な番号計画で規定される形式に従って、IA5キャラクターでコード化される。

4. 5. 9 着サブアドレス [Called party subaddress] 【JT-Q931-bに準拠する】

4. 5. 10 発番号 [Calling party number]

発番号情報要素は、呼の発信元を識別するために用い、図4-16/JT-Q931-b及び表4-11/JT-Q931-bに示すようにコード化する。本情報要素の最大長は▼36オクテットである。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

図4-16/NTT-Q931-b 【JT-Q931-bに準じる】

▼

表4-11a/NTT-Q931-b 発番号情報要素

番号種別 (オクテット3) (注1)

7 6 5

0 0 1 国際番号 (注2)

0 1 0 国内番号 (注2)

0 1 1 網特有番号 (注3)

上記以外 予約済

(注1) 国際、国内番号の定義は、ITU-T勧告I. 330を参照。

(注2) プレフィクスやエスケープを含まない。



(注3) 番号種別“網特有番号”は、サービスを提供する網特有の管理番号あるいはサービス番号を示すことに使われる。例えば、オペレータをアクセスする場合には使用される。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

▼

表4-11b/NTT-Q931-b 発番号情報要素

番号計画識別子 (オクテット3)	
4 3 2 1	
0 0 0 1	I SDN/電話番号計画 (ITU-T勧告 E. 164)
上記以外	予約済
表示識別子 (オクテット3 a)	
7 6	意味
0 0	表示許可
0 1	表示制限
1 0	インタローキングのため利用できない番号
1 1	予約済

▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

▼ (注1) 発呼時、オクテット3 a が省略された場合、デジタル網は、値は“01”とみなす。

また、付加サービスにおける発番号情報要素の表示識別子規定は、付加サービス仕様に記述している。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

(注2) このフィールドの意味と使用法は、ITU-T勧告 Q. 951 の3章と4章に定義される。

▼着呼時の発番号情報要素、表示識別子、番号デジットの組み合わせは次の3通りのみである。

発番号情報要素	表示識別子	番号デジット
○	表示許可	○
○	表示制限	○
＝	＝	＝

▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

網検証識別子 (オクテット3 a)

2 1 意 味

0 1 ユーザ記入、網検証成功

1 1 網記入

▼ (注) 公衆用基地局が移動局の認証を行う形態のインタフェースでは、発呼時、デジタル網への「呼設定」メッセージ内の発番号情報要素内の網検証識別子フィールドにおいて、「01-ユーザ記入、網検証成功」もしくは、「11-網記入」を明示しなければならぬ。また、デジタル網が移動局の認証を行う形態のインタフェースでは、発呼時、デジタル網への「呼設定」メッセージ内の発番号情報要素内のオクテット3 aが省略された場合、網検証識別子は「01-ユーザ記入、網検証成功」とデジタル網は解釈する。また、付加サービスにおいて使用される発番号情報要素の網検証識別子規定は、付加サービス仕様に記述している。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

番号ディジット (オクテット4以上)

このフィールドは、適当な番号計画で規定される形式に従って、IA5キヤラクタでコード化される。

4. 5. 1 1 発サブアドレス [Calling party subaddress] 【JT-Q931-bに準拠する】

4. 5. 1 2 理由表示 [Cause]

理由表示情報要素の内容と使用法標準はJT-Q850に定義される。

▼

JT-Q850参照時の補足事項を以下にまとめる。

2.2.2 コーディング標準	「ITU-T勧告およびTTC標準、この場合下記のようにコーディングする。」のみ許容する。
2.2.3 生成源	(1) ユーザの位置により、ローカル公衆網と、リモート公衆網が同じ網の場合もある。 (2) 公衆用基地局で設定する理由表示には、「ローカルユーザ収容公衆網」を設定する必要がある。

2.2.6 診断情報	各理由表示において含まれる診断情報を表4-1-2-1/JT-Q931-bにまとめる。
------------	--

▲【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

表4-1-2-1/NTT-Q931-b 診断情報

番号	理由表示		診断情報
	理由	種別	
# 1	欠番	(注1)	
# 2	指定中継網へのルートなし	中継網識別	
# 3	相手へのルートなし	(注1)	
# 16	正常切断	(注1)	
# 21	通信拒否	(注1)ユーザの提供する情報	
# 22	相手加入者番号変更	新しい相手加入者番号 (注2)	
# 43	アクセス情報廃棄	廃棄された情報要素識別子	
# 49	QoS利用不可	(注1)	
# 57	伝達能力不許可	(注3)	
# 58	現在利用不可伝達能力	(注3)	
# 65	未提供伝達能力指定	(注3)	
# 66	未提供チャネル種別指定	チャネル種別	
# 82	無効チャネル番号使用	チャネル識別子	
# 86	指定中断呼切断復旧済	切断原因	
# 88	端末属性不一致	不一致パラメータ (注4)	
# 96	必須情報要素不足	情報要素識別子	
# 97	メッセージ種別未定義又は未提供	メッセージ種別	
# 98	呼状態とメッセージ不一致またはメッセージ種別未定義又は未提供	メッセージ種別	
# 99	情報要素未定義	情報要素識別子	
# 100	情報要素内容無効	情報要素識別子	
# 101	呼状態とメッセージ不一致	メッセージ種別	
# 102	タイム満了による回復	タイム番号 (注5)	

(注1) 以下のコーデイングが使用されます。

ビット8 : 1

ビット7-3: 0 0 0 0

ビット2-1：以下の状態

00 - 不定

01 - 固定

10 - 一時的

上記以外 予約済

(注2) 新しい相手加入者番号は、情報要素識別子を含む番号情報要素と同様にコード化される。中継網情報要素も同様に含めることもできる。

(注3) 理由表示番号#57、#58、#65の診断情報フィールドは、図4-17-1/ JT-Q931-bと表4-12-2/ JT-Q931-bに示す。

(注4) 不一致パラメータは不一致となった情報要素識別子から構成されます。

(注5) “タイム番号”は、IA5キャラクタでコード化されます。例えばT308は、‘3’、‘0’、‘8’とコード化され、次のコーディング方法が、各々のオクテットで使用されます。

ビット8 : 予備“0”

ビット7-1 : IA5キャラクタ▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

▼

	ビット	8	7	6	5	4	3	2	1
0/1 拡張	属性番号								オクテット5
0/1 拡張	リジエクト属性								オクテット5 a
0/1 拡張	利用可能な属性								オクテット5 b

(注6) 診断情報がいられる時、オクテット5と5 aは存在します。オクテット5 aはオプションです。

(注7) オクテット5-5 bは、複数のリジエクト属性を示すため、繰り返すこともできます。

図4-17-1/NTT-Q931-b

理由表示番号57、58、65のときの診断情報フィールドのコーディング▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

▼

表4-12-2/ JT-Q931-b

理由表示番号 57、58、65 のときの診断情報フィールドのコーディング

属性番号 (オクテット 5)

ビット	7	6	5	4	3	2	1	No.
0	1	1	0	0	0	1	1	情報転送能力
0	1	1	0	0	1	0	2	情報転送モード
0	1	1	0	0	1	1	3	情報転送速度
0	1	1	1	0	0	1	9	レイヤ識別

リジエクト属性 (オクテット 5 a)

属性番号

1. 情報転送能力

ビット	7-6	: 0 0
5-1	: 表 4-6 / JT-Q931-b のオクテット 3 に従う。	

2. 情報転送モード

ビット	7-6	: 表 4-6 / JT-Q931-b のオクテット 4 に従う。
5-1	: 0 0 0 0	

3. 情報転送速度

ビット	7-6	: 0 0
5-1	: 表 4-6 / JT-Q931-b のオクテット 4 に従う。	

4. レイヤ識別

ビット	7 6
0 1	(レイヤ 1) ビット 5-1 は表 4-6 / JT-Q931-b のオクテット 5 に従う。

利用可能な属性 (オクテット 5 b)

オクテット 5 a と同じコーディング▲

【JT-Q931-b では▼を規定していない】

4. 5. 1. 3 チャネル識別子 [Channel identification]

チャネル識別子情報要素は、本信号手順によって制御されるインタフェース内のチャネルを識別するために用いられ、図 4-18 / NTT-Q931-b、表 4-13 / JT-Q931

-bに示すようにコード化される。

本情報要素の最大長のデフォルト値は▼4オクテットです。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

図4-18/NTT-Q931-b チャネル識別子情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

▼  
表4-13a/JT-Q931-b チャネル識別子情報要素

インタフェース識別有無表示 (オクテット3)

7	
0	暗黙のうちに識別されるインタフェース (注1) (注2)
1	オクテット3.1から始まる1もしくはそれ以上のオクテットで明確に識別されるインタフェース

(注1) 本情報要素を運んでいるDチャネルを含むインタフェースを示す。

(注2) インタフェースが暗黙のうちに規定される場合は、オクテット3.1は省略される。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

▼  
表4-13b/NTT-Q931-b チャネル識別子情報要素  
インタフェース種別 (オクテット3)

6	基本インタフェース
0	上記以外 予約済
	(注) インタフェースがインタフェース識別子有無表示フィールド(オクテット3:ビット7)と、もし存在する場合はインタフェース識別子フィールド(オクテット3.1)との指定によって識別されているので、インタフェース種別もこれにより認識される。

変更不可表示 (オクテット3)

4	
0	指定されたチャネルを変更してもよいことを示す。
1	指定されたチャネルは変更できないことを示す。
	(注) 変更不可表示はBチャネル選択においてのみ意味がある。

Dチャネル選択表示 (オクテット3)

3

0 指定チャネルは、Dチャネルでない。

上記以外 予約済

(注) Dチャネルを指定することができるのは、このDチャネル選択表示ビットのみである。

情報チャネル選択 (オクテット3) (注1)

基本インタフェース

2 1

0 1 B1チャネル

1 0 B2チャネル

1 1 任意チャネル (注2)

上記以外 予約済▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】



表4-13c/NTT-Q931-b チャネル識別子情報要素

(注1) 情報チャネル選択は、Dチャネルには適用されない。

(注2) この値は、初期設定手順では使用されない。

インタフェース識別子 (オクテット3.1)

本情報が指定するインタフェースに対し、加入契約時に与えられた2進数コード。加入契約時にインタフェース識別子用の2進数コードで、使用されるオクテット数と各オクテットの内容を指定する。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

(注1) インタフェースが暗黙のうちに規定される場合は、オクテット3.1は省略される。▽オクテット3の「情報チャネル選択」フィールド(ビット2~1)が、「任意チャネル」と指定されているとき、インタフェース識別子フィールドが存在する場合は全て「0」に設定される。△

(注2) インタフェース識別子の値“0”は任意インタフェースと解釈される。

(注3) インタフェース識別子は“1~126”まで利用できる。

4. 5. 17 高レイヤ整合性 [High layer compatibility]

高レイヤ整合性情報要素は、相手ユーザが整合性をチェックするための手段を提供する。(付属資料B参照)

▽高レイヤ整合性情報要素は、図4-23/NTT-Q931-bと表4-15/NTT-Q931-bに示すようにコード化する。

高位レイヤ整合性情報要素は、選択のための2つの高位レイヤ能力を指定するために、「呼設定」(SETUP)メッセージの中に繰り返すことができる。高位レイヤ整合性情報要素が繰り返し識別子情報要素なしに繰り返されているならば、デフォルトとして優先度の低い順に設定されているものとして解釈すべきである。△

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

本情報要素の最大長は5オクテットです。

(注) 高位レイヤ整合性情報要素は、網内では、発信側のエンティティと、発信側のエンティティにより番号で指示された着信側のエンティティとの間をトランスペアレントに運ばれる。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽明らかに、テレサービスを実行する機能を持つ網は、この情報をこのテレサービスを与えるために解析してもよい。△

図4-23/NTT-Q931-b 高位レイヤ整合性情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

表4-15a/NTT-Q931-b 高位レイヤ整合性情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

表4-15b/NTT-Q931-b 高位レイヤ整合性情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

表4-15c/NTT-Q931-b 高位レイヤ整合性情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

表4-15d/NTT-Q931-b 高位レイヤ整合性情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

表4-15e/NTT-Q931-b 高位レイヤ整合性情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

表4-15f/NTT-Q931-b 高位レイヤ整合性情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

#### 4.5.1.9 低位レイヤ整合性 [Low layer compatibility]

低位レイヤ整合性情報要素は、アドレスで指示されたエンティティ (例えば、発信側によって、番号で指示されたリモートユーザやインタワークユニットや網の高位レイヤ機能ノードのような) との通信可能性確認に使用されるべき手段を提供する。低位レイヤ整合性情報要素は、発信側エンティティと、発信側のエンティティより番号で指示された着信側のエンティティとの間を網内では、トランスペアレントに運ばれる。付属資料B及び付属資料I参照。

低位レイヤ整合性情報要素は着信側のエンティティから発信側のエンティティへもトランスペアレントに運ばれる。



低位レイヤ整合性情報要素は、図4-25/JT-Q931-bと表4-16/JT-Q931-bに示すようにコード化する。本情報要素の最大長は18オクテットである。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽網は、情報要素の最大長として16オクテットのみをサポートする場合もある。△

図4-25/JT-Q931-b 低位レイヤ整合性情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

▼ 表4-16 a/NTT-Q931-b 低位レイヤ整合性情報要素

コーディング標準 (オクテット3)

ビット	
7 6	
0 0	ITU-T勧告およびITU-T勧告に準拠するTTC標準 (この場合下記コーディングに従います)
0 1	ISO/IEC標準 (注)
1 0	国内標準 (注)
1 1	インタフェースの網 (公衆または私設のいずれも) 側において定義された標準 (注)

(注) これら他のコーディング標準は、必要な低位レイヤ整合性がITU-T勧告およびITU-T勧告に準拠するTTC標準のコーディングで表せない場合のみ使用されるべきである。

情報転送能力 (オクテット3)

ビット	
5 4 3 2 1	
0 0 0 0 0	音声
0 1 0 0 0	非制限デジタル情報
0 1 0 0 1	制限デジタル情報
1 0 0 0 0	3.1kHz オーディオ
1 0 0 0 1	トーン/アナウンスを伴う非制限デジタル情報

報 (注)

1 1 0 0 0	ビデオ
上記以外	予約済

交渉指示 (オクテット3 a)

ビット

7	
0	アウトバンド交渉不可能
1	アウトバンド交渉可能
	(注2) オクテット3 a が省略された場合 “アウトバンド交渉不可能” とみなされる。

転送モード (オクテット4)

ビット	
7 6	
0 0	回線交換モード
1 0	パケット交換モード
上記以外	予約済▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

表4-16 b	NTT-Q931-b	低位レイヤ整合性情報要素	【JT-Q931-bに準拠する】
表4-16 c	NTT-Q931-b	低位レイヤ整合性情報要素	【JT-Q931-bに準拠する】
表4-16 d	NTT-Q931-b	低位レイヤ整合性情報要素	【JT-Q931-bに準拠する】
表4-16 e	NTT-Q931-b	低位レイヤ整合性情報要素	【JT-Q931-bに準拠する】
表4-16 g	NTT-Q931-b	低位レイヤ整合性情報要素	【JT-Q931-bに準拠する】
表4-16 h	NTT-Q931-b	低位レイヤ整合性情報要素	【JT-Q931-bに準拠する】
表4-16 i	NTT-Q931-b	低位レイヤ整合性情報要素	【JT-Q931-bに準拠する】
表4-16 j	NTT-Q931-b	低位レイヤ整合性情報要素	【JT-Q931-bに準拠する】
表4-16 k	NTT-Q931-b	低位レイヤ整合性情報要素	【JT-Q931-bに準拠する】
表4-16 l	NTT-Q931-b	低位レイヤ整合性情報要素	【JT-Q931-bに準拠する】
表4-16 m	NTT-Q931-b	低位レイヤ整合性情報要素	【JT-Q931-bに準拠する】
表4-17	NTT-Q931-b	低位レイヤ整合性属性	【JT-Q931-bに準拠する】

4. 5. 2. 2 通知識別子 [Notification indicator] 【JT-Q931-bに準拠する】

4. 5. 2. 3 経過識別子 [Progress indicator]  
経過識別子情報要素は、呼の生成中に起こったイベントを表すために用いる。本情報要素は、メッセージの中で2回まで繰り返されても良い。

経過識別子情報要素は、図4-29/NTT-Q931-bと表4-20/NTT-Q931-bに示すようにコード化する。本情報要素の最大長のデフォルト値は、4オクテットである。

図4-29/NTT-Q931-b 【JT-Q931-bに準拠する】

▼  
表4-20 a/NTT-Q931-b 経過識別子情報要素  
コーディング標準 (オクテット3)

7	6
0	0

TTC標準、この場合下記のようにコーディングする。

生成源 (オクテット3)

4	3	2	1
0	0	0	0
0	0	1	0
0	1	0	0
0	1	0	1
1	0	1	0
上記以外	予約済		

(注1) 公衆用基地局の場所により、自分および相手側公衆網が一致することがある。  
(注2) 公衆用基地局は、ローカルユーザ収容公衆網とする。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

▼  
表4-20 b/JT-Q931-b 経過識別子情報要素  
経過内容 (オクテット4)

7	6	5	4	3	2	1	番号
0	0	0	0	0	0	0	1.

呼がISDNエンド・エンドでない。こ

れ以降の経過情報はイ

ンバンドとなる。

0	0	0	0	0	1	0	2.	非I SDN着側アドレス
0	0	0	0	0	1	1	3.	非I SDN発側アドレス
0	0	0	1	0	0	0	8.	インバンド信号ないし、適当なパターン

が利用可能。

上記以外

予約済

(注1) この経過内容値は、完全なI SDN環境におけるインタワークিংの場合のみ使用される。例えば選択された伝達能力が未提供または、要求されたリンクスやルートが利用不可能な場合である。非I SDN環境でのインタワークিংの場合#1の経過内容が使用されるかもしれない。着側アドレスが非I SDNの場合は、#2の経過内容が使用されるかもしれない。

(注2) PHSとのインタワークはI SDNとみならず、▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

- 4. 5. 2.4 繰り返し表示【規定しない】
- 4. 5. 2.5 初期設定表示 [Restart indicator] 【JT-Q931-bに準拠する】
- 4. 5. 2.6 分割メッセージ [Segmented message] 【規定しない】
- 4. 5. 3.0 ユーザ・ユーザ [User-user] 【JT-Q931-bに準拠する】

4. 6 パケット通信のための情報要素

以下で定義している情報要素は、標準JT-X31で記述しているパケット通信のサポートで使用する。

パケット呼のアウトバンド制御のための情報要素の使用法は、今後の検討課題である。

- 4. 6. 1 閉域ユーザグループ (Closed user group) 【規定しない】
- 4. 6. 2 エンド・エンド中継遅延 (End-to-end transit delay) 【JT-Q931-bに準拠する】

4. 6. 3 情報速度 (Information Rate)

情報速度情報要素の目的は、終端ユーザに着呼するNTT-X25発呼要求パケットによって示されるスループットを知らせることである。

この情報速度情報要素は図4-39/NTT-Q931-b及び表4-29/NTT-Q931-bに示すようにコード化される。

本情報要素の最大長は6オクテットである。

0	1	0	0	0	0	0	1
情報速度							
情報要素識別子							
情報速度内容長							
1 拡張	0	0	0	0	0	0	2
着呼情報速度							
1 拡張	0	0	0	0	0	0	3
発呼情報速度							
1 拡張	0	0	0	0	0	0	4
最小着呼情報速度							
1 拡張	0	0	0	0	0	0	5*
最小発呼情報速度							
1 拡張	0	0	0	0	0	0	6*

図4-3.9 / NTT-Q931-b 情報速度情報要素

(注) この情報要素は、着側デジタル網の通知フェーズでのみ適用する。もし、X.25 着呼パケットにスループットクラスタファシリティが存在する場合、その内容は情報速度情報要素にコピーされる。発信公衆用基地局からのデータ転送方向における情報速度は、オクテット3にコピーされる。着信公衆用基地局からのデータ転送方向における情報速度はオクテット4にコピーされる。このビット順序は、表4-3.0 / NTT-Q931-b に記述したように守られるべきである。

▼ 着呼パケットにスループットクラスタファシリティが存在しないで、オクテット5, 6が存在する場合、オクテット3, 4は“スループットのデフォルト値(契約時指定)”が設定される。(この値は、将来変更される可能性がある。) なお、オクテット5, 6は省略される場合がある。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】  
もし、X.25 着呼要求パケットに最小スループットクラスタファシリティが存在する場合、その内容は情報速度情報要素にコピーされる。発信公衆用基地局からのデータ転送方向における最小情報速度は、オクテット5にコピーされる。着信公衆用基地局からのデータ転送方向における最小情報速度はオクテット6にコピーされる。このビット順序は、表4-3.0 / NTT-Q931-b に記述したように守られるべきである。

表 4-29 / NTT-Q931-b 情報速度情報要素

着呼／発呼情報速度 (オクテット 3 及び 4)

この着呼／発呼情報速度を示すフィールドは、それぞれデジタル網から公衆用基地局方向および公衆用基地局からデジタル網への情報速度を示すのに用いられる。

発信 DTE からのデータ転送方向で用いる情報速度は、オクテット 3 のビット 5、4、3、2、及び 1 に示される。着信 DTE からのデータ転送方向で用いる情報速度は、オクテット 4 のビット 5、4、3、2、及び 1 に示される。

これらのビットは、表 4-30 / NTT-Q931-b に示すようにコード化する。

最小着呼／発呼情報速度 (オクテット 5 及び 6)

発信 DTE からのデータ転送方向で用いる最小情報速度は、オクテット 5 のビット 5、4、3、2、及び 1 に示される。着信 DTE からのデータ転送方向で用いる最小情報速度は、オクテット 6 のビット 5、4、3、2、及び 1 に示される。

これらのビットは、表 4-30 / NTT-Q931-b に示すようにコード化する。



表 4-30 / NTT-Q931-b スループットクラスのコードマッピング

ビット					スループットクラス
5	4	3	2	1	[ビット/秒]
0	0	0	0	0	予約済
0	0	0	0	1	予約済
0	0	0	1	0	予約済
0	0	0	1	1	7.5
0	0	1	0	0	15.0
0	0	1	0	1	30.0
0	0	1	1	0	60.0
0	0	1	1	1	120.0
0	1	0	0	0	240.0
0	1	0	0	1	480.0
0	1	0	1	0	960.0
0	1	1	1	0	予約済
0	1	1	1	1	予約済



【JT-Q931-b では▼▲の規定が異なる】

4.6.4 パケットレイヤバイナリパラメータ (Packet Layer Binary Parameters)

【JT-Q931-bに準拠する】

4. 6. 5 パケットレイヤウィンドウサイズ (Packet Layer Window Size)  
 パケットレイヤウィンドウサイズ情報要素の目的は、呼で使用されるレイヤ3のウィンドウサイズの要求された値を示すことである。この値はバイナリでコード化される。  
 パケットレイヤウィンドウサイズは図4-41/NTT-Q931-bに示すようにコード化される。

本情報要素の最大長は4オクテットである。

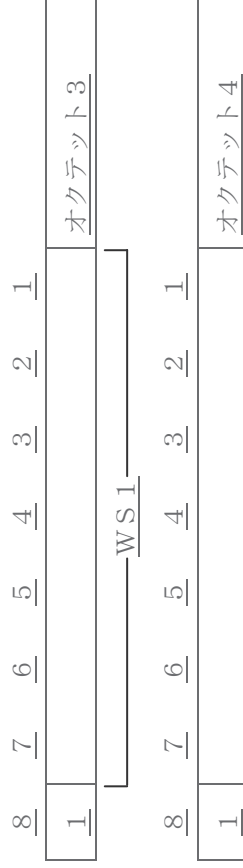
8	7	6	5	4	3	2	1	オクテット
パケットレイヤウィンドウサイズ								
0	1	0	0	0	1	0	1	1
情報要素識別子								
パケットレイヤウィンドウサイズ内容長								2
1								3
フローワード値								
1								4*
バックワード値								(注)

図4-41/NTT-Q931-b パケットレイヤウィンドウサイズ情報要素

(注) このオクテットは省略可である。省略されたときは、デフォルト値を示すものとする。

▼デジタル網では、このオクテットは省略しない。

また、フローワード値とバックワード値は、それぞれ以下のようにコーディングされる。



WS 1 : 着呼公衆用基地局から転送するときのウィンドウサイズ

WS 2 : 発呼公衆用基地局から転送するときのウィンドウサイズ

WS 1, 2 はビット 1 を最下位とするバイナリで示される値である。▲

【JT-Q931-b では▼▲を規定していない】

4. 6 パケットサイズ (Packet Size)

パケットサイズ情報要素の目的は、呼で使用されるパケットサイズの要求値を示すことである。この値は

log<sub>2</sub> でコード化される。

パケットサイズ情報要素は、図 4-42 / NTT-Q931-b に示すようにコード化される。

本情報要素の最大長は 4 オクテットである。

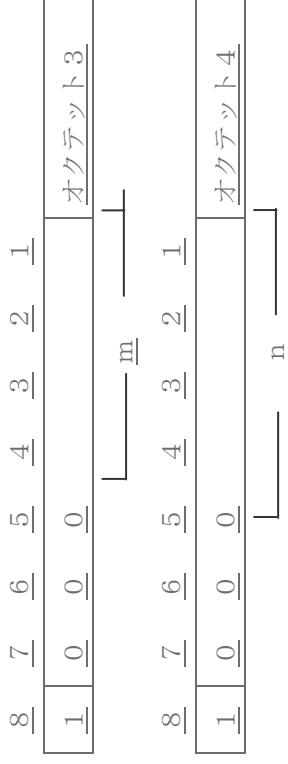
8	7	6	5	4	3	2	1	オクテット	
0	1	0	0	0	1	1	0	1	
パケットサイズ 情報要素識別子									
パケットサイズ内容長									
1 拡張	フローワード値 (注 2)							2	3
1 拡張	バックワード値 (注 2)							4*	(注 1)

(注 1) このオクテットは省略可である。省略されたときは、デフォルト値が要求されたものとする。

(注 2) ‘000 0000’ は、予約済である。

▼また、フローワード値とバックワード値は、それぞれ以下のようにコーディングされる。





2<sup>m</sup> : 着呼公衆用基地局から転送するときのパケットサイズ

2<sup>n</sup> : 発呼公衆用基地局から転送するときのパケットサイズ

m, n はビット1を最下位とするバイナリで示される値である。▲

【JT-Q931-b では▼▲を規定していない】

図4-42 / NTT-Q931-b パケットサイズ情報要素

4. 6. 7 転送元番号 (Redirecting number) 【規定しない】

4. 6. 8 着信課金表示 (Reverse charging indication) 【規定しない】

4. 6. 9 中継遅延選択表示 (Transit delay selection and indication)

【JT-Q931-b に準拠する】

5. 回線交換制御手順

この節では、回線交換モードでの伝達能力をサポートするDチャネル信号手順について述べる。

この節で参照する呼状態は、デジタル網側の状態、公衆用基地局側の状態および公衆用基地局側とデジタル網側共通の状態からなる。特に限定しない場合、以下で記述するすべての状態は、共通であると解釈します (公衆用基地局側、デジタル網側呼状態としてそれぞれ節2.1.1, 2.1.2を参照)。呼状態の概要図を付図A-2 / NTT-Q931-b、付図A-3 / NTT-Q931-b (付属資料A) に示す。

この節で規定されている手順の詳細なSDL [Specification and Description Language] ダイアグラムと状態遷移表は付図A-4 / NTT-Q931-b ~ A-6 / NTT-Q931-b に示す。本文中に不明確な点がある場合、付図A-4 / NTT-Q931-b ~ 付図A-6 / NTT-Q931-b のSDLダイアグラムを用いる。本文とSDLダイアグラムが異なる場合、本文を優先する。

(注) 一本節は回線交換接続制御に関するメッセージのシーケンスを記述する。この基本的

なプロトコルに対するオプションとしての拡張と、付加サービスの場合に適用する例外は、付加サービス仕様に規定される。

この仕様で用いるすべてのメッセージにはファンクショナル情報要素が含まれうる。ファンクショナル情報要素は要素の生成や分析に際し公衆用基地局において、ある程度の処理機能を要求されるものである。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】  
▽本仕様では、ファンクショナル情報要素が含まれ得るメッセージを節3.1で明らかにしている。

データリンクレイヤ最大フレーム長（標準JT-Q921-bで定義）を超えたレイヤ3メッセージの転送に適応させるために、メッセージ分割と再組立の手法が付属資料Hの記述に従って、オプションとして実現されうる。メッセージ分割は、最初のメッセージメントの送出現に、分割メッセージからなるすべての情報が有効である場合にのみ用いられる。

(注) -メッセージ分割は、付加的には用いられるとしても、たとえば、分割モード中の数字送出による数字の様に、情報が呼制御により今なお提供されている場合、現行の手順に替えて用いられることはありません。メッセージ分割は、メッセージ長が標準JT-Q921-bで定義されたN201パラメータの値を超える場合にのみ用いられます。△

#### 5.1 発側インタフェースでの呼設定

これらの手順が起動される以前に、データリンクコネクションが公衆用基地局とデータリンクとの間に設定されなければなりません。すべてのレイヤ3メッセージは、DL-データ-要求プリアイブを用いてデータリンクレイヤに送出される。標準JT-Q920およびJT-Q921-bで述べられているデータリンクサービスが前提となっている。

#### 5.1.1 発呼要求【JT-Q931-bに準拠する】

##### 5.1.1.2 Bチャネル選択-発信側

「呼設定」(SETUP)メッセージでは、公衆用基地局が次の1つを指定する。

- (a) チャネルが指定されている。他チャネルへの変更不可 (すなわち、チャネル識別子情報要素のオクテット3の情報チャネル選択フィールド(ビット2~1)でチャネルが指定されており、かつ変更不可表示フィールド(同情報要素のオクテット3のビット4)が“1”にセットされている状態)。
- (b) チャネルが指定されている。他チャネルへの変更可 (すなわち、チャネル識別子情報要素のオクテット3の情報チャネル選択フィールド(ビット2~1)でチャネルが指定されており、かつ変更不可表示フィールド(同情報要素のオクテット3のビット4)が“0”にセットされている状態)。
- (c) 任意チャネル (すなわち、チャネル識別子情報要素のオクテット3の情報チャネル選択フィールド(ビット2~1)が“任意チャネル”と指定されているか、又は

▼(d) オクテット3の「情報チャネル選択」フィールド(ビット2～1)が「任意チャネル」と指定され、かつインタフェース識別子フィールドが全て「0」に設定される場合は、オクテット3の「チャネル変更不可表示」フィールド(ビット4)が「指定されたチャネルを変更してもよいことを示す」に設定され、かつ「Dチャネル選択表示」フィールド(ビット3)が「指定チャネルは、Dチャネルでない」に設定されなければならない。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

指定がない場合は(c)とみなされる。(a)および(b)の場合、指定されたチャネルが提供できればデジタル網はそのチャネルを選択する。

(b)の場合、デジタル網が希望チャネルを提供できないならば、Dチャネルに対応する他の使用可能なBチャネルを選択します。(c)の場合、デジタル網は、Dチャネルに対応する適当なBチャネルを選択する。

選択されたBチャネルは「呼設定」(SETUP)メッセージに対してデジタル網から返送する最初のメッセージ(すなわち「呼設定受付」(CALL PROC)メッセージ)中の“チャネルが指定されている、他チャネルへの変更不可”を含むチャネル識別子情報要素に表示される。このメッセージの送出後、デジタル網は情報チャネルの接続を行う。公衆用基地局は、経過識別子#8“インバンド信号なし、適当なパターンが利用可能”および経過識別子#1“呼がISDNエンド・エンドでない。これ以降の経過情報はインバンドとなる。”を含む「呼設定受付」(CALL PROC)、「経過表示」(PROG)または「呼出」(ALERT)メッセージを受信するまで接続する必要はない。この時点まで、デジタル網は公衆用基地局がBチャネルを接続していないと仮定する。▼その後、公衆用基地局がローカルトーンを生成していないければ、公衆用基地局はBチャネルを接続する。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

「応答」(CONN)メッセージの受信により、公衆用基地局はBチャネルを接続します(もし接続していないならば)。

(a)の場合で指定されたチャネルが使用できない時、及び(b)、(c)の場合で利用できるチャネルがない時それぞれ理由表示#44“要求回線/チャネル利用不可”又は理由表示#34“利用可回線/チャネルなし”を含む「解放完了」(REL COMP)メッセージが節5.3で規定されているようにデジタル網から送出される。

(a)の場合で指定されたチャネルが存在しない時、理由表示#82“無効チャネル番号使用”が「解放完了」(REL COMP)メッセージに含まれる。▼公衆用基地局は、(a)を指定することが望ましい。▲

【JT-Q931-b では▼▲を規定していない】

▼(d)の場合で、この条件を満たさない「呼設定」(SETUP)を受信したデジタル網は、理由表示#34 “利用可回線/チャネルなし”を含む「解放完了(REL COMP)メッセージ」を節5.3で規定されるように送出する。▲

【JT-Q931-b では▼▲を規定していない】

- 5.1.4 無効呼情報【JT-Q931-bに準拠する】
- 5.1.5 発呼受付【JT-Q931-bに準拠する】
- 5.1.6 発側インタフェースにおけるインタワーキングの通知【JT-Q931-bに準拠する】
- 5.1.7 呼出通知【JT-Q931-bに準拠する】
- 5.1.8 応答通知【JT-Q931-bに準拠する】
- 5.1.9 着信拒否【JT-Q931-bに準拠する】
- 5.2 着側インタフェースでの呼設定

確実なデータリンクコネクションは、公衆用基地局が「呼設定」(SETUP)メッセージに答える以前に、公衆用基地局により設定されていなければならない。

【JT-Q931-b では▽△を規定している】

▽データリンクコネクションは、(ローカルな手順または自動割当手順により)TEIが割り当てられるとすぐに、公衆用基地局により確立される。本手順は、デジタル網のオプションである。△

「呼設定」(SETUP)メッセージは、DL-ユニットデータ要求プリミティブを用いてレイヤ2に届けられる。公衆用基地局・デジタル網インタフェースを介してやり取りされる全てのメッセージに含まれる呼番号は、デジタル網から送出される「呼設定」(SETUP)メッセージで特定される呼番号値を含む。

▼公衆用基地局からの警察・消防受付台への発呼接続後に、公衆用基地局からの切断要求により解放された場合、デジタル網は40秒間使用していた回線に関するリソースを保留しますが、この保留中に警察・消防受付台からの呼び返しがあつた場合の動作は、節5.10に示してあります。▲

【JT-Q931-b では▼▲を規定していない】

5.2.1 着呼

デジタル網は、インタフェースを介して「呼設定」(SETUP)メッセージを転送することにより、公衆用基地局・デジタル網間インタフェースでの呼の到着を示します。このメッセージは、Bチャネルが空でない場合にも転送される。

必須情報要素の他にも「呼設定」(SETUP)メッセージは節3.1.14で規定された情報要素を含みうる。

「呼設定」(SETUP)メッセージ送出後、デジタル網はタイムT303、T312を開始します。(タイムT303とT312の値は節9.1に記してある。)その時デジタル網は、「着呼」状態に入る。

(注) タイムT312は、呼番号の保持を監視するために使用される。T312のタイム値は、もしデジタル網切断指示が呼設定フェーズの間に受信されるならば、呼番号の解放の前に応答しているすべての公衆用基地局が解放される可能性を最大にするような値である。タイムT312の満了後の手順については、節5.3.2 (e)および節5.2.5.3を参照のこと。

「呼設定」(SETUP)メッセージは着信公衆用基地局が呼を処理するのに必要な全ての情報を含む。

「呼設定」(SETUP)メッセージの受信で、公衆用基地局は「着呼」状態に入る。

▼デジタル網は、最初の「呼設定」(SETUP)メッセージ送信後約5秒間経過した時点で、下記の場合を除いて、「呼設定」(SETUP)メッセージを再送し、タイムT303及びT312を再開する。

・「呼設定」(SETUP)メッセージを再送しないケース

①「着呼受付」状態の公衆用基地局が存在する場合

②選択された公衆用基地局(注)が決定している場合

③端末認証が成功した場合

また、「呼設定」(SETUP)メッセージを再送する場合、最初の「呼設定」(SETUP)メッセージに対して応答(「状態問合せ」(STATUS ENQ)メッセージを除く)を返した公衆用基地局に対しては「呼設定」(SETUP)メッセージは送出されない。

【当社が提供する端末認証機能を用いる場合】

(注) 選択公衆用基地局

デジタル網では、下記の場合に選択公衆用基地局と見なす。

- ・「着呼受付」状態である公衆用基地局より、呼の接続性が確認(認証成功)された後に最初の「呼出」(ALERT)もしくは「応答」(CONN)メッセージを受信した場合。
- ・最初の「呼出」(ALERT)メッセージ受信後に呼の接続性が確認(認証成功)された場合。

【当社が提供する端末認証機能を用いない場合】

(注) 選択公衆用基地局

デジタル網では、下記の場合に選択公衆用基地局と見なす。

- ・「着呼受付」状態である公衆用基地局より、呼の接続性が確認（認証成功）された後に最初の「経過表示」（PROG）、「呼出」（ALERT）もしくは「応答」（CONN）メッセージを受信した場合。



【JT-Q931-b では▼▲を規定していない】

5. 2. 2 通信可能性確認【JT-Q931-b に準拠する】

5. 2. 3 Bチャネル選択－着信側

着信時、デジタル網と公衆用基地局間においてBチャネル選択のための交渉が許されている。同じDチャネルにより制御されるBチャネルだけが選択制御手順の対象である。選択制御手順は、以下のとおりである。

(a) 「呼設定」（SETUP）メッセージでデジタル網は以下の1つを指定する。

- (1) チャネルが指定されている。他チャネルへの変更不可（すなわち、チャネル識別子情報要素のオクテット3の情報チャネル選択フィールド（ビット2～1）でチャネルが指定されており、かつ変更不可表示フィールド（同情報要素のオクテット3のビット4）が“1”にセットされている状態）。

▼節5.10参照。▲

【JT-Q931-b では▼▲を規定していない】

- (2) 任意チャネル（すなわち、チャネル識別子情報要素のオクテット3の情報チャネル選択フィールド（ビット2～1）が“任意チャネル”と指定されているか、又はチャネル識別子情報要素自体が存在しない状態）。

(b) (1)の場合、指定されたチャネルを受付けることができ、かつ利用可能ならば、公衆用基地局はそのチャネルを選択する。

(2)の場合、公衆用基地局は、Dチャネルと対応する任意に利用可能なチャネルを選択し、「呼設定」（SETUP）メッセージに対する「呼設定受付」（CALL PROC）メッセージに、そのチャネルを表示する。

(1)の場合で「呼設定受付」（CALL PROC）メッセージに表示されたBチャネルがデジタル網に指定されたチャネルと異なるか、(2)の場合で「呼設定受付」（CALL PROC）メッセージに表示されたBチャネルがデジタル網で受け付けられないなら、デジタル網は理由表示#6 “チャネル利用不可”を含む「解放」（REL）メッセージを送出して呼を切断復旧する。

(c) ▼(1)の場合▲チャネル識別子情報要素が最初に応答するメッセージに表示

されていない場合、「呼設定」(SETUP)メッセージで指定されたBチャネルが仮定される。

(d) Bチャネルが公衆用基地局により選択されたとき、そのチャネルは公衆用基地局により接続されることができます。

(e) (1)の場合で、Bチャネルが利用不可又は、(2)の場合で利用できるチャネルがなく公衆用基地局が要求された呼を処理できないならば、公衆用基地局はそれぞれ理由表示#44“要求回線/チャネル利用不可”、または理由表示#34“利用可回線/チャネルなし”を含む「解放完了」(REL COMP)メッセージを返送し、「空」状態に戻る。

▼通常、ディジタル網は「任意チャネル」を表示して着信するが、「指定チャネルあり、変更不可」を表示して着信する場合がある。(節5.10参照)▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

#### 5.2.5 呼出確認

##### 5.2.5.1 「呼設定」(SETUP)メッセージに対する応答

エンド・エンドの通話が成立するに十分な条件が満足されていると判断した公衆用基地局は、「呼設定受付」(CALL PROC)メッセージにより応答し、「着呼受付」状態に移移する。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽(注)経過識別子情報要素は、「呼設定受付」(CALL PROC)、「呼出」(ALERT)及び「応答」(CONN)メッセージに含まれることがある。(例えば、アナログ端末がISDN PABXに接続されているとき)。△

エンド・エンドの通信が成立し得るが、「呼設定」(SETUP)メッセージの伝達能力情報要素が提供できないと判断した公衆用基地局は、「解放完了」(REL COMP)メッセージを理由表示#65“未提供伝達能力指定”と共にディジタル網に送信し、「空」状態に移移する。

エンド・エンドの通信が成立し得るが、呼を拒否することを公衆用基地局が望む場合、「解放完了」(REL COMP)メッセージを、理由表示#21“通信拒否”とともに転送し、「空」状態に移移する。

ディジタル網は、これらの「解放完了」(REL COMP)メッセージを節5.2.5.3に従って処理します。

エンド・エンドの通信が成立しないと判断した公衆用基地局は(移動局からの応答がない場合等)、「呼設定」(SETUP)メッセージを無視する。



5. 2. 5. 2 「呼設定受付」 (CALL PROC) ▼、「経過表示」 (PROG) ▲および「呼出」 (ALERT) メッセージの受信

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

公衆用基地局からの▼最初の▲「呼設定受付」 (CALL PROC) メッセージを受信したデジタル網はタイマト303を停止し、タイマト310を開始し、「着呼受付」状態に遷移する。

デジタル網はタイマト312の満了以前▼で最初の「呼設定」 (SETUP) メッセージ送出から約10秒以内▲に、「呼設定受付」 (CALL PROC) メッセージを送った着信公衆用基地局を「着呼受付」状態とみなす。公衆用基地局がタイマト312満了後に「呼設定受付」 (CALL PROC) メッセージを送った場合の動作は、節5.2.5.4に記載してあります。▼タイマト310は、再設定されない。▲

「呼設定受付」 (CALL PROC) メッセージを送出している公衆用基地局からの「呼出」 (ALERT) メッセージの受信で、デジタル網は▼その「呼出」 (ALERT) メッセージが初めて受信したものであれば▲タイマト310 (もし動作中なら) を停止し、タイマト301を開始し、「呼出中」状態に遷移し、発信側に「呼出」 (ALERT) メッセージを送出する。

▼「呼設定受付」 (CALL PROC) メッセージを送出している公衆用基地局からの「経過表示」 (PROG) メッセージ経過識別子#8 “インバンド信号ないし、適当なパターンが利用可能”の受信で、デジタル網はその「経過表示」 (PROG) メッセージが初めて受信したものであれば、T310タイマを停止し、「着呼受付」状態を継続したままデジタル網内にて呼出監視機能に従ったタイマを設定する。

「呼出」 (ALERT) メッセージを送出している公衆用基地局からの「経過表示」 (PROG) メッセージ経過識別子#8 “インバンド信号ないし、適当なパターンが利用可能”の受信で、デジタル網はその「経過表示」 (PROG) メッセージが初めて受信したものであれば、T301タイマを停止し、「呼出中」状態を継続したままデジタル網内にて呼出監視機能に従ったタイマを設定し、送出されている呼出音を停止する。

この時、その他の公衆用基地局で「着呼受付」状態の公衆用基地局があるならば、理由表示#26 “選択されなかったユーザの切断復旧”を伴った「解放」 (REL) メッセージにより切断復旧され、節5.3.4の手順がその公衆用基地局にとられます。もし、受信した「呼出」 (ALERT) メッセージが初めてでなければ、メッセージ順序エラーとして扱われます。(節5.8.4 参照) ▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】



【当社が提供する端末認証機能を用いる場合】

デジタル網は「呼設定受付」(CALL PROC)メッセージの次のメッセージとして、「呼出」(ALERT)メッセージを送った認証成功済みの着信公衆用基地局を▼選択された公衆用基地局とすると共に▲「呼出中」状態とみなす。

【当社が提供する端末認証機能を用いない場合】

デジタル網は「呼設定受付」(CALL PROC)メッセージの次のメッセージとして、▼「経過表示」(PROG)メッセージを送った着信公衆用基地局を選択された公衆用基地局とする。また、「呼設定受付」(CALL PROC)メッセージの次のメッセージとして、▲「呼出」(ALERT)メッセージを送った着信公衆用基地局を▼選択された公衆用基地局とすると共に▲「呼出中」状態とみなす。

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

5. 2. 5. 3 着信側における呼設定時の着信公衆用基地局の切断復旧  
タイムアウト303の満了以前に「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信した場合、▼デジタル網は▼その公衆用基地局の切断復旧を開始する。▲公衆用基地局は、この切断復旧により呼番号を解放し、「空」状態に遷移する。▼

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

▼タイムアウト303満了以前に「切断」(DISC)、「解放」(REL)メッセージを受信時、デジタル網はその公衆用基地局に「解放」(REL)または「解放完了」(REL COMP)メッセージを送信する。

なお、タイムアウト303満了以前に「切断」(DISC)、「解放」(REL)、「解放完了」(REL COMP)メッセージ受信時、理由表示は、デジタル網により保持され、二回目のタイムアウト303が満了した場合、保持された理由表示は「切断」(DISC)メッセージに含まれ、発ユーザに送られ、デジタル網は「呼廃棄」状態に遷移する。

異なる複数の理由表示を「切断」(DISC)、「解放」(REL)、「解放完了」(REL COMP)メッセージによって受信時、デジタル網は以下の順番で優先順位をつける。

- 1) #17かつ生成源がユーザ
- 2) #21かつ生成源がユーザ
- 3) 上記以外かつ生成源がユーザ
- 4) #17かつ生成源がユーザ以外
- 5) #21かつ生成源がユーザ以外
- 6) #18かつ生成源がユーザ以外
- 7) 上記以外かつ生成源がユーザ以外▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

**【当社が提供する端末認証機能を用いる場合】**

デジタル網において呼の接続性が確認された公衆用基地局から、「応答」(CONN)メッセージ受信前に「切断」(DISC)、「解放」(REL)、「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信した場合、デジタル網は呼の切断復旧を開始する。

▼選択公衆用基地局が決定する以前に、公衆用基地局から、「切断」(DISC)、「解放」(REL)、「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信した場合、デジタル網はその公衆用基地局の切断復旧を開始する。公衆用基地局はこの切断復旧により呼番号を解放し「空」に遷移する。

選択公衆用基地局が決定し、かつ選択公衆用基地局以外から「切断」(DISC)、「解放」(REL)、「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信した場合、デジタル網はメッセージ順序エラー(5.8.4 参照)となる場合を除き、その公衆用基地局の切断復旧を開始します。公衆用基地局はこの切断復旧により呼番号を解放し「空」に遷移する。▲

**【JT-Q931-b では▼▲を規定していない】**

**【当社が提供する端末認証機能を用いない場合】**

デジタル網において▼選択された▲公衆用基地局から、「応答」(CONN)メッセージ受信前に▼理由表示情報要素を含む「経過表示」(PROG)、「切断」(DISC)、「解放」(REL)、「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信した場合、デジタル網は呼の切断復旧を開始する。

▼選択公衆用基地局が決定する以前に、▲公衆用基地局から、「切断」(DISC)、「解放」(REL)、「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信した場合、デジタル網はその公衆用基地局の切断復旧を開始する。▼公衆用基地局はこの切断復旧により呼番号を解放し「空」に遷移する。

選択公衆用基地局が決定し、かつ選択公衆用基地局以外から理由表示情報要素を含む「経過表示」(PROG)、「切断」(DISC)、「解放」(REL)、「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信した場合、デジタル網はメッセージ順序エラー(5.8.4 参照)となる場合を除き、その公衆用基地局の切断復旧を開始します。公衆用基地局はこの切断復旧により呼番号を解放し「空」に遷移する。▲

**【JT-Q931-b では▼▲を規定していない】**

**【JT-Q931-b では▽△を規定している】**

▼二回目の▲タイムアウト303が満了した(すなわち、「呼設定受付」(CALL PROC)メッセージ▽など有効なメッセージ△が来ない)場合、デジタル網は「呼廃棄」状態に遷移します。

**【JT-Q931-b では▼▲を規定していない】**

5. 2. 5. 4 呼設定不完了

【当社が提供する端末認証機能を用いる場合】

▼デジタル網が、最初に「呼設定」(SETUP)メッセージを送出してから約10秒以内に選択公衆用基地局が決定していない場合、網内からの切断通知を受信した場合及び2回目タイムアウト303滿了以前に公衆用基地局から、「切断」(DISC)、「解放」(REL)、「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信した場合を除いて、デジタル網は発信側に対して、理由表示#20“加入者不在”を伴い、切断復旧手順を開始します。デジタル網は「呼廃棄」状態に遷移する。

この後タイムアウト312滿了前に「呼設定受付」(CALL PROC)メッセージを受信したデジタル網は、その公衆用基地局に対しメッセージ順序エラーの場合を除き、理由表示#26“選択されなかったユーザの切断復旧”または理由表示#102“タイム滿了による回復”を伴った「解放」(REL)メッセージで切断復旧する。

その他の場合でデジタル網がタイムアウト312を滿了する以前の「呼廃棄」状態のとき、「呼設定」(SETUP)メッセージに対する「呼設定受付」(CALL PROC)メッセージを受信した場合、デジタル網は理由表示#102“タイム滿了による回復”を含む「解放」(REL)メッセージを送る場合を除いて節5.3.2(b)又は(e)の手順に従い、着信公衆用基地局の切断復旧手順を開始する。また、デジタル網が、タイムアウト312滿了後、着呼に対する「呼設定受付」(CALL PROC)メッセージを受信した場合、節5.8.3.2に従い無効呼番号を持ったメッセージの受信と解釈する。

デジタル網が、「呼出」(ALERT)メッセージを受信した後でかつ、タイムアウト01(または、デジタル網内の呼出監視機能に従ったタイム)の滿了以前に、「応答」(CONN)、「切断」(DISC)、「解放」(REL)、「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信しなかった場合、デジタル網は発信側に対して、理由表示#19“着信ユーザ呼出中応答なし”を含めて「切断」(DISC)メッセージを送信し切断復旧を開始する。

また、デジタル網は着信公衆用基地局に対しては理由表示#102“タイム滿了による回復”を伴った「切断」(DISC)メッセージを送信する。上記の場合を除く着信公衆用基地局への切断復旧は、節5.3.2(e)(ii)、節5.3.3、節5.3.4の手順に従います。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

【当社が提供する端末認証機能を用いない場合】

▼デジタル網が、2回目のタイムアウト303の滿了以前に再送した「呼設定」(SETUP)メッセージに対して、何の応答も受信せず2回目のタイムアウト303が滿了した場合、網内からの切断通知を受信する場合と、2回目タイムアウト303滿了以前に「切断」(DISC)、「解放」(REL)、「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信した場合を除いて、デジタル網は発信側に対して、理由表示#20“加入者不在”を伴い、切断復旧手順を開始する。デジタル網は「呼廃棄」状態に遷移する。

デジタル網がタイムアウト312を滿了する以前の「呼廃棄」状態のとき、「呼設定」

(SETUP)メッセージに対する「呼設定受付」(CALL PROC)メッセージを受信した場合、デジタル網は理由表示#102“タイム満了による回復”を含む「解放」(REL)メッセージを送る場合を除いて、節5.3.2(b)または(e)の手順に従い、着信公衆用基地局の切断復旧手順を開始する。また、デジタル網が、タイムT312の満了後、着呼に対する「呼設定受付」(CALL PROC)メッセージを受信した場合、節5.8.3.2に従い、無効呼番号を持ったメッセージの受信と解釈する。

デジタル網が、最初の「呼設定」(SETUP)メッセージ送信後約10秒以内に最初の「呼設定受付」(CALL PROC)メッセージを受信した後でタイムT310の満了以前に、「経過表示」(PROG)、「呼出」(ALERT)、「応答」(CONN)メッセージを受信しなかった場合、かつ、網内から切断通知を受信しなかった場合、デジタル網は発信側に対して、理由表示#18“着ユーザ応答なし”を伴った「切断」(DISC)メッセージを送出し切断復旧手順を開始する。また、デジタル網は着信公衆用基地局に対しては、理由表示#102“タイム満了による回復”を伴った「解放」(REL)メッセージを送る。上記の場合を除く、着信公衆用基地局への切断復旧手順は、節5.3.2(e)、節5.3.3または節5.3.4に従います。

デジタル網が、「呼出」(ALERT)メッセージを受信した後でかつ、タイムT3

01(または、デジタル網内の呼出監視機能に従ったタイム)の満了以前に、「経過表示」(PROG)、「応答」(CONN)、「切断」(DISC)、「解放」(REL)、「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信しなかった場合、デジタル網は発信側に対して、理由表示#19“着信ユーザ呼出中応答なし”を含めて「切断」(DISC)メッセージを送信し切断復旧を開始する。また、デジタル網は着信公衆用基地局に対しては理由表示#102“タイム満了による回復”を伴った「切断」(DISC)メッセージを送信する。上記の場合を除く着信公衆用基地局への切断復旧は、節5.3.2(e)(ii)、節5.3.3、節5.3.4の手順に従う▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

5.2.6 着信側インタフェースでのインタワークの通知

▼呼の確立の過程において、(例えば、別網、非ISDNユーザ、又は発着ユーザの非ISDN装置とのインタワークのため)その呼がISDN環境に入り込む場合があります。この場合、呼がISDN環境へ入り込んだポイントにおいて、着信公衆用基地局に送られる「呼設定」(SETUP)メッセージの中に以下のような経過内容を含む経過識別子情報要素が含まれます。

(a) #1: “呼がエンドエンドでない。これ以降の呼経過情報はインバンド信号となる

(注)経過内容#1の受信で、着信公衆用基地局は節5.2.8の手順に従い、Bチャンネルへの接続を行う。

(b) #3: 非ISDN発側アドレス▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

## 5. 2. 7 応答

公衆用基地局は、デジタル網に対して「応答」(CONN)メッセージを送出することにより着呼の受付を通知する。「応答」(CONN)メッセージを送出すると、公衆用基地局はタイマト313(タイマト313の値は、節9.2で規定)を開始し「応答」状態に移移する。「呼出」(ALERT)メッセージがデジタル網に対して前もって送出されている場合、「応答」(CONN)メッセージは、呼番号のみ含んでいるかもしれない。

「呼設定」(SETUP)メッセージに表示されたBチャネルを使って呼を受け付けることができ、呼出通知が必要ない場合、「呼出」(ALERT)メッセージを先に送ることなしに「応答」(CONN)メッセージを送出してよい。

【当社が提供する端末認証機能を用いる場合】

▼認証を成功し、「着呼受付」状態の公衆用基地局が「呼出」(ALERT)メッセージを先に送ることなしに「応答」(CONN)メッセージを送出した場合、その公衆用基地局を選択公衆用基地局とみなす。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

【当社が提供する端末認証機能を用いない場合】

▼デジタル網は、「着呼受付」状態の公衆用基地局が、最初の「呼出」(ALERT)メッセージを先に送ることなしに最初の「応答」(CONN)もしくは「経過表示」(PROG)メッセージを送出した場合、その公衆用基地局を選択公衆用基地局とみなす。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

5. 2. 8 通信可【JT-Q931-bに準拠する】

## 5. 3 呼切断復旧

5. 3. 1 用語【JT-Q931-bに準拠する】

### 5. 3. 2 例外状態

正常な状態において、呼の切断復旧は一般的に公衆用基地局又はデジタル網が「切断」(DISC)メッセージを送出し、節5.3.3と節5.3.4で決められた手順を続けた場合に行われます。以下に示す場合のみが、その例外である。

(a)「呼設定」(SETUP)メッセージの応答として、(例えば、使用できるBチャネルがない場合)他の応答が事前に送出されていなければ、「解放完了」(REL COMP)メッセージで応答し、呼番号を解放して「空」状態に移移することにより、公衆用基地局又はデジタル網は呼を拒否できる。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

(b) 着信時選択されなかった公衆用基地局呼の切断復旧は、デジタル網からの「解放」(REL)▽もしくは、「切断」(DISC)△メッセージで行われます。(節5.2.9参照)

(d) 発呼側からのBチャネル選択手順(節5.2.3参照、節5.1.2参照)不成功は、「解放」(REL)メッセージの送出によって終結される。「解放」(REL)メッセージは、理由表示#6“チャネル利用不可”を含んでいる。その後、デジタル網と公衆用基地局は、節5.3.3と節5.3.4の手順を続ける。

(e) (i) 「呼設定」(SETUP)メッセージが送出され、網内からの切断通知を、タイムT312の満了以前の呼設定中に受信したならば、(もし動作中であれば)タイムT303を停止し、▼もし「着呼受付」状態の公衆用基地局があるならば、その公衆用基地局に対し、網内からの切断通知に含まれた理由表示を伴った「解放」(REL)メッセージを送出し、タイムT312動作中ならば、▲デジタル網は「呼廃棄」状態に遷移する。▼タイムT312満了以前に「呼設定受付」(CALL PROC)メッセージを返す公衆用基地局は、網内からの切断通知に含まれた理由表示を伴った「解放」(REL)メッセージにより切断復旧され、節5.3.4の手順がその公衆用基地局に対して続けられる。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

応答を返した公衆用基地局や、タイムT312の満了以前に続いて応答を返す公衆用基地局は、(デジタル網からの切断通知に含まれた理由表示等を伴った)「解放」(REL)メッセージにより切断復旧され、節5.3.4の手順がその公衆用基地局に対して続けられる。タイムT312の満了により、デジタル網は節5.8.3.2の手順に従って、その後の全ての応答を取り扱う。デジタル網は、切断復旧手順の完結として「空」状態に遷移する。

▼ (ii) 選択公衆用基地局が切断復旧され、かつタイムT312動作中にその他の公衆用基地局から「呼設定受付」(CALL PROC)メッセージを受信した場合、理由表示#26“選択されなかったユーザの切断復旧”を伴った「解放」(REL)メッセージにより切断され、節5.3.4の手順がその公衆用基地局に対して続けられる。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

【当社が提供する端末認証機能を用いない場合は▽△を規定している】

▽ (iii) 「呼設定」(SETUP)メッセージが転送された場合、網内からの切断通知をタイムT312の満了後の呼設定中に受信したならばすでに応答している公衆用基地局は、(デジタル網内からの切断通知に含まれた理由表示を伴った)「解放」(REL)メッセージにより切断復旧され、節5.3.4の手順がその公衆用基地局に対して続けられる。デジタル網は、切断復旧手順の完結として「空」状態に遷移する。△

5.3.3 選択された公衆用基地局によって開始される切断復旧

節5.3.2及び節5.8で述べられている例外とは別に、公衆用基地局は「切断」(DISC)メッセージの送出、タイムT305(タイムT305の値は節9.2で規定)の開始、B



チャネルの切断、そして「切断要求」状態に遷移することにより、切断復旧を開始する。

(注) 公衆用基地局が「解放」(REL)メッセージの送出によって呼の切断復旧を開始するとき、節5.3.4に記述された手順が続けられる。

「切断」(DISC)メッセージを受けると、デジタル網は「切断要求」状態に遷移する。

「切断」(DISC)メッセージの受信によりデジタル網はBチャネルを切断し、リモート側に対し、デジタル網側の切断復旧手順を開始する。呼に使用されているBチャネルが切断されると、デジタル網は「解放」(REL)メッセージを公衆用基地局へ送出し、タイマT308(タイマT308の値は節9.1で規定)を開始し、「解放要求」状態に遷移する。

(注) 「解放」(REL)メッセージはローカルのみで意味があるものであり、リモート側からの切断復旧の確認を意味するものではない。

「解放」(REL)メッセージを受けると、公衆用基地局はタイマT305を停止し、Bチャネルを解放し、「解放完了」(REL COMP)メッセージを送出し、呼番号を解放し、「空」状態に遷移する。公衆用基地局からの「解放完了」(REL COMP)メッセージを受けると、デジタル網はタイマT308を停止し、Bチャネルを解放し、T312が動作中でなければ呼番号を解放し、そして「空」状態に遷移します。

タイマT305が満了となった場合、公衆用基地局は「切断」(DISC)メッセージに含まれていた理由表示番号を入れた「解放」(REL)メッセージをデジタル網に送出し、タイマT308を開始し、「解放要求」状態に遷移します。さらに、公衆用基地局は理由表示#102“タイマ満了による回復”で示される、第2の理由表示情報要素を通知してもよい。

タイマT308が第一回目の満了となった場合、デジタル網は「解放」(REL)メッセージを再送出し、タイマT308を再開します。さらに、デジタル網は、理由表示#102“タイマ満了による回復”を示す第2の理由表示情報要素を通知してもよい。

**【JT-Q931-bでは▽△を規定している】**

2度目のタイマT308の満了以前に公衆用基地局からの「解放完了」(REL COMP)メッセージを受けなかった場合、デジタル網は▽Bチャネルを保守状態にし、△T312が動作中でなければ呼番号を解放し、「空」状態に遷移する。

▽(注1) 節5.5に記述されている初期設定手順が、保守状態にあるBチャネルに用いられる

ことがあります。

(注2) 「切断」(DISC)メッセージを受けたときにデジタル網が取りうるその

他の動作については今後の検討である。保守状態に関して取られる動作は、デジタル網に依存する。△

5. 3. 4 デジタル網によって開始される切断復旧  
節5.3.2及び節5.8に示した例外状態は別として、デジタル網は「切断」(DISC)メッセージを送出し、「切断通知」状態に移転することにより、解放を開始します。「切断」(DISC)メッセージは、解放のためにローカルで生成されるもので、Bチャネルが公衆用基地局・デジタル網間インタフェースで切断されたことを示すものではない。

(注) デジタル網が「解放」(REL)メッセージの送出によって呼の切断復旧を開始するとき、節5.3.3に記述された手順が続けられる。

5. 3. 4. 1 トーン/アナウンスが提供される場合の切断復旧  
インバンドトーン/アナウンスが提供される場合(節5.4参照)、「切断」メッセージは、経過内容#8“インバンド信号ないし、適当なパターンが利用可能”を含む。

デジタル網はタイマト306を開始し、そして「切断通知」状態に移転します。  
経過識別子の経過内容#8を含んだ「切断」(DISC)メッセージの受信により、公衆用基地局は(もし、まだ接続していなければ)インバンドトーン/アナウンスを受けるためにBチャネルを接続し、「切断通知」状態に移転してもよい。一方、インバンドトーン/アナウンスの接続を行わずに切断復旧動作を続ける場合、公衆用基地局はBチャネルを切断し、「解放」(REL)メッセージを送出し、タイマト308を開始し、「解放要求」状態に移転する。

公衆用基地局が、提供されるインバンドトーン/アナウンスメントを利用している場合、公衆用基地局が(デジタル網から「解放」(REL)メッセージを受信する前に)、その後ひき続いて、Bチャネルからの切断を行ない、「解放」(REL)メッセージを送出し、タイマト308を開始し、そして「解放要求」状態に移転することによって、切断復旧を続けてもよい。

「解放」(REL)メッセージの受信により、デジタル網はタイマト306を停止し、Bチャネルを切断・解放し、「解放完了」(REL COMP)メッセージを送出し、T312が動作中でなければ呼番号を解放し、そして「空」状態に移転する。

タイマト306が満了した場合、デジタル網はBチャネルを切断し、「切断」(DISC)メッセージにもともと含まれていた理由表示番号を入れた「解放」(REL)メッセージを送出し、タイマト308を開始し、そして「解放要求」状態に移転することにより、切断復旧動作を続ける。

さらに、「切断」(DISC)メッセージに含まれていた理由表示に加え「解放」(REL)メッセージは、理由表示#102“タイマ満了による回復”を示す第2の理由表示情報要素を含む場合があります。この理由表示は、満了したタイマを識別する診断情報フィールドをオプションとして含みうる。



▼満了したタイム番号を診断情報に含む。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

「解放」(REL)メッセージの受信により、公衆用基地局は節5.3.3節に従い動作する。

5.3.4.2 トーン/アナウンスが提供されない場合の切断復旧  
インバンドトーン/アナウンスが提供されない場合、「切断」(DISC)メッセージは経過識別子の経過内容#8“インバンド信号ないし、適当なパターンが利用可能”が含まれない。デジタル網は「切断」(DISC)メッセージを送出し、タイムT305を開始し、Bチャネルを切断し、そして「切断通知」状態に移転することにより、切断復旧を開始する。

経過内容#8を含まない「切断」(DISC)メッセージを受信すると、公衆用基地局はBチャネルを切断し、「解放」(REL)メッセージを送出し、タイムT308を開始し、そして「解放要求」状態に移転する。

「解放」(REL)メッセージの受信により、デジタル網はタイムT305を停止して、Bチャネルを解放し、「解放完了」(REL COMP)メッセージを送出し、T312が動作していなければ呼番号を解放し、そして「空」状態に移転する。

タイムT305が満了した場合、デジタル網は、もとの「切断」(DISC)メッセージに含まれていた理由表示番号を入れた「解放」(REL)メッセージを公衆用基地局に送出し、タイムT308を開始し、「解放要求」状態に移転する。先の切断復旧の理由表示に加えて、「解放」(REL)メッセージは第2の理由表示情報要素として理由表示#10.2“タイム満了による回復”を含みうる。

▼満了したタイム番号を診断情報に含みます。「解放」(REL)メッセージの受信により、公衆用基地局は節5.3.3節に従い動作する。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

5.3.4.3 切断復旧の成立【JT-Q931-bに準拠する】

5.3.5 切断復旧手順の衝突

公衆用基地局とデジタル網の双方から同時に同じ呼に対して「切断」(DISC)メッセージが送出されるとき、切断復旧手順の衝突が起こります。デジタル網が、「切断通知」状態の間に「切断」(DISC)メッセージを受信した場合、デジタル網はタイムT305またはT306(どちらでも動いている方)を停止し、Bチャネルを切断し(もし切断されていないければ)、「解放」(REL)メッセージを送出し、タイムT308を開始し、そして「解放要求」状態に移転します。同様に、公衆用基地局が「切断要求」状態の間に「切断」(DISC)メッセージを受信した場合、公衆用基地局は、タイムT305を停止し、「解放」(REL)メッセージを送出し、タイムT308を開始し、そして「解放要求」状態に移転する。

切断復旧手順の衝突は、双方が同時に呼び呼に対して「解放」(REL)メッセージを送出するとともに生じます。デジタル網が「解放要求」状態において、そのような「解放」(REL)メッセージを受信した場合、タイムT308を停止し、▼呼番号と▲Bチャネルを解放し、T312動作中でなければ呼番号を解放し、「解放完了」(REL COMP)メッセージを送受せずに「空」状態に移す。

▼同様に、公衆用基地局が「解放要求」状態において、「解放」(REL)を受信した場合、タイムT308を停止し、呼番号とBchを解放し、解放完了 (REL COMP) を送出せずに、「空」状態に移す。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

#### 5. 4 インバンド・トーンとアナウンス

呼状態の変化とは関連性がなく、又通信中状態に達する前の、デジタル網により発生されるインバンド・トーン/アナウンスについては、「経過表示」(PROG)メッセージはインバンド・トーン/アナウンスの適用と同時に返されます。「経過表示」(PROG)メッセージは経過内容#8 “インバンド信号ないし、適当なパターンが利用可能”を含む。

インバンド・トーン/アナウンスが呼状態変化と共に与えられなければならない場合は、インバンド情報または適切なパターンが現在使用することを示す経過内容#8 “インバンド信号ないし、適当なパターンが利用可能”を持つ、適切なメッセージ (例えば「呼出」(ALERT)、「切断」(DISC)等、該当の節を参照) がインバンド・トーン/アナウンスの適用と同時に送出される。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽ (注1) デジタル網が“TTC標準テレコミュニケーションサービス”を提供する場合、インバンドトーン/アナウンスの提供に関するサービス要求は、TTC標準JT-I200シリーズに示されている。△

(注2) 「経過表示」(PROG)メッセージが使用される場合、公衆基地局は節5.3.3の手順に従って適用されインバンド・トーン/アナウンスの結果として、呼の切断復旧を開始するかもしれない。

▽ (注3) 節5.4で今述べられたプロトコルは発信公衆用基地局・デジタル網間インタフェースに適用される。網間インタフェース、着信公衆用基地局・デジタル網間インタフェースで適用されるプロトコルは今後の検討課題である。△

5. 5 初期設定手順【JT-Q931-bに準拠する】

5. 7 呼の衝突【JT-Q931-bに準拠する】

#### 5. 8 エラー状態の処理

JT-Q931-bの公衆用基地局ーデジタル網間呼制御メッセージのプロトコル識

別子を使用して信号情報を転送する全ての手順は、節5.8.1 から節5.8.7 までに記述されているチェックを通ったメッセージだけに適用される。節5.8.1 から節5.8.7 のエラー処理手順は、注がある場合を除き、通常の呼番号あるいはグローバル呼番号を用いるメッセージに適用される。

詳細なエラー処理手順は、インプリメントに依存し、デジタル網ごとに異なりうる。エラー状態に対する通常の処理を容易にするための機能は、本章で規定され、各インプリメントにおいても実現されるべきである。

節5.8.1 ～節5.8.7 は、優先順に記述されている。

5.8.1 プロトコル識別子エラー【JT-Q931-bに準拠する】

5.8.2 欠損メッセージ【JT-Q931-bに準拠する】

5.8.3 呼番号エラー【JT-Q931-bに準拠する】

5.8.4 メッセージ種別またはメッセージ順序エラー【JT-Q931-bに準拠する】

5.8.5 一般情報要素エラー

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】  
▽一般情報要素エラー手順は、コード群が0以外の情報要素にも適用することが可能である。この場合、理由表示情報要素は診断情報フィールドにおいて、節4.5の固定シフト手順または一時シフト手順により、コード群が0以外の情報要素であることを示しうる。  
△

5.8.5.1 誤った順序の情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

5.8.5.2 重複した情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

5.8.6 必須情報要素エラー

5.8.6.1 必須情報要素不足

1つ以上の必須情報要素が不足している、「呼設定」(SETUP)メッセージ、「切断」(DISC)メッセージ、「解放」(REL)メッセージ、または「解放完了」(REL COMP)メッセージ以外のメッセージを受信した場合、このメッセージによって何も動作しないし状態も変わらない。理由表示#96 “必須情報要素不足”を伴った「状態表示」(STATUS)メッセージが返される。

1つ以上の必須情報要素が不足している「呼設定」(SETUP)メッセージ、または「解放」(REL)メッセージを受信した場合、理由表示#96 “必須情報要素不足”を伴った「解放完了」(REL COMP)メッセージが返される。

理由表示情報要素が含まれていない「切断」(DISC)メッセージを受信した場合は、ロカルインタフェースに送出される解放メッセージに理由表示#96 “必須情報要素不足”が含まれているという点を除いて理由表示#31 “その他の正常クラス”を伴った

「切断」(DISC)メッセージを受信した場合と同じ動作がとられる(節5.3 参照)。

理由表示情報要素が含まれていない「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信した場合は、理由表示#31 “その他の正常クラス”を伴った「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信したものと仮定する。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽情報要素長が“0”に設定された情報要素は、情報要素が不足していると扱われる。△

#### 5. 8. 6. 2 必須情報要素内容エラー

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽ 伝達能力情報要素が「回線交換モード」と設定されていて、網がオクテット5 b、5 c、5 d を解釈できない場合は、デジタル網はプロトコルエラーとせずにこれらのオクテットを受け付け、変更無しに転送しても良い。△

1つ以上の無効な内容の必須情報要素を伴った「呼設定」(SETUP)メッセージ、「切断」(DISC)メッセージ、「解放」(REL)メッセージ、または「解放完了」(REL COMP)メッセージ以外のメッセージを受信した場合、このメッセージによって何も動作しないし状態も変わらない。理由表示#100 “情報要素の内容が無効”を伴った「状態表示」(STATUS)メッセージが返される。

1つ以上の無効な内容の必須情報要素を伴った「呼設定」(SETUP)メッセージまたは「解放」(REL)メッセージを受信した場合、理由表示#100 “情報要素の内容が無効”を伴った「解放完了」(REL COMP)メッセージが返される。

— 無効な内容の理由表示情報要素を伴った「切断」(DISC)メッセージを受信した場合、理由表示#100 “情報要素の内容が無効”を伴った「解放」(REL)メッセージをローカルインタフェースに送信することを除いて、理由表示#31 “その他の正常クラス”を伴った「切断」(DISC)メッセージを受信した場合と同じ動作がとられる(節5.3 参照)。

無効な内容の理由表示情報要素を伴った「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信した場合は理由表示#31 “その他の正常クラス”を伴った「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信したものと仮定する。

一般的に、最大長(3章で与えられた)を越えた長さの情報要素は、内容誤りの情報要素として扱われる。

(注) 公衆用基地局のオプションとして、公衆用基地局によって理解できない理由表示値、生成源コード、診断情報を、あたかも理由表示#31 “その他の正常クラス”として扱い、理由表示#100 “情報要素の内容が無効”を伴った「解放」(REL)メッセージ

を送信する代わりに他のエンティティに渡してもよい。このオプションは、理由表示値、生成源コード、診断情報の勧告への将来の追加による公衆用基地局の適合性のためのものである。

5. 8. 7 非必須情報要素エラー  
以降の節は、必須であるとは認識されない情報要素についての動作に関する。

5. 8. 7. 1 認識されない情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

5. 8. 7. 2 非必須情報要素内容エラー

無効な内容を持つ1つ以上の非必須情報要素を持つメッセージを受信した場合、動作はメッセージと認識され有効な内容を持つ情報要素に対してなされる。1つの理由表示情報要素を含んだ「状態表示」(STATUS)メッセージが返されうる。「状態表示」(STATUS)メッセージは、受信メッセージ処理後の受信側の呼状態を示します。理由表示情報要素には理由表示#100“情報要素の内容が無効”を含み診断情報部分でもし存在すれば、そこに無効な内容を持つそれぞれの情報要素についての情報要素識別子が含まれる。

最大長(3章で与えられた)を超える長さを持つ情報要素は、内容エラーとして扱われる。しかし、アクセス情報要素(例 着サブアドレス)に対しては理由表示#43“アクセス情報廃棄”が理由表示#100“情報要素の内容が無効”の代わりに用いられる。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】  
▽しかし、あるデジタル網では、アクセス情報要素は最大長の範囲内に切り詰められ処理される。△

公衆用基地局のオプションとして、公衆用基地局によって理解できない理由表示値、生成源コード、診断情報を無視するか、または、公衆用基地局の場合は理由表示情報要素の内容を無視する代わりに他のエンティティ(例えば移動局)に渡してもよい。

またオプションとして、理由表示#100“情報要素の内容が無効”を伴った「状態表示」(STATUS)メッセージを送ってもよい。このオプションは、理由表示値、生成源コード、診断情報の勧告への将来の追加による公衆用基地局の適合性のためのものである。

▽デジタル網が低位レイヤ整合性情報要素を解釈できない場合、プロトコルエラーとせずこれらの情報要素を受け付けても良い。△

5. 8. 7. 3 予期しない認識された情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

5. 8. 8 データリンクリセット【JT-Q931-bに準拠する】

5. 8. 9 データリンク障害

ネットワークエンティティがデータリンク障害であることをDL-解放一表示プリミティブによってデータリンク層エンティティから通知された場合、次の手順が適用される。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽(a) 通信中状態以外のすべての呼は内部で切断復旧する。

(b) 通信中状態の呼に対しては、実装されている場合はタイマT309を開始する。

△

▼タイマが動作していない呼は、タイマT309を開始する。このとき、リモート側に対しデジタル網は、理由表示#41“一時的障害”を含んだ「切断」(DISC)メッセージを送出し切断復旧を行う。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

タイマT309がすでに動作中の場合は、再開始しない。

JT-Q931-bエンテイテイは、DL-設定-要求プリミティブを送ることによってレイヤ2の再設定を要求する。

DL-設定-確認プリミティブによってレイヤ2再設定の通知があった場合は、次の手順を適用する。

JT-Q931-bエンテイテイはタイマT309を停止し、次のいずれかの処理を行う。

ー JT-Q931-bエンテイテイは、同位エンテイテイに対して、現在の呼の状態を通知するために、理由表示#31“その他の正常クラス”を伴う「状態表示」(STATUS)メッセージを送信する。

ー 同位エンテイテイの呼状態を確かめるために節5.8.10による状態問合せ手順を実行する。

▼デジタル網では、T309停止後の上記処理を未提供とする。T309停止後の上記処理のかわりに、デジタル網、タイマT309を停止し、当該インタフェースに対し、理由表示#41“一時的障害”を含んだ「切断」(DISC)メッセージを送出し切断復旧を行う。公衆用基地局では、本処理の利用についてオプション扱いとする。

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽データリンク再設定の前にタイマT309が満了した場合、デジタル網はネットワークコネクションを切断復旧し、理由表示#27“相手端末故障中”を伴ってリモート側に通知し、Bチャネルを切断解放し、呼番号を解放し、「空」状態に入る。△

▼データリンク再設定の前にタイマT309が満了した場合、デジタル網は当該インタフェースに対し、Bチャネルを切断解放し、呼番号を解放し、「空」状態に入る。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】



データリンク再設定の前にタイムマト309が満了した場合、公衆用基地局は、もしあれば、関連するコネクションを、理由表示#27 “相手端末故障中”を伴って切断復旧し、Bチャネルを切断解放し、呼番号を解放し、「空」状態に遷移する。

タイムマト309のインプリメントは、公衆用基地局側でオプションであり、デジタル網側では、必須である。

JT-Q931-bエンティティがデータリンク障害の結果として、内部的に呼を切断復旧するとき、オプションとして「切断」(DISC)メッセージを送信するためにデータリンクを再設定してもよい。

#### 5. 8. 1. 0 状態問合せ手順

**【JT-Q931-bでは▽△を規定している】**

エンティティが、同位エンティティに呼の状態の正確さを検査したい場合、呼の状態を要求するために「状態問合せ」(STATUS ENQ)メッセージを送ることがある。特にこの場合、節5.8.8と節5.8.9に示したエラー状態の手順が適用されることがある。

「状態問合せ」(STATUS ENQ)メッセージを送信する時、「状態表示」(STATUS)メッセージの受信を予期してタイムマト322を開始する。タイムマト322が動作中の間は、唯一つの未解決な呼状態情報についての要求が存在している。タイムマト322がすでに動作している場合は、再開しない。タイムマト322が満了する前に切断復旧メッセージを受信した場合、タイムマト322を停止し呼の切断復旧を続ける。

「状態問合せ」(STATUS ENQ)メッセージを受信した受信側は、現在の呼の状態の通知（通信中の呼または呼設定中の呼の場合は現在の呼の状態、通信中の呼または呼設定中の呼と関連しない場合は「空」状態）と理由表示#30 “状態問合せへの応答”または理由表示#97 “メッセージ種別未定義又は未提供”を伴った「状態表示」(STATUS)メッセージを回答する（節5.8.4 参照）。「状態問合せ」(STATUS ENQ)メッセージの受信によって状態は変わらない。

上記のような状況での「状態表示」(STATUS)メッセージの送信または受信は、送信側と受信側のどちらの呼の状態にも直接影響を与えない。「状態表示」(STATUS)メッセージの受信側は理由表示情報要素を調べる。「状態表示」(STATUS)メッセージが理由表示#97 “メッセージ種別未定義又は未提供”▽または理由表示#98 “呼状態とメッセージ不一致、またはメッセージ種別未定義又は未提供”△を含んでいる場合、タイムマト322は「状態問合せ」(STATUS ENQ)メッセージの明白な応答があるまで継続する。理由表示#30 “状態問合せへの応答”を伴った「状態表示」(STATUS)メッセージを受信した場合、タイムマト322を停止し、その「状態表示」(STATUS)メッセージの情報に基づいて受信側の現在の状態に關係した適切な動作をとる。理由表示#97 “メッセージ種別未定義又は未提供”▽または理由表示#98 “呼状態とメッセージ不一致、またはメッ

セージ種別未定義又は未提供”△を伴った「状態表示」(STATUS)メッセージを受信した後、タイマT322が満了した場合、その「状態表示」(STATUS)メッセージの情報に基づいて受信側の現在の呼状態に関係した適切な動作をとる。

それ以上の適切な動作は、インプリメントに依存する。しかし、動作は以下の章で適用される範囲で規定される。

「状態表示」(STATUS)メッセージを受信しないでタイマT322が満了した場合、応答を受信するまで「状態問合せ」(STATUS ENQ)メッセージを1回以上再送してもよい。「状態問合せ」(STATUS ENQ)メッセージの再送回数はインプリメントに依存する。「状態問合せ」(STATUS ENQ)メッセージの再送が最大回数に達した場合、呼は理由表示#41“一時的障害”を伴ってローカルインタフェースで切断復旧される。また必要ならばデジタル網も、理由表示#41“一時的障害”を用いてネットワークコネクションを切断復旧する。

#### 5. 8. 1.1 「状態表示」(STATUS)メッセージの受信

状態不一致を通知する「状態表示」(STATUS)メッセージを受信した場合、受信側エンティティは、

(a)理由表示#101“呼状態とメッセージ不一致”を伴った「解放」(REL)または「解放完了」(REL COMP)メッセージを送信することによって呼を切断復旧します。または、  
(b)その他の(呼状態の)不一致から回復を試みる動作をとります。(本動作は、インプリメント上のオプションである)

▼デジタル網は、不一致から回復するため、呼の切断復旧をします。これ以外の動作は行わない。公衆用基地局は、適当な動作を取ることにも可能である。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

以下に規定された以外の場合の呼状態が不一致かどうかの判定はインプリメント上の決定に委ねられる。

(a)「空」状態において、「空」状態以外の任意の呼状態を通知した「状態表示」(STATUS)メッセージを受信した場合、受信側エンティティは次のいずれかをとります。

(1)理由表示#101“呼状態とメッセージ不一致”を伴った「解放」(REL)メッセージを送信して節5.3の手順に従う。

(2)理由表示#101“呼状態とメッセージ不一致”を伴った「解放完了」(REL COMP)メッセージを送信して「空」状態に止まる。

(b)「解放要求」状態において、「空」状態以外の任意の呼状態を通知した「状態表示」(STATUS)メッセージを受信した場合、何の動作もとらない。

(c)「空」状態以外のいかなる状態において、「空」状態を通知した「状態表示」(STATUS)メッセージを受信した場合、受信側は全てのリソースを解放し、「空」状態へ遷移しま



す。「空」状態において、「空」状態を通知する「状態表示」(STATUS)メッセージを受信した場合、そのメッセージを廃棄し「空」状態にとどまり他に何の動作もとらない。▽必要ならば、デジタル網は理由表示# 4 1 “一時的失敗”を使ってコネクションを開放する。△

両立する呼の状態を通知し、かつ以下の理由表示のひとつを含んでいる「状態表示」(STATUS)メッセージを受信することがある。

(a) # 96 “必須情報要素不足”

(b) # 97 “メッセージ種別未定義または未提供”

(c) # 99 “情報要素未定義”または

(d) # 100 “情報要素の内容が無効”

この場合とられる動作は、インプリメントのオプションである。その他の手順が決められない場合、受信側は受信した「状態表示」(STATUS)メッセージの理由表示を使用して、節5.3 に記述されている手順で呼を切断復旧する。

▼デジタル網においては、受信した「状態表示」(STATUS)メッセージの理由表示における診断情報として、必須情報と認識される情報要素またはメッセージが示されている場合には節5.3に記述されている手順で呼を切断復旧する。。また、非必須情報と認識される情報要素またはメッセージが診断情報として示されていた場合、現状にとどまり、他に何の動作もとらない。▲

【JT-Q 9 3 1 - b では▼▲を規定していない】

「初期設定要求」または「初期設定」状態において、グローバル呼番号を持ち状態不一致を通知する「状態表示」(STATUS)メッセージを受信した場合、受信側DSS. 1 エンティティはレイヤマネジメントへ通知しこのメッセージによってそれ以上の動作はとらない。

「空」状態の場合、グローバル呼番号を持った「状態表示」(STATUS)メッセージの受信によって何の動作もとらない。

(注) 高位レイヤのアクティビティ (例 システムまたはレイヤマネジメント) の結果による動作は、(「初期設定」(REST)メッセージの再送を含めて) インプリメントに依存する。

上記の場合を除いて、グローバル呼番号を持つ「状態表示」(STATUS)メッセージの受信時のエラー処理手順はインプリメントのオプションである。

5. 9 公衆用基地局への通知手順【JT-Q 9 3 1 - b に準拠する】

#### ▼ 5. 1. 0 警察・消防受付台からの再呼び

緊急呼の呼び返し時にデジタル網の動作は、基本的に当社の総合デジタル通信サービス契約約款に規定する技術的事項におけるポイント・ポイント接続時の網とユーザーの動作に準じたデジタル網と公衆用基地局の動作となる。

(注1) 呼び返し時のSETUP は、UIフレーム(レイヤ2)が使われます。チャネル識別子には、「指定チャネルあり、変更不可」が設定される。

(注2) T303の値は、9節参照。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

#### 6. パケット通信手順

本章は、ISDNにおけるパケット通信を提供するためのDチャネル信号手順の役割を説明するためのものである。端末アダプタ機能についての完全な記述は標準JT-X.31にある。

(注) 端末とは公衆用基地局側のC.Sの中にあるパケット終端装置のこと。

標準JT-X.31に従い、公衆用基地局は次のいずれかの方法によりパケット交換設備にアクセスし得る。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽ a. PSPDNサービスへの回線交換形アクセス (ケースA)

本アクセスは、AUと呼ばれる公衆網(例えばPSPDN)のアクセスポートへISDNを介したトランスペアレントなアクセスコネクションを設定することによる。このコネクションは、公衆用基地局あるいはAUによって開始され得る。ISDNの観点からは、5章の回線交換形の呼制御手順が適用される。この場合、Bチャネルだけが用いられる。△

b. ISDNバーチャルサーキットサービスへのパケット交換形アクセス (ケースB)

本アクセスは、ISDNのパケットハンドラー(PH)へのパケット交換形のアクセスコネクションを設定することによる。このコネクションは、公衆用基地局あるいはISDNによって設定され得る。この場合、BチャネルとDチャネルの両方が用いられ得る。

本標準の節6.1~6.5、付録IIは、標準JT-X.31の節6.1~6.5、付録IIIと一致する。

「公衆用基地局」という用語は、ISDNパケットモード端末(TE1)あるいは既存のデータ端末装置(DTE/TE2)に端末アダプタ(TA)が付いた組合せにより構成されるユーザー装置を指す。DTEは、公衆用基地局-デジタル網インタフェース上のNTT-Q.931-bシグナリングメッセージで提供される情報のすべてを受信しなくともよい。

ISDNのTA/TE1の網に対するインタフェースは、S/Tインタフェースである。従って、TA/TE1の実現に際しては、BチャネルとDチャネルのコネクション確立および制御に関して、標準NTT-Q.921-bおよび本標準に記述されている手順を含むべきである。

呼毎アクセスコネクションに対しては、節6.1から6.4が適用される。呼毎アクセスコネクションのメッセージフロー図の例は付録IIに示されている。

BチャネルとDチャネル上での半固定コネクションとして2つの物理タイプを本章で示す。

**【JT-Q931-bでは▽△を規定している】**

タイプ1 端末とPH▽/AU△間に半固定的に物理レイヤが設定されている。すなわち、標準JT-I430/I431物理レイヤは起動状態を維持し、ISDNを紹介した物理パスが半固定的に接続されている。

**【JT-Q931-bでは▽△を規定している】**

タイプ2 端末とPH▽/AU△間に半固定的にX.25データリンクレイヤと物理リンクが設定されている。(この場合、公衆用基地局とデジタル網はX.25データリンクを設定状態に保つべきである。)

▼ただし、PVCの場合、データリンクの設定は公衆網基地局側から起動する。▲

**【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】**

PVCが適用されるときは、タイプ2の半固定コネクションが存在しなければならぬ。

タイプ1の半固定コネクションでは、X.25呼の確立と解放は節6.3の手順に従う。

タイプ2の半固定コネクションでは、X.25呼の確立と解放は節6.3.2の手順に従う。

タイプ2の半固定コネクションをPVCとして用いる場合、以下の手順は適用されぬ。

これらの半固定コネクションは、NTT-Q931-b手順を用いず、登録時の手順で設定される。

6.1 発信アクセス

**【JT-Q931-bでは▽△を規定している】**

公衆用基地局が、発信X. 2.5バーチャルコールに対して既に確立されたチャネルを選択するならば、節6. 3に記述された手順が適用される。選択チャネルが▽AU/△PHへ確立されていないければ、節6. 3の手順を用いてバーチャルコールを確立する前に、以下の小節に記述されているチャネルを活性化する手順が用いられる。

**【JT-Q931-bでは▽△を規定している】**

▽X. 2.5データ呼の発信において、公衆用基地局はデジタル網の提供形態によって回線交換サービス（ケースA）か、パケット交換サービス（ケースB）かを最初に決定しなければならない。回線交換呼の発信の場合、公衆用基地局は節6. 1. 1の手順に従う。△パケット交換呼の発信の場合、公衆用基地局は使用するチャネルが、BチャネルかDチャネルかを決定する。公衆用基地局がBチャネルを使用するならば節6. 1. 2. 1に記述されている手順が用いられる。公衆用基地局がDチャネルを使用するならば節6. 1. 2. 2に記述されている手順が用いられる。

**【JT-Q931-bでは▽△を規定している】**

▽（注）デジタル網によつては、すべてのタイプのアクセスを提供しないかも知れない。Bチャネルアクセスの場合は、理由表示#65“未提供伝達能力指定”を付加した「解放完了」(REL COMP)メッセージを送信することで、デジタル網は提供していないサービスへの要求を拒否する。Dチャネルアクセス (SAPI=16を伴うSABME) を要求した場合、そのサービスを提供していない網のポートでは、応答を返すことを必要としない。  
△

**6. 1. 1 P SPDNサービスへの回線交換形アクセス（ケースA）【規定しない】**

**6. 1. 2 I SDNバーチャルサービスへのアクセス（ケースB）**

**6. 1. 2. 1 Bチャネル**

呼毎アクセスによるBチャネルコネクションは、節3. 2に定義されたメッセージを用い、以下の場合を除いて節5. 1に述べられている呼の確立のためのDチャネル信号手順により制御される。

- a) 節5. 1. 3に詳述されている分割発呼の手順は適用されない。
- b) 節5. 1. 5. 2に詳述されている発呼受付及び分割発呼の手順は適用されない。
- c) 節5. 1. 6に詳述されている発信インタフェースにおけるインタローキングの手順は適用されない。
- d) 節5. 1. 7に詳述されている呼出通知の手順は適用されない。
- e) 節5. 1. 8に詳述されている応答通知の手順は次のように適用される。

ーアクセスコネクションの受付により、デジタル網は公衆用基地局・デジタル網インタフェースを通じて発信公衆用基地局に「応答」(CONN)メッセージを送り、通信状態に入る。

一このメッセージは、発信公衆用基地局に対し1つのアクセスコネクションがPHへ設定されたことを表す。

一この「応答」(CONN)メッセージの受信により、発信公衆用基地局は動作中であればタイマT310を停止し、オプションとして「応答確認」(CONN ACK)メッセージを送ってもよく、その後、通信状態に入る。

f) 節5. 1. 9に詳述されている通信拒否の手順は次のように適用される。

一アクセスコネクションを受け付けることができな場合は、網は節5. 3に述べられているように、発側の公衆用基地局・デジタル網インタフェースにおいてISDNアクセスコネクション切断復旧を開始する。

g) 5. 1. 10に詳述されている中継網選択の手順は適用されない。

呼毎コネクションとして使用される特定のBチャネルは節5. 1. 2に述べられ、表6-1/NTT-Q931-bにまとめられているチャネル交渉手順を用いて選択される。

表6-1/NTT-Q931-b

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

公衆用基地局要求チャネルとデジタル網からの応答▽AUまたは△PHへの発信アクセス

「呼設定」(SETUP)メッセージ中に表示されたチャネル		許容されるデジタル網の 応答	
公衆用基地局からデジタル網		デジタル網から公衆用基地局	
情報チャネル選択	チャネル 変更不可表示	Dチャネル選択 表示 注3	地局
Bi	変更不可	なし	Bi
任意のB	(無視)	なし	Bi, Bi'
		なし	Bi'
(なし)			Bi'

記号—

Bi : 指定された(空き) Bチャネル

Bi' : 他の任意の空きBチャネル

(注1) 他の全てのコーデイングは無効である。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

(2) (注2) 本表において、『呼設定』(SETUP)メッセージ中に表示されたチャネル』という見出しの下の全ての欄は、公衆用基地局からデジタル網へ、▽AUまたは△PHへのコネク션을要求するために送られた「呼設定」(SETUP)メッセージ中に含まれるチャネル識別子情報要素の、公衆用基地局に可能なコーデイングを示している(節4.5.1.3参照)。『許容されるデジタル網の応答』の下の欄は、デジタル網から公衆用基地局へ許容されている応答を示す。

(注3) Dチャネル選択表示は、「なし」の場合“0”に、「あり」の場合“1”にコード化する。

ISDNのPHへの呼毎コネクシンのために「呼設定」(SETUP)メッセージに含まれる伝達能力情報要素は次のようにコーデイングされる。

—情報転送能力は「非制限デジタル」にセットする。

—転送モードは「パケット交換モード」にセットする。

—情報転送速度は0000にセットする。

—ユーザ情報レイヤ2プロトコルは「標準JT-X.25リンクレイヤ」にセットする。

—ユーザ情報レイヤ3プロトコルは「標準JT-X.25パケットレイヤ」にセットする。

(注) 伝達能力情報要素に5a、5b、5c、5dを含めてはならない。

呼毎アクセスコネクシオンは、節6.3に記述されているX.25リンクレイヤとX.25パケットレイヤ手順に従い、パケット通信を提供するために使用される。ISDN網によっては特定のユーザプロファイルを選択するために「呼設定」(SETUP)メッセージに発番号と発サブアドレスを要求するかもしれない。

▼Bチャネルアクセスコネクシオン確立後、デジタル網はBチャネルの状態を監視する。

LAPBフラグシケケンによる同期の確認ができない場合、デジタル網は呼毎アクセスコネクシオンを切断復旧することがある。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

6.1.2.2 Dチャネル【JT-Q931-bに準拠する】

6.2 着信アクセス

6. 2. 1 P SP DNサービスからのアクセス (ケースA) 【規定しない】

6. 2. 2 I SD Nバーチャルサービスからのアクセス (ケースB)

X. 2. 5 着呼を提供するために、デジタル網は以下のステップをこの順に実行しなければならぬ。

(1) チャネル選択 - 着呼で使用する物理チャネル/論理リンクを識別しなければならぬ。デジタル網はチャネルを選択するためにユーザプロフィール情報、デジタル網リソース等を用い得る。あるいは、以下の (2) の手順を行う。

(2) 物理チャネル/論理リンク設定 - (1) で物理的なBチャネルかDチャネル上の論理リンクが決まらないとき、デジタル網は節6. 2. 2. 3の手順を用い得る。続けて、デジタル網は (3) を行う。

(3) X. 2. 5バーチャルコール設定 - デジタル網は節6. 3に記述された手順を用いてバーチャルコールを設定する。

I SD Nバーチャルサービスは、デジタル網は新たな着呼パケットを送信するために使用するチャネル種別を以下のようを選択する。

(1) デジタル網とすべてのユーザパケットモード端末間の着呼提供手順 (標準J T - X 3 1の節3. 2. 3. 2、節3. 2. 3. 3参照) によって、新たな着呼パケットをI SD Nユーザに通知してもよい。

【J T - Q 9 3 1 - b では▽△を規定している】

▽ (2) PHとコネクションが設定されている端末への着バーチャルコールはJ T - Q 9 3 1 - b 着呼提供手順 (標準J T - X 3 1の節3. 2. 3. 1、節3. 2. 3. 2参照) を用いることなく、設定されているアクセスコネクションで直接端末に提供してもよい。△

6. 2. 2. 1 Bチャネル

チャネル交渉なしにX. 2. 5呼がBチャネルに提供される場合、節3. 2のメッセージを使用して、節5. 2に記述された手順が以下の例外とともに適用される。

a) 節5. 2. 4に示した分割着呼の手順は適用されない。

b) 節5. 2. 5. 2に示した「呼設定受付」(CALL PROC) メッセージおよび「呼出」(ALERT) メッセージの受信に対する手順は、次の例外とともに適用される。

ー「呼出」(ALERT)メッセージの受信によって、デジタル網は対応する「呼出」(ALERT)メッセージを発信公衆用基地局に送ってはならない。

c) 節5. 2. 5. 4で詳述される不完了呼に対する手順は、下記の注とともに適用される。

ーデジタル網は表6-5/NTT-Q931-bからの適切な切断原因を使用して発信X. 25DTEに対し、着X. 25バーチャルコールを切断復旧する。

d) 節5. 2. 6に示した着信側インタフェースにおけるインタワークの通知に対する手順は下記の例外とともに適用される。

ー呼設定中にISDN環境に入った呼の場合は利用できない。

ー着信公衆用基地局宅内の中でISDN環境から離れた呼の場合は通知は発信側へ送られない。

ーインバンドの情報/パターンの場合、利用できない。

e) 節5. 2. 8に示した通信可に対する手順は次の例外とともに適用される。

ーデジタル網は発信公衆用基地局へ「応答」(CONN)メッセージを送る手順を開始してはならない。

f) 節5. 9に示した公衆用基地局への通知に対する手順は適用されない。

設定済のBチャネルコネクションを使う場合は、着呼パケットは節6. 3に従って送信される。

新たにBチャネルコネクションを設定する場合は、選択された公衆用基地局の識別は最初に受信した「応答」(CONN)メッセージのコネクションエンドポイントサブアドレス(CES)による。

▼Bチャネルアクセコネクション確立後、デジタル網はBチャネルの状態を監視する。LAPBフラグシケケンスによる同期の確認ができない場合、デジタル網は呼毎アクセコネクションを切断復旧することがあります。▲  
【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

6. 2. 2. 2 Dチャネル【JT-Q931-bに準拠する】



## 6. 2. 2. 3 着呼提供

### 6. 2. 2. 3. 1 着呼提供時のチャネル選択

着呼提供手順は5章の手順とレイヤ3メッセージを用いて行われる。着呼提供手順はDチャネル上の信号手順である回線交換呼制御手順が用いられ、チャネル選択がデジタル網オプションとして提供されているならば、チャネル選択手順を伴う。

5章に記述されている通り、デジタル網は、着呼提供に「応答」(CONN)メッセージで最初に応答した公衆用基地局を選択する。選択された公衆用基地局が新たなBチャネル上にX. 25の呼を設定するよう要求していたならば、デジタル網は「応答確認」(CONN ACK)メッセージを公衆用基地局に返送して、チャネルが利用可能であることを知らせる。複数の端末が「呼設定」(SETUP)メッセージに対して肯定的に応答したならば、デジタル網は理由表示# 26 “選択されなかった公衆用基地局の切断復旧”を付加した「解放」(REL)メッセージを送信して、選択されなかった各端末を切断する。

選択された公衆用基地局が設定済BチャネルまたはDチャネル上にX. 25呼を設定するよう要求していた場合は、デジタル網は理由表示# 7 “呼が設定済みのチャネルへ着呼”を付加した「解放」(REL)メッセージを送信して、「応答」(CONN)メッセージに応答する。デジタル網はまた理由表示# 26 “選択されなかった公衆用基地局の切断復旧”を付加した「解放」(REL)メッセージを、肯定的に応答した他のすべての端末に返送する。デジタル網はその後に選択されたチャネル上にX. 25の呼を送信する。

(注1) 「解放」(REL)メッセージと着呼パケットの送信はどちらが先でもよい。

(3) (注2) デジタル網は「解放」(REL)メッセージを送信し、公衆用基地局は「解放完了」(REL COMP)メッセージで応答する。

▼・パケット接続遅延短縮のため、設定済Bチャネルを設定している場合は、LAPBを切断しないことが望まれる。

・Bチャネル上のLAPBを切断する場合は、Bチャネルを解放することが望まれる。

理由表示# 7 “呼が設定済のチャネルへ着呼”の「解放」(REL)メッセージに対する「解放完了」(REL COMP)メッセージの理由表示は# 16 “正常切断”を設定するか、あるいは理由表示は設定しない。

当面、「解放完了」(REL COMP)メッセージには# 16 “正常切断”以外の理由表示を設定すると、デジタル網は、設定済みBチャネルまたはDチャネルへの着呼を解放する。▲

【JT-Q931-bでは▼を規定していない】

最初に肯定的に応答した公衆用基地局が示したチャネルが使用できない状態にあると

きは、デジタル網はNTT-Q931-b呼切断復旧手順を用い、理由表示#6“チャネル利用不可”を付加して呼を切断復旧する。「呼設定」(SETUP)メッセージ中に示したチャネルを公衆用基地局が受け入れない場合、公衆用基地局は理由表示#34“利用可回線/チャネルなし”または理由表示#44“要求回線/チャネル利用不可”を付加した「解放完了」(REL COMP)メッセージで呼を切断復旧する。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】  
▽デジタル網オプションや加入時の合意に基づいて、デジタル網は特定の着呼に対してアクセスチャネルやアクセスチャネル種別（例えば、BまたはD）を選ぶ場合がある。△

チャネル識別子情報要素が、情報チャネル選択=チャネルなし、チャネル変更不可表示=1、Dチャネル選択表示=1の時、伝達能力情報要素は以下のようにコーデインディングされる。

- 情報転送能力は「非制限デジタル情報」にセットする。
- 転送モードは「パケット交換モード」にセットする。
- 情報転送速度は「パケット交換モード(0000)」にセットする。
- ユーザ情報レイヤ2プロトコルは「標準JT-Q921-b」にセットする。
- ユーザ情報レイヤ3プロトコルは「標準JT-X.25パケットレイヤ」にセットする。

それ以外の場合、伝達能力情報要素は以下のようにコーデインディングされる。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

- 情報転送能力はa)「非制限デジタル情報」▽あるいはb)「制限デジタル情報」△にセットする。
- 転送モードは「パケット交換モード」にセットする。
- 情報転送速度は「パケット交換モード(0000)」にセットする。
- ユーザ情報レイヤ2プロトコルは「標準JT-X.25リンクレイヤ」にセットする。
- ユーザ情報レイヤ3プロトコルは「標準JT-X.25パケットレイヤ」にセットする。

端末がDチャネル表示設定で応答するならば(表6-3/NTT-Q931-b参照)、レイヤ2プロトコルは標準JT-Q921-b(LAPD)が使用される。

着呼に対するチャネル選択手順は、発信側で選択されたチャネル種別とは無関係である。この点でユーザ速度と利用可能な帯域に互換性があれば、両端で使用されるチャネル種別の組合せは任意である。

この手順で用いられるチャネル選択手順の原則は表6-3/NTT-Q931-bに示されている。

(4) (注3)「空きBチャネル」と「変更可能」を表示するチャネル識別子情報要素を含んだ着信の「呼設定」(SETUP)メッセージが、放送形式データリンク上に送信されたときには、着信公衆用基地局は異なる空きBチャネルで応答することは許されていない。異なる空きBチャネルで応答するオプションはポイント・ポイント着呼提供に限定される。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

(5) ▽(注4)パケット交換モード呼の着信を提供するデジタル網は、SAPI=0でパケット交換モード呼のJT-Q931-b信号手順を用いるべきである。ウ 本オプションは、パケット交換モード呼に対して以下の制限のもとでJT-Q931-bの全手順を用いるべきである。  
エ すべての呼に対して「指定チャネルはDチャネルである」を選択し、またチャネル選択手順を適用しない。SAPI=16手順をインプリメントする端末は、ポータビリティ確保のためSAPI=0手順もインプリメントするべきである。)オ ( )内は本標準の対象外である。△

表6-3/NTT-Q931-b

デジタル網要求チャネルと公衆用基地局からの応答-パケットモード着信アクセス

情報チャネル 選択	デジタル網から公衆用基地局		許容される公衆用基地局 の応答 公衆用基地局からデジタル網
	チャネル変更不可 表示	Dチャネル選択 表示 (注2)	
B i	変更不可	なし	B i
		あり	B i, D
B i	変更可能	なし	B i, B i', B j
		あり	B i, B i', B j, D
チャネルなし	変更可能	なし	B j
		あり	B j, D
	変更不可	あり	D

記号 B i : 指定された(空き) Bチャネル

Bi' : 他の任意の空きBチャネル▼ (放送形式の着呼提供には許容されな

い) ▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

Bj : 公衆用基地局の制御により設定済みBチャネル▽ (無条件通知クラスを契約している公衆用基地局は、公衆用基地局に割り当てられている半固定Bチャネルを指定してもよい) △

D : Dチャネル

(注1) 他のすべてのコーデインデングは無効である。

(注2) Dチャネル選択表示は「なし」の場合は“0”に、「あり」の場合は“1”にコード化する。

### 6. 2. 2. 3. 2 情報要素のマッピング

デジタル網によつては、着呼パケット中のすべてであるいは一部の情報を「呼設定」(SETUP)メッセージ中にマッピングするサービス (TTC標準JT-X. 31の節3. 2. 3参照) を提供することがある。X. 25着呼パケットの情報要素からNTT-Q931-b「呼設定」(SETUP)メッセージの情報要素へのマッピングを表6-4/NTT-Q931-bに示す。着呼パケットはこれらのフィールドを含まずそのまま送信される。マッピングの条件はTTC標準JT-X. 31の節3. 2. 3参照のこと。

▼

### 表6-4/NTT-Q931-b

X. 25着呼パケットの情報から対応するNTT-Q931-b「呼設定」(SETUP)メッセージ情報要素へのマッピング

	X. 25 着呼パケット中の情報	NTT-Q931-b 「呼設定」 (SETUP)中の対応する情報要素
	起呼DTEアドレス	発番号 (注6)
	被呼DTEアドレス	着番号
	起呼ユーザデータ	ユーザ・ユーザ (注2)
	Dビット	パケットレイヤバイナリパラメータ (注7)
	モジュロ	パケットレイヤバイナリパラメータ (注7)
	フロー制御パラメータネゴシエーション	パケットサイズ、パケットレイアウト ンドウサイズ

X. 2 5 ユーザフィアシリテ	スループットクラネスゴシエーション	情報速度 (注4)
リテイ	ファーストセレクト	パケットレイヤバイナリパラメータ (注7)
	着信課金	未提供
	閉域ユーザグループ選択	未提供
	転送遅延選択/表示	中継遅延選択表示
	起呼アドレス拡張	発サブアドレス
	被呼アドレス拡張	着サブアドレス (注5)
DTE	エンドツウエンド転送遅延	エンド・エンド中継遅延
ファシリテ	最小スループットクラス	情報速度 (注3)
4	優先データネゴシエーション	パケットレイヤバイナリパラメータ (注7)

(注1) 本仕様では、無条件通知クラスを採用しているためマッピングは表6-4/N TT-Q931-bに基づいて行われる。

(注2) ユーザ・ユーザ情報要素のユーザデータの最大長は128オクテットである。また、ユーザ・ユーザ情報要素中のプロトコル識別子へ、当面一定値“勧告X. 244”を設定する。なお、この値は将来変更する場合がある。

(注3) この情報は、情報速度情報要素がNTT-Q931-bの「呼設定」(SETUP)メッセージで提供されるときでも、必ずしも存在するとは限らない。

(注4) JT-X. 25着呼パケットにスループットクラスネゴシエーションが設定されていないとき、そのパッチャルコルに適用するデジタル網のデフォルトスループット値が提供される。

(注5) デジタル網は、X. 25着呼パケットのコーデイングがJT-X. 25 (8)に準拠していると仮定して、X. 25着呼パケットの被呼アドレス拡張ファシリテイのパラメータフィールドの第1オクテットのビット8、7をNTT-Q931-bの「呼設定」(SETUP)メッセージの着サブアドレス情報要素の第3オクテットのサブアドレス種別にマッピングする。したがって、着公衆用基地局は、X. 25着呼パケットのコーデイングが84年版のITU-T勧告X. 25に準拠しているとき、そのサブアドレス種別は正しくないかもしれないことに注意すべきである。

(注6) このマッピングは必須であり、オクテット3aは、表示識別子が“表示許可”に、デジタル網検証識別子が“デジタル網記入”に設定される。

(注7) パケットレイヤバイナリパラメータ情報要素中の送達確認には、X. 25着呼パケット中のDビットの情報がマッピングされる。▲

【JT-Q931-bでは▼の規定が異なる】

6. 2. 2. 3. 3 着呼提供手順なしのチャネル選択【規定しない】

6. 3 X. 2.5バーチャルコールの設定と解放

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

すべての場合、一旦物理チャネルを選択し、さらに必要ならPH▽あるいはAU△に接続すれば、バーチャルコールは以下の手順に従って設定される。▽デジタル網によっては、勧告X. 3.2の端末識別手順の一部も必要であるかも知れない。△

6. 3. 1 リンクレイヤの設定と解放

リンクレイヤ (Bチャネル上のLAPBあるいはDチャネル上のLAPD) の設定は、次によって開始される。

ー発呼の場合、発信端末

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽ケースAの着呼の場合、AU△

ーケースBの着呼の場合、PH

リンクレイヤの解放は次によって開始され得る。

ー端 末

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽ケースAの場合、AU△

ーケースBの場合、PH

6. 3. 2 パケットレイヤバーチャルコールの設定と解放

レイヤ3の呼設定と解放にはX. 2.5パケットレイヤ手順が用いられる。パケットレイヤ手順は、更にリンクレイヤの設定状態あるいは解放状態を制御、監視することが可能である。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽ケースBでは、PHはタイマT320 (TTC標準JT-Q931-bに定義された) を保持してもよい。T320は、もしインプリメントされているならば、次の場合に起動される。

(a) 最後のバーチャルコールの切断時

(b) 発信Bチャネルアクセスコネクションの場合、デジタル網による「応答」(CONN)メッセージの送信時

(c) 着信Bチャネルアクセスコネクションの場合、デジタル網による「応答確認」(CONN ACK)メッセージの送信時

(d) Dチャネルアクセスコネクションのためのリンクレイヤ設定時

タイムT320は次の場合に停止される。

- (a) 最初の (次の) バーチャルコール設定時
- (b) 公衆用基地局からのJT-Q931-b切断復旧メッセージの受信時
- (c) Dチャネル上のSAPI=16 リンクの切断時

タイムT320の満了によりPHはリンクレイヤを解放し、Bチャネルアクセスの場合、Bチャネルの切断復旧を開始する。△

X. 2.5 論理チャネルは、それらの下位の論理リンクと関連している。特に、パケット通信にBチャネルを用いた場合、論理チャネルとそれらの下位のLAPB論理リンクには関連性がある。従って、それぞれ異なるBチャネル上で同一の論理チャネル番号が同時に使われることがある。

#### 6. 4 呼の切断復旧

##### 6. 4. 1 Bチャネルアクセス

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】  
交換形コネクシオンの切断は、節5. 3に記述されている呼切断復旧のためのDチャネル信号手順に従って実行される。VPPDNサービスへアクセスするためには、例外は適用されない。△ISDNバーチャルサーキットサービスの場合は、節3. 2のメッセージが用いられ、下記の例外が適用される。

- ・節5. 3. 1の用語で定義されている用語の「ISDN回線交換接続」は、「呼毎パケットモードアクセスコネクション」に置き換えて適用される。
- ・節5. 3. 2で詳述されている例外条件(f)は適用されない。
- ・節5. 3. 4. 1のトーンとアウンスをともなう切断復旧手順は用いられない。

Bチャネルは、公衆用基地局によっていつでも切断復旧され得るが、一般的にはそのBチャネル上の最後のバーチャルコールの切断復旧に引き続いて切断される。

ケースBのISDNバーチャルサーキットサービスで、X. 2.5バーチャルコールがBチャネル上に存在している間に公衆用基地局がNT-Q931-bの切断復旧メッセージを使用してBチャネルアクセスを切断復旧すると、デジタル網は切断原因#17 “リポート手順誤り”、診断符号#64 “呼設定、呼切断または登録の問題 (呼設定の問題)” を付加してX. 2.5バーチャルコールを切断する。

▼Bチャネルアクセスコネクション確立後、デジタル網はBチャネルの状態を監視する。LAPBフラグシーケンスによる同期の確認ができない場合、デジタル網はBチャネルアクセスコネクションを切断復旧することがある。▲



【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

ケースBの場合、X. 25データ転送フェーズ中に、PHがNTT-Q931-bの初期設定表示を受信すると、X. 25バーチャルコールドは以下のよう<sup>1)</sup>に扱われる。

- パケットハンドラへの呼毎コネクションによって設定された交換形バーチャルサーキットに対しては、切断原因#9“障害”、診断符号#0“追加情報なし”を付加したX. 25切断指示パケットが送られる。
- パケットハンドラへのセミアマネントコネクションによって設定されたバーチャルコールドに対しては、何の処理も実行されない。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽タイムアウトの満了で、デジタル網は、X. 25のリンクレイヤとアクセスコネクションを切断復旧し得る。Bチャネルの切断復旧は、上記の例外を除き、節5. 3に記述されているように、理由表示#102“タイム満了による復旧”を付加しておこなわれる。△

6. 4. 2 Dチャネルアクセス【JT-Q931-bに準拠する】

6. 4. 3 追加の誤り処理情報

ISDNアクセスコネクションの誤りが発生した場合またはX. 25バーチャルコールドが早切りされた場合、節5. 8の規則が適用される。さらに、使用に適した理由表示/切断原因を決めるために、以下の規則が優先順位に従って適用される。

(1) X. 25データ転送フェーズ中にPHがNTT-Q931-bの切断復旧メッセージあるいは「初期設定」(REST)メッセージを受け取ったならば、節6. 4. 1が適用される。

(2) 通常、ISDNアクセスコネクションが相手公衆用基地局にNTT-Q931-bメッセージを用いて拒否されたならば、X. 25バーチャルコールドは切断指示パケットと診断符号#0“追加情報なし”を伴う切断原因#0“DTE復旧”を使って切断復旧される。

デジタル網によっては、表6-5/NTT-Q931-bにしたがってX. 25の切断原因に対応するNTT-Q931-bの理由表示をマッピングする。

(3) NTT-Q931-bの「呼設定」(SETUP)メッセージを公衆用基地局・デジタル網インタフェースに送信するのを妨げる条件が存在するならば、X. 25バーチャルコールドは切断指示パケットを使用して切断復旧される。表6-5/NTT-Q931-bは適切な切断原因を選択するためのガイドラインとなる。すなわち、インタフェースの条件を示すNTT-Q931-b理由表示のX. 25へのマッピングが使用される。

(4) NTT-Q931-bの「呼設定」(SETUP)メッセージが公衆用基地局・デジ



タル網インタフェースを経由して送られて、タイムT303の2回目の満了以前に  
応答がないならば、規則(3)が適用される。

(5) NTT-Q931-bの「呼設定」(SETUP)メッセージが公衆用基地局・ディジ  
タル網インタフェースを経由して送られて、呼の拒否とは異なるが、ISDNアク  
セスコネクションの切断復旧となるような応答を公衆用基地局から受け取ったな  
らば、X.25バーチャルコールは切断指示パケットを使用して切断復旧される。  
その切断指示パケットには診断符号#64“呼設定、呼切断あるいは登録の問題”  
を伴う切断原因#17“リモート手順エラー”が含まれる。

(6) 発信公衆用基地局からのX.25復旧要求パケットを、着信公衆用基地局へのX.  
25着呼パケットの送信に先立って受信したならば(早切り)、PHは発信公衆用  
基地局に切断確認パケットを送り、アクセスコネクションは以下のように扱われ  
る。

• NTT-Q931-bの「呼設定」(SETUP)メッセージが無条件通知クラス(標  
準JT-X.31の節3.2.3参照)であった場合、もし設定されているなら  
ば、アクセスコネクションは切断復旧される。NTT-Q931-bの切断復旧  
メッセージは、表6-6/NTT-Q931-bに記述されている適切な理由表  
示を含む。

▼ 標準JT-Q931-bの「呼設定」(SETUP)メッセージが条件付き通知クラ  
ス(標準JT-X.31の節3.2.3参照)で、その標準JT-Q931-b  
の「呼設定」(SETUP)メッセージに対して肯定的に応答する端末が、少なくとも  
1つあるならば以下の2つのオプションの中から選択される。

(a) アクセスコネクションは、無条件通知クラスに関して述べられているように  
切断復旧される。

(b) アクセスコネクションは、確立されて、タイムT320がスタートする。タ  
イマT320の満了によりアクセスコネクションは切断復旧される。この理由  
表示は#102“タイム満了による復旧”で診断情報はタイムT320を表示  
する。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

6.4.4 理由表示/切断原因のマッピング

6.4.4.1 PSPDNサービスへの/からのアクセス(ケースA)【規定しない】

6.4.4.2 ISDNバーチャルサーキットサービスへの/からのアクセス(ケ  
ースB)

NTT-Q931-bとNTT-X.25の間で理由表示/切断原因のマッピングが

必要な場合がいくつかある。ISDN網はNTT-Q931-bとNTT-X.25の間で理由表示/切断原因のマップピングを行うため、表6-5/NTT-Q931-b、表6-6/NTT-Q931-bを使用する。付録IIの図にいくつかの例を示す。

表6-5/NTT-Q931-b

NTT-Q931-b理由表示フィールドからX.25切断原因フィールドへのマップピング

項番	NTT-Q931-b理由表示	コード	NTT-Q931-b診断情報	X.25切断原因	コード	X.25診断	コード
1	欠番	1	条件：不明、一時的、永続的	接続不可	13	無効被呼ア ドレス	67
2	相手へのルートなし	3	条件：不明、一時的、永続的	接続不可	13	無効被呼ア ドレス	67
3	チャネル利用不可	6	(なし)	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
4	正常切断	16	条件：不明、一時的、永続的	DTE 復旧	0	追加情報なし	0
5	着ユーザビジー	17	(なし)	相手DTEビジー	1	使用可論理チャネルなし	71
6	着ユーザレスポンスなし	18	(なし)	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
7	着ユーザ応答なし(呼出中)	19	(なし)	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
8	通信拒否	21	条件：不明、一時的、永続的/ユーザ提供の情報	DTE 復旧	0	追加情報なし	0
9	相手加入者番号変更	22	新相手加入者番号	接続不可	13	無効被呼ア ドレス	67

10	着側インタフェース起動不可	27	(なし)	障害	9	追加情報なし	0
11	無効番号フオートマット(不完全番号)	28	(なし)	ローカル手順誤り	19	無効被呼アドレス	67
12	その他の正常クラス	31	(なし)	DTE 復旧	0	追加情報なし	0
13	利用可能回線/チャネルなし	34	(なし)	相手DTE ビジ	1	使用可論理チャネルなし	71
14	網障害	38	(なし)	障害	9	追加情報なし	0
15	一時的失敗	41	(なし)	障害	9	追加情報なし	0
16	交換機輻輳	42	(なし)	網輻輳	5	追加情報なし	0
17	要求回線/チャネル利用不可	44	(なし)	相手DTE ビジ	1	使用可論理チャネルなし	71
18	その他のリソース使用不可クラス	47	(なし)	網輻輳	5	追加情報なし	0
19	サービス品質(QoS)利用不可	49	条件：不明、一時的、永続的	網輻輳	5	追加情報なし	0
20	伝達能力不許可	57	属性番号	相手プロトコル不一致	33	追加情報なし	0
21	現在利用不可伝達能力	58	属性番号	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
22	その他のサービス利用不可クラス	63	(なし)	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64

表6-5/NTT-Q931-b (つづき)

項番	NTT-Q931-b 理由表示	コード	NTT-Q931-b 診断情報	X. 25 切断原因	コード	X. 25 診断	コード
23	未提供伝達能力指定	65	属性番号	相手プロトコル不一致	33	追加情報なし	0
24	未提供チャネル種別指定	66	チャネルタイプ	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
25	その他のサービス又はオプションの未提供クラス	79	(なし)	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
26	無効呼番号値指定	81	(なし)	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
27	無効チャネル番号使用	82	チャネル識別	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
28	端末属性不一致	88	パラメータ不一致	相手プロトコル不一致	33	追加情報なし	0
29	その他の無効メッセージクラス	95	(なし)	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
30	必須情報要素不足	96	情報要素識別子	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
31	メッセージ種別未定義又は未提供	97	メッセージタイプ	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
32	呼状態とメッセージ不一致、又はメッセージ種別未定義又は未提供	98	メッセージタイプ	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64

33	情報要素／パラメータ未定義または未提供	99	情報要素識別子	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
34	情報要素内容無効	100	情報要素識別子	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
35	呼状態とメッセージ不一致	101	メッセージタイプ	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
36	タイム満了による回復	102	タイム番号	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
37	その他の手順誤りクラス	111	(なし)	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
38	その他のインタローキングクラス	127	(なし)	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64

2 (注1) X. 25 データ転送フェーズ中に切断が起きたとき、節 6. 4. 1 に記述されている手順が用いられる。

3 (注2) X. 25 データ転送フェーズ中に N T T - Q 9 3 1 - b の「初期設定」(RESTART) メッセージが受信されたとき、交換されたパルチャルサーキットは、切断原因 # 9 “障害” で診断符号 # 0 “追加情報なし” を含む切断指示パケットにより切断される。▼パルチャルサーキットに対しては影響を与えない。▲

【 J T - Q 9 3 1 - b では▼▲の規定が異なる 】

表 6 - 6 / N T T - Q 9 3 1 - b

着呼の早切りのための X. 25 切断原因から N T T - Q 9 3 1 - b 理由表示へのマッピング

切断指示パケット中の X. 25 切断原因	N T T - Q 9 3 1 - b エラー条件		
項 X. 25/X. 96 切断	コニ	診断	コニ 診断
	コニ	診断	N T T - Q 9 3 1 - b 理由表示

番	原因	ト	ト	ト	ト
1	DTE 復旧	0 追加情報なし	0	正常切断	16 (なし)
2	網輻輳	1XX DTE が設定	XX		
3	障害	5 追加情報なし	0	交換機輻輳	42 (なし)
4	リモート手順誤り	9 追加情報なし (任意)	0	着側インタフェース起動不可 その他の手順誤りクラス	27 (なし) 111 (なし)

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

ウ (注) 上記のようにX. 25からJT-Q931-bへのマッピングを提供する代わりに、デジタル網のオプションとしてJT-Q931-b理由表示ヘマッピングせず、X. 25切断指示パケットから切断原因をコピーすることにより、PHは、オクテット3で『ITU-Tコーデイング標準』、オクテット3aで『X. 25』を通知するJT-Q931-b理由表示情報要素をコーデイングし、オクテット4、5を標準JT-X. 25に従ってコーデイングしてもよい。△

6. 5 アクセスの衝突【JT-Q931-bに準拠する】

9 システムパラメータリスト

表9-1/NTT-Q931-b、表9-2/NTT-Q931-bは記述が要約されている。  
詳細は明確な記述のある5章を参照する事。

9. 1 デジタル網側のタイム

表9-1/NTT-Q931-bに指定されているタイムは、インタフェースのデジタル網側で管理される。

9. 2 公衆用基地局側のタイム

表9-2/NTT-Q931-bに指定されているタイムは、インタフェースの公衆用基地局側で管理される。

タイムT305、T308及びT313は、全ての公衆用基地局側で必須である。

▼表9-1/NTT-Q931-b デジタル網側にあるタイム (1/4) ▲

【JT-Q31-bでは▼▲の規定が異なる】

タイ マ 番 号	デ ラ イ ト タ イ ム 値	呼 の 状 態	開 始 条 件	正 常 停 止 条 件	1 回 目 満 了 時 の 動 作	2 回 目 満 了 時 の 動 作	備 考
T303	5秒  注1	着呼	「呼設定」送 信時。	「呼設定受 付」(CALL PROC)を受信 した時	「呼設定」を (SETUP)を 再送信し、 T303, T312 を再開す る。	網内の 接続を 切断復 旧させ 呼の廃 棄状態 へ移行。	必須
T305	30 秒	切断 通知	経過内容# 8を待たな い「切断」 (DISC)送信 時	「解放」(REL) 又は「切断」 (DISC)受信 時。	「解放」 (REL)を送 信	＝	必須
T306	30 秒  注4	切断 通知	経過内容# 8を持つ 「切断」 (DISC)送信 時	「解放」(REL) 又は「切断」 (DISC)受信 時。	トーン／ア ナウンスを 停止し「解 放」(REL)を 送信。	＝	トーン／ア ナウンスが供給 されない場合 は必須。 5.4.5.3. 4.1及び JT-I200 シリーズ を参照
T301	3分 以上	呼出 中	「呼出」受 (ALERT)受信 時	「応答」 (CONN)▼, 「経過表示」 (PROG)▲受 信時	呼を切断復 旧する。	＝	注2 ▼注7▲
T308	4秒	解放 要求	「解放」 (REL)送信 時	「解放完了」 (REL COMP)又 は、「解放」 (REL)受信時。	「解放」 (REL)を再 送信し、 T308を再開 する。	Bチャ ネルを 保守状 態にし 呼番号	必須





T320	30秒	a) Bチャネルアルアクセス「応答」(CONN)送信又は受信時 :通信中 b) Dチャネルアルアクセス:空	a) Bチャネルアルアクセス「応答」(CONN)送信又は受信時 b) DチャネルアルアクセスにおいてDL解放表示を受信した時。	発呼要求パケット受信時又は着呼パケット送信時又は「切断」(DISC)受信時又はDチャネルアルアクセスにおいてDL解放表示を受信した時。	a) Bチャネルアルアクセスリイヤを切断し切断復旧を開始する。 b) DチャネルアルアクセスDL解放要求を送信する。	二	オープン ョン6.3 参照
T322	4秒	全て の呼 状態	a) 状態間合」(STAT ENQ)送信時。 c) 最後の論理チャネルの切断復旧時。 「状態間合」(STAT ENQ)送信時。 「切断」(DISC), 「解放」(REL), 「解放完了」(REL COMP)受信時。	「状態表示」(STATUS), 「切断」(DISC), 「解放」(REL), 「解放完了」(REL COMP)受信時。	「切断」(DISC)は、数回送信してもよい。	二	§5.8.10 がインプ リメント されてい る時は必 須

二; タイマが再開されない事を示す。

注1. このデフォルト値は、レイヤ2でのデフォルト値 (即ち [N200+1] × T200) を使用すると仮定したものである。

レイヤ2でのデフォルト値が自由交渉手順によって変更されるとき、これらの値も変更される必要があるかどうかは、今後の検討課題である。

注2. デジタル網が内部的な呼出しの時間監視機能を既に採用している場合、タイムT301は使用されない。

注3. 「呼廃棄」状態において、呼番号は解放される。  
それ以外ではT312満了時にいかなる活動も行われない。

注4. タイマト306の値は、アナウンスの長さに依存する。

注5. 保守状態として何の動作もとらず、「空」状態にする。

注6. デフォルト値2回を適用し、RESETは最大2回送出する。

▼注7. 「経過表示」(PROG)メッセージ経過識別子#8 “インバンド信号ないし、適当なパターンが利用可能”を受信時に限る。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

▼表9-2/NTT-Q931-b 公衆用基地局側にあるタイム▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

タイム番号	デフォルト値	呼の状態	開始条件	正常停止条件	1回目満了時の動作	2回目満了時の動作	備考
T301	3分以上	呼出通知	「呼出」(ALERT)送信時。	「応答」(CONN)受信時	呼を切断復旧する。	—	
T303	5秒	発呼	「呼設定」(SETUP)送信時。	「呼設定受付」(CALL PROC)又は「解放完了」(REL COMP)受信時。	「呼設定」(SETUP)を再送信しT303を再開する。もし、「解放完了」(REL COMP)を既に受信していれば、呼を切断復旧する。	内部の接続を切断復旧し「解放完了」(REL COMP)を送信、空へ遷移する。	

T305	30秒	切断要求	「切断」(DISC)送信時。	「解放」(REL)又は「切断」(DISC)受信時。	「解放」(REL)を送信する。	二	必須
T308	4秒 注1	解放要求	「解放」(REL)送信時。	「解放完了」(REL COMP)又は「解放」(REL)受信時。	「解放」(REL)再送信しT308を再開する。	二 Bチャネルを保守状態にし呼番号を解放する。注5	必須
T309	90秒	任意の安定状態	データリンクが再接続された時	データリンクが再接続された時	内部の接続を切断復旧し、Bチャネル及び呼番号を解放する。	二	オプション
T310 注4	30～120秒	発呼受付	「呼設定受付」(CALL PROC)受信時。	「呼出」(ALERT), 「応答」(CONN), 「切断」(DISC), 又は「経過表示」(PROG)を受信した時。	「切断」(DISC)送信	二	必須
T313	4秒 注1	応答	「応答」(CONN)送信時。	「応答確認」(CONN ACK)受信時。	「切断」(DISC)送信	二	必須
T316	2分	初期設定要求	「初期設定」(REST)送信時。	「初期設定確認」(REST ACK)受信時。	「初期設定」(REST)は数回送信してもよい。	二	5.5をインプリントした場合必須
T317	注2	初期設定	「初期設定」(REST)	内部での呼番号の解放時。	保守動作の通知。	二	〃

T322	4秒	全ての呼状態	受信時。					
		「状態間合」(STAT ENQ)送信時。	「状態表示」(STATUS)、「切断」(DISC)、「解放」(REL)、「解放完了」(REL COMP)受信時。	「状態間合」(STAT ENQ)数回再送信しても良い。	「状態間合」(STAT ENQ)は数回再送信しても良い。	§5.8.10がインプリメントされている場合は必須		

注1. このデフォルト値は、レイヤ2でのデフォルト値 (即ち [N200+I] × T200) を使用すると仮定したものである。レイヤ2でのデフォルト値が自由交渉手順によって変更された時、これらの値も変更される必要があるかどうかは、今後の課題である。

注2. このタイム値は実装に依存するがT316の値より小さくなければならない。

注3. 公衆用基地局が内部的な呼出の時間監視機能を既に採用している場合、タイムT301は使用されない。

注4. 「呼設定受付」(CALL PROC)メッセージ又は先行する「経過表示」(PROC)メッセージに経過内容#1もしくは#2がある場合T310は開始されない。

注5. 節5.5に記述されている初期設定手順は保守状態にあるBチャネルに関して用いられる。  
 一；タイムが再開されない事を示す。

付属資料A 公衆用基地局側及びデジタル網側SDDL図【JT-Q931-bに準拠する】

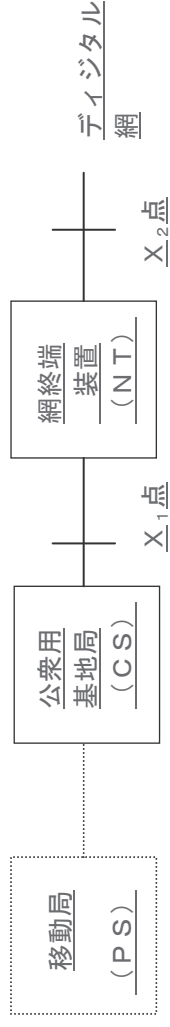
- 概略SDDL図 (公衆用基地局側) 【JT-Q931-bに準拠する】
- 詳細SDDL図 (公衆用基地局側) 【JT-Q931-bに準拠する】
- 概略SDDL図 (デジタル網側) 【JT-Q931-bに準拠する】
- 詳細SDDL図 (デジタル網側) 【JT-Q931-bに準拠する】

- 付属資料B： 通信可能性確認【規定しない】
- 付属資料H： メッセージ分割手順【規定しない】
- 付属情報I： 低位レイヤ情報コード化原則【規定しない】
- 付属情報J： 低位レイヤ整合性交渉【規定しない】
- 付属情報O： インタフェース構造

この付属資料では、公衆用基地局-デジタル網間のインタフェース構造について記述する。この公衆用基地局-デジタル網間のインタフェース構造は標準JT-I411で規定されるインタフェース構造をもとにして変更を加えたものです。以下にJT-I

I 4 1 1 からの変更点を示す。

1. 公衆用基地局-デジタル網間インタフェースの参照構成及び規定点  
 インタフェースの参照構成を付図O-1/NTT-Q931-bに示す。図に示すよ  
 うに、機能群としては移動局 (PS)、公衆用基地局 (CS)、網終端装置 (NT) から  
 なる。参照点は付図O-1/NTT-Q931-bに示すようにX1点、X2点がある。  
 公衆用基地局-デジタル網間インタフェースの規定点はX1点、X2点である。インタ  
 フェース規定点X1は、網終端装置 (NT) と公衆用基地局 (CS) の接続点であり、イ  
 ンタフェース規定点X2は網終端装置 (NT) とデジタル網側の回線の最初の接続点で  
 ある。



網終端装置 (NT) : 伝送路終端等のレイヤ1機能を持つ  
 公衆用基地局 (CS) : 移動局との間で陸上移動無線通信を行い移動局と網を接続する。

▼公衆用基地局-当社網間インタフェースにおける規定点として、X1点は未提供とす  
 る。公衆用基地局と当社網とのインタフェース規定点は、X2点とする。▲

【JT-Q931-bでは▼を規定していない】

付図O-1/NTT-Q931-b インタフェース規定点

2. チャネル種別【JT-Q931-bに準拠する】

3. インタフェース構造【JT-Q931-bに準拠する】

4. アクセス能力【JT-Q931-bに準拠する】

5. レイヤ構成

	規定点X <sub>1</sub>	規定点X <sub>2</sub>
レイヤ3	TTC標準レイヤ3仕様	JT-Q931-bに準拠 JT-X. 25に準拠
レイヤ2	TTC標準レイヤ2仕様	JT-Q921-bに準拠

レイヤ1 (注1)	TTC標準レイヤ1仕様 JT-I 430 準拠 (注2)	TTC標準メタリック加入者線 伝送方式レイヤ1仕様 JT-G 960 準拠

公衆用基地局一当社網間インタフェースにおける規定点として、 $X_1$ 点<sub>1</sub>は未提供とする。  
公衆用基地局と当社網とのインタフェース規定点は、 $X_2$ とする。

(注1) ポイント・ポイント動作、及び、常時起動に限定

(注2) 常時起動に関しては、TTC標準レイヤ1仕様JT-I 430-a 準拠

▼付図O-3/NTT-Q 931-b レイヤ構成▲

【JT-Q 931-b では▲の規定が異なる】

付録I：理由表示一覧表【規定しない】

付録II：メッセージフロー図の例及びコマンドピングに関する例【規定しない】

付録III：標準JT-Q93X シリズ及びITU-T 勧告Q.93X シリズ、ITU-T 勧告Q.95X シリズの割当済みの情報要素識別子及びメッセージ種別コーディングの一覧 (TTC標準JT-Q 931-b に対する)【規定しない】

付録IV：簡易型携帯電話システムの概要【規定しない】

付録V：情報要素のコーディング例【JT-Q 931-b に準拠する】

付録VI：呼処理シーケンス【規定しない】

付録VII：グループ化された複数のインタフェースに対する着信

公衆用基地局への着信時、デジタル網より無線呼出エリアに相当するグループ化された複数のインタフェースに対して「呼設定」(SETUP)メッセージを送出す。本付録では、動作の理解を助けるために、本条件に基づいた記述を行う。複数インタフェースに対して着信を行うことから、同時に生起する呼が増加する。このため、呼番号長は2オクテットとする。また、着信した複数のインタフェースに対して、通信に移行する呼は単一であるため、チャネルの無効保留を避ける目的で、デジタル網では公衆用基地局のチャネル選択を行わず、任意チャネルを表示して着信する。

着信公衆用基地局は、節5.8.1から節5.8.7までに記述されている動作を行い、呼が継続できる場合は、着信側を起動する。着信側が起動できない場合、公衆用基地局は「呼設定」(SETUP)メッセージを無視する。着信側は起動できるが、公衆用基地局が通信を起動できないと判断した場合、公衆用基地局は適当な理由表示(例、理由表示#65“未提供伝達能力指定”、#21“通信拒否”等)を

に伴い、「解放完了」(REL COMP)メッセージをデジタル網へ返送する。公衆用基地局が通信を継続できると判断したが、着信側から呼切断を起動された場合、公衆用基地局はその切断理由を伴ってデジタル網に対し、切断復旧を開始する。着信側が起動可能でかつ、公衆用基地局が通信を継続できると判断し、着信側から切断を要求されない場合、公衆用基地局は、デジタル網に「呼設定受付」(CALL PROC)メッセージを返送する。

デジタル網が送出した「呼設定」(SETUP)メッセージに対して、複数の公衆用基地局から何らかの応答を受け取る可能性が有る。

デジタル網が送出した「呼設定」(SETUP)メッセージに対して、複数の公衆用基地局から呼の継続を要求された場合は、デジタル網が最初に呼の継続性を確認できた公衆用基地局に対してのみ呼の接続手順を実施する。デジタル網が最初に呼の継続性を確認できた時点で、その以前にその他の公衆用基地局からの呼の継続に対する要求があった場合、理由表示#26 “選択されなかったユーザの切断復旧”を伴う「解放」(REL)メッセージにより、切断復旧を行います。呼の接続性が確認できた後、その他の公衆用基地局からの呼の継続に対する要求を受けた場合で、タイムアウト312が動作中のとき、理由表示#26 “選択されなかったユーザの切断復旧”「解放」(REL)メッセージもしくは、適切な理由表示(例、理由表示#63 “その他のサービスの利用不可クラス”)を伴う「切断」(DISC)メッセージにより、要求を送信した公衆用基地局の切断復旧を行う。タイムアウト312満了後、その他の公衆用基地局からの呼の継続に対する要求を受信した場合、デジタル網は無効呼番号を持つメッセージとみなし、要求を送信した公衆用基地局は、呼が継続している場合に、呼が継続している以外の公衆用基地局からの「解放完了」(REL COMP)メッセージは無視する。また、「切断」(DISC)メッセージ、または「解放」(REL)メッセージを受信した場合は、インタフェース規定に従った動作をとりませんが、他のインタフェースで継続している呼には影響を与えない。「呼設定」(SETUP)メッセージ再送後のタイムアウト303満了前に、理由表示を受信した場合、受信した理由をリモート側に通知する。プロトコル上、複数の理由を通知することは可能であるが、一般的に生成源がユーザを示すものが優先される。理由を受信していない場合、理由表示#20 “加入者不在”が用いられる。

TTCC標準用語対照表【JT-Q931-bに準拠する】

NTT-X25 X.25パケットモジュールインタフェース

1. DTE/DCEインタフェース特性 (物理インタフェース) 【規定しない】

2. DTE/DCEインタフェースのリンクアクセス手順【規定しない】
3. DTE/DCEパケットレイアウトフェース【JT-X25に準拠する】
3. 1 論理チャネル【JT-X25に準拠する】
3. 2 パケットの基本構造【JT-X25に準拠する】
3. 3 リスタート手順【JT-X25に準拠する】
3. 4 エラー処理【JT-X25に準拠する】
3. 4. 1 診断 (DG) パケット【規定しない】
4. バーチャルサーキットサービスの手順
4. 1 バーチャルコントロールサービスの手順
- バーチャルコントロールに使用するそれぞれの論理チャネルにおけるDTE/DCEパケットレイアウトフェースの状態遷移図は、付属資料Aの付図A-1/JT-X25、付図A-2/JT-X25および付図A-3/JT-X25に示す。
- 付属資料Aの各状態でパケットを受信した場合のDCE動作は、付属資料Bに示す。以下の節に記述する呼設定および解放の手順は、DTE/DCEインタフェース上のバーチャルコントロールサービスに割当てた各論理チャネルにそれぞれ独立に適用する。
- ▼DCEは、DTEに着呼があった場合、被呼DTEの接続拒否と見なし、バーチャルコントロールを切断する。▲
- 【JT-X25では▼▲を規定していない】
4. 2 パーマネントバーチャルサーキットサービスの手順【JT-X25に準拠する】
4. 3 データ転送および割込転送の手順【JT-X25に準拠する】
4. 3. 1 データ転送状態【JT-X25に準拠する】
4. 3. 2 データ (DT) パケットのユーザデータフィールド長
- 【JT-X25では▽△を規定している】
- ▽標準△最大ユーザデータフィールド長は、128オクテットとする。
- 【JT-X25では▽△を規定している】
- さらに、電気通信事業者は、▽標準△最大ユーザデータフィールド長の他に、16, 3



2, 6 4, 2 5 6, 5 1 2, 1 0 2 4, 2 0 4 8, および 4 0 9 6 オクテットの最大ユーザデータフィールド長を提供することがある。網オブションである最大ユーザデータフィールド長を、当面の間、D T E / D C E インタフェース上でのすべてのパーチャールコントロールに共通な最大ユーザデータフィールド長のデフォルト値として選択することができる(6. 9 節参照)。当面の間、各パーマネットパーチャールサークットの最大ユーザデータフィールド長にデフォルト値以外の値を選択することがある(6. 9 節参照)。パーチャールコントロール毎の最大ユーザデータフィールド長のネゴシエーションは、フロー制御パラメータネゴシエーションファシリテイを用いて行うことができる(6. 1 2 節参照)。D T E または D C E が送信するデータ(D T) パケット中のユーザデータフィールドには、合意した最大ユーザデータフィールド長以内の任意のオクテット数を含むことができる。

D C E は、データ(D T) パケット中のユーザデータフィールドが、その網内で許容する最大ユーザデータフィールド長を越えた場合、リセット原因を「ローカル手順誤り」として、パーチャールコントロールまたはパーマネットパーチャールサークットをリセットする。

#### 4. 3. 3 送達確認ビット(Dビット)【J T - X 2 5 に準拠する】

##### 4. 3. 4 モアデータ表示(Mビット)

D T E または D C E は、2 パケット以上のシーケンスを表示する場合、以下に記述するモアデータ表示(Mビット)を使用する。

すべてのデータ(D T) パケットは、Mビットを「1」に設定することができる。最大ユーザデータフィールド長のフィールド長の長さである(D T) パケットで、または、D ビットを「1」に設定した最大ユーザデータフィールド長に長さが満たないデータ(D T) パケットで、Mビットを「1」に設定した場合、さらにその後データが続くことを示す。

#### 【J T - X 2 5 では▽△を規定している】

▽ D ビットを「0」に設定した最大ユーザデータフィールド長の長さであるデータ(D T) パケットで、Mビットを「1」に設定した場合のみ、網内で後続のデータ(D T) パケットと結合することができる。△

Mビットを「1」に設定した(D T) パケットが、最大ユーザデータフィールド長の長さである(D ビットの設定とは関係ない)場合、または、D ビットを「1」に設定しているが最大ユーザデータフィールド長に長さが満たない場合は、最後のデータ(D T) パケットを除き、Mビットを「1」に設定したすべてのデータパケットシーケンスは、最後のデータ(D T) パケットを除き、Mビットを「1」に設定したデータパケットシーケンスとして、送達する。

カテゴリAおよびBの2種類のデータ (DT) パケットを、表4-1/JT-X25に示すとおりに定義する。また、バーチャルコールおよびパラメータネットワークの両端におけるMビットおよびDビットに対して網が行う処理は、表4-1/JT-X25に示す。

#### 4.3.5 完結パケットシーケンス

完結パケットシーケンスは、カテゴリAの連続したパケット (カテゴリAのパケットが存在する場合) とこれに続くカテゴリBの1つのパケットから構成するパケットシーケンスと定義する。カテゴリAのパケットは、ちょうど最大ユーザデータフィールド長の長さであり、Mビットを「1」に設定した、Dビットを「0」に設定したデータ (DT) パケットである。その他のすべてのデータ (DT) パケットは、カテゴリBのパケットである。

送信DTEから転送した完結パケットシーケンスは、常に受信DTEに対して、ひとつの完結パケットシーケンスとして、送達する。

#### 【JT-X25では▽△を規定している】

▽ 受信側が送信側より大きい最大ユーザデータフィールド長である場合、完結パケットシーケンス中のパケットは網内で結合する。これらのパケットは、最後のパケットを除く各パケットは、ちょうど最大ユーザデータフィールド長の長さであり、Mビットを「1」に、Dビットを「0」に設定した完結パケットシーケンスとして、送達する。シーケンスの最後のパケットのユーザデータフィールドは、最大長未満の場合があり、MビットおよびDビットは、表4-1/JT-X25に示すとおりに設定する。△

送受信の両側で最大ユーザデータフィールド長が等しい場合、データ (DT) パケットのユーザデータフィールドは、網が受信したものとまったく同じ形で受信DTEに送達する。

#### 【JT-X25では▽△を規定している】

▽ ただし、Mビットを「1」に、Dビットを「0」に設定した最大長のパケットに空パケットが続く場合は、その2個のパケットは1個のカテゴリBの最大長を持つパケットとすするため結合することがある。△  
送信DTEから転送した完結パケットシーケンス中の最後のパケットが、ユーザデータフィールドが最大長未満で、Mビットを「1」に、Dビットを「0」に設定している場合は、その完結パケットシーケンス中の最後のパケットは、Mビットを「0」に設定して、受信DTEに対して、送達する。

#### 【JT-X25では▽△を規定している】

▽ 受信側が送信側より小さい最大ユーザデータフィールド長である場合、網内でパケ

ットは分解し、完結パケットシートケネスを維持するように、MビットおよびDビットを設定する。△

4. 3. 6 クオリアイビット (Qビット) 【JT-X 2.5に準拠する】

4. 3. 7 割込手順【JT-X 2.5に準拠する】

4. 3. 8 データ (DT) パケットの転送遅延

転送遅延は、バーチャルコールまたはパーマネントバトバーチャルサーキット固有の特性であり、伝送の両方向に共通である。  
この転送遅延は、勧告X. 135の3. 1節にデータパケット転送遅延として定義されており、勧告X. 135の3. 2節に与えられる条件下で、勧告X. 135の図2で定義されている境界B2とBn-1間 (すなわち、アクセス回線を除く) を測定し、平均値として表現する。

バーチャルコール毎の転送遅延の選択、およびバーチャルコールに適用される転送遅延の値の起呼DTEおよび被呼DTEへの表示は、転送遅延選択フアシリテイおよび転送遅延表示フアシリテイ (6. 27節参照) によって行うことがある。▲

▼網から通知される転送遅延の値は、当面一定値とする。▲

【JT-X 2.5では▼▲を規定していない】

4. 4 フロー制御【JT-X 2.5に準拠する】

4. 4. 1 フロー制御【JT-X 2.5に準拠する】

4. 4. 1. 1 データ (DT) パケットの番号付与

バーチャルコールまたはパーマネントバトバーチャルサーキットで、DTE/DCEインタフェースを通じて、転送するデータ (DT) パケットには、いずれの方向の転送においてもシーケンス番号を付与する。

パケットシーケンス番号付与は、モジュロ8で行う。パケットシーケンス番号は、0から7までの全範囲を循環する。

【JT-X 2.5では▽△を規定している】

▽電気通信事業者によっては拡張パケットシーケンス番号付与フアシリテイを提供するが (6. 2節参照)、このフアシリテイを選択した場合、パケットシーケンス番号付与は、モジュロ128で行う。モジュロ128の場合には、パケットシーケンス番号は、0から127までの全範囲を循環する。△  
モジュロ8あるいはモジュロ128でのパケットシーケンス番号付与は、送受両方向の転送において同一とし、かつDTE/DCEインタフェース上の全論理チャネルにおいて同一でなければならない。

データ (DT) パケットのみが、パケット送信シーケンス番号P (S) と呼ばれるシー

ケンス番号をもつ。  
論理チャネルがフロー制御レディ状態 (d1) に入った時、DTE/DCEインタフェース上のあるデータ転送方向に送信する最初のデータ (DT) パケットは、パケット送信シケンス番号 P (S) = 0 をもつ。

#### 4. 4. 1. 2 ウィンドウの説明

ウィンドウは、DTE/DCEインタフェースにおいて、バーチャルコールまたはパーマネントバーチャルサーキットに使用する論理チャネルのデータ転送の各データ転送方向毎に定義し、そのインタフェースを通過できるデータ (DT) パケットのW個の連続したパケット送信シケンス番号 P (S) の順序集合である。

ウィンドウ中の最若番号のシケンス番号を、ウィンドウ下限という。DTE/DCEインタフェースで、バーチャルコールまたはパーマネントバーチャルサーキットがフロー制御レディ状態 (d1) に入った場合、各データ転送方向のウィンドウ下限は、0 である。

DTE/DCEインタフェースに送出できない最初のデータ (DT) パケットのパケット送信シケンス番号は、ウィンドウ下限+Wの値 (モジュロ8あるいは拡張時はモジュロ128) である。

DTE/DCEインタフェースでの各データ転送方向の標準ウィンドウサイズWの値は、2である。2以外のウィンドウサイズも許容される。

#### 【JT-X25では▽△を規定している】

▽当面の間、オプションであるウィンドウサイズを、DTE/DCEインタフェースでの全てのバーチャルコールに対し共通なデフォルトウィンドウサイズとして選択することが出来る (6. 10節参照)。当面の間、パーマネントバーチャルサーキットでは、デフォルト値以外のウィンドウサイズを選択してもよい (6. 10節参照)。バーチャルコール毎のウィンドウサイズのネゴシエーションは、6. 12節に記述するフロー制御パラメータネゴシエーションフアシリテイにより実行してもよい。△

#### 4. 4. 1. 3 フロー制御の原理【JT-X25に準拠する】

##### 4. 4. 1. 4 送達確認【JT-X25に準拠する】

4. 4. 1. 5 DTE受信可 (RR) パケットおよびDCE受信可 (RR) パケット  
【JT-X25に準拠する】

4. 4. 1. 6 DTE受信不可 (RNR) パケットおよびDCE受信不可 (RNR) パケット

【JT-X25に準拠する】

- 4. 4. 2 スルーブット特性およびスルーブットクラス【J T-X 2 5 に準拠する】
- 4. 4. 3 リセット手順【J T-X 2 5 に準拠する】
- 4. 5 パケット転送における解放手順、リセット手順およびリスタート手順の影響【J T-X 2 5 に準拠する】
- 4. 6 パケットレイヤにおける物理レイヤおよびデータリンクレイヤの影響【規定しない】
- 5 パケットフォーマット
- 5. 1 概要【J T-X 2 5 に準拠する】
- 5. 2 呼設定パケットと呼解放パケット【J T-X 2 5 に準拠する】
- 5. 3 データパケットと割込パケット【J T-X 2 5 に準拠する】
- 5. 4 フロー制御パケットとリセットパケット【J T-X 2 5 に準拠する】
- 5. 5 リスタートパケット【J T-X 2 5 に準拠する】
- 5. 6 診断パケット【規定しない】
- 5. 7 オプションルユーザシリティのためのパケット【規定しない】
- 6 オプションルユーザシリティ（パケットレイヤ）の手順
- 6. 1 オンラインフアシリティ登録【規定しない】
- 6. 2 拡張パケットシークエンス番号付与【規定しない】
- 6. 3 D ビット修飾【J T-X 2 5 に準拠する】
- 6. 4 パケット再送【規定しない】
- 6. 5 着呼禁止【規定しない】
- 6. 6 発呼禁止【規定しない】

- 6. 7 単方向発論理チャネル【規定しない】
- 6. 8 単方向着論理チャネル【規定しない】
- 6. 9 非標準デフォルトパケットサイズ【規定しない】
- 6. 10 非標準デフォルトウィンドウサイズ【規定しない】
- 6. 11 デフォルトスループットクラスタ割当【JT-X25に準拠する】
- 6. 12 フロー制御パラメータネゴシエーション【JT-X25に準拠する】
- 6. 13 スループットクラスタネゴシエーション【JT-X25に準拠する】
- 6. 14 閉域ユーザグループ（CUG）に関するファシリティ【JT-X25に準拠する】
- 6. 15 相互形閉域ユーザグループ（BCUG）に関するファシリティ【規定しない】
- 6. 16 ファーストセレクト【JT-X25に準拠する】
- 6. 17 ファーストセレクト許容【JT-X25に準拠する】
- 6. 18 着信課金【JT-X25に準拠する】
- 6. 19 着信課金許容【JT-X25に準拠する】
- 6. 20 ローカル課金防止【規定しない】
- 6. 21 網利用識別者（NUI）に関するファシリティ【規定しない】
- 6. 22 課金情報通知【規定しない】
- 6. 23 ROAに関するファシリティ【JT-X25に準拠する】
- 6. 24 代表選択（ハントグループ）【JT-X25に準拠する】
- 6. 25 着信転送とDTEによる着信転送に関するファシリティ【規定しない】

6. 26 被呼ラインアドレス変更通知【JT-X25に準拠する】

6. 27 転送遅延選択および表示【JT-X25に準拠する】

6. 28 TOA/NPIアドレス加入【規定しない】

6. 29 オルタナティブアドレスに関するファシリティ【規定しない】

7 ファシリティファイルドと登録ファイルドのフォーマット【規定しない】

図表

表2-1/NTT-X25 フレームフォーマット —基本 (モジュロ8) 動作【JT-X25に準拠する】

表2-2/NTT-X25 フレームフォーマット —拡張 (モジュロ128) 動作【規定しない】

表2-3/NTT-X25 LAPB制御ファイルドのフォーマット —基本 (モジュロ8) 動作

【JT-X25に準拠する】

表2-4/NTT-X25 LAPB制御ファイルドのフォーマット —拡張 (モジュロ128) 動作

【規定しない】

表2-5/NTT-X25 LAPBコマンドとレスポンス —基本 (モジュロ8) 動作

【JT-X25に準拠する】

表2-6/NTT-X25 LAPBコマンドとレスポンス —拡張 (モジュロ128) 動作【規定しない】

表2-7/NTT-X25 LAPB FRMR情報ファイルドのフォーマット —基本 (モジュロ8) 動作

【JT-X25に準拠する】

表2-8/NTT-X25 LAPB FRMR情報ファイルドのフォーマット —拡張

張 (モジュロ128)  
動作【規定しない】

表2-9/NTT-X25 マルチリンクフレームのフォーマット【規定しない】

表2-10/NTT-X25 マルチリンク制御 (MLC) フィールドのフォーマット  
【規定しない】

図2-1/NTT-X25 代表的なオクテット伝送 (調歩同期伝送) 【規定しない】

図2-2/NTT-X25 マルチリンク機能構成【規定しない】

図2-3/NTT-X25 マルチリンク制御フィールドパラメータ【規定しない】

図2-4/NTT-X25 マルチリンクでの紛失フレームの検出【規定しない】

表3-1/NTT-X25 各サービスにおけるパケットタイプおよびそれらの使用  
【規定しない】

表4-1/NTT-X25 データ (DT) パケットの2つのカテゴリの定義およびM  
ビット、Dビットに対する網の処理

▼

カテゴリ	送信DTEから送出されたデータパケット			受信DTEに受信されるデータパ ケット	
	Mビッ ト	Dビッ ト	最大データ 長	Mビット	Dビット
<u>B</u>	<u>0 or 1</u>	<u>0</u>	<u>NO</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
<u>B</u>	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>NO</u>	<u>0</u>	<u>1</u>
<u>B</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>NO</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>B</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>YES</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
<u>B</u>	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>YES</u>	<u>0</u>	<u>1</u>
<u>A</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>YES</u>	<u>1</u>	<u>0</u>
<u>B</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>YES</u>	<u>1</u>	<u>1</u>

▲

【JT-X25では▼▲の規定が異なる】



表5-1/NTT-X25 ゼネラルフォーマット識別子 (GFI) フィールドの符号化

ゼネラルフォーマット識別子		ビット位置				
		8	7	6	5	
呼設定のパケット (CR, CA)	シーケンス番号方式モジュロ8	X	X	0	1	
呼解放のパケット (CQ, CI, CF)	シーケンス番号方式モジュロ8	X	0	0	1	
フロー制御のパケット (RR, RNR)	シーケンス番号方式モジュロ8	0	0	0	1	
割込のパケット (IT, IF) リセットのパケット (RQ, RI, RF)						
リスタートのパケット (SQ, SI, SF)						
データパケット (DT)	シーケンス番号方式モジュロ8	X	X	0	1	

注—「X」で示すビットは本文で記述するとおり「0」または「1」を設定する。

【JT-X25では▼▲の規定が異なる】

表5-2/NTT-X25 パケットタイプ識別子フィールドの符号化

パケットタイプ		ビット位置							
		8	7	6	5	4	3	2	1
DCEからDTEへ	DTEからDCEへ	0	0	0	1	0	1	1	1
呼設定および解放		0	0	0	1	1	1	1	1
切断指示 (CI)	発呼要求 (CR)	0	0	0	1	1	1	1	1
DCE復旧確認 (CF)	着呼受付 (CA)	0	0	0	1	1	1	1	1
DCEデータ (DT)	復旧要求 (CQ)	0	0	0	1	0	0	1	1
DCE割込 (IT)	DTE切断確認 (CF)	0	0	0	1	0	1	1	1
DCE割込確認 (IF)	DTEデータ (DT)	X	X	X	X	X	X	X	0
フロー制御およびリセット	DTE割込 (IT)	0	0	1	0	0	0	1	1
	DTE割込確認 (IF)	0	0	1	0	0	1	1	1

DCE受信可(セグロ8) (RR)	DTE受信可(セグロ8) (RR)	XXX00001
DCE受信不可(セグロ8) (RN)	DTE受信不可(セグロ8) (RN)	XXX00101
R)	R)	
リセット指示 (RI)	リセット要求 (RQ)	00011011
DCEリセット確認 (RF)	DTEリセット確認 (RF)	00011111
リスタート指示 (SI)	リスタート要求 (SQ)	11111011
DCEリスタート (SF)	DTEリスタート確認 (SF)	11111111

注一「X」で示すビットは本文で記述するとおり「0」または「1」を設定する。

**【JT-X25では▼▲の規定が異なる】**

表5-3/NTT-X25 アドレスタイプ (TOA) サブフィールドの符号化【規定しない】

表5-4/NTT-X25 番号計画識別 (NPI) サブフィールドの符号化【規定しない】

表5-5/NTT-X25 オルタナティブアドレスコーディング認証として解釈するときの番号計画識別

(NPI) サブフィールドのコーディング【規定しない】

表5-6/NTT-X25 切断指示 (CI) パケット中の切断原因フィールドの符号化【JT-X25に準拠する】

表5-7/NTT-X25 リセット指示 (RI) パケットのリセット原因フィールドの符号化



リセット切断原因	ビット位置							
	8	7	6	5	4	3	2	1
DTE起動 (DTEリセット)	0	0	0	0	0	0	0	0
DTE起動 (DTEリセット) (注1)	1	X	X	X	X	X	X	X



【規定しない】

オクテット	8	7	6	4	3	2	1
1	ゼネラルフォーマット識別子 GFI (注)		論理チャネルグループ番号 LCGN				
2	論理チャネル番号 LCN						
3	パケットタイプ識別子						
4	0	0	0	1	0	1	1
	アドレスブロック (5. 2. 1節参照)						
	ファシリテイ長						
	ファシリテイ						
	起呼ユーザデータ						

注—「X X 0 1」と符号化する。

【JT-X25では▼▲の規定が異なる】

【JT-X25では▽△を規定している】

図5-3/NTT-X25 発呼要求 (CR) パケット▽および着呼 (CN) パケット△のフォーマット

▼

オクテット	8	7	6	4	3	2	1
1	ゼネラルフォーマット識別子 GFI (注1)		論理チャネルグループ番号 LCGN				
2	論理チャネル番号 LCN						
3	パケットタイプ識別子						
4	0	0	0	1	1	1	1
	アドレスブロック (5. 2. 1節参照)						
	ファシリテイ長						
	ファシリテイ						
	起呼ユーザデータ (注2)						

注1－「XX01」と符号化する。

注2－本フィールドは拡張フォーマットでのみ存在できる(5.2.3.2節参照)。

【JT-X25では▼▲の規定が異なる】

【JT-X25では▽△を規定している】

図5-4/NTT-X25 ▽着呼受付(CA) パケットおよび△接続完了(CC) パケットのフォーマット

図5-5/NTT-X25 復旧要求(CQ) パケットおよび切断指示(CI) パケットのフォーマット

【JT-X25に準拠する】

《ただし、モジュロ128の場合については規定範囲外としサポートしない》

図5-6/NTT-X25 DTE切断確認(CF) パケットおよびDCE復旧確認(CF) パケットのフォーマット【JT-X25に準拠する】

《ただし、モジュロ128の場合については規定範囲外としサポートしない》

図5-7/NTT-X25 DTEデータ(DT) パケットおよびDCEデータ(DT) パケットのフォーマット【JT-X25に準拠する】

《ただし、モジュロ128の場合については規定範囲外としサポートしない》

図5-8/NTT-X25 DTE割込(IT) パケットおよびDCE割込(IT) パケットのフォーマット

【JT-X25に準拠する】

《ただし、モジュロ128の場合については規定範囲外としサポートしない》

図5-9/NTT-X25 DTE割込確認(IF) パケットおよびDCE割込確認(IF) パケットのフォーマット【JT-X25に準拠する】

《ただし、モジュロ128の場合については規定範囲外としサポートしない》

図5-10/NTT-X25 DTE受信可(RR) およびDCE受信可(RR) パケットのフォーマット

【JT-X25に準拠する】

《ただし、モジュロ128の場合については規定範囲外としサポートしない》

図5-11/NTT-X25 DTE受信不可(RNR) およびDCE受信不可(RNR) パケットのフォーマット【JT-X25に準拠する】

《ただし、モジュロ128の場合については規定範囲外としサポートしない》

図5-12/NTT-X25 リセット要求(RQ) およびリセット指示(RI) パケ

ットのフォーマット

【JT-X25に準拠する】

《ただし、モジュロ128の場合については規定範囲外としサポートしない》

図5-13/NTT-X25 DTEリセット確認 (RF) およびDCEリセット確認 (RF) パケットのフォーマット【JT-X25に準拠する】

《ただし、モジュロ128の場合については規定範囲外としサポートしない》

図5-14/NTT-X25 リスタート要求 (SQ) パケットおよびリスタート指示 (SI) パケットのフォーマット【JT-X25に準拠する】

《ただし、モジュロ128の場合については規定範囲外としサポートしない》

図5-15/NTT-X25 DTEリスタート確認 (SF) パケットおよびDCEリスタート確認 (SF) パケットのフォーマット【JT-X25に準拠する】

《ただし、モジュロ128の場合については規定範囲外としサポートしない》

図5-16/NTT-X25 診断 (DG) パケットのフォーマット【規定しない】

図5-17/NTT-X25 DTEリジェクト (REJ) パケットのフォーマット【規定しない】

図5-18/NTT-X25 登録要求 (GQ) パケットのフォーマット【規定しない】

図5-19/NTT-X25 登録確認 (GF) パケットのフォーマット【規定しない】

表6-1/NTT-X25 着呼 (CN) パケット中のファシリティ指示に対応する着呼受付 (CA) パケット中の有効なファシリティ要求【規定しない】

表6-2/NTT-X25 発呼要求 (CR) パケット中のファシリティ要求に対応する接続完了 (CC) パケット中の有効なファシリティ指示【JT-X25に準拠する】

表6-3/NTT-X25 発呼要求 (CR) パケット中の閉域ユーザグループ (CUG) 関連ファシリティの意味【規定しない】

表6-4/NTT-X25	着呼 (CN) パケット中の閉域ユ一ザグループ (CUG) 関連フアシリテイの意味【規定しない】
表7-1/NTT-X25	フアシリテイ符号フィールド/登録符号フィールドの全ク ラスの符号化 【JT-X25に準拠する】
表7-2/NTT-X25	フアシリテイ符号フィールドの符号化【JT-X25に準 拠する】
表7-3/NTT-X25	基本スループットクラスネゴシエーションフアシリテイに おけるスループットクラスの符号化【JT-X25に準拠 する】
表7-4/NTT-X25	拡張スループットクラスネゴシエーションフアシリテイに おけるスループットクラスの符号化【規定しない】
表7-5/NTT-X25	着信転送またはDTEによる着信転送通知フアシリテイフ ィールドの理由の符号化【規定しない】
表7-6/NTT-X25	被呼ラインアドレス変更通知フアシリテイのためのパラメ ータフィールドの符号化【JT-X25に準拠する】
表7-7/NTT-X25	登録符号フィールドの符号化【規定しない】
表7-8/NTT-X25	バーチャルコールに使用する全ての論理チャネルがP1状 態にあるときのみネゴ シエーション可能なフアシリテイの場合の登録パラメータ フィールドのビット位置とフアシリテイの関係【規定しな い】
表7-9/NTT-X25	常時ネゴシエーション可能なフアシリテイの場合の登録パ ラメータフィールドのビット位置とフアシリテイの関係 【規定しない】
表7-10/NTT-X25	フアシリテイの使用可否を示す場合の登録パラメータフ ィールドのビットIと フアシリテイの関係【規定しな い】

い】

図7-1/NTT-X25 ファシリティ要素/登録要素の一般的なフォーマット【規定しない】

付属資料A-DTE/DCEパケットレイヤインタフェースにおける状態遷移図【JT-X25に準拠する】

付属資料B-DTE/DCEパケットレイヤインタフェースでのパケット受信時の状態別DCE動作

▼まえがき

本付属資料は、DTE/DCEパケットレイヤインタフェースにおいて、パケット受信時のDCE動作について規定したものである。

いずれの表においても、DCE動作は、以下の方法により示す。

- 廃棄：DCEは受信パケットを廃棄し、そのパケットの受信に基づいた動作は行わない。DCEは同じ状態にとどまる。
- 正常または誤り：対応する動作は各表の後に明記する。▲

【JT-X25では▼▲の規定が異なる】

付表B-1/NTT-X25 パケットレイヤ状態遷移表—任意の状態（特殊な場合）

▼

DTEからのパケット	すべての状態
パケット長2オクテット未満の任意のパケット（パケットを含まないデータリンクレイヤでは有効なIFレームを含む）	廃棄
不正なゼネラルフォーマット識別子（GFI）をもつ任意のパケット	廃棄
未割当て論理チャネルをもつ任意のパケット	廃棄
有効なGFIをもち、割当てられた論理チャネルをもつ任意のパケット、またはGFIが有効でオクテット1のビット位置1から4およびオクテット2のビット位置1から8が「0」である任意のパケット	（付表B-2/ NTT-X25参照）

【JT-X25では▼▲の規定が異なる】



付表B-2/N-T-T-X-2.5 パケットレイヤ状態遷移表—リスタート状態

DCEから見たインパースの状態	パケットレイヤ	DTE リスタート 要求 r 2	DCE リスタート 指示 r 3
DTEからのパケット	レディ r 1		
オクテット1のビット位置1から4およびオクテット2のビット位置1から8が「0」であるリスタート要求	正常 (r 2)	廃棄	正常 (r 1)
オクテット1のビット位置1から4およびオクテット2のビット位置1から8が「0」であるDTEリスタート確認	誤り (r 3) # 1 7	誤り (r 3) # 1 8	正常 (r 1)
割当てられた論理チャネルをもつ、データ、割込、フロー制御または、リセット	付表B-3/N-T T-X 2 5 または 付表B-4/N-T T-X 2 5 参照 (注)	誤り (r 3) # 1 8	廃棄
オクテット1のビット位置1から4またはオクテット2のビット位置1から8が「0」でない、リスタート要求、DTEリスタート確認	付表B-3/N-T T-X 2 5 または 付表B-4/N-T T-X 2 5 参照 (注)	誤り (r 3) # 4 1	廃棄
割当てられた論理チャネルをもちパケットタイプ識別子1オクテット未満のパケット	付表B-3/N-T T-X 2 5 または 付表B-4/N-T T-X 2 5 参照 (注)	誤り (r 3) # 3 8	廃棄
割当てられた論理チャネルをもち未定義またはDCEが未提供であるパケットでタイプ識別子をもつパケット	付表B-3/N-T T-X 2 5 または 付表B-4/N-T T-X 2 5 参照 (注)	誤り (r 3) # 3 3	廃棄
オクテット1のビット位置1から4およびオクテット2のビット位置1から8が「0」であるリスタート要求およびDTEリスタート確認以外のパケット	廃棄	廃棄	廃棄

注—付表B-3/J-T-X-2.5は、パーチャルコールに割当てられる論

理チャネル用であり、付表B-4/JT-X25は、パーマネント  
バーチャルサーキットに割当てられる論理チャネル用である。

誤り(r3)#: DCEは、受信したパケットを廃棄し、DTEに対  
して、原因「ローカル手順誤り」(診断符号#X) リスタート指示  
(SI) パケットを送出することにより、リスタート実行中である  
ことを通知し、状態r3に遷移する。バーチャルコルを確立して  
いる場合、相手DTEに対して、原因「リモート手順誤り」(診断  
符号は同じ)の切断指示(CI) パケットを送出することにより、  
リスタート実行中であることを通知する。パーマネントバーチャル  
サーキットの場合、相手DTEに対して、原因「リモート手順誤り」  
(診断符号は同じ)のリセット指示(RI) パケットを送出するこ  
とにより、通知する。

正常(ri): 以下の誤り条件が発生していない場合、DCE動作  
は本標準の3節に定義される手順に従う。また、DTE/  
DCEインタフェースは、状態riに遷移する。

(a) 状態r3において、受信したリスタート要求(SQ)パケ  
ットまたはDTEリスタート確認(SF)パケットが、最  
大許容長を越えるか短すぎる場合、DCEは、誤り#39、  
#38の各手順を開始する。

(b) 状態r1において、受信したリスタート要求(SQ)パケ  
ットが、最大許容長を越えるか短すぎる場合、DCEはそ  
のパケットを廃棄する。

【JT-X25では▼▲の規定が異なる】

付表B-3/NTT-X25 パケットレイヤ状態遷移表—呼設定および呼解

放状態

▲ ▼ 見た インタフェース の状態 バーチャルコル に割当てた論 理チャネル番号を持つ DTEパケット	パケットレイヤ状態 r1				
	レディ p1	DTE 待機 p2 (注 3)	DCE 待機 p3 (注 2)	データ 転送 p4	呼衝突 p5 (注 2) (注 3)

発呼要求	正常 (p) 2)	誤り (p) 7) #21	正常 (p) 5)	誤り (p) 7) #23	誤り (p) 7) #24	誤り (p) 7) #25	廃棄
着呼受付	誤り (p) 7) #20	誤り (p) 7) #21	正常 (p) 4)	誤り (p) 7) #23	誤り (p) 7) #24	誤り (p) 7) #25	廃棄
復旧要求	正常 (p) 6)	正常 (p) 6)	正常 (p) 6)	正常 (p) 6)	正常 (p) 6)	廃棄	正常 (p) 1)
DTE切断確認	誤り (p) 7) #20	誤り (p) 7) #21	誤り (p) 7) #22	誤り (p) 7) #23	誤り (p) 7) #24	誤り (p) 7) #25	正常 (p) 1)
データ、割込、リセットまたはフロー制御	誤り (p) 7) #20	誤り (p) 7) #21	誤り (p) 7) #22	付表B -4/ NTT -X2 5参照	誤り (p) 7) #24	誤り (p) 7) #25	廃棄
オクテット1のビット位置1から4およびオクテット2のビット位置1から8が「0」でないリスタート要求、DTEリスタート確認	誤り (p) 7) #41	誤り (p) 7) #41	誤り (p) 7) #41	付表B -4/ NTT -X2 5参照	誤り (p) 7) #41	誤り (p) 7) #41	廃棄
1オクテット未満のパケットタイプ識別子を持つパケット	誤り (p) 7) #38	誤り (p) 7) #38	誤り (p) 7) #38	付表B -4/ NTT -X2 5参照	誤り (p) 7) #38	誤り (p) 7) #38	廃棄

未定義またはDC Eが未提供であるパケットタイプ識別子を持つパケット上	誤り (p 7) # 3 3	誤り (p 7) # 3 3	誤り (p 7) # 3 3	付表B-4 / NTT-NX2	誤り (p 7) # 3 3	誤り (p 7) # 3 3	廃棄
-------------------------------------	----------------------	----------------------	----------------------	-----------------	----------------------	----------------------	----

注1 パーマネントパケットは、状態p4のみが存在し、付表B-4 / NTT-X2.5に示される以外の動作をとらない。

注2 この状態は単方向発論理チャネル (DTEから見て) の場合存在しない。

注3 この状態は単方向着論理チャネル (DTEから見て) の場合存在しない。

誤り (p 7)#X: DCEは、受信したパケットを廃棄し、DTEに対して、原因「ローカル手順誤り」(診断符号# X) の切断指示 (CI) パケットを送出することにより、切断実行中であることを通知し、状態p7に遷移する。パチャルコールが確立している場合、相手DTEに対して、原因「リモート手順誤り」(診断符号は同じ) の切断指示 (CI) パケットを送出することにより、切断実行中であることを通知する。

正常 (p i): DCE動作は、本標準の3章及び4章に定義する手順に従う。また、DTE/DCEインタフェースは、状態p iに遷移する。

【JT-X2.5では▼▲の規定が異なる】

付表B-4 / NTT-X2.5 パケットトレイヤ状態遷移表—データ転送状態

	データ転送 (p 4)		
	フロー制御 レディ (d 1)	DTE リセット指示 (d 2)	DCE リセット指示 (d 3)
<del>DCEからみたインタフェース状態 割当てられた 論理チャネルをもつ DTEからのパケット リセット要求</del>	正常 (d 2)	廃棄	正常 (d 1)
DTEリセット確認	誤り (d 3) # 2 7	誤り (d 3) # 2 8	正常 (d 1)

データ、割込みまたはフロー制御	正常 (d 1)	誤り (d 3) # 2 8	廃棄
オクテット1のビット位置1から4およびオクテット2のビット位置1から8が「0」でない、リスタート要求、DTEリスタート確認、またはDTEリセット確認	誤り (d 3) # 4 1	誤り (d 3) # 4 1	廃棄
1オクテット未満のパケット識別子をもつパケット	誤り (d 3) # 3 8	誤り (d 3) # 3 8	廃棄
未定義またはDCEが未提供であるパケットでタイプ識別子をもつパケット	誤り (d 3) # 3 3	誤り (d 3) # 3 3	廃棄
パーマネントバートチャルサーキットにおける不正パケットタイプ	誤り (d 3) # 3 5	誤り (d 3) # 3 5	廃棄

誤り(d 3) #X: DCEは、受信したパケットを廃棄し、DTEに対して、原因「ローカル手順誤り」(診断符号#X)リセット指示(RI)パケットを送出することにより、リセット実行中であることを指示、状態d 3に入る。また、相手DTEに対して、原因「リモート手順誤り」(診断符号は同じ)のリセット指示(RI)パケットを送出することにより、リセット実行中であることを通知する。

正常(d i): 以下の誤り条件または特別な状況が発生しない場合、DCE動作は本標準の4節に定義される手順に従う。

- (a) パケットが最大許容長より長い場合、DCEは、誤り# 3 9、# 3 8、# 8 2の各手順を開始する。
- (b) DCEは、不正な送信シーケンス番号P (S)、受信シーケンス番号P (R) を受信した場合、誤り# 1、# 2の手順をそれぞれ起動する。
- (c) DCEは、未確認DCE割込パケットに対応しないDTE割込確認(IF)パケットの受信を誤りと見なし、誤り# 4 3手順を開始する。DCEは、以前のDTE

割り込みパケットの確認前に受信したDTE割込パケットは誤りとみなし、誤り#44の手順を開始する。  
 (d) 網が一時的にデータトラフィックの処理が不可能となった場合(4.2節参照)、および状態d1において受信したパケットがデータ、割込、フロー制御またはリセット要求であった場合、DCEは原因「網障害」のリセット指示パケットをDTEに対し送出し、状態d3(データ、割込またはフロー制御パケット)またはd1(リセット要求パケット)に遷移する。

【JT-X25では▼▲の規定が異なる】

付属資料C-1パケットレイヤのDCEタイムアウトおよびDTEタイムリミット

C.1 DCEタイムアウト【JT-X25に準拠する】

C.2 DTEタイムリミット【JT-X25に準拠する】

付表C-1/NTT-X25 DCEタイムアウト

タイムアウト番号	タイムアウト値	開始時間	論理チャネルの状態	正常終了時期	1回目のタイムアウト時の動作	2回目のタイムアウト時の動作
T0	60秒	DCEがリスタート指示パケットを送出	r3	DCEは状態r3を出る。(すなわちリスタート確認またはリスタート要求パケットを受信時)	DCEは状態r3に留まり、リスタート指示パケット(ローカル手順誤り#52)を再び送出し、タイムアウト10をリスタートする。	

T 1 2	6 0 秒	D C E がリセ ット指 示パケ ットを 送出	d 3	D C E は状 態 d 3 を出 る。(たとえ ばリセッ ト確認ま たはリセ ット要求 パケット を受信時)	D C E は状 態 d 3 に留 まり、リ セッ ト指 示パ ケッ ト(ロ ーカ ル手 順誤 り # 5 1) を再 び送 出 し、 タイ ムア ウト をリ ス タ ー ト す る	D C E は状 態 d 3 に留 まり、 リ セッ ト指 示パ ケッ ト(ロ ーカ ル手 順誤 り # 5 1) を再 び送 出 し、 タイ ムア ウト をリ ス タ ー ト す る
T 1 3	6 0 秒	D C E が切 断指 示パ ケッ トを 送出	p 7	D C E は状 態 p 7 を出 る。(たとえ ば切断確 認また は復旧 要求パ ケッ トを受 信時)	D C E は状 態 p 7 に留 まり、 切断指 示パ ケッ ト(ロ ーカ ル手 順誤 り # 5 0) を再 び送 出 し、 タイ ムア ウト T 1 3 をリ ス タ ー ト す る。	D C E は状 態 p 1 に移 り、 診断 パ ケッ ト(# 5 0) を送 出 す る こ と も あ る。

【J T - X 2 5 では ▼ ▲ の規定が異なる】

付表 C - 2 / N T T - X 2 5 D T E タイムリミット

タイムアウト番号	タイムアウト値	開始時間	論理チャネルの状態	正常終了時期	タイムアウト時の動作
T 2 0	1 8 0 秒以上	D T E がリ ス タ ー ト 要求 (S Q)パ ケ ッ トを 送 出	r 2	D T E は状 態 r 2 を出 る。(すな わちリ ス タ ー ト確 認 (S F)パ ケ ッ ト また はリ ス タ ー ト指 示 (S I)パ ケ ッ トを受 信)	リ ス タ ー ト 要求 (S Q)パ ケ ッ トの再 送  (注 1)

T 1	2 0 0 秒以上	D T E が 発 呼 要 求 (C R) パケ ッ ト を 送 出	p 2	D T E は 状 態 p 2 を 出 る。(た と え ば 切 断 指 示 (C I) パケ ッ ト を 受 信)	復 旧 要 求 (C Q) パ ケ ッ ト の 送 出
T 2	1 8 0 秒以上	D C E が リ セ ッ ト 要 求 パケ ッ ト (R Q) を 送 出	d 2	D T E は 状 態 d 2 を 出 る。(た と え ば リ セ ッ ト 確 認 (R F) ま た は リ セ ッ ト 指 示 (R I) パケ ッ ト を 受 信)	パ ー チ ヤ ル コ ー ル に 対 し て、リ セ ッ ト 要 求 (R Q) パケ ッ ト の 再 送 ま た は 復 旧 要 求 (C Q) パケ ッ ト の 送 出 パ ー マ ネ ン ト パ ー チ ヤ ル サ ー キ ッ ト に 対 し て、リ セ ッ ト 要 求 (R Q) パケ ッ ト の 再 送 (注 2)
T 3	1 8 0 秒以上	D T E が 復 旧 要 求 (C Q) パケ ッ ト を 送 出	p 6	D T E は 状 態 p 6 を 出 る。(た と え ば 復 旧 確 認 (C F) パケ ッ ト ま た は 切 断 指 示 (C I) パケ ッ ト を 受 信)	復 旧 要 求 (C Q) パ ケ ッ ト の 再 送 (注 2)

注 1—再送失敗のあととは、高位レイヤにより回復決定を行う。

注 2—再送失敗のあととは、論理パルは障害とみなされる。D T E はすべての論理パルを再初期化することが可能ならば、回復のためにリスタート手順を起動する。

【J T - X 2 5 では▼▲の規定が異なる】

付属資料 D—切断指示、リセット指示、リスタート指示の診断符号フィールドの X. 2 5 網での符号化

付表 D-1 / N T T - X 2 5

診断	ビット位置				1 0 進数			
	8	7	6	5	4	3	2	1
付加情報無し	0	0	0	0	0	0	0	0



不正 P (S)	0 0 0 0 0 0 0 0 1	1
不正 P (R)	0 0 0 0 0 0 1 0	2
パケットタイプ不正	0 0 0 1 0 0 0 0 0	1 6
状態 r 1 に対して	0 0 0 1 0 0 0 0 1	1 7
状態 r 2 に対して	0 0 0 1 0 0 0 1 0	1 8
状態 r 3 に対して	0 0 0 1 0 0 0 1 1	1 9
状態 p 1 に対して	0 0 0 1 0 1 0 0 0	2 0
状態 p 2 に対して	0 0 0 1 0 1 0 1 1	2 1
状態 p 3 に対して	0 0 0 1 0 1 1 0 0	2 2
状態 p 4 に対して	0 0 0 1 0 1 1 1 1	2 3
状態 p 5 に対して	0 0 0 1 1 0 0 0 0	2 4
状態 p 6 に対して	0 0 0 1 1 0 0 0 1	2 5
状態 p 7 に対して	0 0 0 1 1 0 1 0 0	2 6
状態 d 1 に対して	0 0 0 1 1 0 1 1 1	2 7
状態 d 2 に対して	0 0 0 1 1 1 0 0 0	2 8
状態 d 3 に対して	0 0 0 1 1 1 0 0 1	2 9
非許容パケット	0 0 1 0 0 0 0 0 0	3 2
未定義パケット	0 0 1 0 0 0 0 0 1	3 3
一方論理チャネルの呼	0 0 1 0 0 0 0 1 0	3 4
パーマネントバートチャルサーキット	0 0 1 0 0 0 0 1 1	3 5
での不正パケットタイプ		
未加入のリジェクトパケット	0 0 1 0 0 0 1 0 1	3 7
短すぎるパケット	0 0 1 0 0 0 1 1 0	3 8
長すぎるパケット	0 0 1 0 0 0 1 1 1	3 9
不正ゼネラルフォーマット識別子	0 0 1 0 1 0 0 0 0	4 0
オクテット1のビット1から4およびオクテット2のビット1から8が「0」でないリスタートパケット	0 0 1 0 1 0 0 0 1	4 1
フアシリティに適合しないパケットタイプ	0 0 1 0 1 0 1 0 0	4 2
非許容の割込確認パケット	0 0 1 0 1 0 1 1 1	4 3
非許容の割込パケット	0 0 1 0 1 1 0 0 0	4 4
非許容のリジェクトパケット	0 0 1 0 1 1 0 0 1	4 5
タイムアウト	0 0 1 1 0 0 0 0 0	4 8
着呼パケットに対して	0 0 1 1 0 0 0 0 1	4 9
切断指示パケットに対して	0 0 1 1 0 0 0 1 0	5 0
リセット指示パケットに対して	0 0 1 1 0 0 0 1 1	5 1
リスタート指示パケットに対して	0 0 1 1 0 1 0 0 0	5 2

呼設定、切断または登録の問題	0 1 0 0 0 0 0 0	6 4
非許容ファシリティ符号	0 1 0 0 0 0 0 1	6 5
非許容ファシリティパラメータ	0 1 0 0 0 0 1 0	6 6
不正被呼アドレス	0 1 0 0 0 0 1 1	6 7
不正起呼アドレス	0 1 0 0 0 1 0 0	6 8
不正ファシリティ/登録長	0 1 0 0 0 1 0 1	6 9
着呼禁止	0 1 0 0 0 1 1 0	7 0
論理チャネル使用不可	0 1 0 0 0 1 1 1	7 1
発着呼衝突	0 1 0 0 1 0 0 0	7 2
ファシリティの二重出現	0 1 0 0 1 0 0 1	7 3
0でないアドレス長	0 1 0 0 1 0 1 0	7 4
0でないファシリティ長	0 1 0 0 1 0 1 1	7 5
期待されるファシリティなし	0 1 0 0 1 1 0 0	7 6
ITU-Tで規定されたDTFファシリティ不正	0 1 0 0 1 1 0 1	7 7
その他	0 1 0 1 0 0 0 0	8 0
DTEからの不正な原因符号	0 1 0 1 0 0 0 1	8 1
オクテット非整列	0 1 0 1 0 0 1 0	8 2
Qビット設定矛盾	0 1 0 1 0 0 1 1	8 3

【JT-X25では▼▲の規定が異なる】

付属資料E—オブションヨナルユーザファシリティに対するオンライン登録ファシリティの使用可否

【規定しない】

付属資料F—OSI ネットワークサービスおよび他の目的をサポートするためのITU-Tで規定された

DTEファシリティ【規定しない】

付属資料G—NUI オーバライドファシリティとともに使用する網利用者識別子に関連する加入時の

オブションヨナルユーザファシリティ【規定しない】

NTT-Q932-a PHS公衆用基地局-デジタル網間インタフェース PHSサービス制御手順

本規定にTTC標準JT-Q932-aを適用する場合は、以下の用語について読み替

えを行う。

JTTC標準JT-Q932-aの用語	NTT-Q932-aの用語
JT-Q921-b	NTT-Q921-b
JT-Q931-b	NTT-Q931-b
JT-Q763	NTT-Q763

1. 概要

▼本規定は、PHS公衆用基地局-デジタル網間インタフェースにおける付加サービスの制御に適用可能な汎用手順を定義する。▲

【JT-Q932-aでは▼▲の規定が異なる】

2. 汎用プロトコルの概要と規定範囲【JT-Q932-aに準拠する】

2.1 汎用プロトコル【JT-Q932-aに準拠する】

2.1.1 ステイミューラスプロトコル [非標準] 【規定しない】

2.1.2 ファンクショナルプロトコル【JT-Q932-aに準拠する】

3. 網がサポートするプロトコルの共存 [非標準] 【規定しない】

4. キーパッドプロトコル [非標準] 【規定しない】

5. フィーチャキーマネジメントプロトコル [非標準] 【規定しない】

6. ファンクショナルプロトコル

6.1 概要

6.1.1 まえがき【JT-Q932-aに準拠する】

6.1.2 手順の範囲【JT-Q932-aに準拠する】

6.1.3 手順のカテゴリ【JT-Q932-aに準拠する】

6.1.4 付加サービス機能【JT-Q932-aに準拠する】

6.2 独立メッセージカテゴリ [非標準] 【規定しない】

6. 3 共通情報要素カテゴリ【JT-Q932-aに準拠する】
6. 3. 1 呼と関連する付加サービス手順【JT-Q932-aに準拠する】
6. 3. 2 ベアラコネクションと関連しない付加サービス手順【JT-Q932-aに準拠する】
6. 3. 3 複数の付加サービスインボケーションに対する応答 [非標準]  
【規定しない】
6. 3. 4 呼番号情報要素のコーディング【JT-Q932-aに準拠する】
6. 3. 5 データ種別の正式な定義【JT-Q932-aに準拠する】
6. 3. 6 エラー手順
- ▼一般にTTC標準JT-Q931-b 5. 8で規定されたものに、5. 8. 3. 2の項目a)、b)の「呼設定」(SETUP)メッセージを「呼設定」(SETUP)、「登録」(REGISTER)メッセージに変更した、エラー処理手順が適用される。▲  
【JT-Q932-aでは▼▲の規定が異なる】
6. 3. 6. 1 コンポーネントに関連するエラー【JT-Q932-aに準拠する】
6. 3. 6. 2 転送に関連するエラー【JT-Q932-aに準拠する】
6. 3. 6. 3 呼に関連するエラー【JT-Q932-aに準拠する】
6. 3. 6. 4 呼に関連しないエラー【JT-Q932-aに準拠する】
6. 4 網側チャネルリザーブ機能 [非標準] 【規定しない】
7. メッセージの機能定義と内容
- TTC標準JT-Q931-bの3章で記述されるメッセージ定義に以下を追加して適用する。
- ファシリテリテイ情報は、呼の設定または呼切断復旧メッセージにオプションで含まれる。
- ▼同様に、本規定に定義されている公衆用基地局からデジタル網方向への「登録」(REGISTER)メッセージ、両方向への「ファシリテリ」(FACILITY)メッセージに含

まれる。▲

【JT-Q932-aでは▼▲の規定が異なる】

7.1 付加サービス制御に関するメッセージ

▼表7-1/NTT-Q932-aは、付加サービス制御のために規定されたメッセージを示している。

表7-1/NTT-Q932-a  
付加サービス制御のためのメッセージ

メッセージ種別	参照
ファシリティ (FACILITY)	7.1.1
登録 (REGISTER)	7.1.5

【JT-Q932-aでは▼▲の規定が異なる】▲

7.1.1 「ファシリティ」 (FACILITY)

▼本メッセージは、付加サービスの要求または確認のために送出されうる。インボークされた付加サービス、そして関連するパラメータはファシリティ情報要素の中で規定されている (表7-2/NTT-Q932-a参照)。

本メッセージの使用法については、6章参照。

表7-2/NTT-Q932-a

「ファシリティ」 (FACILITY) メッセージの内容

メッセージ種別 : ファシリティ  
定義区間 : ローカル (注1)  
方向 : 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2/JT-Q931 -b	両方向	M	1
呼番号	4.3/JT-Q931 -b	両方向	M	3
メッセージ種別	8.1/JT-Q932 -a	両方向	M	1
ファシリティ	8.2/JT-Q932 -a	両方向	M	2-64 (注2)

注1ー本メッセージはローカル定義区間である。しかし、グローバル定義区間の情報を転送することもある。

注2ー本情報要素は、本メッセージ内で繰り返し返すことはできない。▲

【JT-Q932-a では▼▲の規定が異なる】

7. 1. 2 「保留」 (HOLD) [非標準] 【規定しない】

7. 1. 3 「保留確認」 (HOLD ACKNOWLEDGE) [非標準] 【規定しない】

7. 1. 4 「保留拒否」 (HOLD REJECT) [非標準] 【規定しない】

7. 1. 5 「登録」 (REGISTER)

▼本メッセージは、呼と関連しない処理に対して、新しい呼番号を割り当てるために、公衆用基地局またはデジタル網から送出される (表7-6/N T T-Q 9 3 2-a 参照)。

本メッセージの使用法については、6章参照。

表7-6/N T T-Q 9 3 2-a

「登録」 (REGISTER) メッセージの内容

メッセージ種別：登録

定義区間：ローカル (注1)

方向：両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4. 2 / J T - Q 9 3 1	基地局→ 網	M	1
呼番号	4. 3 / J T - Q 9 3 1	基地局→ 網	M	3
メッセージ種別	8. 1 / J T - Q 9 3 2	基地局→ 網	M	1
フラシリティ	8. 2 / J T - Q 9 3 2	基地局→ 網	O (注2)	2-64 (注3)

注1ー本メッセージはローカル定義区間である。しかし、グローバル定義区間の情報を転送することもある。

注2ー公衆用基地局が、付加サービス情報を提供する場合に含まれる。

注3ー本情報要素は、本メッセージ内で繰り返し返すことはできない。▲

【JT-Q932-a では▼▲の規定が異なる】

- 7. 1. 6 「保留解除」 (RETRIEVE) [非標準] 【規定しない】
- 7. 1. 7 「保留解除確認」 (RETRIEVE ACKNOWLEDGE) [非標準] 【規定しない】
- 7. 1. 8 「保留解除拒否」 (RETRIEVE REJECT) [非標準] 【規定しない】

8. 一般的なメッセージフォーマットおよび情報要素のコーディング  
 【JT-Q932-a に準拠する】

8. 1 メッセージ種別

▼メッセージ種別につき、表8-1/NTT-Q932-aのコーディングを追加規定する。

表8-1/NTT-Q932-a  
 JT-Q932-aメッセージ種別

87654321	
011-----	(JT-Q931-b その他のメッセージ)
00010	- ファシリティ [FACILITY]
00100	- 登録 [REGISTER]

【JT-Q932-a では▼▲の規定が異なる】 ▲

8. 2 その他の情報要素  
 これらの情報要素はTTC標準JT-Q931-b 4. 5. 1で定義する一般コーディング規則に従ってコード化される。

注-プロトコル識別子の値は、TTC標準JT-Q931-bで使用されるメッセージと同じでなければならない。

▼表8-2/NTT-Q931-aに、本規定で定義する情報要素に割り当てたコードポイントを示す。

表8-2/NTT-Q932-a  
 付加サービス制御に特有な情報要素

	参 照	最大長 (Oct) (注1)
87654321		

0 : : : : : 可変長情報要素			64 (注3)
0 0 1 1 1 0 0 ファシリティ		8. 2. 3	
[Facility]		8. 2. 1	
0 0 1 0 1 0 0 呼状態	[Call		
state]			
上記以外予約済 (注2)			

注1ー以下の可変長情報要素の長さの制限は、現行のTTC標準及びITU-T標準化コーデイング値だけを考慮に入れているが、この制限は、本規定の今後の拡張を制約するものではない。

注2ービット5-8が“0000”とコード化される予約済みの値は、受信側で解釈が必要な将来の情報要素のためのものである。(TTC標準JT-Q931 5. 8. 7. 1参照)。

注3ー本情報要素は、一つのメッセージ内で2つまで繰り返すことができる。ただし、本情報要素の最大長はメッセージの最大長の範囲内でアプリケーションに依存する。▲

【JT-Q932-aでは▼▲の規定が異なる】

8. 2. 1 呼状態 (Call state) 【JT-Q932-aに準拠する】

8. 2. 2 終端点識別子 (Endpoint identifier) [非標準] 【規定しない】

8. 2. 3 ファシリティ (Facility)

TTC標準JT-Q932「8. 2. 3 ファシリティ (Facility)」と同一規定。  
但し、

▼ (1) 個々の付加サービスにおいて必要とされる諸手順は、TTC標準JT-Q95Xシリーズ、および個々の付加サービス規定により規定される。付属資料D, E, F, H, Iにおいて、PHS特有付加サービスの諸手順について規定する。

(2) 表8-5/JT-Q932におけるプロトコルプロファイルは付加サービスアプリケーションを適用し、CMIPプロトコルおよびACSEプロトコルは適用しない。▲

【JT-Q932-aでは▼▲の規定が異なる】

8. 2. 3. 1 リモートオペレーションプロトコル (Remote Operation Protocol)  
【JT-Q932-aに準拠する】

8. 2. 3. 1. 1 コンポーネント (Component) (オクテット4、等)



TTC標準JT-Q932「8.2.3.1.1 コンポーネント (Component) (オケテット4、等)」と同一規定。

▼但し、

(1) 本システムでは、リンク識別子は適用しない。

(2) 一つのアシリティ情報要素内で複数のコンポーネントを繰り返すことはできない。▲

【JT-Q932-a では▼▲の規定が異なる】

8.2.3.1.2 インボックス識別子タグ

TTC標準JT-Q932「8.2.3.1.2 インボックス識別子タグ」と同一規定。

但し、ダミー呼番号、放送コネクションポインタ識別子、個別コネクションポインタ識別子に関する記述は適用しない。▼また、インボックス識別子は0から127とする。▲

【JT-Q932-a では▼▲の規定が異なる】

8.2.3.1.3 既存標準JT-Q931の情報要素のパラメータとしての扱い

【JT-Q932-a に準拠する】

8.2.4 拡張ファシリティ (Extend Facility) [非標準] 【規定しない】

8.2.5 フィーチャアクティベーション (Feature activation) [非標準] 【規定しない】

8.2.6 フィーチャインディケーション (Feature indication) [非標準] 【規定しない】

8.2.7 情報要求 (Information request) [非標準] 【規定しない】

8.2.8 通知識別子 (Notification indicator) [非標準] 【規定しない】

8.2.9 サービスプロファイル識別 (Service profile identification) [非標準] 【規定しない】

9. 汎用通知手順 [非標準] 【規定しない】

付属資料A：ユーザサービスプロファイルと端末種別 [非標準] 【規定しない】

付属資料B：保留／保留解除機能のSDL記述〔非標準〕【規定しない】

付属資料C：アドレス種別の定義【JT-Q932-aに準拠する】

付属資料D：PHS特有付加サービス

(ハンドオーバー手順およびPB音生成手順の記述)

ハンドオーバー手順およびPB音生成手順の規定はRCR標準STD-28 [I3]に従う。

▼ただし、各付加サービスの詳細な説明は付属資料Iを参照しなければならない。▲

【JT-Q932-aでは▼▲の規定が異なる】

D. 1 オペレーションの定義【JT-Q932-aに準拠する】

D. 2 シーケンス例とコーディング例

TTTC標準JT-Q932-a「付属資料D D. 2 シーケンス例とコーディング例」と同一規定。

▼ただし、本システムにおいて用いられるオペレーションについて、付表D-3/NTT-Q932-aにオペレーション値、付表D-4/NTT-Q932-aに本オペレーションで規定されるデータ要素を示す。

付表D-3/NTT-Q932-a

PHS-Service-Operationsで規定するオペレーション値

オペレーション値	内容
pBSendingService PB音送信	リモートユースタに対してPB音を送信するために用いる。 起動方向は公衆用基地局→デジタル網である。
handover ハンドオーバー	通話中チャネル切替を行うために用いる。 起動方向は公衆用基地局→デジタル網である。

付表D-4/NTT-Q932-a

PHS-Service-Operationsで規定するデータ要素

データ要素	タグ	内容
pBSignal PB信号	1	PB信号送信時、公衆用基地局がデジタル網にPB信号内容を示すために用いる。IA5でコーディングされた数字の0, 1~9および*, #をのみが用いられる。最大32桁まで送信可能とする。

handoverCategory ハンドオーバー種別	2	ハンドオーバー時、公衆用基地局がデジタル網に対して、ハンドオーバーの方式を示すために用いる。選択肢は新リンク方式(1)のみとする。
resultOfCalculation 演算結果	3	ハンドオーバー時、公衆用基地局がデジタル網に対してユーザの正当性を示すために用いる。ここでの演算結果は、前回の演算結果を認証鍵によって暗号化したものである。長さは64ビットとする。

【JT-Q932-a では▼▲を規定していない】

付属資料E：事業者間料金精算関連付加サービス

E. 1 事業者情報通知機能

E. 1. 1 定義【JT-Q932-aに準拠する】

E. 1. 2 概要【JT-Q932-aに準拠する】

E. 1. 3 手順【JT-Q932-aに準拠する】

E. 1. 4 他の付加サービスとの競合【JT-Q932-aに準拠する】

E. 1. 5 コーディング例

TTTC標準JT-Q932-a「付属資料E E. 1. 5 コーディング例」と同一規定。

▼ただし、本システムにおいて用いられるオペレーションについて、付表E-4/NTT-Q932-aにオペレーション値、付表E-5/NTT-Q932-aに本オペレーションで規定されるデータ要素を示す。

付表E-4/NTT-Q932-a

PHS-Interconnection-Charge-Billing-Operations-Version 2で規定するオペレーション値

オペレーション値	内容
carrierInformation 事業者情報	本システムにおける事業者情報通知に用いる。 起動方向はデジタル網→公衆用基地局である。

付表E-5/NTT-Q932-a

データ要素	タグ	内 容
carrierInformation 事業者情報	1	事業者情報通知時にデジタル網が公衆用基地局に対して着信事業者の事業者情報を示すために用いる。

【JT-Q932-a では▼▲を規定していない】▲

E. 1. 6 シーケンス例【JT-Q932-a に準拠する】

E. 2 CA情報通知機能

E. 2. 1 定義【JT-Q932-a に準拠する】

E. 2. 2 概要【JT-Q932-a に準拠する】

E. 2. 3 手順【JT-Q932-a に準拠する】

E. 2. 4 他の付加サービスとの競合【JT-Q932-a に準拠する】

E. 2. 5 コーディング例

TTTC標準JT-Q932-a 「付属資料E E. 2. 5 コーディング例」と同一規定。

▼ただし、本システムにおいて用いられるオペレーションについて、付表E-6/NTT-Q932-aにオペレーション値、付表E-7/NTT-Q932-aに本オペレーションで規定されるデータ要素を示す。

付表E-6/NTT-Q932-a

PHS-Interconnection-Charge-Billing-Operations-Version 2 で規定するオペレーション値

オペレーション値	内 容
chargeAreaInformation CA情報	本システムにおけるCA情報通知に用いる。 起動方向はデジタル網→公衆用基地局である。

付表E-7/NTT-Q932-a

データ要素	タグ	内容
chargeAreaInformation	1	CA情報通知時にデジタル網が公衆用基地局に対して着信事業者のCA情報を示すために用いる。
CA情報		

【JT-Q932-a では▼▲を規定していない】

E. 2. 6 シーケンス例【JT-Q932-a に準拠する】

E. 3 課金情報通知機能

E. 3. 1 定義【JT-Q932-a に準拠する】

E. 3. 2 概要【JT-Q932-a に準拠する】

E. 3. 3 手順【JT-Q932-a に準拠する】

E. 3. 4 他の付加サービスとの競合【JT-Q932-a に準拠する】

E. 3. 5 コーディング例

TTTC標準JT-Q932-a 「付属資料E E. 3. 5 コーディング例」と同一規定。

▼ただし、本システムにおいて用いられるオペレーションについて、付表E-8/NTT-Q932-aにオペレーション値、付表E-9/NTT-Q932-aに本オペレーションで規定されるデータ要素を示す。

付表E-8/NTT-Q932-a

PHS-Interconnection-Charge-Billing-Operations-Version 2 で規定するオペレーション値

オペレーション値	内容
chargeInformation 課金情報	本システムにおける課金情報通知に用いる。 起動方向はデジタル網→公衆用基地局である。

PHS-Interconnection-Charge-Billing-Operations-Version 2で規定するデータ要素

データ要素	タグ	内容
chargeInformationCategory 課金情報種別	1	課金情報通知時にデジタル網が公衆用基地局に対して課金情報種別を示すために用いる。
chargeInformation 課金情報	2	課金情報通知時にデジタル網が公衆用基地局に対して課金情報を示すために用いる。

▲【JT-Q932-aでは▼▲を規定していない】

E. 3. 6 シーケンス例【JT-Q932-aに準拠する】

▼付属資料F：位置登録機能、認証機能、呼解放情報通知機能および複数呼許容機能

F. 1 位置登録機能

F. 1. 1 定義【JT-Q932-aに準拠する】

F. 1. 2 概要【JT-Q932-aに準拠する】

F. 1. 3 手順

F. 1. 3. 1 正常手順

『登録』メッセージ、およびファシリティ情報要素を利用した手順である。  
本機能は、常に公衆用基地局から起動される、ROSEオペレーションクラスの機能である。

公衆用基地局は、デジタル網に対して以下のデータ要素を含むファシリティ情報要素を含む『登録』メッセージを送信することでサービスを起動する。

登録種別 = 発着位置登録

Q.931 発着番号情報要素 = 着信接続時にリモート側が指定する着信接続先番号

本手順起動に用いるインボーク識別子は、『登録』メッセージの呼番号とは独立である。

▼・Q. 931 発番号情報要素の番号種別／番号計画識別子は、国内番号／E. 164を許容する。

・公衆用基地局が移動局の認証を行う形態のインタフェースでは、位置登録時、デジタル網への『登録』メッセージ内の発番号情報要素内の網検証識別子フィールドにおいて、「ユーザ記入、網検証成功」もしくは、「網記入」を明示しなければならない。また、デジタル網が移動局の認証を行う形態のインタフェースでは、位置登録時、デジタル網への『登録』メッセージ内の発番号情報要素内の網検証識別子フィールドの設定内容についてはTTC標準JT-Q931-b表4.1.1 網検証識別子のコーデイング規定に従う。但し、デジタル網が移動局の認証を行う形態のインタフェースでは、位置登録時、公衆用基地局からの『登録』メッセージ内の発番号情報要素内のオクト3aが省略されてもかまわない。

・位置登録時、デジタル網への『登録』メッセージ内の発番号情報要素内の表示識別子フィールドにおいては、「表示許可」、「表示制限」、「インタワーキングのため利用できない番号」いずれの場合も許容する。▲

公衆用基地局は『登録』メッセージを送信し、「呼に関連しないサービス(C31)」状態に遷移する。また、『登録』メッセージを受信したデジタル網は「呼に関連しないサービス(N31)」状態に遷移する。

正常手順においては、デジタル網はリターンリザルトを示すファシリティ情報要素と「#16 正常終了」を示す理由表示情報要素を含む『解放完了』メッセージを公衆用基地局に送信することでサービスの完了を示す。

インボーク識別子は、『登録』メッセージ中のファシリティ情報要素のインボーク識別子と同一である。  
デジタル網は『解放完了』メッセージを送信し、「空(N0)」状態に遷移する。また、『解放完了』メッセージを受信した公衆用基地局も「空(C0)」状態に遷移する。

▼なお、公衆用基地局における本オペレーションのタイマ値は20秒とする。タイムアウト時には公衆用基地局は呼番号、インボーク識別子の解放を行い「空」状態に遷移する。▲

【JT-Q932-aでは▼▲を規定していない】

#### F. 1. 3. 2 準正常手順

準正常手順は、TTC標準JT-Q932-a 6.3.6に従う。

▼デジタル網においては、受信した『状態表示』(STATUS)メッセージの理由表示における診断情報として、必須情報と認識される情報要素またはメッセージが示されていた場合にはTTC標準JT-Q931-b 5.3に記述されている手順で呼を切断復旧する。また、非必須情報と認識される情報要素またはメッセージが診断情報として示されていた場合、現状態にとどまり、他に何の動作もとらない。▲

また、公衆用基地局において位置登録のためのタイマが満了した場合、「#31 その

他の正常クラス」を示す理由表示情報要素を含む『解放完了』メッセージを公衆用基地局からデジタル網に送信することにより、コネク션을解放することが望まれる。

なお、要因に応じてデジタル網より付表F-1/NTT-Q932-aのようなエラー値による報告が行われる。これらの報告は、すべて『解放完了』メッセージに理由表示「#29 ファシリティ拒否」を伴って行われる。

【JT-Q932-aでは▼▲を規定していない】

付表F-1/NTT-Q932-a 位置登録におけるリターンエラー値【JT-Q932-aに準拠する】

F. 1. 4 他の付加サービスとの競合【JT-Q932-aに準拠する】

F. 1. 5 コーディング例と信号シケンス

TTTC標準JT-Q932-a「付属資料F F. 1. 5 コーディング例と信号シケンス」と同一規定。

▼ただし、本システムにおいて用いられるオペレーションについて、付表F-11/NTT-Q932-aにオペレーション値、付表F-12/NTT-Q932-aに本オペレーションで規定されるデータ要素を示す。

付表F-11/NTT-Q932-a

PHS-Service-Operationsで規定するオペレーション値

オペレーション値	内 容
pHSRegistration 位置登録	本システムにおける位置登録に用いる。 起動方向は公衆用基地局→デジタル網である。

付表F-12/NTT-Q932-a

PHS-Service-Operationsで規定するデータ要素

データ要素	タ グ	内 容
registrationCategory 登録種別	6	位置登録時に公衆用基地局がデジタル網に対して位置登録の方式を示すために用いる。 選択肢は発着位置登録(1)のみとする。

【JT-Q932-aでは▼▲を規定していない】



## F. 2 認証機能

### F. 2. 1 定義【JT-Q932-aに準拠する】

### F. 2. 2 概要【JT-Q932-aに準拠する】

### F. 2. 3 手順

#### F. 2. 3. 1 正常手順

『ファシリテイ』メッセージ、およびファシリテイ情報要素を利用した手順である。本機能は、常にデジタル網より起動される、ROSEオペレーションクラス2の機能である。

『ファシリテイ』メッセージの呼番号は、発呼、着呼のときは『呼設定』メッセージの呼番号と同一である。位置登録の時は『登録』メッセージの呼番号と同一である。また、本手順起動に用いるインボーク識別子は、『ファシリテイ』メッセージの呼番号とは独立である。

発呼時の『呼設定受付』メッセージ送信後、位置登録時の『登録』メッセージ受信後、もしくは着呼時の『呼設定受付』メッセージ受信後、デジタル網は当該公衆用基地局に対して、乱数をデータ要素として含むファシリテイ情報要素を含む『ファシリテイ』メッセージを送信することによってサービスを起動する。

正常手順においては、公衆用基地局からデジタル網に対して、演算結果をデータ要素として含むファシリテイ情報要素を含む『ファシリテイ』メッセージを送信することによってサービスの完了を示す。

#### ▼演算結果

なお、デジタル網における本オペレーションのタイム値は4秒とする。タイムアウト時にはデジタル網は当該公衆用基地局に対して復旧処理を行う。▲

【JT-Q932-aでは▼▲の規定が異なる】

#### F. 2. 3. 2 準正常手順

準正常手順は、TTC標準JT-Q932-a 6. 3. 6に従う。

▼但し、『状態表示』メッセージを受信したときの対処については、

(1) 発/着信時/位置登録時においては、TTC標準JT-Q931-b 5. 8. 11と同じ動作を行う。▲なお、要因に応じて公衆用基地局より付表F-4/NTT-Q932-aのようなエラー値による報告が行われる。これらの報告は、全て『ファシ

リテイ』メッセージによって行われる。

【JT-Q932-aでは▼▲を規定していない】

付表F-4/NTT-Q932-a 認証におけるリターンエラー値【JT-Q932-aに準拠する】

F. 2. 4 他の付加サービスとの競合【JT-Q932-aに準拠する】

F. 2. 5 コーディング例と信号シケンス

TTTC標準JT-Q932-a「付属資料F F. 2. 5 コーディング例と信号シケンス」と同一規定。

▼ただし、本システムにおいて用いられるオペレーションについて、付表F-13/NTT-Q932-aにオペレーション値、付表F-14/NTT-Q932-aに本オペレーションで規定されるデータ要素を示す。

付表F-13/NTT-Q932-a

PHS-Service-Operationsで規定するオペレーション値

オペレーション値	内容
authentication 認証	本システムにおける認証に用いる。 起動方向はデジタル網→公衆用基地局である。

付表F-14/NTT-Q932-a

PHS-Service-Operationsで規定するデータ要素

データ要素	タグ	内容
randomNumber 乱数	7	認証時にデジタル網が公衆用基地局に対して、認証演算のための乱数を示すために用いる。 長さは64ビットとする。
resultOfCalculation 演算結果	8	認証時に公衆用基地局がデジタル網に対して、認証演算結果演算の演算結果を示すために用いる。 長さは64ビットとする。

【JT-Q932-aでは▼▲を規定していない】

F. 3 呼解放情報通知機能

F. 3. 1 定義【JT-Q932-aに準拠する】

F. 3. 2 概要【JT-Q932-aに準拠する】

F. 3. 3 手順【JT-Q932-aに準拠する】

F. 3. 4 他の付加サービスとの競合【JT-Q932-aに準拠する】

F. 3. 5 コーディング例と信号シーケンス  
インボークコンポーネントのコーディング例を、付表F-7/NTT-Q932-a  
に示す。  
正常手順における信号シーケンスを付図F-5/NTT-Q932-aに示す。

付表F-7/NTT-Q932-a 呼解放情報通知オペレーションのコンポーネント  
コーディング例  
【JT-Q932-aに準拠する】

付図F-5/NTT-Q932-a 呼解放情報通知機能（正常）【JT-Q932-a  
に準拠する】

▼本システムにおいて用いられるオペレーションについて、付表F-15/NTT-  
Q932-aにオペレーション値、付表F-16/NTT-Q932-aに本オペレ-  
ーションで規定されるデータ要素を示す。

付表F-15/NTT-Q932-a  
PHS-Service-Operationsで規定するオペレーション値

<u>オペレーション値</u>	<u>内容</u>
<u>callClearingInformation</u> <u>呼解放情報通知</u>	<u>本システムにおける、ハンドオーバー時の旧基地局に対</u> <u>する呼の切断復旧に用いる。</u> <u>起動方向はデジタル網→公衆用基地局である。</u>

付表F-16/NTT-Q932-a  
PHS-Service-Operationsで規定するデータ要素

<u>データ要素</u>	<u>タグ</u>	<u>内容</u>
--------------	-----------	-----------

callClearingInformationCategory 呼解放情報種別	10	ハンドオーバー後の呼の切断復旧時、デジタル網が旧公衆用基地局に対して理由表示とは別個に切断理由を示すために用いる。 選択肢はハンドオーバー(1)のみとする。
--	----	---



【JT-Q932-a では▼▲を規定していない】

F. 4 複数呼許容機能

F. 4. 1 定義【JT-Q932-a に準拠する】

F. 4. 2 概要【JT-Q932-a に準拠する】

F. 4. 3 手順【JT-Q932-a に準拠する】

F. 4.3 手順

【JT-Q932-a に準拠する】

F. 4.3.1 複数呼許容手順

【JT-Q932-a に準拠する】

F. 4.3.2 ハンドオーバー禁止通知機能

▼公衆用基地局は任意の呼がハンドオーバーを行わないよう『呼設定』、『応答』メッセージ、およびフアシリティ情報要素を利用してハンドオーバーを禁止する。  
本機能は常に公衆用基地局から起動される ROSE オペレーション5の機能である。

発信接続時、発信公衆用基地局はデジタル網に対して、ハンドオーバー禁止通知を含むフアシリティ情報要素を含む『呼設定』メッセージを送信する。また着信接続時、着信公衆用基地局はデジタル網に対してハンドオーバー禁止通知を含むフアシリティ情報要素を含む『応答』メッセージを送信することでサービスを完了する。本手順起動に用いる呼番号は『呼設定』メッセージの呼番号と同一である。また、本起動手順に用いるインボーク識別子は、メッセージの呼番号とは独立である。



【JT-Q932-a では▼▲の規定が異なる】

F. 4. 4 他の付加サービスとの競合【JT-Q932-a に準拠する】

F. 4. 5 コードイング例

▼ハンドオーバー禁止通知機能のインボークコンポーネントのコーディング例を、付表E-8/NTT-Q932-a に示す。



【JT-Q932-a では▼▲の規定が異なる】

付表F-8/NTT-Q932-a ハンドオーバー禁止通知機能【JT-Q932-aに準拠する】

▼本システムにおいて用いられるオペレーションについて、付表F-17/NTT-Q932-aにオペレーション値を示す。

付表F-17/NTT-Q932-a

PHS-Service-Operationsで規定するオペレーション値

オペレーション値	内容
handOverNotAllowedIndicati	本システムにおいて、複数呼許容時、当該呼のハンドオーバーが非許容であることを通知するために用いる。
ハンドオーバー禁止通知	起動方向は公衆用基地局→ディジタル網である。

【JT-Q932-a では▼▲を規定していない】▲

#### F. 4. 6 信号シーケンス

▼ハンドオーバー禁止通知機能の正常手順におけるシーケンス例を付図F-6/NTT-Q932-aに示す。付図F-6/NTT-Q932-aでは『呼設定』メッセージに設定する場合を対象としているが、『応答』メッセージにも設定可能である。▲

【JT-Q932-a では▼▲の規定が異なる】

付図F-6/NTT-Q932-a ハンドオーバー禁止通知機能（正常、『呼設定』メッセージに設定する場合）【JT-Q932-aに準拠する】

#### F. 5 リターンエラーコーディング

▼本システムにおいて共通的に用いられるエラー値について、付表F-18/NTT-Q932-aに本規定で定義されるエラー値、付表F-8(a)/NTT-Q932-aにフアリティ情報要素におけるコーディングを示す。また、付表F-19/NTT-Q932-aにTTC標準JT-Q950[15]で規定されるエラー値、付表F-8(b)/NTT-Q932-aにフアリティ情報要素におけるコーディングを示す。▲

【JT-Q932-a では▼▲の規定が異なる】

▼

付表F-18/NTT-Q932-a

本規定により定義されるリターンエラー値

エラー名	値	内容
temporaryFailure 一時的失敗	P 2	一時的にサービスが提供できなかったことを示す。本システムにおいては、エラー内容を通知することが適当ではなく、かつ一時的であると考えられるエラーを通知するときに用いる。
AddressError アドレス誤り	P 3	ルーティングのためのアドレスが不適當でアドレスができなかったことを示す。本システムにおいては、位置登録時に公衆用基地局から示される番号が桁数等のフォーマットは正しいがデジタル網が許容しない番号体系である場合に用いられる。
TimerExpiry タイマ満了	P 5	オペレーションのタイマ（内部タイマを含む）が満了したことを示す。本システムにおいては、認証タイマ（内部4秒）が満了した事を公衆用基地局に知らせるために用いる。
userConditionNotAllowed ユーザ条件によるサービス提供不可	P 6	ユーザの条件（例えば通話停止等）によりサービスが提供できないことを示す。本システムにおいても同様の意味で用いる。
switchingEquipmentCongestion 交換機輻輳	P 7	交換機が輻輳状態であることを知らせる。本システムにおいても同様の意味で用いる。
authenticationError 認証エラー	P 10	認証に失敗したことを示す。本システムにおいても同様の意味で用いる。

【JT-Q932-aでは▼▲を規定していない】▲

付表F-8 (a) / NTT-Q932-a 本規定により定義されるリターンエラー値のコーデイング

【JT-Q932-aに準拠する】

▼ 付表F-19 / NTT-Q932-a

TTTC標準JT-Q950 [15] により規定されるリターンエラー値

エラー名	値	内 容
userNotSubscribed ユーザ未契約	0	ユーザが当該サービスに加入していないことを示す。本システムにおいては、位置登録時、示された着信接続先番号のフォーマットは正しいが、その番号に対する情報がない場合に用いる。
notAvailable 提供不可	3	要求されたサービスが基本サービスもしくはその他のサービス（例えばオペレーション）によって提供できないことを示し、その他のエラー値を使用できない場合に用いる。本システムにおいては、エラー内容を通知することが適当ではなく、かつ一時的ではないと考えられるエラーを通知するときに用いる。
insufficientInformation 情報内容不充足	5	オペレーション・アークギュメントの内容が不完全もしくは全くない事示す。本システムにおいては、位置登録時やハンドオーバー時の発番号情報要素の桁数異常や認証時の乱数、演算結果の桁数異常などの場合に用いる。
invalidCallState サービス提供不可状態	7	サービス要求と基本呼制御の状態とが一致しない事を示す。また、このリターンエラー値は、補助状態にも用いる。本システムにおいては、ハンドオーバーが可能な範囲を超えている場合、ハンドオーバーで指定された番号を発番号あるいは着番号として指定した通信が存在しない場合に用いる。
basicServiceNotProvided 基本サービスによるサービス提供不可	8	要求されたサービスが、提供されていない基本サービスに直接関係していることを示す（例えば、このリターンエラー値は付加サービスが『呼設定』メッセージでインボークされるときに用いられる。）本システムにおいては、ハンドオーバー時、基本呼設定が出来なかった場合に用いることがある。
proceduralError 手順誤り	43	有効な内容を持つ一つ以上のPDUを含む転送メッセージ（例えば『呼設定』『登録』）を受信したが、用いられた転送メッセージに対して有効な内容ではないことを示す。本システムにおいても同様の意味で用いる。

【JT-Q932-a ではなく▲を規定していない】

付表F-8 (b) / NTT-Q932-a

TTT標準 JT-Q950 [15] により規定されるリターンエラー値のコーディング

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1
	0	0	0	0	0	0	1	0
	クラ		形		タグ		コード	
	ス		式		「整数」			
	0	エラーバリエーション長						
	エラーバリエーション							

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1	エラーバリエーション
	0	0	0	0	0	0	0	0	ユーザ未契約
	0	0	0	0	0	0	1	1	提供不可
	0	0	0	0	0	1	0	1	情報内容不充足
	0	0	0	0	0	1	1	1	サービス提供不可状態
	0	0	0	0	1	0	0	0	基本サービスによるサービス提供不可状態
	0	0	1	0	1	0	1	1	手順誤り

【JT-Q932-a では▼▲の規定が異なる】 ▲

F. 6 ASN. 1 記述

本付属資料にて規定する付加サービスのASN. 1 モジュールは以下のよう分類される。

- オペレーションモジュール
  - 位置登録機能
  - 認証機能
  - 呼解放情報通知機能
  - ハンドオーバー禁止通知機能
- リターンエラーモジュール

それぞれを、付表F-9/NTT-Q932-a、付表F-10/NTT-Q932-aに示す。

▼ 付表F-9/NTT-Q932-a  
オペレーションモジュールのASN. 1 表記

PHS-Service-Operations  
DEFINITIONS ::=



```

BEGIN
IMPORTS
OPERATION, ERROR
FROM
Remote-Operation-Notation {joint-iso-ccitt
remote-operations (4)
notation (0)}
userNotSubscribed, notAvailable,
insufficientInformation,
invalidCallState, basicServiceNotProvided,
proceduralError
FROM
General-Error-List {ccitt recommendation q 950
general-error-list (1)}
Q931InformationElement
FROM
Embedded-Q931-Types {ccitt recommendation q 932
embedded-q931-types (5)}
temporaryFailure, addressError,
timerExpiry, userConditionNotAllowed,
switchingEquipmentCongestion, authenticationError
FROM
{ccitt network-operator ntt phs-specific-service module
error-list (1)}
:
PHSRegistrationType ::= OPERATION
--位置登録
--クラス 2
ARGUMENT SET { registrationCategory [6] IMPLICIT
RegistrationCategory,
callingPartyNumber
Q931InformationElement OPTIONAL }
--発番号情報要素は着信接続先番号とする。
--電話番号は、番号種別を国内番号、番号計画種別を E.164 とする。
--callingPartyNumber として発番号情報要素を使用
RESULT
ERRORS { userNotSubscribed, notAvailable, insufficientInformation,
proceduralError,

```

```

temporaryFailure, addressError, timerExpiry,
userConditionNotAllowed,
    switchingEquipmentCongestion, authenticationError }
PHSRegistration PHSRegistrationType ::=
    {ccitt(0) network-operator(3) ntt(4401)
    phs-specific-service(1004) operation(1)
    phs-registration-operation(8) }

AuthenticationType ::= OPERATION
    -- 認証手順
    -- クラス 2
    ARGUMENT SET { randomNumber [7] IMPLICIT OCTET STRING OPTIONAL }
    -- randomNumber はデジタル網からの乱数とする。
    -- 8 オクテットとする。
    RESULT SET { resultOfCalculation [8] IMPLICIT OCTET STRING
    OPTIONAL }
    -- resultOfCalculation は認証対象での演算結果とする。
    -- 8 オクテットとする。
    ERRORS { notAvaiiable, insufficientInformation, invalidCallState,
    proceduralError }
authentication AuthenticationType ::=
    {ccitt(0) network-operator(3) ntt(4401)
    phs-specific-service(1004) operation(1)
    authentication-operation (9) }

CallClearingInformationType ::= OPERATION
    -- 呼解放情報通知
    -- クラス 5
    ARGUMENT SET { callClearingInformationCategory [10] IMPLICIT
    CallClearingInformationCategory }
callClearingInformation CallClearingInformationType ::=
    {ccitt(0) network-operator(3) ntt(4401)
    phs-specific-service(1004) operation(1)
    call-clearing-information-operation (11) }

Handover-not-allowed-indicationType ::= OPERATION
    -- 本オペレーションはハンドオーバー禁止通知手順に用いる。

```

--クラス 5

```
handOverNotAllowedIndication HandOverNotAllowedIndicationType ::=  
{itu-t(0) network-operator(3) ntt(4401) phs-specific-service(1004) operation(1)  
  handover-not-allowed-indication-operation(25)}
```

```
RegistrationCategory ::= ENUMERATED  
  {outgoing_incoming_location_registration(1)}  
CallClearingInformationCategory ::= ENUMERATED {handover(1) }  
END -- of PHS-Service-Operations
```

付表F-10/NTT-Q932-a  
リターンエラーモジュールのASN. 1表記

```
PHS-NetworkSpecific-Error-List  
  {ccitt(0) network-operator(3) ntt(4401) phs-specific-service(1004) module  
(0)  
  error-list(1)}  
DEFINITIONS ::=  
BEGIN  
EXPORTS temporaryFailure, addressError, timerExpiry,  
  userConditionNotAllowed,  
  switchingEquipmentCongestion, authenticationError;  
temporaryFailure ERROR ::= {ccitt network-operator ntt  
  phs-specific-service error temporary-failure(2) }  
addressError ERROR ::= {ccitt network-operator ntt  
  phs-specific-service error address-error(3) }  
timerExpiry ERROR ::= {ccitt network-operator ntt  
  phs-specific-service error timer-expiry(5)}  
userConditionNotAllowed ERROR ::= {ccitt network-operator ntt  
  phs-specific-service error user-condition-not-allowed(6) }  
switchingEquipmentCongestion  
  ERROR ::= {ccitt network-operator ntt  
  phs-specific-service error  
  switching-equipment-congestion(7)}  
authenticationError ERROR ::= {ccitt network-operator ntt
```

phs-specific-service error  
authentication-error (10) }  
END -- of PHS-Specific-Error-List

▲  
【JT-Q932-a では▼▲の規定が異なる】

付属資料G：ファシリティ情報要素コンポーネントコードインデクス

【JT-Q932-a に準拠する】▼付属資料H：PHS特有付加サービス

(呼設定情報通知、非制限デジタル発信公衆用基地局通知、

知、

料金区域情報通知手順の記述)

各付加サービスの詳細な説明は付属資料Iに示す。

#### H. 1 オペレーションの定義

呼設定情報通知オペレーション、非制限デジタル発信公衆用基地局通知オペレーションは、当社により以下のASN. 1で定義される。

```
PHS-Service-Operations
DEFINITIONS ::=
BEGIN
IMPORTS OPERATION, ERROR
FROM
Remote-Operation-Notation {joint-iso-ccitt
remote-operations (4)
notation (0)}
userNotSubscribed, notAvailable,
insufficientInformation,
invalidCallState, basicServiceNotProvided,
proceduralError
FROM
General-Error-List {ccitt recommendation q 950
general-error-list (1)}
Q931InformationElement
FROM
Embedded-Q931-Types {ccitt recommendation q 932
embedded-q931-types (5) }
temporaryFailure, addressError,
timerExpiry, userConditionNotAllowed,
switchingEquipmentCongestion, authenticationError
```

```

FROM
  {ccitt network-operator ntt phs-specific-service module
  error-list (1)}
  ;

CallSetupInformationType ::= OPERATION
  --呼設定情報通知
  --クラス5
  --公衆用基地局で認証を行う形態のインタフェースにおいて、本オペレ
  --ションが省略され
  --た場合、デフォルト一般 (GN) と見なす。
  ARGUMENT SET { callingPartyCategory [11] IMPLICIT
  CallingPartyCategory OPTIONAL }
  --本データ要素で発移動局の優先度が何であるかを示す。
  --発信時における発側の手順では、本データ要素が省略された場合、GN
  と見なす。

callSetupInformationCallSetupInformationType ::=
  {ccitt(0) network-operator(3) ntt(4401)
  phs-specific-service(1004) operation(1)
  call-setup-information-operation (12)}

UnrestrictedDigitalCallingCellStationInformationType ::= OPERATION
  --非制限デジタル発信公衆用基地局通知
  --クラス5
  --本オペレーションが省略された場合、デフォルトPS非制限発信とみな
  す。
  --本オペレーションで当該非制限デジタル発信者が、公衆用基地局であるこ
  とを示す。
  unrestrictedDigitalCallingCellStationInformation
  UnrestrictedDigitalCallingCellStationInformationType ::=
  {ccitt(0) network-operator(3) ntt(4401)
  phs-specific-service(1004) operation(1)
  unrestricted-digital-calling-cell-station-info
  rmation(14) }

ChargeAreaInformationType ::= OPERATION

```

```

--料金区域情報通知
--クラス5
ARGUMENT SET {
--以下のオプションのいずれかのアーギュメントが通知される。
calledPartyMessageArea [1] IMPLICIT CalledPartyMessageArea
OPTIONAL,
--移動体網着信時に通知されるMA情報を示す。
calledPartyLocationNumber [2] IMPLICIT
CalledPartyLocationNumber OPTIONAL,
--依存型PHS網着信時に通知される着信先位置情報を示す。
chargeAccountingCalledPartyNumber [3] IMPLICIT
ChargeAccountingCalledPartyNumber
OPTIONAL }
--料金算定番号を転送する場合に用いる。
--使用例：災害時伝言ダイヤル接続機能におけるBOX番号を示す。

--calledPartyMessageArea；着MessageArea(MA)
--calledPartyLocationNumber；着信先位置番号
--chargeAccountingCalledPartyNumber；料金算定番号

chargeAreaInformation ChargeAreaInformation Type ::=
{ccitt(0) network-operator(3) ntt(4401)
phs-specific-service(1004) operation(1)
charge-area-information(16) }

CallingPartyCategory ::= ENUMERATED {gN(10),uR(11)}
CalledPartyMessageArea ::= IA5STRING
CalledPartyLocationNumber ::= IA5STRING
ChargeAccountingCalledPartyNumber ::= IA5STRING
END -- of PHS-Service-Operations

```

## H. 2 コーディング

本システムにおいて用いられるオペレーションについては、付表H-1/NTT-Q932-aにオペレーション値、付表H-2/NTT-Q932-aにファシリティ情報要素におけるコーディングを示す。また、付表H-3/NTT-Q932-aに本オペレーションで規定されるデータ要素を示す。

付表H-1/NTT-Q932-a

PHS-Service-Operationsで規定するオペレーション値

オペレーション値	内容
callSetupInformation 呼設定情報通知	本システムにおいて、発呼した移動局の電話番号の呼設定情報をデジタル網に通知するために用いる。 起動方向は公衆用基地局→デジタル網である。
unrestrictedDigitalCallingCe llStationInformation 非制限デジタル発信公衆用基地局通知	本システムにおいて、公衆用基地局からの非制限デジタルペアラによる発呼であることを、デジタル網に通知するために用いる。 起動方向は公衆用基地局→デジタル網である。
chargeAreaInformation 料金区域情報通知	本システムにおいて、公衆用基地局に料金区域を特定するための情報を通知するために用いる。 起動方向は、デジタル網→公衆用基地局である。

付表H-2/NTT-Q932-a

PHS-Service-Operationsで規定するオペレーション値のコーデイング

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1
	0	0	0	0	1	1	0	
	オペレーションパリアータ							
	[オブジェクト識別子]							
	0	オペレーションパリア ー長						
	0	0	0	0	0	1	1	
	ccitt(0)×40+							
	network-operator(3)							
	1	0	1	0	0	1	0	
	0	0	1	1	0	0	1	
	ntt(4401)							
	1	0	0	0	1	1	1	
	0	1	1	0	1	1	0	
	phs-specific-service( 1004)							
	0	0	0	0	0	0	1	
	operation(1)							
	オペレーション名							

ビット 8 7 6 5 4 3 2 1 オペレーション名  
 0 0 0 0 1 1 0 0 呼設定情報通知  
 0 0 0 0 1 1 0 1 非制限ダイヤル発信公衆用基  
 地局通知  
 0 0 0 1 0 0 0 0 料金区域情報通知

付表H-3/NTT-Q932-a

PHS-Service-Operations で規定するデータ要素

データ要素	タグ	内容
callSetupInformationCategory 呼設定情報種別	11	移動局の電話番号の加入者クラスを示すために用いる。 選択肢はGN (10)、UR (11) とする。
calledPartyMessageArea 着MessageArea (MA) 情報	1	移動体網着信時及び接続型PHS網着信時に通知される 着MA情報を示すために用いる。 IA5STRINGにて通知する。
CalledPartyLocationNumber 着信先位置情報	2	活用型PHS網着信時に通知される着信接続先インタフ ェース番号を示す。 IA5STRINGにて通知する。
ChargeAccountingCalledPartyNumber 料金算定番号	3	災害時伝言ダイヤル接続機能において通知されるBOX 番号を示す。 IA5STRINGにて通知する。

【JT-Q932-aでは▼▲を規定していない】

▼付属資料I：PHS特有付加サービスの説明

ここでは、本システムで用いられる以下の付加サービス機能に関して記述する。

- 位置登録機能
- 認証機能
- ハンドオーバー機能
- 呼解放情報通知機能
- PB音生成機能



- ・呼設定情報通知機能
- ・非制限デジタル発信公衆用基地局通知機能
- ・事業者情報通知機能
- ・C.A情報通知機能
- ・課金情報通知機能
- ・ハンドオーバー禁止通知機能

I. 1 付加サービスにおける準正常処理の一般原則  
 本システムにおける付加サービスにおける準正常処理の一般原則を以下に示す。

I. 1. 1 呼の状態遷移と関わるメッセージと共にオペレーションの起動が掛かる場合

当該オペレーションの失敗により切断復旧を行う場合、当該オペレーションのリターンエラー、リジェクトもしくは理由表示値を通知して切断復旧を行う。

I. 1. 2 呼の状態遷移と関わらないメッセージと共にオペレーションの起動が掛かる場合

(1) 当該オペレーションの失敗により切断復旧を行う場合、当該オペレーション起動以前に、応答を期待するオペレーションが未終了の場合、応答を期待するオペレーションのリターンエラーを通知して切断復旧を行う。

当該オペレーション起動以前に、応答を期待するオペレーションが終了しているか、もしくはオペレーションが存在しない場合、理由表示を通知して切断復旧を行う。

(2) 当該オペレーションが失敗したが切断復旧は行わない場合、受信したメッセージと同一のメッセージを用いてリターンエラーもしくはリジェクトを通知する。

I. 2 付加サービス機能

事業者情報通知機能、C.A情報通知機能及び課金情報通知機能の定義等は付属資料Eに、位置登録機能、認証機能、呼解放情報通知機能及びハンドオーバー禁止通知機能の定義等は付属資料Fに記載する。

I. 2. 1 ハンドオーバー機能

I. 2. 1. 1 定義

ハンドオーバー機能は、通信中のチャネルを、通信を継続したまま異なるインタフェース内の通信チャネルに変更する機能である。

I. 2. 1. 2 概要

本機能の利用例を以下に示す。

公衆用基地局は、本機能を利用することで、移動局に対しハンドオーバーサービス（通信中の移動局が現在通信中の無線チャネルと異なる無線チャネルを経由して通信を継続することを可能とするサービス）を提供することが可能となる。

本機能で用いるオペレーション値は、日本における無線区間の標準化機関であるARIB (Association of Radio Industries and Businesses：社団法人電波産業会) においてハンドオーバーオペレーションとして規定されたオブジェクト識別子を用いる。

本システムにおける本機能の適用範囲は、同一交換機配下の同一事業者公衆用基地局間及び、異なる交換機配下の同一事業者公衆用基地局間である。

本機能は、公衆用基地局とデジタル網間のみで定義される。

### I. 2. 1. 3 手順

#### I. 2. 1. 3. 1 正常手順

『呼設定』メッセージ、およびファシリテイ情報要素を利用した手順である。

本機能は、常に公衆用基地局から起動される、ROSEオペレーションクラス2の機能である。

公衆用基地局は、デジタル網に対して、以下のデータ要素を含むファシリテイ情報要素

ハンドオーバー種別	=	新リンク方式
発番号情報要素	=	ハンドオーバー要求を行っている移動局の電話番号
演算結果	=	認証のための演算結果 (64 ビット)

および、発番号情報要素、着番号情報要素にそれぞれ「ハンドオーバー要求を行っている移動局の電話番号」を乗せた『呼設定』メッセージを送信することでサービスを起動する。

ファシリテイ情報要素中の演算結果は、当該移動局が当機能を用いることの正当性を認証するために用いられる。ここでは、前回、認証のために演算した結果を乱数として用い、移動局が保持する認証鍵を用いてこれを暗号化した演算結果を送信する。

なお、デジタル網による認証機能を選択しなかった公衆用基地局においては、データ要素「演算結果」を省略してもかまわない。また、送信した場合も、その内容は認証のための演算結果である必要はない。

・Q. 931 発番号情報要素の番号種別/番号計画識別子は、国内番号/E. 164 を許容する。

・公衆用基地局が移動局の認証を行う形態のインタフェースでは、ハンドオーバー要求時、デジタル網への『呼設定』メッセージ内のハンドオーバーオペレーションを示したフ

シリアル情報要素の中の発番号情報要素内の網検証識別子フィールドにおいて、「ユーザ記入、網検証成功」もしくは、「網記入」を明示しなければならない。また、デジタル網が移動局の認証を行う形態のインタフェースでは、ハンドオーバー要求時、デジタル網への『呼設定』メッセージ内のハンドオーバーオペレーションを示したファシリティ情報要素の中の発番号情報要素内の網検証識別子フィールドの設定内容についてはTTC標準JT-Q931-b 表4.1.1 網検証識別子のコーデイング規定に従う。但し、デジタル網が移動局の認証を行う形態のインタフェースでは、ハンドオーバー要求時、公衆用基地局からの『呼設定』メッセージ内のハンドオーバーオペレーションを示したファシリティ情報要素の中の発番号情報要素内のオクテット3aが省略されてもかまわない。

・ハンドオーバー要求時、デジタル網への『呼設定』メッセージ内のハンドオーバーオペレーションを示したファシリティ情報要素の中の発番号情報要素内の表示識別子フィールドにおいては、「表示許可」、「表示制限」、「インタワーキングのため利用できない番号」いずれの場合も許容する。

本手順起動に用いるインボーク識別子は、『呼設定』メッセージの呼番号とは独立である。

・当該オペレーションが起動される前後において、「V.110端末以外端末とPHS間通信方式」および「V.110端末とPHS間通信方式」(TTC標準JT-Q931-b 付録V 情報要素のコーデイング例 II. 「伝達能力」情報要素 (3) 情報転送能力-非制限デジタル情報(参照)の相互間の変更は未提供とし、デジタル網はハンドオーバー要求を拒否する。

・当該オペレーションが起動される前後における伝達能力内容は以下の通りとする。

(1) 情報転送能力

・「音声」、「3.1kHzオーディオ」の相互間の変更は、当該オペレーション起動前の情報転送能力のままとし、当該オペレーション起動後の情報転送能力は無視する。

・「音声」、「3.1kHzオーディオ」と「非制限デジタル情報」の相互間の変更は、未提供とする。

(2) ユーザ情報レイヤ1プロトコル

・「TTC標準速度整合(TTC標準JT-V110/JT-X30)」と「勧告JT-G711-μ-law」の相互間の変更は、未提供とする。

(3) ユーザ速度

・「32kb/s TTC標準JT-I460」と「56kb/s 勧告V.6」の相互間の変更は、未提供とする。

公衆用基地局、デジタル網における呼状態の遷移は通常の発呼と同様である。

正常手順においては、デジタル網は『呼設定受付』メッセージを送信後、リターンリザルトを含むファシリティ情報要素を乗せた『応答』メッセージを公衆用基地局に送信することによって、ハンドオーバーサービスが完了したことを示す。

### 1. 2. 1. 3. 2 準正常手順

準正常手順は、TTC標準JT-Q932 6. 3. 6に従う。

但し、『状態表示』メッセージを受信したときの対処については、TTC標準JT-Q931-b 5. 8. 11と同じ動作とする。

なお、要因に応じてデジタル網より付表I-2-1/NTT-Q932-aのようなエラー値による報告が行なわれる。これらの報告は、全てARIBにおいて規定されるリターンエラー値と、その利用方法に従う。また、いずれの報告も、『呼設定受付』メッセージ送出後、『切断』メッセージに理由表示「#29 ファシリテイ拒否」を伴って行なわれる。

付表I-2-1/NTT-Q932-a

ハンドオードバにおけるリターンエラー値

提供不可 (3)	: デジタル網内における一時的ではなく、かつ、詳細に知一を示す。
情報内容不充分 (5)	: ファシリテイ情報要素内の発番号情報要素における番号の一事を示す。
サービス提供不可状態 (7)	: ハンドオードバが可能な範囲を越えている場合や、ハンドオードバを発番号または着番号として指定した通信が存在しないこと
基本サービスによるサービス提供不可 (8)	: 基本サービスに問題がありサービスが提供できないことを
手順誤り (43)	: 不適切なメッセージによりオペレーションが送信されてき

### 1. 2. 1. 4 他の付加サービスとの競合

(1) 「空」状態において、本機能のオペレーションと、I. 2. 3に規定している公衆基地局からの呼設定情報通知機能のオペレーションが、同一の『呼設定』メッセージに設定される場合、デジタル網は以下のような処理を行う。

リジエクトは送信せず、呼設定情報通知機能オペレーションは無視し、ハンドオードバ機能を実行する。

(2) 「空」状態において、本機能のオペレーションと、I. 2. 4に規定している公衆基地局からの非制限デジタル発信公衆基地局通知機能のオペレーションが、同一の『呼設定』メッセージに設定される場合、デジタル網は以下のような処理を行う。『呼設定受付』メッセージを送信後、リターンエラー値：提供不可 (3) を含むファシリテイ情報要素を乗せた『切断』メッセージに理由表示「#29 ファシリテイ拒否」を伴って呼の切断復旧を行う。

### 1. 2. 1. 5 コーディング例と信号シーケンス

インボークおよびリターンリザルトコンポーネントのコーディング例を、付表I-2-

-2/NTT-Q932-a に示す。  
 正常手順における信号シーケンスを付図 I-2-1/NTT-Q932-a に示す。

付表 I-2-2/NTT-Q932-a

ハンドオーバーパレクションのコンポーネントコーディング例

[インボーク]

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1	
	1	0	1	0	0	0	0	1	オクテット4
	コンポーネント種別タグ								
	[インボーク]								
	コンポーネント長								オクテット5
	0	0	0	0	0	1	0		オクテット6
	インボーク識別子タグ								
	インボーク識別子長								オクテット7
	インボーク識別子								オクテット8
	0	0	0	0	1	1	0		オクテット12
	オペレーションバリエーションタグ								
	[オブジェクト識別子]								
	0	オペレーションバリエーション長							オクテット13
	0	0	0	0	0	1	0		オクテット14a
	1	0	0	0	0	1	1		オクテット14b
	0	0	1	1	0	0	0		オクテット14c
	1	0	0	1	1	0	0		オクテット14d
	1	0	0	1	1	0	1	0	オクテット14e
	0	1	0	1	1	1	0	0	オクテット14f
	0	1	0	0	0	0	1		オクテット14g
	0	0	0	0	0	0	1		オクテット14h
	0	0	0	0	0	1	0		オクテット14i
	クラスタ形式 [タグコード]								
	0	0	1	1	0	0	0	1	オクテット15.1
	ス式 [セットタグ]								
	パラメータ長								
	1	0	0	0	0	0	1	0	オクテット15.2
									オクテット15.3.1



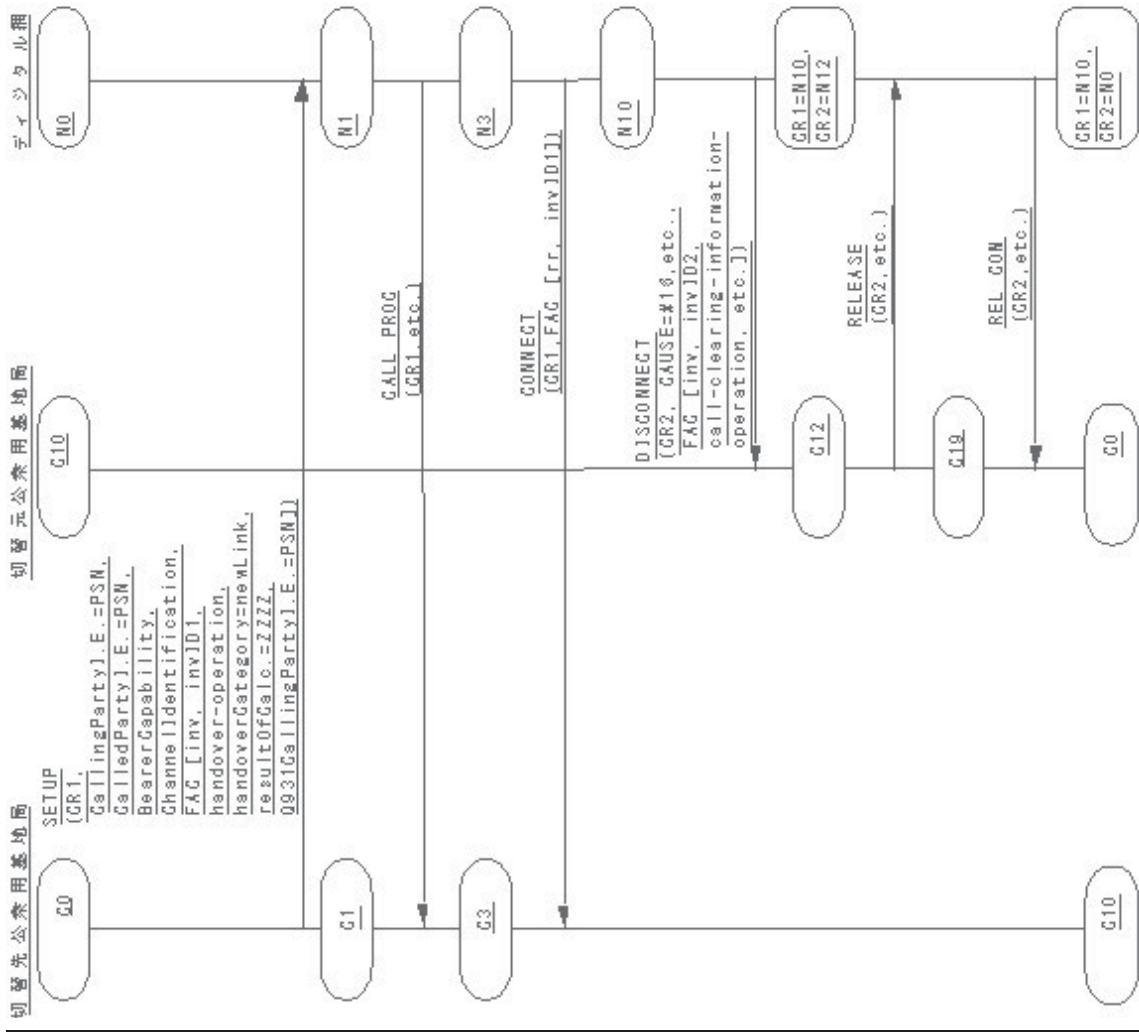
---

インボーク識別子タグ
インボーク識別子長
インボーク識別子

オクテット7

オクテット8

---



付図 I-2-1/NTT-Q932-a  
ハンドオーバー機能 (正常)



## I. 2. 2 PB音生成機能

### I. 2. 2. 1 定義

PB音生成機能は、公衆用基地局からのDチャネルを用いた信号形式で定義されたPB音の生成要求に基づき、デジタル網でPB音を公衆用基地局の送信通信チャネルに送出する機能である。

### I. 2. 2. 2 概要

本システムにおける本機能の利用例を以下に示す。

公衆用基地局は本機能を利用することで、公衆用基地局内にPB音生成装置を持つことなく移動局に対してPB音送信サービスを提供することが可能となる。

本機能は、公衆用基地局とデジタル網間でのみ定義する。

本機能で用いるオペレーション値は、日本における無線区間の標準化機関であるARIB (Association of Radio Industries and Businesses：社団法人電波産業会) においてPB送信オペレーションとして規定されたオブジェクト識別子を用いる。

本機能は、デジタル網が以下の呼状態のとき提供することができる。

一発呼受付状態

一通信中状態

なお、一度に送信可能なPB音の最大数を32とする。

### I. 2. 2. 3 手順

『ファシリテイト』メッセージ、およびファシリテイト情報要素を利用した手順である。

公衆用基地局からデジタル網への一方方向の通知のみで、ROSEオペレーションクラス5の機能である。

発呼受付状態および通話中状態で、公衆用基地局は、デジタル網に対して、以下のデータ要素を含むファシリテイト情報要素を含む『ファシリテイト』メッセージを送信することでサービスを起動する。

PB番号 = 許容値として「IA5キヤラクタによる0～9の数字および、#、\*」

『ファシリテイト』メッセージの呼番号は、『呼設定』メッセージの呼番号と同一とする。また、本手順起動に用いるインボーク識別子は、『ファシリテイト』メッセージの呼番号とは独立である。

なお、公衆用基地局における本オペレーションのリジエクト待ちタイムは4秒以上とする。タイムアウト時には公衆用基地局はインボーク識別子の解放を行い、インボーク識別子の再利用が可能となる。

I. 2. 2. 4 他の付加サービスとの競合

(1) 本機能と、F. 2に規定しているデジタル網からの認証機能のインボーク識別子が衝突することがある。この場合、デジタル網は以下のような処理を行う。

リジエクトは送信せず、またPB音の生成も行わず、無視する。

公衆用基地局は以下のような処理を行なうことが望まれる。

認証処理を行い、PB音生成機能のリジエクト待ちタイマを破棄することが望まれる。

(2) 本機能と、F. 3に規定しているデジタル網からの呼解放情報通知機能のインボーク識別子が衝突することがある。この場合、デジタル網は以下のような処理を行う。

リジエクトは送信せず、またPB音の生成も行わず、無視する。

公衆用基地局は以下のような処理を行うことが望まれる。

断復旧処理を行い、PB音生成機能のリジエクト待ちタイマを破棄することが望まれる。

I. 2. 2. 5 コーディング例と信号シーケンス

インボークコンポーネントのコーディング例を、付表I-2-3/NTT-Q932-aに示す。

正常手順における信号シーケンスを付図I-2-2/NTT-Q932-a、付図I-2-3/NTT-Q932-aに示す。

付表I-2-3/NTT-Q932-a

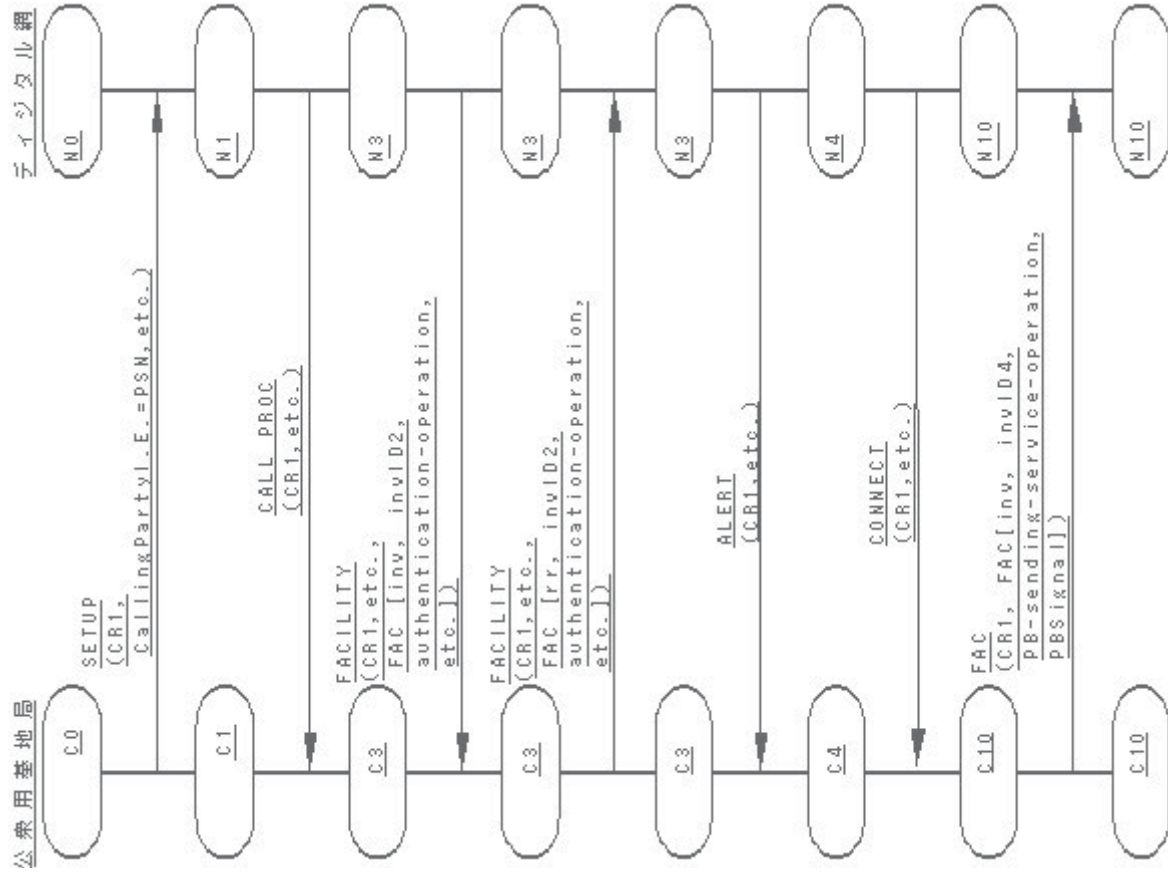
PB音生成オペレーションのコンポーネントコーディング例

〔インボーク〕

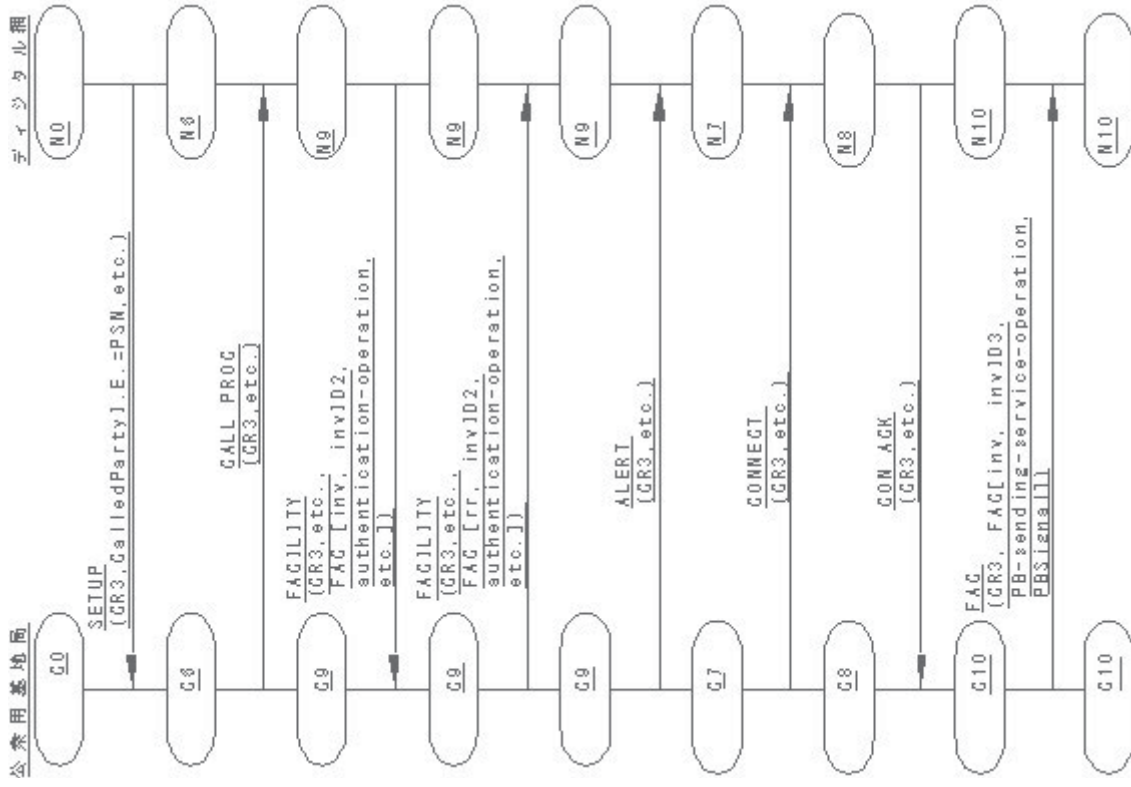
<u>ビット</u>	<u>8</u>	<u>7</u>	<u>6</u>	<u>5</u>	<u>4</u>	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	
	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>オクテット4</u>
	<u>コンポーネント種別タグ</u>								
	<u>〔インボーク〕</u>								
	<u>コンポーネント長</u>								
	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>0</u>		<u>オクテット5</u>
	<u>インボーク識別子タグ</u>								
	<u>インボーク識別子長</u>								
	<u>インボーク識別子</u>								
	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>0</u>		<u>オクテット12</u>

オペレーションバリユー		
タグ		
[オブジェクト識別子]		
0	オペレーションバリエー	オクテット13
	ー長	
0	0 0 0 0 1 0	オクテット14 a
1	0 0 0 0 1 1	オクテット14 b
0	0 1 1 0 0 0	オクテット14 c
1	0 0 0 1 1 0	オクテット14 d
1	0 0 1 1 0 1	オクテット14 e
0	1 0 1 1 0 0	オクテット14 f
0	1 0 0 0 0 1	オクテット14 g
0	0 0 0 0 0 1	オクテット14 h
0	0 0 0 0 0 1	オクテット14 i
0	0 1 1 0 0 1	オクテット15. 1
クラ	形式	
ス	タグコード	
	[セットタグ]	
パラメータ長		
1	0 0 0 0 0 1	オクテット15. 2
クラ	形式	
ス	タグコード	
	[PB信号タ	
	グ]	
0	パラメータ長	
PB信号 (IA5)		
(0, 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, #		
,*)		

オクテット15. 2  
オクテット15. 3. 1



付図 I - 2 - 2 / NTT-Q 9 3 2 - a  
PB音生成機能 / PHS発信時 (正常)



付図 I - 2 - 3 / NTT-Q 9 3 2 - a  
PB 音生成機能 / PHS 着信時 (正常)

## I. 2. 3 呼設定情報通知機能

### I. 2. 3. 1 定義

呼設定情報通知機能はユーザの呼設定情報（GN/UR）を通知するための機能である。

### I. 2. 3. 2 概要

呼設定情報は、網輻轉時等において重要ユーザ（例、警察）の発呼を識別するために用いられる。GN/URは順に一般ユーザ/優先ユーザを表す。

発信時に、移動局の電話番号毎の呼設定情報を加入者データとして継続的に保持している、あるいは、一時的に保持している公衆用基地局は、本機能を利用することによって、デジタル網にユーザの呼設定情報を通知することができる。

なお、移動局の電話番号毎の呼設定情報を加入者データとして継続的に保持している、あるいは、一時的に保持している公衆用基地局が、本機能を利用しない場合、デジタル網は当該呼をGN呼であると判断する。

本機能は、公衆用基地局とデジタル網の間で定義される。

### I. 2. 3. 3 手順

『呼設定』メッセージ、およびファシリテイ情報要素を利用した手順である。

公衆用基地局からデジタル網への一方向の通知のみで、ROSE オペレーションクラス5の機能である。

移動局発呼時、公衆用基地局はデジタル網に対して以下のデータ要素を含むファシリテイ情報要素（コンポーネント種別=インボーク）を含む『呼設定』メッセージを送信することでサービスを起動する。

呼設定 = GN/UR

本手順起動に用いるインボーク識別子は、『呼設定』メッセージの呼番号とは独立である。

### I. 2. 3. 4 他の付加サービスとの競合

「空」状態において、本機能のオペレーションと、I. 2. 1に規定している公衆用基地局からのハンドオーバーのオペレーションが、同一の『呼設定』メッセージに設定される場合、デジタル網は以下のような処理を行う。

リジュークトは送信せず、呼設定情報通知機能オペレーションは無視し、ハンドオーバー機能を実行する。

I. 2. 3. 5 コーディング例と信号シーケンス

インボークコンポーネントのコーディング例を、付表 I-2-4/NTT-Q932-a に示す。

正常手順における信号シーケンスを付図 I-2-4/NTT-Q932-a に示す。

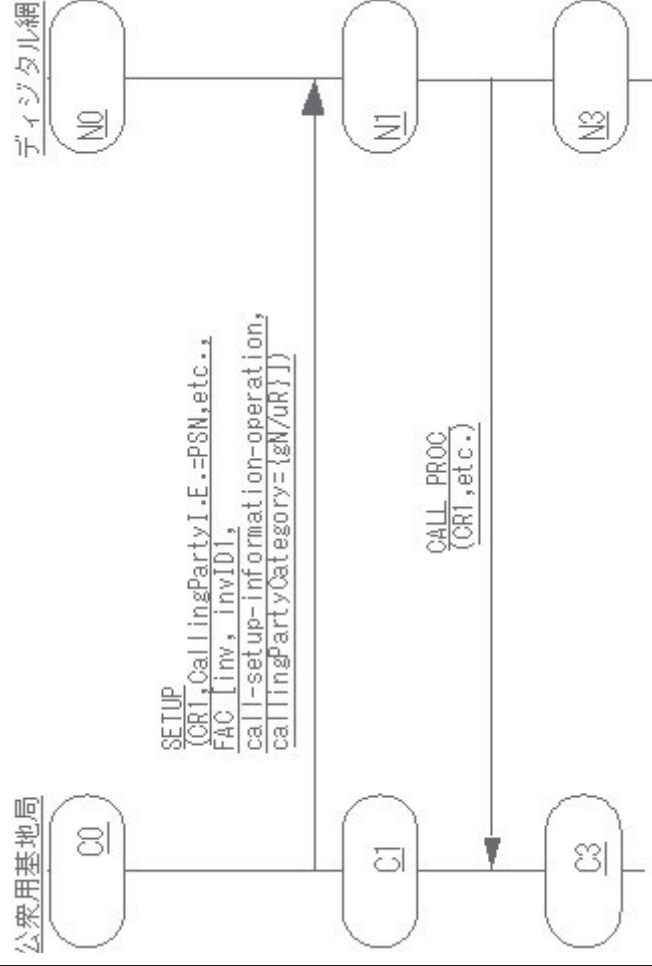
付表 I-2-4/NTT-Q932-a  
呼設定情報通知オペレーションのコーディング例

[インボーク]

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1		
	1	0	1	0	0	0	0	1	オクテット4	
	コンポーネント種別タグ									
	[インボーク]									
	コンポーネント長								オクテット5	
	0	0	0	0	0	1	0		オクテット6	
	インボーク識別子タグ									
	インボーク識別子長								オクテット7	
	インボーク識別子								オクテット8	
	0	0	0	0	1	1	0		オクテット12	
	オペレーションパリユ タグ									
	[オブジェクト識別子]									
	0	オペレーションパリユ 一長							オクテット13	
	0	0	0	0	0	1	1		オクテット14a	
	1	0	1	0	0	1	0		オクテット14b	
	0	0	1	1	0	0	1		オクテット14c	
	1	0	0	0	1	1	1		オクテット14d	
	0	1	1	0	1	1	0		オクテット14e	
	0	0	0	0	0	0	1		オクテット14f	
	0	0	0	1	1	0	0		オクテット14g	
	0	0	1	1	0	0	0		オクテット15. 1	
	0	0	1	1	0	0	1			
	クラ	形	タグコード							
	ス	式	[セットタグ]							
	パラメータ長								オクテット15. 2	
	1	0	0	0	1	0	1	1	オクテット15. 3. 1	

クラス	形式	タグコード
0	パラメータ長	「呼設定情報 が」
呼設定情報		

ビット 8 7 6 5 4 3 2 1 呼設定情報  
 0 0 0 0 1 0 1 0 GN  
 0 0 0 0 1 0 1 1 UR



付図 I-2-4 / NTT-Q932-a  
 呼設定情報通知機能 (正常)

I. 2. 4 非制限デジタル発信公衆用基地局通通知機能

I. 2. 4. 1 定義

公衆用基地局からの非制限デジタルアラによる発信時に、公衆用基地局からの発信であることをデジタル網に通知する機能である。



#### I. 2. 4. 2 概要

本システムでは、公衆用基地局が非制限デジタルベルアラで発信する場合と移動局が非制限デジタルベルアラで発信する場合がある。本機能は、いずれからの発信かをデジタル網で識別するために用いられる。

なお、本機能を利用しない場合、デジタル網は、移動局からの発呼であると判断する。

本機能は、公衆用基地局とデジタル網の間で定義される。

#### I. 2. 4. 3 手順

『呼設定』メッセージ、およびファシリティ情報要素を利用した手順である。

公衆用基地局からデジタル網への一方向の通知のみで、ROSEオペレーションクラスの機能である。

公衆用基地局は非制限デジタルベルアラによる発信時、デジタル網に対してオペレーションとして『非制限デジタル発信公衆用基地局通知』を表示したファシリティ情報要素(コンボネント種別=インボグ)を含む『呼設定』メッセージを送信することとでサービスを起動する。

本手順起動に用いるインボグ識別子は、『呼設定』メッセージの呼番号とは独立である。

本オペレーションは、伝達能力情報要素における情報転送能力を「非制限デジタル情報」とした発呼時のみ許容する。

#### I. 2. 4. 4 他の付加サービスとの競合

「空」状態において、本機能のオペレーションと、I. 2. 1に規定している公衆用基地局からのハンドオーバーのオペレーションが、同一の『呼設定』メッセージに設定される場合、デジタル網は以下のような処理を行う。

『呼設定受付』メッセージを送信後、リターンエラー値：提供不可(3)を含むファシリティ情報要素を乗せた『切断』メッセージに理由表示「#29 ファシリティ拒否」を伴って呼の切断復旧を行う。

#### I. 2. 4. 5 コーディング例と信号シケケンス

インボグコンボネントのコーディング例を、付表I-2-5/NTT-Q932-aに示す。

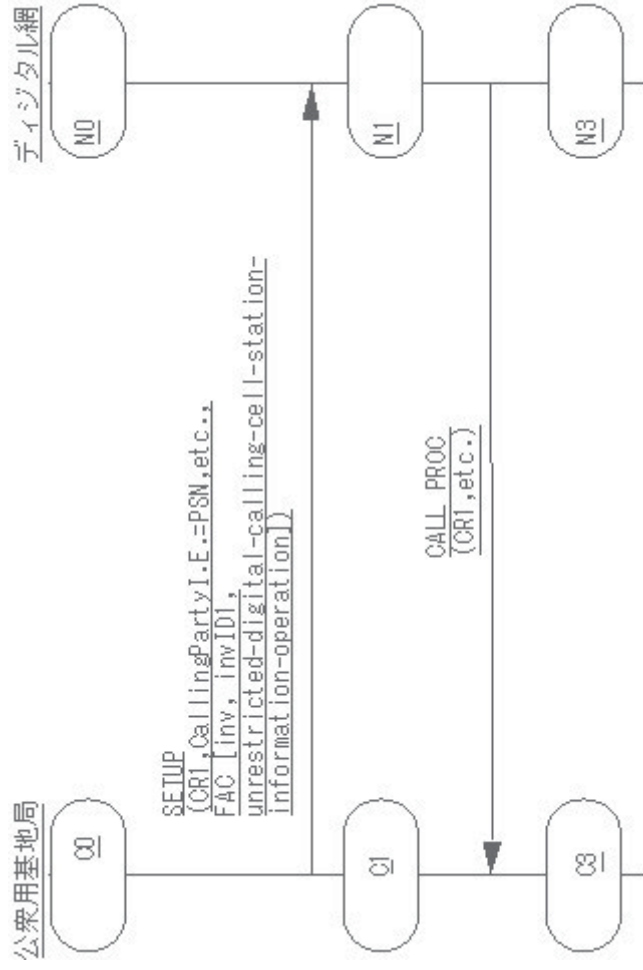
正常手順における信号シケケンスを付図I-2-5/NTT-Q932-aに示す。

付表I-2-5/NTT-Q932-a

非制限デジタル発信公衆用基地局通知オペレーションのコンボネントコーディング例

[インボーク]

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1	
	1	0	1	0	0	0	0	1	オクテット4
	コンポーネント種別タグ								
	[インボーク]								
	コンポーネント長								オクテット5
	0	0	0	0	0	1	0		オクテット6
	インボーク識別子タグ								
	インボーク識別子長								オクテット7
	インボーク識別子								オクテット8
	0	0	0	0	1	1	0		オクテット12
	オペレーションバリユー								
	タグ								
	[オブジェクト識別子]								
	0	オペレーションバリユー							オクテット13
	一長								
	0	0	0	0	0	1	1		オクテット14 a
	1	0	1	0	0	1	0		オクテット14 b
	0	0	1	1	0	0	1		オクテット14 c
	1	0	0	0	1	1	1		オクテット14 d
	0	1	1	0	1	1	0		オクテット14 e
	0	0	0	0	0	0	1		オクテット14 f
	0	0	0	1	1	1	0		オクテット14 g



付図 I-2-5/NTT-Q932-a  
非制限デジタル発信公衆用基地局通知機能 (正常)

付録 I : プロトコルタイプの使用例

- I. 1 まえがき 【JT-Q932-a に準拠する】
- I. 2 キーパッドプロトコルの使用例 【非標準】 【規定しない】
- I. 3 フィーチャマネジメントプロトコルの使用例 【非標準】 【規定しない】
- I. 4 ファンクショナルプロトコルの使用例
- I. 4. 1 呼と関連する付加サービス手順
- I. 4. 1. 1 呼設定時のサービスインボケーション

【 J T - Q 9 3 2 - a に準拠する 】

I. 4. 1. 2 呼切断復旧時のサービスインボケーション

【 J T - Q 9 3 2 - a に準拠する 】

I. 4. 1. 3 呼の通信中フェーズにおけるサービスインボケーション

【 J T - Q 9 3 2 - a に準拠する 】

I. 4. 2 呼と関連しない付加サービス手順 【 J T - Q 9 3 2 - a に準拠する 】

付録II：付加サービス実現のための機能参照モデル 【 J T - Q 9 3 2 - a に準拠する 】

付録III：コンポーネントの符号化規則の概要 【 J T - Q 9 3 2 - a に準拠する 】

付録IV：オペレーション、エラー及びびデータ種別の定義

(標準 J T - Q 9 3 2 に対する)

▼ T T C 標準 J T - Q 9 3 2 「付録IV オペレーション、エラー及びびデータ種別の定義」と同一規定。

ただし、

(1) コンポーネント識別子タグのリンク識別子は使用しない。

(2) オペレーション値タグの整数は使用しない。▲

【 J T - Q 9 3 2 - a では▼▲の規定が異なる 】

付録V：標準 J T - Q 9 3 2 において定義されるオブジェクト識別子のリスト 【非標準】  
規定しない】

付録VI：事業者間料金精算関連付加サービス A S N . 1 モジュール I 版

【 J T - Q 9 3 2 - a に準拠する 】

参考文献 【 J T - Q 9 3 2 - a に準拠する 】

略号リスト 【 J T - Q 9 3 2 - a に準拠する 】

N T T - Q 9 5 7 . 1 - a P H S 公衆用基地局-デジタル網間インタフェース

PHS ユーザ・ユーザ情報転送 ( P H S - U U S ) 付加サービス

本規定に T T C 標準 J T - Q 9 5 7 . 1 - a を適用する場合は、以下の用語について読み替えを行う。

TTTC標準JT-Q957.1-a	NTT-Q957.1-a
JT-Q931-b ユーザ	NTT-Q931-b 直接協定事業者

又、本資料で用いられる、用語、語句の意味は、TTTC標準の内容に準拠している。

1 PHSユーザ・ユーザ情報転送 (PHS-UUS) 付加サービス

1.1 定義 【JT-Q957.1-aに準拠する】

1.2 解説 【JT-Q957.1-aに準拠する】

1.3 動作上の要求条件

1.3.1 サービス提供/取消し

PHSユーザ・ユーザ情報転送 (PHS-UUS) 付加サービスのサービスIは、▼発信直接協定事業者が提供していただければならない▲。

【JT-Q957.1-aでは▼▲の規定が異なる】

1.3.2 発側のデジタル網側に対する要求条件 【JT-Q957.1-aに準拠する】

1.3.3 デジタル網内での要求条件 【JT-Q957.1-aに準拠する】

1.3.4 着側のデジタル網側に対する要求条件 【JT-Q957.1-aに準拠する】

1.3.5 想定端末 【JT-Q957.1-aに準拠する】

1.4. コーデイング上の要求条件

1.4.1 メッセージ

次にあげるメッセージが、サービスI起動手順に適用される。

「呼設定」 (SETUP)

次にあげるメッセージが、サービスIの情報転送に適用される。

「呼設定」 (SETUP)、「呼出」 (ALERTING)、「応答」 (CONNECT)、「切断」 (DISCONNECT)、「解放」 (RELEASE)、「解放完了」 (RELEASE COMPLETE)

PHSユーザ・ユーザ情報転送 (PHS-UUS) 付加サービスで使用されるメッセ

ージの内容を以下に示す。

メッセージ種別：呼出 (ALERTING)

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2/JT-Q931-b	両方向	M	1
呼番号	4.3/JT-Q931-b	両方向	M	2～*
メッセージ種別	4.4/JT-Q931-b	両方向	M	1
ユーザ・ユーザ	4.5.30/JT-Q931-b	両方向	O (注1)	2～13
	-b			1
他の必須およびオプション情報要素は、標準JT-Q931-bに従う				

注1-サービス1 (暗黙の起動手順) の場合、本メッセージに含まれうる。

メッセージ種別：応答 (CONNECT)

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2/JT-Q931-b	両方向	M	1
呼番号	4.3/JT-Q931-b	両方向	M	2～*
メッセージ種別	4.4/JT-Q931-b	両方向	M	1
ユーザ・ユーザ	4.5.30/JT-Q931-b	両方向	O (注1)	2～13
	-b			1
他の必須およびオプション情報要素は、標準JT-Q931-bに従う				

注1-サービス1 (暗黙の起動手順) で、本メッセージに含まれうる。

メッセージ種別：切断 (DISCONNECT)

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2/JT-Q931-b	両方向	M	1
呼番号	4.3/JT-Q931-b	両方向	M	2～*
メッセージ種別	4.4/JT-Q931-b	両方向	M	1
ユーザ・ユーザ	4.5.30/JT-Q931-b	両方向	O (注1)	2～13
	-b			1

他の必須およびオプション情報要素は標準 J T-Q 9 3 1-b に従う

注 1 サービス 1 では、「切断」 (DISCONNECT) メッセージが最初の切断復旧メッセージである場合を含むことができる。▼但し、選択公衆用基地局 (接続約款技術的条件集別表 8 5.2.1.2 を参照) 確定前にユーザ・ユーザ情報要素が含まれた場合、デジタル網にて当該情報要素を廃棄する。▲  
その他の場合には含まれない。

【J T-Q 9 5 7. 1-a では▼▲の規定が異なる】

▽  
メッセージ種別：経過表示 (PROGRESS)

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2/J T-Q 9 3 1-b	両方向	M	1
呼番号	4.3/J T-Q 9 3 1-b	両方向	M	2～*
メッセージ種別	4.4/J T-Q 9 3 1-b	両方向	M	1
ユーザ・ユーザ	4.5.30/J T-Q 9 3 1-b	n→c	O (注1)	2～13
他の必須およびオプション情報要素は標準 J T-Q 9 3 1-b に従う				

注 1 (例えば、インバンドトーンとアナウンスに関連して) リモート公衆用基地局により、呼が通信中状態に到達する以前に、切断復旧されたこと並びに、ユーザ・ユーザ情報要素が、切断復旧メッセージの中に含まれていることを表示するために、デジタル網により「経過表示」 (PROGRESS) メッセージが送出される場合が含まれる。△

【J T-Q 9 5 7. 1-a では▽△を規定している】

メッセージ種別：解放 (RELEASE)

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2/J T-Q 9 3 1-b	両方向	M	1
呼番号	4.3/J T-Q 9 3 1-b	両方向	M	2～*
メッセージ種別	4.4/J T-Q 9 3 1-b	両方向	M	1
ユーザ・ユーザ	4.5.30/J T-Q 9 3 1-b	両方向	O (注1)	2～13
他の必須およびオプション情報要素は標準 J T-Q 9 3 1-b に従う				

注 1 サービス 1 では、「解放」 (RELEASE) メッセージが最初の切断復旧メッセージである場合を含むことができる。▼但し、選択公衆用基地局 (接続約款技術的条件集別

表 8 5.2.1.2 を参照) 確定前にユーザ・ユーザ情報要素が含まれた場合、デジタル網にて当該情報要素を廃棄する。▲  
その他の場合には含まれない。

【JT-Q957.1-a では▼▲の規定が異なる】

メッセージ種別：解放完了 (RELEASE COMPLETE)

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2/JT-Q931-b	両方向	M	1
呼番号	4.3/JT-Q931-b	両方向	M	2～*
メッセージ種別	4.4/JT-Q931-b	両方向	M	1
ユーザ・ユーザ	4.5.30/JT-Q931-b	c→n	O (注1)	2～13
他の必須およびオプション情報要素は標準 JT-Q931-b に従う				

注1 サービスIでは、着信の「呼設定」(SETUP)メッセージの拒否のために、ユーザにより「解放完了」(RELEASE COMPLETE)メッセージが、送出された場合を含むことができる。▼但し、選択公衆用基地局(接続約款技術的条件集 別表8 5.2.1.2を参照)確定前にユーザ・ユーザ情報要素が含まれた場合、デジタル網にて当該情報要素を廃棄する。▲

その他の場合には含まれない。

【JT-Q957.1-a では▼▲の規定が異なる】

メッセージ種別：呼設定 (SETUP)

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2/JT-Q931-b	両方向	M	1
呼番号	4.3/JT-Q931-b	両方向	M	2～*
メッセージ種別	4.4/JT-Q931-b	両方向	M	1
ユーザ・ユーザ	4.5.30/JT-Q931-b	両方向	O (注1)	2～13
他の必須およびオプション情報要素は標準 JT-Q931-b に従う				

注1 暗黙のサービスIの起動手順のために、常に含まれる。情報長は、最低3オクテット必要である。

1.4.2 コード群 【JT-Q957.1-a に準拠する】



1.4.3 情報要素 【J T-Q 9 5 7. 1-a に準拠する】

1.4.4 コードポイント 【J T-Q 9 5 7. 1-a に準拠する】

1.5 信号上の要求条件

1.5.1 サービスの開始／停止／登録

本規定では、登録手順を提供しない。▲

【J T-Q 9 5 7. 1-a では▼▲の規定が異なる】

サービス1は、1.5.2.1.1.1 節で記述されているように、暗黙に起動される。この場合、サービスの起動と情報転送は区別できない。

停止手順はこれらサービスを提供するのに必要でない。

1.5.2 インボケーションと動作

1.5.2.1 PHSユーザ・ユーザ情報転送 (PHS-UUS) 付加サービスのサービス

1

1.5.2.1.1 呼設定フェーズ

1.5.2.1.1.1 暗黙の場合の動作 【J T-Q 9 5 7. 1-a に準拠する】

明白な場合の動作 (提供希望または提供必須) 【J T-Q 9 5 7. 1-a に準拠する】

1.5.2.1.2 呼の切断復旧フェーズ

ユーザ・ユーザ情報要素は、正常な呼の切断復旧を開始するのに使われる最初のメッセージに含まれる (5.3.3 節及び5.3.4 節／標準J T-Q 9 3 1-b [1]参照)。

このような情報要素に含まれる情報は、最初の切断復旧メッセージによってリモート公衆用基地局に転送される (5.3.3 節及び5.3.4 節／標準J T-Q 9 3 1-b [1]参照)。このような転送は、リモート公衆用基地局を収容する交換機でリモート公衆用基地局へ切断復旧メッセージを転送する前に、情報が受信された場合に限り行われるか、さもなければ情報は何の通知もなしに捨てられる。

ユーザ・ユーザ情報要素は、着信側インタフェース上で呼を設定する間に、着信公衆用基地局によって送られる最初の切断復旧メッセージに含まれる。

着信公衆用基地局が、ユーザ・ユーザ情報要素を含む切断復旧メッセージで呼を拒否した場合、デジタル網はユーザ・ユーザ情報要素を「切断」(DISCONNECT) メッセージを含めて発信公衆用基地局へ送る。

しかしながら、デジタル網が発信公衆用基地局へのインバンド情報を提供中で、その間は切断復旧手順を起動しないと選択した場合、デジタル網はユーザ・ユーザ情報要素を「経過表示」(PROGRESS)メッセージに含めて発信公衆用基地局へ送り得る。△

【JT-Q957. 1-a では▽△を規定している】

1.5.2.1.3 中継交換機での動作 【JT-Q957. 1-a に準拠する】

1.5.2.1.4 例外手順

1.5.2.1.4.1 暗黙のサービス要求に対する拒否

デジタル網は発信公衆用基地局からの「呼設定」(SETUP)メッセージにて、ユーザ・ユーザ情報要素を受信したが、発信▼直接協定事業者▲がサービス1未契約の場合、ユーザ・ユーザ情報要素を廃棄する。廃棄した場合でも呼設定処理は続ける。デジタル網はまた、PHSユーザ・ユーザ情報転送(PHS-UUS)要求を非許容としたことを▼理由表示#43“アクセス情報廃棄”▲を含む「状態表示」(STATUS)メッセージにて発信に通知し得る。

着信▼直接協定事業者▲は受け取ったユーザ・ユーザ情報要素を理解できないかもしれない。この場合、▼直接協定事業者▲は通常の呼処理を中断することなしにこの情報を廃棄する。デジタル網では、これに備えて、特有の信号手順は提供しない。

【JT-Q957. 1-a では▼▲の規定が異なる】

1.5.2.1.4.2 明白なサービス要求に対する拒否 【JT-Q957. 1-a に準拠する】

1.5.2.1.4.3 呼制御メッセージに含まれる期待されないユーザ・ユーザ情報要素

PHSユーザ・ユーザ情報転送(PHS-UUS)付加サービスの要求が着信公衆用基地局へ通知される「呼設定」(SETUP)メッセージに含まれないにもかかわらず、着信公衆用基地局からの「呼出」(ALERTING)メッセージまたは「応答」(CONNECT)メッセージにユーザ・ユーザ情報要素が含まれている場合、デジタル網はその情報要素を廃棄する。ユーザ・ユーザ情報要素を廃棄した場合、デジタル網は着信公衆用基地局から受信したメッセージに対し残りの内容の動作を行い、理由表示#43“アクセス情報廃棄”を含む「状態表示」(STATUS)メッセージを着信公衆用基地局に▼送信し得る。

る▲。

【J T-Q 9 5 7. 1-a では▼▲の規定が異なる】

P H S ユーザ・ユーザ情報転送 ( P H S - U U S ) 付加サービス1の要求が着信公衆用基地局へ通知される「呼設定」 ( S E T U P ) メッセージに含まれないにもかかわらず、どちらからの公衆用基地局からの「切断」 ( D I S C O N N E C T ) 、 「解放」 ( R E L E A S E ) または「解放完了」 ( R E L E A S E C O M P L E T E ) メッセージにユーザ・ユーザ情報要素が含まれている場合、デジタル網はその情報要素を廃棄する。ユーザ・ユーザ情報要素を廃棄した場合、デジタル網はその公衆用基地局から受信したメッセージに対し、残りの内容の動作を行う。切断復旧を起動した公衆用基地局側が「切断」 ( D I S C O N N E C T ) ( または「解放」 ( R E L E A S E ) ) メッセージを送信していたら、デジタル網は「切断復旧を起動した公衆用基地局側に理由表示# 4 3 “アクセス情報廃棄”を含む「解放」 ( R E L E A S E ) ( または「解放完了」 ( R E L E A S E C O M P L E T E ) ) メッセージを▼送信し得る▲。切断復旧を起動した公衆用基地局側が「解放完了」 ( R E L E A S E C O M P L E T E ) メッセージを送信していたら、デジタル網は切断復旧を起動した公衆用基地局側で呼の切断復旧が完了したとみなし、他の動作を起こさない。

【J T-Q 9 5 7. 1-a では▼▲の規定が異なる】

デジタル網は以下の場合、ユーザ・ユーザ情報要素を廃棄する。これは1.5章の他の部分で明白に記述されていない。

一 ユーザ・ユーザ情報要素が1 3 1 オクテットより長くサービス1が暗黙に起動された場合。  
一 デジタル網がユーザ・ユーザ情報要素を含むメッセージを受信したが、そのメッセージにはこの標準で定義されたユーザ・ユーザ情報要素を含める事が許されない場合。

ユーザ・ユーザ情報要素を廃棄した場合、デジタル網は送信公衆用基地局から受信したメッセージに対し残りの内容の動作を行い、理由表示# 4 3 “アクセス情報廃棄”を含む「状態表示」 ( S T A T U S ) メッセージをその公衆用基地局に▼送信し得る▲。しかしデジタル網が切断復旧メッセージで受信したユーザ・ユーザ情報要素を廃棄する場合、5.3節/標準J T-Q 9 3 1-a [1]で定義される様に、デジタル網は続いてユーザへ送信する切断復旧メッセージに理由表示# 4 3 “アクセス情報廃棄”を▼含み得る▲。デジタル網が「解放完了」 ( R E L E A S E C O M P L E T E ) メッセージに含まれるユー

ザ・ユーザ情報要素を廃棄した場合、デジタル網は「解放完了」(RELEASE COMPLETE)メッセージを送信した公衆用基地局側での呼の切断復旧が完了したとみなし、他の動作を起こさない。

【JT-Q957.1-aでは▼▲の規定が異なる】



1.5.2.1.4.4 信号長オーバーバのメッセージに対するユーザ・ユーザ情報要素「呼設定」(SETUP)メッセージに含まれたユーザ・ユーザ情報要素がI SUP信号へインタワークする際に信号長オーバーバとなった場合、デジタル網は送信公衆用基地局から受信したメッセージに対し残りの内容の動作を行い、理由表示#43“アクセス情報廃棄”を含む「状態表示」(STATUS)メッセージをその公衆用基地局に送信し得る。▲

【JT-Q957.1-aでは▼▲を規定していない】

1.5.2.2 PHSユーザ・ユーザ情報転送 (PHS-UUS) 付加サービスのサービス



【JT-Q957.1-aに準拠する】

1.5.2.3 PHSユーザ・ユーザ情報転送 (PHS-UUS) 付加サービスのサービス



【JT-Q957.1-aに準拠する】

1.6 他の付加サービスとの相互作用

1.6.1 DTMF 送出 【JT-Q957.1-aに準拠する】

1.6.2 ハンドオーバー

PHS-UUSサービスはハンドオーバー起動によって起動されない。  
ハンドオーバー時の「呼設定」(SETUP)メッセージに含まれるユーザ・ユーザ情報要素 (UUI) は▼廃棄される。▲

【JT-Q957.1-aでは▼▲の規定が異なる】

ユーザ・ユーザ情報要素を廃棄した場合、デジタル網は送信公衆用基地局から受信したメッセージに対し残りの内容の動作を行い、理由表示#43“アクセス情報廃棄”を含む「状態表示」(STATUS)メッセージをその公衆用基地局に送信し得る。▲



【JT-Q957.1-aでは▼▲を規定していない】

PHS-UUSサービスI:

相互作用なし。以下の場合を除きどちらのサービスもお互いに影響しない。  
もしPHS網からPHSユーザへのユーザ・ユーザ情報要素 (UUI) 送出が完

了しない場合、PHSユーザーはユーザー・ユーザ情報要素（UUI）を受信しないかもしれない。△

【JT-Q957.1-aでは▽△を規定している】

交換機をまたがるハンドオーバーの時は、デジタル網は1.5.2.1.4節に定義される異常手順において適切な理由表示の返送を行わない場合がある。

1.6.3 秘匿 【規定しない】

1.6.4 サブアドレス（SUB） 【JT-Q957.1-aに準拠する】

1.6.5 発信者番号通知（CUIP） 【JT-Q957.1-aに準拠する】

1.6.6 発信者番号制限（CUIR） 【JT-Q957.1-aに準拠する】

1.6.7 着信転送 【規定しない】

1.6.8 規制 【規定しない】

1.6.9 ローミング 【規定しない】

1.6.10 事業者間料金精算関連付加サービス 【JT-Q957.1-aに準拠する】

1.7 他網との相互作用 【JT-Q957.1-aに準拠する】

1.8 信号フロー 【JT-Q957.1-aに準拠する】

1.9 パラメータ値（タイマ） 【JT-Q957.1-aに準拠する】

1.10 動的記述（SDL） 【JT-Q957.1-aに準拠する】

付属資料A 既規定の情報オブジェクト 【規定しない】

参考文献 【JT-Q957.1-aに準拠する】

付録 T TC標準用語対象表 【JT-Q957.1-aに準拠する】

NTT-Q951.3-b PHS公衆用基地局—デジタル網間インタフェース 発

信者番号通知付加サービス (CUIP)

1. 発信者番号通知 (CUIP)

1.1 定義【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.2 解説

1.2.1 概要【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.2.2 特殊用語【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.2.3 テレコミュニケーションサービスの適用上の制限【規定しない】

1.2.4 状態定義【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.3 運用上の要求条件

1.3.1 サービス提供/取消し【規定しない】

1.3.2 発側のデジタル網に対する要求条件

▼発信者番号通知 (CUIP) 付加サービスに関する全ての情報は、NTT-Q931-1bの5章で規定された基本呼手順で送出される「呼設定」(SETUP)メッセージに含まれなければならない。

発信公衆用基地局によって (基本呼手順の一部として) 情報が設定されなかった場合は、デジタル網は呼を解放する。

公衆用基地局によって発信者情報が設定されている場合には、デジタル網はPS番号がそのPHS端末に割り当てられた範囲であるかどうか、および、認証処理を行う上での認証方式を確認し、当該認証方式において必要な加入者データの存在を検証する。

▲【JT-Q951.3-bでは、▼▲の規定が異なる】

1.3.3 デジタル網内での要求条件【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.3.4 着側のデジタル網に対する要求条件【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.4 コーディング上の要求条件

▼発信者番号通知 (CUIP) 付加サービスに関する全ての情報は、「呼設定」(SETUP)メッセージに含まれる。本サービスに用いられる発番号及び発サブアドレス情報要素のコーディングは、NTT-Q931-bの4.5.10節及び4.5.11節に規定されている。発番号情報要素により呼の生成源を特定する。発サブアドレス情報要素により呼の生成源に関連するサブアドレスを特定する。▲【JT-Q951.3-bでは▼▲の規定が異なる】

1.5 信号上の要求条件

1.5.1 サービスの開始/停止/登録【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.5.2 インボケーションと動作

1.5.2.1 発信側加入者線交換機での動作

1.5.2.1.1 通常動作

1.5.2.1.1.1 発信公衆用基地局での動作

▼発信公衆用基地局から送られ、発番号情報要素に設定される番号計画識別は、「ISDN番号計画（勧告E.164）」である。

発信公衆用基地局により記入され送られてきた発信者番号が完全な場合、発番号情報要素に設定される番号種別は以下のいずれかである。

— 国内番号 完全な国内番号が送られてきた場合に用いられる。▲

【JT-Q951.3-bでは▼の規定が異なる】

1.5.2.1.1.2 発信側加入者線交換機での動作

発信公衆用基地局から、「呼設定」(SETUP)メッセージを受信した場合、デジタル網は発番号及び発サブアドレス情報要素が含まれているかチェックする。

発番号情報要素が、「ISDN番号計画（勧告E.164）」以外のコーデイングで番号計画識別を受信したとき、デジタル網は呼を解放する。

「呼設定」(SETUP)メッセージに、発番号情報要素が含まれていない場合、デジタル網は呼を解放する。

デジタル網、又は発信公衆用基地局は発信者番号に、網検証の結果に基づいた網検証識別子の値を設定する。

1) 公衆用基地局タイプ1の場合

発番号情報要素が含まれていれば、デジタル網は網検証機能を実行する。（網検証機能の一つは認証である）

発PHS端末から受信した発信者番号が正常と判断された場合、デジタル網は網検証識別子に、「ユーザ記入、網検証成功」を設定する。

網検証機能失敗の時、デジタル網は呼を解放する。

2) 公衆用基地局タイプ2の場合

「呼設定」(SETUP)メッセージに、網検証識別子が含まれていない場合、デジタル網は呼を解放する。網検証識別子が含まれている場合、デジタル網はその値を設定する。（既に網検証が行われているため）

上記手順（公衆用基地局タイプ1及びタイプ2）により決定された情報は、基本発呼要求に従って、着信側加入者線交換機に転送される。

▼発信者番号通知制限（CUIR）付加サービス（NTT-Q951.4-b）の手順により決定された表示識別子は、基本発呼要求に従って、着信側加入者線交換機に転送される。▲

発サブアドレス情報要素が通知可能であれば、それはデジタル網内を透過的に転送される。



【JT-Q951.3-bでは▼▲の規定が異なる】

1.5.2.1.1.3 特別契約を適用する場合の発信側加入者線交換機での動作【規定しない】

1.5.2.1.2 例外手順【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.5.2.2 中継交換機での動作【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.5.2.3 着信側加入者線交換機での動作

1.5.2.3.1 通常動作

▼発信者番号が通知可能で、かつ発信者番号内の表示識別子により通知が許容されている場合、デジタル網は着信公衆用基地局に送信する「呼設定」(SETUP)メッセージに発番号情報要素を含める。発サブアドレスが設定されている場合も、デジタル網は「呼設定」(SETUP)メッセージに発番号情報要素を含める。着信側交換機で受信された、発信者番号に対応する表示識別子、網検証識別子、及び発サブアドレスは着信公衆用基地局に透過的に転送される。

番号計画識別フィールドは「ISDN番号計画(勧告E.164)」にコーディングされる。

1) 公衆用基地局タイプ1の場合

デジタル網が「呼設定」(SETUP)メッセージを着信公衆用基地局に送る際にデジタル網は発信者番号が通知可能かどうかチェックする必要がある。

発信者番号内の表示識別子により通知が許容されない場合、デジタル網は着信公衆用基地局に送信する「呼設定」(SETUP)メッセージに発番号情報要素を含めない場合がある。着側加入者線交換機で発信者番号も通知制限の表示も受け取れなかった場合、デジタル網は着側公衆用基地局に送られる「呼設定」(SETUP)メッセージに発番号情報要素を含めない場合がある。

2) 公衆用基地局タイプ2の場合

発信者番号内の表示識別子により通知が許容されない場合、デジタル網は着信公衆用基地局に送信する「呼設定」(SETUP)メッセージに発番号情報要素を含めてもよい。網検証識別子は着信側デジタル網で受信した通り公衆用基地局に送信される。デジタル網はデジッドフィールドを含める。またデジタル網は「呼設定」(SETUP)メッセージに発サブアドレス情報要素を含める。

着信側加入者線交換機で発信者番号も通知制限の表示も受け取れなかった場合、デジタル網は着信公衆用基地局に送られる「呼設定」(SETUP)メッセージに発番号情報要素を含めない場合がある。▲

【JT-Q951.3-bでは▼▲の規定が異なる】

1.5.2.3.2 例外手順【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.6 他の付加サービスとの相互作用

1.6.1 DTMF送信【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.6.2 ハンドオーバー【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.6.3 ユーザスクランブル【規定しない】

1.6.4 サブアドレス【JT-Q951.3-bに準拠する】



1.6.5 発信者番号通知 (CUIP) 【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.6.6 発信者番号通知制限 (CUIR)

▼1.5.2.3 参照。▲

【JT-Q951.3-bでは▼▲の規定が異なる】

1.6.7 着信転送サービス

1.6.7.1 無条件着信転送 (CFU) 【規定しない】

1.6.7.2 ビジー時着信転送 (CFB) 【規定しない】

1.6.7.3 無応答時着信転送 (CFNRY) 【規定しない】

1.6.7.4 圏外・電源断時着信転送 (CFNRC)

▼NTT-Q952-b 参照。▲

【JT-Q951.3-bでは▼▲の規定が異なる】

1.6.8 規制 【規定しない】

1.6.9 ローミング 【規定しない】

1.6.10 PHSユース・ユーズ情報転送付加サービス (PHS-UUS)

1.6.10.1 サービス1 【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.6.10.2 サービス2 【規定しない】

1.6.10.3 サービス3 【規定しない】

1.7 他網との相互作用

1.7.1 ISDNとの相互作用

1.7.1.1 発信側加入者交換機での動作

▼活用型PHS発時の発側交換機の動作は、着信先がISDNまたは非ISDNであるかは意識しない。▲

【JT-Q951.3-bでは▼▲を規定していない】

1.7.1.2 中継交換機での動作 【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.7.1.3 着信側加入者交換機での動作

▼相互作用なし▲

【JT-Q951.3-bでは▼▲の規定が異なる】

1.7.2 非ISDNとの相互作用 【規定しない】

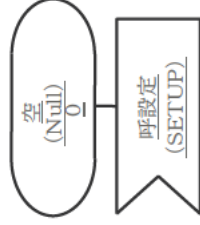
1.7.3 私設ISDNとの相互作用手順 【規定しない】

1.8 信号フロー 【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.9 パラメータ値 (タイム) 【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.10 動的記述

図1.1/NTT-Q951.3-b 発側のデジタル網における動的記述 [公衆用基地局タイプ1] 【JT-Q951.3-bに準拠する】

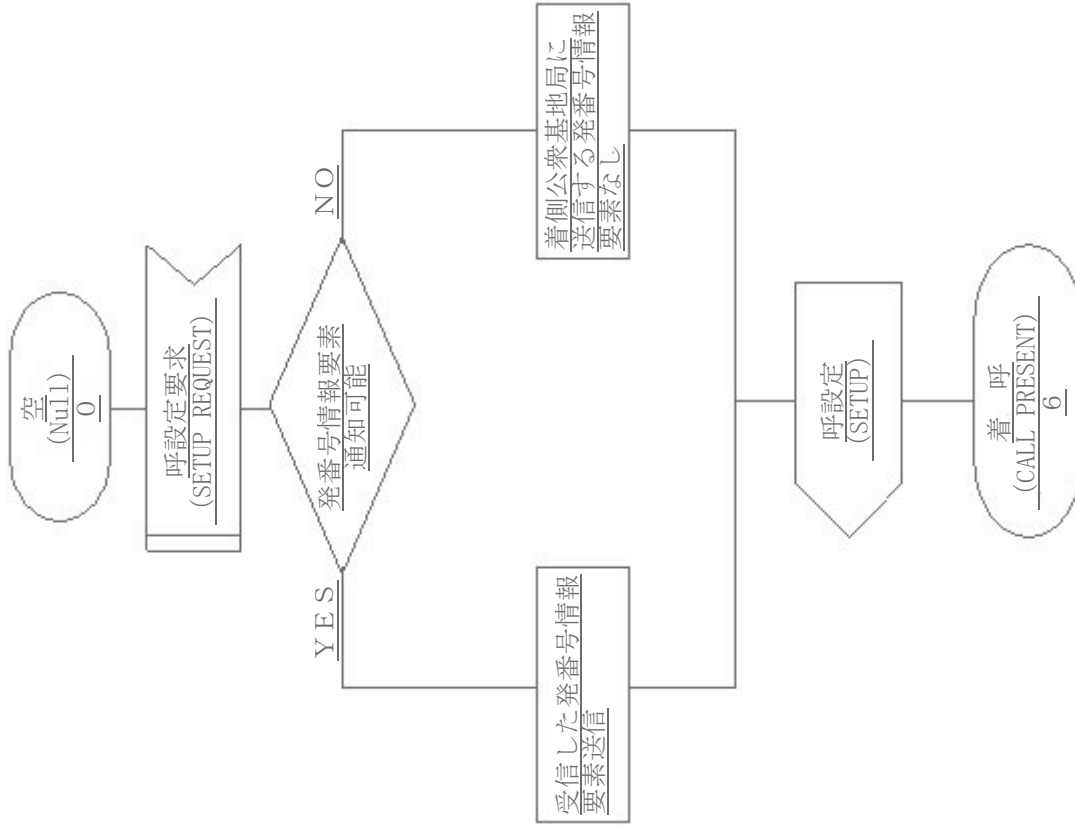


注1-本手順は基本サービスの一部として提供される。

図1. 2/NTT-Q951. 3-b

発側のデジタル網における動的記述【公衆用基地局タイプ2】

図2. 1/NTT-Q951. 3-b 着側のデジタル網における動的記述【公衆用基地局タイプ1】【JT-Q951. 3-bに準拠する】



着側のデジタル網における動的記述 [公衆用基地局タイプ2] ▲

【JT-Q951.3-bでは▼▲の規定が異なる】

付属資料A：二つの発番号情報要素通知オプション【規定しない】

付属資料B：発信者番号が通知されない詳細理由の明示

B.1 範囲

【JT-Q951.3-bに準拠する】

B.2 新たに必要となるコーデイング上の要求条件

▼勧告X.208で記述される抽象構文1 (ASN.1) 及び勧告X.219 図4/X.219で定義される OPERATION macro (オペレーションマクロ) を用いて、このオペションをサポートするために必要なオペレーションの定義を付表B-1/NTT-Q951.3-bに示す。

付表B-1/NTT-Q951.3-b

Cause-of-No-ID-Information-Service-Operation

DEFINITION ::=

BEGIN

IMPORTS OPERATION

FROM

Remote-Operation-Notation

{joint-iso-ccitt remote-operation(4) notation(0)}

;

CauseOfNoIdInformationType ::= OPERATION

ARGUMENT causeOfNoId CauseOfNoId

CauseOfNoId ::= ENUMERATED {unavailable(0), rejectedByUser(1),

interactionWithOtherServices(2), coinline(3)}

--CauseOfNoIdInformation 発信者番号非通知理由明示オペレーション

--CauseOfNoId 発信者番号非通知理由

--unavailable サービス提供不可のため通知不可

--rejectedByUser ユーザ拒否のため通知不可

--interactionWithOtherServices サービス競合のため通知不可

--coinline 公衆電話発信のため通知不可

causeOfNoIdInformation CauseOfNoIdInformationType ::= {ccitt(0) administration(2)

japan(440) isdn(102) operationValue(1) causeOfNoIdInformation(1)}

End --of Cause-of-No-ID-Information-Service-Operation

発信者番号通知オペレーションフアシリティ情報要素のコーデイング

8	0	0	0	1	1	1	0	0	情報要素識別子 [ファシリティ情報要素]
ファシリティ内容長									
1	0	0	1	0	0	0	1	1	予備 プロトコル・プロファイル [リモートオペレーション]
1	0	1	0	0	0	0	1	1	コンポーネント種別タグ [インボーク]
コンポーネント長									
0	0	0	0	0	0	1	1	0	コンポーネント識別子タグ [インボーク識別子]
インボーク識別子長									
インボーク識別子									
0	0	0	0	0	1	1	0	0	オペレーション種別タグ [オブジェクト識別子]
0	0	0	0	0	1	1	0	0	オペレーション長
0	0	0	0	0	0	1	0	0	ccitt(0)×40+administration(2)
1	0	0	0	0	0	1	1	1	Japan(440)
0	1	1	0	0	1	1	0	0	isdn(102)
0	0	0	0	0	0	0	1	1	Operationvalue(1)
0	0	0	0	0	0	0	1	1	cause of NO ID information(1)
0	0	0	0	1	0	1	0	0	形式 列挙型タグ(10)

0 0 0 0 0 0 0 0 1	パラメータ長
発信者番号非通知理由 「サービス提供不可(0), ユーザ拒否 (1), サービス競合(2), 公衆電話発信 (3)」	

【JT-Q951.3-bでは▼▲の規定が異なる】

B.3 信号手順

B.3.1 発信側加入者線交換機で新たに必要となる動作

B.3.1.1 通常動作

▼発信側公衆用基地局は、発信者番号通知できない事象が存在する場合、番号を通知しない旨の適切な詳細理由（発信者番号非通知理由）を設定した「呼設定」(SETUP)メッセージを発信側加入者線交換機に送信する。

—発信ユーザが発信者番号通知制限(CUIR)付加サービスを起動したため通知できない（ユーザ拒否のため通知不可）

—他サービスとの競合条件により通知できない（サービス競合のため通知不可）

—公衆電話からの発信であるため通知できない（公衆電話発信のため通知不可）

発信側加入者交換機は、受信した発信者番号非通知理由を透過的に着信側加入者交換機に送信する。

▲【JT-Q951.3-bでは▼▲の規定が異なる】

B.3.1.2 例外動作【JT-Q951.3-bに準拠する】

B.3.2 中継交換機での動作【JT-Q951.3-bに準拠する】

B.3.3 着信側加入者線交換機で新たに必要となる動作

B.3.3.1 通常動作

▼デジタル網は発信者番号が着信公衆用基地局に通知されない場合、発信者番号非通知理由明示(CauseOfNoIdInformation)インボクコンポーネントに、以下に示す発信者番号非通知理由を設定したフアシリティ情報要素を含む「呼設定」(SETUP)メッセージを着信公衆用基地局に送信する。

—発信者番号も通知制限の表示も受信しなかった場合、デジタル網は発信者番号非通知理由「サービス提供不可のため通知不可」を設定する。

—受信した表示識別子が「インタワーキングのため利用できない番号」に設定された場合、デジタル網は発信者番号非通知理由「サービス提供不可のため通知不可」を設定する。

—受信した表示識別子が「表示制限」に設定され、デジタル網が発信者番号非通知理由を受信しない場合、デジタル網は発信者番号非通知理由「サービス提供不可のため通知不可」を設定する。

一受信した表示識別子が「表示制限」に設定され、デジタル網が発信者番号非通知理由を受信する場合、デジタル網は受信した発信者番号非通知理由を透過的に設定する。

発番号情報要素の表示識別子が「表示許可」に設定され、発信者番号が着信公衆用基地局に通知される場合、着信側加入者線交換機は発信者番号非通知理由を着信公衆用基地局に送信しない。

以上は付表B-2/NTT-Q951.3-bに要約されている。

付表B-2/JT-Q951.3-b

着信側加入者線交換機で受信した情報		着信側加入者線交換機が 着信公衆用基地局へ送信する
表示識別子	発信者番号非通知理由	発信者番号非通知理由
二	二	サービス提供不可のため通知不可
インタローキングのため利用できない番号	二	サービス提供不可のため通知不可
表示制限	二	サービス提供不可のため通知不可
	ユーザ拒否のため通知不可	ユーザ拒否のため通知不可
	サービス競合のため通知不可	サービス競合のため通知不可
	公衆電話発信のため通知不可	公衆電話発信のため通知不可
表示許可	二	二

【JT-Q951.3-bでは▼▲の規定が異なる】

B.3.3.2 例外動作【JT-Q951.3-bに準拠する】

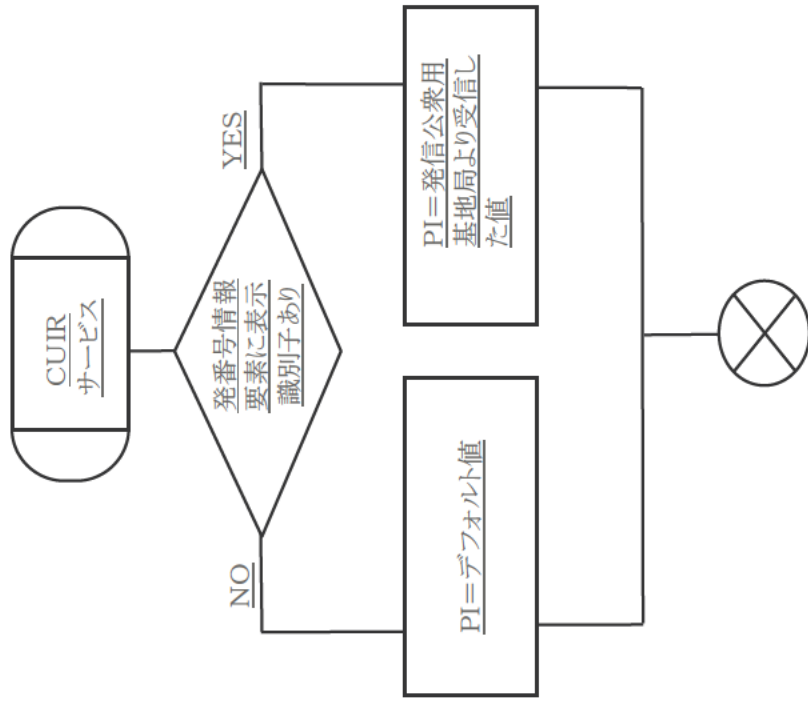
付属資料C：公衆用基地局タイプ1とタイプ2について【JT-Q951.3-bに準拠する】

NTT-Q951.4-b PHS公衆用基地局-デジタル網間インタフエース 発信者番号通知制限付加サービス

- 1. 発信者番号通知制限 (CUAIR)
  - 1.1 定義【JT-Q951.4-bに準拠する】
  - 1.2 解説
    - 1.2.1 概要【JT-Q951.4-bに準拠する】
    - 1.2.2 特殊用語【JT-Q951.4-bに準拠する】
    - 1.2.3 テレコミュニケーションサービスへの適用上の制限【規定しない】
    - 1.2.4 状態定義【JT-Q951.4-bに準拠する】
  - 1.3 運用上の要求条件
    - 1.3.1 サービス提供/取消し【規定しない】
    - 1.3.2 発側のデジタル網に対する要求条件
    - ▼発信者通知制限 (CUAIR) 付加サービスに関する全ての情報は、NTT-Q951-bで規定された基本呼設定手順の一部として送出される「呼設定」(SETUP)メッセージに含まれる。▲  
【JT-Q951.4-bでは、▼▲の規定が異なる】
    - 1.3.3 デジタル網内での要求条件【JT-Q951.4-bに準拠する】
    - 1.3.4 着側のデジタル網に対する要求条件【JT-Q951.4-bに準拠する】
  - 1.4 コーディング上の要求条件
    - ▼NTT-Q951.3-bの1.4と同様である。▲  
【JT-Q951.4-bでは、▼▲の規定が異なる】
  - 1.5 信号上の要求条件
    - 1.5.1 サービスの開始/停止/登録【JT-Q951.4-bに準拠する】
    - 1.5.2 インボケーションと動作
      - 1.5.2.1 発信公衆用基地局での動作【規定しない】
      - 1.5.2.2 発信側加入者線交換機での動作
        - 1.5.2.2.1 通常動作
        - 1) 公衆用基地局タイプ1【JT-Q951.4-bに準拠する】
        - 2) 公衆用基地局タイプ2
- ▼デジタル網は発信側公衆用基地局から表示識別子が含まれていない「呼設定」(SETUP)メッセージを受信した場合、呼を切断する。表示識別子は基本呼要求に従って相手側に転送される。▲  
【JT-Q951.4-bでは▼▲の規定が異なる】
- 1.5.2.2.2 例外手順【JT-Q951.4-bに準拠する】
- 1.5.2.3 中継交換機での動作【JT-Q951.4-bに準拠する】



- 1.5.2.4 着信側加入者線交換機での動作
- 1.5.2.4.1 通常動作【JT-Q951.4-bに準拠する】
- 1.5.2.4.2 例外手順【JT-Q951.4-bに準拠する】
- 1.6 他の付加サービスとの相互作用
- 1.6.1 DTMF送信【JT-Q951.4-bに準拠する】
- 1.6.2 ハンドオーバー【JT-Q951.4-bに準拠する】
- 1.6.3 ユーザスクランブル【規定しない】
- 1.6.4 サブアドレス【JT-Q951.4-bに準拠する】
- 1.6.5 発信者番号通知(CUIP)【JT-Q951.4-bに準拠する】
- 1.6.6 発信者番号通知制限(CUIR)【JT-Q951.4-bに準拠する】
- 1.6.7 着信転送系サービス
- 1.6.7.1 無条件着信転送(CFU)【規定しない】
- 1.6.7.2 ビジ-時着信転送(CFB)【規定しない】
- 1.6.7.3 無応答時着信転送(CFNRY)【規定しない】
- 1.6.7.4 圏外・電源断着信転送(CFNRC)  
▼NTT-Q952-b参照。▲  
【JT-Q951.4-bでは、▼▲の規定が異なる】
- 1.6.8 規制【規定しない】
- 1.6.9 ローミング【規定しない】
- 1.6.10 PHSユ-ザ・ユ-ザ情報転送付加サービス(PHS-UUS)
  - 1.6.10.1 サービス1【JT-Q951.4-bに準拠する】
  - 1.6.10.2 サービス2【規定しない】
  - 1.6.10.3 サービス3【規定しない】
- 1.7 他網との相互作用
- 1.7.1 ISDN網との相互作用
- 1.7.1.1 発信側加入者線交換機での動作【JT-Q951.4-bに準拠する】
- 1.7.1.2 中継交換機での動作【JT-Q951.4-bに準拠する】
- 1.7.1.3 着信側加入者交換機での動作【規定しない】
- 1.7.2 非ISDNとの相互作用【規定しない】
- 1.7.3 私設ISDNとの相互作用手順【規定しない】
- 1.8 信号フロー【JT-Q951.4-bに準拠する】
- 1.9 パラメータ値(タイム)【JT-Q951.4-bに準拠する】
- 1.10 動的記述▼



発信者番号通知 (CUIP) の  
発側のデジタル網における動的記述に戻る。

注1- PI (表示識別子) = 00 「表示許可」  
PI (表示識別子) = 01 「表示制限」

図1. 1/NTT-Q951. 4-b  
発側のデジタル網における動的記述 [公衆用基地局タイプ1] ▲  
【JT-Q951. 4-bでは▼▲の規定が異なる】

図1. 2/NTT-Q951. 4-b 発側のデジタル網における動的記述 [公衆用基地局タイプ2] 【JT-Q951. 4-bに準拠する】

付属資料A：公衆用基地局タイプ1とタイプ2について【JT-Q951.4-bに準拠する】

NTT-Q952-b PHS公衆用基地局-デジタル網間インタフェース 着信転送付加サービス

▼以下に記述される規定は、PHS MoUとの対応関係はない。▲

【JT-Q952-bでは▼▲の規定が異なる】

#### 1. 定義

##### 1.1 規定範囲

▼本規定は、公衆用基地局-デジタル網間において、デジタル網に対する着信転送付加サービスの転送先がPHS網番号の場合の動作について規定する。

圏外・電源断時着信転送(CFNRC)付加サービスにより、サービス対象ユーザは、サービス対象ユーザのISDN番号へ全ての着信呼あるいは特定の基本サービスに関連した着信呼が圏外の場合に、デジタル網の別の番号へ転送させることができる。サービス対象ユーザの発信サービスは影響を受けない。▲

【JT-Q952-bでは▼▲の規定が異なる】

#### 2. 解説

##### 2.1 概要

▼着信先の契約活用型PHS系端末機器が圏外または電源断と当社網が判断した場合、予め当社網に登録された転送先電話番号へその呼を転送する。▲

【JT-Q952-bでは、▼▲の規定が異なる】

2.2 定義【JT-Q952-bに準拠する】

2.3 略語【JT-Q952-bに準拠する】

2.4 状態定義【規定しない】

3. 動作上の要求条件【規定しない】

4. コーディングの要求条件

4.1 情報要素のコーディング

4.1.1 通知識別子情報要素のコーディング【規定しない】

4.1.2 転送元番号情報要素のコーディング

▼転送元番号情報要素の目的は、着信転送の転送元を特定するためである。

転送元番号情報要素は図1/NTT-Q952-bに示すようにコーディングされる。この情報要素の最大長は25オクテットである。

8	7	6	5	4	3	2	1	オクテット																																																																																															
<table border="1"> <tr> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="8">転送元番号</td> </tr> <tr> <td colspan="8">情報要素識別子</td> </tr> <tr> <td colspan="8">転送元番号情報要素内容長</td> </tr> <tr> <td colspan="8">番号計画識別</td> </tr> <tr> <td>0/1 拡張</td> <td colspan="7">番号種別</td> </tr> <tr> <td>0/1 拡張</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">表示識別子</td> <td colspan="2">予備</td> <td colspan="2">予備</td> <td colspan="2">予備</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td colspan="4">着信転送理由</td> </tr> <tr> <td>拡張</td> <td colspan="7">予備</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td colspan="7">番号ディジット</td> </tr> <tr> <td>予備</td> <td colspan="7">(IA5キヤクタ)</td> </tr> </table>								0	1	1	1	0	1	0	0	転送元番号								情報要素識別子								転送元番号情報要素内容長								番号計画識別								0/1 拡張	番号種別							0/1 拡張	0	0	0	0	0	0	0	表示識別子		予備		予備		予備		1	0	0	0	着信転送理由				拡張	予備							0	番号ディジット							予備	(IA5キヤクタ)						
0	1	1	1	0	1	0	0																																																																																																
転送元番号																																																																																																							
情報要素識別子																																																																																																							
転送元番号情報要素内容長																																																																																																							
番号計画識別																																																																																																							
0/1 拡張	番号種別																																																																																																						
0/1 拡張	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																
表示識別子		予備		予備		予備																																																																																																	
1	0	0	0	着信転送理由																																																																																																			
拡張	予備																																																																																																						
0	番号ディジット																																																																																																						
予備	(IA5キヤクタ)																																																																																																						
<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3a</td> <td>3b</td> <td>4</td> <td>etc.</td> </tr> </table>								1	2	3	3a	3b	4	etc.																																																																																									
1	2	3	3a	3b	4	etc.																																																																																																	

図1/NTT-Q952-b 転送元番号情報要素

転送元番号情報要素の各部分は、次に定義されているオクテット3 bを除いてNTT-Q931-bの4.5.10節(発番号情報要素)で規定されているようにコーディングされる。

着信転送理由(オクテット3 b)の値は表4/NTT-Q952-bに要約されている。

表 4 / NTT-Q952-b 着信転送理由コード値

ビット	意味
4321	
0000	不定
0001	ビジー時または着信DTEビジー時着信転送 (回線交換モードとパケット交換モード)
0010	無応答時着信転送 (回線交換モードのみ)
0011	圏外・電源断時着信転送
1111	無条件着信転送またはシステマ的な着信転送 (回線交換モードとパケット交換モード)
1010	着信DTEによる呼毎着信転送または着信転送 (回線交換モードとパケット交換モード)
注一他の全ての値は予約されている▲ 【JT-Q952-bでは▼▲の規定が異なる】	
4.1.3	転送先番号情報要素のコーデイング【規定しない】
5.	公衆基地局-デジタル網間でのシグナリング手順【規定しない】
5.1	起動/停止/問合せ【規定しない】
5.2.1	発信ユーザへの着信転送通知【規定しない】
5.2.2	発信ユーザへの転送先ユーザ通知【規定しない】
5.2.3	サービス対象ユーザでの動作【規定しない】
5.2.4	転送先ユーザでの動作
5.2.4.1	通常動作
▼公衆用基地局に転送元番号情報要素を転送する。表 4 / NTT-Q952-b 着信転送理由 コード値の規定以外の転送理由を受信した場合は、不定にマッピングされる。▲ 【JT-Q952-bでは▼▲の規定が異なる】	
5.2.4.2	例外手順【JT-Q952-bに準拠する】
5.3	サービス対象ユーザへの警告通知【規定しない】
6.	他の付加サービスとの相互作用
6.1	番号通知サービス
6.1.1	発信者番号通知 (CUIP)【JT-Q952-bに準拠する】

6.1.2 発信者番号通知制限 (CUIR) 【JT-Q952-bに準拠する】

6.2 着信転送サービス

6.2.1 無条件着信転送 (CFU) 【規定しない】

6.2.2 ビジー時着信転送 (CFB) 【規定しない】

6.2.3 無応答時着信転送 (CFNRy) 【規定しない】

6.2.4 圏外・電源断時着信転送 (CFNRc)

▼相互作用なし▲

【JT-Q952-bでは▼▲の規定が異なる】

6.3 規制 【規定しない】

6.4 DTMF送出 【JT-Q952-bに準拠する】

6.5 ハンドオーバー 【JT-Q952-bに準拠する】

6.6 ユーザスクランブル 【規定しない】

6.7 サブアドレス 【JT-Q952-bに準拠する】

6.8 PHSユーザ・ユーザ情報転送サービス (PHS-UUS)

▼▼NTT-Q957-bを参照。▲

【JT-Q952-bでは▼▲の規定が異なる】

6.9 コールトランスファ (CT) 【規定しない】

6.10 複数PHS番号 【規定しない】

7. 他網との相互作用

I SDNとの相互作用

7.1.1 着信転送元がI SDN網の場合の手順 【規定しない】

7.1.2 着信転送元がPHS網の場合の手順

▼着信転送理由 (圏外・電源断時着信転送) はI SDN網への転送は図7-2/NTT-Q952-bのように変換される。

PHS網

I SDN網

Bits	Meaning	Bits	Meaning
4 3 2		4 3 2	
1		1	
0 0 1	圏外・電源断時着信転送	0 0 0	不定
1		0	

図 7-2 / NTT-Q952-b▲

【JT-Q952-bでは▼▲の規定が異なる】

7.2 非ISDNとの相互作用【規定しない】

7.3 私設ISDNとのインタワーキング手順【規定しない】

8. 信号フロー図【規定しない】

9. パラメータ値 (タイマ) 【規定しない】

10. 動的な記述 (SDL) 【規定しない】

1 機能一覧

当社網が提供する直接協定事業者網に特有な機能の一覧、及びその機能の概要を表 1 に示す。

各機能の信号方式についての詳細は、技術的条件集別表 7 による。

表 1 活用型PHS特有機能の一覧

機能名	機能概要
位置登録機能	インタフェースと活用型PHS系番号の関係を当社網に登録することによって、その活用型PHS系番号に対して通信接続要求があった場合に、登録したインタフェースに着信することを可能とする機能
PB音生成機能	直接協定事業者網からのDチャネルを用いたPB音送信要求に基づき、当社網がBチャネルにPB音を重畳する機能
ハンドオーバー機能	通信中のチャネルを通信を継続したまま異なるインタフェース内の通信チャネルに変更する機能
一斉呼出し機能	Dチャネルの異なるインタフェースをグループ化し、グループ単位での着信接続を可能とする機能
認証機能	直接協定事業者網からのサービス要求に対して、当社網がサービス要求対象である活用型PHS系番号に対して検証を行うことにより、サービス提供の可否を判断する機能
緊急呼 (110, 119) 接続機能	直接協定事業者網からの110/119番接続要求に基づき、110/119番受付台へ接続する機能
公衆用基地局に対するパケット通信機能	公衆用基地局と当社網間におけるパケット通信機能 (PVC及びVC) を提供する機能
公衆用基地局からの発信機能	公衆用基地局と当社網間における公衆用基地局からのデジタル通信モードでの発信機能



<p>災害時優先電話接続機能（注1）</p>	<p>災害時における重要通信の確保を目的として、予め、当社網に特定のPHS加入者に対して優先ユーザである旨の登録を行っておくことで、発信PHS加入者が優先ユーザである場合、当社網にその呼を優先的に取り扱うことを可能とさせる機能</p>
<p>呼設定情報通知機能（注2）</p>	<p>災害時における重要通信の確保を目的として、発信者が優先ユーザである場合、発信者が優先ユーザであることを当社網に通知することで、当社網にその呼を優先的に取り扱うことを可能とさせる機能</p>
<p>「経過表示」(PROG)メッセージ受信機能（注2）</p>	<p>公衆基地局からデジタル網に送出される「経過表示」(PROG)メッセージを受信可能とする機能</p>
<p>(注1) 当社認証方式の場合のみ提供する。</p>	
<p>(注2) 独自認証方式の場合のみ提供する。</p>	
<p>2 位置登録機能</p>	
<p>2.1 概要</p>	<p>インタフェースと活用型PHS系番号の関係を当社網に登録することによって、その活用型PHS系番号に対して通信接続要求があった場合に、登録したインタフェースに着信することを可能とする機能。</p>
<p>2.2 提供条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本機能は、直接協定事業者網からの位置登録要求に従って当社網が行う。</li> <li>・登録された着信先情報は、新たな位置登録が行われるまで保持する。</li> <li>・位置登録要求は該当する活用型PHS系番号の通信状態が空状態の場合のみ受け付ける。</li> </ul>
<p>2.3 信号方式</p>	
<p>2.3.1 レイヤ1</p>	<p>技術的条件集別表7による。</p>
<p>2.3.2 レイヤ2</p>	<p>技術的条件集別表7による。</p>
<p>2.3.3 レイヤ3</p>	<p>技術的条件集別表7による。</p>
<p>2.3.4 PHSサービス制御手順</p>	<p>シーケンス例を技術的条件集別表7付図G-2-1/NTT-Q932-aに示す。</p>
<p>3 PB音生成機能</p>	

### 3. 1 概要

直接協定事業者網からのDチャネルを用いたP B音生成要求に基づき、当社網がBチャネルにP B音を重畳する機能。

### 3. 2 提供条件

- ・本機能利用時のBチャネル情報はP B音のみとなる。
- ・P B音の技術条件は事業用電気通信設備規則（押しボタンダイヤル信号の条件）による。

参考として当社網で提供するP B信号の技術的条件を表2に示す。また、P B音送出時間の参考値としては、仮に一つの「ファシリテイ」メッセージで3 2個のP B音の送出を行う場合、約7秒の時間を必要とする。

表2 P B音の技術的条件（参考値）

信号送出時間	100ms
ミニマムポーズ	100ms
周期（信号送出時間＋ミニマムポーズ）	200ms

### 3. 3 信号方式

#### 3. 3. 1 レイヤ1

技術的条件集別表7による。

#### 3. 3. 2 レイヤ2

技術的条件集別表7による。

#### 3. 3. 3 レイヤ3

技術的条件集別表7による。

#### 3. 3. 4 サービス制御手順

本機能はP B音生成オペレーションを含む「ファシリテイ」メッセージにて提供される。このP B音生成オペレーションを含む「ファシリテイ」メッセージについての条件を表3に示す。

表3 P B音送出オペレーションを含む「ファシリテイ」メッセージ

メッセージを受付可能な当社網の状態	「発呼受付」状態及び「通信中」状態 ただし、通信モードは“通話モード”に限る。
メッセージ中のP B信号数	最大3 2個
送信可能なP B信号	I A 5キヤクタによる0～9、#及び*

メッセージ中に含むことができる“フリースリテイ”情報要素の数	1つ
1 CALL 中で送信可能なメッセージ数	制限なし
受付可能なPB信号の送信要求数 （“メッセージを受付可能な状態”にあるBチャネル単位）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・送信要求されたPB信号がない場合は、最大64信号までのPB音生成要求を受け付け可能。</li> <li>・既に送信要求されたPB信号がある場合は、当社網が未生成のPB信号数を含み最大64信号までのPB音生成要求を受け付け可能。</li> <li>・上記制限を越えて要求されたPB信号については送信要求は受け付けられず、廃棄される。</li> </ul>

### 3. 3. 4 PHSサービス制御手順 シーケンス例を図1に示す。

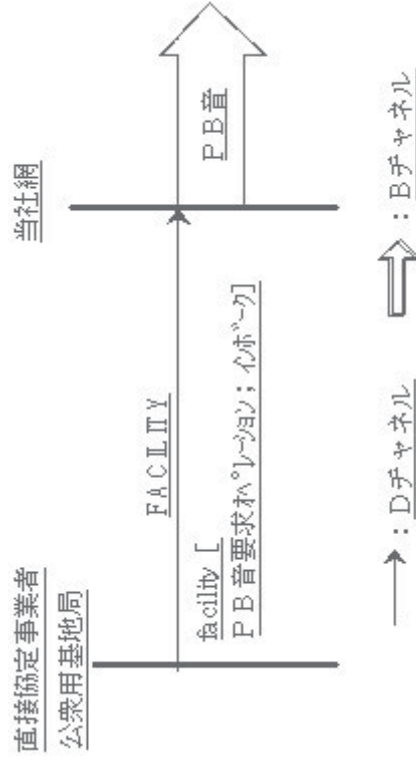


図1 PB音生成機能

### 4. ハンドオーバー機能

#### 4. 1 概要

通信中のチャネルを通信を継続したまま異なるインタフェース内の通信チャネルに変更する機能。

#### 4. 2 提供条件

・切替先公衆用基地局と切替元公衆用基地局（注1）が同じ直接協定事業者網であること。

・通信モードは通話モード及びデジタル通信モードで提供する。

(1) 通信確立時の通信モードが通話モード（情報転送能力が音声又は3.1kHzオーディオ）の場合

・ハンドオーバー要求が通信確立時と異なる通信モード（デジタル通信モード）で行われた場合はハンドオーバー要求を拒否する。

・ハンドオーバー要求が通信確立時と同じ通信モード（通話モード）で行われた場合、ハンドオーバー要求は通信確立時と同じ伝達能力（情報転送能力）で行うことが望ましいが、通信確立時と異なる伝達能力（情報転送能力）にて行われたハンドオーバー要求でも拒否せず、通信確立時の通信条件にてハンドオーバーが行われる。

(2) 通信確立時の通信モードがデジタル通信モード（情報転送能力が非制限デジタル情報）の場合ハンドオーバー要求は、通信確立時の伝達能力（情報転送能力）で行う。ハンドオーバー時に、通信確立時と異なる伝達能力（情報転送能力）にてハンドオーバー要求が行われた場合は、ハンドオーバー要求を拒否する。

・パケットモード（バーチャルサービス）では提供しない。

・当社認証方式の直接協定事業者網からのハンドオーバー要求の場合、ハンドオーバー要求PHS端末機器の認証が成功すること。独自認証方式の場合は、本条件は必要ない。

・通信中状態であること。

・緊急通報呼における異なる交換機配下のハンドオーバーは許容しない。

・発番号の通知可/不可の設定についても、ハンドオーバー要求時は、通信確立時の設定で行うことが望ましい。ハンドオーバー時に、通信確立時と発番号通知可/不可の設定が異なるハンドオーバー要求が行われた場合、通信確立時の通信条件にてハンドオーバーが行われる。

・通信チャネルの切替時、通信パスの瞬断が発生する場合がある。

・異なる交換機配下のハンドオーバー時に設定される発ユーザ種別は、通信確立時の通信条件と必ずしも一致しない。

(注1) 切替元公衆用基地局：ハンドオーバー要求を行う前にその呼の通信に使われている公衆用基地局

切替先公衆用基地局：ハンドオーバー要求を行った後にその呼の通信に使われている公衆用基地局

#### 4. 3 信号方式

##### 4. 3. 1 レイヤ1

技術的条件集別表 7 による。

4. 3. 2 レイヤ 2

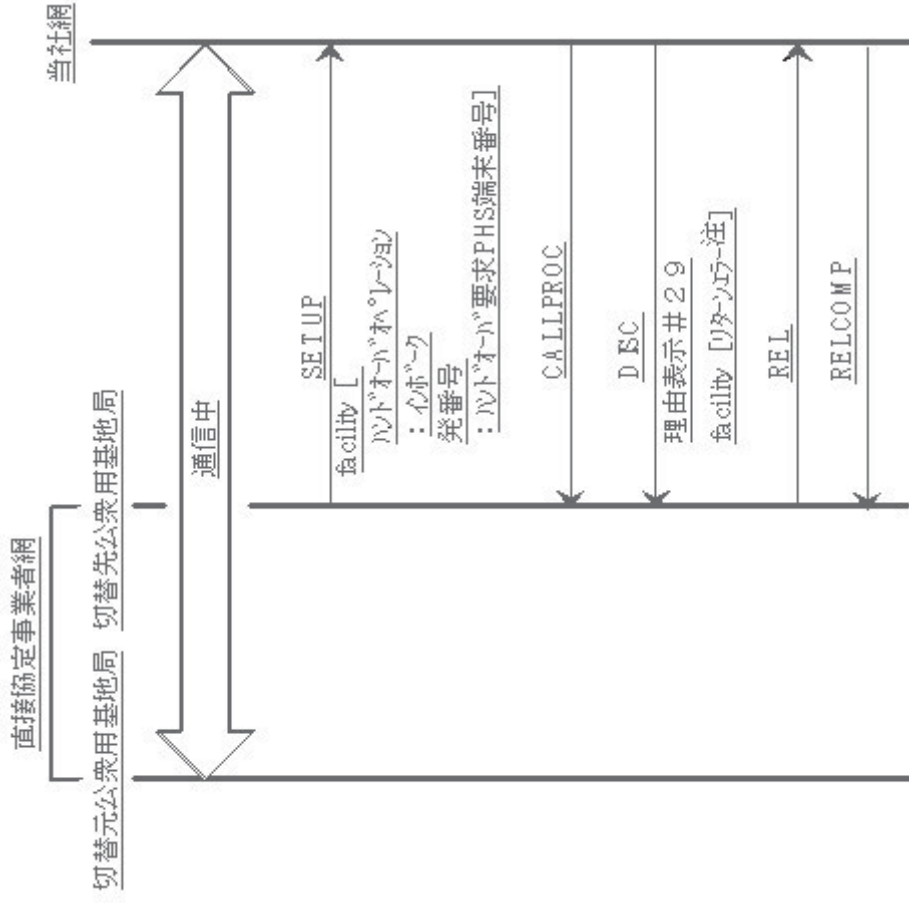
技術的条件集別表 7 による。

4. 3. 3 レイヤ 3

技術的条件集別表 7 による。

4. 3. 4 PHS サービス制御手順

シーケンス例 (正常) を技術的条件集別表 7 付図 G-2-5 / NTT-Q 9 3 2 - a に、シーケンス例 (準正常) を図 2 に示す。



理由表示#29：ファシリテイ拒否 (注) リターンエラーはリジェクトの場合もある

図2 ハンドオーバー処理シーケンス例 (準正常)

5 一斉呼出し機能

5.1 概要

Dチャネルの異なるインタフェースをグループ化し、グループ単位での着信接続を可能とする機能。

5.2 提供条件

5.2.1 通信対象公衆用基地局の選択条件

5.2.1.1 当社認証方式

当社網からの「呼設定」メッセージ送出後一定時間 (約10秒：一斉呼出しタイム値)

以内に一番早く「呼出」又は「応答」メッセージを送出した公衆用基地局を選択公衆用基地局とする(図3-1参照)。前記の時間内に通信対象公衆用基地局が選択されなかった場合、当社網は着信接続先PHS端末機器が圏外又は電源断と判断する(図3-2参照)。

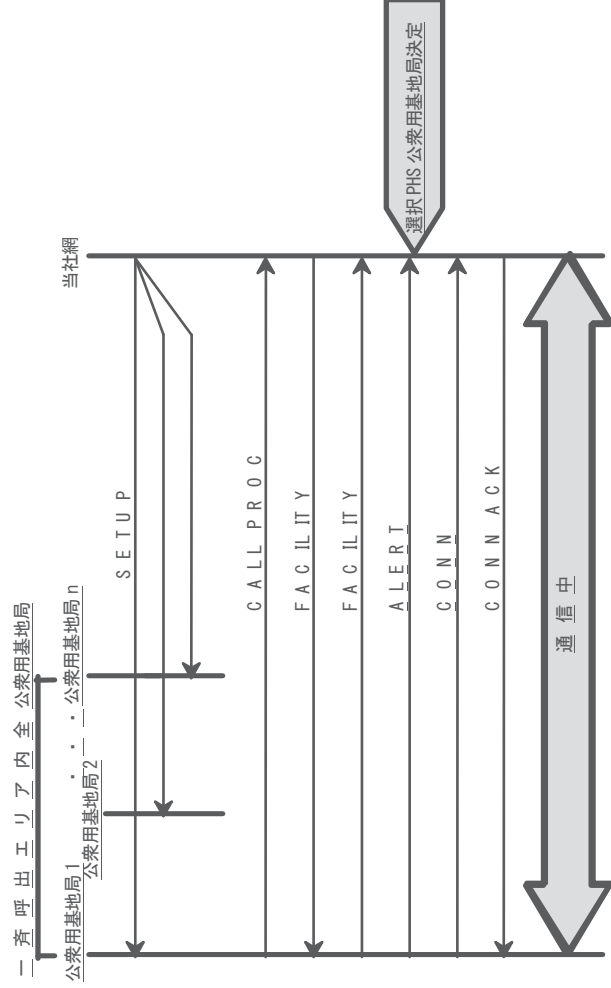


図3-1 一斉呼出しシーケンス例 (選択公衆用基地局が決定される場合)

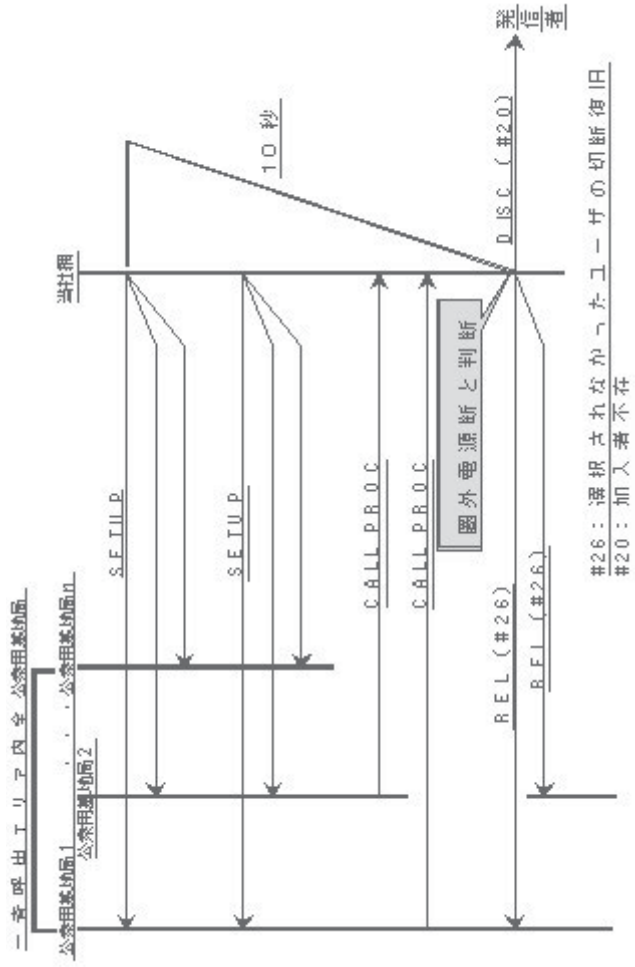


図 3-2 一斉呼出しシーケンス例 (選択公衆用基地局が決定されない場合)

### 5. 2. 1. 2 独自認証方式

当社網から送出した「呼設定」メッセージに対して返送された「呼設定受付」メッセージに続いて、一番早く「経過表示」、「呼出」又は「応答」メッセージを送出した公衆用基地局を選択公衆用基地局とする (図 4-1 参照)。当社網からの「呼設定」メッセージ送出後一定時間 (約 10 秒: 一斉呼出しタイム値) 以内に「呼設定受付」メッセージを受信しなかった場合、当社網は着信接続先 PHS 端末機器が圏外または電源断と判断する (図 4-2 参照)。



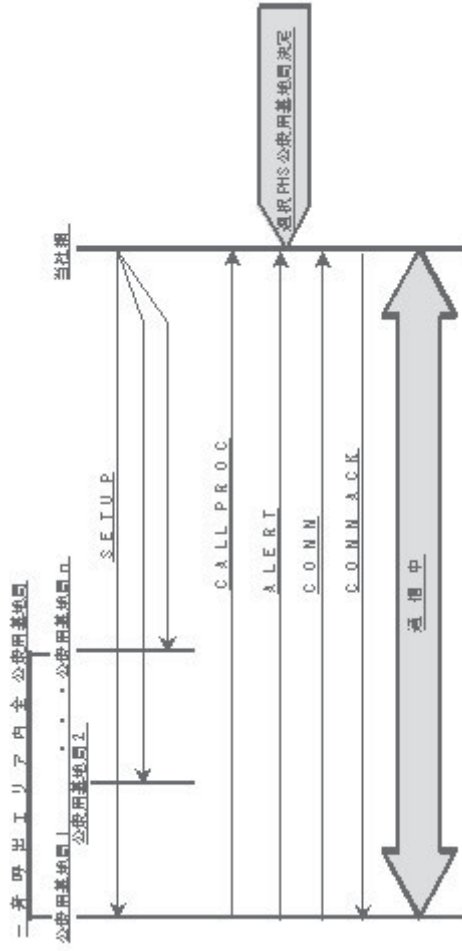


図4-1 一斉呼出しシーケンス例 (選択公衆用基地局が決定される場合)

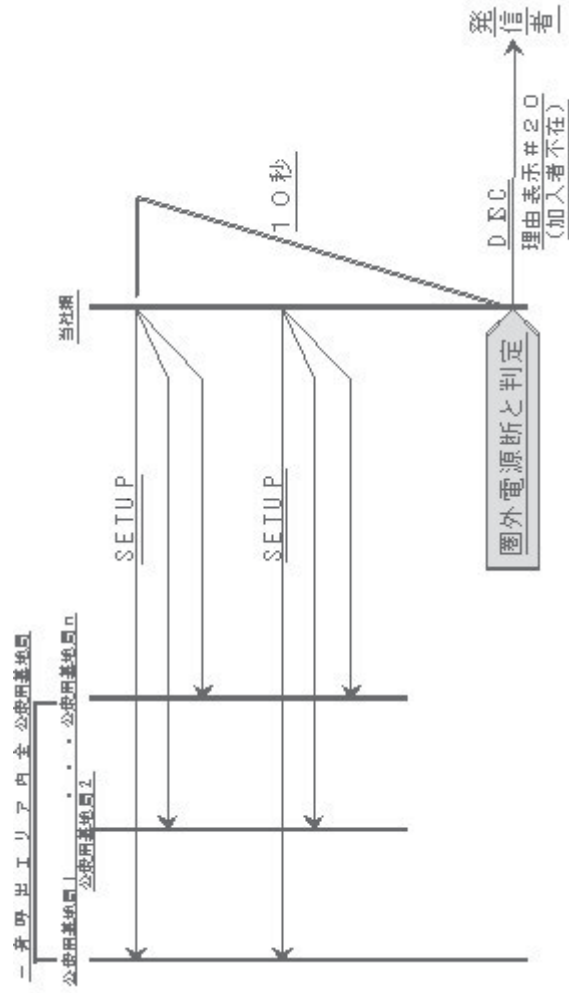


図4-2 一斉呼出しシーケンス例 (選択公衆用基地局が決定されない場合)

5. 2. 2 選択公衆用基地局決定時の非選択公衆用基地局に対する処理

既に「呼設定受付」メッセージを送出しており、かつ選択公衆用基地局決定時に解放

されていない非選択公衆用基地局が存在した場合、当該公衆用基地局に対し「解放」メッセージ（理由表示：#26「選択されなかったユーズの切断復旧」）を送出し、解放する。その他公衆用基地局に対しては、何も動作しない。

#### 5. 2. 3 当社網と公衆用基地局間のBチャネル選択条件

・当社網と公衆用基地局間のBチャネル選択は公衆用基地局が行う（緊急呼 110/119 呼び返し時を除く）。

・当社網は公衆用基地局への着信時、「呼設定」メッセージ送出時にBチャネルの指定を行わない。（“チャネル識別子”情報要素に「任意チャネル」を設定）

・公衆用基地局は「呼設定受付」メッセージ送出時にチャネルを指定する。（“チャネル識別子”情報要素に「Bチャネル指定、変更不可」を設定）

#### 5. 3 信号方式

##### 5. 3. 1 レイヤ1

技術的条件集別表7による。

##### 5. 3. 2 レイヤ2

技術的条件集別表7による。着信時の公衆用基地局への「呼設定」メッセージはUIフレームを用いて送出する。（図5参照）

一斉呼出エリア内  
全公衆用基地局

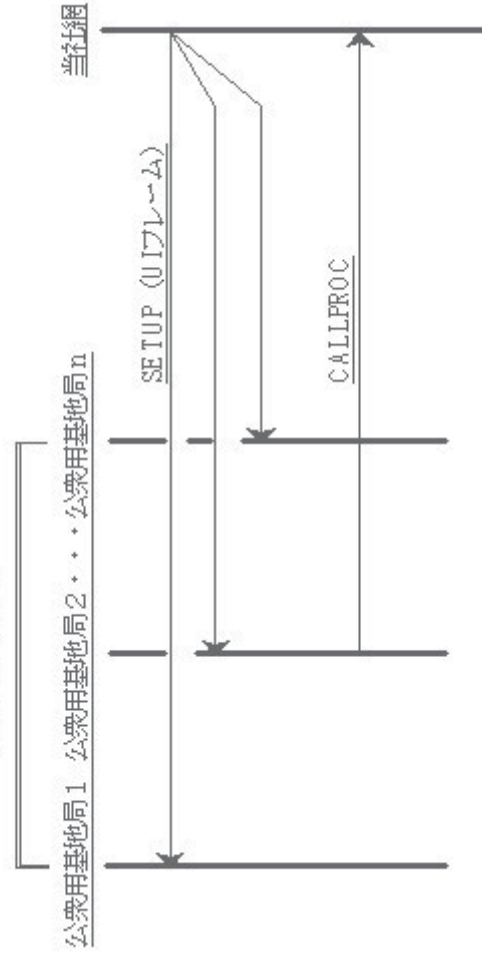


図5 UIフレームを用いた一斉呼出し

##### 5. 3. 3 レイヤ3

技術的条件集別表7による。

5. 3. 4 シーケンス例は図3-1・3-2、図4-1・4-2参照) 着信時、着活用型PHS系番号が必ず通知される。

## 6 認証機能

### 6.1 概要

直接協定事業者網からのサービス要求に対して、当社網がサービス要求対象である活用型PHS系番号に対して検証を行うことにより、サービス提供の可否を判断する機能。

### 6.2 認証方法

ARIB標準RCR STD-28付録1 “第2世代コードレス電話システム（屋外公衆用）の認証に関する標準規格 [最新版]” による。

### 6.3 信号方式

#### 6.3.1 レイヤ1

技術的条件集別表7による。

#### 6.3.2 レイヤ2

技術的条件集別表7による。

#### 6.3.3 レイヤ3

技術的条件集別表7による。

6.3.4 直接協定事業者網との発着信接続、ハンドオーバー及び位置登録時の認証シケンス例を技術的条件集別表7付図G-2～4/NTT-Q932-aに示す。

## 7 緊急呼（110、119）接続機能

### 7.1 概要

直接協定事業者網からの110/119番接続要求に基づき、110/119番受付台へ接続する機能。

### 7.2 提供条件

#### 7.2.1 通信モード

通信モードは、通話モードのみ提供する。

#### 7.2.2 受付応答時の信号の挿入

・受付台がPHS端末機器からの緊急呼であることの識別を可能とさせるために、受付台応答時に当社網から受付台へ当社の指定する信号を送出する。

#### 7.2.3 チャネル保留条件

・保留対象チャネルは、直接協定事業者網と当社網間の通話チャネルである。

・当社網でのチャネル保留時間は40秒である。

・保留開始契機は、110/119番受付台との通話後に直接協定事業者網からの切断信号を受信した時点である。（図6参照）

・110/119番受付台との通話後に受付台から切断される場合は、チャネル保留は行わず通常の呼切断処理を行う。（図7参照）

#### 7.2.4 呼び返し条件

当社網でのチャネル保留時間（40秒）中は保留対象公衆用基地局に対してのみに着信する。（図8参照）なお、PHS接続装置ではハンドオーバーが行われたのちに保留状

態になった場合は、呼び返しは切り替え先公衆用基地局に行われる。また、緊急呼通信中に保留状態になった場合は、公衆用基地局を再呼びびする。この保留時間の満了後は一斉呼出しを行う。

・呼び返し着信時（保留時間中）のチャネル条件

公衆用基地局への「呼設定」メッセージ送信時、当社網は110/119番受付台  
通話時に使用し保留したBチャネルを指定して着信する。（図9参照）

#### 7. 2. 5 保留中の条件

緊急呼通話中及び、緊急呼保留中に、異なる交換機配下の同一事業者公衆用基地局へのハンドオーバーは提供しない。

同一交換機配下の同一事業者公衆用基地局へのハンドオーバーの場合、保留中の条件を以下に示す。

#### 7. 2. 5. 1 発信条件

保留対象活用型PHS系番号での発信は基本的に規制する。（図9参照）

#### 7. 2. 5. 2 着信条件

保留対象活用型PHS系番号への着信は、110/119番受付台からの呼び返し着信（前述の“7. 2. 4呼び返し条件”の項参照）のみを接続する。それ以外からの着信は基本的に規制する。

#### 7. 2. 5. 3 位置登録条件

保留対象活用型PHS系番号での位置登録は基本的に許容しない。

#### 7. 2. 6 保留停止条件

・保留タイムアウトによる。（図10参照）

・110/119番受付台からの呼び返し着信により、通信状態に移行した場合。

#### 7. 2. 7 保留タイム再設定条件

110/119番受付台からの呼び返し着信により、通信状態に移行した後、PHS端末機器が切断した場合。

#### 7. 3 信号方式

#### 7. 3. 1 レイヤ1

技術的条件集別表7による。

#### 7. 3. 2 レイヤ2

技術的条件集別表7による。

#### 7. 3. 3 レイヤ3

技術的条件集別表7による。

7. 3. 4 “提供条件”に関連するシーケンス例を図6～図10に示す。

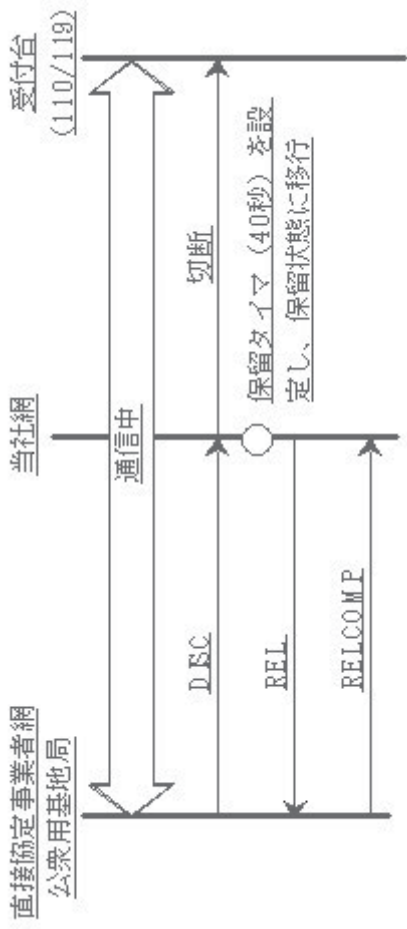


図6 緊急呼通話後切断シーケンス例 (直接協定事業者網からの切断)

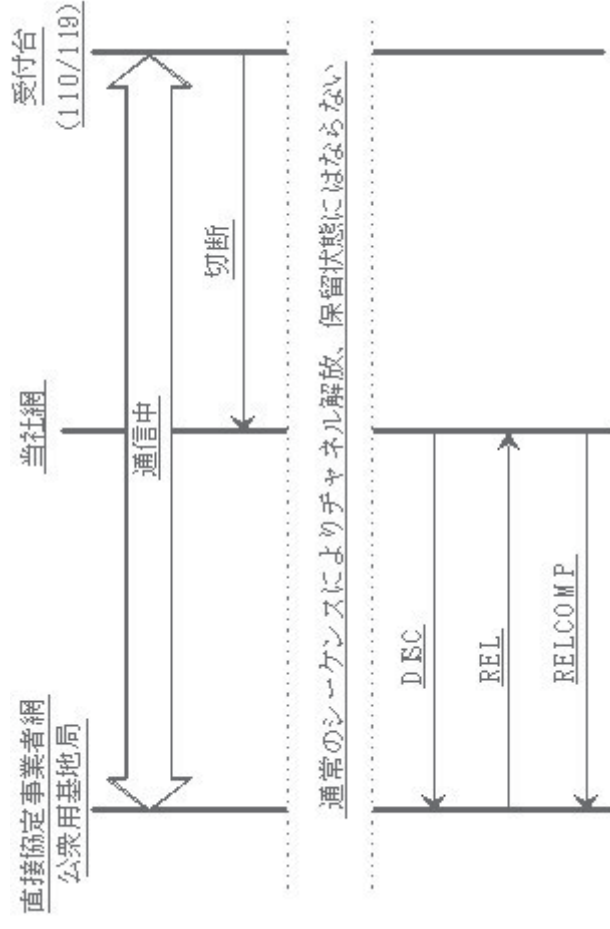
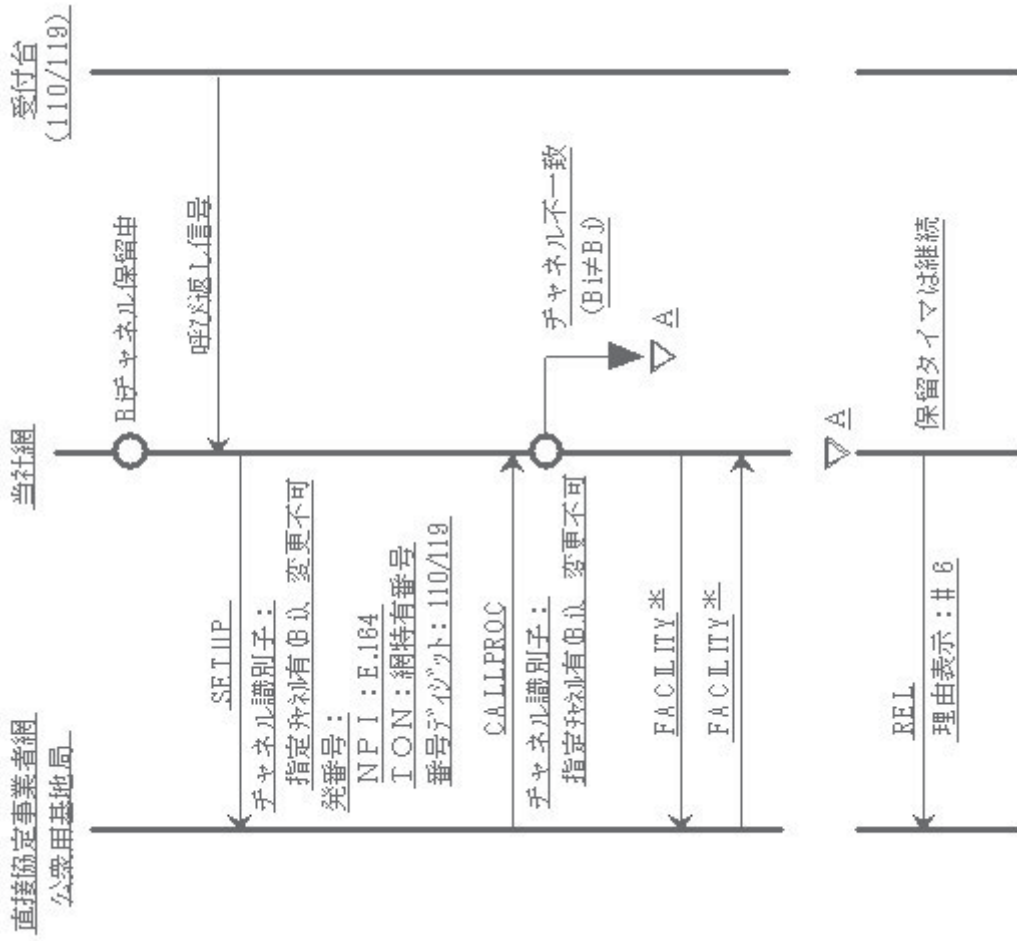


図7 緊急呼の切断シーケンス例 (110/119受付台からの切断)



\* : 緊急呼を発信した直接協定事業者網が当社認証方式である場合  
 図 8 緊急呼の呼返しシーケンス例

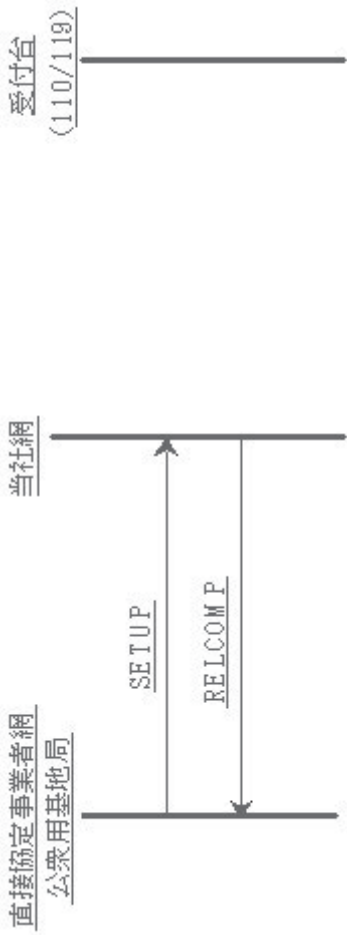


図9 保留中活用型PHS系番号からの発信シーケンス例

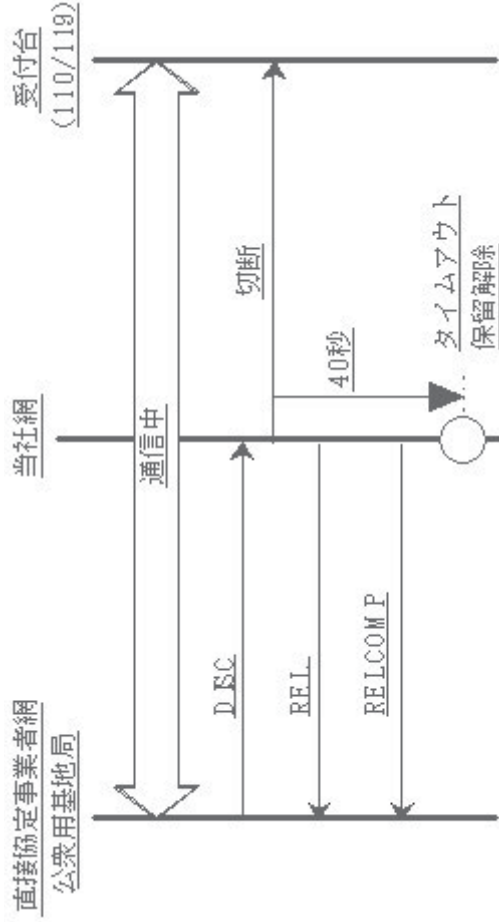


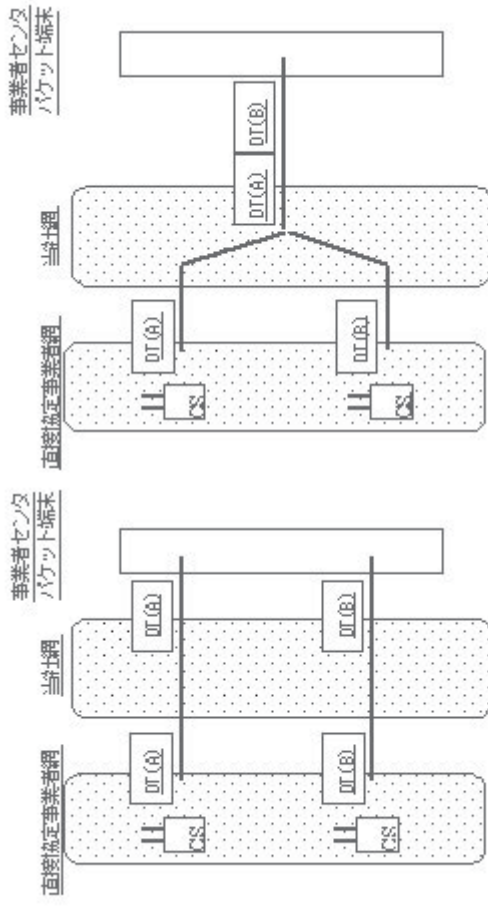
図10 緊急呼のチャネル保留タイムアウト時のシーケンス例

8. 公衆用基地局に対するパケット通信機能
  8. 1 概要
    - 公衆用基地局に対して技術的条件集別表7のパケット通信機能を提供する。
  8. 2 提供条件
    8. 2. 1 提供ベアラ
      - ITU-T勧告I. 232のパケットモードベアラサービスのうち、パーマネントバ  
ーチャールサーキット(以下「PVC」という。)及びバーチャルコール(以下「VC」  
という。)ベアラサービスを提供する。
    8. 2. 2 提供形態

PVCベアラサービスとして直接協定事業者網からパケット端末機器間の1論理チャネルで提供するSPVC方式と直接協定事業者網と当社網間の複数の論理チャネルを当社網とパケット端末機器間の1論理チャネルに多重するMPVC方式を提供する。ただし、SPVCとMPVCは同一直接協定事業者網に混在提供できない。

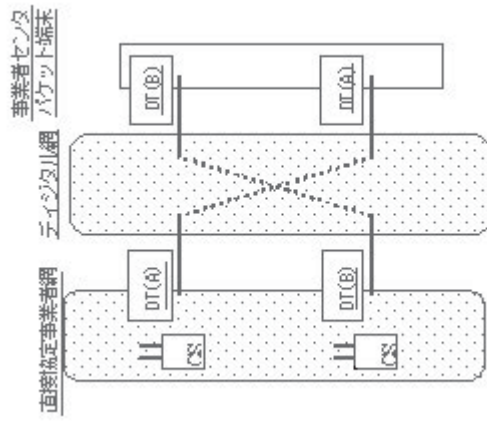
SPVC、MPVC及びVCの提供形態をそれぞれ図11(a)、図11(b)及び図11(c)に示す。また、提供条件を表4に示す。





(a) SPAC の提供形態

(b) MPVC の提供形態



(c) VC の提供形態

図 11 提供形態

表 4 提供条件

サービス項目	SPVC	MPVC
使用チャネル	Dチャネル	Dチャネル
論理チャネル	LCGN:00 LCGN:001~XXX (注)	LCGN:00 LCN:001~004
SAPI	16	16
TEI	最大8	1 (TEI=0)
Dビット修飾	利用の有無を選択	利用の有無を選択
ウィンドウサイズ	最大5	1
ユーザデータサイズ	128オクテット	124オクテット
スループットクラス	9600ビット/秒以下	2400ビット/秒以下
サービス項目	VC	
使用チャネル	Dチャネル	Bチャネル
論理チャネル	LCGN:00~15 LCN:001~255 最大契約数 124 (各TEIの合計)	LCGN:00~15 LCN:001~255 最大契約数 248
SAPI	16	0
TEI	1 (TEI=0)	1 (TEI=0)
Dビット修飾	利用の有無を選択	利用の有無を選択
ウィンドウサイズ	最大5 (この時、ユーザデータサイズ128オクテット)	最大5 (この時、ユーザデータサイズ128オクテット)
ユーザデータサイズ	最大256オクテット (この時、ウィンドウサイズ4)	最大4096オクテット (この時、ウィンドウサイズ2)
スループットクラス	9600ビット/秒以下	9600ビット/秒以下

(注) 具体的な設定数については別途協議が必要となる。

MPVCはパケットレイヤでエンド-エンドの信号送達を保証されない。また、スループットが低く、信号紛失等の検出に時間がかかる。(公衆用基地局と当社網間のパケットリンク断等はセンタ端末機器には通知されない。)

8. 3 信号方式

8. 3. 1 レイヤ1

技術的条件集別表 7 による。

8. 3. 2 レイヤ 2

技術的条件集別表 7 による。

8. 3. 3 レイヤ 3

8. 3. 3. 1 使用パケット種類

本インタフェースで使用するパケットの種類は技術的条件集別表 7 の NTT-X. 2 5 に関する規定のうち表 5 に示すものである。

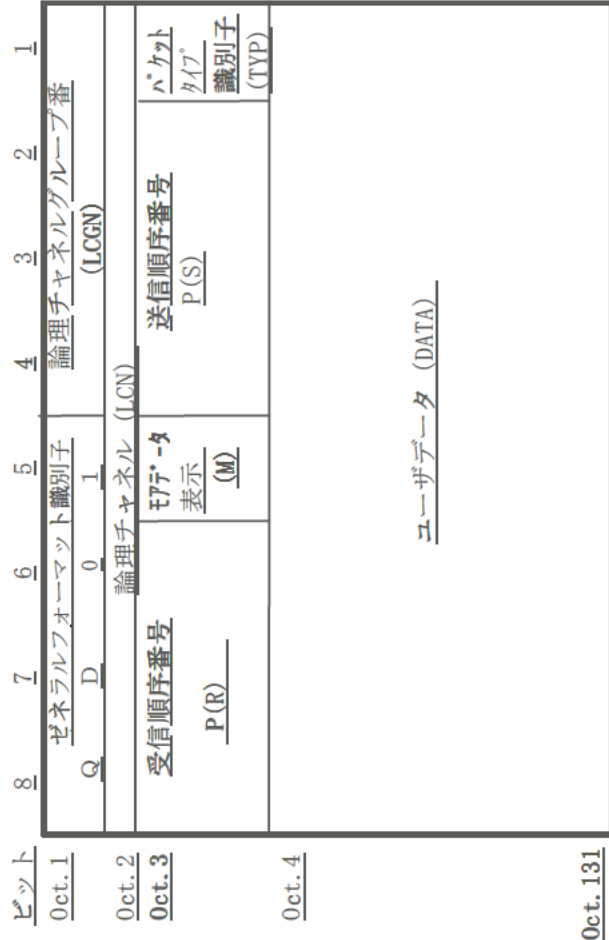
表 5 使用パケット種類 (レイヤ 3) 一覧

直接協定事業者網 → 当社網	直接協定事業者網 ← 当社網
パケット名 略号	パケット名 略号
発呼要求 CR	接続完了 CC
復旧要求 CQ	切断指示 CI
切断確認 CF	復旧確認 CF
データ DT	データ DT
受信可 RR	受信可 RR
受信不可 RNR	受信不可 RNR
リセット要求 RQ	リセット指示 RI
リセット確認 RF	リセット確認 RF
割り込み IT	割り込み IT
割り込み確認 IF	割り込み確認 IF
リスタート要求 SQ	リスタート要求 SQ
リスタート確認 SF	リスタート確認 SF

8. 3. 3. 2 パケットフォーマット

SPVC、MPVCのDTパケットのパケットフォーマットをそれぞれ図 12(a)、図 12(b)に示す。

VCのCRパケットのパケットフォーマットを図 12(c)に示す。VCにおいて、公衆用基地局はCRパケットにて着信課金要求することを必須とする。着信課金要求しなかった場合、原因「ローカル手順誤り」により呼は切断される。また、事業者センタパケット端末は、着信課金機能の契約を行うことが必須であり、行わなかった場合、原因「呼設定、切断または登録の問題」により呼は切断される。



(a) SPVCのDTパケットのパケットフォーマット

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1
Oct. 1	ゼネラルフォーマット識別子		論理チャネルグループ番号					
Oct. 2	9	0	1	(LCGN)				
Oct. 3	受信順序番号		論理チャネル (LCN)		送信順序番号		パケットタイプ識別子 (TYP)	
Oct. 4	P (R)		データ表示 (M)		P (S)			
Oct. 5	パケットリンク ID 情報 (注)							
Oct. 6								
Oct. 7								
Oct. 131	ユーザデータ (DATA)							

(注) 当社網間で付与するパケットリンクの識別番号を示す。

(b) MPVC の DT パケットのパケットフォーマット

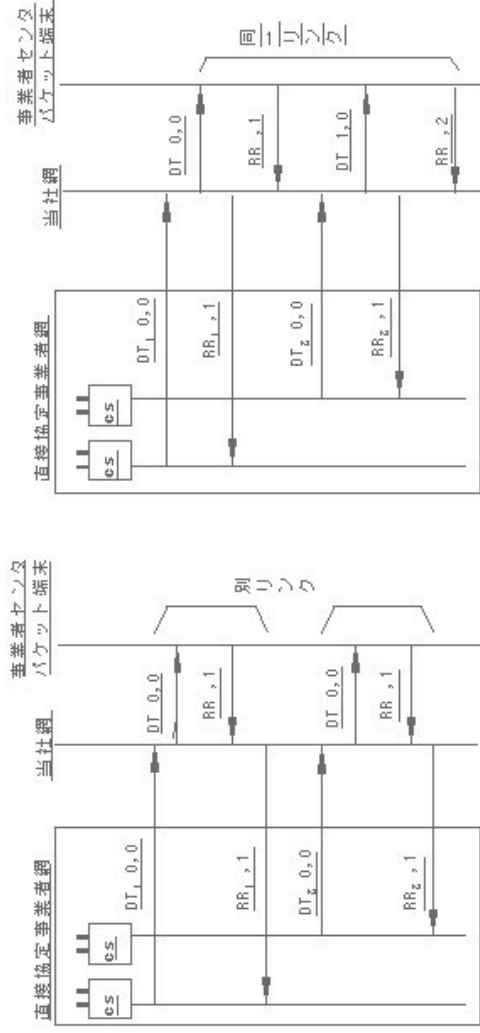
ビット	8	7	6	5	4	3	2	1
Oct. 1	ゼネラルフォーマット識別子		論理チャネルグループ番号					
	0	X	0	1	(LCGN)			
Oct. 2	論理チャネル (LCN)							
Oct. 3	パケットタイプ識別子							
	0	0	0	1	0	0	1	1
Oct. 4	アドレスブロック							
	ファイリテイ長							
	ファイリテイコード							
	0	0	0	0	0	0	0	1
	ファイリテイパラメータ							
	X(注)	X(注)	0	0	0	0	0	1
	ユーザデータ (DATA)							

(注) ファーストセレクト要求の有無を表示する。

(c) VCCのCRパケットのパケットフォーマット図12 パケットフォーマット

### 8. 3. 4 PHSサービスマニピュレーション

SPVC、MPVC及びVCCのシーケンス例をそれぞれ図13(a)、図13(b)及び図13(c)に示す。

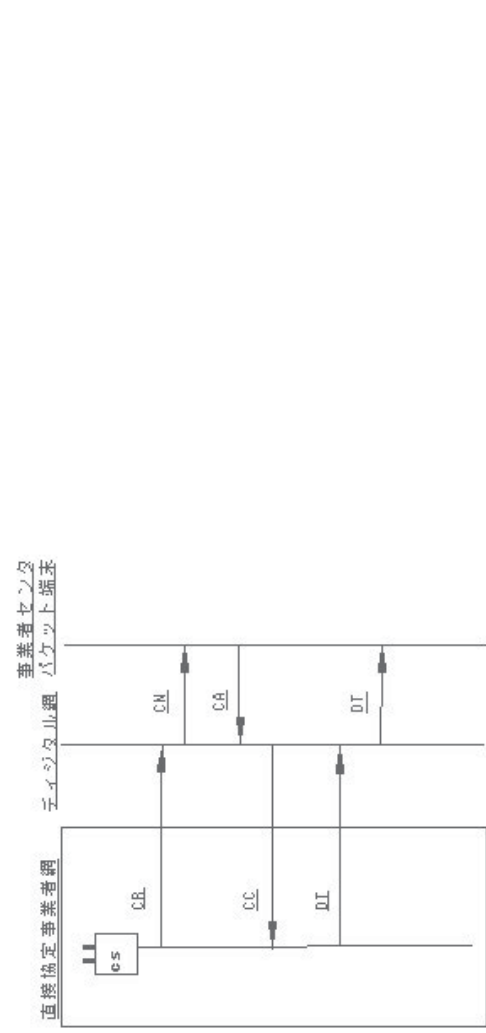


(a) SPVC シーケンス例

(注) PTI P(S) P(R)

受信順席番号  
送信順席番号  
インタフェース番号  
バケット略号

(b) MPVC シーケンス例

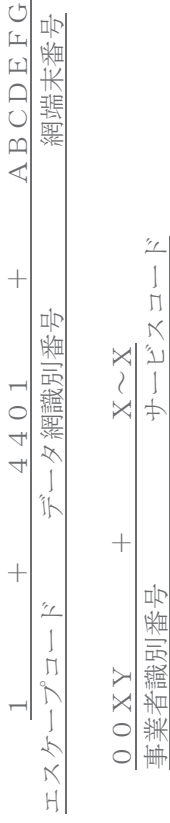


(c) VC シーケンス例

図 13 シーケンス例

8. 4 接続番号

VICにおいて、デジタル網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）を準用することとする。デジタル網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとする。



9 非制限デジタル発信公衆用基地局通知機能

9. 1 概要

公衆用基地局と当社網間における公衆用基地局からのデジタル通信モードでの発信機能。

9. 2 提供条件

本機能を要求する場合の「呼設定」メッセージ（SETUP）中の主な情報設定条件を表6に示す。

表6 SETUPの情報設定条件の概要

情報要素	設定条件の概要
伝達能力	「非制限デジタル情報」を設定する。
情報転送能力	・本情報要素は必ず設定される。
発番号	・番号体系は「A0C~J（A=5, 6）又はA0C~K（A=7）」である。
着番号	・当該の発番号はPHS接続装置内で重複しない。
ファシリテイ	当社-ISDN網のアドレス（A~J）である。
	・本機能を利用する場合、必ず設定される。
	・本情報要素がない場合は、PHS端末機器発信とみなす。
オブジェクト識別子	「ntt-phis-specific-service」を設定する。
オペレーション	非制限デジタル発信公衆用基地局通知

9. 3 信号方式

9. 3. 1 レイヤ1

技術的条件集別表7による。

9. 3. 2 レイヤ2

技術的条件集別表7による。



### 9. 3. 3 レイヤ3

技術的条件集別表7による。

(参考) 非制限デジタル発信公衆用基地局通知オペレーションが含まれた呼設定メッセージ (SEITUP) を非制限デジタルペアラ以外のペアラで受信した場合は、デジタル網は理由表示値#57 (伝達能力不許可) を伴った切断メッセージ (DISC) を送出し呼を切断復旧する。

### 10 災害時優先電話接続機能

#### 10. 1 概要

災害時における重要通信の確保を目的として、予め、当社網に特定のPHS加入者に対して優先ユーザである旨の登録を行っておくことで、その呼を優先的に取り扱うことを可能とする機能。

#### 10. 2 提供条件

本機能の概要を図14に示す。

10. 2. 1 当社網に対する優先ユーザの登録方法については、直接協定事業者がオンラインにより当社網にサービスオファー (以下「SO」という。) 登録する。オンラインによるSO登録に関する詳細については、当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定する。

10. 2. 2 優先ユーザからの発信呼が当社網から別の間接協定事業者の網に接続される呼であり、かつ、当社網とこの接続先の間接協定事業者との網間インタフェースにおいて、優先ユーザである旨を通知する機能が規定されている場合は、当社網は発信者が優先ユーザである旨を接続先の間接協定事業者に通知する。

10. 2. 3 優先ユーザとしての指定原則については、当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定する。

#### 10. 3 信号方式

##### 10. 3. 1 レイヤ1

技術的条件集別表7による。

##### 10. 3. 2 レイヤ2

技術的条件集別表7による。

##### 10. 3. 3 レイヤ3

技術的条件集別表7による。

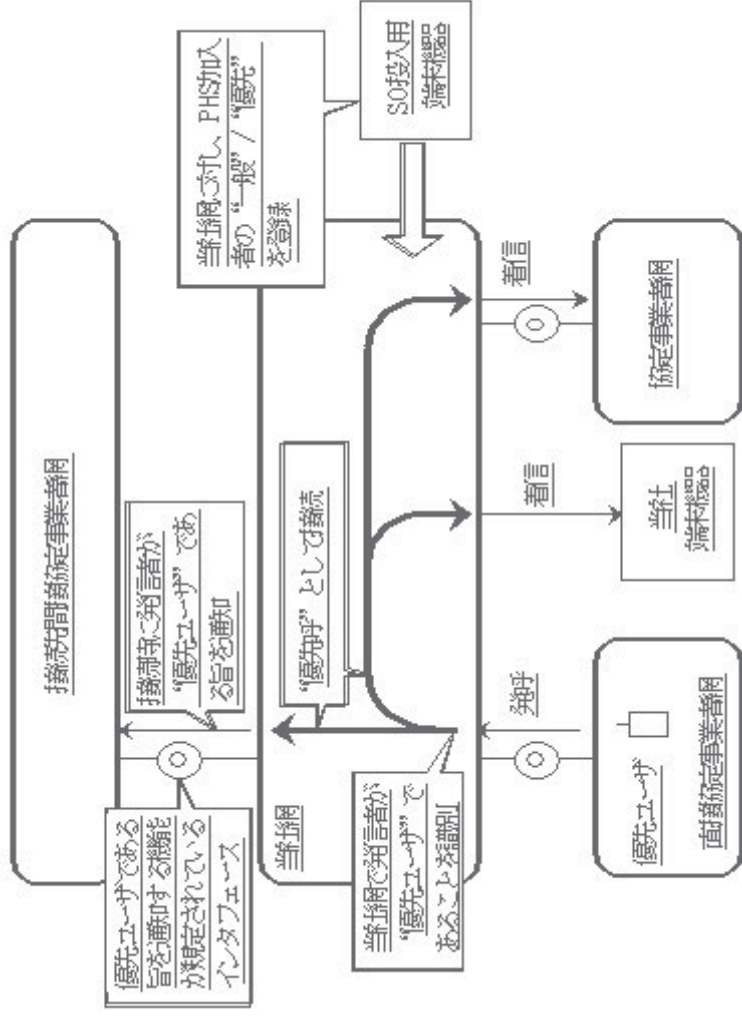


図 14 災害時優先電話接続機能の概要（“優先”と設定された場合）

## 1.1 呼設定情報通知機能

### 1.1.1 概要

災害時における重要通信の確保を目的として、発信PHS加入者が優先ユーザである場合、発信PHS加入者が優先ユーザであることを活用型PHS事業者が当社網に通知することで、当社網にその呼を優先的に取り扱うことを可能とさせる機能。

### 1.1.2 提供条件

本機能の概要を図 15 に示す。

1.1.2.1 本機能を要求する場合の「呼設定」メッセージ (SETUP) 中に含める“フアリティ”情報要素の情報設定条件の概要を表 7 に示す。

1.1.2.2 呼設定情報として“一般”が通知された場合、また、呼設定情報通知が行われなかった場合は、当社網においては、その呼は一般呼として扱われる。

1.1.2.3 その呼が当社網から別の間接協定事業者の網に接続される呼であり、かつ、当社網とこの接続先の間接協定事業者との網間インタフェースにおいて、優先ユーザである旨を通知する機能が規定されている場合は、当社網は発信者が優先ユーザである旨を接続先の間接協定事業者に通知する。

1.1.2.4 優先ユーザとしての指定原則については当社と直接協定事業者間で協議の上、決定する。

表 7 呼設定情報通知機能のための情報設定

情報要素	設定内容
ファシリテイ	
オブジェクト識別子	「ntt-phs-specific-service」を設定する。
オペレーション	呼設定情報通知
呼設定情報	“一般”あるいは“優先”を設定する。

1.1.3 信号方式

1.1.3.1 レイヤ1

技術的条件集別表7による。

1.1.3.2 レイヤ2

技術的条件集別表7による。

1.1.3.3 レイヤ3

技術的条件集別表7による。

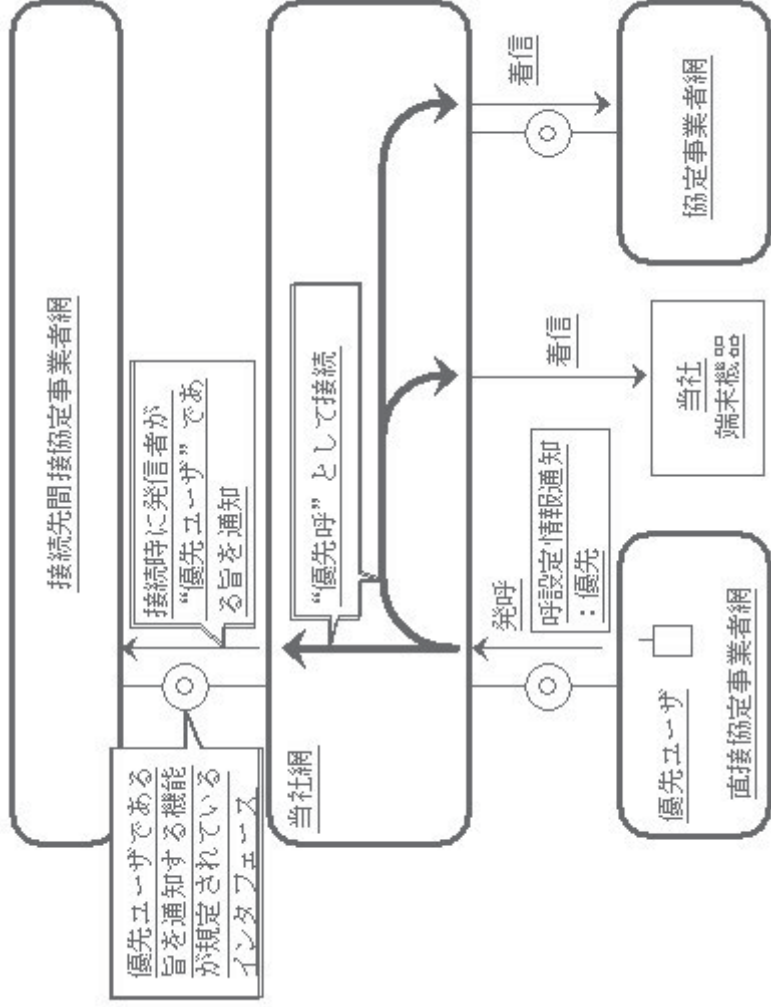


図 15 呼設定情報通知機能の概要（“優先”と設定された場合）

## 1.2 「経過表示」(PROG)メッセージ受信機能

### 1.2.1 概要

公衆基地局からデジタル網に送出される「経過表示」(PROG)メッセージを受信可能とする機能。

### 1.2.2 提供条件

- ・「着呼受付」または「呼出中」状態で、伝達能力が「音声」もしくは「3.1kHz オディオ」かつ「経過表示」(PROG)メッセージ経過識別子# 8 “インバンド信号なし、適当なパターンが利用可能”を受信した場合のみ機能を提供する。

- ・初回の「経過表示」(PROG)メッセージ経過識別子# 8 “インバンド信号なし、適当なパターンが利用可能”受信により、デジタル網は、逆方向のインチャネルを開放し、「応答」(CONN)または切断復旧用メッセージ受信までのアプリケーション

ンタイム（180秒）を取得する。

- 「着呼受付」状態での「経過表示」（PROG）メッセージ経過識別子#8 “インバンド信号ないし、適当なパターンが利用可能”受信時は、その後「呼出」（ALERT）メッセージを受信した場合も、デジタル網は発信側に呼出音を送出ししない。

- 「呼出中」状態での「経過表示」（PROG）メッセージ経過識別子#8 “インバンド信号ないし、適当なパターンが利用可能”受信時は、デジタル網は発信側への呼出音を停止する。

#### 1.2.3 信号方式

##### 1.2.3.1 レイヤ1

技術的条件集別表7による。

##### 1.2.3.2 レイヤ2

技術的条件集別表7による。

##### 1.2.3.3 レイヤ3

技術的条件集別表7による。

技術的条件集別表 12. 1 SCCP仕様 (網内信号部)

技術的条件集別表 1 2. 1 (SCCP仕様 網内信号部) の記述に関する留意事項  
1 ~ 5 (略)

NTT-Q711-1 信号接統制御部 (SCCP) の機能  
1 ~ 4 (略)

NTT-Q712-1 SCCPメッセージの定義および機能  
1 ~ 3 (略)

NTT-Q713-1 SCCPフォーマットとコード  
1、2 (略)

3 SCCPパラメータ  
【別表 1 2 に準拠する】

3. 1 (略)

3. 4 着アドレス

【別表 1 2 に準拠する】

3. 4. 1 (略)

3. 4. 2 アドレス

【別表 1 2 に準拠する】

3. 4. 2. 1 信号局コード

【別表 1 2 に準拠する】

3. 4. 2. 2 サブシステム番号

サブシステム番号 (SSN) は SCCP のユーザ機能を示し、使用される場合次のような 1 オクテットにコード化される。



ビット 8 7 6 5 4 3 2 1

ITU-T 固有領域	(略)
TTC 固有領域	(略)
網特有領域	(略)
	1 1 1 1 0 0 1 0
	1 1 1 1 0 0 1 1

(略)

(略)

(略)

ク レジ ャ ッ ト

P-サービ ス

技術的条件集別表 12. 1 SCCP仕様 (網内信号部)

技術的条件集別表 1 2. 1 (SCCP仕様 網内信号部) の記述に関する留意事項  
1 ~ 5 (略)

NTT-Q711-1 信号接統制御部 (SCCP) の機能  
1 ~ 4 (略)

NTT-Q712-1 SCCPメッセージの定義および機能  
1 ~ 3 (略)

NTT-Q713-1 SCCPフォーマットとコード  
1、2 (略)

3 SCCPパラメータ

【別表 1 2 に準拠する】

3. 1 (略)

3. 4 着アドレス

【別表 1 2 に準拠する】

3. 4. 1 (略)

3. 4. 2 アドレス

【別表 1 2 に準拠する】

3. 4. 2. 1 信号局コード

【別表 1 2 に準拠する】

3. 4. 2. 2 サブシステム番号

サブシステム番号 (SSN) は SCCP のユーザ機能を示し、使用される場合次のような 1 オクテットにコード化される。



ビット 8 7 6 5 4 3 2 1

ITU-T 固有領域	(略)
TTC 固有領域	(略)
網特有領域	(略)
	1 1 1 1 0 0 1 0
	1 1 1 1 0 0 1 1

(略)

(略)

(略)

ク レジ ャ ッ ト

予 備

サービス情報管理  
(略)

	11110100
	(略)

【別表12では▼▲の規定が異なる】  
(略)



サービス情報管理  
(略)

	11110100
	(略)

【別表12では▼▲の規定が異なる】  
(略)



技術的条件集別表 16 網特有 A S E 仕様

I. 網特有 ASE 共通部

- 1～2 (略)
- 3. オペレーション
- 3. 1 (略)
- 3. 2 オペレーションの機能と内容

3. 2. 1 制御判断依頼 (PRIS: Provide Instructions)

制御判断依頼オペレーションは、サービス制御の判断・指示を依頼するのに用いる。

表 3-2/I 制御判断依頼 (PRIS) オペレーション

制御判断依頼	タイム=T1	クラス=4	コード=1111 1110
起動のパラメータ		必須/オプション	参照
(略)		(略)	(略)
第2網機能種別		0	4.2.102
交換機間ハンドオーバー表示		0	4.2.104
事業者情報転送		0	4.2.107

\*1 いずれかのパラメータが必須

3. 2. 2～3. 2. 15 (略)

3. 2. 1 6 データ取得 (DGET: Data Get)

データ取得オペレーションは、取得要求先のノードが持つ情報の取得を要求するために使用する。

表 3-17/I データ取得 (DGET) オペレーション

技術的条件集別表 16 網特有 A S E 仕様

I. 網特有 ASE 共通部

- 1～2 (略)
- 3. オペレーション
- 3. 1 (略)
- 3. 2 オペレーションの機能と内容

3. 2. 1 制御判断依頼 (PRIS: Provide Instructions)

制御判断依頼オペレーションは、サービス制御の判断・指示を依頼するのに用いる。

表 3-2/I 制御判断依頼 (PRIS) オペレーション

制御判断依頼	タイム=T1	クラス=4	コード=1111 1110
起動のパラメータ		必須/オプション	参照
(略)		(略)	(略)
第2網機能種別		0	4.2.102
事業者情報転送		0	4.2.107

\*1 いずれかのパラメータが必須

3. 2. 2～3. 2. 15 (略)

3. 2. 1 6 データ取得 (DGET: Data Get)

データ取得オペレーションは、取得要求先のノードが持つ情報の取得を要求するために使用する。

表 3-17/I データ取得 (DGET) オペレーション



データ取得	タイマ=T17	クラス=1	コード=1110 1110
起動のパラメータ (略)		必須/オプション (略)	参照 (略)
登録番号		0	4.2.61
<u>認証種別</u>		<u>0</u>	<u>4.2.62</u>
<u>認証キー</u>		<u>0</u>	<u>4.2.63</u>
<u>P用加入者データ</u>		<u>0</u>	<u>4.2.64</u>
信号局番号群 (略)		0 (略)	4.2.70 (略)
照合用番号		0	4.2.98
<u>ハンドオーバー用演算結果</u>		<u>0</u>	<u>4.2.105</u>
エラー応答 (RE) のパラメータ (略)		0 (略)	(略)

3. 2. 1 7 ~ 3. 2. 2 2 (略)

3. 2. 2 3 分散データ取得 (DDGT: Dispersion Data Get)

分散データ取得オペレーションは、あるデータ管理主体が分散データ管理機能を実現するため、他のデータ管理主体が持つデータの取得を要求するために使用する。

表 3-24/I 分散データ取得 (DDGT) オペレーション

分散データ取得	タイマ=T24	クラス=1	コード=1110 0111
起動のパラメータ		必須/オプション	参照
サービスクラス		M	4.2.48
対象情報種別*1		0	4.2.56

データ取得	タイマ=T17	クラス=1	コード=1110 1110
起動のパラメータ (略)		必須/オプション (略)	参照 (略)
登録番号		0	4.2.61
信号局番号群 (略)		0 (略)	4.2.70 (略)
照合用番号		0	4.2.98
エラー応答 (RE) のパラメータ (略)		0 (略)	(略)

3. 2. 1 7 ~ 3. 2. 2 2 (略)

3. 2. 2 3 分散データ取得 (DDGT: Dispersion Data Get)

分散データ取得オペレーションは、あるデータ管理主体が分散データ管理機能を実現するため、他のデータ管理主体が持つデータの取得を要求するために使用する。

表 3-24/I 分散データ取得 (DDGT) オペレーション

分散データ取得	タイマ=T24	クラス=1	コード=1110 0111
起動のパラメータ		必須/オプション	参照
サービスクラス		M	4.2.48
対象情報種別*1		0	4.2.56

サービス契約者番号	0	4.2.76
成功応答の (RR) パラメータ		
認証種別	0	4.2.62
認証キー	0	4.2.63
P用加入者データ	0	4.2.64
エラー応答 (RE) のパラメータ		
(略)	(略)	(略)

\*1 本パラメータは、繰り返し設定される。

3. 2. 24～3. 2. 28 (略)
3. 3 (略)
4. パラメータ
4. 1 パラメータ一覧

パラメータ一覧を表4-1/Iに示す。

表4-1/I パラメータ一覧 (1/5) 、 (2/5) (略)

表4-1/I パラメータ一覧 (3/5)

パラメータ	内 容	最大オクテット数 (注)	参照	コード	
				第1オクテット	第2オクテット
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
登録番号	1 契約者が登録している複数の暗証番号・通話先番号等それぞれに対応する番号	2～n	4.2.61	10011111	00111101
認証種別	PHSサービスで端末認証を行う場合の <u>端末認証を指定するための情報</u>	1	4.2.62	10011111	00111110
認証キー	PHSサービスで端末認証を行う場合に使用するキー情報. 上下4ビットは反転している	1～8	4.2.63	10011111	00111111

サービス契約者番号	0	4.2.76
成功応答の (RR) パラメータ		
エラー応答 (RE) のパラメータ		
(略)	(略)	(略)

\*1 本パラメータは、繰り返し設定される。

3. 2. 24～3. 2. 28 (略)
3. 3 (略)
4. パラメータ
4. 1 パラメータ一覧

パラメータ一覧を表4-1/Iに示す。

表4-1/I パラメータ一覧 (1/5) 、 (2/5) (略)

表4-1/I パラメータ一覧 (3/5)

パラメータ	内 容	最大オクテット数 (注)	参照	コード	
				第1オクテット	第2オクテット
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
登録番号	1 契約者が登録している複数の暗証番号・通話先番号等それぞれに対応する番号	2～n	4.2.61	10011111	00111101

P用加入者データ	PHS 端末毎の加入者データ	1～n	4. 2. 64	10011111	01000000
情報送信制御	情報送信機能を制御するための情報	1～n	4. 2. 65	10011111	01000001
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注) 内容部の最大長を示す。サービスの拡充等で今後、変更される可能性がある。  
表 4-1/I パラメータ一覧 (4/5) (略)  
表 4-1/I パラメータ一覧 (5/5)

パラメータ	内 容	最大桁 ビット数 (注)	参照	コード	
				第 1 オクテット	第 2 オクテット
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ポータビリティ番号	番号ポータビリティのポータビリティ番号を転送するための情報	3～n	4. 2. 10 3	10011111	01100111
交換機間ハンドオーバー表示	PHS 接続装置間ハンドオーバー呼であることを識別するための情報。また、要求されたオペレーション種別に対する、応答、エラー情報の転送にも使用される。	1～n	4. 2. 10 4	10111111	01101000
ハンドオーバー用演算結果	接続装置間ハンドオーバーで端末認証を行うための情報。	1～n	4. 2. 10 5	10011111	01101001
事業者情報転送	事業者情報を設定し、転送するための情報。	1～n	4. 2. 10 7	10111111	01101011

(注) 内容部の最大長を示す。サービスの拡充等で今後、変更される可能性がある。

- 4. 2 パラメータのコーディング
  - 4. 2. 1～4. 2. 4 7 (略)
  - 4. 2. 4 8 サービスクラス
- サービスクラスは、網制御データのサービスを識別するための情報である。

情報送信制御	情報送信機能を制御するための情報	1～n	4. 2. 65	10011111	01000001
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注) 内容部の最大長を示す。サービスの拡充等で今後、変更される可能性がある。  
表 4-1/I パラメータ一覧 (4/5) (略)  
表 4-1/I パラメータ一覧 (5/5)

パラメータ	内 容	最大桁 ビット数 (注)	参照	コード	
				第 1 オクテット	第 2 オクテット
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ポータビリティ番号	番号ポータビリティのポータビリティ番号を転送するための情報	3～n	4. 2. 10 3	10011111	01100111
事業者情報転送	事業者情報を設定し、転送するための情報。	1～n	4. 2. 10 7	10111111	01101011

(注) 内容部の最大長を示す。サービスの拡充等で今後、変更される可能性がある。

- 4. 2 パラメータのコーディング
  - 4. 2. 1～4. 2. 4 7 (略)
  - 4. 2. 4 8 サービスクラス
- サービスクラスは、網制御データのサービスを識別するための情報である。

サービスクラス				コード=10011111				00110000			
8	7	6	5	4	3	2	1				
サービスクラス表示											
1											

図 4-48/I サービスクラスパラメータフィールド

次のコードがサービスクラスパラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

- a) サービスクラス表示
- 00000000 : 予備
  - 00000001 : 予備
  - 00000010 : 予備
  - 00000011 : 大量情報提供
  - 00000100 : グローバルタイトル管理
  - 00000101 : クレジット
  - 00000110 : P-サービス

その他：予備

(注) サービスクラスの付与条件

データを管理している側のサービス認識によって設定すること。

4. 2. 49～4. 2. 55 (略)

4. 2. 56 対象情報種別

対象情報種別は、サービス情報管理系オペレーションの対象とする情報種別を示すために使用する。

対象情報種別				コード=10011111				00111000			
8	7	6	5	4	3	2	1				
対象情報種別表示											
1											

図 4-56/I 対象情報種別パラメータフィールド

次のコードが対象情報種別パラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

a) 対象情報種別表示 (注1)

- ビット 87654321
- 00000000 : 予備
- 00000001 : 国内番号用グローバルタイトル管理情報

サービスクラス				コード=10011111				00110000			
8	7	6	5	4	3	2	1				
サービスクラス表示											
1											

図 4-48/I サービスクラスパラメータフィールド

次のコードがサービスクラスパラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

- a) サービスクラス表示
- 00000000 : 予備
  - 00000001 : 予備
  - 00000010 : 予備
  - 00000011 : 大量情報提供
  - 00000100 : グローバルタイトル管理
  - 00000101 : クレジット
  - 00000110 : 予備

その他：予備

(注) サービスクラスの付与条件

データを管理している側のサービス認識によって設定すること。

4. 2. 49～4. 2. 55 (略)

4. 2. 56 対象情報種別

対象情報種別は、サービス情報管理系オペレーションの対象とする情報種別を示すために使用する。

対象情報種別				コード=10011111				00111000			
8	7	6	5	4	3	2	1				
対象情報種別表示											
1											

図 4-56/I 対象情報種別パラメータフィールド

次のコードが対象情報種別パラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

a) 対象情報種別表示 (注1)

- ビット 87654321
- 00000000 : 予備
- 00000001 : 国内番号用グローバルタイトル管理情報

(略)

00000111 : 付加サービス契約情報

00001000 : 認証種別

00001001 : 認証キー

00001010 : P 用加入者データ

00001011 : 位置登録用発ISMAID

00001100 : 保守情報

(略)

00011100 : ハンドオーバー演算結果

その他 : 予備

(注1) ・ 同一キー情報から複数の対象情報が存在する場合は、対象情報種別パラメータを繰り返す。

・ 異なるキー情報から複数の対象情報が存在する場合は、オペレーション自体を繰り返す。

4. 2. 5 7 ~ 4. 2. 6 1 (略)

4. 2. 6 2 認証種別

認証種別は、PHS サービスで端末認証を行う場合の認証方法を指定するために使用する。

認証種別						コード=10011111 00111110	
<u>8</u>	<u>7</u>	<u>6</u>	<u>5</u>	<u>4</u>	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>1</u>
認証種別							1

図 4-62/1 認証種別パラメータフィールド

次のコードが認証種別パラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

a) 認証種別

00000001 : NTT

その他 : 予備

4. 2. 6 3 認証キー

認証キーは、PHS サービスで端末認証を行う場合に利用されるキー情報である。上

4ビットは反転している。

(略)

00000111 : 付加サービス契約情報

00001000 : 予備

00001001 : 予備

00001010 : 予備

00001011 : 予備

00001100 : 保守情報

(略)

00011100 : ハンドオーバー演算結果

その他 : 予備

(注1) ・ 同一キー情報から複数の対象情報が存在する場合は、対象情報種別パラメータを繰り返す。

・ 異なるキー情報から複数の対象情報が存在する場合は、オペレーション自体を繰り返す。

4. 2. 5 7 ~ 4. 2. 6 1 (略)

4. 2. 6 2 削除

4. 2. 6 3 削除

認証キー					コード=10011111 00111111				
8	7	6	5	4	3	2	1		
認証キー									
1									
n									

図 4-63/I 認証キーパラメータフィールド

次のコードが認証キーパラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

a) 認証キー

6 4 ビットのビット列で表現される (上位 4 ビットと下位 4 ビットは反転している)。

#### 4. 2. 6 4 P 用加入者データ

P 用加入者データは、PHS 端末毎の加入者データ設定するために使用する。

P用加入者データ					コード=10011111 01000000				
8	7	6	5	4	3	2	1		
P用加入者データ									
1									
n									

図4-64/I P 用加入者データパラメータフィールド

以下のコードがP 用加入者データパラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

a) P 用加入者データ

PHS 端末毎の加入者データ (機体番号、着信転送先番号) が設定される。  
内容の詳細については、本仕様では規定しない。

<参考>以下のデータが加入者データとして設定されうる。

#### 4. 2. 6 4 削除

8	7	6	5	4	3	2	1
ユニバーサル		形式	OCTET STRING				
パラメータ長							
拡張	予備	64Kb/s UDI 許容 /非許容	発信停 止	一時撤 去	保守呼 探索	加入者クラス	
機体番号							
ユニバーサル		形式	セットタグ				
パラメータ長							
コンテキスト		形式	着信転送契約状態				
パラメータ長							
拡張	予備	活性	契約				
コンテキスト		形式	着信転送ガイダンス				
パラメータ長							
ガイダンス内容							
コンテキスト		形式	着信転送先アドレス				
パラメータ長							
転送先電話番号 (0A~K)							

(注) P 用加入者データパラメータには、着信転送先データ (m+1~n) が

2つまで設定されうる。

4. 2. 6 5 ~ 4. 2. 8 3 (略)

4. 2. 8 4 隣接網形態識別

隣接網形態識別は、隣接網の網形態を識別するために転送される情報である。

4. 2. 6 5 ~ 4. 2. 8 3 (略)

4. 2. 8 4 隣接網形態識別

隣接網形態識別は、隣接網の網形態を識別するために転送される情報である。

(注) 具体的に設定する情報としては、ノードにおける処理が同一である網形態種別毎にコードを付与することとする。

隣接網形態識別		コード=10011111				01010100	
8	7	6	5	4	3	2	1
隣接網形態識別表示							1

図 4-84/I 隣接網形態識別パラメータファイルド

次のコードが隣接網形態識別パラメータファイルドのサブファイルドで使用される。

- a) 隣接網形態識別表示
- 00000000 : 予備
  - 00000001 : PHS 事業者網 (依存型)
  - 00000010 : PHS 事業者網 (接続型)
  - 00000011 : 移動体網
  - 00000100 : 国際網
  - 00000101 : 地域網
  - 00000110 : 中継網
  - 00000111 : 総合通信事業者網

その他 : 予備

4. 2. 85 リダイレクション理由

リダイレクション理由は、リダイレクションが起動された理由を通知するために両

向に送信される情報である。

リダイレクション理由		コード=10011111				01010101	
8	7	6	5	4	3	2	1
H	G	F	E	D	C	B	A
							1

図4-85/I リダイレクション理由パラメータファイルド

次のコードがリダイレクション理由パラメータファイルドのサブファイルドで使用される。

- a) ビットHGFEDCBA : リダイレクション理由
- 0 0 0 0 0 0 0 : 予備
  - 0 0 0 0 0 0 0 1 : 予備
- 1 1 1 1 0 1 1

(注) 具体的に設定する情報としては、ノードにおける処理が同一である網形態種別毎にコードを付与することとする。

隣接網形態識別		コード=10011111				01010100	
8	7	6	5	4	3	2	1
隣接網形態識別表示							1

図 4-84/I 隣接網形態識別パラメータファイルド

次のコードが隣接網形態識別パラメータファイルドのサブファイルドで使用される。

- a) 隣接網形態識別表示
- 00000000 : 予備
  - 00000001 : 予備
  - 00000010 : PHS 事業者網
  - 00000011 : 移動体網
  - 00000100 : 国際網
  - 00000101 : 地域網
  - 00000110 : 中継網
  - 00000111 : 総合通信事業者網

その他 : 予備

4. 2. 85 リダイレクション理由

リダイレクション理由は、リダイレクションが起動された理由を通知するために両

向に送信される情報である。

リダイレクション理由		コード=10011111				01010101	
8	7	6	5	4	3	2	1
H	G	F	E	D	C	B	A
							1

図4-85/I リダイレクション理由パラメータファイルド

次のコードがリダイレクション理由パラメータファイルドのサブファイルドで使用される。

- a) ビットHGFEDCBA : リダイレクション理由
- 0 0 0 0 0 0 0 : 予備
  - 0 0 0 0 0 0 0 1 : 予備
- 1 1 1 1 0 1 1



- 1 1 1 1 1 0 0 : 災害対策用全国利用型伝言ダイヤル
- 1 1 1 1 1 0 1 : 依存型PHS 接続
- 1 1 1 1 1 1 0 : 留保 (ISUP では番号ポータビリティで使用)
- 1 1 1 1 1 1 1 : 予備
- ビット “H” : 予備

4. 2. 8 6 ~ 4. 2. 1 0 3 (略)

4. 2. 1 0 4 交換機間ハンドオーバー表示

交換機間ハンドオーバー表示は、PHS 接続装置間ハンドオーバー呼であることを識別す

るための情報である。また、要求されたオペレーション種別に対する、応答、エラー情報の転送にも使用される。

交換機間ハンドオーバー表示		コード=10111111 01101000					
8	7	6	5	4	3	2	1
予備	F	E	D	C	B	A	
付加情報名							
付加情報長							
付加情報 1							
付加情報名							
付加情報長							
付加情報 m							

図 4-104/I 交換機間ハンドオーバー表示パラメータフィールド

注) 「付加情報名」以降の 4 ~ n オクテットは繰り返し設定されることがある。なお、この場合のコード順序は特に規定しない。

- 1 1 1 1 1 0 0 : 災害対策用全国利用型伝言ダイヤル
- 1 1 1 1 1 0 1 : 予備
- 1 1 1 1 1 1 0 : 留保 (ISUP では番号ポータビリティで使用)
- 1 1 1 1 1 1 1 : 予備
- ビット “H” : 予備

4. 2. 8 6 ~ 4. 2. 1 0 3 (略)

4. 2. 1 0 4 削除

次のコードが交換機間ハンドオーバーが表示パラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

a) 信号要素種別

ビットBA: 信号要素種別

00: 起動  
01: 留保 (成功応答)  
10: 留保 (失敗応答)  
11: 予備

b) オペレーション種別

ビットFEDC: オペレーション種別

0000: 予備  
0001: ハンドオーバー呼接続要求  
0010: 留保 (ハンドオーバー呼解放要求)  
その他 : 予備

c) 付加情報名

00000000: 予備  
00000001: ハンドオーバー用演算結果  
00000011: 留保 (認証キー (非反転))  
00001000: ハンドオーバー用在圏エリア番号  
00001010: 留保 (ハンドオーバー用認証エラー表示)  
00001100: 留保 (認証種別)  
その他 : 予備

d) 付加情報長

付加情報のオクテット数を2進数で表す。

e) 付加情報

(1) 付加情報名が 00000001: ハンドオーバー用演算結果の場合

8	7	6	5	4	3	2	1
ハンドオーバー演算結果							
n							

図 4-104-1/I 付加情報名がハンドオーバー演算結果の場合の付加情報フィールド  
 接続装置間ハンドオーバーで端末認証を行うための情報。

- (i) ハンドオーバー演算結果  
 64ビットのビット列で表現される。

(2) 付加情報名が 00000100 : ハンドオーバー用在圏エリア番号の場合

8	7	6	5	4	3	2	1
奇数/ 偶数	予備						1
第2アドレス情報				第1アドレス情報			
...				1			
フイラー (必要な場合)				第Nアドレス情報			
n							

図 4-104-2/I 付加情報名がハンドオーバー用在圏エリア番号の場合の付加情報フィールド  
 ルド

接続装置間ハンドオーバー時の在圏エリア情報。

- (i) 奇数/偶数  
 0: アドレス情報の桁数が偶数  
 1: アドレス情報の桁数が奇数

(ii) アドレス情報

0000 :	ディジット 0
0001 :	" 1
0010 :	" 2
0011 :	" 3
0100 :	" 4
0101 :	" 5
0110 :	" 6
0111 :	" 7
1000 :	" 8
1001 :	" 9

その他: 予備

(iii) ファイレー

アドレス情報の桁数が奇数の場合、ファイレーコード“0000”が最後のアドレス情報の後に挿入される。

4. 2. 1 0 5 ハンドオーバー用演算結果

ハンドオーバー用演算結果は、接続装置間ハンドオーバーバで端末認証を行うための情報である。

ハンドオーバー用演算結果		コード=10011111 01101001					
8	7	6	5	4	3	2	1
ハンドオーバー用演算結果							

図 4-105/I ハンドオーバー用演算結果パラメータフィールド

次のコードがハンドオーバー用演算結果パラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

a) ハンドオーバー用演算結果

64 ビットのビット列で表現される

4. 2. 1 0 5 削除

4. 2. 1 0 7 (略)  
5 ~ 7 (略)

付属資料 I-1 (略)

付録 I-1 TCAP 準正常手順の使用法 (略)

付録 I-2 サービス情報管理系オペレーションの使用法

1 ~ 2 (略)

3. サービス情報管理系オペレーションに使用するパラメータ

3. 1 「サービスクラス」パラメータ (必須)

サービスクラス							コード=10011111			00110000		
8	7	6	5	4	3	2	1					
サービスクラス表示												

a) サービスクラス表示

ビット 87654321

00000000 : 予備

00000001 : 予備

00000010 : 予備

00000011 : 大量情報提供

00000100 : グローバルタイトル管理

00000101 : クレジット

00000110 : P サービス

その他 : 予備

3. 2 「対象情報種別」パラメータ (オプション)

対象情報種別							コード=10011111			00111000		
8	7	6	5	4	3	2	1					
対象情報種別表示												

a) 対象情報種別表示 (注1)

ビット 87654321

00000000 : 予備

00000001 : 国内番号用グローバルタイトル管理情報

00000010 : 信号局番号

00000011 : 登録電話番号

00000100 : 暗証番号

4. 2. 1 0 7 (略)  
5 ~ 7 (略)

付属資料 I-1 (略)

付録 I-1 TCAP 準正常手順の使用法 (略)

付録 I-2 サービス情報管理系オペレーションの使用法

1 ~ 2 (略)

3. サービス情報管理系オペレーションに使用するパラメータ

3. 1 「サービスクラス」パラメータ (必須)

サービスクラス							コード=10011111			00110000		
8	7	6	5	4	3	2	1					
サービスクラス表示												

a) サービスクラス表示

ビット 87654321

00000000 : 予備

00000001 : 予備

00000010 : 予備

00000011 : 大量情報提供

00000100 : グローバルタイトル管理

00000101 : クレジット

00000110 : 予備

その他 : 予備

3. 2 「対象情報種別」パラメータ (オプション)

対象情報種別							コード=10011111			00111000		
8	7	6	5	4	3	2	1					
対象情報種別表示												

a) 対象情報種別表示 (注1)

ビット 87654321

00000000 : 予備

00000001 : 国内番号用グローバルタイトル管理情報

00000010 : 信号局番号

00000011 : 登録電話番号

00000100 : 暗証番号

00000101 : 限定通話先番号  
 00000110 : 暗証番号用登録番号  
 00000111 : 付加サービス契約情報  
 00001000 : 認証種別  
 00001001 : 認証キー  
 00001010 : P用加入者データ  
 00001011 : 位置登録用発ISMA ID  
 00001100 : 保守情報  
 00001101 : 設定用コード  
 00001110 : サービスコード用グローバルタイトル管理情報  
 00001111 : サービスコード用信号局番号群  
 00010000 : STP 信号局番号群  
 00010001 : 暗証番号誤り回数  
 00010010 : サービス提供状態  
 00010011 : 転送先番号  
 00010100 : #接続先番号  
 00010101 : 転送先番号2  
 00010110 : トーキパターン  
 00011100 : ハンドオーバー用演算結果  
 その他 : 予備

(略)

3. 3 その他のパラメータ  
 サービスクラス (必須)、対象情報種別 (オプション) 以外に信号情報が必須となる場合、必要となるパラメータを設定する。

- (1) マスコーリングサービスの場合
  - ・ アプリケーション転送パラメータを使用
- (2) メッセージ有り通知サービスの場合
  - ・ メッセージ状態パラメータを使用
- (3) GT 管理における管理局番号照合の場合
  - ・ なし
- (4) GT 管理における STP 間信号局番号照合の場合
  - ・ グローバルタイトル管理情報パラメータを使用
- (5) PHS サービス
  - ・ 着番号パラメータ

00000101 : 限定通話先番号  
 00000110 : 暗証番号用登録番号  
 00000111 : 付加サービス契約情報  
 00001000 : 予備  
 00001001 : 予備  
 00001010 : 予備  
 00001011 : 予備  
 00001100 : 保守情報  
 00001101 : 設定用コード  
 00001110 : サービスコード用グローバルタイトル管理情報  
 00001111 : サービスコード用信号局番号群  
 00010000 : STP 信号局番号群  
 00010001 : 暗証番号誤り回数  
 00010010 : サービス提供状態  
 00010011 : 転送先番号  
 00010100 : #接続先番号  
 00010101 : 転送先番号2  
 00010110 : トーキパターン  
 00011100 : 予備  
 その他 : 予備

(略)

3. 3 その他のパラメータ  
 サービスクラス (必須)、対象情報種別 (オプション) 以外に信号情報が必須となる場合、必要となるパラメータを設定する。

- (1) マスコーリングサービスの場合
  - ・ アプリケーション転送パラメータを使用
- (2) メッセージ有り通知サービスの場合
  - ・ メッセージ状態パラメータを使用
- (3) GT 管理における管理局番号照合の場合
  - ・ なし
- (4) GT 管理における STP 間信号局番号照合の場合
  - ・ グローバルタイトル管理情報パラメータを使用
- (5) 削除

(略)

5. 各サービスへの適用

5. 1 (略)

5. 2 PHS サービス

・発ユーザ番号パラメータ、等を使用

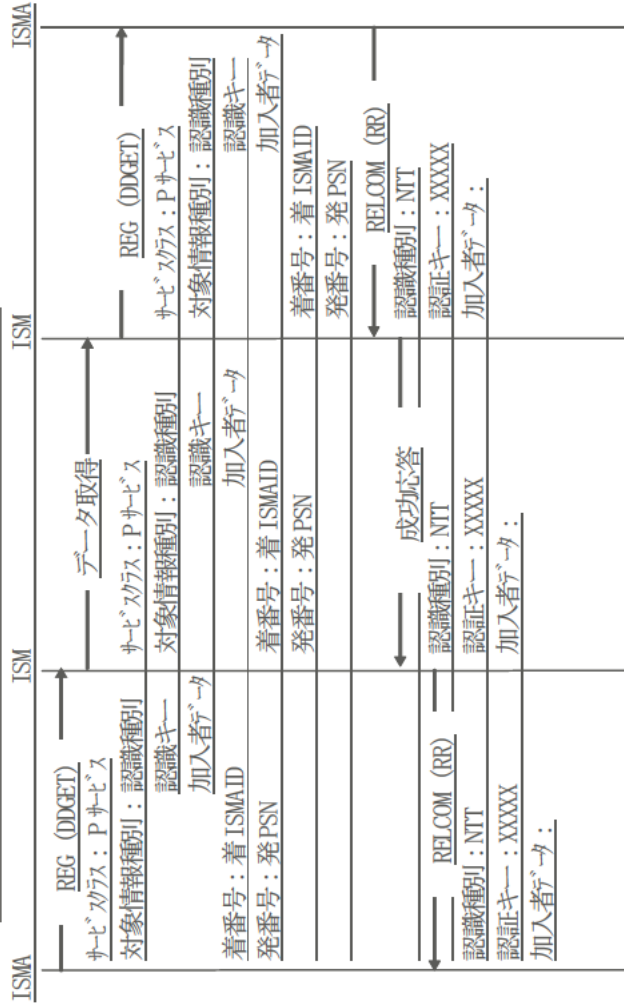
(略)

5. 各サービスへの適用

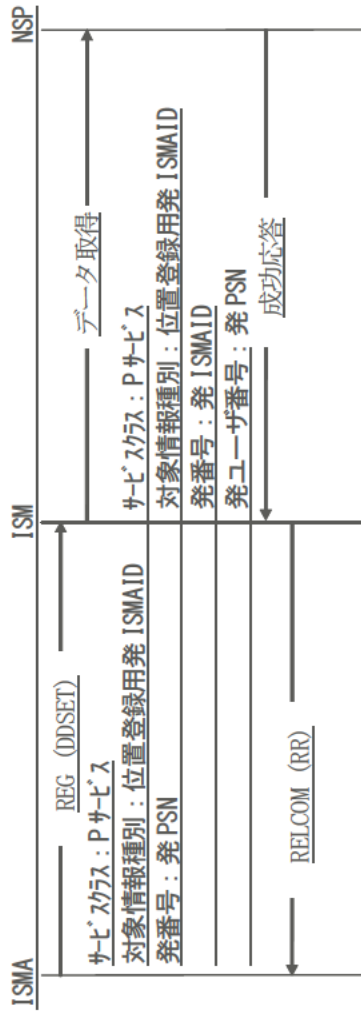
5. 1 (略)

5. 2 削除

(1) ISM-ISM間通信 (ISMA間データ送受手順)



(2) ISM-NSP間通信 (位置登録手順)





本紙の位置づけ (略)

- 1 (略)
- 2 転送データ部
2. 1 (略)
2. 2 パラメータ構成 (POPI)  
転送データは、データ内容を示すヘッダを前置きするパラメータ列で構成される。
2. 2. 1 (略)
2. 2. 2 転送データ部個別構成  
(1) ~ (37) (略)

- (38) 隣接網形態識別  
隣接網形態識別を図 2. 4. 4 に示す。

7	6	5	4	3	2	1	0
P L I		P O		P I			

隣接網形態識別表示  
図 2. 4. 4 隣接網形態識別

- PLI=01, PO=111, PI=110  
隣接網形態識別表示=00000000: 予備
- =00000001: PHS事業者網(依存型)
  - =00000010: PHS事業者網(接続型)
  - =00000011: 移動体網
  - =00000100: 国際網
  - =00000101: 地域網
  - =00000110: 中継網
  - =00000111: 総合通信事業者網
  - =その他 : 予備

- (39) ~ (46) (略)
2. 3 (略)

3 信号配列例(コーディング例)

フリーダイヤル、ナビダイヤルで使用する主な信号種別毎の信号配列一覧を表 3 に、信

本紙の位置づけ (略)

- 1 (略)
- 2 転送データ部
2. 1 (略)
2. 2 パラメータ構成 (POPI)  
転送データは、データ内容を示すヘッダを前置きするパラメータ列で構成される。
2. 2. 1 (略)
2. 2. 2 転送データ部個別構成  
(1) ~ (37) (略)

- (38) 隣接網形態識別  
隣接網形態識別を図 2. 4. 4 に示す。

7	6	5	4	3	2	1	0
P L I		P O		P I			

隣接網形態識別表示  
図 2. 4. 4 隣接網形態識別

- PLI=01, PO=111, PI=110  
隣接網形態識別表示=00000000: 予備
- =00000001: 予備
  - =00000010: PHS事業者網
  - =00000011: 移動体網
  - =00000100: 国際網
  - =00000101: 地域網
  - =00000110: 中継網
  - =00000111: 総合通信事業者網
  - =その他 : 予備

- (39) ~ (46) (略)
2. 3 (略)

3 信号配列例(コーディング例)

フリーダイヤル、ナビダイヤルで使用する主な信号種別毎の信号配列一覧を表 3 に、信

号配列を図3.1～図3.111に示す。

表3 (略)

7	6	5	4	3	2	1	0
(略)							
PLI=11		P0=010		P1=111			
長さ表示							
番号種別							
奇/偶	番号計画識別子		表示識別		網検識別		
NI	第2アドレス情報		第1アドレス情報				
:							
ファイラー(必要な場合)		第Nアドレス情報					
(略)							
PLI=11		P0=111		P1=101			
長さ表示							
情報識別表示							
奇/偶	第2アドレス情報		第1アドレス情報				
:							
ファイラー(必要な場合)		第Nアドレス情報					
(略)							

発ユーザ番号  
(依存型PHS  
発信時、必ず設  
定)

発信地域情報  
(接続型PH  
S、自動車/携  
帯発信時、必ず  
設定)

図3.1 SDRQ(一般接続呼)信号配列

(略)

技術的条件集別表18 サービス制御統括局接続インタフェース仕様

本別表は、NSSP(Network Service Support Point)とNSP(Network Service Control Point)の通信及びSMS(Service Management System)とSCP(Service Control Point)の通信におけるプロトコルについて記述するものです。本別表は当社網と特定中継事業者網間及び当社網と特定端末系事業者網間に適用します。当社網と他の事業者網との間では、適用できない場合があります。なお、記述内容については次のとおりとします。

- (1) 各レイヤのプロトコル条件について本仕様書で規定します。
- (2) 各サービスで使用する電文及びシーケンスについては別に規定します。

(NSSP～NSP接続方式) (略)

号配列を図3.1～図3.111に示す。

表3 (略)

7	6	5	4	3	2	1	0
(略)							
PLI=11		P0=010		P1=111			
長さ表示							
番号種別							
奇/偶	番号計画識別子		表示識別		網検識別		
NI	第2アドレス情報		第1アドレス情報				
:							
ファイラー(必要な場合)		第Nアドレス情報					
(略)							
PLI=11		P0=111		P1=101			
長さ表示							
情報識別表示							
奇/偶	第2アドレス情報		第1アドレス情報				
:							
ファイラー(必要な場合)		第Nアドレス情報					
(略)							

発ユーザ番号

発信地域情報  
(PHS、自動  
車/携帯発信  
時、必ず設定)

図3.1 SDRQ(一般接続呼)信号配列

(略)

技術的条件集別表18 サービス制御統括局接続インタフェース仕様

本別表は、NSSP(Network Service Support Point)とNSP(Network Service Control Point)の通信及びSMS(Service Management System)とSCP(Service Control Point)の通信におけるプロトコルについて記述するものです。本別表は当社網と特定中継事業者網間及び当社網と特定端末系事業者網間に適用します。当社網と他の事業者網との間では、適用できない場合があります。なお、記述内容については次のとおりとします。

- (1) 各レイヤのプロトコル条件について本仕様書で規定します。
- (2) 各サービスで使用する電文及びシーケンスについては別に規定します。

(NSSP～NSP接続方式) (略)

(SMS～SCP接続方式)

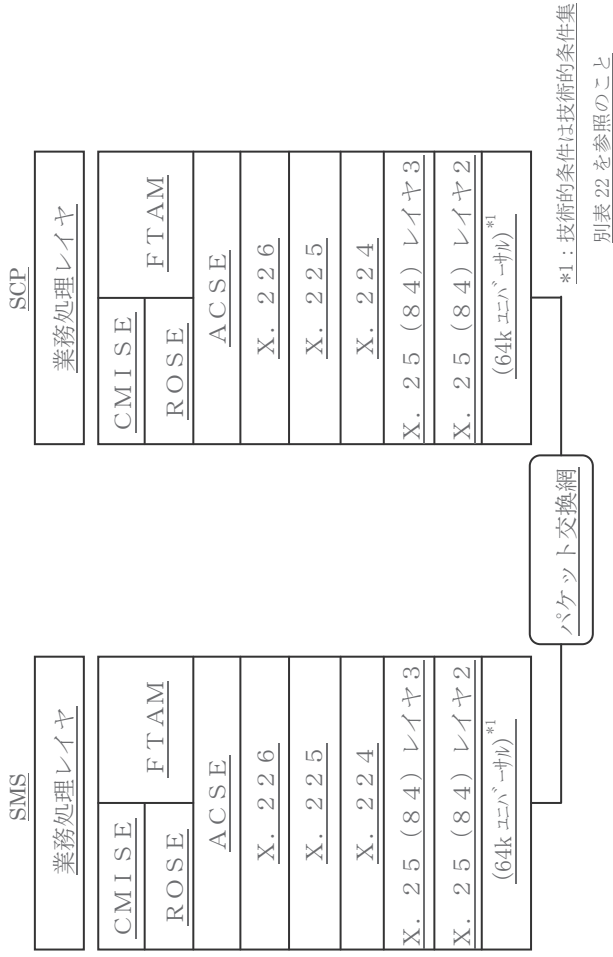
(SMS～SCP接続方式)

削除

SMSにおけるSO管理系ノード（以下「SMS」という）とSCP間の接続方式については以下のとおりとします。

1. プロトコル構成

SMSとSCP間で使用するエンド・エンドのプロトコルは次のとおりとします。プロトコル構成については図1のとおりとします。



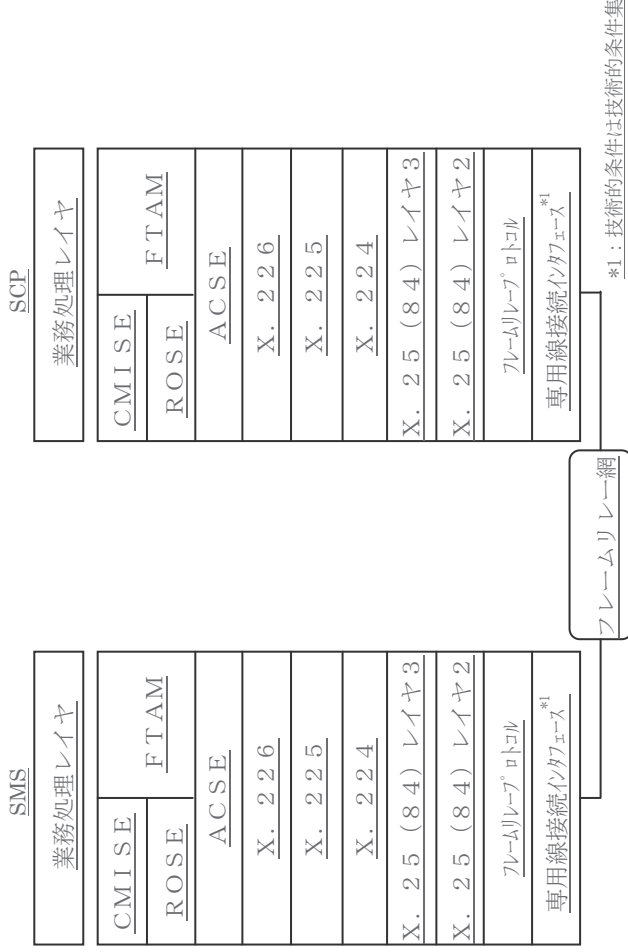


図1 SMS～SCP間のプロトコル構成

1. 1 各プロトコルのベースドキュメント  
各プロトコルにおけるベースドキュメントは表1. 1のとおりとします。

プロトコル	ベースドキュメント
フレームリレープロトコル	JT-Q922 (第1版) コア機能及び JT-X36 (第1版) に準拠しています。
X. 2 5 (8 4)	JT-X25 (第3版) に準拠しています。
X. 2 2 4	JIS X 5109(1994) に準拠しています。
X. 2 2 5	JIS X 5202(1991) に準拠しています。
X. 2 2 6	JIS X 5601(1995) 及び 5602(1995) に準拠しています。
ACSE	JIS X 5702(1991) に準拠しています。
ROSE	JIS X 5708(1991) 及び 5709(1991) に準拠しています。
CMISE	JIS X 5761(1992) 及び 5762(1992) に準拠しています。
FTAM	JIS X 5721(1991)、5722(1991)、5723(1991) 及び 5724(1991) に準拠しています。

表1. 1 各プロトコルのベースドキュメント

1. 2 業務処理レイヤ

業務処理レイヤの詳細仕様は別に定めます。

2. 各レイヤの接続条件

各レイヤの接続条件については、表2. 1のとおりとします。

表2. 1 接続条件

層	項番	項目	設定値
2.	1	通信手順	LAPB
	2	Dリンクの設定手順	DTEをSG設定
	3	回線状態指定(同期タイミング方式)	外部クロック
	4	通信速度	48kbps
	5	最大Iフレームビット数	149オクテット
	6	最大送信回数	20回
	7	最大アウトスタンディングIフレーム数	7
	8	動作モード応答確認用タイム	1000ms
	9	応答相乗り監視タイム	200ms

10	ビジー解除監視タイマ	60000ms	
11	送信順序番号	モジュロ8	
12	リンク手順	SLP	
13	RNR	使用しない	
3	1	使用プロトコル	X.25(84)
	2	接続形態	VC
	3	コネクシオン数	ネットワーク接続構成参照
	4	最大パケット長	1024オクテット
	5	パケットサイズのネゴシエーション要否	要
	6	ウインドウサイズ	2
	7	スループットクラス	9600bps
	8	フロー制御パラメータ折衝	要
	9	ファーストセレクト	要
	10	スループットクラス折衝	要
	11	伝送遅延選択及び表示	無
	12	DTEファシリティ	発呼ア`レス拡張 着呼ア`レス拡張
	13	モジュロ数	8
	14	発呼時の課金主体	自側課金
	15	着呼時の課金主体	相手課金
	16	Dビット制御の有無	無
	17	Mビット制御の有無	有
	18	Qビット制御の有無	無
	19	LCGN番号	規定しない
	20	LCN番号	(ユーザ定義)
	21	OPEN時のSQパケット送信要否	(関連しない)
	22	SQパケット応答監視タイマ	(関連しない)
	23	SQパケット再送回数	(関連しない)
	24	OPEN/CLOSE時処理時のリセット要否	要
	25	障害時のリセット要否	否
	26	RQパケット応答監視タイマ	180秒
	27	RQパケット再送回数	0
	28	発呼(CRパケット)応答監視タイマ	200秒
	29	CRパケット再送回数	0
	30	切断(CQパケット)応答監視タイマ	180秒
	31	CQパケット再送回数	0

3.2	DTパケット応答監視タイマ	180秒
3.3	DTパケット再送回数	再送しない
3.4	RNRパケット受信後のRRRパケット受信監視タイマ	監視しない
3.5	受信ブロック間監視の要否	要、180秒
3.6	RI, SIパケット受信後の通信停止時間	使用しない
3.7	DTEアドレス	(システム導入時に決定)
3.8	NSAPアドレス	DCC形式 (システム導入時に決定)
3.9	コールユーザデータの使用	使用する
4.0	DTE/DCEの別	DTEをSGにより設定
4.1	NSDUのサイズ	4096オクテット
4.2	パケットサイズのネゴシエーション否の場合の最大パケット長	128オクテット
4.1	TLクラス	クラス2
4.2	最大TTC数	4×SCP台数
4.3	フロー制御要否	要
4.4	最大TPDU長	4096オクテット
4.5	最大TSDU長	無制限
4.6	優先データ転送使用有無	無
4.7	クレジット値	8
4.8	多重化要否	要
4.9	トランスポートレイヤプロトコルタイマ (TS 1)	60秒
4.10	トランスポートレイヤプロトコルタイマ (TS 2)	60秒
4.11	AK待ちタイマ	使用しない
4.12	明示的フロー制御の要否	要
4.13	TPDUの連結と分離の要否	要
4.14	TPDUの分割と組立の要否	要
4.15	分流と合流の要否	否
4.16	TSAP	DCC形式 (システム導入時に決定)
4.17	NC解放タイマ1	240秒
4.18	NC解放タイマ2	30秒
4.19	拡張ナンバリングフォーマットの提案有無	提案しない
5.1	セッションプロトコル版数	第2版

	機能単位	カーネル+全二重のみ
2	最大SPDU長	無制限
3	最大SSDU長	無制限
4	最大SSAP数	4×SCP台数
5	SSAP-ID長	DCC形式 (シフト導入時に決定)
6	Sセレクトタ	00(DCC形式)
7	セッションプロトコルタイム	使用しない
8	CN-SPPDU 送出後の応答監視	10秒
9	FN-SPPDU 送出後の応答監視	10秒
10	AC-SPDU 中の SSAP-ID の有無	含める
11	抽象構文名	ACSE 2.2.1.0.1 FTAMPCI 1.0.8571.2.1 FTAM-3 1.0.8571.2.4
6	Pセレクトタ	00(DCC形式)
2	機能単位	カーネル 第1版
3	プロトコル版数	カーネル 第1版
ACS	機能単位	カーネル 第1版
E	プロトコル版数	1.0.8571.1.1 1.3.9999.1.7
FTA	応用コンテキスト名	1
M	AP名称	使用しない
	AE修飾子	使用しない
	APインボケーション識別子	使用しない
	AEインボケーション識別子	使用しない
	実装情報	偽
	プレゼンテーションコンテキスト管理	転送
	サービスクラス	カーネル、読み出し、書き込み、グループ化
10	機能単位	カーネル
11	属性グループ	使用しない
12	共用ASE情報	回復なし
13	FTAMサービス品質	FTAM-3
14	コンテントリリスト	



	起動側識別	(ユーザ定義)
15	課金先	使用しない
16	パスワード	使用する
17	チェックポイントウインドウ	設定しない (デフォルト値"1")
18	仮想ファイル名	1から255文字までの文字列(英数字,#,/)
19	要求アクセス	読み出し、置換
20	アクセスパスワード	使用しない
21	同時性制御	使用しない
22	診断	詳細情報は64オクテットまで
23	最大列長	0
24	列特性	意味なし
25	アソシエーションクラス	3
26	操作クラス	2及び5
27	プロトコル版数	第2版
28	応用コンテキスト名	0.3.4401.9.2.6
29	AP名称	(ユーザ定義)
30	AE修飾子	4
31	APインボケーション識別子	使用しない
32	AEインボケーション識別子	使用しない
33	プレゼンテーションコンテキスト定義リスト	識別子:5 転送構文名: 0.3.4401.9.2.7
34	機能単位	カーネル 複数プロジェクト選択 フィルタ、複数応答
35	スコープ	デフォルト(基点オプション外)または"下位レベル"
36	フィルタ	"NOT"は使用しない フィルタアイテムは最大10

ROS  
E

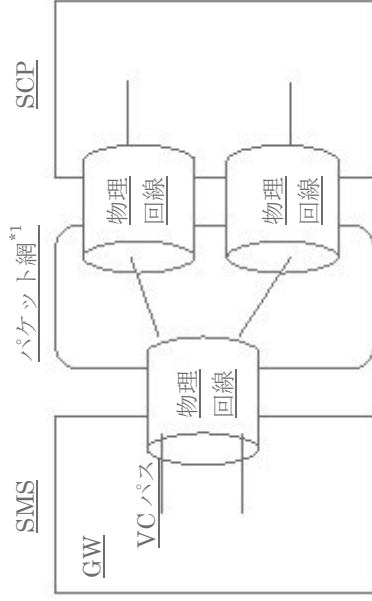
CMI  
SE

1.1	属性識別子	LocalForm を使用
1.2	動作型	LocalForm を使用
1.3	事象型	LocalForm を使用
1.4	オブジェクトクラス	LocalForm を使用
1.5	オブジェクトインスタンス	nonSpecificForm を使用
1.6	processingFailure で errorInfo 使用時の ErrorID	SMS:0.3.4401.9.5.5 SCP:0.3.4401.9.5.2

### 3. ネットワーク接続構成と接続条件

#### 3.1 ネットワークの接続構成

PHS 接続における、SMS と SCP 間のネットワーク構成は図 3.1 のとおりとします。



\*1: パケット網の他にフレーム網を介した接続も可能

図 3.1 ネットワーク構成 (PHS)

#### 3.2 接続条件

SMS と SCP 間の接続条件は表 3.1 のとおりとします。

表 3.1 SMS ～ SCP 間の接続条件

接続機能	PHS
------	-----

	使用プロトコル	CMISE+FTAM
<u>Nコネクション</u>	<u>本数 / 1相手ノット</u>	<u>2本×GW数</u>
	<u>起動側</u>	<u>SMS</u>
	<u>起動契機</u>	<u>システム立上げ時</u>
<u>CMISEアプリケーション</u>	<u>本数 / 1Nコネクション</u>	<u>1本</u>
	<u>起動側 (マネージャ)</u>	<u>SMS</u>
	<u>起動契機</u>	<u>システム立上げ時</u>
	<u>使用アプリケーション</u>	<u>M-SET., M-ACT., M-EVE. -REP.</u>
<u>FTAMアプリケーション</u>	<u>本数 / 1Nコネクション</u>	<u>1本</u>
	<u>起動側</u>	<u>SMS</u>
	<u>起動契機</u>	<u>通信要求発生時</u>
	<u>F転の方向</u>	<u>SMS←→SCP</u>

技術的条件集別表 19.1 I N A P仕様 (網内信号部)

第 I 編 I N A P仕様 (網内信号部)

1 ～ 3 (略)

4 共通 I N C S - 2 型

4. 1 データ型

-- 共通データ型の定義が以下に続く  
(略)

```
AuthenticationCategory ::= ENUMERATED {
    nTT(1)
}
```

-- 端末認証に利用する認証方式を示す。

AuthenticationInformation ::= OCTET STRING(SIZE(16))

-- P H S 端末の認証に利用される乱数および P H S 端末から受信した演算結果を順に並べた情報を示す。それぞれの情報は 8 オクテットある。

```
BCSMEvent {PARAMETERS-BOUND : bound} ::= SEQUENCE {
    eventTypeBCSM [0] EventTypeBCSM,
    monitorMode [1] MonitorMode,
    legID [2] LegID
    OPTIONAL
}
```

-- 監視するための B C S M イベント情報を示す。  
-- Disconnect の DP 設定時は legID は必須である。  
(略)

```
OriginalCalledPartyID {PARAMETERS-BOUND : bound} ::= OCTET STRING
(SIZE(bound.&minOriginalCalledPartyIDLength..
bound.&maxOriginalCalledPartyIDLength))
-- 第 1 着番号を示す。符合化については、Q. 7 6 3 の Original Called Number を参照のこと。
```

PSubscriberData ::= SEQUENCE {

技術的条件集別表 19.1 I N A P仕様 (網内信号部)

第 I 編 I N A P仕様 (網内信号部)

1 ～ 3 (略)

4 共通 I N C S - 2 型

4. 1 データ型

-- 共通データ型の定義が以下に続く  
(略)

```
AuthenticationCategory ::= ENUMERATED {
    nTT(1)
}
```

-- 端末認証に利用する認証方式を示す。

```
BCSMEvent {PARAMETERS-BOUND : bound} ::= SEQUENCE {
    eventTypeBCSM [0] EventTypeBCSM,
    monitorMode [1] MonitorMode,
    legID [2] LegID
    OPTIONAL
}
```

-- 監視するための B C S M イベント情報を示す。  
-- Disconnect の DP 設定時は legID は必須である。  
(略)

```
OriginalCalledPartyID {PARAMETERS-BOUND : bound} ::= OCTET STRING
(SIZE(bound.&minOriginalCalledPartyIDLength..
bound.&maxOriginalCalledPartyIDLength))
-- 第 1 着番号を示す。符合化については、Q. 7 6 3 の Original Called Number を参照のこと。
```

```

gN.
subscriberClass [0] SubscriberClass DEFAULT
traceCallIndication [1] BOOLEAN DEFAULT

```

FALSE

└  
 -- PHS 加入者データを示す。

```

RedirectingPartyID {PARAMETERS-BOUND : bound} ::= OCTET STRING
(SIZE
(bound.&minRedirectingPartyIDLength..bound.&maxRedirectingPartyIDLength))
-- リダイレクション番号を示す。符合化については、Q. 7 6 3 の Redirecting number
を参照
-- のこと。
(略)
ServiceKey ::= OCTET STRING (SIZE(1))
-- S C F が適切なサービス論理を選択可能とする情報である。
-- ServiceKey の値は SSF/CCF で保持する値が設定される。具体的なデータ値は起動され
るサー
-- ビスのサービス定義域
-- ID を示すが、SSF/CCF ではそれを意識しない。値の範囲は当面、-128 から 127 である。

```

```

StartPointModForFirstDigitTO ::= ENUMERATED {
promptStart(1)
}

```

```

SubscriberClass ::= ENUMERATED {
gN(0), -- 一般
uR(1), -- 優先
sUR(2) -- 最優先
}

```

-- P H S 端末の加入者クラス (優先/非優先) を示す。

```

TerminalEncipherKey ::= OCTET STRING(SIZE(8))
-- P H S 端末の認証キーを示す。
(略)

```

```

RedirectingPartyID {PARAMETERS-BOUND : bound} ::= OCTET STRING
(SIZE

```

(bound.&minRedirectingPartyIDLength..bound.&maxRedirectingPartyIDLength))  
 -- リダイレクション番号を示す。符合化については、Q. 7 6 3 の Redirecting number  
 を参照

-- のこと。

(略)

```

ServiceKey ::= OCTET STRING (SIZE(1))

```

-- S C F が適切なサービス論理を選択可能とする情報である。

-- ServiceKey の値は SSF/CCF で保持する値が設定される。具体的なデータ値は起動され  
 るサー

-- ビスのサービス定義域

-- ID を示すが、SSF/CCF ではそれを意識しない。値の範囲は当面、-128 から 127 である。

```

StartPointModForFirstDigitTO ::= ENUMERATED {
promptStart(1)
}

```

(略)